

DB

1355

(H6)

1997

章士釗研究

鐙屋 一

寄贈
鐙屋一氏

99006236

目 次

序 章	1
【第1部】「章士釗の議会主義政治論」	10
第1章 青年章士釗の政治的肖像	11
はじめに	
第1節 新学堂の退学生	
(1)長沙から南京へ	
(2)学堂の腐敗と愛国学社の設立	
(3)南京から上海へ	
第2節 愛国学社の章士釗	
(1)愛国学社と「軍国民主義」	
(2)『蘇報』事件	
第3節 革命宣伝と章士釗	
(1)『国民日日報』と華興会	
(2)『黄帝魂』の思想	
第4節 日本亡命から英国留学へ	
小 結	
第2章 『民立報』における章士釗の議会主義政治論	28
はじめに	
第1節 「約法体制」の成立	
(1)清末における議会制論	
(2)「臨時約法」と内閣制	
第2節 章士釗の政治論と唐紹儀内閣の崩壊	
(1)章士釗の責任内閣制論	
(2)唐紹儀内閣の崩壊とその影響	
第3節 民国政党政治の出発	
(1)章士釗の政党政治論	
(2)宋教仁の台頭と国民党の結成	
(3)エリート主義	
(4)進歩党の結成と二大政党体制	
小 結	

はじめに

第1節 章士釗の北上

- (1)張振武殺害事件
- (2)総統責任問題
- (3)袁世凱幕下の章士釗

第2節 武力解決論の台頭

- (1)国民党の分裂と議会主義からの後退
- (2)武力北伐論の再燃

第3節 第二革命と章士釗

- (1)章士釗の討袁工作
- (2)第二革命の発端
- (3)南京討袁軍の章士釗

小結

はじめに

第1節 『甲寅』雑誌と章士釗

- (1)『甲寅』雑誌の発刊
- (2)『甲寅』時代の陳独秀と李大釗

第2節 章士釗の調和論

- (1)調和論と西欧政治思想
- (2)反対の制度化
- (3)政治的寛容
- (4)政治統合論としての調和論

第3節 専制批判と討袁の論理

- (1)専制批判の論理
- (2)革命独裁批判
- (3)討袁の論理

小結

はじめに

第1節 欧事研究会の結成と章士釗

- (1)中華革命党の成立
- (2)欧事研究会の結成

第2節 雲南蜂起と軍務院

- (1)護国軍の蜂起
- (2)軍務院の生成と消滅

小結

はじめに

第1節 章士釗の思想的影響

- (1)『甲寅』日刊の発行
- (2)李大釗の調和論

第2節 北京安福国会と広東非常国会

- (1)安徽派の台頭と安福国会
- (2)護法運動と南方国会

第3節 南北和平会議の開催と章士釗

- (1)章士釗の軍政府秘書長就任
- (2)日本における章士釗の唐紹儀工作
- (3)南北和平会議の開催
- (4)第三の議会構想

小結

【第2部】「新たな政治統合論の模索」

104

第7章 章士釗の新国家建設構想

105

はじめに

第1節 章士釗の連邦統一構想

第2節 ギルド社会論と農業立国論

- (1)欧州視察中の章士釗
- (2)湖南帰郷中の章士釗
- (3)北京の章士釗

第3節 「法統」論争と連省自治運動

- (1)「法統」の回復
- (2)黎元洪の失脚と章士釗の南下
- (3)章士釗と連省自治運動

小結

第8章 新文化運動批判と文化的保守主義

122

はじめに

第1節 新旧文化に関する論争

第2節 章士釗における政治と文化

- (1)章士釗の東西文化論
- (2)章士釗の新文化運動批判

小結

はじめに

第1節 「国民会議」と「善後会議」

- (1)臨時執政府の樹立と章士釗
- (2)孫文北上と「国民会議」運動
- (3)「善後会議」の開催

第2節 閣僚としての章士釗

- (1)章士釗における「法統」の否定
- (2)国憲起草委員会

小結

第10章 臨時執政府の崩壊と章士釗の挫折

はじめに

第1節 女師大事件と章士釗の挫折

- (1)国恥記念大会
- (2)女師大事件
- (3)標的としての章士釗

第2節 三一八事件と臨時執政府の崩壊

小結

【第3部】 「政治の中の知識人」

第11章 「訓政体制」と章士釗の政治的位置

はじめに

第1節 東北大学における章士釗

第2節 陳独秀裁判と章士釗

- (1)陳独秀の逮捕と裁判
- (2)章士釗の弁護
- (3)『中央日報』との論争

第3節 冀察政務委員会における章士釗

小結

第12章 抗日戦期の章士釗と議会主義政治論への回帰

はじめに

第1節 国民参政会参政員

- (1)国民参政会と憲政運動
- (2)章士釗の政党結成案

第2節 「国民大会」と新憲法草案

	(1)政治協商會議の開催	
	(2)国民大会の開催	
	(3)議会主義政治論への回帰	
第3節	漢奸裁判における章士釗	
	小結	

第13章	国共和平交渉における章士釗	186
------	---------------	-----

	はじめに	
第1節	上海和平代表団の章士釗	
	(1)上海人民和平交渉代表団の成立	
	(2)章士釗の代表団参加の理由	
	(3)上海代表と中共の和平交渉	
第2節	南京政府和平代表団の章士釗	
	(1)南京政府代表の人選	
	(2)国共和平交渉の経過	
第3節	章士釗の「統一戦線工作」	
	小結	

第14章	中華人民共和国における章士釗	201
------	----------------	-----

	はじめに	
第1節	北京における章士釗	
第2節	反右派闘争と章士釗	
第3節	『邏輯指要』の再刊	
第4節	文革の中の章士釗	
第5節	『柳文指要』の出版	
第6節	章士釗の死	
	小結	

終章		211
文献一覧		218

序 章

1. [本研究の目的]

本研究は、清末から人民共和国建国後にいたる章士釗（しょう ししちょう、Zhang Shi-zhao、1881年-1973年）⁽¹⁾の思想と行動の解明を目的としている。

それは、20世紀中国の政治史において章士釗の思想と行動がもつ意義を明らかにする試みであり、それによって今世紀前半における中国の政治史を新たな観点から展望する試みである。

近現代中国政治史は長らく、革命史として記述されるのが常態であり、革命史の主流から逸脱する人物・思想・党派についての研究蓄積は遅延してきた。章士釗研究についても同様で、共産党内部で高い評価を受ける魯迅との対立、1920年代半ばの学生運動に対する弾圧当局側であったこと、その保守主義的主張など、いくつかの理由から従来きわめて否定的な評価がなされてきた。

「章士釗の思想は陳腐で、行為は卑劣である。……でたらめもはなはだしい復古運動を提唱し、新思想を圧迫して時代の精神を抹殺することによって寵愛と職位を固めようとした⁽²⁾」。

このような1925年における作家魯迅の章士釗批判は、後世の通史においても踏襲され、章士釗は「封建勢力と結託」した「復古の逆流⁽³⁾」であり、「腐りはてた没落階級の代表⁽⁴⁾」であると酷評されるのが普通であった。

章士釗の92年にわたる生涯は、清朝の崩壊から中華民国をへて中華人民共和国にいたる、20世紀の中国の政治史上の画期となる重大事件を背景とする生涯であった。

章士釗の業績と活躍した分野も広範であった。章は『蘇報』をはじめ著名な定期刊行物の編集者・ジャーナリストであり、また西欧政治思想の紹介に努めた政治思想家でもあり、大学の教壇で論理学を講じ著作を残す論理学者でもあった。晩年には柳宗元研究を世に問い大部な著作を上梓するなど、秀でた古典文学研究者としてもよく知られている。そしてまた、長年弁護士事務所を構え、陳独秀、周仏海など政治犯の弁護も行なう名だたる弁護士でもあった。さらに、華興会、第二革命、第三革命に参加し政府顛覆に奔走する革命家であり、段祺瑞政権においては閣僚を務める政治家でもあった。

冷戦の終了をもたらし近年の政治的環境の変化によって、また毛沢東など革命第1世代の死去によって、従来のイデオロギー的拘束から解放された視点から、中国においても章士釗の独特な政治思想と行動に光を投げかけることが可能となり、これまで否定的に評価されてきた章士釗の思想内容と政治的立場の多くの側面について新たな評価を行うことが求められている。本研究において、資料に依じて相応の密度を保ちつつ章士釗の思想と行動を解明し、客観的な評価を試みることは、他の人物研究に比してこれまで遅延してきた章士釗研究を発展させる大きな契機となるはずである⁽⁵⁾。

2. [本研究の基本的視角]

(1) 本研究における基本的視角は、章士釗の政治思想の中核は「反対の制度化」と「政治的寛容」を特徴とする自由主義思想であり、その思想的基盤にはエリート主義と保守主義とが横たわり、それらが統治機構論の面では「責任内閣制」論と「政党政治」論を柱とする議会主義政治論

として発現している点にある。

そこで第1に、長期間の多岐にわたる章士釗の思想的営為に対し、政治統合論の一類型としての議会主義政治論という観点から接近したいと思う。20世紀前半の中国政治史における国家建設のための政治統合論として議会主義政治論が果たした役割を、章士釗という人物を通じて分析することが可能になると考える⁽⁶⁾。

清朝倒壊後の中国の政治的課題は、いかに政治統合を達成し、中国を近代国家たらしめるべく国家建設を行うかであった。この政治統合は客観的には次の2つの問題への解答であると考えられる。ひとつは、清末以来進展しつつあった統治機構の分裂と社会規範の分裂とによる清朝の統治能力の弱体化を克服するという、換言すれば、前近代的伝統社会の社会的モビリティの低い、社会的構造分化の未発展な、それゆえ古い社会関係が維持され、伝統的権力の残存する中国を、近代的な国民国家へと編成してゆくことである。そしてまたひとつは、帝国主義に対する従属的・半従属的地位から脱却するために政治的自立を達成することである。相互に内面的な関連を有するこの2つの問題に対する解答は、中国を新しい国家構造に編成するための政治的凝集力の創出がそれであった。この課題達成の担い手については、エリート主義的政治観が前提となっていたが、それは当時の政治思想家が大なり小なり共有するところであったと考える。

辛亥革命直後の1912年、章士釗は中華民国の統治機構として議会主義的政治制度の導入を主張した。そしてそれは、主張の強度や頻度に違いはあったが、第三革命直前の1914年、抗日戦終了後の1946年という各局面においても繰り返されている。

議会が国権の最高機関として行政府に対し政権を信託する議会主義による政治制度は、軍事力で成立した政権にとっては、政権の合法性を証明し自らを権威づける正統性の根源であった。中華民国の各時期における政府の実力は軍事力に依存したけれども、いずれの体制においても、議会の承認の有無がその正統性に大きくかかわっていた。また、1925年以降1945年まで中国には議会がなかったが、南京政府の時代は国民大会開催による憲政移行が政権掌握の大前提であった。そして対抗しあう政府同士が、外圧への抵抗の必要と国内世論からの要求にうながされ、内戦を停止し、国内諸勢力を結集し、統一政府形成の試みがなされることがしばしばであった⁽⁷⁾。

清朝の滅亡後に登場したほとんどの政権は、その正統性を証明するために議会主義的な装置を必要とした。そして民初の議会主義政治論が存在したために、その後誕生した軍事政権は、民初の議会主義を基準として評価されるようになった。

議会主義とは、討論と合意によって国内の政治上の紛争を解決するための政治制度とそれを擁護する政治思想である。章士釗は、国家体制を討議する場となった1918年の南北和平会議、1938年の国民参政会、1946年の国民大会、1949年の国共和平会談、同年の中国人民政治協商会議といった合議機関に参加している。その背景には、議会主義的政治思想が存続していたか、あるいは必要とされていた状況があったと考えられる。すなわち、今世紀における中国の政治史の基底に、議会主義の思想的水脈が存続しており、章士釗の思想と行動を手がかりにすることによって、それをたどることができる。と考える。

以上から換言すれば、本研究は、政治統合の方法としての議会主義政治論の存在証明を行なう作業である。1980年代末以降、一党独裁体制の動揺とその国際的な再検討が進められ、なおかつ中国においては持続的経済発展の必要性とそれを支える政治基盤の確立が求められてきている。こういう条件下で、西欧の政治学説を受容した章士釗の議会主義政治論の再評価が、今後いよいよ重要な課題となってくるであろう。

第2に、本研究では、政治統合の原理として主張された議会主義の基盤には自由主義的政治思想が存在し、専制政治を批判する原理、革命独裁を批判する原理として現われていると考える。

民国初期に存在していた政治統合論には次の3つの類型があると言える。すなわち、①清朝の遺産継承者でもある袁世凱による軍事力と官僚制による伝統的政治体制の回復という政治統合の方法と、②（将来における民主主義的立憲体制の実現を前提とした）革命政党による軍事的に一党独裁体制の樹立という方法、そして、③競合する政治勢力の協議による共存という、過去の中国には未経験の方向を目指す、章士釗の構想する議会主義政治体制樹立という方法である⁽⁸⁾。

専制と独裁に反対する章士釗にとって、前二者は自らの方法論と対立する思想にほかならなかった。とくに第二革命失敗後、亡命先の日本において発行した『甲寅』雑誌に発表した章の諸論文においてそれは明らかである。章士釗は袁世凱政府の専制政治と孫文等中華革命党の革命独裁とを、「反対の制度化」と「政治的寛容」の伸展を阻害し、異なる意見の存在を認めぬ思想であるという観点から批判している。そして章の自由主義思想は南京政権の訓政体制を批判する原理ともなっている。『甲寅』時代の章士釗の思想を自由主義思想論と評価する試みは、本研究の中核的な作業となるであろう⁽⁹⁾。

第3に、1920年代に章士釗が議会主義政治論の中国への導入に対し悲観的な見解を表明したことは見のがせない事実である。外来の政治思想である議会主義を中国に輸入したい、中国という政治的土壌には議会主義の健全な発展を阻害する要因があると章は考えており、ギルド社会主義の影響下で新たな政治統合の方法を模索するにいたっている。この新たな方法の形成過程と表現形態を知ることにより、第一次大戦後、1920年代の中国に生じた政治的環境変化の意味をさぐる事が可能となると考える。

この時期には章の思想の保守主義的特徴が顕在化しているとみることができる。一般に、保守主義は、明確な論理構造をもったイデオロギーとしては捉え難い思想態度だが、社会は複雑で有機的な生命体であるとなし、歴史的現在とは政治・経済・学問・宗教・倫理などの諸要素が自然醸成的に培われ調和した結果であって経験的な叡智が沈殿したものであると考え、現状維持的で、既存の制度と伝統的価値を尊重し、未知より既知のものを、急激な変動よりも漸次的変化を好むという特徴をもつ。新文化運動と新文学運動に対する反対、古文擁護論、儒教教育の重視、農業立国論などの一連の章士釗の言動もまた近代中国における保守主義という観点から考察する必要がある⁽¹⁰⁾。

(2) 多彩な経歴をもつ章士釗をとりまく人間関係は、極めて広範なものであり、主要なところでは章炳麟・鄒容・蔡元培・黄興・呉敬恒・宋教仁・孫文・袁世凱・黎元洪・岑春煊・梁啓超・蔡鍔・李大釗・陳独秀・梁漱溟・段祺瑞・魯迅・杜月笙・張学良・宋哲元・周仏海・毛沢東といった近代中国政治史上顕著な役割を果たした人物と直接かかわるものである。よって本研究では、章士釗の思想と行動との関連から、章士釗の人間関係を可能な限り明らかにしたいと考える。本研究によって、そのような章士釗の人間関係を明らかにすることは、フォーマルな領域では不透明である水面下の人脉が政治の動向に大きな影響力をもつ中国政治史の研究にとって裨益するところ少なくないであろう。

とくに政治的舞台から退場した晩年の章士釗は、時の権勢者による庇護を受けることが多く、張学良・杜月笙・毛沢東の庇護なくしては政治的変動期を生き延びることは困難であった。よって、政治的な庇護者もち政界を遊泳する知識人という観点から、章士釗の行動とパーソナリティの特色を捉えることで、中国における無党派知識人のひとつの類型を描き出せるのではないかと考える。

3. [本研究の時期区分]

本研究では章士釗を政治史の中へと還元し、章士釗の思想と行動とが各時期の政治的環境においてどのような関連をもったかを解明することを基本的な方法とする。対象とする時期は章士釗の生涯全般とするが、政治的活動と直結しない青年期以前と最晩年は除く。

章士釗の活動時期の大部分は中華民国期に相当し、政治史上の重要な局面のいくつかと直接に、あるいは間接に関わっている。よって章士釗の行跡と民国期の政治史との接点をたどってゆくことにより、章の目を借りて民国政治史に接近することが可能となる。これによって中国政治史をある程度客体化し、その通時的な特徴を視野に入れることが可能となる。中華人民共和国建国後

における章士釗については、章士釗自身が政治史の展開上枢要な位置になく、史料上の制約もあるため、最少限の伝記的記述にとどめざるを得なかった。今後の研究の発展をまちたい。

本研究においては、章士釗の生涯を大きく3つに分けて考察する。

【第1部】は、1903年から1921年まで。青年時代と2度目の渡欧まで。

【第2部】は、1921年から1928年まで。湖南への旅から3度目の渡欧まで。

【第3部】は、1930年から1973年まで。東北大学就任からその死まで。

すなわち、序章と終章とを除く14章のうち、【第1部】は第1章から第6章まで、【第2部】は第7章から第10章まで、【第3部】は第11章から第14章まで、である。

章士釗が言論活動を始める1903年から、革命運動の失敗と日本亡命をへて、英国に留学する1907年までを章士釗の青年期と概括することができ、章の生涯の画期とみなすことができるが、本研究では、この章士釗の青年時代を取り扱う第1章については【第1部】に含める。

1910年代は章士釗の言論が最も影響力を発揮した時期であった。この時期の章士釗の政治思想は、議会主義政治論と特徴づけることができる。章が、特にバジヨットやダイシーなど19世紀後半のイギリスの立憲政治に関する理論家の所説を武器に、中華民国の国家建設の問題に関して、政治思想の面からも注目に値する多くの主張を行なっている。やがて章の主張は、1921年の2度目の渡欧を境に変容を始め、そして1920年代においては、議会主義政治の中国への導入に対して否定的な考えを抱くようになり、それに代替する新たな政治機構の確立を模索し、やがて伝統文化の擁護、農業を基幹産業とした政治組織による政治統合を提唱してゆく。そして章は、むしろ保守主義的な政治論の主張者として、急進派や青年学生から批判されるようになった。よって本研究では、1921年をもって章の生涯の画期とし、1921年を境にして【第1部】（第6章まで）と【第2部】とに分けることにする。

中華民国期は、政府の所在地と軍事的背景によって、大きく北洋軍閥系の北京政府時代の民国前期と、中国国民党の南京政府時代の民国後期に分けることができる。そしてその正統性のあり方によっても、「臨時約法」（1912年3月）に基づく「約法体制」期と、「訓政綱領」（1928年10月）に基づく「訓政体制」期と概括することができる。

章士釗の生涯における政治活動は、段祺瑞政府の崩壊（1926年）と章の渡欧（1928年）とをもって濃淡の境界となっている。したがって、第1に、1926-8年以前は章士釗自身が政治史の展開の中枢部に位置することができたが、それ以後は周辺的な場所に留まることになったということ、それゆえ第2に、資料面から章の言動についてある程度の密度を保って記述できるのは20年代後半、すなわち民国前期までであり、それ以降の民国後期にあつては、断片的になるか、希薄になるかであること、さらに1928年は、章の生涯のみならず、中国の政治史上においても大きな画期であったこと、これらの理由から、章の生涯を1928年の渡欧をもって、【第2部】（第7章から第10章まで）と【第3部】とに区分することが妥当であると考え⁽¹¹⁾。

民国後期においては、1931年の満州事変、1937年の日中戦争開始、1945年の抗日戦の終了と国共内戦の開始などが重要な画期となった。政治統合論としての章の思想と行動を主眼とする本研究の場合、「約法体制」期における章士釗に関する分析が中心となり、章士釗が政治の第一線を退いた後の「訓政体制」期に関しては補完的な扱いに留まらざるを得ない。1949年の中華人民共和国成立後も同様である。したがって、民国後期と人民共和国期とを一括し【第3部】（第11章から第14章まで）とした。ただし、抗日戦終了後、議会主義政治論を再主張する時期、国共和平会談で政治の檯舞台に登場する時期があり、その思想的重要性に鑑み、本研究では紙幅を割いている。

[凡例]

- (1)註は各章毎にまとめた。
- (2)引用文中の [] は引用者の訳註または補助説明であることを示す。
- (3)引用文中の……は断わりのない限り引用者による中略箇所であることを示す。
- (4)文中では敬称は原則として省略した。

[註]

(1)章士釗は湖南省長沙の出身で、字は行齋。孤桐、秋桐などの筆名をもつ。章炳麟・黄興らと革命運動に従事し、『蘇報』事件(1903年)後、日本を経てイギリスに留学。辛亥革命直後に帰国し、『民立報』主筆として宋教仁の国民党結成を支持した。第二革命後、亡命先の東京で『甲寅』雑誌を発行し第三革命に参加した。1919年の南北和平会議には広東軍政府代表として出席。その後段祺瑞政府の司法総長、教育総長となり、女師大事件(1925年)、三一八事件(1926年)の責任を問われた。抗日戦期には冀察政務委員会法制委員、国民参政会参政員、国民大会代表などを歴任した。1949年には南京政府代表として共産党と和平交渉を行ない、その後北京に留まり、政治協商会議代表、全国人民代表大会代表を歴任した。

(2)周樹人「反対章士釗宣言」1925年8月、倪墨炎編著『魯迅署名宣言与函電輯考』書目文獻出版社、1985年4月、24頁。「……」は引用者による省略を表わす。もっとも瞿秋白の指摘によれば、『華蓋集正統編』において魯迅が書いているのは「個人を攻撃する文章」ではなく、「章士釗(孤桐)」などの名が出ていてもそれは「普通名詞として読むべきであり、社会におけるある種の典型とみなすべきである」。そして「彼ら個人の履歴はあまり深く考える必要はなく」、重要なのは彼らが「媚態の猫」、「主人よりもっとひどい犬」の類であることだという(何凝(瞿秋白)「魯迅雜感選集序言」1933年4月8日、『魯迅雜感選集』青光書局、1933年(上海文芸出版社重印版)、12頁)。

(3)劉景富「章士釗与『甲寅』周刊」王維礼主編『中国現代史大事紀事本末』上、黒竜江人民出版社、1987年、305-6頁。

(4)林茂生・王維礼・王檜林主編『中国現代政治思想史(1919-1949)』黒竜江人民出版社、1984年、218-223頁。

(5)従来、章士釗に関する総合的研究は、中国近代史上の他の人物研究と比べ、はるかに立遅れている。章士釗と同時代に同規模の活躍をした人物、例えば、章炳麟、鄒容、蔡元培、黄興、宋教仁などに関しては、伝記、年譜、文集の類が編纂され、多くの研究業績の蓄積を見ている。章士釗は、その経歴から見ても、すでに章炳麟ほどの研究業績が蓄積されてしかるべき人物であるといえる。

章士釗研究が遅延するにいたった原因としては次の点を指摘することができる。

第1は、研究を行う政治的環境の問題である。今世紀前半の近代中国政治史に関しては長らく、革命史として記述されるのが常態であり、革命史の主流、すなわち中国共産党史の主流から逸脱する人物・思想・党派についての研究は敬遠されてきた。

第2は、章士釗の政治思想の内容に関わる問題である。政治思想家としての章士釗は、議会主義政治の主張者として知られているが、冷戦時期においては「ブルジョア」的な政治思想の主張者を肯定的に評価することは憚られた。そして章士釗の政治論のもつエリート主義的嗜好、新文化運動を否定し旧文化を擁護する文化的保守主義は、大衆民主主義の拡大と進歩主義を評価する視野からは、魅力のないものに映ってしまった。

第3は、章の経歴上の負の側面に関わる問題である。女師大事件においては、その後共産党内部で高い評価を受ける魯迅と対立したこと、1925、6年には政府閣僚として学生運動を弾圧する当局側であったことなどから、魯迅の崇拜者、女師大事件や三一八運動の「被害者」が健在なうえ発言力のある地位にある段階では、章士釗研究の進展は大いに妨げられていた。

本研究は上記諸点の克服を目指すものである。しかしながら章士釗研究には、その他にも多くの困難があり、これまでの研究を制約してきた。

第1に、章の生涯は中国の近現代史の大部分の時期を覆うものであり、この時期を統一的に記述する十分な視点を確立することが容易ではなかったということ。

第2は、すでに指摘したとおり、章士釗の業績と活躍した分野が広範で多岐にわたっていたことである。

したがって、章士釗に関する先行研究の多くは、時代を限定するか分野を限定するか、あるいはその両方を行なったうえでなされてきた。回想録、新聞等の紹介記事を除き、従来の章士釗研究における限定の仕方は、さしあたって次のような状況である。

章の伝記的記述として、"Chang Shih-chao", in H. L. Boorman ed., *Biographical Dictionary of Republican China*, New York, 1967. 白吉庵「章士釗」（『民国人物伝』第4巻、中華書局、1984年3月）、白吉庵「風雨滄桑九二春—記章士釗先生」（『人物』1985年第4期）がある。いずれも章士釗の生涯にわたる時期を含んでいるが、人民共和国以後に関する記述は乏しい。

近藤邦康『辛亥革命』（紀伊國屋新書、1972年）は『黄帝魂』を、高田淳「蘇報事件の章士釗」（『季刊とうてん』2号、1975年）は『蘇報』を中心に、辛亥革命時期の革命運動に従事する章士釗を描いている。

施光享「章士釗」（『中国現代語言学家』第1分冊、河北人民出版社、1981年）は、1907年出版の『中等国文典』について、簡潔に解説した上で、その国語学上の評価を行なっている。

後藤延子「民立報期の章士釗」（信州大学人文学部特定研究報告書『文化受容とその展開』1985年3月）、同「民立報期の章士釗（続）」（『信州大学人文学部人文科学論集』第20号、1986年3月）、同「民立報期の章士釗（完）」（『信州大学人文学部人文科学論集』第23号、1989年3月）は、『民立報』時期の章士釗を対象にし、章士釗の政治的主張を分析し、当時の政治的問題との関連を丹念に検討している。

王森然「章士釗先生評伝」（『近代二十家評伝』杏叢書屋、1934年6月）、錢基博「邏輯文獻復、章士釗」1933年8月（『現代中国文学史』下編（1936年増訂本初版影印）沈雲龍主編『近代中国史資料叢刊続編』第八十三輯、文海出版社）、同「近百年湖南学風」八 譚嗣同 蔡鍔 章士釗（錢基博・李肖聃『近百年湖南学風・湘学略』岳麓書社、1985年）はいずれも1930年代に書かれ、1920年代までの章士釗を対象に、『甲寅』雑誌および『甲寅』週刊の章の論稿を引用しつつ章の政治主張を解説している。

呉相湘「章士釗倡『新旧調和論』」（呉相湘『民国百人伝』（三）、伝記文学出版社、1982年10月）は、近年の執筆になるが、1920年代までを中心とし、章の伝記的側面を均質に記述している。

丸山松幸「民国初年の調和論」（『関西大学中国文学会紀要』第2号、1969年3月）は『甲寅』雑誌を対象にして1914年の章士釗の調和論の意味を分析している。

また、例えば、近藤春雄『現代支那の文学』（京都印書館、1945年）、李何林編『近二十年中国文芸思潮論』（生活書店、1971年）、劉景富「章士釗与『甲寅』週刊」（王維礼主編『中国現代史大事紀事本末』上、黒竜江人民出版社、1987年）などは、1920年代半ばの『甲寅』週刊に掲載された章士釗の論文、とくに新文化運動、新文学運動への反対論をとりあげ、これを「『甲寅』派の反対」と概括し、中国の近代文学史上の反動的傾向として位置付けている。

郭湛波「抗戦期間中国邏輯的演變」（郭湛波『近五〇年中国思想史』龍門書店、1965年2月、香港影印版）、彭猗漣「章士釗」（『中国近代邏輯思想史論』上海人民出版社、1991年）は、章士釗の論理学の業績の集大成である『邏輯指要』を分析し、評価したものであり、とくに彭猗漣の本格的な分析は、章士釗研究の新たな分野を開拓している。

金淑琴「李大釗与章士釗」（中共中央党史研究室科研局編『李大釗研究文集』新華書店、1991年）は、李大釗との関係という切断面を用意して章士釗を分析したもので、従来高一涵の回想録に束縛されてきた『甲寅』日刊時期の章士釗評価を打破するのに成功している。

丁偉志「重評“文化調和論”」（中国社会科学院科研局・『中国社会科学』雑誌社編『五四運動与中国文化建設—五四運動七十周年學術討論會論文選』上、社会科学文献出版社、所収）は、章士釗に関する專著論文ではないが、1920年代の東西文化論争における章士釗の保守主義的主張

を分析し、従来の視野にはない肯定的な評価を導いており、今後の章士釗研究が進展するひとつの方向を暗示している。

また近年の毛沢東熱の影響で、例えば、夏鷺「対一個人要看他全面的一生——毛沢東和章士釗」(鐘辰・夏鷺・葉蘭編『領袖交往実録系列 毛沢東』四川人民出版社、1992年)など毛沢東と章士釗との関係についての記述が少なからずあるが、その多くは、章士釗の娘の回想録である、章含之「我与父親章士釗」(『文匯月刊』1988年第3期・第4期。のち戴晴・鄭直淑・章含之『梁漱溟、章士釗与毛沢東』香港達芸出版社、1988年10月、所収)を藍本としている。

限定を行わず、章士釗の生涯にわたる広範な業績を総体的に把握しようとしたのが、高田淳「章士釗について」(『思想』589号、1973年。のち『章炳麟・章士釗・魯迅』龍溪書舎、1974年、所収)、同「章士釗の死」(『章炳麟・章士釗・魯迅』龍溪書舎、1974年、所収)である。高田論文の接近方法の特徴は、豊富な古典教養を武器に、文人としての章士釗の姿を描こうとしている。すなわち中国文化の伝統の中で通時的な存在である政治的知識人の特徴を章士釗にも見出し、社会主義建設と文化大革命の時期における文人の存在という違和感を出発点にして、章士釗の文人的側面を歴史と政治の中から切り出してゆくという方法をとっている。今のところ章士釗に包括的なイメージを与える数少ない業績のひとつであり多くを教えられた。

(6)「政治統合」という用語の内容は、近代化しつつある諸国の国家建設を議論する際、対象として観察されている国家の特殊性と研究者のそれぞれの動機の相違によって、幅広い意味をもって用いられている。マイロン・ヴァイナーは、「政治統合」を定義することは社会と政治システムをひとつにまとめるものは何か、を定義する試みであるとし、次の5つの次元の問題をさすとした。すなわち、(1)文化的社会的に異なる集団を単一の領土的統一体にまとめる過程と国民的アイデンティティの確立(国民統合)、(2)下属する政治体あるいは領域(明確な文化的社会的集団と一致したりしなかったりする)を覆う国民的中心的権威の確立(領土的統合)、(3)政府を被治者に結びつける問題、エリートとマスのギャップの克服の問題(エリートとマスの統合)、(4)社会秩序維持に必要な最少限の価値観の一致(価値の統合)、(5)社会の人々が何らかの共通の目標を組織する能力(統合的行動)である(Myron Weiner, "Political Integration and Political Development", *The Annals of the American Academy of Political and Social Science*, March 1965.)。また、コールマンは、垂直的統合としての政治的統合 political integration と、水平的統合、あるいは、同質の領土的政治共同体の確立としての領土的統合 territorial integration とを区分して分析することを提唱した(James Coleman and Carl Rosberg, *Political Parties and National Integration in Africa*, Berkeley: University of California, 1964.)。

政治統合(あるいは政治統一)については、以下の文献を参照。James S. Coleman, "The Problem of Political Integration in Emergent Africa", *The Western Political Quarterly*, Vol. VIII No.1 1955 March. Clifford Geertz, "The Integrative Revolution: Primordial Sentiments and Civil Politics in the New States", in C. Geertz ed., *Old Societies and New States: The Quest for Modernity in Asia and Africa*, The Free Press, 1963. Myron Weiner, "Political Integration and Political Development", *The Annals of the American Academy of Political and Social Science*, March 1965. 日本政治学会編『年報政治学1978年 国民国家の形成と政治文化』岩波書店、1980年。吉富重夫『政治的統一の理論』有斐閣、1955年。Amitai Etzioni, *Political Unification: A Comparative Study of Leaders and Forces*, Holt, Rinehart and Winston, Inc., 1965. Karl W. Deutsch, *Tides among Nations*, New York: The Free Press, 1979. またとくに中国を対象としたものとして、James E. Sheridan, *China in Disintegration: The Republican Era in Chinese History 1912-1949*, The Free Press, 1975.がある。

エツィオニは、政治的共同体における政治的統合を次の3つの次元で捉えようとしている。すなわち、(1)暴力手段の使用の実質的な制御。(2)共同体全体にわたる資源と報酬の配置に影響を与える政策決定の中心。(3)政治的に自覚した市民の大多数にとって政治的一体感を与える支

配的な焦点 (Amitai Etzioni, *op.cit.* p.4) である。政治統合論として民初議会主義を観察するさいの大きな手がかりを与えている。

近現代中国を分析するにあたって国家建設論を採用する議論の多くは、統合(国家統一)に焦点を置くために、現実的な政治勢力(軍事力)を保有した孫文、袁世凱、蒋介石といった政治指導者あるいは中国国民党、中国共産党など政党に議論が集中する。議会主義といった自由主義的な(しかも失敗した)政治論については、かろうじて宋教仁について言及されるが、宋の死とともに歴史の舞台から消え去る、という扱いになる。自由主義的な政治論は、1920年代後半以後の第三勢力の登場から1940年代の民主同盟への流れとして記述されることがあるが、民初のそれに触れられることはまれである。

中国の国家建設の問題を扱うベデスキは、「国民党はどこまで国家建設をなしえたか」の解明にあたって、ダントレーヴの国家論に依拠しつつ、国家建設を(1)実力としての国家、(2)権力としての国家、(3)権威としての国家の3要素について把握しようとしている (Robert E. Bedeski, *State-Building in the Modern China: The Kuomintang in the Prewar Period*, Institute of East Asian Studies, University of California, Berkeley, 1981, Chap.1)。また中国における国家建設(国家統合、国民統合、政治統合)を問題視しようとする論考として以下のものがある。土田哲夫「南京政府期の国家統合——張学良東北政権(1928~31年)との関係の例——」中国現代史研究会編『中国国民政府史の研究』汲古書院、1986年。西村成雄『中国ナショナリズムと民主主義——20世紀中国政治史の新たな視界——』研文出版、1991年。田中比呂志「近代中国における国家建設の模索——天壇憲法草案制定時期を中心として——」『歴史学研究』646号、1993年6月。横山英・曾田三郎編『中国の近代化と政治的統合』溪水社、1992年(同書には中山義弘「孫文における国民統合の論理構造」、横山英「国民革命期における中国共産党の政治的統合構想」、楠瀬正明「中華民国の成立と臨時参議院」、金子肇「1920年代前半、北京政府の『地方自治』政策と省自治風潮」、水羽信男「1940年代後半期における中国民主派知識人の国家統合をめぐる論調」が含まれる)。塚本元『中国における国家建設の試み——湖南1919-1923年——』東京大学出版会、1994年。総じて、今のところ国家建設論は必ずしも分析枠組として「統合」されているようには見えない。

本論では、政治統合とは、近代国民国家の建設のための、公共性を体現する、経常的な政治運営が可能な統治機構の確立を意味する、と考える。

近年の国民国家の樹立を最終目標とする単線発展論的な国家建設アプローチを批判した上で新たな政治統合論を模索した試みとして、石川一雄『エスノナショナリズムと政治統合』有信堂、1995年、があるが、この枠組は20世紀後半に顕在化する問題状況への対応から構築されたものである。清朝を継承する中華民国期の近代国家建設といったむしろ19世紀的な問題を主要な対象とする本研究では、現代において噴出する問題群を念頭に置きながらも、中国においてはやはり国民国家の樹立が目標であったと考える。

(7)具体的には、1912年の南北会談、1919年の南北和平会議、1925年の善後会議、1931年の国民会議、1938-47年の国民参政会、1945年の重慶談判、1946年1月の政治協商会議、1946年11月の国民大会、1949年4月の国共和平交渉、1949年9月の中国人民政治協商会議がそれであり、章士釗の行動はそのいくつかと関わっている。

(8)方法論的に明示されているわけではないが、国家統一の方法を、宋教仁・袁世凱・孫文といった人物に代表させ類型化する観点を採用したものとして、横山宏章『現代アジアの肖像1 孫文と袁世凱—中華統合の夢—』岩波書店、1996年、を参照。ただし、本書では、議会主義的政治統合論は、宋教仁の死とともに「挫折」したという取扱いとなっており、章士釗を主要な対象とする本論の評価とは異なる。

(9)近現代中国における自由主義思想に関する研究としては、さしあたって以下のものがある。殷海光「自由主義的趨向」『中国文化の展望』第8章、中国和平出版社、北京、1988年。鄔昆如

『五四運動と自由主義』先知出版社（台北）、1974年5月。LIN, Yu'sheng, "Radical Iconoclasm in the May Fourth Period and the Future of Chinese Liberalism", in B.SCHWARTZ ed., *Reflections on the May Fourth Movement*, Harvard University Press, 1972. 中国の自由主義研究は、五四運動期を対象にするものが多いが、とくに1940年代までを対象とした、胡偉希・高瑞泉・張利民著『十字街頭与塔—中国近代自由主義思潮研究—』上海人民出版社、1991年10月、は通史的展望を与えてくれている。

(10)章士釗の文化的保守主義を高く評価したものに、丁偉志「重評“文化調和論”」（中国社会科学院科研局・『中国社会科学』雑誌社編『五四運動与中国文化建設—五四運動七十周年學術討論會論文選』上、社会科学文献出版社、1989年10月、所収）がある。また中国の保守主義については、個別的ではあるが以下のものがある。鄭大華「現代中国保守主義思潮的歴史考察」『社会科学戦線』1992年第2期。潘光偉「“五四”文化保守思潮興盛的原因及地位」『中国人民大学学报』1993年第1期（『復印報刊資料 中国現代史』1993年第4期所収）。SCHWARTZ, Benjamin I., "Notes on Conservatism in General and in China in Particular", in Charlotte FURTH ed., *The Limits of Change: Essays on Conservative Alternatives in Republican China*, Harvard University Press, 1976. FURTH, Charlotte, "Culture and Politics in Modern Chinese Conservatism", in Charlotte FURTH ed., *ibid.*. ALITTO, Guy, "The Conservative as Sage: Liang Shu-ming", in Charlotte Furth ed., *ibid.*.

(11)後藤延子は、1905年までを第1期、1905年から1919年頃（1921年か?）までを第2期、それ以後を第3期と時期区分している（後藤延子「民立報期の章士釗」信州大学人文学部特定研究報告書『文化受容とその展開』1985年3月、39-40頁）。革命運動に従事した第1期を独立させることに異議はないが、本研究の場合は章士釗の個性をもった「政治思想」としてははまだ黎明期であると判断し、1910年代（【第1部】）に繰り入れた。第3期を1921年からとする見解には賛成である。ただし本章では1928年に大きな画期があると見なし、【第2部】と【第3部】の区分とした。

第1章 青年章士釗の政治的肖像

はじめに

第1節 新学堂の退学生

- (1)長沙から南京へ
- (2)学堂の腐敗と愛国学社の設立
- (3)南京から上海へ

第2節 愛国学社の章士釗

- (1)愛国学社と「軍国主義」
- (2)『蘇報』事件

第3節 革命宣伝と章士釗

- (1)『国民日日報』と華興会
- (2)『黄帝魂』の思想

第4節 日本亡命から英国留学へ

小結

はじめに

青年時代の章士釗は、章炳麟、鄒容らとともに革命運動に奔走した功績をもって歴史に名を連ねている。章士釗が革命運動に参加するようになった契機は、江南陸師学堂退学生のリーダーとして南京から上海に赴いたことにある。章はまず愛国学社に所属し、やがて機関紙『蘇報』の主筆として健筆を揮い、華興会を結成するにいたる。

19世紀が終わりを告げたばかりの当時、わずか数年前の戊戌政変、義和団事件と8カ国連合軍の北京占領、自立軍蜂起の失敗など政治的大事件の余韻が残存していた。日露戦争を目前にひかえた時期でもあり、フランスとロシアの侵略的行為に対する国内の民族主義的反発、情緒的不満が沸騰しつつあった。郷里の湖南省を離れ国際都市上海に赴いた章士釗を待っていたのは、中国における近代的ナショナリズムの萌芽というべき愛国的感情の爆発であった。

本章では、学堂退学と愛国学社参加など時代の息吹の渦中にある早熟な青年学生としての章士釗、『蘇報』や『国民日日報』に過激な記事を書きつづける若きジャーナリストとしての章士釗、華興会と愛国協会を結成し要人の暗殺に奔走するテロリストとしての章士釗の行動を対象に、民国初期の議会主義政治論に先立つ、章士釗の思想的基盤の解明を目的としている。

第1節 新学堂の退学生

(1)長沙から南京へ

章の幼年期に関してはあまり多くは伝えられていない。章自身の回想といくつかの伝記によっ

て次のようなことが知られている。

章家は代々農業を営み三千畝余りの田畑を持つにいたり科挙に及第し外省に仕官した祖先もいたが、章士釗の曾祖父の代までには没落していた。章士釗の20数人の同輩のうち外省に出て身を立てたものは他にいなかったようである⁽¹⁾。

章士釗は、1881年3月20日（清光緒7年2月21日）、湖南省善化县（今は長沙）に生まれた。父の章錦は郷の里正（110戸の長）となりやがて漢方医となった。早くに父を亡くした章士釗は母劉氏の手で育てられ、幼時より兄の教える私塾で勉学をはじめた。13歳のとき長沙に行き『柳宗元文集』を購入することができ、これ以後「柳文」を研究するようになった。16歳で母が死去してより生計逼迫のため親戚の家で「童子師」となった⁽²⁾。

20歳の年を迎えた章士釗は、当時の意欲ある青年の例にもれず従軍救国を祈願し、1901年武昌にゆき、妹の婚家に投宿して約半年滞在した⁽³⁾。武昌ではやがて友人のつてをたどり両湖書院に寄宿するようになる。両湖書院は1890年に当時の湖広総督張之洞の創立した学校で、西洋の科学技術の教授を目的としていた。両湖書院における黄興との邂逅は章の生涯において大きな出来事であった。章自身は当時を次のように回想している。章は、長沙の東郷の和佳沖の老屋で学んでいたが、無理がたたり咯血した。心配した姉から遠くへ遊学することを勧められ、湖北に赴き旧友のいる両湖書院の寄宿舎に潜りこむことに成功した。ここで章は7歳年上の同郷の人物で2年後にともに華興会を結成することになる黄興と知り合った⁽⁴⁾。

1902年夏、章士釗は南京の江南陸師学堂に合格し軍事を学ぶことになった。章士釗、21歳の年である。江南陸師学堂は、日清戦争の敗北に対する反省から張之洞が两江総督のときに設立され、学生には行軍、銃砲、騎馬、測量、兵略など軍事学を中心に教授した。章士釗入学当時の3代目の学堂総弁俞明震は開明的な改革派として知られており、規則や課程の不便不備を改め、学生に新書新報を読ませるべく、学堂に『新民叢報』百部を買わせたりもした。当時は尚武でなければ立国できないと考え、軍事を志すものが多く、各地の有志が陸師学堂に集ってきていた⁽⁵⁾。

章の入学に先立つ1902年1月にこの陸師学堂付設の礦務鐵路学堂を卒業し日本へ留学した周樹人、後の作家魯迅は、俞明震に対して常に敬意を払い、日記でも「俞師」と呼び、俞が他の教員とは異なり、馬車に乗るときは改革派の新聞である『時務報』を読み、また漢文の試験では「ワシントン論」を書かせたりしたことなどを回想している⁽⁶⁾。章士釗も俞明震は「人望が厚く、若くて文章のうまい者を大事にしてくれ」、「敵国や外患がなくても国は常に亡ぶの論」という論題の国文の試験で、向心力と遠心力の物理を引用して数千字の答案を書き上げた章士釗を激賞してくれたと述べている⁽⁷⁾。

(2) 学堂の腐敗と愛国学社の設立

当時の新式学堂は、民国期を支える人材を輩出したところであった。例えば、陳独秀は求是書院に、胡適は梅溪学堂に学ぶなど、五四運動期の啓蒙運動のリーダーたちの多くは、この時期の新式学堂から外国留学を経た人々であった。

近代化の影響の結果、これまで当然視されてきた封建的な社会慣行が、恐るべき腐敗や不条理に満ちた制度だと見なされるようになる瞬間があり、近代化の一つの側面として、そのような瞬間の日常化を指摘することができる。章士釗が南京陸師学堂に入学した当時の、新式学堂の建設ラッシュを迎えた、20世紀初頭の中国の教育界の事情は、そういった「腐敗」発見の過程のひとつであるといえる⁽⁸⁾。

上海の『蘇報』は過激な革命論の記事を載せ、後に章士釗が主筆のときに発行禁止となった新聞であるが、各地の学堂内の紛争に関する投書が増加し、1903年2月には、新企画である「学界風潮」欄が設けられた。「学界風潮」とは学校騒動の意味で「学潮」と略称される。この「学界風潮」欄におけるキーワードは「学堂の腐敗」であり、発禁直前の6月24日までの間に、学堂に対する学生の不満に端を発する学堂側と学生側との衝突を報告する多くの記事が掲載された⁽⁹⁾。

近代国家建設の人材育成の場である新式学堂の裏面にある旧態依然たる体質は、章士釗など一

部の学生たちの目には「奴隷製造の大工場」に見えていた⁽¹⁰⁾。『蘇報』の記事は「学生と奴隷の二つの名詞は、もともと一つにして二つ、二つにして一つである」とし、些細な理由で「軍棍」懲罰となった「学堂の野蛮な現象」を数多く伝えている⁽¹¹⁾。

学校騒動が頻出するにつれ、学生の集団退学がそれに続いた。南洋公学では、1902年11月、些細な衝突が原因で、学生200人余りが一斉に退学する事件が起こった。南洋公学は盛宣懷の奏請で1896年に上海の徐家匯に設立された科学技術を中心とする高等教育機関であったが、学生たちは抑圧的な一部の教員や管理者に対し強い不満を抱いており、これが一斉退学の背景となった。

当時、南洋公学の総教習をしていた蔡元培は、すでに教科書の編集作成を名目とした革命結社である中国教育会を組織していたが、南洋公学の退学生を受け入れるべく、上海の南京路泥城橋福源里の建物を借りて11月26日に自主学校を設立し、愛国学社と命名した。蔡元培が総理、呉敬恒（呉稚暉）が学監となり、後には章炳麟（章太炎）も教員となった⁽¹²⁾。

「学潮」が生み落とした愛国学社は、いわば退学生の梁山泊であった⁽¹³⁾。ここでは学生はきわめて自由に処遇されたが、必ずしも無秩序で散漫な組織ではなく、「精神教育と軍事教育を重んじ、授けるところの各学科はみな精神を鍛練し、士気を激発させる助けとする」ことを規則とし、中国教育会の一周年記念の集会では、整然たる隊列行進をもって入退場し、参加者を驚かせている⁽¹⁴⁾。おそらく日本の学校での兵式体操教育が、体育教育のなかった中国の学校に取り入れられ新鮮な印象を与えたのであろう。蔡元培、呉敬恒をはじめ愛国学社内多くの人は、留学や視察を通じて日本の学校を経験している⁽¹⁵⁾。

軍事教育をも重視するというこのユニークな学校では、内部を2、30人の「聯」に分け、学生が聯長を選出し、多くのことは学聯会議で議決するという自主的な運営がなされた。当時「退学」が「美拳」とされ、各省の官立学堂で退学の風潮があいついで生じ、愛国学社はその都度祝電を打ち激励したようである⁽¹⁶⁾。

南洋公学の退学事件に次いで『蘇報』紙上を賑わせたのが、江南陸師学堂の学生退学事件であった。

(3)南京から上海へ

江南陸師学堂では前任の2代の総弁のもと厳しい罰則をもった規則で学生を拘束し、厳重な管理体制が敷かれ、新式学堂でありながら科挙の代替機能を果たすべく運営にあたったようである。学生もすべて江南の挙貢生監（挙人・貢士・生員・監生）で士官を目的とするものが多く、旧来の権威主義的な運営方式を当然視し、抑圧に耐えたようであるが、青年学生にとっては鬱憤や不満の温床となっていた⁽¹⁷⁾。

上海の南洋公学のストライキと大規模な退学事件は南京の江南陸師学堂にも飛火し、1903年4月、江南陸師学堂の30人余りが一挙に退学するという事件が起きる。その渦中に章士釗がいた。「わが国学生界では、南洋公学の衝突以来、2度目の記念である」と称されるこの騒動の状況は『蘇報』紙上で実に詳細に報道されている⁽¹⁸⁾。

事件の発端は些細なことであった。授業中に質問をした学生とドイツ人教習および通訳との間での小さな紛糾が膨張し、やがて学堂側の学生処分とそれに対する学生側の処分撤回要求・団体交渉・実力行使といった「学潮」事件となった。大量退学はむろん氷山の一角にすぎず、学生側には相当の不満が蓄積していた⁽¹⁹⁾。

進退に苦慮する退学生たちのもとに、上海の中国教育会（愛国学社）の呉敬恒と蔡元培から協力要請の電報が届き、章士釗と林懿均が代表に推され上海に赴くことになった。学生中、章士釗は最も激烈であったと馮自由が述べているように⁽²⁰⁾、彼が自ずからリーダーシップを揮ったようである。彼は退学生を率いて上海へ向い愛国学社に加入した。

学堂を辞めるさいの解放感を、彼らはあたかも大海原に船出する汽船の比喩をもって、いたく浪漫的に表現している。「この31人は一種特別の精神、無限の自由、無限の独立を持ち、野蛮桎梏の地を離脱し、共にこの国民の果てのない長途を行くことになった。それはちょうど汽船が初

めて海岸線を離れ、蒸気罐を満開にし、奔涛巨浪の中を疾走し、ある日岸壁に着くまで止ることのないようなものだ」と⁽²¹⁾。

愛国学社の蔣維喬は、奴隷の束縛が飽和に達する時代は、独立の性質が萌芽を向かえる時代であり、陸師学堂の退学生はすでにこの独立の性質をあらわしたとし、今後、全国の奴隷根性を払拭し、わが黄帝文明の子孫が20世紀の天地に自立できるようにしようと呼びかけた⁽²²⁾。奴隷からの独立という当時の退学生の心理状態をみごとに代弁している。

第2節 愛国学社の章士釗

(1)愛国学社と「軍国民主義」

唐才常ら自立会の「国会」開催（1900年6月）以来、亡国の危機に義憤を感じた人々が張園に会して気炎をあげ、全国的な参政組織を結成し、政府・行政官に決議書をつきつけるという方式は、すでに人々の脳裏に染みついていた⁽²³⁾。章士釗が上海へ来た1903年当時も、広西巡撫の失策による仏軍の広西進入の危機、東北地方におけるロシアの軍事的脅威の増大に対し、張園では「拒法大会」（反仏集会）と「拒俄大会」（反露集会）が頻りに開催されていた⁽²⁴⁾。

やがて愛国学社は張園を会場に毎週政治集会を開き、政治化した学生たちの活動拠点となっていった。愛国学社には退学生のほか、鄒容、張繼ら日本留学からの帰国学生らもここに逗留していた。南洋公学や江南陸師学堂をはじめ各地の学堂の学生たちの「学潮」は、単に学堂内の「圧制」への反発だったのではなく、フランスとロシアの中国侵略に反対する上海の政治集会の熱気にあてられたという側面もあったことは見逃せない。1903年5月には愛国学社の収容力はすでに限界に達していた。そこで愛国学社は、もし国内の同志で、かつての南洋公学のように大量の学生が一斉退学するようなことがあるなら、どうか自ら校舎を建設してもらいたい、と訴えねばならなかった⁽²⁵⁾。

4月29日、東京の留学生が反ロシアの「義勇隊」を組織したことが中国教育会に伝えられると、中国教育会の体育部と愛国学社、そして育才学堂はこれに刺激された。愛国学社および各界の人々1200人余りが参加した翌日の張園の集会は大規模なものとなった。愛国学社、育才学堂の学生たちは軍服で会場に整列し人々を瞠目させた。愛国女学、務本女学校の学生も参加した。予め「愛国歌」を印刷し参加者に配布した。まず蔡元培が上海に「国民公会」を設置すべきであると演説。その後、全体で「愛国歌」を歌った。「千人が声をそろえ、リズムはたいへん力強く」「中国万歳の声が壁を震わせた」とその盛観さが伝えられている。蔡元培が東京の義勇隊結成をつける電報を朗読すると会場は興奮につつまれ、龍積芝が「我々は中国人ではないのか、留学生のこの快挙を聞いても、座視して天職を放棄するのか」と発言すると、参加者は「留学生の愛国心」に敬意を表すべくグラウンドに整列し東に向かって礼をし、そして上海拒俄義勇隊の結成が宣言された⁽²⁶⁾。

この集会では「軍国民の精神」が大いに奮い、人々はみな陸軍教育と体操を重視するようになり、愛国学社では「文弱書生の腐敗した気象」を洗い流そうと考えたという⁽²⁷⁾。『字林西報』の記者は、この張園の集会の熱気を伝え、「そもそも中国は建国以来二千年あまりになるが、人民が愛国心をもつようになったのは今度の会議から始まる」と論評し、愛国心をもつものが自ら努力して「真の国民」になってほしい、と述べ記事を結んでいる⁽²⁸⁾。外患に刺激され「中国」の存亡を憂え、「愛国」を語り、自発的な結社をつくる、しかも市民的な広がりをもった結社をつくるのは、中国史上まれにみる事件であったといえる。

章士釗が江南陸師学堂の退学生30余名を率いて愛国学社に入ったのは、上海に拒俄義勇隊が結成された4月の末のことと推測される。愛国学社では、この義勇隊を指導する人材が求められ、たまたま江南陸師学堂の退学事件が起こり、代表の章士釗と交渉のうえ、一切の費用を免除し部

屋を借り足して彼らを受け入れることになった。呉敬恒は「われわれの義勇隊は教練の人がいないことを心配しなくてよくなった」と述べ、章士釗らを歓迎した⁽²⁹⁾。

東京の「義勇隊」はまもなく、駐日公使の干渉により、「尚武の精神を養成し、愛国主義を実行する」を宗旨とする「軍国民教育会」と改称した⁽³⁰⁾。

中国人にとって「軍国民」の語は当時最新の流行語であった。対ロシア戦争を控えた日本の国粹的な軍国熱を時代的な背景として、ギリシャのスパルタとその尚武の精神のイメージとともに憧憬を込めて用いられた語であるらしい⁽³¹⁾。銭宝仁は張園の演説の中で、フランスとの戦闘を話題にしたさい「軍国民」に言及し、次のように述べた。「この機会に乗じて我々中国人は軍国民を練成し、兵と民をひとつにすることができる。これは中国の危急存亡の一転機である。中国が外国に及ばないのではない。人材が及ばないのではない。国勢が及ばないのではない。この軍国民が足りないというに過ぎない⁽³²⁾」と。

上海の義勇隊も東京の動きにならい「軍国民教育会」と改称した⁽³³⁾。愛国学社の軍事訓練は、初めは何海樵、山漁昆弟が担当したが、江南水師学堂の退学生が来てからは、彼らの領袖である章士釗と林懿鈞の2人が何海樵を助けるようになった。96人が参加し、8小隊に分かれ、訓練を行った。蔡元培も断髪し体操服を着て社員とともに訓練を行なった。彼らの軍事訓練は学社を離れるまで続いたといわれる⁽³⁴⁾。

愛国学社における章士釗は、初めは軍事の専門家であった。「釗まさに軍旅を習い、南京より会に来る。軍国民の義を以てその曹侶を動かせば、則ち大いに喜ぶ」と回想している⁽³⁵⁾。こうした関心からか、章士釗ら陸師学堂の退学生ら12人が連名で、陸師学堂の卒業生に公開書簡を送り、広西のフランスと、東三省のロシアと外患せまるときに、東京の留学生が義勇隊を結成し、上海の教育会と愛国学社も義勇隊を組織して東京に呼応したことを述べて、「そもそも軍人は国民の負債である。国家の危急存亡のときにあたり、一種軍人の精神を出して、力をつくして奔走するのなけければ、心肝なしというべきである。ゆえに国民総会が設立されれば、貴殿らには入会する責があり、義勇隊が成立すれば、貴殿らには兵になる責がある」として、「命令を叫んで、給料を求めることが陸軍最大の能力、最大の目的ではない」とその奮起をうながしている⁽³⁶⁾。

(2)『蘇報』事件

章士釗が参加した当時の愛国学社には、蔡元培、章炳麟、呉敬恒をはじめ、鄒容、劉師培、陳独秀、秦力山、張継など、後に辛亥革命の主要な指導者となる人物が集まっていた。章士釗は特に革命派結集の象徴となった章炳麟、鄒容そして張継と義兄弟の契りを結び、起居を共にしていた。当時章炳麟が一回り年上で36歳、章士釗が22歳、張継が21歳、鄒容が19歳と接近していた。留日学生の鄒容と張継は、留学生監督に対する暴行事件で帰国せざるをえなくなり上海に着いたばかりであった⁽³⁷⁾。

革命に情熱を燃やししながら、当局の弾圧を恐れて具体的行動に訴えられぬ鬱屈した心情をもてあましていた章士釗らは革命宣伝のための「有力な言論機関」を求めていたところ⁽³⁸⁾、やがて『蘇報』が愛国学社の章士釗を正式に主筆として招請した。章士釗は『蘇報』紙上に5月27日から6月29日まで十数篇の革命宣伝の文章を発表しつづけた⁽³⁹⁾。言論人としての章士釗の出発である。

『蘇報』は1896年日本人の創立で「もともと日本の黒龍会の侵略の道具であった⁽⁴⁰⁾」と章は言う。やがて経営不振に陥り、1900年に陳範が買い取り、初めは変法派の言論を主とし、康有為・梁啓超の学説、保皇立憲の論を張った。1902年から1903年にかけて、ロシア軍の東三省侵入を機に、「夢坡〔陳範〕は始めて異族政府の特むべからざるを知り、改めて革命排満の説を唱え、呉敬恒、章炳麟、章士釗、蔣維喬を招き、諸人は分任して選述した。措辞は激昂、大いに清吏の嫉視するところとなる。中国教育会及び愛国学社は均しく『蘇報』を借り宣伝機関となし、毎週の演説・論稿はつねにここに発表され、崇論横議し、一世を震撼させた⁽⁴¹⁾」という。かくして

愛国学社の機関誌となった『蘇報』は、章士釗を主筆とし、章炳麟・蔡元培を撰稿人として、革命を宣伝してゆく。

鄒容の著す『革命軍』は章士釗の後押しを受けて出版され、圧倒的な売れ行きを示し、章炳麟「駁康有為論革命書」、陳天華『猛回頭』・『警世鐘』と並び、革命思想の4大パンフレットとして広く読まれた。1903年6月9日、章士釗は『蘇報』紙上に「読革命軍」「介紹鄒容革命軍」の2篇の論文を、翌10日には、章炳麟の「革命軍序」を掲載し、大いに鄒容の著作を顕賞した。

むろん官憲側ははやくから上海の青年たちの動静に注目しており、商約大臣の呂海寰は江蘇巡撫の恩寿に対し「上海の租界に熱心な若者たちがいて、大勢が張園に集まり騒いでいる、名目は拒法拒俄〔反フランス、反ロシア〕ということだが、実は反乱を企んでいる。首謀者を取り押え厳重に処罰してもらいたい⁽⁴²⁾」という書簡を送り取り締りを要請していた。

また清朝政府も沿江沿海各省の督撫に対し「査するところ上海に愛国学社を創立し、多くの不逞の徒を呼びよせ、革命のさまざまな邪説を吹聴している」とし取り締まりを命令した⁽⁴³⁾。

『蘇報』が『革命軍』を宣伝する記事を掲載したさい、すでに恩寿は上海道の袁樹勳に命じて、租界の各国領事に、蔡元培、章炳麟、陳範らの逮捕要請をしていたようである。

決定的なのは6月29日『蘇報』掲載の章炳麟の文章「康有為を駁して革命を論ずるの書」であった。光緒帝の本名を呼び捨てて侮蔑した「載湉のろくでなしは、豆と麦も区別できない」という一節が清朝当局の逆鱗に触れた。恩寿は袁樹勳および候補道の俞明震に処理を下命し、租界工部局が、蘇報社を捜査して、会計系の程吉甫を逮捕。翌6月30日には当局は愛国学社を襲い、章炳麟を逮捕した。『蘇報』事件である。7月1日、鄒容は自ら出頭し縛に就き、7月7日、蘇報社は封鎖され、愛国学社は解散におこまれた。このとき逮捕されたものに、『蘇報』の事務員錢宝仁、陳範の息子の陳仲彝、自立軍事件で手配中の龍沢厚（龍積芝）がいた⁽⁴⁴⁾。

『蘇報』の編集責任者で当然連座を免れない章士釗は、幸いにも恩師俞明震の保護で逮捕を免れることができた。『蘇報』の取締が下命されたさい、俞明震は自ら処理をかって出て、南京から上海に着くや、息子俞大純を通じて蔡元培と呉敬恒を事前に上海へ逃れさせた。章士釗も『蘇報』に執筆した記事の署名はすべて筆名を用いたこととあいまって、俞明震の配慮で逮捕者のリストからはずされたようである。彼は章炳麟らの逮捕後も1週間ほど『蘇報』の発行を続けている⁽⁴⁵⁾。

後に章士釗は俞明震の保護に感謝して次のように回想している。「私は陸師の学生で以前俞先生に賞められたが、革命をやることを思うとどうしても俞先生に逆らわざるをえず、優等生30数人を率いて退学し、上海へ行った。先生は表では私たちに怒ったが、裏では援助してくれたのである。その気持ちは世人に知られることはなかった⁽⁴⁶⁾」と。

7月15日より裁判が始められた。この裁判ははからずも大清帝国の威信の及ばぬ租界の特殊性を示すことになった。租界当局は、革命運動の鎮圧より治外法権の維持を重要視したようである。イギリス租界の会審公廨が額外公堂を組織したうえ、清朝政府が原告、『蘇報』が被告として裁判を行なった。

12月24日、上海知県が主審となった額外公堂で章太炎、鄒容に永久監禁の判決が下る。その他の被告は釈放になった。ところが内外の世論が反対に傾き、上海領事が判決の無効を宣言し、再審理の結果、翌年の5月21日に租界当局の判決が下り、章炳麟は監禁3年、鄒容は監禁2年となった⁽⁴⁷⁾。

『蘇報』事件と前後して唐才常の自立軍の参加者である沈葢が北京で逮捕され杖刑となり、1903年7月31日、竹の鞭で4時間も打たれて絶命している。彼の死は上海の青年たちを大いに憤らせた。章士釗は、「黄中黄」の筆名で『沈葢』という小冊子を発行し、「同胞はこれを見て、滿政府とわが国民の宣戦の端緒だとみなすだろう」と述べその死を悼んでいる。帝都北京と租界上海、彼我の落差たるや革命青年の運命にとって莫大なものがあつた⁽⁴⁸⁾。鄒容は1905年4月3日獄中で病死、章炳麟はその翌年6月に釈放となり日本に渡った。

第3節 革命宣伝と章士釗

(1) 『国民日日報』と華興会

『蘇報』事件の難を逃れた章士釗は、1903年8月7日、張継、何靡施、廬和生、陳去病らと上海で『国民日日報』を出版し、捲土重来の計をはかる。蘇曼殊、陳独秀、金松岑、柳詒子らも執筆を担当した⁽⁴⁹⁾。

「『蘇報』二世」と称される『国民日日報』は『蘇報』の遺志を継ぐことを狙ったが、章によれば、「しかし論調はゆるやかで、『蘇報』の峻急さと比べるとはるかに劣っていた⁽⁵⁰⁾」ようである。しかしながら、むしろ弾圧直後に再び新聞の発行をつづけること自体に驚かされる。

1903年6月、黄興、陳天華らが軍国民教育会の運動員の身分で日本から帰国してきた。湖北、湖南、南京一帯で革命の人材を調達するのが彼らの役回りであった。当時、軍国民教育会の東京総部は黄興、楊守仁（原名は毓麟、字は篤生）が主催し、上海支部は蔡元培が受け持ち、愛国女学校がその機関となっていた。『蘇報』事件の勃発は黄興の上海滞在中のことであった⁽⁵¹⁾。

『蘇報』封禁後、章士釗は旧友黄興と湖南へ帰る。その途中、湖北の両湖書院で黄興が演説し、これが湖広総督張之洞の怒りをかい、首府兼院長の梁鼎芬に湖北を出るよう命じられるということがあった。鄒容の『革命軍』、陳天華の『猛回頭』を配布しながらの旅であった⁽⁵²⁾。

章士釗はこのとき湖北の王侃叔（王慕陶）のところで、孫文の手蹟を見た。日本の美濃紙に書かれた数百言の長さで、章士釗はいたく驚き、以来孫文に感服したという。そこで宮崎滔天の新著『三十三年落花の夢』を手に入れこれを翻訳し、章太炎の題字を得て、8月に訳著『孫逸仙』として完成した⁽⁵³⁾。

この章士釗の『孫逸仙』は、せいぜい「広州湾の一海賊⁽⁵⁴⁾」と理解されるにすぎなかった。「革命家」孫文の存在と活躍とを国内に知らしめるのに大いに寄与し、やがて東京での孫文を中核とした同盟会結成を用意する一助となった。このことが、1905年7月に訪日した孫文が、日本亡命中の章士釗を表敬訪問するにいたった機縁となった⁽⁵⁵⁾。

11月4日、章士釗、黄興らは長沙で華興会を結成し、反清活動を始める。章士釗は後方の宣伝活動を担当するというので、すでに発刊している『国民日日報』の刊行に没頭する⁽⁵⁶⁾。

章士釗は『国民日日報』を発行するほか、東大陸図書館印局を創設し鄒容の『革命軍』、彼自身の作である『黄帝魂』、『孫逸仙』、『沈蓋』、『攘書』などの小冊子、『保国歌』などの宣伝ピラを発行した。彼は住居4箇所を賃借し、同志の受け入れに当てていた。余慶里、梅福里とそして昌寿里に2箇所を借り、昌寿里の1箇所を『国民日日報』の編集に使い、もうひとつを黄興と章士釗の秘密の計画所にしていた。こういうエピソードがある。秘密会議が終り、人が去ってから、黄興が新しく買った拳銃をとりだして手でさすっていると、暴発して弾丸が章士釗の額をかすめて窓枠にめりこみ、2人ともおおいに驚いた⁽⁵⁷⁾。章士釗は自ら呼び寄せた陳独秀とともに昌寿里の偏楼に蟄居し、交代で昼夜執筆と編集に当り、外出もしなかった。2人とも起居に無節操で頭も洗わず着替えも洗濯もしなかったという⁽⁵⁸⁾。

1904年前半、東京の軍国民教育会は「暗殺団」を結成した。横浜に爆薬製造所を持ち、楊守仁が首領で、何海樵、蘇鳳初、周来蘇、胡鎮超、湯重希の6人がそのメンバーとなっていた。時に何海樵が西太后暗殺をはかり、帰国して北京に行き機会を狙ったが近づくことさえかなわず、まもなく上海の蔡元培を訪ねてきた。何海樵を介して、まず蔡元培がこの「暗殺団」に参加し、さらに愛国女学校の教員で化学の分かる、鐘憲鬯、兪子夷も参加した。「爆薬を作る組織の人数は多くなかった」、「何海樵のことはよく知っていた。愛国学社の時、われわれに兵操を教えてくれた。もう一人は蘇鳳初で、初対面だった」と兪は回想している⁽⁵⁹⁾。ロシア・ナロドニキの思想的影響下にあったと思われるこの「暗殺団」には、後に、劉光漢、陳独秀らとともに章士釗も加入した⁽⁶⁰⁾。

後に陳独秀は、章士釗が「暗殺団」に加入した当時のことを回想し、「私が初めて蔡先生とと

もに仕事をしたのは清朝光緒末年のことであった。そのとき楊守仁、何海樵、章行巖〔章士釗〕らと上海で爆薬製造を学んで暗殺を行う組織をつくったのである。行巖は手紙で私を呼び寄せて、私は安徽から上海に着くなりこの組織に加入した。上海ではひと月余りにわたり、毎日楊篤生〔楊守仁〕と鐘憲鬯について爆薬を試していた。そのときは子民先生〔蔡元培〕もしばしば試験室に来ては練習したり話をしたりした⁽⁶¹⁾と述べている。当時の学生・教師・ジャーナリストとは反体制活動家であり、テロリストでもあった。

これと並行して、1904年春、章は楊守仁らとともに上海で愛国協会を設立し、革命人士の糾合をはかった。この会は華興会の外郭団体で、楊守仁が会長に、章士釗が副会長になった⁽⁶²⁾。

こういった動きから、華興会など革命結社がかなり急進化し暗殺団的側面を強めている様子が見えてくる。「あらゆる革命計画は、もちろん暴動が主体になる。だが、暗殺もまた討論の対象になった。とくに後者は克強〔黄興〕はあまり賛成しなかった。しかし篤生〔楊守仁〕は必要なことだと考えていた⁽⁶³⁾」と章は回想している。

当時、章士釗らは南京の下関で満人高官鉄良の暗殺を計画していた。万福華が用意した刺客は、精悍な湖南の少年で易本義と名乗った。章士釗と俞大純（俞明震の息子）が資金と用具の調達、刺客の装束、潜伏場所、出入路の防衛などを担当した。用意万端ととのえ2日前に下関に潜入した。ところが当時の両江総督李興英の孫で、章士釗らと革命計画を約し資金援助をしていた李茂楨がこの暗殺計画を知るや、急ぎ章士釗と俞大純を探し出し、祖父の任地で問題を起こせば、祖父の前途に妨げがあり、自分たちが利用している資金、連絡網などさまざまな便宜は受けられなくなる、という理由で計画中止を訴えた。章士釗らは夜を徹して討論し、結局、明け方になって計画中止を決定した⁽⁶⁴⁾。

1904年秋、章士釗に転機が訪れる。華興会の人々は11月16日を期して長沙省城を攻撃せんとしたが、事前に漏洩し失敗。同志たちは上海に逃れ再挙を企図することにし、11月初、黄興、楊守仁、陳天華、張継らが上海に到着し、余慶里に機関を設置した⁽⁶⁵⁾。こうして11月7日、上海に逃れた華興会のメンバーが集まった。黄興、楊守仁、章士釗、陳天華、張継、仇亮、黄炎培、陳去病、劉季平、徐佛蘇、楊度、徐敬吾、柳棄疾、何靡施、金天翮、彭淵恂、仇鰲、蘇玄瑛、陳家鼎らが参加した。集合場所はやはりイギリス租界の余慶里であった⁽⁶⁶⁾。

当時、蔡元培も「暗殺団」を拡大して光復会を組織しており、陶成章、徐錫麟、敖嘉熊、趙声、呉春陽、龔宝銓、秋瑾、柳亜子、黄炎培、陳伯平、馬宗漢、林獬、劉光漢、李燮和などがそのメンバーだった⁽⁶⁷⁾。上海の租界は、こうした革命結社の巣窟となっていた。華興会、光復会の成員の他にも単独の革命家やテロリスト学生が徘徊していた。

こうしたなか、章士釗は不用意な失策をおかした。11月19日、上海新民学堂の万福華が四馬路の料亭（一枝春万菜館）で前広西巡撫の王之春（仏軍の広西進駐を要請した責任者）を銃撃する事件が起こった。いわゆる万福華刺王事件である。万福華は未遂で逮捕され、後に監禁10年の判決を受けた。王の暗殺は劉師培らが計画し、章士釗が王の誘い出しを担当していた。

翌日、章士釗は監禁中の万福華を慰問に行き、帰路、当局に尾行され、章士釗、黄興、陳天華、蘇鵬、張継、薛大司、章勤士、徐佛蘇、郭人漳、林万里、朱啓陶など10数人が捕えられた。逮捕者のひとり郭人漳が道員であったので江西巡撫の要請で釈放されることになり、黄興はその随員だということで釈放となった。章士釗は40日後に、証拠不十分で釈放されたが、もはや上海に居ることはできず、前後して日本に亡命した⁽⁶⁸⁾。

(2) 『黄帝魂』の思想

排満革命運動の渦中にあった時期の章士釗の著述は1903年に集中的に発表されている。『孫逸仙』、『沈蓋』の著書を出し、「釈仇満」「漢奸弁」「王船山史説申義」「孫逸仙与白浪庵滔天之革命談」「駁革命駁義」など自ら書いたという論文を収めた『黄帝魂』を編集し出版している。鄒容『革命軍』、章炳麟「駁康有為論革命書」、陳天華『猛回頭』など他の革命文献の多くもまた1903年に発表されており、この年、辛亥以前の革命思潮は最高点に達していた。

『黄帝魂』は「黄帝子孫之嫡派黄中黄」と署名された「黄帝魂叙」をもち、「黄帝子孫之多数人」が著し、「黄帝子孫之一個人」が編集したとある。当時の新聞雑誌に発表された45篇の文章を選択し編集している⁽⁶⁹⁾。章士釗の「疏『黄帝魂』」によれば、「叙」を著す「黄中黄」は章士釗の筆名であり、編者の「黄帝子孫之一個人」は湖南の黄藻なる人物である。黄藻は、湖南省善化县の人で、字は菊人。唐才常の蜂起に参加し、失敗後上海に逃れた。章士釗が江南陸師学堂の退学生を率いて上海に来た時、その中に黄桂棻というものがいて、その伯父が黄藻であった。黄藻は絶対排滿を説いていたが「帝国民族主義」にはあまり反対せず、われら漢族はアジア大陸の主人公となるだろうと言い、章が始めた印刷所に「東大陸」と名付けた。あるとき、章を訪ねて来て、人に魂がなければ死肉と同じだといひ、厚さ一寸ばかりの原稿を見せて言う、「これを広めれば、国中の人々が、魂を、先祖伝来の魂を持つようになる」と。これが、東大陸図書印刷所から発行した『黄帝魂』の由来であると章士釗は記している⁽⁷⁰⁾。

『黄帝魂』の黄帝は『史記』五帝本紀の始めにおかれる漢民族の始祖であることから漢民族統合の象徴として革命派のもてはやすところとなる。排滿の論は「吾が黄帝子孫の痛極思呻の言」であり、「黄帝在天の靈が憑依したのである。故に黄帝魂の名で編集した。これは日本人のいう大和魂の意味である⁽⁷¹⁾」。

漢民族統合の象徴として黄帝を持ち出す点に、尊大で英雄主義的ではあるが独自のナショナリズムの水脈を見る。黄帝の後に「魂」をつける言い方は、「黄帝魂例言」がいうように、日本人のアイディアの借用である。『黄帝魂』に収録された劉師培「黄帝紀年説」においても、中国の黄帝は日本の神武天皇であると力説することにもうかがうことができる。彼らの持ち出す黄帝魂の仮想敵たる〈中国魂〉の主張者たちもまた、それが日本からの借用であることを明言している。1899年に梁啓超は『清議報』に「中国魂安在乎」を発表し、日本魂とは武士道のことであり、これが日本の明治維新を生み出したのだが、それでは中国魂とは何か……、と説きおこしている⁽⁷²⁾。

〈中国魂〉に対する章士釗らの反発は、〈中国魂〉が立憲体制化による現状維持に傾き、〈満州魂〉になりさがるのではないかという危惧から発している。自らを立憲派とは異なる革命派であることに、彼らのアイデンティティの土台が築かれている。章士釗は、劉師培の文章に注釈を加えている。当時の立憲と革命の両党は、一方が君主制を主張すれば、もう一方は共和制を主張する。一方が保教を主張すれば、もう一方は保種を主張する。一方は康梁派で孔子紀年を用い、もう一方は孫黄派で黄帝紀年を用いる⁽⁷³⁾と。

孔子紀年の代表作は、『新民叢報』に掲載された梁啓超の「新史学懸談」である、と章士釗はいう。上海に強学会が置かれたとき、『史記』老子列伝の孔子卒後二百七十五年にならぬ、孔子卒後二千四百七十三年と年号をしるしたことはじまる。黄帝紀年の濫觴は不分明であるが、当時の様々な著述に見受けられるようだ⁽⁷⁴⁾。

『黄帝魂』の出版者である章士釗自身による解題である「疏『黄帝魂』」によれば、章士釗自身の作になる文章は、「釈仇滿」「漢奸弁」「王船山史説申義」「孫逸仙与白浪庵滔天之革命談」「駁革命駁義」の5篇であるとされている。だがこの5篇のうち、章士釗の作と断言しうるのは「漢奸弁」と「孫逸仙与白浪庵滔天之革命談」の2つで、残りについては他者の作である可能性も考慮に入れておく必要がある。特に『蘇報』に掲載されたものは弾圧を恐れて、署名から執筆者を推定できぬ工夫がなされておられ、まして後世の回想では不正確になるであろう。

「漢奸辨」は、3年以内に「胡虜の朝廷」は漢奸の手によって滅ぼされると説き、宮崎滔天の『三十三年落花の夢』の抄訳である「孫逸仙与白浪庵滔天之革命談」は当時無名の孫文を「わが国民の先導」たる革命家として国内に紹介したもので、いずれも章士釗の作である。

「王船山史説申義⁽⁷⁵⁾」は同郷湖南の大哲王船山の『通鑑録』に註を付したもので、満洲族の侵略による亡国滅種の危機を説く王船山の悲憤を蘇らせようとしている。「駁革命駁義⁽⁷⁶⁾」は、立憲という迂遠な方法では中国はインドやポーランドのように滅亡すると述べ、「大地を震撼させる革命軍」による急速な「民族主義の伸長」を得た、対外的競争力と国民的凝集力の必要を説く⁽⁷⁷⁾。注目したいのは、革命を阻害する要因として、内政の腐敗と並べて外国の干渉を指摘す

など、民族主義的色彩が濃厚であるという特徴をもつ点である。これも近代的ナショナリズムの形態のひとつであろう。

当時の革命論が満洲族の駆逐を主とする強烈な排満の言辞で溢れていたことを想起すれば「釈仇満⁽⁷⁸⁾」の論調は独特である。論者は「仇満」の「満」すなわち「満洲人」とは民族を指す概念ではなく少数の特権的専制支配者を指すとし、「仇満」とは「種族の争い」ではなく少数者の専制を打倒する「政略の争い」だと説明する⁽⁷⁹⁾。

この主張の背景には世界的な「民権の趨勢」のアジアへの波及という認識があった。「世運のむかうところ、多数の幸福を目的にしなければ成り立たなくなつて」おり、「そもそも世界の進化はすでに多数が少数を圧制する時期に達している。この風潮は東アジアの社会だけが少数の特権的支配をとどめることを許さないだろう。これが、政略という点から仇満論を説く理由である⁽⁸⁰⁾」と説く「釈仇満」の論調には「青年」らしからぬ政治的老成を感じさせるものがある。あれほど猖獗をきわめた満洲人への憎悪が、辛亥革命後、早期のうちに「五族共和」へと移行できた理由として、この「釈仇満」にみられるような、「満人」憎悪を民権論へと読みかえる政治的現実主義が思想的潮流として存在したことは強調しておいてよい。

作者に異説があるとはいえ、いずれもテロリズムをも辞さない革命青年たちが日常的な影響関係の中で新聞に掲載すべく執筆しつづけた文章であり、自説と他説の区別などあまり意味のないことであつたかもしれない。章士釗自身も、当時私は22歳にすぎず、知識も理解も単純で、文章も稚拙であつて、昔書いたものを晩年になってから見ると、汗顔のいたり、最後まで読めないことがあると述べている⁽⁸¹⁾。当時の早熟な政治青年たちの思想のるつぼの一端であると見なすべきであろう。

『黄帝魂』には収録されなかったものの、章士釗のナショナリズムの形を端的に表わしているのが、「読『革命軍』」である。鄒容の『革命軍』を宣伝する記事であるが、その中心的な主張は、教育の普及の必要と「国民主義」の鼓吹にある。「国民主義」は「奴隷主義」と対になる。

「国民主義」とはその知識と技能で国民としての職務をはたすことであり、「奴隷主義」とはその知識と技能で奴隷としての職務をはたすことである。わが国に教育の普及が必要だというのが、必要なのは奴隷をつくる教育ではなく、奴隷を脱して国民となる教育であり、その方法は革命である。ただし「仇満」を目的にするのみで「国民主義」の注入がなければ、第二革命を醸成することになる。「国民主義」にもとづいて「仇満」を主張する鄒容の『革命軍』は、今日の国民教育の教科書である。詩人李商隱が韓愈の碑文を1万回書き写し1万回朗読したいと賞賛したが、自分もこの『革命軍』に対して同じ願望をもつ⁽⁸²⁾と章は述べている。

章士釗には孔子崇拝は「奴隷主義」だと思えたのかもしれない。黄帝をシンボルとして革命を説きながら、啓蒙家としての章士釗がここに姿を見せている。このような「国民主義」が清朝の体制内では直接に国家建設へと結実させられず、逆に「仇満」論、「排満」論へ、政治的共同体意識の形成を阻害する清朝の政治体系の破壊へと接続していた。それゆえ章士釗らは弾圧の対象となり、次々に基盤を失い、日本へ亡命せざるを得なかったのである。

第4節 日本亡命から英国留学へ

湖南の、そして上海の青年学生たちが東京へ大挙亡命するというのが、1905年8月の中国同盟会の成立をもたらした。1906年6月、『蘇報』事件で逮捕された章炳麟が出獄し、同盟会の機関誌『民報』編集長に迎えられ、同盟会の意気は上昇する一方であつた。ところが、亡命中の章士釗は深い挫折感を噛み締めながら、同盟会には敢えて加入しなかつた。

「私は革命事業に尽力したが挫折してしまった。実行は私の長ずるところではないと悟つたのだ。そこで口を閉ざして政治を語らず、転じて文学に志した。ユーゴー、バイロンの類となつて身を終えようと願つたのだ⁽⁸³⁾」と章は述べる。陸師学堂の退学生たちは退学のさいの解放感を、

あたかも大海原に船出する汽船の比喩をもって、浪漫的に表現していた。退学生としての解放感と亡命後の挫折感の落差の大きさには驚かされる。

孫文、黄興ら同盟会幹部は章士釗の入会を強く望んでいた。遅れて日本に亡命してきた章炳麟は、孫毓筠とともに章士釗を二昼夜軟禁して入会を迫ったが同意を得られなかったということがあった⁽⁸⁴⁾。その後、章太炎らは、青山女学院の留学生で孫文の英語秘書をしていた呉弱男（後の章士釗夫人）に章士釗を説得させたがこれも失敗した⁽⁸⁵⁾。

華興会の中心人物として活躍し、かつ同盟会成立の契機となった孫文と黄興との会見を準備した⁽⁸⁶⁾章士釗が、同盟会に加入せず、さらには政治活動から身を引いた事実は、後の章士釗の政治思想の態様を考えるうえで興味深い。孫文に対する忠誠を誓い拇印を押さねばならなかったことが章に同盟会入会を躊躇させたという説がある⁽⁸⁷⁾。だが、より大きな理由としては、章のテロリズムとの訣別を挙げるべきであろう。章士釗自身はこれについて次のように述べている。

「上海での失敗は、私の力が及ばず、あせってむやみに敵を招いてしまった。私は密かに、我、伯仁を殺す〔自分の無知から恩人を死なせてしまうこと〕の恐れをいただき、周処〔晋の人。叛乱鎮圧で戦死〕になろうという思いを持った。そのうえまだ壮年にもならず、学識経験もない。人は多く、茫然として指導者もなく、臨機応変に対処することができない。現在の失敗はまだ小さかったが、将来、事を誤れば、その影響は必ず大であろう。そこで数年間力を休め、大過の原因にならないように願ったのだ。ちょうど大党が創建されたときであり、分業して勉めるべきである。その才力をはかり、その性分を役立たせ、緩急文武、各々得意な分野で任務を果すべきである。そのとき私は次のように提案した。本党の大部隊は再度実行に赴くこととし、小部隊はひたすら研究して時機を判断し情勢を推し量るべし⁽⁸⁸⁾」。

上海での王之春暗殺事件において、その計画の杜撰さ、逮捕された仲間を不用意に慰問する軽率さについて、その責任は自分にあったと章士釗は深く反省しており⁽⁸⁹⁾、革命活動・暗殺の実行には自分がまったく不適格であるという自覚、それが同志たちに累を及ぼすという危惧、これらが同盟会への不参加の理由であったと推測される。

1904年の秋、章士釗ら上海の組織が崩壊した後のことであるが、章の盟友楊守仁（以前京師で訳学館監督朱啓鈴をたより館内で爆薬を製造していた）は、万福華事件後に北上し「北方暗殺団」を結成、趙声と呉樾が合流した。1905年8月26日、皇族を含む清朝政府の考察憲政五大臣の爆殺を計画し、呉樾が誤って爆死するという事件が起こった⁽⁹⁰⁾。上海「暗殺団」の余波であった。章士釗の危惧は杞憂ではなかった。

ところで章士釗が孫文らに提案したように、実動部隊のほかに、情報収集と計画立案の研究部隊が必要であって、自らは研究部隊において活躍したいという考えも、同盟会不参加の理由であった。「同盟会の旗鼓おおいに張るとき、私はちょうど門を閉ざして自らの知識を深めるときである⁽⁹¹⁾」と章士釗は考えた。現実の政治勢力に組せず、また自らの政治党派をもたないという、章士釗の処世上の特徴の一端をうかがうことができる。現実政治から一步身を退いて、それを客観視しようとする章士釗のジャーナリストとしての性向の萌芽がここに発現している。

章士釗は当時実践女学校で留日中国人学生に古文を教えていたようだ。教材としていた姚鼐の『古文辞類纂』に不満があり、英語の語法を中国語に応用し自ら『中等国文典』、『初等国文典』を著した。中国語の文法書としてはラテン語文法にならった中国最初の文語文典といわれる馬建忠『馬氏文通』（1898年）の枠組みを打ち破るものであったと評される⁽⁹²⁾。『中等国文典』は1907年に商務印書館から出版され、その印税が章の留学費用に充てられた。このことは、章士釗の、古典的教養の豊かさ、西洋の学問への関心、そして「文人」的気質の発露であったという点で、後の章士釗の特徴を表している。

章士釗は正則英語学校に入学し英国留学の準備を始め、1907年に渡英した。「私は上海より日本へ、そしてイギリスへ行き、学問をもって自らを遮ぎ、国事を省みなかった⁽⁹³⁾」と自らを語っている。翌年、楊守仁が留欧学生監督秘書として章の後を追うように渡英してきた。楊はよく

章と行動をともした⁽⁹⁴⁾。1909年には呉弱男が章を追って英国に到着し結婚した⁽⁹⁵⁾。

楊昌濟（楊懷中、後の毛沢東の妻となる楊開慧の父）が東京高等師範での留学を終え、1909年に渡英しアバディーン大学入学の準備をしていた。正式入学の可能な大学を探していた章士釗と楊守仁は、楊昌濟を頼ってスコットランドに赴き、同年冬、アバディーン大学に入学した⁽⁹⁶⁾。楊昌濟は哲学を専攻し、章士釗は政治学、法律学そして論理学を学んだ。

1911年4月、孫文、黄興ら同盟会は広州で武装蜂起する。このいわゆる黄花岗の役で革命軍司令として参加した趙声が死んだ。章士釗は、この江南陸師学堂以来の友人趙声の悲報をアバディーンにおいて聞いた。共通の友人である楊守仁はこれに憤慨しリバプールで自殺した（1911年8月）。旧友たちが革命に身を殺しつつあるこの時の心情を章は次のように回想している。

「伯先〔趙声〕が死んだ。私は長沙出身の楊守仁とアバディーンにおり、ともにこの知らせを聞いた。守仁は狂憤のあまり自らその身を沈めてしまった。私はまだ帰国をためらっていた。民国紀元になったときは、すでに伯先の死から半年が過ぎていた。それより後の国の事業は、すべて先烈たちに負っているのだ。革命党がもっとも激しかったときに、私は自暴自棄であった。死んだ友に深く愧じる⁽⁹⁷⁾」と。

同年秋、辛亥革命が勃発し、まもなく章士釗は学業半ばにして帰国する。留学の成果は1912年の『民立報』において発表される政治論として発揮されることになる。

小結

青年期の章士釗と彼の同志たちは、ともにナショナルな関心を持ち、黄帝の子孫というアイデンティティを共有していた。黄帝を先祖としない異民族の政権である清朝の打倒を目指す彼らの「革命」論の背後には、「国民主義」による国家建設という国民統合的志向が存在していることが見て取れる。それは亡国の危機感を背景にした、強い武力を備えた国家建設への志向でもあった。

東京と上海の青年たちを虜にした「軍国民主義」とは、国民皆兵のもと国家のために身命を惜しまず戦地に赴く兵士の行進とそれを熱烈な賞賛と共に鳴り物入りで見送る家族たち、といった日露戦争を目前に控えた日本の「ナショナリズム」をイメージした概念であった。国民国家の担い手たる国民が、近代国家の軍隊と等質視されたことは、文化伝播の問題として興味深い点である。彼らの政治的宣伝文書はなお伝統的な言葉遣いで綴られていたが、しかし体制教学が涵養する儒教的な王朝国家に自らを一体化するのではなく、彼らの脳中に誕生しつつある「国家」は近代的国民国家を引照基準としていた。彼らにとって、中国に必要なのは、日本の「大和魂」ならぬ、「黄帝」の「魂」であったゆえんである。ここに章士釗の思想的な出発点を確認することができる。

テロリズムを実践するジャーナリストである『蘇報』『国民日日報』時代の章士釗には明白な議会主義の主張は見られない。統治機構論としての議会主義政治論は英国留学を経た結果であると言ってよい。しかしフランス・ロシアの領土侵略に対する愛国主義的憤慨や、『黄帝魂』に見るような民族主義的感情は、統一された中国を希求する心情として章士釗の政治思想の基盤となりうるものであったと理解できる。

[註]

- (1)『柳文指要』通要之部、巻3、中華書局、1971年、1431頁。
- (2)白吉庵「章士釗」『民国人物伝』第4巻、中華書局、1984年、53頁。17歳で母を亡くしたとも

- 伝えられている（白吉庵「記章士釗先生」『長沙県文史資料』第3輯、1986年、54頁。白吉庵「風雨滄桑九二春—記章士釗先生」『人物』1985年第4期、1985年4月、91頁）。
- (3) 吳相湘「章士釗倡『新旧調和論』」『民国百人伝』第3冊、伝記文学出版社、1982年、275頁。黄興は同治13年甲戌（1874年）の生まれて数え年28歳だった
- (4) 章士釗「与黄克強相交始末」中国人民政治協商会議全国委員・文史資料研究委員会編『辛亥革命回憶録』第2集、中華書局、1962年、138頁。
- (5) 「江南陸師学堂之徽垢」『蘇報』1903年4月16日（中国国民党中央委員会党史史料編纂委員会、羅家倫主編『中華民國史料叢編』『蘇報』中央文物供給社、1968年、影印版。以下同じ）。
- (6) 魯迅博物館・魯迅研究室編『魯迅年譜』第1巻、人民文学出版社、1981年、78、80頁。丸山昇『魯迅—その文学と革命』平凡社、1965年、32頁。
- (7) 章士釗「趙伯先事略」『甲寅』周刊、第25号、1926年1月2日、8頁。章士釗「与黄克強相交始末」中国人民政治協商会議全国委員・文史資料研究委員会編『辛亥革命回憶録』第2集、中華書局、1962年、138頁。章士釗『柳文指要』通要之部、巻14、中華書局、1971年、1988頁。
- (8) 阿部洋『中国の近代教育と明治日本』福村出版、1990年、22-9頁。また、清末民国初期の学校教育制度とその諸問題については、阿部洋『中国近代学校史研究』福村出版、1993年2月、を参照。学堂数の増加については、楽正「從学堂看清末新学的興起」『中華近代文化史叢書』編委会編『中国近代文化問題』中華書局、1989年、168-9頁、185-91頁。
- (9) 中国社会科学院近代史研究所・文化史研究室丁守和主編『辛亥革命時期期刊介紹』第1巻、人民出版社、1982年、368頁。
- (10) 「祝山西崞陽学堂万歳」『蘇報』1903年6月5日。前掲『辛亥革命時期期刊介紹』第1巻、368頁。
- (11) 「江南陸師学堂学生退学始末記 五統初二日稿」『蘇報』1903年5月6日。
- (12) 中国教育会と愛国学社については以下の文献を参照。蔣維喬「中国教育会之回憶」『東方雜誌』第33巻第1号（中国史学会主編『中国近代史資料叢刊 辛亥革命』第1集、上海人民出版社、1957年、487頁）（以下『辛亥革命』と略記）。馮自由「中国教育会与愛国学社」『革命逸史』第1巻、台湾商務印書館人文庫版（1967年）、170頁。高平叔編著『蔡元培年譜』中華書局、1980年、14頁。周天度『蔡元培伝』人民出版社、1984年、12-6頁。
- (13) 愛国学社内部で自らを梁山泊だとみなしていたことについては、蔣維喬「中国教育会之回憶」前掲『辛亥革命』第1巻、488頁を参照。
- (14) 周天度『蔡元培伝』前掲、15頁。「記中国教育会徐園大会事」『蘇報』1903年4月28日。
- (15) 当時の日本における学校教育に兵式体操が取り入れられる過程については、木下秀明『兵式体操からみた軍と教育』杏林書院、1982年1月、を参照。
- (16) 蔣維喬「中国教育会之回憶」前掲『辛亥革命』第1巻、488頁。
- (17) 「江南陸師学堂之徽垢」『蘇報』1903年4月16日。
- (18) 「江南陸師学堂散学之原因」『蘇報』1903年4月10日。「江南陸師学堂学生退学始末記 退学之情状」『蘇報』1903年4月23日。「江南陸師学堂学生退学始末記 続稿」『蘇報』1903年4月24日。「江南陸師学堂学生退学始末記 再続」『蘇報』1903年4月26日。
- (19) 退学事件の4、5日前にも、日頃学堂幹部の横暴を批判していた学生が操練の授業の病気休暇を申請したところ、監院は学生を口汚く罵倒し処罰したため、学生たちが監院に抗議して紛糾するということがあったばかりであった。こういったことのすべてが、学生の不満のたねとなっており、大量退学への導火線となっていた（「江南陸師学堂学生退学始末記 三統」『蘇報』1903年4月27日）。
- (20) 馮自由「中国教育会与愛国学社」『革命逸史』第1巻、171頁。
- (21) 「江南陸師学堂学生退学始末記 再続」『蘇報』1903年4月25日。
- (22) 蔣竹莊「論南京陸師学堂退学事」『蘇報』1903年4月13日。
- (23) 張園の「国会」について、皮明和『唐才常和自立軍』湖南人民出版社、1984年、35-8頁、を参照。張園はいまの南京西路、泰興路以南一帯にあり、光緒年間に外国商人が建設し、のち張姓の中国商人が購入して味尊園と改名し、張園と通称される。園内は約7,80畝、安愷第などの建築

- 物がある（劉惠吾編著『上海近代史』上、華東師範大学出版社、1985年、297頁、注）。
- (24)「張園集議粵西事初誌」『蘇報』1903年4月26日。「三月二十八日張園演說摘要祿」『蘇報』1903年4月27日。劉惠吾編著『上海近代史』上、前掲、300頁。「海上熱力史」『蘇報』1903年5月6日。
- (25)「特別告白」『蘇報』1903年5月3日。
- (26)「張園集議」『蘇報』1903年5月1日。「訳西報紀張園會議事」『蘇報』1903年5月8日。劉惠吾編著『上海近代史』上、前掲、300-301頁。
- (27)「海上熱力史」『蘇報』1903年5月6日。
- (28)「訳西報紀張園會議事」『蘇報』1903年5月8日。
- (29)蔣維喬「中国教育会之回憶」『辛亥革命』第1巻、490頁。
- (30)毛注青『黄興年譜』湖南人民出版社、1980年、23-4頁。拒俄義勇隊から軍国民教育会への改組については、中村哲夫『同盟の時代——中国同盟会の成立過程の研究——』（人文書院、1992年3月）の論証（第2章）を参照。
- (31)嚴安正『日本留学精神史—近代中国知識人の軌跡—』岩波書店、164-176頁。蔡鍔の「軍国民篇」に対する繊細な分析を軸にした当時の「軍国民」熱についての柔軟な接近法による研究である。
- (32)「三月二十八日張園演說摘要祿」『蘇報』1903年4月27日。
- (33)金冲及・胡繩武著『辛亥革命史稿』第1巻、上海人民出版社、1980年、244頁。
- (34)前掲『章太炎年譜長編』上、158頁。高平叔編著『蔡元培年譜』18頁。
- (35)章士釗「伯兄太炎先生五十有六寿序」『制言』第41期（前掲『章太炎年譜長編』上、158頁）。
- (36)「陸師退学与陸師畢業諸君函」『蘇報』1903年5月3日。
- (37)章士釗「疏『黄帝魂』」中国人民政治協商会會議全国委員会文史資料研究委員会編『辛亥革命回憶録』第1集、中華書局、1961年、229頁。鄒容、張繼、陳独秀らは姚文甫の姦通現場に突入し弁髪を斬り落とした姚文甫断髮事件（1903年3月31日）で帰国した。
- (38)章士釗「蘇報案始末記叙」『中国近代史資料叢刊 辛亥革命』第1集、387頁。
- (39)劉惠吾編著『上海近代史』上、303頁。『辛亥革命史稿』第1巻、275頁。当時の章士釗の文に「康有為」、「哀哉無国之民」、「客民篇」、「論報界」、「祝山西崞陽学堂万歳」、「論中国当道者皆革命党」、「誦『革命軍』」、「誦嚴拿留学生密諭有憤」などがある。前掲『辛亥革命時期期刊介紹』第1巻、363頁。
- (40)章士釗「蘇報案始末記叙」『中国近代史資料叢刊 辛亥革命』第1集、388頁。『蘇報』については、『辛亥革命時期期刊介紹』第1巻、360-391頁を参照。
- (41)馮自由「陳夢坡事略」『革命逸史』第1巻、176頁。
- (42)張篋溪「蘇報案実録」、中国史学会主編『辛亥革命』第1巻、372頁。
- (43)「蘇報鼓吹革命清方档案」、同上、408頁。
- (44)前掲『辛亥革命史稿』第1巻、278頁。島田虔次・小野信爾編『辛亥革命の思想』（筑摩書房、1968年）、80頁。
- (45)章士釗「蘇報案始末記叙」『中国近代史資料叢刊 辛亥革命』第1集、390頁。また、蔡元培を中心に『蘇報』事件を論じたものとして、高平叔「蔡元培与“蘇報案”」『南開学報』哲社版、1985年第6期、がある。
- (46)章士釗「蘇報案始末記叙」『辛亥革命』第1巻、390頁。
- (47)劉惠吾編著『上海近代史』上、前掲、306頁。方漢奇『中国近代報刊史』山西人民出版社、1981年、241-2頁。前掲『辛亥革命史稿』第1巻、278-9頁。会審公廨の成立と変化についてはさしあたって、費成康『中国租界史』上海社会科学院出版社、1991年、147-159頁、および張仲礼主編『近代上海城市研究』前掲、621-8頁を参照。
- (48)黄中黄「沈蓋」前掲『辛亥革命』第1集、304頁。前掲『辛亥革命史稿』第1巻、281頁。章の著作である『沈蓋』および『孫逸仙』については、高田淳「蘇報事件の章士釗」『季刊とうてん』2号、1975年が詳細に内容分析を行っており、教えられる点が多い。

- (49)馮自由「記上海志士与革命運動」『革命逸史』第2卷、83頁。『辛亥革命時期期刊介紹』第1卷、392頁。
- (50)章士釗「蘇報案始末記叙」前掲、389頁。
- (51)前掲『黄興年譜』24頁。
- (52)同上『黄興年譜』26頁。前掲『辛亥革命史稿』第1卷、326頁。
- (53)章士釗「疏『黄帝魂』」前掲、243-4頁。
- (54)『孫逸仙』「秦序」、前掲『辛亥革命』第1集、91頁。
- (55)中村哲夫『同盟の時代——中国同盟会の成立過程の研究——』前掲、161-162頁。
- (56)章士釗「与黄克強相交始末」前掲、140頁。
- (57)章士釗「与黄克強相交始末」同上、140頁。
- (58)『新聞研究資料』第16輯、240頁。劉惠吾編著『上海近代史』上、前掲、307頁。
- (59)俞子夷「回憶蔡元培先生和創草時的光復会」『文史資料選輯』第77輯。
- (60)周天度『蔡元培伝』人民出版社、1984年、31頁。34頁。なお「暗殺団」が軍国民教育会から発生し、やがて華興会・光復会の母体となったこと、および「暗殺団」がロシア・ナロドニキの思想的影響下にあったことに関しては、中村哲夫『同盟の時代——中国同盟会の成立過程の研究——』の第3章、および篠崎守利「楊篤生小論——ナロドニキの彷徨と絶命——」『响沫集』第2集、1980年を参照。とくに篠崎論文は章士釗と楊守仁との関係を丹念に追究しており教えられた。
- (61)陳独秀「蔡子民先生逝世後感言」（原載『中央日報』1940年3月24日）『陳独秀文章選編』下、生活・読書・新知三聯書店、1984年6月、所収、640頁。これは抗日戦のさなか四川省の江津に隠居していた陳独秀が、香港で病死した蔡元培（1940年3月5日、享年72歳）を追悼して述べた回想である。
- (62)章士釗「疏『黄帝魂』」前掲、248頁。章士釗「与黄克強相交始末」前掲、140頁。
- (63)章士釗「与黄克強相交始末」前掲、140頁。
- (64)章士釗「書甲辰三暗殺案」『文史資料選輯』第19輯、145-146頁。
- (65)前掲『黄興年譜』44頁。前掲『辛亥革命史稿』第1卷、332-334頁。
- (66)前掲『辛亥革命史稿』第1卷、336頁。
- (67)劉惠吾編著『上海近代史』上、308頁。
- (68)馮自由「記上海志士与革命運動」『革命逸史』第2卷、84-5頁。前掲『黄興年譜』44頁。章士釗「与黄克強相交始末」前掲、141頁。呉相湘『宋教仁——中国民主憲政的先驅』上冊、22頁。この事件の顛末についての記述は、章士釗「書甲辰三暗殺案」前掲、147-150頁、に詳しい。ただし現場となった料亭名を金谷香番菜館としている。
- (69)『黄帝魂』は刊本によって篇数に異動がある。この点については、近藤邦康『辛亥革命』紀伊國屋新書、1972年、を参照。
- (70)章士釗「疏『黄帝魂』」前掲、218-9頁。近藤邦康氏は、黄藻なる人物は章士釗の創作で、編者は章士釗その人ではないかと推測しているが（近藤邦康『辛亥革命』同上、38頁）、むりな推測ではない。
- (71)「黄帝魂例言」『黄帝魂』（羅家倫主編中華民國資料叢編、中央文物供給社、台北、1968年）1頁。
- (72)梁啓超「中国魂安在乎」『飲冰室合集』專集之二、38頁。
- (73)章士釗「疏『黄帝魂』」前掲、219頁。劉師培の「黄帝紀年論」については、嵯峨隆『近代中国の革命幻影——劉師培の思想と生涯——』研文出版、1996年3月、58頁を参照。
- (74)章士釗「疏『黄帝魂』」同上、220頁。黄帝紀年も不統一があり、たとえば『国民日日報』では、1903年を4394年と記し、『黄帝魂』では、1903年を4614年と記している。
- (75)『国民日日報』に掲載された「王船山史説申義」は、劉師培の『左龔全集』にも収録されているが、章士釗が王船山の『読通鑑論』から抜粋して『国民日日報』に載せたものであって、劉師培の高弟である黄季剛や銭玄同らが『全集』編集のさいあまり吟味せず収録したのではないかと推察している（章士釗「疏『黄帝魂』」同上、235頁）。
- (76)「駁革命駁義」は、「漢族中之一漢種」という署名で、『蘇報』1903年6月12・13日に連載

された。章士釗によれば、当時『蘇報』の社論を書いたのは唯一章士釗のみであり、普通は署名をしないが、執筆者が複数であるように偽装してこの署名をしたとあるが、1936年の柳亜子の回想では、章炳麟、柳亜子、蔡治民、鄒容の共作であるとしている。ところが、柳亜子の回想にも誤りがあり、この文章の攻撃対象である「革命駁義」は柳のいう『新聞報』ではなく『中外日報』に掲載されたようだ（章士釗「疏『黄帝魂』」同上、250頁）。章士釗によれば「革命駁義」は汪康年の作らしい（前掲『章太炎年譜長編』168頁）。

(77)「駁革命駁義」『黄帝魂』前掲、155頁。

(78)「釈仇滿」は「来稿」として『蘇報』1903年4月11・12日に掲載されたものだが、種族を区別するのは風習と血液である、という冒頭の表現が当時の章士釗の慣用の言い方であることから、章士釗は、確認はできないが自分の作であるとしている。ところが蔡元培は、これは鄒容の『革命軍』の満州人虐殺論に反対して自分が書いたと述べており、これに従う伝記作者もあるが、鄒容の帰国と『革命軍』の出版時期との関係から、蔡元培説にも疑問点がある（章士釗「疏『黄帝魂』」同上、231頁。周天度『蔡元培伝』人民出版社、1984年、18頁）。

(79)「釈仇滿」『黄帝魂』前掲、39頁。

(80)「釈仇滿」同上、40頁、42頁。

(81)章士釗「疏『黄帝魂』」同上、231-2頁。

(82)愛読『革命軍』者「読『革命軍』」『蘇報』1903年6月9日（『辛亥革命前十年間時論選集』第一巻下冊、三聯書店、1960年、683-5頁、所収）。

(83)行巖「概言（二）」『民立報』1912年8月25日。

(84)章士釗「与黄克強相交始末」前掲、142頁。銭基博「現代中国文学史」（沈雲龍主編『近代中国史料叢刊続編』第八十三輯、文海出版社、所収）395頁。

(85)王森然「章士釗先生評伝」『近代二十家評伝』杏叢書屋、1934年6月、297-8頁。呉弱男は安徽省廬江の出身でその後英国で章士釗と結婚する。祖父呉長慶は李鴻章幕下の広東水師提督で袁世凱の上官、父呉保初は補刑部郎中で章炳麟の友人であった。章士釗の岳父についての思い出は、「孤桐雜記」『甲寅』周刊、第1巻第1号、1925年7月18日、を参照。呉保初と章炳麟との交友については、湯志鈞編『章太炎年譜長編』上下冊、中華書局、1979年、を参照。

(86)孫文を黄興に引き合わせたのは宮崎滔天であるという説がある。これについては、中村哲夫『同盟の時代——中国同盟会の成立過程の研究——』前掲、161-162頁、を参照。孫文との会見に関する章士釗自身の回想については章士釗「与黄克強相交始末」前掲、141頁、を参照。。

(87)梁漱溟「我的自学小史」『梁漱溟全集』第2巻、山東人民出版社、1990年3月、695~6頁。

(88)章士釗「与黄克強相交始末」同上、142頁。

(89)章士釗「書甲辰三暗殺案」前掲、148頁。

(90)章士釗「書吳樾狙擊五大臣事」『文史資料選輯』第19輯、151-152頁。

(91)章士釗「与黄克強相交始末」前掲、142頁。

(92)施光享「章士釗」《中国語言学家》編著組『中国現代語言学家』第1分冊、河北人民出版社、1981年11月、269-273頁。

(93)章士釗「趙伯先事略」前掲、10-11頁。

(94)章士釗「書吳樾狙擊五大臣事」『文史資料選輯』第19輯、153頁。1908年にはロンドンからベルギーへ行き李盛鐸（駐ベルギー公使）を訪ねている。

(95)1908年12月、パリ滞在中の章士釗から書簡を受けとった呉弱男（当時は在蘇州）が翌1909年に渡英し4月6日に章と結婚した（白吉庵氏の教示による）。

(96)楊毓麟「上母親」1909年11月4日、中国人民政治協商会議湖南省委員会文史資料研究委員会編輯『湖南文史』第43輯、1991年8月、210頁。章士釗の留学先としては、ロンドン大学、スコットランド大学、エディンバラ大学、アバディーン大学の所説があり未詳の部分が多く、章士釗の回想も一致していない。おそらく最初のうちは、正規不正規を問わず上記各大学に滞在し、最終的には楊昌済のいるアバディーン大学に落ちついたようである（白吉庵「章士釗」『民国人物伝』第4巻、中華書局、1984年、55頁。同「風雨滄桑九二春一記章士釗先生」『人物』1985年第4期、1985年4月、96頁、はアバディーン大学説をとる）。楊守仁の英国留学の目的は爆弾製造のため

の理化学の習得であったが、やがて「脳炎」を患い、章を激しくなじるなど、その言動はしばしば常軌を逸し、ときに呉弱男がたえられず部屋を飛び出すこともあったという。自殺にいたる当時の楊守仁については篠崎守利「楊篤生小論——ナロドニキの彷徨と絶命——」『响沫集』第2集、1980年、および孤桐「与楊懷中書」『甲寅』周刊第1卷第33号、1926年2月27日、8頁、を参照。

(97)孤桐「趙伯先事略」『甲寅』周刊、25号、1926年1月2日、11頁。

第2章 『民立報』における章士釗の議会主義政治論

はじめに

第1節 「約法体制」の成立

(1)清末における議会制論

(2)「臨時約法」と内閣制

第2節 章士釗の政治論と唐紹儀内閣の崩壊

(1)章士釗の責任内閣制論

(2)唐紹儀内閣の崩壊とその影響

第3節 民国政党政治の出発

(1)章士釗の政党政治論

(2)宋教仁の台頭と国民党の結成

(3)エリート主義

(4)進歩党の結成と二大政党体制

小結

はじめに

武昌蜂起のニュースを英国において聞いた章士釗は、1911年冬に帰国し、上海の静安寺路29号に居を定め⁽¹⁾、黄興と于右任の要請で上海の『民立報』を主宰することになった⁽²⁾。『民立報』は于右任が1910年10月に発刊した日刊紙で、袁世凱に封鎖される1913年9月まで続いた。宋教仁、呂志伊、王印川、章士釗らが相次いで主筆となった。日に2万余部を売り、昼夜印刷機の止ることがなかったという⁽³⁾。

章士釗の論説が最初に『民立報』に掲載されるのは、皇帝退位による清王朝滅亡の前日、1912年2月11日のことであった。章が何よりも重視したのは統一である。清帝退位にともなう優待条件に反対する意見が革命派の中にあつた。これに対し章は戦乱を早急に収束する必要を説き、優待条件は共和制の成立を妨げぬと主張した。すなわち「共和政治もまた民主政治の一種にすぎない。今の問題は暫時、皇帝の称号のみを残しておき、外国君主の礼をもって待遇するというのである。皇帝はその爵を失わないけれども、公権私権とも、一切国民と平等となるのだから、民主政治の妨げとなるだろうか」と皇帝を多数の国民のひとりと見做すことによって優待条件の承諾を迫っている⁽⁴⁾。

章士釗はその後、同盟会に反発し『民立報』を飛び出す1912年8月末までの約半年間、毎日のように社論を書き続けた。『民立報』による章士釗の政治論は動揺してやまない時局の問題を論じたものであり、そしてその多くは責任内閣制と政党政治の実現をめざしていた宋教仁⁽⁵⁾の政治的行動を支持するものであった。また、『民立報』に発表された章士釗の政治論は、同時代の英国の政治理論をふんだんに盛り込んだ、極めて理論的で学術的な内容をもつ。それらは後の『甲寅』雑誌期の政治論と緊密な関係があり、調和論の形成過程や論理構造を知る上で重要なものである。

本章では、『民立報』における章士釗の政治論を分析したうえで、民国初年の責任内閣政論および政党政治論の意義について考察し、「約法体制」成立期という時代の政治的背景との関わり

について明かにすることを課題としている。

第1節 「約法体制」の成立

(1) 清末における議会制論

伝統的政治社会を維持してきた中国が、世界資本主義体制への従属による植民地化の危機に晒されながら、急激な政治変動の中で新しい政治体制の創出を模索したとき、西欧の議会制が関心の対象となった。清末の政治改革論者たちは西欧の発展の根源を議会制に発見し、議会の機能を「君民を合して一体とし、上下を通じて一心とする⁽⁶⁾」と捉え、議会制が中国の富国強兵の万能薬であるかのように紹介した⁽⁷⁾。

制度自体は多様な解釈を許容する。主権の所在を問わぬことにすれば、それは君権強化の方策ともなりえ、またより広範な社会層の政治参加の要求をも満足させる方策ともなりえた。すなわち議会の開設は、20世紀の初めには、清朝にとっても、自由主義的な改革論者にとっても、そして排満革命論者にとっても基本的には明確に拒否しなければならぬ理由はなかった。

君主の諮問機関として君権強化のため議会制を採用する考え方は、戊戌期の短命な政治改革を経て、憲法大綱の発布・諮議局の設置・資政院の開設・内閣の成立として結実する清朝政府の立憲化政策に現われた。

政治参加の跳躍台として、かつ君主権力を制限する機関として議会制を支持する考え方は、地方自治を重視する各地方諮議局を中心とする国会請願運動の中に現われた。各省諮議局の成立、資政院の開会、地方名望化層を政治的決定作成に参加する機会を与える道を開いた⁽⁸⁾。

議会の開設と責任内閣制採用の主張は、排満革命論は否定するが、皇帝専制の伝統的な家産体制は断固批判する自由主義的な政治主張の中にも見ることができる。例えば梁啓超は、中国に適合するのは米仏の民主共和制ではなく、君主制は維持するが君主権力を制限する英国の「虚君」共和制であると主張し⁽⁹⁾、西欧の責任内閣制について詳細な解説を著すなど⁽¹⁰⁾、広範囲に渡る啓蒙的な影響力を発揮していた。

「中国は中国人の中国である⁽¹¹⁾」という人民主権論から国民国家の建設を説く革命論にとっても未来の中国における議会制の採用は自明なものと考えられていた。

むろん君主制論者は存在したが、清末民初の政治変動の担い手である地方官僚、諮議局議員、新軍将校、革命党幹部の中では、議会開設は公論として認知されていた。よって民国初期の議会主義政治論の源流は、清朝の立憲化政策と各省諮議局を中心とした地方有力者層の立憲主義運動に求めることができる⁽¹²⁾。

(2) 「臨時約法」と内閣制

中華民国の国家としての法的構造は「臨時約法」によって規定されていた。「臨時」の名を冠せられたこの根本法は、「人民」、「大總統」、「參議院」とはいかなるものかについて規定した。だがこれはいまだ混沌たる政治体に必要最少限の構造を与えたものであり、この法的構造が示す統治機構が大統領制なのか、あるいは責任内閣制なのかすら不明確なままであった。「中華民国は中国人民がこれを組織する」（第1条）、「中華民国の主権は国民全体に属する」（第2条）と始まる全56条の「臨時約法」の規定は、中国の政治的現実を解釈するものであるよりは、むしろ将来にわたる国家建設の青写真であり、達成目標の提示であった。それは民国政治における支配の正統性の問題と大きく関っており、国会の召集、正式憲法の制定、政府の組織はすべて「臨時約法」を土台として打ち立てられねばならないことを意味した。この点において、中華民国の

権力装置、権威構造をも含めた政治体制を「約法体制」と称することができる。

孫文を臨時大總統に選出し、中華民國臨時政府を樹立する法的根拠は、1911年11月30日に漢口英国租界で開催された各省代表会議において起草・採択された「臨時政府組織大綱」であった。

臨時大總統選挙前、内閣制論者の宋教仁は「組織大綱」の修正を強硬に主張したが、孫文の意志によって修正案が却下され、さらに孫文就任の前日にも宋の再度の修正要求が斥けられるという経緯があった⁽¹³⁾。そして袁世凱と孫文が清朝皇帝の退位をめぐる電報交渉を重ねていた1912年2月前半、この流動的な情勢への対処法をめぐる、内閣制と總統制をめぐる対立が表面化し、同盟会幹部会において宋教仁と胡漢民とが対立していた⁽¹⁴⁾。

孫文は、臨時大總統に就任後ただちに政府の組織を開始した。1月3日の政府人事案では孫文によって宋教仁は内務部長に推されていたが、「組織大綱」の修正問題を契機に宋は法制院院長に格下げされた。宋教仁の法制院院長就任は、「臨時約法」の起草に宋の主張を反映させる大きな機会を提供した。2月7日から臨時約法起草会議が招集され、宋教仁が主稿となり、3月8日には全案が通過した⁽¹⁵⁾。7章56条からなる「臨時約法」は、第1章「総綱」4条、第2章「人民」11条、第3章「参議院」14条、第4章「臨時大總統・副總統」16条、第5章「國務員」5条、第6章「法院」5条、および正式憲法の制定まで「臨時約法」が憲法に相当することを定めた第7章「附則」からなる。立法（参議院）・行政（大總統、國務員）・司法（法院）の三権分立の代議制に基づく民主共和国としての中華民國の法的構造がここに定められた。「約法体制」の誕生である。

この「臨時約法」が「組織大綱」と決定的に異なる点は、「國務員は臨時大總統を補佐し、その責任を負う」（44条）、「國務員は臨時大總統が法案を提出し、法律を公布し、及び命令を發布したとき、これに副署しなければならない」（45条）など「組織大綱」の修正案で否決された条文が盛り込まれ⁽¹⁶⁾、不完全なものではあったが内閣制の装置が採用されたことにある。内閣権限を強化するこの「約法」は、袁世凱の臨時大總統就任を考慮して宋の主張する内閣制への転換策が承認された結果だと考えられる。

内閣制論者宋教仁の議会主義政治論を背後から理論付けていたのが章士釗であった。互いに同郷であり、ほぼ同年の宋教仁と章士釗との交友は、20代初めの華興会会員として始まった。1904年の長沙蜂起失敗後、上海に逃れた宋教仁は、華興会の連絡役であった章士釗を訪ねており、日本亡命後も宋はしばしば章の下宿を訪問するなど交友が続いていた⁽¹⁷⁾。

章士釗は、自分は年来政治学を学び、必要なのは極めて強力な中央政府であり、このような政府は内閣政治においてこそ獲得できると確信するようになり、帰国直後に宋教仁と出会い、この点で意気投合したという⁽¹⁸⁾。すなわち、章士釗が留学から帰国して宋教仁と再会したさい、宋は、章がイギリスから北京や上海の新聞に投稿していた政治論の記事を集めたスクラップ・ブックを見せ、貴君のおかげで憲政の梗概を知ることができたと述べた⁽¹⁹⁾。これをふまえ「章士釗は宋教仁の魂であった」とも評される⁽²⁰⁾。中国における議院内閣制論（責任内閣制論）の展開を考察するに際しては、この両者の言動に着目することが鍵となるゆえんである。

第2節 章士釗の政治論と唐紹儀内閣の崩壊

(1)章士釗の責任内閣制論

章士釗の論説の特徴としてあらかじめ指摘しておくべきことは、章の政治学と政治に関する規範についてである。すなわち章が問題を発見し議論するさいの引照基準が、イギリス留学で習得した当時のヨーロッパの政治理論であったということである。具体的には、『民立報』所載の章士釗の論稿のうち引用頻度の高い順に言えば、ダイシー、バジヨット、ローウェル、バージェス、パークらの政治学と法律学（憲法と行政法）である⁽²¹⁾。

とりわけ、『憲法論』（*The Law of the Constitution*, 1885）と『イギリスの法律と世論』

(*Law and Opinion in England*, 1905) というダイシー (A.V.Dicey, 1835-1922) の2つの著作と、バジヨット (W.Bagehot, 1826-77) の『イギリス憲政論』 (*The English Constitution*, 1867)、アメリカ人であるが、ローウェル (A.L.Lowell, 1856-1943) の『ヨーロッパの政治と政党』 (*Governments and Parties in Continental Europe*)、『イギリスの政治』 (*Government of England*)、そして具体的な書名の提示はないがバーク (Edmund Burke, 1729-97) の所説、バージェス (J.W.Burgess, 1844-1931) の『政治学と比較憲法』 (*Political Science and Constitutional Law*)、ブライス (J.Bryce, 1838-1922) の『平民政治』 (*American Commonwealths*, 1911) が、章士釗の政治論の土台を形成している。

そしてこれに加えて、主要なところでは、トクヴィル (Tocqueville, 1805-59) 『アメリカの民主政治』 (*De la démocratie en Amérique*, 1835-40)、ジェンクス (E.Jenks) 『政治通史』 (*A History of Politics*, 1900, 『厳訳社会通詮』)、メーン (Henry James Sumner Maine, 1822-88) 『民主政府論』 (*Popular Government*, 1885)、ミル (John Stuart Mill, 1806-73) 『代議政治論』 (*Considerations on Representative Government*, 1861)、メイ (T.E.May) 『英国憲政史』 (*Constitutional History of England Since the Accession of George the Third 1760-1860*, 1860)、モンテスキュー (Montesquieu, 1689-1755) 『法の精神』 (*De l'esprit lois*, 1748, 『厳訳法意』)、シェラー (Scherer) 『フランス民主政治』 (*La Democratie et la France*, 1885) などがその都度参照されている。

アリストテレスの国家の分類法を紹介しながら、中国はすでに共和制となったのであり、これは「国体」として動かすべからざるものである、と章士釗は説く。「わが国は革命後、統治権は一人〔君主〕から人民へと移り、人民が国家である。だが国家はあるが政府はなく、国体はあるが政体はない。したがって、わが国がいかなる政体を採用するかが、今の政治家の第一に考えるべき問題である⁽²²⁾」とし、「政体」すなわち「政府の形式」を明確に定めることを第一の問題としている。章士釗の政治論はこの問題から出発する。

章士釗が、「政府の形式」として想定しているのは「内閣政治」と「総統政治」である⁽²³⁾。章が展開する議論は繁雑なものであるが、それは大要以下のとおりである⁽²⁴⁾。そもそも「国体」には「共和」と「立憲」とがあり、「元首」が「君主」であれば「立憲」、「総統」であれば「共和」である。イギリスは「立憲」、アメリカは「共和」であり、イギリスは「共和」でないが「人民」を主体としており、アメリカは「共和」でありながら、「民権」は有限である。したがって「元首の性質」という表面と「政府の形式」という実際は一致していないのである。つまりイギリスは「内閣政治」をアメリカは「総統政治」を採るが、「国体」は同じでも「政府の形式」は同じではない。

ここでアメリカの「民権」は有限であると言う章士釗は、イギリスは議会主権が確立されているのに対して、アメリカの場合、国民は大統領選挙においてのみ意志表示ができるというバジヨットの見解を踏まえている。

章士釗は、バジヨットが『イギリス憲政論』の第1章の後半において展開しているイギリスの議院内閣制とアメリカの大統領制の特質を比較し論じている箇所を頻りに引用し、中国は内閣制を採るべきであることを結論として引き出している。章士釗の究極的な主張は「内閣政治」の確立にある⁽²⁵⁾。章にとって議院内閣制の魅力は、「内閣は、国家の立法部と行政部とを連結させるハイフンであり、さらに両者を締め合わせるバックルである⁽²⁶⁾」とバジヨットが説くように、行政権と立法権の完全な融合という点にあった。

ところが、革命以前、アメリカの大統領制を模範として中国の新政府を構想したこともあって、現に中国では袁世凱が大総統として存在しており、「元首」が「君主」であるイギリスの「内閣政治」を中国に移植しようとするれば、「総統」の存在が問題となってしまった。この問題の処理をも含めて、「内閣政治」について章の主張は次のとおりである。「総統はほとんどイギリスの国王のようなものであり、直接政治上の影響を受けないのである。政治の衝に当るのは内閣総理であり、内閣総理は議会を制御する多数党に属し、閣員は皆その党員であって、内閣は議会に対して連帯責任を負うのである⁽²⁷⁾」。章はこのように、中華民国臨時大総統の職を、バジヨット

のいう、「機能する部分」から峻別された「威厳をもった部分」とみなし、君臨するが統治しない英国君主の比喩をもってその役割を説明している。

政治責任の追及と政権交代における制度的安定性ということも内閣制を主張する理由であった。章士釗はバジヨトに依拠しつつ、内閣制は議会に対して責任を負うため、その交替は随時可能だが、総統は国民に対して責任を負うので、その交替は比較的長い任期の終了を待たねばならないことを指摘している⁽²⁸⁾。

(2)唐紹儀内閣の崩壊とその影響

宋教仁は1912年4月には中華民国最初の内閣である唐紹儀内閣の農林総長として入閣する。同盟会系閣員は宋を含めて5名の連立内閣であり、数的には同数だが、強い権限をもつ外務・陸軍・内務・財政・交通の各総長は、袁世凱系の人物が就任し、内閣においては同盟会はむしろ劣勢だった。袁世凱は責任内閣制を嫌い、唐内閣は袁支持の閣員のサボタージュによって閣議を妨害され、結局、民選直隸都督の承認をめぐる総統府と対立したことを直接の契機として、6月15日唐紹儀は辞職し、同盟会系4総長、王寵惠、蔡元培、王正廷、宋教仁は唐に従い辞職し、ここに唐内閣は崩壊した。

中華民国の議会主義政治の発展にとって、その政治的基盤が極めて不安定であることを示す事件であった。

「国务院に全体的一致がなかった⁽²⁹⁾」ことが唐内閣の機能不全の理由だと宋は考えた。宋にとって完全な政府とは政党内閣にほかならなかった。「速やかに政府を組織しなければならない。政府を完全にしたいなら、政党内閣でなければならない⁽³⁰⁾」と説く宋教仁は、政党内閣樹立に向けて選挙運動に全力を傾けてゆく。「世界中の民主国家では、政治的権威が国会に集中している。国会の中で大多数の議席を占める党であってこそ、政治的権威を有する党である。したがって、我々は今や、全力を選挙運動に注がなければならない⁽³¹⁾」と宋は述べ、民国最初の国会議員選挙戦へと突き進んでゆく。

「責任内閣制」の確立を説く章士釗は、唐紹儀辞職事件に先立ち、はやくも総統府に対してうさん臭いものを感じていたようである。例えば章士釗はこう述べている。5月4日参議院で袁総統が「政府劈頭の政策」なるものを宣言したが、政府で責任を負うのは総統なのか、それとも内閣なのか。しかも議長がその内容に反対しないのは「真の奇観である⁽³²⁾」。また、財政総長熊希齡は国人の攻撃を受けて辞職したが、もし内閣が議会に攻撃されたなら、責任は閣員全員が負う連帯責任であるはずだ。「日頃責任内閣を言いながら事実はまったく違っている。責任が不明確だと政治の道徳は悪象を呈する⁽³³⁾」。そして、政党設立の不徹底さと国務員たちが責任を負おうとしないことが責任内閣制の成立を困難にしている⁽³⁴⁾と指摘している。

こういった章士釗の現政府への不満は、唐紹儀の辞職を契機に噴出し、6月22日より1週間連日この事件について論評している。章の論点は、総統は内閣の政策に干渉してはならない、議会在が総理の進退を決定すべきであるという、議会主権の原則であった。章は次のように述べている。

「元首はただ国務員が同意した範囲内においてのみその権を行使する⁽³⁵⁾」のであり、「責任内閣制の作用によるべきで、総統が内閣の政策に干渉するのは宜しくない⁽³⁶⁾」。なんとすれば「内閣は議会の多数を後ろ盾とし、その政策を執行するのであるから、いかなる元首も自ら譲歩しなければならない⁽³⁷⁾」。一方総理については、内閣総理は元首からではなく憲法によって政権を委任されるのだから、「行政首長の進退は議会がその権を操る⁽³⁸⁾」ものである、と。

民国初期の政府は、二院制が採用されたこと、当時において政党政治の確立が不徹底であったことなどを除けば、機構の上ではほぼ章士釗の主張するとおりの政府であった。とはいえ、袁世凱は「英国の国王」のごとき存在では到底ありえず、章の「総統」の機能に対する考え方は現実から遊離したものだった。これに対して上に述べたように責任内閣の確立を唱えることは、まさに机上の空論であり、現実を動かす力とは成り得なかったであろう。章自身その点について悟る

ところがなかったわけではなく、「ひそかに憂えるのは、総理を設けて、完全な責任を負わさせず、総統がひそかにその後で掣肘することであるが、今不幸にもその言葉のとおりである⁽³⁹⁾」と、袁唐の争いに関する最初の論評において指摘している。

章の分権論への傾斜もまた袁世凱に対する危機感の反映であったと理解できる。

政府組織については本来は中央集権論をとる章士釗は、1912年8月には分権的主張へと傾き、「立法集権・行政分権 (Legislative centralisation, Administrative decentralisation)」なる主張をしている。章の主張の理由は、唐紹儀内閣倒壊の直接的契機となった省長民選問題において民選制を支持すべきこと、そしてまたフランス革命の歴史を引照しながら、革命後の過度な集権制が独裁者の台頭をもたらし、ジャコビニズムの「恐怖時代」を現出させたことを教訓とすべきことにあった。章が主張しているのは、大總統独裁化に対する反対であり、袁世凱による内閣政治の壟断に対する反対である。つまり章は、国権の最高機関として議会に対する権力集中を行ない（「立法集権」）、同時に大總統の行政権を分断削減し弱体化させる（「行政分権」）ことを主張しているのである⁽⁴⁰⁾。李烈鈞・張継など同盟会系の一部急進派には少数ながら連邦論の主張者もあり、彼らが等しく袁世凱の集権的統一政策に反対してゆくように⁽⁴¹⁾、宋や章など本来の集権制論者も、袁に対して一部急進派の危機意識を共有したといえる。

第3節 民国政党政治の発端

(1) 章士釗の政党政治論

中華民国という時代は、政党が政治参加の基礎単位となり政治的意志表明の経路となった時代である。従来の王朝体制下での「政治」は大部分が行政の領域に属し、決定作成は、上奏権を持つ一部の文武官僚を除き、皇帝を中心とする宮廷内部に限定されていたことを想起すれば、中国政治がいかにか新しい局面へ進みえたかを理解することができよう。

清末の立憲化政策への対応として、既に政党とみなしうる多くの政治的結社が生まれていたが、革命団体を例外とすれば、それら多くの政党は政策距離が接近しており、離合集散を繰り返す傾向にあった。

憲法と議会の誕生に先んじて多くの政党が存在したことは、中華民国の議会政治の大きな特徴である。革命直後、中国では政党が乱立し、主な政党としては、同盟会、民社、共和建設討論会、統一共和党、中国社会党があり、また小党としては、国民共進会、国民公党、自由党、共和実進会、国民党（後の国民党とは同名異党）、共和統一党、共和俱進会、共和促進会、国民新政社などがあつた。乱立状態にあつた諸政党は、やがて大同団結し、国民党（1912年8月）、共和党（1912年5月）、民主党（1912年10月）の3党の鼎立となってゆく⁽⁴²⁾。

唐紹儀内閣崩壊後の章士釗は、ダイシーとジェンクスの所論に基づき、司法権の独立を奪い人民の自由を圧迫するという理由で行政裁判制を否定し、また、ダイシー、ミル、トクヴィルらに依拠しつつ、二院制は歴史的遺留品であり、民意を体現する議会の意志が、上下両院の間で衝突するならば、それは民意の矛盾となるという理由で二院制を否定し、一院制を説くなど、目立った主張をしているのであるが、何よりも当時の宋教仁らの国民党結成をめぐる動静と深く関連する主張がなされていることが注目される。すなわち章士釗の政党政治論である。

章士釗の政党論はかなり早い時期から説かれている。帰国してわずか2週間後に、章の政党論の中心的な主張が提出されている。章の政党論の特徴は、パークのそれを踏襲している点にある。章は社論「政党と党綱」において、政党に関するパークの有名な定義、「政党とは、全員が同意しているある特定の原理（章の訳では「特異之政綱」一箇屋）に基づき、共同の努力によって国家利益を推進するために集まった人びとの集合体である」を引用しつつ、政党が成立する2つの原理と3つの細則を掲げている⁽⁴³⁾。

すなわち、(一) 政党は政綱を実行する団体である。(二) 一党の政綱は必ず他党の政綱と異ならねばならない(一党が立ち、他党が並立して政綱の相違が出来るのだから、政党は単独では成り立たない。)

細則のほうは、上の原理に準ずるものである。①党争は政策のために争うのであり、人間のために争うのではない。②ひとつひとつの政策は一党がその正を守り、一党がその負を守る。③政党の作業は、その党の多数と少数を一定にすることにある。その要点は旗幟を鮮明にして、人が一見して集合場所を知るようにすることにある。

ここで提示された政党論の原理は、以後幾度となく反復されることになる。大きな原理のほうは明快であるが、やや難解な細則のほうに説明を加えれば、①は党争は政策によってなされるのであり、人間関係の中でなされるのではないということ、②は(二)を補うもので、党綱が同じであってはならないように、政策も一方が正とすれば他方はその反をとるということ、③は政党中に固定した分子がいなくなると、何が多数意見で何が少数意見であるか一定しなくなり、このような政党が組織した内閣は不安定になるということを、各々のべている。

さて、3日後には、これを補足する論点をもった論説を発表している⁽⁴⁴⁾。直接的には、政党林立の原因を指摘することを目的としている。焦点となるのは「政綱」と「政治主眼」の相違である。「政綱」は、政党間で異ならねばならぬものであり、「政治主眼」は「各党が同じくする所である」。後の章の社論からその例を拾えば、たとえば、〈財政を整理する〉、〈民主を重視する〉、〈民族を融和する〉などいずれの政党も異議を容れる余地のないものが「政治主眼」である。そして各「政治主眼」に対してそれぞれ正と負の「政綱」が存在する。たとえば、〈実業の振興〉という「政治主眼」に対して〈自由貿易政策〉を「政綱」とする党と〈保護貿易政策〉を「政綱」とする党があるはずである、と章は述べ、「政治主眼」は政治の「目的」であり、「政綱」は政治の「手段」であるとしている⁽⁴⁵⁾。したがって、日本語の語感とは齟齬するところがあるが、あえて言えば、「政治主眼」は綱領、「政綱」は政策と理解してよい。この「政治主眼」と「政綱」の混同が政党の乱立の原因であると章は指摘しているのである。

6月23日の「時事雑評」では新たな原理が付加される。章士釗の政党論を構成する原理のうちで、まさにこの原理こそが、章士釗の政治論の中心となる論理を形づくるものである。この新たな原理は「党徳」と呼ばれる。政党の倫理と言うべきものである。政党には徳があるとして、章はイギリスの政治学者メイを引用する。「政党の徳、つまり反対党の意見が広まってゆくままにまかせることにある」。これによって「もしある党が国民多数の支持を得たなら、これに反対するものは、ただ政権を委ねるだけで、自分が何党であるかにかかわらず他党が政権を握るのを禁ずる権利はない」と章は述べる。

メイの引用は『ヨーロッパにおける民主政治』からであると思われるが、もうひとりローウェル『イギリスの政治』からも同様な主旨の一節を引用している。すなわち、「反対党が正当な団体であることを認め、もし彼らが議会の多数を引き付けることができるなら、その権力行使を承認する。これが政党政治が成功する第一の要因である」という部分である。章士釗が3回復唱してしっかりと記憶すべきであると言うこの主張は、政治的反対の制度化の主張にほかならない。

「時事雑評」で説かれた「党徳」の原理はさらに反復して説明される。要点を拾えば、「党徳」というのは他党が合法的団体であることを認めて、政治の範囲内でその十分な活動を許し、政争の公平律を互いに守るようにすることである⁽⁴⁶⁾。「反対党が合法的団体であることを認めぬならば、その争いは必ず偏私に走り、暴挙に流れるであろう⁽⁴⁷⁾」と。

「政党組織案⁽⁴⁸⁾」はこれまでの政党論の集大成として書かれ、4回に分けて掲載されている。重複するところもあるが、以下簡単にまとめておく。

(一) 政党の特性を知らねばならない。

(甲) 政党と徒党の別を知らねばならない。

政党は己と異なるものの意見が広まるにまかせる(=「党徳」)

徒党は、国家の隠患となる。

(乙) 政党と普通政治結社の別を知らねばならない。

普通政治結社は、議会の外で活動し、政治的目的が達成されれば解散する。

政党は、議会内で一般的政策を志し、目的が達成されても解散しない。

- (二) 政党は政綱を以って結集する団体であることを知らねばならない。
- (三) 政綱は必ず異なる理を知らねばならない。
- (四) 政党の異点は実際に在り、根本に存するのではないことを知らねばならない。
- (五) 政党は分かれて二となるという理を貴ぶということを知らねばならない。

内閣政治にとって第三党の存在はよろしくない。イギリスは二党によってその政情が安定している。

この「政党組織案」においても、章が依拠する典拠があるという点は重要である。(一)は、唾棄されるべきものである徒党から区別される尊敬すべきものとして、その正当なる機能において政党を定義した、パークの見解にもとづくものであり、(二)はおなじく政党は「特定の原理」(「特異之政綱」)にもとづいて成立するというパークの政党の定義を踏まえており、(四)は、政党は相違がなければならぬが、相違は重要問題であるべきで、根本問題すなわち国家組織に関わる大問題であってはならないという、ダイシーの見解に依拠している。(五)連立内閣では系統的政策を有効に実施できなくなるので、議院が二党に分かれるというのが内閣政治が成功する唯一の条件であるという主旨のローウェルの長い引用にもとづいて説かれている。

章士釗の政党論の原理的構造というものは、以上のとおりである。政党論のほとんどは1912年の7月に発表されているが、これはこの時期に党争が激化し、暴力的党争を発生させていたことに対応している。次の表現がそれを物語っている。「最近の党争は激烈であるといわねばならない⁽⁴⁹⁾」。「最近の党争では不正な手段がはなはだしい⁽⁵⁰⁾」。「まもなく党徳と党誉はことごとく軽率で無知な者の手によって破壊されるだろう⁽⁵¹⁾」。しかしながら、章の政党論が、『民立報』期の章の主要な主張である議会主義政治の理念と一体をなすものであったことは疑いない。そして次にみる、章の「毀党造党」論、すなわち既存政党のスクラップ・アンド・ビルドによる二大政党制化の主張は、宋教仁の同盟会の拡大改組による新政党結成の動きを支援するものであった。

(2) 宋教仁の台頭と国民党の結成

8月2日、陸徵祥内閣が議会の反対を押して強硬に成立されるにおよび、同盟会の名称と綱領とを変更し、統一共和党ほか3党との合併をはかるという宋教仁の提議は、にわかに現実的なものとなり、8月5日、同盟会・統一共和党・国民公党の代表13名が北京で合併を協議し、8月13日に、同盟会、統一共和党、国民公党、国民共進会、共和実進会の連名で、国民党宣言が発表された⁽⁵²⁾。正式成立大会は孫文・黄興の北上を待ち、理事長には孫文、理事には黄興、宋教仁ら8名が就任し、孫の理事長職は宋教仁が代理した⁽⁵³⁾。

宋教仁の場合、国民党結成の動因としては、次の諸点を指摘することができる。それは章士釗の政党政治論の具体化を目指すものであり、かつ民初における議会主義政治論の実現を目的とするものであった。

第1に、宋教仁が国民党を結成する最も有力な動因は、内閣内部の不一致で崩壊した唐紹儀内閣の轍を踏まぬよう政党内閣を組織すべく、議会に絶対多数の議席を占めうる強力な政党を獲得することであった。

第2に、対抗勢力としての共和党の台頭である。共和党は、同盟会の勢力的凌駕を目的とし、1912年5月、統一党(章炳麟・張謇)と民社(黎元洪)の合併により成立した。これにより臨時参議院は120議席中、同盟会、共和党の各々が40数議席を占め、25議席をもつ統一共和党(谷鐘秀、呉景濂)が第三党の地位についた⁽⁵⁴⁾。共和党の存在は大きな脅威となっており、同盟会としては統一共和党の獲得が急務であった。

第3に、国民党結成の動因として、小党分立を二大政党体制へ編成してゆくべきだとする理論

上の主張があった。政党は本来ふたつであるべきだと説く章士釗は、政党組織の原則を明確にしつつ、乱立する小党を二大政党へと整理してゆくことを提唱し、「毀党造党」として定式化した。「毀党造党というのは、今の政党がことごとく自分の党を壊して共に討論し、自己の政綱にふさわしいものを求め、政綱によって再び政党を造ることをいうのである⁽⁵⁵⁾」。章士釗の政党論では政党再編によって公論の組織化が行われることになる。章士釗の「毀党造党」論は7月末から8月半ばにかけて集中して発表されている。宋教仁の内閣辞職が7月14日、国民党の「組党宣言」は8月13日である。この時節上の符合は、章士釗が宋の国民党結成の努力を理論面から援助していたことを物語る。すなわち章は政権党たりえぬ多数の小党の政権争いによる混乱を指摘しつつ、二大政党体制の政権交替における安定性を強調することによって、国民党結成に対する同盟会内部および外部からの反対意見を論理によって説得すると同時に、国民党結成へ向けての意見調整を意図していることを示している。

第4に、宋教仁の同盟会に対する反撥感が新党を求める心理的要因となっていた。秘密結社中国同盟会は、1912年3月末に政党組織を採用し同盟会と改称した。総理に孫文が、副総理に黄興・黎元洪があたり、幹事には宋教仁・胡漢民ら10名が任せられた。党務の一切は宋教仁が担当していた⁽⁵⁶⁾。章炳麟によれば、同盟会成立当時から宋教仁は「同盟会中の穩健分子を選び集めて政党をつくり、名称を変えて同盟会から分離する⁽⁵⁷⁾」と述べ、すでに新しい政党を求めているようである。

宋にしてみれば議会議党としての同盟会の結束力を疑問視する点があった。「同盟会は分子が複雑で、もともと政党組織ではなかった。以前これを無理矢理政党に改めたが、それは私の本意ではなかった。また同盟会は感情的な挙動が多く、これは政党がやるべきことではない⁽⁵⁸⁾」と宋は説く。同盟会の社会的評判の悪さもまた宋の同盟会に対する不満となっていた。蔡元培によると「同盟会会員中の粗暴な者は、革命の功績をもって自ら誇り、世間からも嫌悪され、暴徒とも、貴族とも呼ばれて軽蔑されていた⁽⁵⁹⁾」ようである。

以上、強力な政党の必要、共和党の台頭、二党体制への編成、宋の同盟会への反撥などが、宋による国民党結成の主要な動因であり、議会議政治の実現へ向けての改革であったといえることができる。

章士釗自身は、黄興と胡經武から強く国民党入党の勧誘を受けたが、先の中国同盟会のときと同様、章はこれを固辞している⁽⁶⁰⁾。自ら政治的党派の一員にならず独立独歩でいるというのは、章士釗の処世上の特徴であった。

(3) エリート主義

民国成立に至るまでの議会に関する論説を概観してまず注目されるのは国民は幼稚であるという愚民観である。

例えば、西欧政治思想の紹介者嚴復は「今日の民智の未開な中国では、西欧の君民共主の美治に倣おうとするのは大乱の道である⁽⁶¹⁾」として民力を鼓舞し、民智を開き、民徳を新たにすることが先決であると説き、また梁啓超も国民の程度は幼稚で、議会の開設は時機尚早だとして、国民に対する啓蒙教育の優先を説き、『民報』との論争も「今日の中国の国民はまだ議院政治を行う能力をもたない⁽⁶²⁾」か否かを焦点とするなど、国民は幼稚であるという判断は当時の政治論には少なくない。

議会速開論においても例えば、国民の能力が不足であるのは能力の問題ではなく経験の問題であり、国会を速やかに開くことによって議員の経験が得られる筈だとする主張があり⁽⁶³⁾、また、少数の程度の高い者のみに選挙権を与えることで「人民の程度の不足」の問題は解決できるとする⁽⁶⁴⁾、など多様な対応策が示されている。この問題について、革命論の主張者には楽観論が多いが、「軍政」「訓政」という後見的政治権力の強制的指導の必要が唱えられている。

いずれにせよ中国への議会議導入の適否を語るには、何らかのエリート主義的なリーダーシップを前提とせざるをえなかったといえる。仮に国民国家の創設を意図するとすれば、先ず支配被

支配関係の中で政治参加という緊張にある程度耐えうる被治者の創出（ネーション・ビルディング）から始めなければならなかったか、ないしは被治者の創出を棚上げにしたエリートによる国家建設（ネーションなきステイト・ビルディング）を推進するかのいずれかであった。

議会主義の主張者章士釗の採る方法も同様にエリート主義的であった。

章士釗の構想する名望家政党における「党争」について章は次のように述べている。

「党争というのは政治生活におけるものなのであって、社会生活においてするものではない。ふたりの意見が政談としては水と炭のように溶け合わなくても、ふたりの情誼は社交においては水と乳のように溶け合うのである。これは現在の文明各国ではいたるところで見られることである⁽⁶⁵⁾」。

このような表現に章の政治論の背後にあるいわば「一致」のための諸条件を共有しうる名望家的なエリート主義を指摘することができよう。章は、中国は「国民の程度が幼稚な国だから極端な民政はよろしくない」のであり、共和制は「多数政治」であるにもかかわらず「少数政治の精神」を運用せざるを得ぬと説き⁽⁶⁶⁾、「選挙人は必ず責任を負う資格のある階層⁽⁶⁷⁾」であるべきだとして制限選挙を主張している。

「一部優秀分子」を政治の担い手とする章のエリート主義はその後の政治論にも存在したことが指摘できる。章の政治論においては、責任ある階層による名望家的エリート支配は一貫して前提となっていたといえる。

章士釗の場合、中華民国の現実に最も適当な政治の担い手をリアルに把握したという、政治的リアリズムが、そのエリート主義の起源であろうが、さらに章が手本にしたイギリスの政治体制についての理解がその背景にある。

章が頻繁に参照したバジヨットの『イギリス憲政論』が描き出すイギリスの政治体制とは、「上流一万人」upper ten thousand、すなわち「同じ程度の教養や才能や精神をもった若干の人びとないしその家族たち」、ほかの者から抜き出した「一流の家族」first familiesによる支配体制であった。それは社会的名誉をもち「行政や支配を名譽的義務として遂行し得る能力」をもった「名望家層」であり、「ジェントリ」と呼ばれる地方の地主郷紳層であった⁽⁶⁸⁾。その点では、英国の政治体制は、章士釗の分権論的嗜好にも馴染むものであった。章士釗の議会主義的政治論は、地方名望家による代議制的支配という、バジヨットの英国議会政治の中華民国への投影であったといえるのではないだろうか。

ところで、国民党の結成において合併という方法をとったことの意義は大きい。選挙が行われない状況では「議席万能主義闘争⁽⁶⁹⁾」、すなわち既存議席の獲得が重要となる。既存の議員を自党へ組み込むことが最も確実、簡単な方法であった。また、多数の小党から出発し離合を繰り返したため民国初期の政党間では「跨党」すなわちひとりの党員が複数の党籍を持つという現象が広くみられた。こういった事情が合併を促進する要因となっていた。

当時は、国民党の元老格の指導者ですら政党政治の本質である多元主義的な政治原理について十分に理解していたわけではなかった。1912年8-9月、北京に赴き袁世凱と会談した孫文と黄興は、袁世凱および袁系の閣僚全員が国民党に入党すれば容易に政党内閣が完成するという理由で袁らの国民党入党を勧誘した⁽⁷⁰⁾。結局は実現しなかったが、対抗勢力をも「合併」対象にするこの試みについて、章士釗自身は揶揄を交えながら次のように述べている。孫文と黄興が「袁世凱、黎元洪、朱桂辛、趙智庵、許静仁らを党員にしようとした。論理学でいう外延の拡大を求めたのだが、内包がどうなっているかは考えなかった。黄興の方は現実には相反するものであることを全く考慮せず、様々な人に同一の名称を与えて混ぜ合わせて固めると純粹無垢の国民党ができあがると考えていた。孫文の方はキリスト教の教義のように、悪人であっても国民党に入党してその洗礼を受ければたちどころに善人になるのだと考えた。こうして民国元年から2年にかけて、国民党は兼容并包[すべてを受入れる方法]により、大変いさましく、大勢力をもつ、二つとない大政党になった⁽⁷¹⁾」。章士釗としては政党に必要なのは、勢力の盲目的な拡大ではなく、むしろ政策体系の同一性という結合原理であった。

章士釗は政党の合併による二大政党体制創出のために、次のような方法を呈示していた。つま

り、各党が代表者を出し、研究会を開き、さまざまな問題を研究し、ひとつひとつの問題について可否の2つの意見が出てくるはずだから、すべての問題についての可否を集計したうえで調整し、最終的に2つの派に分けることにすると章は説く⁽⁷²⁾。章士釗の政党論は、多くをエドモンド・バークの所説に負い、その特徴を受け継いでいる。バークのいう政党とは、あくまでも議院内の、議会政治家が観点の共有によって結合した団体であり、議会の外部にいるメンバーを組織化したわけではなかった。「トクヴィルの用語法では、バークの政党はまだ〈貴族政的〉政党であって、〈民主的〉な政党ではなかった⁽⁷³⁾」という評価は章士釗の場合にも適合する。

国民党結成の動因のひとつとして章士釗の影響が指摘できるわけであるが、章士釗の方法は、より大規模な社会勢力の政治参加を拡大し、それを政党へと吸収してゆく、すなわち政党自ら政治資源の拡充を目指すという方法ではない。それはむしろ政策の可否をめぐって既成議員・既成議員を再編成してゆくという方法である。したがって合併という方法は、大衆的な組織政党ではなく、むしろ議員集団を基礎とした院内政党にふさわしいものであり、政治に対するエリート主義的な考え方を反映していると思われる。

実際、合併によって成立した国民党には、エリート主義的な性質を見出すことができる。国民党宣言は国民主権を明記してはいるが、同時に「実際にその統治権を左右するのは、常に優秀特出の少数の国民である。法律においては、この少数の優秀特出なる者が議会と政府とを組織することによって、全部の国民を代表する。事実においては、この少数の優秀特出なる者が集合して政党となることによって、全部の国民を指導する⁽⁷⁴⁾」と規定している。国民党が合併によって成立した背景には、このような国民党のエリート主義的な性質を見出すことができよう。

民国初年の第1回国会選挙では、参議院議員（主に各省議会から選出議）274名、衆議院議員（主に各省毎に人口80万人に対して1人選出）596名が選出されることになった。参議院の被選挙資格は衆議員の被選挙資格を有する30歳以上の者とされ（「参議院議員選挙法」第3条）、衆議院の被選挙資格は、満25歳以上の中華民国国籍の男子が有すると定められていた（「衆議院議員選挙法」第3条）。衆議院の有選挙権者は、選挙区に2年以上居住する満21歳以上の中華民国国籍の男子で、かつ2元以上の直接税納付者か、500元以上の不動産の所有者か、小学校以上の卒業者かそれと同等の資格をもつ者のいずれかであることが求められ、4000万人以上がこれに該当し、総人口の9.98%を占めたようである⁽⁷⁵⁾。

選挙結果をみると、政党別では、国民党が参議院の48.2%（132議席）、衆議院の45%（269議席）を占め、ライバル政党である共和党（参46+衆120議席）、統一党（6+18議席）、民主党（8+16議席）を大きく引き離れた（国会開会后、共和、統一、民主の3党は合併して進歩党となった）。注目すべきは政党間に共通な次のいくつかの特徴である。

当選者についてみると、①51.8%以上が進士・挙人・貢生・生員の資格をもつ郷紳階層の出身者であり、②留学経験者（大多数が日本留学）51.7%、新式学堂出身者が28.5%を占め、8割近くが近代的教育を受けている。また③当選者は、7割以上が官僚と諮議局議員であるなど政府経験を有しており、④富裕な家庭の出身者が多く、⑤当選者のほとんどが国民党か進歩党のいずれかの党籍を有しており、そして⑥平均年齢が36歳ときわめて若い議員が大半を占めた⁽⁷⁶⁾。総じて、伝統的で保守的な階層の出自の、近代的教育を受けた進取の気性に富む人材の集団であったと言える。これが、章士釗らが議会主義政治論を主張するさい、彼らの脳裏にあった、その具体的な担い手たちの姿であった。

(4)進歩党の結成と二大政党体制

第1回の国会議員選挙における国民党の優勢が予想されるなか、国民党のライバル政党である共和党と民主党の合併が模索されていた。選挙結果は、衆・参両議院をあわせて、国民党が392議席を獲得したのに対し、共和党が175、統一党が24、民主党が24の合計223議席を獲得したにとどまった。民主党の梁啓超は「わが党は敗れた」と落胆の辞を娘に書き送っている⁽⁷⁷⁾。国民党

の圧勝は両党合併の実現を加速させることになり、民主党、共和党、統一党の合併によって進歩党が成立した⁽⁷⁸⁾。

1913年4月に正式国会が召集されるや、両院議長の選出が課題となり、3党の議会内部での合同が必要となった。かくして、参議院議長戦では議長・副議長はそれぞれ張継・王正廷が選出され国民党が勝利したが、衆議院議長・副議長には湯化龍（民主党）・陳国祥（共和党）を選出するのに成功したのは、3党の協同活動の結果であったと推測される。

進歩党の正式成立大会は、1913年5月29日、北京で挙行された。理事長に黎元洪、理事に梁啓超、張謇、伍廷芳、孫武、那彦図、湯化龍、王慶、蒲殿俊、王印川が就任した。

民主党の領袖として進歩党結成を推進した梁啓超の場合、中華民国の国家建設のための政治統合という点では、政党内閣の樹立、健全な政党政治の達成、エリート主義と二大政党体制の主張など、その多くを宋教仁・章士釗と共有していた⁽⁷⁹⁾。

梁の思考にあつては、国家建設の担い手が少数のエリートであることは、政治的民主化の進展と矛盾しなかった。政党がエリートを吸収する装置となり強力なリーダーシップを揮うことで参加の拡大を実現してゆくことが想定された。民初の政党のエリート主義的性格が持つ意義の説明として次の指摘は有意味である。すなわち「新興諸国における政治が、本質的にエリート主義であり、またマスオの政治的忠誠が主として種族集団や地域集団にパロキアルにむけられることを認めるのであれば、新興諸国における政治的安定、政治統合を推進するには、エリートの集团的結合性をまずすることが決定的に重要である⁽⁸⁰⁾」。

民初中国の政治統合にとって「決定的に重要」なエリートの集团的結合性を保障するのが政党であると梁啓超は考えた。民初の政党がエリートの集団であったとしても、それは必ずしも隔絶型支配の再来をのみもたらすわけではない。徐々にではあるが、政党のもつ利益集約の機能と、啓蒙の機能とによって、政治参加の拡大と組織化を導く方向へ発展してゆく可能性が存在したことは否定できない。

宋と梁の政治論が共有しうるのは、エリート主義、二大政党体制の確立であり、そしてその前提としての多元主義政治社会の形成である。そしてこの点こそが民初政党政治が離陸しうるか否かの鍵となったのである。

章士釗の「党徳」の重視は、政党が反対党の存在を承認し、反対意見の合理性を承認し合わねばならぬことなのであり、反対の制度化を確立するための政治的寛容の必要を説くことであった。この反対の制度化が成立する基盤は、「多数によって否定された後にも、敗者が自己の原理を公に支持する権利⁽⁸¹⁾」にある。このような反対の制度化は議会主義発展のまだ貴族主義的色彩を残している一定時期に出現するものであり、そしてそこでは、同意の獲得のための説得という手段の行使において「個人の自由にたいする深遠な意識からうまれた倫理性⁽⁸²⁾」が要求される。「党徳」とはまさにこの自由主義的な「倫理性」であり、それは中国における議会主義発展のための必要条件であった。

二党体制の樹立は政治参加の要求を徐々に拡大し安定させる第一歩であるはずだった。国民党と進歩党とが新しい社会勢力の参加の要求を組織的に制御し誘導し、二党体制による政党内閣制を確立しえたとすれば、中国現代政治史ははるかに異なる様相を呈していたであろう。

小結

責任内閣制の樹立とは、政府は議会から発生し議会に対し責任を負うという議会主義による政治原則の確立である。辛亥革命以前の議회를めぐる議論はそれをあくまで制度と見なしていた。議会開設の是非は政争の焦点とはならず、議会についての言及頻度の高さにかかわらず、制度を支える議会主義政治の多元主義的な本質と、国民と議会との関係、議会と内閣との関係などの議会主義の政治原理については、なお曖昧なままであった。

イギリスからの帰国直後に章士釗が問題としたのは「政府の形式」をいかにするかということであった。章の関心は「形式」にあり、それはいかにして民国に共和国としての実質を与えてゆくかという問題ではなく、「内閣政治」か「総統政治」かという二者択一の問題であった。

章士釗の場合、その理念的制度は容易に見出された。それは留学先のイギリスにおいて文献と現実の双方において体得したものであった。章が「目撃」したのは、1867年の第2次と、1884年の第3次の選挙法改正を経て、下院がいよいよ強力になりつつあるイギリス憲政の実情であり、そして、たとえばアイルランド自治案をめぐる自由党と保守党の論争と問題の処理法であった。「国家組織の一部」にしかすぎぬアイルランド問題でさえ、「全国一致して、全面的な計画をたてる⁽⁸³⁾」ことのできる政治組織に章は感嘆した。ダイシーの『憲法論』と『法律と世論』、そしてバジヨットの『イギリス憲政論』が、その制度の本質を説明してくれていた。ダイシーは、イギリス国家体制の最も根本的な原理は「国会主権」、「法の支配」、「憲法習律」であること⁽⁸⁴⁾を、またバジヨットは立法権と行政権の融合、すなわち内閣制度がそれであることを教えてくれている。そして、双方とも英国の保守主義的伝統を継承する政治思想家であったことも章士釗の嗜好に合うものであった。その点は章が政党論として依拠したパークの場合も同様であった。

「国家」を不変至上のものとし、「政府の形式」を問題視する章士釗は、「国家」と「政府」について次のように述べていた。「国家によって憲法が編成され、憲法が定まって政府の形式が生じる。政府は憲法の条文によって、憲法の意図するものを体現し、統治を実施するのである。したがって、政府は憲法から生ずる。国家は憲法より生ずるのではなく、国家が憲法を造るのである。憲法が国家を造るのではなく、国家があって後、憲法があり、憲法があって後、政府があるのである⁽⁸⁵⁾」。

近代政治学の知見では、絶対君主に取って代わったネイションが憲法制定権力の主体として憲法を制定し、そして憲法によって法的構造体としての「国家」を構築する。すなわち上の章の見解とは逆に、憲法が国家をつくる、という理解に立つ。

章士釗の見解をあえて解釈すれば、ネイションなきステイト・ビルディングを行なう使命を担うエリート層が、それゆえに中華民国（臨時政府）を形成する憲法制定権力の基盤を不明確にしたまま、エリート層の結合力をもってその基盤に代替させる、という方策を選択した、ということであろうか⁽⁸⁶⁾。エリート層の結合力を保障するのが、自由主義的な倫理性の要求であり、その具体的な指標が健全な政党政治の発展に求められた。

エリート主義と自由主義と法の支配を前提とする章士釗の議会主義的政治統合論は、しかしながら、方法として大きな欠陥を抱えていた。それは軍事力による統合の必要と、軍事力の管理の問題に対する配慮の欠如である。この問題を曖昧なままにすることは、憲法制定権力の主体が何であるかということ、すなわち主権の所在はどこかということをも不明確なままに残すことであった。そのために軍隊の問題は捨象したまま、政治統合の基盤を模索することになった。かくして、軍隊管理の問題、軍事力による政治統合の問題は隠蔽されたまま顧みられなかった。

「約法体制」とは、人の頭を叩き割る代わりに人の頭の数を数えるという、軍事力なき政治統合、あるいは自由主義的倫理性の獲得によって軍事力の問題を棚上げにしたまま、共通の政治社会の基盤を有するエリート層と、二大政党政治と、議院選挙と、責任内閣と、中華民国憲法と、そして「威厳ある部分」にすぎない大総統とによって政治統合と国家建設を行なうという議会主義的体制であったといえよう。

換言すれば、「約法体制」とは、軍事的統合の問題を捨象したまま、エリートの結合力と「法の支配」による政治統合を目指す、フィクショナルな政治体制であった。比喩的な表現をすれば、「約法体制」という議会主義的容器の内部には溶岩のような暴力主義が溢れており、これを凝固させるには制度化を着実に推進するための冷却期間が必要であった。だが議会主義政治はそのための十分な時間を確保できなかった。

あらゆるイデオロギーは統合的機能をもつと考えられるが、自由主義的な倫理性を要求することは、その統合の力を比較的弱体なものにすることもである。それは統合に対して前提としての「不一致」あるいは政党政治といった分裂的な要素をもちこむことを意味している。「党徳」の提唱は、議会主義発展の重要な契機となったかもしれないが、逆にその統合力の弱さゆえに、中

国の統一と集権的中央政府を完成させるにはかなり長時間の発展を必要とする悠長な方法の提起でもあった。

章士釗には外来の政治制度の借用に対する中国の政治社会の適応能力に関して全く疑念がなかったわけではなかった。章士釗はあるべき政党の原則を提示した際、政党とは「国家の陰患」たる「徒党」とは全く異なるものであることを真っ先に掲げていた⁽⁸⁷⁾。また、中国の場合、英国とは異なり、「急進派を自称するものは、誰彼なく攻めたて、言葉を選ばず罵倒するだけの、すぐかとなる短気で無知な人物が多く、穏健派を自称するものは、こじつけては人の隙につけこみ、デマを飛ばして人の欠点をあげつらう、陰険で悪辣な人物が多い⁽⁸⁸⁾」と指摘するなど、中国の政治的環境の悪質な側面もみえており、誕生間もない中国の政党政治が、党派主義による派閥政治に墮してしまう危険性を強く感じていた。

対抗しあう政治勢力が自らの軍事力をもっている場合、政治的敵対が、議会内部で処理できる範囲を逸脱してしまい、やがて議会の存在が無力化されるという事態をまねくことになった。現実の政治史上においては、十分に機能する政党内閣を樹立することすらかなわず、結局は政治問題を効率的に解決してゆくこともできず、議会主義的政党政治は新しい権威の創出に失敗し、革命後中国の政治統合という課題を達成することは不可能となった。その事情については次章で検討すべき課題である。

宋教仁の暗殺後、章士釗はルソーの社会契約論にもとづき、袁世凱に対する武力討伐に奔走することになるが、これは更に後の章で取り扱うべき問題である。

[註]

- (1)「章行嚴啓事」『民立報』1912年2月11日。
- (2)滯英中より章士釗は『民立報』の駐英国通信員を務めていた（「概言（二）」『民立報』1912年8月25日）。『民立報』時代の章士釗に関しては、後藤延子「民立報期の章士釗」信州大学人文学部特定研究報告書『文化受容とその展開』1985年3月。同「民立報期の章士釗（続）」『信州大学人文学部人文科学論集』、第20号、1986年3月。同「民立報期の章士釗（完）」『信州大学人文学部人文科学論集』第23号、1989年3月を参照。現実政治の諸問題と章の言論との関係を丹念に跡づけている。
- (3)戈公振『中国報学史』商務印書館、1927年、45頁。『民立報』は南北統一後まもなく同盟会の機関紙となった（馮自由「上海民立報小史」『革命逸史』第3集、350頁）。『民立報』の歴史については、洪喜美「民立報と辛亥革命」『国史館館刊』復刊第16期、1994年6月、を参照。
- (4)行嚴「論反对清帝遜位条件事」『民立報』1912年2月11日。
- (5)宋教仁に関する研究は、近年、孫文派以外の同盟会指導者の研究とともに進展してきた。宋教仁評価に関しては、松本英紀「孫文とその周辺」狭間直樹・森時彦編『中国歴史学の新しい波—辛亥革命研究について—』霞山会、1985年、164頁を参照。また、宋教仁の伝記的研究としては、さしあたって次の文献を参照した。K.S.Liew, *Struggle for Democracy: Sung Chiao-jen and the 1911 Chinese Revolution*, California University Press, 1971. 呉相湘『宋教仁—中国民主憲政的先駆』伝記文学出版社、1971年5月。陳旭麓・何沢福『宋教仁』江蘇古籍出版社、1984年。宋教仁の研究は多くの蓄積があるが、とくに近年の新しい宋教仁研究としては以下の研究がある。狭間直樹「宋教仁にみる伝統と近代——《日記》を中心に——」『東方学報』第62冊、1990年3月。田中比呂志「宋教仁の『革命』論」『歴史学研究』609号、1990年8月。同「民国元年の政治と宋教仁」『歴史学研究』615号、1991年1月。横山宏章「中国における議会政党政治の挫折——民国初期の革命政党と議会政党——」『法学研究（明治学院大学）』第50号、1993年3月。またとくに宋教仁の責任内閣政論を概観したものとして、李益然「宋教仁力主責任内閣制及其失敗」『史学月刊』1981年第5期、がある。
- (6)陳熾「庸書」中国史学会主編『中国近代史資料叢刊 戊戌変法』第1集、上海人民出版社、

1953年、245頁。

(7)上下通の観点から清末の議会制論を概説した論考として、方覚「“通下情”与“開民智”の歴史作用——從清末變法運動的議會觀看中国近代議會史」『政治学研究』1986年3月、を参照。また当時の議会論については、宋徳華「論“君民共主”」『華南師範大学学报』社科版、1987年第1期、および熊月之『中国近代民主思想史』上海人民出版社、1986年などがある。

(8)清末の立憲運動と新政期の立憲化政策についてはさしあたって以下を参照。韋慶遠・高放・劉文源『清末憲政史』中国人民大学出版社、1993年。張朋園『中央研究院近代史研究所專刊(24)立憲派与辛亥革命』中央研究院近代史研究所、1968年。侯宜杰『二十世紀初中国政治改革風潮——清末立憲運動史』人民出版社、1993年。Douglas R. Reynolds, *China, 1898-1912: The Xinzheng Revolution and Japan*, Harvard University Press, 1993.

(9)「新中国建設問題」1911年11月、『飲冰室合集』文集之二十七、45頁。

(10)「責任内閣釈義」『飲冰室合集』文集之二十七、1-10頁(原載『国風報』第2年第4期、1911年3月11日)。清末期の梁啓超の政治論については以下の論文を参照。坂出祥伸「梁啓超の政治思想——日本亡命から革命派との論戦まで」『関西大学文学論集』23-1、1973年。楠瀬正明「梁啓超の国家論の特質」『史学研究』第132号、1976年。楠瀬正明「清末における立憲構想——梁啓超を中心として——」『史学研究』第143号、1979年。木原勝治「清末における梁啓超の近代国家論」『立命館文学』第418-421号、1980年。亓冰峯「清季梁啓超の言論及其轉變」中華文化復興運動推行委員会編『中国近代現代史論集』第16編清季立憲与改制、台湾商務印書館、1986年。

(11)鄒容「革命軍」中国史学会主編『中国近代史資料叢刊 辛亥革命』第1集、上海人民出版社、1957年、361頁。

(12)辛亥革命の収束は社会秩序の維持安定を画策する革命党の穩健派と立憲派中の進歩派との妥協の産物であり、各省諮議局議員を中心とした「紳士階級」の意志によるものであったことについて、最近の研究として、張朋園「立憲派的『階級』背景」『中央研究院近代史研究所集刊』第22輯、中央研究院近代史研究所、1993年6月、227-228頁を参照。

(13)楊幼炯『近代中国立法史』台湾商務印書館、1935年初版、1966年増訂版、82-84頁。胡漢民「胡漢民自伝」『革命文献』第3輯、56頁。

(14)胡漢民、前掲、64頁。この論争については、中村義「南京臨時政府とその時代—宋教仁・胡漢民論争を中心にして」『東京学芸大学紀要(社会科学)』24号、1972年、を参照。孫文の軍政府による軍事独裁体制樹立の構想と、その背景にある代議制に対する不信感については、横山宏章「中国における議会政党政治の挫折——民国初期の革命政党と議会政党——」『法学研究(明治学院大学)』第50号、1993年3月、を参照。宋教仁らの「議会政党政治」と孫文らの「革命政党政治」を明確に対照しつつ、民国前期の政治史を描いている。

(15)楊幼炯、前掲、87頁。91~92頁。

(16)張晋藩・曾憲義『中国憲法史略』北京出版社、1979年、302頁、110頁。

(17)宋教仁「我的歴史」陳旭麓主編『宋教仁集』中華書局、1981年所収、1906年1月7日(562頁)、1906年1月20日(565頁)、1906年7月12日(620頁)。

(18)行巖「解惑篇」『民立報』1912年7月20日。

(19)章士釗「与黄克強相交始末」『辛亥革命回憶録』第2集、中華書局、1962年、142頁。錢基博『現代中国文学史』近代中国史料叢刊続編、第83輯、文海出版社、397頁。呉相湘『宋教仁—中国民主憲政的先驅』伝記文学出版社、1971年5月、下冊、231頁。

(20)白吉庵「記章士釗先生」『長沙県文史資料』第3輯、1986年、58頁。

(21)『民立報』の章士釗の署名記事にみえる欧米文献の引用頻度は、あまり厳密ではない調査による結果ではあるが、おおよそ以下の通りである(人名のあとの括弧付き数字は頻度数である)。ダイシー(20)、バジヨット(8)、ローウェル(8)、バージェス(7)、パーク(6)、トクヴィル(4)、ブライス(3)、ベンサム(3)、メーン(2)、ジェンクス(2)。尚、1回を数えるものに以下のものに、アリストテレス、オースティン、カルホーン、グナイスト、ソクラテス、シェーラー、ジャクソン、チョーサー、ブライス、プラトン、フリーマン、ヘーゲル、マーシャル、ミル、メイ、モンテスキュー、リーコック、ルーズベルトがあり、1回で未詳のものに、郝伯思、安孫、葛徳努、

拘哲思、席黎、馬哥里、皮師立、羅士勃雷、蘭士達文、戈文斯密がある。この結果から、ダイシーについての言及が圧倒的に多く、僅少差でならぶバジヨット、ローウェル、バージェス、パークがそれに続くことが判明する。辛亥革命前後の西洋政治学説の輸入に関しては、宝成関「論辛亥時期西方政治学説的引進与伝播」『近代史研究』1992年第6期、などがある。

(22)行蔵「国体与政体之別」『民立報』1912年2月28日。

(23)尚、章は後日、「内閣制」「總統制」をCabinet System, Presidential System としている（行蔵「總統責任制」『民立報』1912年5月14日）。「總統政治」とは「大統領政治」と訳すべきであるが、以下、歴史的な名辞として「總統」の語を用いる。

(24)行蔵「共和略説」『民立報』1912年2月13日。

(25)行蔵「共和略説」『民立報』1912年2月13日。

(26)バジヨット「イギリス憲政論」小松春雄訳、『世界の名著72』中央公論社、所収、77頁。なお、バジヨットの経歴と思想、および『イギリス憲政論』の内容と評価については、中村英勝「バジヨットの『イギリス国制論』について」『イギリス議会政治史論集』東京書籍、1976年、第6章、を参照。

(27)行蔵「新總統与内閣政治」『民立報』1912年2月21日。

(28)章士釗「内閣制与總統制」『民立報』1912年3月8日。

(29)宋教仁「復孫武書」（原載『民立報』1912年7月4日）前掲『宋教仁集』405頁。

(30)宋教仁「国民党湘支部歡迎会演説辞」1913年1月8日（原載『長沙日報』1913年1月9日）同上『宋教仁集』446頁。

(31)宋教仁「国民党鄂支部歡迎会演説辞」1913年2月1日（原載、蔡寄鴻『鄂州血史』龍門聯合書局、1958年）同上『宋教仁集』456頁。

(32)行蔵「北京之政情有何憲法上之意味乎」『民立報』1912年5月5日。

(33)行蔵「吾国政治現象之怪情」『民立報』1912年6月5日。

(34)行蔵「吾国責任内閣制之難達成」『民立報』1912年6月19日。

(35)行蔵「約法与總統」『民立報』1912年6月27日。

(36)行蔵「總統与總理権限問題」『民立報』1912年6月24日。

(37)行蔵「唐總理出京之真相与民国憲法之前途」『民立報』1912年6月22日。

(38)行蔵「参議院与行政部之關係」『民立報』1912年6月25日。

(39)行蔵「唐總理出京之真相与民国憲法之前途」『民立報』1912年6月22日。

(40)章士釗「集権分権之討論」『民立報』1912年8月12日。

(41)石川忠雄「清末及び民国初年における連邦制と省制論」『法学研究』第24巻第9・10号、1951年。

(42)謝彬『民国政党史』1925年、文星書店、1962年、34-52頁。

(43)行蔵「政党与黨綱」『民立報』1912年2月24日。章自身は言及していないが、引用部の出典は、パークの "*Thoughts on the Present Discontents*" である。中野好之訳『現在の不満の原因・崇高と美の觀念の起源』（パーク著作集1）みすず書房、1973年、275頁、を参照。

(44)行蔵「上海何故發生多数之党派乎」『民立報』1912年2月27日。

(45)行蔵「毀党造党之意見二」『民立報』1912年8月7日。

(46)行蔵「政党内閣談」『民立報』1912年7月7日。

(47)行蔵「政党政治之唯一条件」『民立報』1912年7月1日。

(48)行蔵「政党組織案」『民立報』1912年7月15、16、17、19日。

(49)行蔵「政党政治唯一之条件」『民立報』1912年7月1日。

(50)行蔵「論北京報館衝突事」『民立報』1912年7月10日。

(51)行蔵「政党組織案」『民立報』1912年7月15日。

(52)Liew, *op.cit.*, pp.173-6. 『宋教仁集』418-9頁。また特に、民生主義を焦点にして同盟会の解体過程を論じたものとして、久保田文治「辛亥革命と孫文・宋教仁—中国革命同盟会の解体過程—」『歴史学研究』408号。

(53)波多野乾一『中国国民党通史』大東出版社、1944年、169-170頁。

- (54)謝彬『民国政党史』1925年、文星書店、1962年、45-6頁。
- (55)行巖「毀党造党説」『民立報』1912年7月29日。
- (56)謝彬『民国政党史』1925年、文星書店、1962年、35-6頁。
- (57)章炳麟「致張繼、于右仁書」、湯志鈞編『章太炎政論選集』中華書局、1977年、587頁。
- (58)宋教仁「与『亜細亜日報』記者之談話」1912年4月22日、『宋教仁集』390頁。
- (59)蔡元培「宋教仁著『我之歷史』序」『蔡元培先生全集』台湾商務印書館、1968年、948-9頁。
- (60)孤桐「与楊懷中書」『甲寅』周刊、第1卷第33号、10頁。
- (61)「中俄交誼論」（原載、『國聞報』1898年1月15-17日）王栻主編『嚴復集』第2冊、中華書局、1986年、475頁。
- (62)「開明專制論」第8章『新民叢報』第75号、38頁。
- (63)熊范輿「国会与地方自治」（原載『中国新報』第5期、1907年5月）張枬・王忍之編『辛亥革命前十年時論選集』第2卷下冊、生活・讀書・新知三聯書店、1963年、883頁。
- (64)「国会請願同志会意見書」（原載『國風報』第1年第9期、1910年5月9日）同上『辛亥革命前十年時論選集』第3卷、1977年、615頁。
- (65)行巖「釈党争」『民立報』7月12日。
- (66)行巖「論平民政治」『民立報』3月1日。
- (67)行巖「論選挙權」『民立報』5月18日。
- (68)中村英勝「バジヨットの『イギリス国制論』について」前掲『イギリス議會政治史論集』、236頁。また、「上流一万人」の記述については、バジヨット「イギリス憲政論」小松春雄訳『世界の名著72』中央公論社、103頁。「名望家支配」の概念については、マックス・ウェーバー、世良晃志郎訳『支配の社会学』I、創文社、1960年、149頁、および、ウェーバー、世良晃志郎訳『支配の諸類型』創文社、1970年、189頁、を参照。
- (69)鈴江言一『孫文伝』岩波書店、1950年、215頁。
- (70)金冲及・胡繩武著『辛亥革命史稿』第4卷、上海人民出版社、1991年、374-379頁。
- (71)章士釗「党治駁義」『甲寅』周刊、第1卷第36号、1926年12月18日、7頁。
- (72)行巖「毀党造党説」『民立報』1912年7月29日。
- (73)サルトーリ『現代政党学Ⅰ—政党システム論の分析枠組—』岡沢憲英・川野秀之訳、早稲田大学出版部、1980年、35頁。
- (74)「国民党宣言」『民立報』1912年8月18日。
- (75)張玉法『中央研究院近代史研究所專刊(49) 民国初年の政党』中央研究院近代史研究所、1985年、282-301頁。徐輝慶「論第一届国会選挙」『近代史研究』1988年第2期、7頁。
- (76)張朋園「清末民初的兩次議會選挙」『中国現代史專題研究報告』第5輯、中華民國史料研究中心、1976年1月、95-101頁。張朋園「立憲派的『階級』背景」『中央研究院近代史研究所集刊』第22輯、中央研究院近代史研究所、1993年6月、224-226頁。
- (77)梁「与嫻兒書」、丁、同上、668頁。
- (78)各政党については主に、謝彬『民国政党史』1925年（文星書店版、1962年）、楊幼炯『中国政党史』商務印書館、1963年（1979年新版）、王党源『中国党派史』正中書局、1983年、朱建華・宋春主編『中国近現代政党史』黒竜江人民出版社、1984年を参照。
- (79)民国期の梁啓超の政治思想、および進歩党の結成については以下を参照。張朋園『梁啓超与民国政治』食貨出版社、1978年。李国俊「梁啓超与辛亥革命」『史学月刊』1981年第5期。張玉法「国民党与進歩党的比較研究」『中央研究院近代史研究集刊』第10期、1981年。張朋園「進歩党之結合与権力分配」『中華民國史料研究中心十周年紀念論文集』中華民國史料研究中心、1979年。
- (80)内山秀夫『政治発展の理論と構造』未来社、1972年、282頁。
- (81)オッター・キルヒハイマー、岩永健一郎・高木誠訳「議會主義の政治体制における反対（派）機能の衰退」、岩永健一郎『西欧の政治社会〔第二版〕』東大出版会、1977年、247頁。
- (82)G.ヨネスク&I.マダリアーガ、宮沢健訳『反対党の研究—制度としてのその過去と現在』未来社、1983年、57頁。

(83)秋桐「調和立国論上」前掲、1-2頁。

(84)ダイシーに関しては、次の各文献を参照。バーカー『イギリス政治思想IV』堀豊彦・杉正夫訳、岩波現代叢書、1954年5月、148-150頁。ダイシー『憲法序説』伊藤正己・田島裕共訳、学陽書房、1983年。ダイシー『法律と世論』清水金二郎訳、法律文化社、1972年。ダイシー『ダイシーと行政法』猪股弘貴訳、成文堂、1992年。和田英夫『ダイシーとデュギー』勁草書房、1994年。

(85)行蔵「国体与政体之別」『民立報』1912年2月28日。

(86)憲法制定権力の歴史的理論的特徴については、芦部信喜『憲法制定権力』東大出版会、1983年12月、とくに第1部第1章を参照。

(87)行蔵「政党組織案」『民立報』1912年7月15日。

(88)行蔵「毀党造党説」『民立報』1912年7月29日。

第3章 第二革命における章士釗の討袁運動

はじめに

第1節 章士釗の北上

- (1)張振武殺害事件
- (2)總統責任問題
- (3)袁世凱幕下の章士釗

第2節 武力解決論の台頭

- (1)国民党の分裂と議会主義からの後退
- (2)武力北伐論の再燃

第3節 第二革命と章士釗

- (1)章士釗の討袁工作
- (2)第二革命の発端
- (3)南京討袁軍の章士釗

小結

はじめに

中華民国初年の議会、すなわち北京の臨時参議院は、「国会組織法」と「議員選挙法」を制定し、正式国会を用意することを使命としていた。同時に、異議申し立ての機関として、行政府に対するチェック・アンド・バランスの機能をも果たしていた。

大總統との紛争によって倒閣した唐紹儀内閣の後継内閣樹立にあたり、参議院は、大總統の國務院任命には参議院の同意がある（第34条）、國務院が参議院の弾劾を受ければ大總統はその職を免ずる（第19条12項）、という「臨時約法」の規定を武器に抵抗した⁽¹⁾。總統府と國務院の対立が、1カ月余りにわたる總統府と議会との角逐をもたらした。紛糾のあげく陸徵祥内閣が成立するのは8月上旬であった。8月下旬の張振武殺害事件が議会と大總統および新内閣との関係をさらに悪化させた。事件に関する政府側の回答に議会は不満を表明し、國務總理と陸軍總長の弾劾案を提出しようとした（定数不充足で可決せず）。議会の抵抗に直面した新任總理は病気を理由に出仕せず、結局、陸徵祥（9月22日に辞職）にかわり趙秉鈞が國務總理に任命され（8月20日より代理總理）、陸内閣はわずか3カ月で倒閣した⁽²⁾。

このように不安定な政局がつづく間に議会は「国会組織法」「議員選挙法」を通過させた。8月末には国民党の拡大改組が行われ、大勢は正式国家を睨んだ選挙戦へと収束していった。議会議会政党としての国民党は第1回国会選挙に圧勝し、政党内閣の確立による中国の統合と安定とが達成できるかにみえた。しかしながら宋教仁の死を画期として、ほかならぬ国民党が第二革命という内乱へ突入してゆき、中国の法治国家としての制度化推進の努力を放棄してゆかねばならなかった⁽³⁾。

本章では、張振武事件を契機に袁世凱に接近し、その後、討袁活動に奔走し江蘇討袁軍總司令部秘書長として第二革命に参加した章士釗が果たした役割を明らかにし、議会主義政治という観点からみた第二革命の歴史的意味について考察する。

第1節 章士釗の北上

(1)張振武殺害事件

1912年8月15日夜、黎元洪の依頼で来京していた張振武が部下の方維とともに逮捕され、同日深夜のうちに処刑された。張振武殺害事件である⁽⁴⁾。この事件が、『民立報』主筆として健筆を揮っていた章士釗の大きな転機となった。

唐紹儀の総理辞職以来国内では第2の革命が提唱されるなど反政府気運が顕在化しており、とくに湖北省では破壊活動が頻出していた。張振武は退役軍人であったが辛亥の武装蜂起に功績ある人物として軍内に隠然たる影響力をもっており、いわば湖北反体制派の指導者と目されていた。湖北都督の黎元洪は北京へ張振武を派遣する、一方、密電によって張の処刑を袁世凱に委嘱した⁽⁵⁾。

張振武は袁世凱大總統の発した命令に段祺瑞陸軍総長の副署・承認を得て、陸建章軍政執法処総長の監督下で即刻処刑されたのであるが、これが正当な法定手続きを経ぬ違法行為であることが参議院で問題とされ、その後2週間の議事はこの問題をめぐってなされた。

8月28日参議院では「約法を無視した挙動であり、非立憲的行為である⁽⁶⁾」として陸徵祥総理と段祺瑞総長に対する弾劾案が国民党議員団によって提出され、同時に「明らかに約法を破壊し、民国に反逆する大悪人である⁽⁷⁾」として黎元洪の違法行為調査案が提出された。非難は袁世凱にも向けられた。若き同盟会員戴季陶は「袁は武力で張振武を殺し、黎は袁世凱の武力を借りて張振武を殺した。……卵では石に立ち向かえない。空言では実力に対抗できない。武力で法律を破壊する者にはやはり武力で処罰してゆくだけだ⁽⁸⁾」と述べ袁政府に対する武力攻撃を唱えている。

このような政府攻撃に対して反論がおり、黎元洪膝下の湖北軍界は政府に対する弾劾は民国を打倒することであると議会を非難した⁽⁹⁾。こうして張振武殺害事件は、唐紹儀内閣の倒壊と並ぶ民国初年の政治的大問題となった。

(2)総統責任問題

張振武殺害事件が政治問題化したとき、章士釗の提出した解決策は明快であった。責任内閣制においては総統は責任を負わないのだから責任は内閣にあって総統にはないこと、そして約法には人身保護の規定はあるが手続きについての規定がないので、今後不当逮捕をなくすために、参議院は英国の人身保護法に相当する「出廷状」案を可決すべきことが章士釗の答えだった⁽¹⁰⁾。

総統に行政上の責任はなく、内閣が責任を負うべきだという主張は章士釗の持論である責任内閣制の原則であり、大總統を英国の君主のごとく政治から隔離することを志向している。章は古代ローマのディクテーター以来の元首の性格を議論しながら、中国の総統制は議会在総統（大統領）の失策の責任を問えぬアメリカ型のものではなく、議会在内閣を操縦しているフランス型の性格をもつものであることを強調している⁽¹¹⁾。

章士釗は内閣を総統府の私的専有物から議会の掌中に取り戻そうとしているのであり、また法秩序の制度化を推進しようとしているのである。この意味において章士釗は袁世凱を法的存在たる「約法体制」下の大總統として制度的側面から把握してゆこうとしている。しかしながらこの主張が周囲からはむしろ個人としての、あるいは政治勢力としての袁世凱を擁護するものだと受けとめられた。

章は当時「同盟会員ではなかったが、同盟会の機関紙である上海『民立報』を主宰しており、南京政府の政策を論駁することが多かったので、ひどく同盟会員に恨まれていた⁽¹²⁾」。総統責

任問題における章の責任内閣制の原則への固執が、同盟会からの章への攻撃に拍車をかける結果となった。

まず同盟会内部から章士釗に対する攻撃が現われた。殊に袁世凱政府に敵対的な『民権報』からの攻撃は厳しかった。当時孫文の秘書であり『民権報』の編集者でもあった戴季陶は、「行蔵〔章士釗〕は袁世凱を責めようとしなが、袁世凱がこわいのか、それとも袁世凱を擁護しているのか⁽¹³⁾」と述べ、柏緘は「『民立報』の記者章行蔵は、専制總統に諂った甲斐があって、ついに總統府の顧問になったというニュースがある⁽¹⁴⁾」と述べ名指しで章を攻撃している。

章士釗への攻撃はやがて『民立報』全体への攻撃に転じ、章士釗は仲間の慰留を振り切り、「私が同盟会員でないことから今後ますます問題が多くなるだろう。私の持論が同盟会の少数の人と合わなくなっても、同盟会の機関紙を借りて同盟会の陣営を攻撃することになれば、それは同盟会の敵の回し者になることだ。私は道徳的にも自分で納得がゆかないので辞職を決意したので⁽¹⁵⁾」と辞職の理由を語り、8月24日を最後として『民立報』を去った。

張振武殺害事件は袁世凱の南方への軍事進攻に対する同盟会内部の危機意識を増大させ、強力な内閣を求めて同盟会を国民党に改組した宋教仁とともに、宋を理論的に援護している章士釗が非難されるにいたった。戴季陶のように革命主義的な立場にあるものにとって、章士釗の考えるような議会主義的制度化の主張は袁世凱を擁護してゆくこととほぼ同義であると見えたとしても無理はない。ここに章士釗の論敵は革命主義的「激烈分子」としても立ち現われ、後の調和論による批判対象のひとつとなってゆくのである。

(3)袁世凱幕下の章士釗

1912年8月末から9月末まで、孫文、黄興など国民党幹部が北京を訪れ袁世凱の歓待を受けていた。孫文らは袁世凱との協力関係樹立を求め首脳会談を繰り返していた。ために張振武事件の責任追究はなおざりにされた。

1912年9月、章士釗は「拱手傍觀の人」を意味するイギリスの『スペクテイター』および「独立」を意味するアメリカの『インデペンダント』になぞらえ上海で『独立週報』を発行する⁽¹⁶⁾。再び不偏不党に身を処し、「独立を旨に、阿諛追従せず、人が言いたくても言えないことを言ったので、その文章は人の心を打ち愛誦された⁽¹⁷⁾」と言われる。若き李大釗はその熱心な読者であった。まもなく『独立週報』は、協力者の王無生が袁世凱の資金援助を受けていることが判明し、章は意欲を失い筆を擱くことにした。張振武事件に由来する誹謗中傷のため上海も居心地が悪く、1912年冬、天津を経て北京へ向かった⁽¹⁸⁾。

天津に到着した章士釗は、『庸言報』館に梁啓超を訪ねている。以前、東京亡命中の章士釗は、梁啓超が政聞社を組織したとき、徐仏蘇、黄興を介して会談したことがあった⁽¹⁹⁾。やがて章と梁とは第三革命のさいともに軍務院を組織するなど政治的な協力関係をもつことになる。

当時、梁啓超は十数年におよぶ亡命生活を終えて帰国したばかりであった。梁との会見には熊希齡と楊度が同席した。梁啓超は章士釗に対し、「国民党は鋭意内閣制を立てて、袁世凱を押さえようとしている。憲法起草権を掌握すれば、緩めるのも絞めつけるのも思いのままだ。だが袁世凱はこれを憎んでいる。わが党〔民主党〕はどの道を行くべきかわからない。君には、この災厄を取り除く案が、何かおありか」と尋ねる。章は梁啓超の机上に漢訳のブライス著『民主政治』2冊があるのをみてとり、ブライスのフィラデルフィア会議の一節を読んでもるように勧めた。数日後の『庸言報』では、梁が、アメリカの建国を中国の先例とし中国にワシントンが現われ対策を講じるのがよろしいと主張した⁽²⁰⁾という。梁啓超は当時、1787年5月のフィラデルフィア会議においてワシントン、フランクリン、ハミルトンらが合衆国憲法を起草した事情を紹介している⁽²¹⁾。

章士釗は楊度の勧めで「やむを得ず」袁世凱に会い⁽²²⁾、「やがて私と袁は日を追って親しくなるが、しだいに袁の秘事に預り、私は内心では疾しさをつのらせ苦しみを免れることができなかった⁽²³⁾」と当時を回想している。「袁の秘事」とは帝制復活を指している。

当時、憲法を利用した帝制化を考えていた袁世凱は、憲法に造詣の深い章士釗が国民党から排斥されたのを好機として丁重にもてなした。章は錫拉胡同に邸宅を与えられ、章が望めば、総長でも公使でも就任することができ、宿舍の大きさも選ぶがままで、経費は無尽蔵に使うことができたという。章士釗に求められたのは憲法を主管することだけだった⁽²⁴⁾。

朝鮮時代に呉長慶の営長を勤めた袁世凱は、章士釗が呉長慶の孫娘（呉弱男）の婿であることから章を身内の者として扱い、大事を託そうとしたという理由もあった⁽²⁵⁾。

袁世凱は嚴復の後任として章士釗を北京大学校長に任命することを政府公報に発表した。章士釗はこれを固辞し就任しないままとなった。その理由としては、「大学者」でもないのに、若干36歳で最高学府の長になるようでは、国際的な笑い話になってしまい軽蔑されるだけである⁽²⁶⁾ということと、革命党は自ら裙帯官〔妻の実家の関係でえた官職〕となって汚れてはいけないという考えからであった⁽²⁷⁾。

自らの政治勢力を持つことのなかった章士釗は、自己の政治論を実現すべく、いわば庇護者・パトロンとして、時の政治的実力者の側近・幕僚となる必要があった。これが章士釗の処世上のひとつの特徴であった。民国初年に袁世凱に認められ、その招聘に応じたのも、そういった章士釗の個性の特色を示すものであった。

1913年3月20日、来る国会の開催地北京へ赴く途上、宋教仁は滬寧鉄道上海駅で狙撃され、3月22日死亡した。宋教仁暗殺事件はただちに政治問題化し、1カ月後の4月25日、江蘇都督程德全、江蘇民政長應徳閔により、宋教仁暗殺事件の証拠が公開され、国務総理趙秉鈞、内務部秘書洪述祖ら政府内部の人間が容疑の線上に浮かびあがり、さらにその背後には袁世凱の意志があることが見通されていた⁽²⁸⁾。

章士釗によれば、袁世凱との決定的な訣別はやはり宋教仁暗殺事件を契機にしていた。章士釗が袁世凱と会食していたとき宋教仁の訃報が總統府に届いた。そのとき袁世凱は、宋教仁暗殺事件の犯人は、宋の抹殺によって国務総理就任を狙う黄興だとしたことに対し章士釗は憤慨し、ただちに袁世凱のもとを去り上海に馳せ返った⁽²⁹⁾。

上海に帰った章士釗は、黄興と孫文に袁の帝制化計画を告げた。武力討伐を主張する章士釗に対し、黄は袁世凱は専横だが皇帝になることはありえないと懐疑的であり、孫文は章の武力行使の説を歓迎したが、章の袁批判は過激すぎると語った⁽³⁰⁾。その反応に差はあったが、こうして章士釗の討袁運動が始まった。

第2節 武力解決論の台頭

(1) 国民党の分裂と議会主義からの後退

4月25日、宋教仁暗殺事件の証拠公開後、国民党の意見はほぼ政府攻撃に傾いた。4月27日、袁世凱は国会の批准を得ないまま、英仏独露日の5ヶ国銀行団と2500万ポンドの「善後大借款」を締結しようとした。参議院はこの借款締結が「臨時約法」に背くことを決議し、政府の違法行為であることを全国に通電した。この借款反対の動きは政府攻撃にむかう国民党内の意見をさらに激化させることになった。

だが、国民党指導者間には対策をめぐる不一致が存在しており、これが上海に戻り即刻武力討伐を主張する章士釗を落胆させていた。当時国民党外部の観察者たちは、国民党内部に異なる派閥が存在することを指摘している。宋教仁支持の議会主義勢力で、宋の提唱した政党内閣の樹立を主張する「法律解決」派と、国民党の勢力基盤である南方各省による武力討伐を唱える旧同盟会の孫文派および南方諸省の都督たちの「武力解決」派である⁽³¹⁾。

袁世凱の軍事的な圧力のもとで、「法律解決」論が「武力解決」論に凌駕されてゆく過程は、議会主義政治論の後退の過程であった。

例えば、宋教仁派の言論機関であった『民立報』の編集者で、宋教仁の政策の継続履行を主張する⁽³²⁾朱宗良は、「武力解決」論を否定し「法律解決」を主張する根拠を次のように述べた。立憲国家は法治国家である。暴力によって政治問題を解決するのは、法律そのものの破壊であり、立憲国家の否定である。よって「武力解決」はわれわれの採るべき方策ではない、と。朱の説く「法律解決」とは、趙秉鈞國務總理や袁世凱大總統を法廷へ召喚し、法廷での審議によって処罰してゆくという方策であった⁽³³⁾。

「法律解決」論は議会主義者の正論である。だが南方各省が討袁軍の名のもとに独立を宣言し、袁世凱の軍隊と交戦状態にはいり、現実には第二革命の戦端が開いたとき、「法律解決」論自体が非現実的で無意味な方策となってしまった。

(2)武力北伐論の再燃

章士釗の武力行使の主張を孫文が歓迎した背景には、国民党指導者の一部には武力北伐による政治統合の意見が残存していたという事情があった。

清朝政府との和平交渉が行われていた1912年1月、孫文は北伐を主張し、「中央政府が成立し士気は百倍である。和平交渉がどうなるにせよ、北伐は断じて気を抜いてはならない⁽³⁴⁾」と呼びかけた。やがて北伐論は下火となり、議会主義政治がそれに代わるが、しかし国民党（同盟会）内部では、たえず武力北伐論が燻っており、断続的に武力による北京政府の討伐が唱えられ、紛争のたびに北伐論が噴出していた。

宋教仁暗殺後、再度、武力解決論が噴出する。国民党参議のひとりである徐謙は、「民国保全のために戦え！民権發揮のために戦え！奸人誅滅のために戦え！叛逆征討のために戦え！」⁽³⁵⁾と強烈な口調で戦闘を呼びかけた。

孫文は、宋教仁の死の3日後、黄興宅で陳其美、居正、戴季陶らと対策を協議したさい、「断じて法律では解決できない。解決できるのは武力しかない⁽³⁶⁾」と即時武力討袁を主張した。李烈鈞は孫文を支持し、黄興は南方の軍事力不足を理由に法律解決を主張した。孫文は福建、広東、湖南に拳兵を要請したが、それぞれ口実を設けて、決起には至らなかった⁽³⁷⁾。これが章士釗が上海に戻った当時の国民党内の状況であった。

即時討袁を主張する急進派の「武力解決」論の基礎となる認識においては、現在の政治問題を専制と共和との対立に起因するものとして把握する点に、その特徴を見出すことができる。例えば、『民権報』の何海鳴の次のような文章が「武力解決」派の論理を最もよく伝えてくれる。「宋教仁暗殺事件の発生は、専制と共和とが溶け合わないことに起因する。わが宝である政党は、決して専制を擁護し、共和を抑制するものではない。……専制の悪魔を大いに敗り、これを駆除して、もはや永遠に民国の疫病神にならないようにする。その後に政局を担当する者は、何党であるにかかわらず、力を充足して再び宋先生のような大政治家が現われれば、その党が政治を担当すればよい⁽³⁸⁾」。共和と専制の対立という構図において、「専制の悪魔」に対する武力行使とは、革命の継続であると位置づけられていた。

国民党の大きな特徴のひとつは、それが議会政党となる以前の歴史を引き摺っている点にある。国民党はむしろ中央集権化と法的秩序の制度化を目指して結成された議会政党だったが、その起源において、いわゆる「外部創造型政党⁽³⁹⁾」であり、そこには合法政党化以前の革命結社時代の理念や方策、組織的人的關係を根強く有しており、これが国民党の外面的強さの源泉となったとともに、内面的な弱さの原因ともなっていた。その起源を議会外に有する政党にとって、選挙や議席の獲得は重要ではあるが、それは権力を掌握し党の目的を実現するための手段のひとつであるにすぎないという特徴を持つ⁽⁴⁰⁾。

こうして、選挙と議会と内閣が最早権力掌握の手段たりえぬことが判明したとき、残ったもうひとつの手段、「武力解決」論が提起された。それは北伐論の再燃であった。国民党をあくまで議会主義政党とみなそうとした宋教仁の遺志を継承しようとする穏健派の「法律解決」論がむしろ中央の議員たちの支持を受けたのとは対照的に、革命続行を重視する「武力解決」論は南方の

国民党幹部の支持を受けた。

第3節 第二革命と章士釗

(1)章士釗の討袁工作

章士釗は国民党の軍隊が意気消沈していることを嘆いていた。孫文は章士釗に対し、人材不足による挙兵の困難を訴え、岑春煊の説得を依頼した。章士釗は戦力増強のため、岑春煊と黎元洪の説得に奔走することになった⁽⁴¹⁾。

当時、粵漢鐵路督弁の岑春煊は、元兩広総督として広東、広西を地盤としており、その官界での経歴からも袁世凱に対抗する上で適当な人物であった。

章は王芝祥の紹介を得て、急ぎ上海の杉板廠へ岑春煊を訪問し、岑と天下の大計を語りあった。岑春煊がひどく袁を非難したことは孫、黄らを喜ばせた。そこで章士釗夫妻は滄洲別墅に宴をばり、孫、黄、岑らを招き、ともに協力して武装蜂起することが決定した。宴席には汪精衛、胡漢民、陳其美、于右任ら国民党の指導者たちも同席していた⁽⁴²⁾。

討袁について岑春煊は国民党員以上に積極的であった。岑春煊と章士釗は、5月中旬に武昌に赴き、副総統の黎元洪とともに挙兵するよう説得を試みた。章らが湖北都督府に着くと、同じ目的を持った章炳麟も到着していた⁽⁴³⁾。黄興は武昌の章士釗宛に戦争を回避し現状維持を講じてほしいという主旨の書簡を送っていたが、当時すでに江西省と湖北省の軍隊が開戦へ向けての配置を始めており、結局、黎元洪の説得は失敗に終わった⁽⁴⁴⁾。

(2)第二革命の発端

中央政府の任命した民政長を追放した江西民政長事件⁽⁴⁵⁾、江西省が独自に輸入した武器を陸軍部総長段祺瑞の命令で差し押さえたことに起因する武器購入事件⁽⁴⁶⁾、および九江鎮守使の人事権の問題⁽⁴⁷⁾など、一連の問題が1912年の冬から発生しており、江西省と中央との対立が顕在化していた。

中央との紛糾が深まる中で、江西都督の李烈鈞は早くから北軍との戦闘を予想した措置を講じていた。1912年冬、民政長問題と武器購入問題で紛糾する最中、袁世凱は李純の部隊（北洋軍第六師）を湖北に進めた。これに対し李烈鈞は、瑞昌、徳安、永修など湖北省境へ軍を移動させて侵入に備え⁽⁴⁸⁾、同時に湖北の李純の軍に対処すべく、九江に差し向けた部下に九江司令部を設営させ、長江沿岸の地形の観察、湖北の敵情の偵察を行なわせた⁽⁴⁹⁾。こうして軍事的緊張はしだいに高まっていった。

袁の支配地域である華北に比べ、江南は豊かであった。特別行政区を含む33省の総収入のうち、国民党の支持基盤である江蘇、安徽、福建、江西、湖南、広東、四川の7省だけでその41%を占めたという⁽⁵⁰⁾。国民党の一切の費用は、湖南、安徽、江西、広東が負担しており、特に江西と広東がその中心となっていた⁽⁵¹⁾。歳入の半額に相当する政府の大借款案は、その条件として、各地方の重要な財源である塩税収入を担保としており、結局、中央の財源を富ませ、各省は逆に財源を失い、軍事力も保持できなくなることが見通されていた⁽⁵²⁾。

5月上旬以降「南北分裂」は後戻りできない情勢になってゆく。「李烈鈞は江西の独立を謀り⁽⁵³⁾」、「李烈鈞が北伐総司令となり、柏文蔚がこれを補佐し、軍を率いて京浦鉄道を北上する⁽⁵⁴⁾」といった怪情報が流され、『京報』は江西都督の李烈鈞が独立し、「江西王、九江王」を称していると報道した⁽⁵⁵⁾。

当時の江西には、確かに地方分離的な傾向が存在している。しかしそれは省を下限とする自省

中心主義ともいうべき特質を持つ。巨視的にみた場合この傾向は、清末以来の地方主義的分裂がより徹底してゆく方向へ進むのか、あるいは、地方自治の成熟を経てやがては緩やかな形での統合へと向ってゆくのか、この時点では判然としない。

政治統合という観点からいえば、例えば康有為が「今の中国の危急存亡の憂いは、各省の自立にある⁽⁵⁶⁾」と述べ、中国の「国家」としての有機体的統合を強く叫んだように、また李大釗が、昔一国に一人いた専制君主は今や一省に一人となり、「革命以後わが民の憂いは数十の専制都督にある⁽⁵⁷⁾」と非難したように、各省が持っている地方分権化傾向は、健全な国家統一の大きな障害であったことは首肯できる。袁政権にとっても、財政基盤が華北のみに限られ、行政上の命令も南方諸省の服従を期待できないとなれば、政権そのものの存続が危ぶまれたことであろう。そして袁政権にとって最も脅威であったのは、軍事力の独占が不完全なままであったことである。辛亥革命と違って第二革命では何よりも武力の獲得が問題とされている。

現実には、5月始めには袁世凱の軍事準備の完了が伝えられ⁽⁵⁸⁾、漢口付近に駐留していた李純軍が省境の田家鎮へ進攻し、李烈鈞も1師混成旅を武穴近郊へ移動させている⁽⁵⁹⁾。両軍は長江沿岸の省境でわずか十数キロを隔てて対峙するという一触即発の状況である。

宋教仁暗殺事件後、李烈鈞（江西都督）、胡漢民（広東都督）、譚延闓（湖南都督）、柏文蔚（安徽都督）、孫道仁（福建都督）らは内密に「五省攻守同盟」を結成していた。さらに、蔡鍔（雲南都督）、唐繼堯（貴州都督）、尹昌衡（四川都督）に打電し、連合反袁を呼びかけ同意を得ていた⁽⁶⁰⁾。李烈鈞にとって、この同盟諸省の一斉「独立」は、江西独立の大前提であった。

上海では、広東都督を罷免（6月14日）された胡漢民、その後任の陳炯明および汪精衛らと善後策を案じていた孫文が香港から戻るのを待ち、6月末秘密会議が開かれた。孫文は第二革命発動を主張したが、国民党内部ではいまだ意見が分岐し、孫文を支持したのは李烈鈞のみで、黄興、陳其美は武装闘争を信用せず法律解決を主張した。6月30日、李烈鈞・胡漢民に続いて、同じく国民党系都督である安徽都督の柏文蔚が罷免されるに及び、7月上旬、上海で会議が開かれ「興師討袁」が決定する。江西を皮切りに、各省同時に第二革命を発動することにした⁽⁶¹⁾。

7月12日、九江において李純軍（北洋軍第六師）と林虎軍（江西第一旅）との間で戦端が開かれ⁽⁶²⁾、ここに第二革命の火蓋が切られる。かねてより計画どおり、江西の独立に続いて、南京、上海、安徽、広東、福建、湖南が独立を宣言した。

(3) 南京討袁軍の章士釗

孫文や章士釗の武力討伐論とは異なり、当時の南方諸省の軍事担当者には、敗北を予想し開戦を躊躇する意見が多かったということは見逃されてはならない。まず、南方「五省同盟」の各省が内戦遂行に消極的であった。江西都督の李烈鈞さえ「国民党は必ず敗北する。国民党は五省（江西、安徽、江蘇、広東、湖南）を擁しているが、それはばらばらの砂で互いに連絡がなく、各々いともたやすく撃破されるであろうからだ。孫[文]、黄[興] 2人の意見もまた一致せず、多くの人は孫中山の話に耳をかさない⁽⁶³⁾」と悲観的な見解を示していた。

第二革命の特徴のひとつは、それが防衛的な開戦、換言すれば敵の進攻を阻止すべくやむなく採った処置であったということである。「兵を率いる者は努めて慎重論を説き、兵を率いぬ党人は速戦論を説いた⁽⁶⁴⁾」というように、地方軍事指導者の見方は孫文のような国民党幹部とは違っていた。代理江西都督歐陽武は「今度の[北軍の]江西への派兵は、袁氏がわが江西を虐げるものである。最早これ以上は耐えられぬとなつては、正当防衛を講じざるをえない⁽⁶⁵⁾」という認識を示し、また江西の79県の代表の檄文においても「江西人は最早これ以上は耐えられず、決起して自衛せざるをえない」と述べ、これが迫られた開戦であることを強調している⁽⁶⁶⁾。

南京の事情も同様であった。黄興が孫文の即時武力解決策に反対しつづけたのは、軍事的な劣勢を知悉していたからであった。

「上海で協議したさい、孫文が急進的で、黄興が慎重だった。黄興が慎重だったのは、その軍事力と錯綜した状況をよく知っていたからであったが、孫文のように直情径行であるべきだった。

当時用いることができる兵力を数えると、湖南と広東はたたきつぶされて残っておらず、両先生の心配の種となっていた。残っているのはわずか南京第八師のみであった」と章士釗は回想している⁽⁶⁷⁾。

即時武力討伐論の章士釗にとっては孫文の「直情径行」なる決断は歓迎すべきことであった。そして最後まで武力行使を躊躇していた黄興も、「孫派の圧力を受けて⁽⁶⁸⁾」南京に赴き、「今度の革命は必ず失敗するだろうが、革命の意志を衰退させたくもない」、「内部分裂で失敗するよりも、勇ましくも盛大に戦うほうがましだ」と主張する南京陸軍第八師の高級幹部たちの意見をいれて独立を決定したようである⁽⁶⁹⁾。したがって、第二革命は「やむをえざる戦争であり、袁氏に迫られた結果にすぎない」⁽⁷⁰⁾と黄興が回想しているように、南京での挙兵も敗北覚悟の窮余の一策であった。

上海での国民党指導者の会議の結論は次のとおりであった。孫文は上海に留まり、陳其美を監督して呼応に備える。李根源は討袁軍参謀長となり、岑春煊を補佐して広東に行く。章士釗は討袁軍秘書長として、黄興に随い南京に入るといふ計画である⁽⁷¹⁾。

こうして黄興は7月14日の昼の列車で出発し、章士釗が夜行でその後を追い、翌15日早朝、江蘇都督府で都督の程徳全に会い、事後の協議を行った。章士釗が討袁の宣言文を起草し、黄興の名義で通電した。南京における癸丑討袁の役の開幕であった⁽⁷²⁾。16日、章士釗は「江蘇討袁軍総司令部秘書長」に任命された⁽⁷³⁾。

章士釗の手になる討袁宣言文にいう。「私には能力はななくとも良心がある。今度の行動でもし死ぬ所を得れば、そこは祭文を読む場所である。祖宗の霊に頼り、民賊を取り除くことがかなえば、鎧を脱ぎ田園に帰ろう。国の政は、すべて賢者に譲る。もし[己に国政を担う]権利があるなどと考えるなら、神明に殺してもらおう⁽⁷⁴⁾」。はなはだ悲壮感の漂う檄文であった。

岑春煊は6月17日に粵漢鐵路督弁を辞職し、7月16日に南京の軍事会議で「各省討袁軍大元帥」に選出された。岑は、7月18日に上海から南京へ赴き、19日に大元帥に就任し、22日に「各省議会議事会聯合会」の承認を受け、正式に「中華民國討袁軍大元帥」に選出された。その後、岑春煊は龍濟光と陸榮廷を説得し討袁蜂起を行うべく、李根源と共に広州に赴いた⁽⁷⁵⁾。

南方5省の軍事同盟は開戦直前になおその有効性が確認されていたが、江西からの援軍要請に対して、福建は始終兵を動かさず、広東の援軍は省境で引き返し、湖南は、袁世凱のスパイに火薬庫を爆破され、弾薬不足となり、逆に江西が弾丸90万発を援助するという状態であり⁽⁷⁶⁾、結局援軍は得られず、「前線で作戦したのは江西1省の軍隊だけ」であった⁽⁷⁷⁾。

後に孫文が「癸丑之役」の失敗は「袁氏の兵力が強かったからではなく、同党の人心が散り散りだったからである⁽⁷⁸⁾」と述べたように、討袁軍の足並みは当初から揃わなかった。結局、統一した司令本部を欠いたまま、江西の他、南京、広東、湖南に討袁軍総司令が分立する形となり、相互に十分な連絡を欠いていた。李烈鈞はより高位の指揮権の必要を説き、孫文に「討袁軍大元帥」就任を電請したが快諾を得られず、各省相談の上、岑春煊を「討袁軍大元帥」に任命したという事情があった⁽⁷⁹⁾。

討袁軍を起こした南方諸省は、7月末から8月上旬にかけて相次いで独立を取り消した。8月下旬、南昌まで退却した江西当局は秘密会議を開き、歐陽武は、国民党は統一した指揮を欠いていること、独立各省も声援を送るだけで兵を送ろうとしないこと、江西一省の兵力では、袁世凱の強大な兵力に抵抗できないこと、南昌を死守しようとすれば、地方が混乱し、人民に被害が及ぶことなどにより、吉安（南昌の南南西200km）への撤退を決定する⁽⁸⁰⁾。かくて江西軍は散逸し、以後第二革命は収束に向かう。李烈鈞は長沙に逃れ、武漢、上海を経て日本に亡命した。

章士釗の記述によれば、章と黄興のいた南京の戦局も混迷をきわめていた。

「この役での士気消沈は、一般の人には思いもよらないことだった。師長陳之驥は馮国璋の娘婿でもともと積極的ではなかった。黄凱元、王孝績の両旅長は、黄興の両腕だが、しばしば苦しみをなめ上下からも圧迫され、表向きは逆らわなかったが、憂鬱でたまらなかった。部隊内の衝突が多く、兵数は不足し、南京を守る以外にほとんど移動できなかった。冷遜の第九師は第一線に駐屯したが、韓庄から敗退し強敵は間近に迫ってきていた。洪承点是師長と兵站總監を兼任し、徐州・蚌埠の間を徘徊したが、なすすべを知らなかった。外に援兵なく、内は孤軍に窮した。2、

3日間で形勢ははっきりした。敗北の兆しがすでにみえ、時間の問題となった⁽⁸¹⁾」。

江蘇都督の程徳全は、南京独立の翌翌日の7月17日、病気を理由に南京を離れ上海に向かい、25日、袁世凱に対し、独立拳兵は黄興と陳之驥（第八師師長）の独走であった旨を訴えた⁽⁸²⁾。

ある夜、章と黄興の2人は互いに憂慮していた。黄興が章に向い、程徳全が南京を脱出して袁世凱に投降したので、君は上海へ行き、程を責めて連れもどすように、と言う。章は、これは黄興が故意に章を安全な土地に逃す口実であることがわかったが、「その翌日、涙を飲んで別れを告げ、上海へ帰った。数日後、黄興は自殺に失敗し、日本人の援助を受けて東京に行った。こうして南京討袁軍総司令部も瞬く間に消滅してしまった」と章は回想している⁽⁸³⁾。日本人の援助とは、黄興が日本の船で上海・香港を経て門司に逃れたことを言う⁽⁸⁴⁾。

小結

議会主義は、地方分権的な要因を国家政治の領域へと吸収してゆくことのできる有効な方法ではあったのだが、競合する勢力が軍事力の独占を目的としているのに対しては無力であった。国民党にしてみれば、問題の議会主義的な解決が破綻してゆく過程は、事態の推移とともにその内部から「伝統」であった北伐論が再燃してくる過程であった。第二革命における南方の独立割拠と武力北伐というスタイルは、省単位の軍事同盟の不安定さと、省を越えた強力な指導権の欠如の非効率という教訓とともに、後の中華革命党へ、そして、中国国民党へと継承されてゆくことになる。第二革命において「地方」の「軍事力」が問題となったことは、その後の政治史の展開にとっても重要であった⁽⁸⁵⁾。

伝統と権威と儀礼にもとづく政治ではなく、公開性と討論と政策立案による政治は、民国初年の中国においてその効率的な運用を行なうにはいまだ十分に成熟した経験の蓄積が欠けていた。そのために政党間の競争は容易に私利私欲の争いに堕してしまふと見なされることもあった。

「甲党の人の発言ならば、その説の是非にかかわらず、いまだ何を言いたいかを理解していないのに、乙党の人は群がり立ち上がって反対する。逆に、乙党の人の発言は所説の是非に関わりなく、手を叩いて賛成する。……それらは私争であるにすぎないのだ⁽⁸⁶⁾」と非難された。

こうして民国初期に誕生した議会主義政治は、適切な生育環境が与えられず、新しい権威構造を構築するはるか以前に、未熟なままに攻撃にさらされてしまい、実際の政治問題の解決は議会の外部へ持ち出されてしまった。政治統合を完成するにはあまりにも亀裂が大きすぎて、問題を議会内部に限定し、政策次元での論争に限定することができなかったためであった。

第二革命を契機に、「国会は口舌の争い」にすぎず、問題の解決は「武力に訴えるしかない⁽⁸⁷⁾」と説くようになる孫文は、議会主義に代替する一党独裁による国家建設を提唱した。孫文の政治論は究極的には議会民主主義的な国家建設を目標とするが、その過程においては、非議会主義的な政治統合の方法がすでに可能な選択肢として包含されていたのである⁽⁸⁸⁾。

責任内閣制と政党政治による中華民国の政治発展を主張していた章士釗が、武力討伐を説き自ら戦地に赴いたことは、思想的観点から見れば、暫時的後退であった。

前章で述べたように、『民立報』主筆としての章士釗の政治論は、「政府の形式」を問題にしていた。これに対し第二革命直前の章士釗は「国家の形式」を問題視している。

「このとき私は両先生〔孫文と黄興〕の側におり、孫先生は急進的であったが、私は孫先生よりさらに急進的だった。なぜであろうか。私は袁世凱が皇帝になるという固定観念をもっており、両先生にはこれがなかったからである」と章士釗は言う⁽⁸⁹⁾。

国民党の急進派は早くから袁世凱政府を「共和」を破壊する「専制」勢力であると攻撃していた。袁世凱の再帝制化の計画が明確になるのは1915年以後のことであるが、この時点での章士釗も彼ら急進派と同様に、「中華民国」の国体は「共和」制である、という大前提が動揺していることを捉えている。章士釗の袁世凱政府と「専制」に対する批判は次章で詳しく検討するが、章

士釗が構想しているのは、国家体系を一旦白紙に還元したうえでの「約法体制」樹立過程の再履行である。

梁啓超は第二革命の直前の政情を次のように捉えている。社会には社会の人が「視て神聖となす」ような「信仰の中心」がなければならない。「共和政治」の場合は国会が「信仰の中心」とならねばならない。だが、今や我が国の国会は、もはや「信仰の中心の資格を保ちえず」、国会は「日に日に自殺を謀っている」と⁽⁹⁰⁾。

第二革命は政治的反対を暴力に訴えることによって議会主義的制度の無効を宣言することでもあった。それは議会が最早遵奉すべき「信仰の中心」、すなわち権威たることを自ら拒否する行動であった。国民党員たちが宋教仁の戦略を捨てて、再び革命主義的行動に走ったのは、陰に陽に議会の機能の骨抜き工作を続ける袁政府との対抗上、残された唯一の方法だったとしても、それは自ら制度を破壊することを意味していた。それはまさに梁啓超の説くように「国会の自殺」であり、議会政治の挫折にほかならなかった。

[註]

- (1)宝成関「民初国会述論」『社会科学戦線』1985年第4期、を参照。臨時参議院が政府を牽制した例として、憲法草案作成の問題、「俄蒙協定」承認の問題があげられる。
- (2)北京臨時参議院の主要な議事については、佐藤三郎輯『民国之精華』近代中国史料叢刊第5輯、文海出版社版、14-22頁を参照。
- (3)第二革命の原因については大きく二つの面から説明されている。ひとつは地方分権論からの説明、もうひとつは革命論からの説明である。第二革命について地方分権論からの接近法を採用のものとして、胡春恵「辛亥前後的地方分権主義」（『辛亥革命研究会論文集』中央研究院近代史研究所、民国72年）、および胡春恵「民初反袁運動与地方主義之消長關係」（『中国近代現代史論集』第20編台湾商務印書館、民国75年）があり、革命論からの接近法を採用のものとしては、趙矢元「論“二次革命”与辛亥革命」（『紀年辛亥革命七十周年學術討論會論文集』（上冊）中華書局、1983年）、および趙矢元「辛亥革命与“二次革命”之間的孫中山」（『東北師大學報』1981年第5期、復印報刊資料『K3中国近代史』1981年第10期所収）がある。專著論文としては、毛振発「論“二次革命”的幾個軍事問題」（『辛亥革命史叢刊』第3輯、中華書局、1981年）は主に軍事問題からの優れた分析を行い、章開沅「試論一九一三年的“二次革命”」（『辛亥革命与近代社会』天津人民出版社、1985年所収）は、第二革命の必然性を政治・経済・社会の多角的な視野から追究している。第二革命理解の鍵となる李烈鈞については、洪喜美「李烈鈞先生与二次革命」（『近代中国』第21期、民国70年2月28日）がある。
- (4)張振武殺害事件については、黄遠生「張振武案始末記」1912年8月23日（『黄遠生遺著』卷1、216頁、中国社会科学院近代史研究所・中華民国史研究室主編『民初政争与二次革命』上海人民出版社、1983年、所収）、劉振嵐「黎元洪、袁世凱謀殺張振武内幕」（『歴史月刊』第79期、1994年8月）を参照。
- (5)「槍斃張振武方維始末詳記」『中華民国公報』1912年8月21日（中国人民政治協商會議湖北省暨武漢市委員会・中国社会科学院近代史研究所・湖北省博物館・武漢市檔案館編『武昌起義檔案資料選編』上卷、湖北人民出版社、1981年、所収、438頁）。
- (6)「参議員彈劾國務總理陸軍總長案」『民主報』1912年8月28日（前掲『民初政争与二次革命』143頁）。
- (7)「参議員提議咨請政府查弁參謀總長黎元洪違法案」『民主報』1912年8月28日（前掲『民初政争与二次革命』144頁）。
- (8)戴季陶「張振武案之善後策——武力解決（二件）」『民權報』1912年8月21日（前掲『民初政争与二次革命』132-3頁）。
- (9)「鄂軍界攻撃鄂参議員通電」『民立報』1912年8月26日（前掲『民初政争与二次革命』141頁）

- 。
- (10)行嚴「張振武案解決法」『民立報』1912年8月20日。
- (11)行嚴「總統責任問題」『民立報』1912年8月21日。
- (12)孤桐「慨言」『甲寅』周刊、第1卷第10号、1925年10月31日。
- (13)戴季陶「張方被殺再論」『民權報』1912年8月23日（『戴季陶先生文存三統編』党史史料編纂委、民国60年、所収、15頁）。
- (14)柏緘「告『民立報』記者」『民權報』1912年9月11日、中国社会科学院近代史研究所・中華民国史研究室主編『民初政争与二次革命』上海人民出版社、1983年、150頁。
- (15)于右任「于右任答某君書」『民立報』1912年9月13日（同上『民初政争与二次革命』154-155頁）。
- (16)秋桐「発端」『独立周報』1912年9月22日（章秋桐『甲寅雜誌存稿』下、文海出版社版、1977年、所収「独立周報存稿」1頁）。戈公振は「調和の説を主とする」としている（戈公振『中国報学史』台湾学生書局版、1982年、250頁）が、むしろ論調は『民立報』期のものに近い。『独立周報』自体は、1913年6月の第40期まで刊行された。
- (17)錢基博「現代中国文学史」（沈雲龍主編『近代中国史料叢刊統編』第83輯、文海出版社、所収）401頁。
- (18)章士釗「与黄克強相交始末」中国人民政治協商会議全国委員・文史資料研究委員会編『辛亥革命回憶録』第2集、中華書局、1962年、143頁。
- (19)孤桐「与楊懷中書」『甲寅』周刊、第1卷第33号、9頁。この楊昌濟宛の書簡は1912年8月に書かれたものである。
- (20)章士釗「与黄克強相交始末」同上、143-144頁。
- (21)「專設憲法案起草機関議」『庸言報』第1卷第3号、1913年1月1日、『飲冰室合集』文集之二十八、28-29頁。
- (22)章士釗「与黄克強相交始末」『辛亥革命回憶録（二）』144頁。
- (23)章士釗を袁世凱に直接紹介したのは孫毓筠（旧同盟会員で当時總統府顧問）であった。錢基博「現代中国文学史」（沈雲龍主編『近代中国史料叢刊統編』第83輯、文海出版社、所収）401頁。
- (24)錢基博「現代中国文学史」（沈雲龍主編『近代中国史料叢刊統編』第83輯、文海出版社、所収）401-402頁。
- (25)呉長慶と袁世凱との関係については、さしあたって、章開沅、藤岡喜久男訳『張謇伝稿——中国近代化のパイオニア——』東方書店、1989年、10-17頁、を参照。
- (26)梁漱溟「訪章行嚴先生談話記」戴晴・鄭直淑・章含之『梁漱溟、章士釗与毛沢東』香港達芸出版社、1988年10月、110頁。
- (27)章士釗「与黄克強相交始末」前掲、144頁。
- (28)宋教仁の暗殺事件については、『宋漁父』1913年、文星書店、1963年、を参照。
- (29)章士釗「与黄克強相交始末」前掲、144頁。
- (30)章士釗「与黄克強相交始末」同上、144頁。
- (31)「国民党南北派之苦痛」『亜細亞日報』1913年5月2日（『民初政争與二次革命』30-33頁）。黄遠生は「北方の法律派」と「南方の暴力派」という呼び方をしている。黄遠生「最近之大勢」『黄遠生遺著』巻2、文星書店、1962年、101頁。
- (32)宗良「宋先生死後之民国」『民立報』1913年3月25日。
- (33)宗良「宋案与借款平議」『国民月刊』第1卷第1号（『革命文献』第42・43合輯、296頁）。
- (34)「致陳炯明電」1912年1月4日、中国社会科学院近代史研究所中華民国史研究室・中山大学歴史系孫中山研究室・広東省社会科学院合編『孫中山全集』第2巻、中華書局、1982年、7頁。
- (35)徐謙「布告国民」『民權報』1913年4月27日、同上、298頁。
- (36)「在広州大本营對国民党員的演説」1923年11月25日、『孫中山全集』第8巻、中華書局、1986年、433頁。
- (37)伍毓瑞「湖口起義的回憶」中国人民政治協商会議全国委員会文史資料研究委員会編『辛亥革命

- 命回憶録』第4集、中華書局、1965年、350頁。
- (38)海鳴「刺宋案与各政党——公共之真是非」『民權報』1913年9月31日（『民初政争与二次革命』275頁）。
- (39)デュベルジェ、岡野加穂留訳『政党社会学——現代政党の組織と活動——』潮出版社、1970年、8頁。
- (40)デュベルジェ、同上、14-5頁。
- (41)章士釗「与黄克強相交始末」前掲、144頁。
- (42)章士釗「与黄克強相交始末」同上、144-145頁。李根源の回想によると、孫文、黄興が岑春煊に会ったのは、1913年4月で、汪精衛、章士釗、寧調元、李根源が同席した。『雪生年録』巻1、7頁、曲石精廬、1934年印本（陳錫祺主編『孫中山年譜長編』上冊、中華書局、1991年8月、801頁所収）。
- (43)章士釗「与黄克強相交始末」同上、145頁。
- (44)毛注青『黄興年譜』湖南人民出版社、1980年11月、230頁。
- (45)江西民生長事件については以下を参照。卓仁機「我所知道的李烈鈞」前掲、73頁。卓仁機「辛亥革命の幾個片断回憶」前掲、363頁。周寒僧「記李烈鈞先生」前掲、58頁。龔師曾「辛亥革命前後的回憶」前掲、337-338頁。歐陽武「江西光復和二次革命的親身經歷」前掲、321-323頁。「李都督之政見」『民立報』1912年12月28日。『亜細亜日報』1913年2月20日、『民初政争与二次革命』198-201頁。「江西電報」『民立報』1913年3月18日。「贛江分治潮」『民立報』1913年3月28日。
- (46)武器購入問題については以下を参照。歐陽武「江西光復和二次革命的親身經歷」前掲、318-319頁。龔師曾「辛亥革命前後的回憶」前掲、339頁。周寒僧「記李烈鈞先生」前掲、58頁。
- (47)人事問題については耿毅「癸丑討袁回憶録」中国近代史料叢刊『辛亥革命』（六）、中華書局、251-255頁を参照。
- (48)龔師曾「辛亥革命前後的回憶」前掲、338頁。
- (49)龔師曾「辛亥革命前後的回憶」同上、339頁。
- (50)毛振発「論“二次革命”の幾個軍事問題」前掲、51頁。
- (51)鄒魯「回憶録」第3冊、前掲『民初政争与二次革命』386頁。
- (52)胡春恵「民初反袁運動与地方主義之消長關係」『中国近代現代史論集』第20編、台湾商務印書館、1986年、7頁。
- (53)「国民党南北派之苦痛」『亜細亜日報』1913年5月2日（前掲『民初政争与二次革命』312頁）。
- (54)「国民党南北派最近之挙動」『亜細亜日報』1913年5月6日（同上『民初政争与二次革命』315頁）。
- (55)「北京電報」『民立報』1913年5月18日。同23日に九江独立の電報記事あり。
- (56)康有為「廢省論」『民国経世文編』巻16第2葉。
- (57)李釗「大哀篇」1913年4月1日、原載『言治』月刊第1年第1期、『李大釗文集』上、人民出版社、1984年、5-6頁。
- (58)「袁世凱軍事準備」『民立報』1913年5月5日。
- (59)「北京電報」『民立報』1913年5月18日。
- (60)歐陽武「江西光復和二次革命的親身經歷」前掲、317頁。卓仁機「我所知道的李烈鈞」前掲、75頁。
- (61)龔師曾「辛亥革命前後的回憶」前掲、340頁。
- (62)林虎軍の測量兵捕縛を契機に、北軍歩兵第二四团团長張敬堯（一説に第六師21团23团。「江西電報」1913年7月14日）が全团を率いて到着し、12日払暁、北軍が突撃を開始し、林虎が応戦した。
- (63)鄒漢祥「我赴江西了解李烈鈞反袁動向的經過」前掲、585頁。
- (64)耿毅「癸丑討袁回憶録」前掲、251頁。
- (65)「歐陽武復李純函」『民權報』8月13日（前掲『民初政争与二次革命』486頁）。

- (66)「江西電報」『民立報』1913年7月16日。
- (67)章士釗「与黄克強相交始末」前掲、145頁。
- (68)「在美州中国国民党支部召開“二次革命”紀念大会上的演講」1914年7月15日、前掲『黄興集』370頁。
- (69)張国淦「孫中山与袁世凱的鬭争」『北洋軍閥史料選輯』156頁。
- (70)陳雪濤「二次革命時的第八師」『辛亥革命回憶錄』第8集、中華書局、615頁。
- (71)章士釗「与黄克強相交始末」前掲、146頁。
- (72)章士釗「与黄克強相交始末」同上、146頁。
- (73)毛注青『黄興年譜長編』前掲、393-394頁。
- (74)章士釗「与黄克強相交始末」前掲、146頁。
- (75)毛注青『黄興年譜長編』前掲、393-394頁。
- (76)歐陽武「江西光復和二次革命的親身經歷」前掲、323-4頁。
- (77)彭程方「江西光復和光復後的政局」中国人民政治協商会會議全國委員會文史資料研究委員會編『辛亥革命回憶錄』第4集、中華書局、1965年、309頁。
- (78)「致黄興函」『孫中山全集』第3卷、165頁。
- (79)歐陽武「江西光復和二次革命的親身經歷」前掲、324頁。当時江西にいた歐陽武は、孫文が大元帥就任を拒否したというが、上海の事情からみて敗北を予想した黄興ら側近が就任させなかったのではないかと推測する。また、岑春煊は結局戦況の不利を見て就任しなかったと歐陽は述べるが、湖北から上海に戻った岑春煊は、上海製造局の攻防戦に直面し、敗戦後香港を経て南洋に脱出したので、当時、南京あるいは九江、南昌で全軍を督戦することは不可能であったであろう。当時の岑春煊については、岑春煊『楽筆漫筆』近代中国史料叢刊第66輯、文海出版社版、20頁、を参照。
- (80)龔師曾「辛亥革命前後的回憶」前掲、341頁。
- (81)章士釗「与黄克強相交始末」前掲、146頁。
- (82)「程德全應德閩由寧赴滬通電(二件)」『民初政争与二次革命』612頁。「程德全陳明被脅獨立情形電」同上、623-624頁。
- (83)章士釗「与黄克強相交始末」前掲、147頁。黄興は1913年7月29日に南京をはなれ、上海には停泊せず香港へゆき、また上海経由で8月8日に門司着、8月27日に東京に着いている。毛注青『黄興年譜』湖南人民出版社、1980年11月、238-241頁。黄興の自殺については、李書城「辛亥革命前後黄克強先生の革命活動」『辛亥革命回憶錄』第1集、中華書局、1961年、209-210頁。
- (84)官民双方にわたる日本の南北両勢力に対する二重外交と対華投資、および第二革命後の政策転換については、野沢豊「民国初期の政治過程と日本の対華投資——とくに中日実業会社の設立をめぐって——」『史学研究』第16号、1958年3月、を参照。
- (85)19世紀中葉における地方の軍事化の潮流については、KUN, A.P., *Rebellion and Its Enemies in Late Imperial China: Militarization and Social Structure, 1796-1864*, Harvard University Press, 1970. を、清末民初より1930年代までについては、McCord, Edward A., "Militia and Local Militarization in Late Qing and Early Republican China: the Case of Hunan", *Modern China* vol.14 no.2, Apr.1988.を参照。
- (86)戴天仇「私争与亡国論」『戴天仇文集』文星書店、1962年、101頁。
- (87)陳英士「致黄克強勸一致服從中山先生繼續革命書」民国4年2月4日、党史委員会編『陳英士先生文集』中央文物供应社、1977年、43頁。
- (88)孫文の一党独裁体制の政治思想については以下の論考を参照。横山宏章『孫中山の革命と政治指導』研文出版社、1983年10月。横山宏章「孫文の憲政論と国民党独裁」(藤井昇三・横山宏章編『孫文と毛沢東の遺産』研文出版、1992年4月、所収)。横山宏章「中国における議会政党政治の挫折——民国初期の革命政党と議会政党——」『法学研究(明治学院大学)』第50号、1993年3月。
- (89)章士釗「与黄克強相交始末」前掲、145頁。
- (90)梁啓超「国会之自殺」『飲冰室文集』文集之三十、11-15頁。

第4章 『甲寅』における章士釗の自由主義政治論

はじめに

第1節 『甲寅』雑誌と章士釗

- (1) 『甲寅』雑誌の発刊
- (2) 『甲寅』時代の陳独秀と李大釗

第2節 章士釗の調和論

- (1) 調和論と西欧政治思想
- (2) 反対の制度化
- (3) 政治的寛容
- (4) 政治統合論としての調和論

第3節 専制批判と討袁の論理

- (1) 専制批判の論理
- (2) 革命独裁批判
- (3) 討袁の論理

小結

はじめに

秋桐の筆名を用いて発表された『甲寅』雑誌期の章士釗の論説は、政治思想家としての章士釗の生涯において中心的な、燦然たる業績であると評価できる。

この時期の章の政治論は、政治制度論からより原理的な問題へと重点を移している。当時の章の論説は、中華民国の国家建設を行なうための政治統合の理論に他ならなかった。さらにそれは専制政治を批判し自らの討袁運動の正当性を強調する理論的な支柱でもあった。とくにその「政治的寛容」と「反対の制度化」の主張は、近代中国における自由主義政治論の記念碑的な存在証明である。

『甲寅』雑誌は、第二革命失敗後の旧同盟会および国民党の内部分裂を背景に創刊された。章士釗はその政治統合論を主張するにあたり、袁世凱政府の「専制」とあわせて、国民党の「最激烈分子」すなわち中華革命党の方法をも思想的な敵として攻撃しなければならなかった。

本章では、『甲寅』雑誌の発刊と、章士釗の行なった議会主義政治に関する原理的考察、およびその独特な政治論・文明論である調和論について分析し、そして第二革命・第三革命という非議会主義的な武力行使論がいかなる論理によって主張されたのかを解明する。

第1節 『甲寅』雑誌と章士釗

(1) 『甲寅』雑誌の発刊

東京亡命後の章士釗は黄興と共にあった。東京での住居は黄興の斡旋によるものであった。1913年10月、黄興は章士釗に「弟寓の後ろに一室あり。家賃は月28円、敷金は2ヶ月分。やや狭いがすこぶる静謐なり。兄の意に合うや否や。御考慮を請う。もしよければ弟が敷金を支払わん。令夫人の到来を待ちて入居するも可なり⁽¹⁾」と書簡を送った。当時の黄興の住居は芝区高輪南町53番地と伝えられている。

黄興は亡命した同志を結集し軍事・政治教育を施すべく、浩然盧、政法学校を設置した。浩然盧は東京郊外の大森に設けられ、殷汝驪が主宰し軍職にあった党员を収容し軍事の研究に当たさせた。神田区3丁目に設置された政法学校は法学博士寺尾亨が校長となり、政治・経済・法律・日語の各専修科を設け、彭允彝が運営に当たり、亡命党员を中心に200人余りが学んだ。いずれも犬養毅、頭山満、宮崎寅蔵らの援助で実現したようである⁽²⁾。

そして黄興は、章士釗に対し「人心を收拾する」組織の設立と「靈南坂の諸公」すなわち孫文派の「最激烈分子」への対処法を講ずる必要を説き、機関誌の編集を章士釗に依頼した⁽³⁾。これが1914年5月10日に創刊される『甲寅』雑誌である。そして次章で述べるように、黄興派の組織としてはまもなく欧事研究会が結成されることになる。

『甲寅』雑誌が実際に発刊されると、孫文派が激しく反発した。章士釗が創刊号に執筆した時評欄の「新聞条例」という文章がその原因であった。胡漢民らは、章士釗が新聞条例公布の件で居正（前南京臨時政府の内務次長、当時中華革命党幹部）を「暴徒」と呼び侮辱したと読み、「章某を粉碎し、脳漿を破裂させろ」と怒り、緊急会議を開いたうえ、夏重民らが小石川林町30番地の『甲寅』雑誌社に出向き、社員を殴打し社屋を破壊するなど狼藉をはたらいた⁽⁴⁾。このような行動の背景には、当時孫文派は中華革命党を結成し機関誌『民国』雑誌を発行する方針が定まっており、旧同盟会内部の分裂がかなり深刻となっていたという事情があった。

章士釗によれば、かつて国民党と対立した共和党党员が南京臨時政府を「暴民の専制」であると誹謗したことを『甲寅』雑誌で言及したのは、身内に対する過激な批判は逆に袁世凱に利用されることになると警告し、また楊廷棟（衆議院議員、北京政府農商部磁政司司長）、孟森（東方雑誌編集、衆議院議員）、丁仏言（参議院議員、進歩党）、湯漪（旧国民党員で第二革命後は民憲党）らのような見識の高い人物に呼びかけて、党派を越えた「清流同盟」の結成をうながすことになった、と述べている⁽⁵⁾。この「清流同盟」はやがて欧事研究会と梁啓超、蔡鍔ら進歩党との提携による護国討袁運動と軍務院の樹立へとつながるが、これは次章で言及する。

章士釗らに対する攻撃は、袁世凱政府からも硬軟さまざまな形で行われた。たとえば、後に「籌安会六君子」の1人となる胡瑛が章士釗と会い袁世凱の優遇ぶりを語り、また袁の間諜の蔣立士と当時駐日公使の陸宗輿とが章士釗を高級料亭「湖月」に招待するといったように、金銭や地位を餌にした買収がしきりに試みられた。またデマによる離間策があり、日本国内でも各地に点在する旧同盟会員らは常にデマの払拭に努めなければならなかった⁽⁶⁾。

さらに亡命国民党員自体が日本政府にとっては歓迎すべからざる存在であり常時監視の対象となっていた。したがって『甲寅』雑誌の経営も容易ではなかった。5月、6月、7月と第1号から第3号まで刊行し、第4号は11月ようやく刊行したがその後休刊となってしまった。再刊は半年後の翌1915年5月の第5号からで、編集部を東京に置いたまま上海で印刷、出版した。その後毎月刊行し、10月の第10号で停刊となった。そのときは母体となる欧事研究会自体が討袁のための行動を起こす時期が到来していたからであった。

『甲寅』雑誌は「袁世凱に反対する、学術的理論的出版物⁽⁷⁾」と評された。1915年5月以降は中国国内で印刷出版されるようになるが、海外で出版された他の反袁の出版物がきわめて過激であったのは異なり、主張は穏健であった⁽⁸⁾。

章士釗によれば、『甲寅』雑誌は「朴実説理」を標榜しており、一説を批判するならば必ず代替の新説を述べ、代案もなく他人を批判することはしないという戒律を課したという⁽⁹⁾。『甲寅』雑誌の発刊の辞である「本誌宣告」の冒頭では、「本誌は時弊を条陳するに朴実説理をもって主旨とし、論断を下さんとするには先に考究をおこない、主張をするというよりはむしろ討論を行うのである⁽¹⁰⁾」と唱っている。こうして分析的で啓蒙的な論説を多く掲載することによって、『甲寅』雑誌は反袁運動の理論を広く宣伝する基地となっていった。

(2) 『甲寅』時代の陳独秀と李大釗

章士釗の『甲寅』雑誌の編集を援助したのは、かつての愛国学社時代の『国民日日報』発行の同人で、安徽省都督府秘書庁として第二革命に参加した陳独秀であった。ほかに高一涵、周鯁生、楊瑞六らが常時執筆し、李大釗、易白沙、張東蓀、梁漱溟、蘇曼殊らの投稿もあり、後の新文化運動以降の論壇を牛耳る人材が参加した。また、『甲寅』雑誌社の運営と発行にあたったことは、陳独秀が1915年9月に上海で発行される『青年雑誌』にとって格好の訓練所となった。その意味で『甲寅』雑誌は、『青年雑誌』の揺籃であったといつてよい。

章士釗の膝元において陳独秀と李大釗という後の中国共産党の創設者たちが思想的成長を遂げていたことは『甲寅』の役割を考える上で重要である。

安徽都督府秘書庁として柏文蔚にしたがい第二革命に参加し安徽省の独立宣言を起草した陳独秀は、第二革命失敗後は上海に潜伏していたが、東京の章士釗に書簡を送り、これが『甲寅』雑誌に掲載された。国内の政治の変動があまりに激しく、去年と比べても5、6世紀も隔たったようであること、国会解散以来、政治は衰退し、失業者が溢れ、官吏、兵士、スパイのほかは国民は生活の機会を失い、国民の唯一の希望は外国による分割であること、自分は読書にふけり編集を生業としているが、最近の出版業も売れ行きは去年の10分の1であり、餓死をまつだけであること、エスペラントを学びたいのでよい教科書を見つけたいことなど国内の状況と陳自身の近況が綴られている。章は、この書簡は現在の中国社会の状態をよく伝えているので、私信であるにもかかわらずあえて掲載したと追記している⁽¹¹⁾。

この年7月に陳独秀は章士釗の要請で日本に赴き、章と共に『甲寅』の編集と出版を行うことになり、高一涵、李大釗を知る。翌年5月より『甲寅』雑誌の出版は上海に移され、6月中旬に陳は日本から上海に戻り、同年9月に『青年雑誌』を創刊した。その後『甲寅』雑誌は休刊となり、第三革命に奔走する章士釗と陳独秀とは異なる道をあゆむことになるが、第三革命の終了後まで、陳独秀は赤壁の戦いの諸葛亮を演ずる章士釗の脇役として魯肅（赤壁の戦いで魏を敗った呉の將軍）を演じていたといわれている⁽¹²⁾。第三革命後、章士釗は北京大学文化部長陳独秀を迎えられて北京大学教授となるが、それ以後、陳独秀と章士釗の経歴が再び交錯するのは、元共産党総書記陳独秀の裁判で章士釗が弁護を担当する1932年のことである。

章士釗は約50年後に、自分は若いときから天下の遍く人物と交友があったが、そのなかでも付き合いの難しかった人物として陳独秀の名を挙げている⁽¹³⁾。1歳ほど年長の陳独秀と比べて、8歳年少の李大釗と章士釗との関係はかなり感触がことなり、その家族ぐるみの交際は終生続くことになった。

章士釗は、初めて李大釗と出会ったときのことを次のように回想している。「1914年、わたしは東京で『甲寅』を創刊した。文章により天下の賢豪と接しようとはかったのだ。あるとき郵便で論文を受けとった。読んでみると、その温厚で純粋な美しさに驚かされた。その精神は歐陽脩のようであった。署名を調べるとはっきりと李守常と記されていた。わたしの知らない人物だった。友人たちも知らなかった。そこでやむを得ず会いに来てくれるよう返書を送った。翌日、守常がやってきた。小石川林町 [『甲寅』雑誌社] の一室で2人は会い、その交際は土まみえるの礼をもって始まり、守常が北京で命を落とすまで14年間にわたり絶えることはなかった⁽¹⁴⁾」。

李大釗は北洋法政専門学校を卒業し、1913年冬から日本へ留学しており、章士釗と会ったのは留学間もない頃であった。双方とも初対面であったが、李大釗にとって章士釗の存在は『独立周報』を通じて馴染み深かった。『独立周報』は『民立報』を退社した章士釗が上海で創刊した雑誌である。金淑琴の調査によれば、のちに李は北京大学図書館に自ら保存していた『独立周報』全巻を寄贈しており、李の筆跡によるメモや傍線のある頁が多く、李は『独立周報』の熱心な読者であり研究者であり、かつ『独立周報』第3期からは、代理店として「天津李釗」、「天津法政学校李釗」とあり、李大釗が天津において『独立周報』の販売にも携わっていたことがわかる。また『独立周報』と当時李大釗が編集の任にあった『言治』月刊とを比較すれば、章士釗の李大

釗への影響の痕跡はあきらかであるという⁽¹⁵⁾。

章士釗によれば、李大釗はその本名が釗の文字を章と共有するゆえに、章に対する遠慮から署名にはあざなを用いた。また当時章士釗は墨子の学問を研究しており、これとヨーロッパの哲学とを融合しようと試み、その連鎖のひとつであるヘーゲルの弁証法について、李大釗と会うたびに討論をしたようである。このように親密な関係ゆえに章士釗の影響を被ることが多く、李大釗は初め天津時代の湯化龍、孫洪尹との関係からその政論は進歩党の見解に近かったが、しだいに高一涵とともに『甲寅』派と称される論調に変わっていった⁽¹⁶⁾。とくに章の調和論は李大釗にそのヴァリエーションをみることができるとについては後の章で述べる。

第2節 章士釗の調和論

(1) 調和論と西欧政治思想

日本亡命後の章士釗が『甲寅』雑誌で展開した反袁帝制を標榜する政治論の理論的精華は調和論という表現で集約しうる⁽¹⁷⁾。

章士釗が『甲寅』雑誌において展開した調和論の起源というべきものは、まず第1に『民立報』期の政党政治と責任内閣制の主張にあり、そして第2に、それらの基盤となっている西欧の政治学説にある。

第2章において述べたように、『民立報』期の政党論および内閣制論は、西欧政治思想、なかんづくイギリスとアメリカの政治学者の所論に依拠しながら展開された。ダイシーとバジヨットを中心に、ローウェル、パーク、バージェス、ブライス、トクヴィル、ジェンクス、メーン、ミル、メイ、モンテスキュー、シェーラーの所説がその都度引照された。『甲寅』雑誌期においても、章士釗の政治論もまた主に彼ら19世紀の英米の政治学説に負っている。とりわけバジヨットには信服し、彼の『イギリス憲法論』からその内閣論に関する部分（第2章）を訳出し、『甲寅』雑誌に掲載している⁽¹⁸⁾。

【表1】『甲寅』雑誌における章士釗の欧文参照文献

頻度数	文献名（漢訳名）
13	Rousseau, <i>Corps Politique</i> （盧梭『民約論』）
11	Hobhouse, L.T., <i>Democracy and Reaction</i> 1909年第2版 （哈蒲浩『民政与反動』→章訳『哈氏權利説』）
7	Bryce, James, <i>Studies in History and Jurisprudence</i>
7	Morley, Jhon, <i>On Compromise</i> （莫烈『莫氏調和論』）
6	Dicey, <i>The Law of the Constitution</i> （戴雪『英倫憲法論』）
4	Bagehot, Walter, <i>The Cabinet, in The English Constitution</i> （白芝浩『内閣論』）

- 4 Bryce, *South America* (蒲徠士『南美』)
- 4 Burgess, *Political Science and Constitutional Law*
(柏哲士『政治学及比較憲法論』上冊、商務印書館)
- 4 Huxley, "On the Natural Inequality of Men", in *Method and Results*.
(赫胥黎『人類自然等差篇』)
- 4 Jellinek, *Allgemeine Staatslehre*
- 4 Willoughby, *The Nature of the State* (韋羅貝『國家本性論』)
-
- 3 Bornhak, *Allgemeine Staatslehre*
(波因哈克著、菊池駒治訳『國家論』)
- 3 Bosanquet, Bernard, *The Philosophical Theory of the State* 1899年
(鮑生葵『國家哲理』)
- 3 Lieber, *Civil Liberty and Self-Government*
- 3 May, *Democracy in Europe*
- 3 Mill, J.S., *Considerations on Representative Government*
(穆勒『代議政體論』)
- 3 Mill, J.S., *On Liberty* (穆勒、嚴訳『群己權界論』民國2年版)
- 3 Montesquieu (孟特斯鳩 嚴訳『法意』)
- 3 Sidgwick, H., *The Elements of Politics* (席兌『政治学』)
- 3 Spencer, *The Man versus the State*
- 3 星島二郎『最近憲法論』(井上密「統治權之主体」)
-
- 2 Bodley, *France*
- 2 Garner, *Introduction to Political Science*
- 2 Johnston, R.M., *The French Revolution* (約翰嗣同『法國革命小史』)
- 2 Kay, John de, *Dictators of Mexico*
- 2 MacHugh, R.J., *Modern Mexico*
- 2 Maine, *Ancient Law*
- 2 Mommsen, *Theodor* (蒙孫『羅馬史』四卷)
- 2 Spurrell, *Patriotism an instinct* (師伯雷『愛國心』)
- 2 Woolsey (吳汝雪『政治学』)
-
- 1 Bentham, *Fragment of Government ed. by Montague*
- 1 Block, *Dictionnaire de Politique*
- 1 Bluntschli, *Allgemeines Staatsrecht*
- 1 Borgeand, *Adoption and Amendment of Constitutions*
- 1 Brown, Arthur Judson, *New Forces in Old China*
(蒲朗『支那新興論』)
- 1 Bryce, *American Commonwealths* (蒲徠士『平民政治』)
- 1 Burgess, *Reconstruction and the Constitution 1866-1876*
- 1 Carson, W.E., *Mexico, The Wonderful Land of the South*
- 1 Dangin, *Royalists et Re'publicains*
- 1 Denis, *Brazil*
- 1 Dugnit, *Le Syndicalisme*
- 1 Esmein, *Droit Constitutionnel*
- 1 Freeman, *History of Federal Government*
- 1 Green, *Principles of Political Obligation*
- 1 Gumpowicz, *Staatsrecht*

- 1 Harrison, *The Constitution of the United States*
 1 Hobhouse, *Social Evolution and Political Theory*
 1 Huxley, "Administrative Nihilism",
 赫氏文集 *Method and Results*
 1 Lewisi, *Methods of Observation and Reasoning in Politics*
 1 Lieber, *Political Ethics* (黎白著、沢柳政太郎訳『政治道徳学』)
 1 Lowell, *Governments and Parties in Continental Europe*
 羅偉『大陸政治論』
 1 Maine (梅因『国家本性論』)
 1 May (梅依『英国憲政史』)
 1 Mckechnie, *The New Democracy and the Constitution*
 1 Michele, *Histoire de la Revolution*
 1 Morley, *Rousseau* (莫烈『盧梭』)
 1 Nelson, *Encyclopaedia*
 1 Parieu, E. de, *Principes de la science politique*
 (巴禾『政治学指要』)
 1 Proudhon, *De la Capacite' politique des Classes*
 Ouvrie' res (蒲魯丹 愚見葉斯曼(Esmein)引之)
 1 Roosevelt, Theodore, *Oliver Cromwell* (盧斯福『論克林威爾』)
 1 Scherer, *La Democratie et la France* (奢呂『民政与法蘭西』)
 1 Seignobes, Charles, *Histoire de la Civilisation*
 1 Sieyes, *Qu est ce que le Tiers Etat?* (席治思『何謂第三族』)
 1 Spencer, *the Study of Sociology*
 (斯賓塞、嚴訳『群学肄言』商務印書館、3版)
 1 Tallentyre, *Life of Mirabeau* (『米拉波』)
 1 no name, *The Constitutional Crisis* 倫敦 T. Fisher Unwin
 1 司徒赫爾 *Considerations sur la Re'volution Francaise*
 (司徒赫爾『法蘭西革命論』)
 1 魯西烈 *The Governance of England*

西欧の政治学説との関連という視点から章士釗の調和論を顧みれば、彼の政党政治論・責任内閣制論が西欧の政治学説に依拠して構成された『民立報』期と同様に、調和論が形成された『甲寅』期においても、同じく西欧の政治学説が大いに援用されていることがわかる。

しかしながら、【表1】にみるように、『民立報』期とは異なり、ダイシー、バジヨットを凌いで、ルソー、ホップハウス、ブライス、モーリーの引用頻度が圧倒的に増えており、これがこの時期の特徴となっている。

いずれも調和論と専制批判を行う上で章士釗が理論的に依拠したことと関連しており、ルソー(1712-1778)は国家の解散説を、ホップハウス(1864-1929)は調和論と専制批判を、ブライス(1838-1922)は政治統合を、モーリー(1838-1923)は調和論を論証するうえで参照されている。

ブライス(1880年より下院議員)とモーリー(1883年より下院議員)はともに自由党若手議員の政策グループ(アイルランド自治推進派)として、19世紀のイギリス自由主義を代表する最大の政治家であるグラッドストーン内閣(1892-94年の第4次)の閣僚であった。章士釗の留学中、モーリーはウエップやショーの支持を得た自由党のオピニオン・リーダーとしてインド大臣(1905-1910年)の任にあり、駐米大使となったブライスはアメリカ政治学会会長(1907-1908年、後任はローウェル)として活躍していた。ロンドン大学社会学教授(1907年より)のホップハウスは「失業保健法」(1908年)の政策提言を行なうなど、グリーン福祉国家理論を継承する新自由主義の理論家としても注目されていた。彼らの業績と名声は留学中の章士釗が直接見聞する

ところとなったであろう⁽¹⁹⁾。

18世紀フランスのルソーは例外として、上記に次いで、ダイシー（1835-1922）、バジヨット（1826-77）、ブライス（1838-1922）、バージェス（1844-1931）、ハクスリー（1825-95）など、『甲寅』雑誌期の章士釗の政治論の下敷きになっているのは、19世紀末から20世紀初に活躍した英国の自由主義者の政治思想が中心となっていることがわかる。

ところで、膨大な分量の欧文原書に触れている章士釗も、ミル、スペンサー、モンテスキュー、ルソーなどは、厳訳ス賓塞『群学肄言』、厳訳穆勒『群己權界論』、厳訳孟德斯鳩『法意』、厳訳盧梭「民約平議」（『庸言報』第25・26期合本）といった厳復の訳業を大いに利用していることは、同時代における厳復の功績と影響の範囲とを知るうえで興味深い点である。ただし、章士釗としては部分的には厳訳に不満があり、ミル『自由論』やモンテスキュー『法の精神』、ルソー『社会契約論』は各々原書を対照している。

章士釗が「調和」という点において依拠するのは、内閣制度論においても援用したローウェル、そしてモーリー、スペンサーである。「イギリスの学者モーリーは調和を説くことで最も名を知られるものである⁽²⁰⁾」、あるいは「スペンサーの言葉は調和の精髓を著わすゆえである⁽²¹⁾」として彼らの言葉を引用している。

ここで章士釗の引用のいくつかを眺めてみよう。章が「調和」と訳出したもとの語彙は「妥協、和解、折衷」を意味する「*compromise*」であったことがわかる。

まず、ローウェル『ヨーロッパの政治と政党』においてフランス憲法について述べた部分、「今の政府が成立する精髓は調和という点にある。調和は、もともと政治制度が性急につくられたとしても、それを永久に伝えて、必ず保持していなければならない性質のものである⁽²²⁾」を再三『甲寅』雑誌中の各論文に引用している。

章士釗が強い影響を被ったのはジョン・モーリーであったようだ。彼が著わした『調和』という書物の原名は『*On Compromise*』であると述べる章士釗は、たとえば次のような引用を行なっている。「おそらく調和論者は縮みあがるだろう。それは独り進むことを恐れるがゆえにではなく、彼自らの革新的な思想がいつの日か勝利することを強く信じながらも、いまだ時機到来せずと思うがゆえにである。……だが有益な思想を発表するのには、時機は常に到来しているのであり、時節が未熟であることは決してないのである⁽²³⁾」。

ハーバート・スペンサー『社会学研究』からは、厳復の訳本では「調和」の語に他の語を当てていると断りながら、「*this policy of compromise*」を含む部分を抜いている。すなわち「この調和の政策が、……継続的な成長発展によって変化しつつある社会にとってきわめて重要な政策であることは強調しすぎることはありえない⁽²⁴⁾」。

さらにR.M.ジョンストンという学者が著わした『フランス革命』のラファイエット評価から「*reasonable compromise*」を含む部分を抜いている。「自由とは他人の意見の自由を意味するという、筋の通った調和 [*reasonable compromise*] とは政治を構築する真の基礎であるということ、これをフランスが習得するのに1世紀かかったということをラファイエットは知っていた⁽²⁵⁾」。

またブルンチュリの『一般国法学』からは、ルイ18世は憲章（シャルト）を公布し立憲君主制による支配の安定を図ったが、その憲章の要点は調和にあったことを述べた部分を引いている。ブルンチュリの「調和」の原語は「和解、調停」を意味する「*Vergleich*」であった⁽²⁶⁾。

章士釗は彼らの調和についての所説を踏まえて、これを中国の現実の問題を解決する方法として適用しようとしている。「社会が国家を称するからには、反対党に対処する方法は、それが叛逆するようにしむけ、草を刈り獣を狩るように根絶やしにする以外、ほかに方法がないということはない」として述べた次の一節はその論理を明瞭に示してくれている。

「西洋では小さな子どもでも知っていることであるが、社会において相互に接触してうまくやってゆけるのはすべて調和の働きによる。それが社会の中で作用して、国家の体面はいよいよ壮大となる。調和ということが最も重要なのである。前に引用したローウェルは、『調和は政治制度が具えていなければならない性質である』と言っている。英国の大家モーリーも一書を著わして『調和』と名付けている。17世紀以後欧州のすべての政治運動はほとんどこの2字〔調和〕に

尽きる。今、我が国は、極力これに背いて進んでいる。西洋人はきっと特別な国家だということで我々を侮辱するだろう。これを聞いた人はもしかすると『我々は〔敵を殲滅して〕調和しなかったからこそ今日の平安があるのだ』というかもしれない。それでは尋ねよう。武力によって敵党を追放し、国内に安住できなくさせているが、これを果たして平安と言えるだろうか。官吏やスパイそして亡命者を除けば、耳目ある者はみな我が民が一日でも平安を得たとは言わないにちがいない。政治勢力が均衡できないのでは、聖人がいたとしても治めることはできないだろう(27)」。

章士釗の所論の要点は、そもそも西欧の政治は「調和」によって発達したが、中国はこれを欠いている、したがって中国も政治勢力の均衡すなわち調和が望まれる、ということである。「草を刈り獣を狩るように」「武力によって敵党を追放し、国内に安住させなかった」と上の引用中に言うのは、第二革命を武力鎮圧し、国民党員を国外に亡命せざるをえなくさせた袁世凱政府を指している。

調和論の必要性和その効用を説く章士釗は、フランス革命と清教徒革命を教訓とし、同じく「革命」を経たばかりの中国に「調和」の必要を説く。この場合、ルイ16世の圧政、大革命後のジャコビニズムの恐怖政治、ナポレオンの帝制復活、「暴主」クロムウエルの圧政など、いずれも調和の意義を解せざる悪しき事例として言及されている(28)。

章士釗にとって、フランスの1791年憲法と清末の19信条とが同じ意義をもつ事例として比較検討される。康有為が『法蘭西游記』の中で、ルイ16世が議会を開き民権を許すなど寛容な措置をとったが結局処刑されてしまったことを取り上げ民心の激烈さを非難したことに反論し、章士釗は、「中流深穩之士」が集合した国民議会の制定した91年憲法は、王権と民権とを融和させる理想的な立憲君主制を目指したが、王にとっては議会の開催、民権の拡大も単に譲歩の結果にすぎず、真の「調和」ではなかったのだと指摘する。そして同様に、清朝政府が皇族の特権を廃止し責任内閣制を規定した1911年11月の「憲法重大信条19条」、通称「19信条」は、その精神は91年憲法と比肩しうるものであり、施行され効果をあげれば中国がイギリスのように発展した可能性があった。だが国会請願の名士を監禁し、皇族内閣に対する批判にも耳を貸さぬなど、はなはだ頑固であったために武昌蜂起が勃発してしまったのであり、それを鎮圧できぬ状況下では、「19信条」を発しても単なる反故紙にすぎない。「満洲政府」の措置が「調和」の意義を踏まえたものではなかったことは、ルイ16世と異なるのだ、と章は述べる(29)。

近代国家建設の普遍的な原理を追究する章士釗は、普遍主義的な観点から政治思想を考察している。指標となる政治的な諸要因は、歴史的社会的文化的形成物であるが、しかし適切な土壌や条件があれば移植や借用が可能である。このように思考する章士釗にとって、ブルボン朝の経験をも中国の政治発展の教訓とすることに躊躇はなかったし、ルイ16世やクロムウエルを例証として、袁世凱政治の末路を展望することができた。

調和論とは、敵との共存を希望する哲学である。したがって敵対勢力に逼迫された結果としての譲歩は「調和」ではない、「調和」には「公心」と「通識」が、すなわち公共心とコモンセンスとが尊重されていることが必要条件である、と章士釗は説く。そしてホップハウスの『民主と反動』の次の一節をもって自説を補強した。「すべての人がともに生活するということは、確実にナイフの刃を削り落とすこと、すなわち調和を意味している。いわば個人的な要求を減ずることを意味している(30)」と。

調和の原理に基づいた新自由主義者(31)ホップハウスは、「社会は多元的な社会条件の機能的相互関係が調和を志向する倫理的実践によって統一されてゆく(32)」という社会発展論を展開した。調和という点において評価されるホップハウスの所論は、大いに章士釗の立論を容易にしたであろう。前段の引用文中の「調和」の原語は「compromise」である。この時期の章が多くホップハウスに依拠したゆえんであったと考える。章は『民主と反動』の第5章「有効性と権利」を訳出し全文を発表している(33)。

章士釗の調和論は、単一政治勢力による一元的支配の対極にある。ブルボン朝の旧体制はもちろんロベスピエールの独裁体制も調和の原則を逸脱した事例であった。調和について章は次のように述べている。「調和は相互に抵触しあい、そして相互に譲歩することによって形成される。

抵力なくして調和を言うに足らず、讓徳なくして調和を言うに足らず⁽³⁴⁾」。

章の説く調和は多元主義的な政治環境を前提にしている。異なる政治勢力が相互の対立において霧散することなく集団として強固に結束し、しかも各々が「讓徳」を、すなわち謙讓の徳を具有しているとき、調和状態が発生するとされる。政治的問題の処理において「讓徳」という道徳観念を持ち出すことも章士釗の政治論の特徴であるといえるのだが、この「讓徳」は政治的集団や政治的意見の多元性の容認を意味するものである。調和論の本質は、国家の政治的諸要素の同質化による統合ではなく、異質性を前提にした統合という自由主義政治思想であるといつてよい。

(2) 反対の制度化

章士釗が理念的に構想している政治統合の大前提は「不一致」に基づく「一致」である。章士釗が危惧しているのは、第二革命のように「不一致」による政治的反対が究極的に相互殲滅戦争を生み出す状況である。このような状況を回避するために、自由主義政治思想を中国に導入し、政治的反対の制度化を達成しようとするのが調和論の主張である。かくして章士釗は次のように指摘する。一致を強制（「強同」）してはならず、不一致を尊重（「尚異」）すべきであり、「それゆえに、近世憲政の精神は、国家が合法的反対を認容するという点にあるのである⁽³⁵⁾」と。章士釗の調和論の中心的内容となっているのが、その「反対の制度化」の主張である。

章士釗は近代国家における政治運営には複数の意見集団の角逐が必要であることを、英国政治を例にとり次のような表現で説いている。

「そもそも国家にはまず反対者の発生があってそれから内閣制があるべきである。決して、新勢力が突然台頭してきて内閣政治を創造し、その内部で反対者がひそかに成長するのを待つ、というのではない。要するに英国政治の成功は反対者が力を得たからであることは疑いない。その政府党は政治用語では『王の僕』といい、野党は『王の反対党』という⁽³⁶⁾」。「王の僕」を「King's servants」、「王の反対党」を「King's opposition」と称する、と章はことさらに註記している。

政治的反対意見の表明が制度として許容されることが政治統合にとって必要であるという主張を裏付けるのがJ.S.ミルの『自由論』であった。反対党の存在を認めるのが政党の条件であるという主旨のメイの見解を紹介した上で、保守政党と革新政党の双方が必要である理由を述べた『自由論』の次の箇所を引用している。

「政治においても、秩序または安定を標榜する政党と進歩または革新を標榜する政党とが、政治生活の健康な状態にとって共に必須の要素であるということは、[今日では]ほとんど取り立てていうまでもないこととなっている。……これら二つの考え方のいずれもが効用をもっている所以は、相手方に欠陥が存在しているためであるが、しかしまた、二つの考え方のいずれにも、理性を失わさせず常軌を逸させないものは、主として相手方の反対というものである⁽³⁷⁾」。

自由主義の本質は諸対立および諸意見の交錯する過程であり、意見の闘争から共同の真理が求められるということにあり、その前提として、相手に説得されるという心構えをもつ、党派的拘束から独立している、利己的な利害に捉われぬ、ことが必要とされる。

異なる意見の角逐を尊重する章士釗にとって、異質な意見、反対意見を排除する思想は、それが民主主義的であるか否かを問わず、自由主義の思想的な敵であった。

章士釗の説く調和は、第二革命において武力衝突した2つの政治勢力、すなわち「国民党」と「袁政府」、あるいは「革命党」と「政府党」⁽³⁸⁾に向けられ、章は調和論の立場から双方を批判の俎上に乗せている。両者が「[政策の] 施行」において争うのではなく、「根本原則」において争ったことが武力衝突を導出した最大の原因であると章は考え、「袁政府」と「革命党」が標榜する「根本原則」を次のように規定している。

「今の政府が今の形になったのは彼らに根本原則があったからだ。それは何かと言えば、つまり大権総攬主義である。革命党は死を顧みず奮闘したが、彼らにも根本原則があった。それは何

かと言えば、つまり共和建設主義である⁽³⁹⁾」。

「大権総攬主義」は「独裁帝制の精神」であり、「近世民主政治」とは氷と炭のように融合しないものであり、一方「共和建設主義」は「大権政治」と溶け合わないものであると章は説明している。

「政府党」は「袁總統の雄才大略」が「乱党」を殲滅して初めて統一が可能になると説き、「革命党」は、第一の失敗は袁世凱と和睦したことであり、袁氏の陰謀が「政党」を擾乱させているのだから、「すべての旧勢力」を撃破しなければ自らを保つことはできないと説いている。だが、「この2説は、私の説く調和の意義と相容れるものではない」と章士釗は第二革命の原因を分析している⁽⁴⁰⁾。

このように、社会内部で相互に排他的な価値体系をもつ政治勢力による政治的反対が暴力の行使に至ることなく、政策の「施行」を焦点になされなければならないと説くのが章士釗の調和論である。「調和は立国の大経」であることを、すなわち「調和」が国家建設の大原則であることを諸政治勢力が理解できぬことに中国の共和制の未熟さと政治的不安定の原因が求められているのである。

章士釗の調和論は政党政治と責任内閣制を根幹とする議会主義的主張と表裏するものである。革命後の中国社会内に必然的に生起する政治的反対、すなわち利害や意見の対立を、政党や政府という具体的政治集団に吸収させ、それぞれの政治集団が信条体系や価値体系を異にしながらも、譲歩と妥協を重ねながら、議会主義的諸制度の枠組内において討論することによって共和制を確立し、民国を発展させるというのが章士釗の主張である。

反対の制度化という自由主義的な政治思想は、章士釗の場合その多くをJ.S.ミルに負っている。「異なった意見の存在が必要である」ことについて、章はミルの『自由論』第3章冒頭から次の部文を引用する。

「人間は誤りのないものではないということ、人間の真理は大部分は半真理であるに過ぎないということ、相反する意見を十二分に最も自由に比較した結果として出て来たものでない限り、意見の一致は望ましいものではなく、また、人間が現在よりもはるかに、真理のすべての側面を認識しようようになるまでは、意見の相違は害悪ではなくてむしろ為めになることであるということ。……人間が不完全である間は、異なった意見の存在していることが有益であるのと同様に、異なった生活の実験の存在していることもまた有益なのである⁽⁴¹⁾」。

モーリーはミルの弟子と評されており、事実『調和論』の最終章においてミルの『自由論』の主要な論点を要約している⁽⁴²⁾。章士釗自身も「モーリーは今日のミルである⁽⁴³⁾」と述べている。すなわちジョン・モーリーの調和論は19世紀におけるミルの自由論だと評価している。しかれば『甲寅』雑誌期の章士釗の調和論は、「反対の制度化」の主張に限定してではあるが、20世紀中国の自由論であったといえることができる。

(3)政治的寛容

『甲寅』雑誌掲載の論説の多くは時局の具体的問題を論評するものであった。章士釗の調和論も、辛亥革命後の混乱を極めた政治的対立とその結果としての内乱とへの対応から生まれた現実的有效性を狙った政策論だといえる。だが、章士釗の議論の焦点はむしろ一般的な政治学原理に関する理論的な問題に置かれていた。すなわち、国家建設の政治的側面に関わるより根源的な諸問題について考察を加え、それによって中華民国の政治現象を評価しているのである。

章士釗にはその理論的深層に「政治」というものの成立原理についての定見があり、それが章に調和論なる政治論を説かしている。章士釗は『甲寅』雑誌の創刊号の巻頭論文の冒頭でこう述べた。「為政に本有り。本は何くにある。曰く、容有るに在りと。何をか容有りと謂ふ。曰く、好同惡異ならずと⁽⁴⁴⁾」。すなわち政治の根本は寛容の精神にあるのであり、寛容とは自己と同

一であるものを求めたり（好同）、自分と異なるものを憎んだり（悪異）せぬことであると説く。

「同を好み、異を悪む」ことは多元的な価値の並存を認めぬいわば閉塞した思想であり、自己の立場のみを絶対化する硬直した政治的教義であるといえる。そしてこの「好同悪異」の存在が現在の中国の窮状をもたらしたと章は考えている。「われわれが今このように苦しんでいるその原因は結局どこにあるのだろうか。私はさまよい求めて4文字を結論として得た。好同悪異がそれである⁽⁴⁵⁾」と章は述べる。

「好同悪異」批判は、社会の進歩の観念と密接に関連している。章士釗は「好同悪異」の本質を「獣性」、「野性」と規定し、「好同悪異」という野蛮性の存否をもって西欧社会の発展と中国社会の停滞とを描き出している。第二革命で南京攻撃を担当した張勳の弁髪軍隊や華北の農民反乱軍である白狼軍の残虐さは「好同悪異」をなすがためであるとして、章は中国社会の後進性について次のように述べる。

「これによってわれわれの野性は、今にいたっても除去されていないのがわかる。それが顕在化すると兵戈を用い、潜在化すると政治学術を施した。そうして数千年間、治乱が循環し、社会の機能はついに一日たりとも今日の欧米のように発達することがなかった。それは、皆この野性に束縛されていたためなのである⁽⁴⁶⁾」。

章士釗によれば、そもそも社会というものは異説を受容すれば進歩し、異説を排除すれば退歩するのであり、欧米社会が発達したのは、例えばコペルニクスの天体論、ニュートンの力学、ダーウィンの進化論等の異説を受け入れたゆえである。他方中国は二千年間「好同悪異之野性」がくり返したち現われ、専制体制を支える軍隊と体制教学とが社会の発達を阻害し、今日においても消滅せずに現在の政局の混迷を招致している⁽⁴⁷⁾、というのが章の認識である。

「獣性」「野性」という引照基準の比較的曖昧な文明論的な観点からの言及であるとはいえ、「好同悪異」という分析視角から、章士釗は中国社会の歴史的特殊性を停滞の相のもとに捉え得た。そしてこの政治的寛容の主張は、中国の後進性を脱却する方法、中国の政治統合と政治発展のための方法であった。政治的寛容という倫理的基盤を共有してこそ、混乱や内戦といった政治的退行に陥ることなく反対勢力を結集し反対意見を表明することが可能となる。「好同悪異」批判は「反対の制度化」論の政治文化的側面であった。

(4)政治統合論としての調和論

調和論は自由主義的な政治理論である。そしてそれは多様な政治的要素をひとつの政治的共同体に収斂させるための理論でもある。各政治的要素は凝集力と反発力との動的な平衡の中でひとつの政治体を形成しつつある。これが近代国家の性質であると章士釗は考えた。章士釗はこのアイデアをジェームズ・ブライスの著作『歴史と法律学の研究』から得ている。

ブライスはニュートンの天体力学の考え方、つまり向心力と遠心力、および2力の均衡とを政治学に導入して次のような洞察を行なった、と賞賛して章士釗は次の文を引いている。

「社会組織というものは無数の人間、無数の集団を合わせてその範囲とする。その人間や集団を相互に繋ぎとめるのが向心力であり、逆にそれを瓦解させるのが遠心力である。国家の憲法はいくつかの法の集大成である。その法が道理であり基準であるのは、それらがみなひとつの社会を組織し制御し統合しているからである。そしてこの2力の作用は期せずして表出する。向心力が現れると分子は密着し、社会はますます強くなる。遠心力が現れると分子は排斥しあい社会は必ず分裂する⁽⁴⁸⁾」。

そして章士釗は次のように議論を展開する。革命によって社会は分裂する。これを防ぐには、遠心力を集団の内部に保持して外部に出ないようにさせることだ。その離反を利用して攻撃したりしてはならない。そうなると力の盛衰は一定ではなく相互に排斥しあう局面が生ずる。次から次へ排除しあい、混乱を繰返し、国家は崩壊する。よって2力が排斥しあうのは大乱の道で

あり、2力が守りあうのは平和の道である。これはブライス氏の著書を読み、沈思して理解できたことである。2力が守りあうのは憲法に他ならないと章は説いている⁽⁴⁹⁾。

かくして章は、アメリカ、フランス、イギリスの各憲法を比較したうえで、次のような結論を述べている。どのような国家でも向心力と遠心力の双方を具えている。向心力を保持して国家を鞏固にすると同時に、遠心力の総量を調査してそれを法律の範囲内に引き入れた上で、相応の機能を果たさせることが肝要である。「換言すれば、両力を互いに調合して一定の軌道を形成させ、それを保持し逸脱させないようにすることだ。そのほかに道はない。他の道はいずれも政治的自殺の愚計である⁽⁵⁰⁾」。

章士釗にとって向心力と遠心力との均衡関係は動態的であるべきであった。1915年、日本の中国に対する21ヶ条要求が民族主義的心情に火をつけていた。日本亡命中の章士釗は、国家全体のために反袁闘争を一旦停止して一致団結する必要があることを主張した。「五月九日国恥記念日」の日付をもつ「時局痛言」において章士釗は次のように述べている。

第1に「中国が滅亡しないのは列強の勢力均衡の賜物であって、わが国自身にこれに対処する何か能力があるからではない」。

第2に「国人は自らを損なうばかりで勢いを盛り返すこともなく、わがまま勝手の破廉恥三昧である。勢力均衡の状況下では一縷の望みは瞬く間に見えなくなってしまう」。

第3に「20世紀に国家を建設するには、いささか国家の原理を顧みて国中の利害、情感、希望、意見の異なる点を調和できるようにし、各方面の優秀分子が協力しあい、平和と進歩の基礎を仲間喧嘩で壊してしまうことのないようにすべきである。そうすれば危機に際しても全国一致の防衛が可能となる。ああ、今や、外交の屈辱はまさに突然の一喝となった。哀しいかな。わが国人はどうして思いを一つにできないのか⁽⁵¹⁾」。

反袁運動を実行する「歐事研究会」は状況に応じて袁世凱政府に対する力学的関係を動的に変更することができる、という発想は政治諸力の天体運行的平衡を重視するところから生じている。そして見逃してならないのは、平衡を生みだすべく期待されているのが「各方面の優秀分子」であることである。

調和論の背後には、向心力の原動力として、政治的凝集力を生みだす触媒として、政治エリートの役割を重視するというエリート主義的な志向が存在する。民国元年の章士釗の政党政治論に見られたように、エリートの集積的結合に依拠した政治統合を目指すという観点がここにおいても持続していることが判明する。

「時局痛言」を発表した2ヶ月後、章士釗はこの観点を別の文脈においてではあるが、次のように表現している。

「わが国の民智の低さは、まことに普通選挙を主張できない程度である。だが国中に、政治に参加できるような一部の優秀分子がいないとは誰であれ信じないであろう。それが信じられるようなら、専制政治もまた行うことができない。何故か。専制を行うには、結局人を派遣して統治せざるをえないからである。したがって、私の理想とする立憲政治は、初めから普通の民智を基礎とするのではなく、一部の優秀分子の間で組織を作り、相互に比較し研磨し吟味し調合するのである⁽⁵²⁾」。

議会主義政治論を説く章士釗は近代中国史上突出したリベラリストであったが、決してデモクラットではなかった。むしろ「多数の専制」といったデモクラシーのもつ負の側面を嫌悪した思想家であった。自由主義とエリート主義とが共存したゆえんである。

第3節 専制批判と討袁の論理

(1) 専制批判の論理

専制が凶凶しいものであることは章士釗にとって議論の余地がなかった。ホップハウスが『民主と反動』中に引用したドイツの歴史学者モムゼンの言葉、「立憲政治は進取的であり生命力に富んでいるが、専制政治は停滞的で死体のようなものだ」を章士釗はいたく気に入った様子で二度にわたり引用している⁽⁵³⁾。

袁世凱側による宋教仁の暗殺と黄興に対する中傷とが、章士釗が袁世凱討伐の軍事蜂起に踏み切る契機となったが、しかし、章は自分が黄興や孫文よりも急進的であったのは「私は袁世凱が皇帝になるという固定観念をもっており、両先生にはこれがなかったからである⁽⁵⁴⁾」と述べているように、そのより直接的な動機は、すでに章が自ら関与することに苦渋を覚えていた「袁の秘事」、袁世凱の帝制復活の陰謀にあった。

章士釗をも含めて、第二革命の推進者たちに共通に見られる特徴として、袁世凱の軍隊との闘争を「専制」との対決と捉え、「共和制」の発展を擁護するものであることが前提とされていた。

調和論における専制批判の論理は、専制は寛容を欠くがゆえに野蛮にほかならないという、進化論的、文明論的な観点から生み出された。そしてこの論理は「革命党」もまた寛容の欠かぬえに野蛮であることを論証した。

章は政治的反対意見の表明を制度的に保証する共和制の発展こそが、野蛮を文明へと転換してゆく過程であると考えた。章の楽観主義はこのような議会主義的共和制の進展が、専制の野蛮と革命の野蛮とを払拭すれば必然的に文明がもたらされると考えた点に現われている。

このような文明論的な発想はモンテスキューのそれに負っている。「中国は専制国家であり、その原理は恐怖である⁽⁵⁵⁾」と評価したモンテスキューは、近代中国の知識人に「専制」は最悪の政体であるという観念を与えるのに寄与したようである⁽⁵⁶⁾。章士釗もその例外ではなかった。

章士釗は、嚴復訳の『法の精神』第25編第15章の末尾の一節、「専制の国はつねに同を喜び、異を悪む性格を持つ。異なる者は反乱の触媒だと見なすからだ⁽⁵⁷⁾」を引用し、モンテスキューに依拠しながら、次のように専制批判を行なっている。

すなわち「専制」は「君主独裁」であり、その性質は「他人が自分に同ずるように強制することである。これは人間生来の性質から発するものであり、「ゆえに専制は獣欲である」。章はこの「専制」に対抗するには「諫諍」、「革命」、「立憲」の三策があるとし、(1)「諫諍」は「専制の欲するものではない」がゆえに扼殺され、また(2)「わが歴史上の革命は」「よき政略」を欠いたため、逆に反対勢力を強化する結果に終っており、よって(3)「立憲」は中国では神話時代から清朝まで主張するものが存在しなかったが、「専制好同の弊」を克服するにはイギリスがなしたような「立憲」によるしかない、と主張する⁽⁵⁸⁾。

このように章の専制批判は、専制政体自体を「獣性」の所産であり政治的後進性の発現であると捉え、「好同悪異」への断罪という形で表明されている。そしてイギリス的「立憲」制度による君主権の制限を方策として称揚している。「立憲」こそが反対の制度化を促す道である。

(2) 革命独裁批判

ところで、章士釗の専制批判の論理は両刃の剣であり「共和制」をも攻撃してゆく。むしろ章は自己の立場は究極的には「共和を尚ぶ」側におくと表明している⁽⁵⁹⁾。攻撃は「共和制」自体にではなく、「共和制」を担うべき勢力に対して向けられている。

「共和制」について章は次のように述べている。そもそも「共和」は革命が旧姓（旧王朝）を覆すことで成立するが、革命政権は「理想上の組織」を国家に施そうとして、「一国最強の権」を掌握し濫用する。これは「人を強いて己に就かしむ」ことであり、「国人を圧迫し自分に従属させることである。これが極まれば反動が起り滅亡してしまう。これが繰り返され、人は蝮蛇のように危険なものとして共和をみるようになる⁽⁶⁰⁾」。

章士釗の攻撃は、「共和制」の担い手たちが目的遂行に余りに急激にすぎ、反対勢力の存在を認める寛容の精神を欠いたため、かえって反動を招来し、結局は議会の解散、政党の禁止、地方自治の廃止、政府系議員のみによる約法の修正など、総統政府による「専制」を導くことになっ

たという現実の政治展開を考慮してなされたものである。

章士釗は共和制から専制が発生する状況について多大な関心を寄せている。章はモンテスキュー『法の精神』第8編第2章「民主制の原理の腐敗について」に啓発されその論旨をたどりながら次のように述べている。

共和制（章士釗は、La de'mocratie を「共和」と訳している）が腐敗する2つのケースがあり、不平等が進む場合と極端な平等化が進む場合とである。前者の場合、共和制のもとで各人は自由であるゆえにより多くの利益を獲得しようとし、やがて国家は無数の小専制君主から構成されるようになる。そしてついにはただ一人の大専制君主が登場する。また後者の場合、極端な平等の結果、己れのみを尊いと見なし、己れと異なるものを殲滅せんとする絶対の専制が生まれる。よって章士釗は「共和制の下で専制が発生するのは、その第一の欠陥は調和立国の原理を理解していないからである。天下の事柄では、両端が存在しなければ中心も存在しない。モンテスキュー氏は共和の欠点とは不平等と極端な平等であると述べた。不といひ極端というが、ならば明らかにその中間が存在する。その中道を獲得すれば共和は繁栄する」と結論する⁽⁶¹⁾。

共和制の墮落を防止する「調和立国の原理」とは「反対の制度化」と「政治的寛容」の主張である。調和論は「専制」批判と「共和制」推進者への批判とを含む革命後中国の政治的安定を目的とした理論であった。しかしながら、いかにして「中道」を得ることが可能となるのであろうか。「国民党」と「袁政府」が護持する「原則」を前にして、章の調和論はその方法としての限界性を露呈させる。

章はいう、「そもそも調和は双方が譲歩することを意味する」のだが、「2つの原則があつて調和の障害となっている。ひとつは大権総攬主義であり、ひとつは共和建設主義である。よって双方は協議して調融合するための方法を講ずるべきである」と⁽⁶²⁾。

だが「双方」が「協議」しえぬゆえに武力衝突しているのが現状である以上、寛容の精神という倫理性の修得による衝突の制度化は、方法論としては一種の循環論に陥る。その現実的有効性はむしろ疑問視されていた。

「欧事研究会」は1915年夏から梁啓超ら進歩党系人士と協力のうえ雲南軍の蜂起計画の実現に向けて動き出した。当時章士釗とともにあつた程潜はつぎのように回想している。「袁世凱を打倒してもその部下たちが我々との戦闘を継続するだろうことは予想できた。また我々とともに討袁をおこなった同志たちも政見の相違から分化がおこり、その分化したうちの一部の勢力はやはり我々との闘争を継続するだろう。我々の内部も意見が完全に一致していたわけではなかった。章士釗の調和論はおそらく中国で実行されないだろう。私と李根源はこのことについて常に論争していた⁽⁶³⁾」。

第三革命の終了後の政局は、まさに「調和」とは逆の方向へと進み、南北両政府の並立状態に陥り、章士釗は南北統一のため奔走することになる。それについては第6章で述べる。

(3) 討袁の論理

調和論には奇妙に矛盾する点がある。調和論は政治統合のための理論であり、政治的反対が武力衝突に至ることのないように、「反対の制度化」と「政治的寛容」による自由主義的な政治体系の確立を説くものだが、章士釗自身は、むしろ自ら第二革命、第三革命という政権転覆をねらう武装蜂起に2度にわたり参加している。矛盾は章士釗の理論と実践との乖離の中にある。

この点について、章士釗の「国家」についての考察を手掛かりに分析をすすめた。

章士釗は「自覚」という論文で、国家と個人の関係について次のように述べている。「国家は政治組織の一種であり、一国の人がみなこの組織に包括されることが第一の条件である。つまり一国の全員がこの組織の存在に同意しているのである。全員だといえなくとも、最大多数が安全無事であれば、国家は平和と進歩を得ることができる」。だが、「人間が社会にあつては、すべての意見、感情、利益、希望は断じて一致しがたい」ものであり、極少数の反対者が多数を説得することができなければ、最後にはその羈絆を逃れて他の国籍を求める自由を行使することが

できる、と章は説く⁽⁶⁴⁾。

続けて章は、契約論的な人権論の主張を思わせる見解を述べる。「国家の職務は、一面では個人の私権を鞏固にし、一面では社会の秩序を維持することにある。この人権自由の理と公安国利の道とを融合させて間隙のないようにできれば、その国の文化はこれ以上はないような観止の境地に達するだろう」。このよう「国家」は「個人の私権」を保護する「職務」を負うと章士釗は説き、人は禽獣とは異なり政治的観念をもち、「公共和平の代価」として、自らが自らの「私権」を制限することが必要であると強調する。人は「自らその限度を考慮しなければならない。そしてその限度内において、割くべき権利はこれを割き、減すべき要求はこれを減ずる。これが憲法の由来するところであり」、憲法とは「一国の権利の規定書」である、と⁽⁶⁵⁾。

国家とは憲法にもとづき人権を保護するためにつくられるが、「公共和平」のためには私的権利は制限されるべきであり、それについては大多数の国民の同意が、つまり国民の自発的服従が必要であるという。このような章士釗の国家論は、明かに西欧の国家論、政治社会像であり、中国の伝統思想から現われ出たもののだとは言いがたい。

章士釗の自由主義的な国家論には、国家からの個人の離脱の契機が組み込まれている。「代議制が確立し、公論を表明する道ができ、交通運輸網も整備され、さまざまな職業が交錯しあい、国中の是非と利害の所在は姿を隠すことなく明確になる」が、この是非と利害とが「一致」の基盤を獲得できないとき「国家の意義はそこで終わり、無政府の意義がそこから始る」と章は述べる⁽⁶⁶⁾。

章士釗の「自覚」のこの論点に触発されたという証拠はないが、陳独秀は『甲寅』雑誌上に「愛国心と自覚心」を發表し、欧米の愛国とは個人の権利や幸福を保証する団体（国家）を愛することをいうが、国民を保護しない中国の場合、国として愛するにたりないと主張し⁽⁶⁷⁾、大きな反響を呼んだ。これを受けて李大釗は「厭世心と自覚心」を書き『甲寅』雑誌に投稿し、国家が愛するにたりないのなら、新たに愛しうる国家を建設するよう奮闘すべきであると述べた⁽⁶⁸⁾。

陳独秀の文章に対する十数通の問責の書簡が『甲寅』雑誌社に寄せられ、章士釗は陳独秀を弁護すべく文章を發表した。章は陳と李の議論を前提に、ルソーの『社会契約論』第3編第10章および第11章の「国家の解散」説を持ち出している。

章の説く「国家解散」説はおおよそ以下のように述べられる。国家は社会契約からなり、契約とは人が部分的な自由を国民の総意の下におき、その制裁を受けることである。総意とはソブリティのことであり、定まった代表機関がそれを明示する。ときに暴虐なものが現われ、その一人の意志と国民の総意とが敵対することがある。そして多くは暴力によってソブリティが抑圧され、暴力が用いられる度に国家の組織は変容し、やがて何人もその一人の意志と抵触するものがなくなり、かくして総意は死に絶える。立法権は国家の心臓であり、行政は脳である。脳が麻痺しても人は生存できるが、心臓が止れば救済できない。したがって、国家の存立に必要なのは法ではなく立法権なのである。ソブリティが一人に篡奪されれば、たとえ法令は多くとも、人民の総意とは関りがなく、国家はここに解散する。自由に生きる人間はただ自分の意志にのみ服従し、決して他人の意志には服従しない。いわば総意とは自分の意志であり、それゆえに国家の下にあっては義務が生ずる。だが、奸悪な権力者がわが総意を奪い、われに自分の意志を捨てて他者の意志に従えと強要するならば、われは社会契約の成立以前の自由を回復して、再び自然状態へと踏み入るだけである。「したがって国家を解散するとは社会契約を破棄し、もとの自己を回復することである⁽⁶⁹⁾」。

章士釗は、陳独秀や李大釗の愛国論議は、ルソーの「国家解散」説に帰着すると考えていた。「建国」とは国家を解散した後に建設を行うことであると説く章は、「国を愛さないというのは、すでに解散した国家を愛さないということであり、「今ふたたび建設する国家を愛さないのはよくない」。したがって陳独秀のように「国は愛するにたりず、国が亡んでも恐れるにたりないと説くもの」は、「ルソーの説にしたがい国家はすでに解散し、民族の自由はすでに回復したとみなして、そしてその次にいかにすべきであるか」を考えてほしいと章士釗は主張する⁽⁷⁰⁾。

契約論からいえば、圧政への抵抗は主権を有する国民の権利であることを章士釗は学んでいた。元首の政治責任を質すための革命権は憲法上の権利であることを説くボーンハックの言葉を引用

する章は⁽⁷¹⁾、続けてルソー『社会契約論』の冒頭、第1篇第1章の次の一節を引用している。自由主義者章士釗が武力蜂起による政府顛覆を主張する根拠となる一節である。

「ある人民が服従を強いられ、また服従している間は、それもよろしい。人民がクビキをふりほどくことができ、またそれをふりほどくことが早ければ早いほど、なおよろしい。なぜなら、そのとき人民は、〔支配者が〕人民の自由をうばったその同じ権利によって、自分の自由を回復するのであって、人民は自由をとり戻す資格をあたえられるか、それとも人民から自由をうばう資格はもともとなかったということになるか、どちらかだからだ⁽⁷²⁾」。

こうして章士釗は、ルソーを媒介に調和論と討袁の論理とを接続している。ルソーの「国家の解散」説とはいわば国家建設の再履行の論理でもある。章士釗がルソーに依拠するのは、『民立報』期にはなかった『甲寅』雑誌期の特徴である。

日本亡命当時の章士釗はルソーを熟読玩味している。西洋の学術の紹介者として先輩格にあたる嚴復が、天津『庸言報』第25・26期に「民約平議」を發表し、ルソーを痛罵した。これに対し章士釗は、『社会契約論』を縦横に引用することで、嚴復の論点に逐一反論を加え、嚴復はルソーの自由平等論に不服であり、その嚴復の立論の根拠はハックスレーの『人類自然等差』（Huxley, *On the Natural Inequality of Men*）であることを論証している⁽⁷³⁾。章士釗が目しているのはフランス語の『社会契約論』であることはその引用のしかたからわかる⁽⁷⁴⁾。反袁運動の最中の章士釗によるルソーの評価は、とくに当時嚴復は袁世凱の再帝制化を支持する籌安会に名を連ねていることを考え合わせると、中国近代思想史における西洋思想の受容の問題としても興味深い。

一方では議院内閣制論の確立と政治問題解決の制度化を主張し、そのための「一致」の土台を模索しながら、他方では、現実に武力行使によって政権の争奪を行わねばならない「敵」に対処しなければならないという、反袁運動期の章の政治論として、ルソーの「国家の解散」が主張されている。「国家は解散できるが、民族は解散できない⁽⁷⁵⁾」と説く章の立場は、『蘇報』時代の革命論を支持するナショナリズムの主張者であったかつての章士釗を髣髴とさせる。そして章の議会主義政治論の背景には、政治なるものについて国家と個人の関係から説きおこす原理的な考察が存在していることがわかる。たしかに調和論自体は積極的に何らか特定の政治的主張を行うものではなく、「不一致」を前提とした「一致」の獲得を可能とする条件を求める主張であったが、それと表裏して目前の政治体系の全面否定と国家建設の再履行を敢行する論理が潜んでいた。そして国家建設の方法はすでに調和論の中で述べられていた。

すなわち、「今日の政局の唯一の解決の方法は、機会をみつけて、全国の人の聡明才力を進発させ、情感と利害を融和させて、国憲を規範として、国俗を変容させ、それを共に信奉して、欺きあうことのないようにさせることである⁽⁷⁶⁾」と。章士釗の調和論は討袁の論理であると同時に政治統合の方法論でもあったといえることができる。

小結

章士釗が1912年2月に民国の課題として「政府の形式」を取り上げたときに、すでに「国家の形式」は自明なものとして前提されていたことを改めて想起したい。民国はすでに共和制となり、それゆえ内閣制か大統領制かが緊要な問題であると説かれていた。しかしながら、章士釗が「袁氏称帝の固定観念」を懐胎したとき、民国は共和制であるという自明の前提は脆くも崩れ、共和制は最早あれかこれかの選択肢のひとつに過ぎないものとなってしまった。もうひとつの選択肢である専制は制度を超越した「野蛮」にほかならず、章の主観においてはこれに対抗し、国家建設をやり直すことは決して制度の破壊ではなく、それがたとえ「国会の自殺」を意味したとしても、章にとってはむしろ共和制再確立へ向けての前進のための後退であった。

調和論自体は決して何らかの積極的な政治的主張をなすものとして構想されているのではない。

章は「私がこの論を書いたのは、決して僅かでも先入観があるのではない⁽⁷⁷⁾」と述べ、また「調和は實際家の言であり、はじめに堅固で破ることのできない原則があって、これを先入主としてしまうことを避けるのである⁽⁷⁸⁾」と述べている。そして章は「為同の弊」を払拭し「調和」することで、天下の人材を集めることができ、優秀な人材が不当に排斥されることがなくなれば、清廉で正直な人物は自由に発展する地を得て、各々の才を各々の用にあてれば、問題はなくなるだろうと考えている⁽⁷⁹⁾。

自由主義の敵を駆逐すること、これこそが、第二革命、第三革命という袁世凱政権打倒のための武装蜂起に章士釗自らが参加した理由であった。

[註]

- (1)毛注青編著『黄興年譜長編』中華書局、1991年、413-414頁。
- (2)李書城「辛亥革命前後黄克強先生の革命活動」『辛亥革命回憶録』第1集、中華書局、1961年、213頁。程潜「護國之役前後回憶」前掲、5頁。毛注青編著『黄興年譜長編』前掲、418-419頁。
- (3)章士釗「与黄克強相交始末」中国人民政治協商会議全国委員・文史資料研究委員会編『辛亥革命回憶録』第2集、中華書局、1962年、147頁。なお、毛注青編著『黄興年譜長編』前掲、419-420頁によれば、黄の依頼は1914年3月24日の章士釗宛書簡による。
- (4)章士釗「欧事研究会拾遺」『文史資料選輯』第24輯、265-266頁。
- (5)章士釗「欧事研究会拾遺」同上、266頁。
- (6)章士釗「欧事研究会拾遺」同上、266-274頁。
- (7)戈公振『中国報学史』台湾学生書局版、1982年、251頁。
- (8)方漢奇『中国近代報刊史』下巻、山西人民出版社、1981年、712頁。
- (9)章士釗「『李大釗先生伝』序」1951年、『李大釗先生伝』神州図書公司版、2頁。
- (10)「本誌宣告」『甲寅』雑誌、第1巻第1号、1914年5月10日。
- (11)CC生「致『甲寅』雑誌記者」『甲寅』雑誌、第1巻第2号、1914年6月10日。
- (12)呉稚暉「章士釗、陳独秀、梁啓超」『呉稚暉先生全集』巻10、中国国民党中央委員会党史史料編纂委員会、1967年、1605-1606頁。
- (13)章士釗「与黄克強相交始末」前掲、149頁。陳独秀のほかには、章太炎と李根源とが挙げられている。
- (14)章士釗「『李大釗先生伝』序」1951年、『李大釗先生伝』神州図書公司版、2頁。
- (15)金淑琴「李大釗与章士釗」中共中央党史研究室科研局編『李大釗研究文集』新華書店、1991年、276頁。
- (16)章士釗「『李大釗先生伝』序」前掲、2頁。
- (17)章士釗を含め当時の調和論については、丸山松幸「民国初年の調和論」『関西大学中国文学会紀要』第2号、1969年3月を参照。
- (18)秋桐「白芝浩内閣論」『甲寅』雑誌、第1巻第1号、1914年5月10日。
- (19)ブライスについては、宮本吉夫『ブライスの「近代民主政治」』井上書房、1959年を参照。モーリーについては、Edward Alexander, *John Morley*, University of Washington, 1972. および、若松繁信『イギリス自由主義史研究——T.H.グリーンと知識人政治の季節——』ミネルヴァ書房、1991年（とくに第5章第3節「ジョン・モーリー」）を参照。ホップハウスについては以下の論考を参照。岩崎卯一「ロンドン大学にホップハウス先生を訪ふ——英国社会学界におけるホップハウスの地位——」『社会学の人と文献』米英仏篇、壮文社、1949年。深田弘「ホップハウス社会学における調和の理論」『日本大学人文科学研究所研究紀要』第21号、1978年。英明「レオナード・ホップハウスの研究序説」『新潟大学経済論集』第32号、1982年3月。大塚桂「ホップハウスの国家論」『政経研究』第30巻第1号、1993年9月（大塚桂「ホップハウスの政治理論——形而上学的国家論批判について——」『政治学論集』（駒沢大学法学部）第38号、1993

- 年10月)。大塚桂「ホップハウスの自由論」『駒沢大学法学部研究紀要』第52号、1994年3月。
- (20)秋桐「調和立国論上」『甲寅』雑誌、第1巻第4号、1914年11月10日、4頁。
- (21)秋桐「調和立国論上」同上、27頁。
- (22)秋桐「政力向背論」『甲寅』雑誌、第1巻第3号、1914年8月10日、7頁。ローウエルの『ヨーロッパの政治と政党』の原題は、Lowell, *Governments and Parties in Continental Europe*、漢訳は羅偉『大陸政治論』である。ローウエル (Abbott Lawrence Lowell, 1856-1943) はアメリカの政治学者で、1900-09年ハーヴァード大学教授、09-33年同大学総長となり、また08-09年アメリカ政治学会会長。引用は章士釗の漢訳から訳出した。原文の該当部分は、The present government, like all political systems that have been created suddenly and have proved lasting, was essentially a compromise. (Lowell, *Governments and Parties in Continental Europe*, London, Longmans, Green and Co., 1896, p.11) である。
- (23)秋桐「調和立国論上」前掲、4頁、注2。引用部は英文より訳出した。章士釗の漢訳では、「調和論者、恒蹇蹇而不前、非畏独為拳世之所不為也、乃慮時機未熟、雖信己說之終張、而特以今時之未可也、……但若而理論、樹為大義、昌言於衆、以證同心、則息息為之、皆是時機、決無所謂熟不熟也」(「調和立国論上」4頁)とある。なお原著の該当箇所は次のとおり。Perhaps the compromiser shrinks, not because he fears to march alone, but because he thinks that the time has not yet come for the progressive idea which he has made his own and for whose triumph one day he confidently hopes. ……… But the time has always come, and the season is never unripe, for the announcement of the fruitful idea. (John Morley, *On Compromise*, Watts & Co., 1946, p.107.) (1921年の著者による改訂版、初版は1874年)。
- (24)Spencer, *The Study of Sociology*, p.396。秋桐「調和立国論上」同上、27頁、注2に原文がある。巖復訳『群学肆言』ではほぼ創作に近い訳業となっている。引用部は英文より訳出した。
- (25)R.M.Johnston, *The French Revolution*。秋桐「調和立国論上」同上、12頁、注4に原文がある。引用部は英文より訳出した。
- (26)Bluntschli, *Allgemeines Staatsrecht*, 首巻, 407頁。秋桐「調和立国論上」同上、15頁、注1に原文がある。
- (27)秋桐「政力向背論」前掲、20頁。
- (28)「調和立国論上」前掲、8-17頁。
- (29)秋桐「調和立国論上」同上、13頁。
- (30)秋桐「調和立国論上」同上、13頁。引用部は英文より訳出した (Hobhouse, *Democracy and Reaction*, New York, G.P.Putman's Sons, 1905, p.126.)。ちなみに章の漢訳文では「そもそも人が集合して社会となる。それは相互に吟味しあい調合しあうことで形成され、相互に分け与え譲り合うことで習慣となる。分けるべき利益は分けなければならない。減ずべき要求は減じなければならない」となる。
- (31)大塚桂「ホップハウスの自由論」前掲、10頁。
- (32)深田弘「ホップハウス社会学における調和の理論」前掲、118-119頁。語彙としてはホップハウスの説く「調和」の概念は「harmony」であったが、章の引用文中は「compromise」が用いられている。
- (33)秋桐「哈蒲浩權利説」『甲寅』雑誌、第1巻第2号。
- (34)秋桐「調和立国論上」前掲、3頁。
- (35)秋桐「政治与社会」『甲寅』雑誌、第1巻第6号、1915年6月10日、8頁。ここでは、これに続けて、リーバーの言葉を引いてその例証としている。「反対は合法である。ゆえに反対がなければならぬ。反対はただ徒党の陰謀になってしまわないことが条件である。その限りではすべて有益である」(Lieber, *Political Ethics*。沢柳政太郎訳『政治道徳学』から章士釗が漢訳している)。
- (36)秋桐「政本」『甲寅』雑誌、第1巻第1号、1914年5月3日、9頁。「王の反対党」は日本にも認められており、日本では「陛下の反対党」ということを指摘している(秋桐「政治与社会」前

掲、24頁)。

(37)章士釗が引用しているのは嚴復訳『群己權界論』であるが、ここでは塩尻公明・木村健康訳『自由論』岩波文庫、1971年、97頁にしたがった。秋桐「政本」同上、9頁。

(38)秋桐「政力向背論」前掲、17頁。

(39)秋桐「調和立国論上」前掲、5頁。

(40)秋桐「調和立国論上」同上、5頁。

(41)秋桐「調和立国論上」同上、16頁。訳文は塩尻公明・木村健康訳『自由論』岩波文庫、1971年、114-115頁。章士釗は自分の訳ではなく、嚴復訳『群己權界論』を使用している。

(42)Edward Alexander, *John Morley*, University of Washington, 1972, p.67, On Compromise に関する評価は、*ibid.* pp.54-68.

(43)秋桐「政治与社会」前掲、6頁。

(44)秋桐「政本」前掲、1頁。原文は、「為政有本、本何在、曰在有容、何謂有容、曰不好同惡異」。

(45)秋桐「政本」同上、6頁。

(46)秋桐「政本」同上、6頁。

(47)秋桐「政本」同上、7頁。

(48)James BRYCE, "The Action of Centripetal and Centrifugal Forces on Political Constitution", in *Studies in History and Jurisprudence*. 秋桐「政力向背論」『甲寅』雑誌、第1巻第3号、2頁。

(49)秋桐「政力向背論」前掲、3頁。

(50)秋桐「政力向背論」同上、17頁。

(51)秋桐「時局痛言」前掲、2頁、7頁。

(52)秋桐「共和平議」『甲寅』雑誌、第1巻第7号、1915年7月10日、2頁。

(53)秋桐「国家与責任」『甲寅』雑誌、第1巻第2号、1914年6月10日、17頁。秋桐「政治与社会」前掲、23頁。引用はモムゼン『ローマ史 *History of Rome*』からである。モムゼン (Theodor Mommsen, 1817-1903) は19世紀ドイツを代表するノーベル文学賞授賞の学者で、『ローマ史』、『ローマ研究』、『ローマ国家法』、『ローマ刑法』など記念碑的な業績をのこした。章士釗は「立憲政治」、「専制政治」と訳しているが、前者の原語は「constitution (憲法)」、後者は「absolutism (絶対主義)」である (Hobhouse, *Democracy and Reaction*, New York, G.P.Putman's Sons, 1905, p.122.)。

(54)章士釗「与黄克強相交始末」前掲、145頁。

(55)モンテスキュー『法の精神』上巻、野田良之・稲本洋之助・上原行雄・田中治男・三辺博之・横田地弘訳、岩波書店、1987年8月、157頁。

(56)『法の精神』を媒介に中国のような「君主専制」は最悪の政体であるという観念が当時の中国に広く流布していたことについては、佐藤慎一「近代中国の体制構想——専制の問題を中心に」(溝口雄三・浜下武志・平石直昭・宮嶋博史編『アジアから考える [5] 近代化像』東大出版会、1994年6月、所収)を参照。

(57)秋桐「政本」前掲、7頁。モンテスキューの表現に遡れば、該当部分は「(専制的な大帝国では) 最初は外国人に対して寛容である。なぜなら、君公の権力を害すると思われぬものには少しも注意が払われないからである。そこでは、あらゆることについて極端に無知である。ヨーロッパ人はいくらかの知識を提供して気に入られるようになることもできる。これは手始めとしてはよい。しかし、なんらかの成功が得られ、なんらかの論争が起り、なんらかの利害関係をもちうる人々にそれが知られるや否や、この国家は、その本性上、特に平穩を必要とし、最小の混乱といえども国家を顛覆させうるので、新しい宗教とそれを説く人々とは直ちに追放される」(モンテスキュー『法の精神』下巻、野田ほか訳、岩波書店、1988年2月、43頁)。

(58)同上、7-8頁。

(59)秋桐「調和立国論上」前掲、5頁。

(60)秋桐「政本」前掲、10頁。

- (61)秋桐「民国本討論」『甲寅』雑誌、第1巻第10号、1915年10月10日、10頁。
- (62)秋桐「政本」前掲、27頁。
- (63)程潜「護国之役前後回憶」前掲、14-15頁。
- (64)秋桐「自覚」『甲寅』雑誌、第1巻第3号、1914年7月10日、4-5頁。
- (65)秋桐「自覚」同上、6頁。
- (66)秋桐「自覚」同上、5頁。
- (67)独秀「愛国心与自覚心」『甲寅』雑誌、第1巻第4号、1914年11月10日。
- (68)李大釗「厭世心与自覚心」『甲寅』雑誌、第1巻第8号、1915年8月10日。
- (69)秋桐「国家与我」『甲寅』雑誌、第1巻第8号、1915年8月10日、5頁。心臓と脳髓の比喩をはじめ、この部分はまさにルソー『社会契約論』第3編第11章の後半にほかならない。
- (70)秋桐「国家与我」同上、11頁、10頁。
- (71)Bornhak, *Allgemeine Staatslehre*. 秋桐「帝政駁義」『甲寅』雑誌、第1巻第9号、5頁。
- (72)秋桐「帝政駁義」同上、6頁。ルソー『社会契約論』桑原武男・前川貞次郎訳、岩波文庫、1954年、15頁。
- (73)秋桐「読敵幾道民約平議」『甲寅』雑誌、第1巻第1号、1914年5月3日
- (74)また、たとえば秋桐「帝政駁義」前掲、6頁では、『社会契約論』第1編第1章の冒頭の一部を原文つきで長い引用をしている。
- (75)秋桐「国家与我」前掲、10頁。
- (76)秋桐「調和立国論上」前掲、28頁。
- (77)秋桐「政本」前掲、12頁。
- (78)秋桐「調和立国論上」前掲、5頁。
- (79)秋桐「政本」前掲、17-18頁。

第5章 第三革命における章士釗と軍務院

はじめに

第1節 欧事研究会の結成と章士釗

- (1)中華革命党の成立
- (2)欧事研究会の結成

第2節 雲南蜂起と軍務院

- (1)護国軍の蜂起
- (2)軍務院の生成と消滅

小結

はじめに

1914年10月までに大統領権限を制限する「天壇憲法草案」が完成していた。袁世凱の対策は、憲法の施行以前に正式大統領に就任してしまうというものであった。正式大統領に選出されるためにはなお国会が必要であり、袁は第二革命後も直ちに国会を解散することはなかった。新たに制定した「大統領選挙法」に基づき、10月上旬に大統領選挙が行われた。袁世凱は「公民団」に衆議院を包囲させて圧力をかけ、議員が会場を出ることを許さず、3度投票を繰返し夜10時ようやく袁が大統領に選出された。

正式大統領となった袁世凱は、「憲法草案」を棚上げし「増修臨時約法案」（新約法）の制定によって大統領権限の制限を削除しようとしたが、衆議院がこれを否定したため、国民党、憲法起草委員会を解散し、最後には国会を解散した（1914年1月10日）。国会解散後、袁世凱は新約法の制定を行い（1914年5月1日公布）大幅に大統領権限を拡大し、さらに1915年1月の「修正大統領選挙法」では大統領の任期を10年に延長し、再選は無制限となった（修正前は任期5年、再選は1回までであった）。事実上、終身の独裁者の地位を獲得したといつてよい。

注目すべきは、袁世凱にとっても正統性獲得にあたっては、「約法」遵守が重要であったという点である。非議会主義的な国家統合を求める袁世凱の総統としての権力は、その権威の源泉を議会主義的な「約法」に求めていた、という倒錯した関係は、中国政治がもはや清朝以前の王朝体制の正統性原理に回帰することが不可能となっていたことを示している。事実、袁世凱の帝制復活の試みは全国的な反対によって挫折している⁽¹⁾。

東京へ亡命した章士釗らは討袁運動のための組織づくりを始めていた。『甲寅』雑誌刊行の背後には欧事研究会の組織的活動があった。欧事研究会はやがて梁啓超・蔡鍔ら進歩党との協力体制を整え、雲南省軍を討袁のための軍隊にすることに成功し、これを護国軍と命名した。ここに護国運動が開始し、さらに独立各省を統括する軍務院が設立された。ところが袁世凱急死後、南北二つの政府が出現するという非常に危険な政局がにわかに発生し、いかに速やかに、正式国会を開催して正当な代表権を持つ政府を組織し、同時に軍務院を解消するかが政治問題化するにいたった。

本章では、欧事研究会を結成しかつ両広都司令部秘書長、軍務院秘書長として第三革命に参戦する章士釗の思想と行動の解明を目的としている。

第1節 欧事研究会の結成と章士釗

(1)中華革命党の成立

第二革命失敗後、国民党の組織は壊滅的状态となり、黨員も各地に分散してしまった。国内残留者は、地下に潜り上海の租界などで密かに再起を画策するか、政治から完全に身を引いてしまうか、あるいは高給をもって袁世凱政権に取り込まれるかであった。海外に脱出した者は、香港・マカオ、あるいは南洋において華僑の援助を獲得しようとしていた。そして主要な幹部たちの大部分は日本へ逃れ、1913年秋には第二革命参加者の7～8割が日本に亡命していた⁽²⁾。

国民党要人たちは失敗の原因を次の4つの側面から分析していた。(1)国民党の敗因は何か、(2)何故政治的軍事的に受身の立場に立ったのか、(3)敵味方の勢力状況、(4)今後の戦略をどうするか、である。

(1)については、党組織が純粹でなく、同盟会を国民党に改組して後、規律と意志が弛緩し、党の戦闘力を弱体化させてしまったからだと認識された。よって党組織の純化と党内教育と規律の強化が今後重要であるとされた。(2)については、辛亥革命後、各省の軍隊はほぼ「憲政派」の手にあり、国民党は確実な軍事力を掌握していなかったことが原因であったと考えられた。(3)については、現状では袁世凱には、北洋陸軍、官僚機構、御用政党があり、その勢力は拡大するだろうが、いずれも評判が悪く人心を掌握できないので長くは持たないと予想された。(4)については、同盟会の三民主義の綱領は国民党に改組するさい宋教仁によって稀釈され進歩党の政綱と大差ないものとなってしまったが、これはたいへんな過ちであったと結論された。したがって今後は三民主義を綱領としすべての反袁勢力を有効に組織すべきであると唱えられた⁽³⁾。

このように敗因を認知しながらも、しかし、領袖孫文のリーダーシップの在り方をめぐり、孫文と黄興との間で亀裂が発生し、それが組織全体に及ぶことになった⁽⁴⁾。

孫文は、第二革命の「失敗の理由は袁氏の兵力が強力だったからではなく、実際は同党の人心が分散していたから⁽⁵⁾」であり、その責任は黄興にあるとして黄興を責め、自らは黨員の党首への服従を第一義とする指導者型の革命政党、中華革命党を組織し、「革命方略」を制定するなど軍事力を具えた強力な組織による再革命を志向した。1914年7月8日、東京築地の精養軒で中華革命党の成立大会が開かれ、孫文が総理となった。

(2)欧事研究会の結成

黄興は中華革命党への参加を拒絶し、日本からアメリカへと去った(1914年6月末)が、中華革命党の指導のスタイルに反発した黄興支持グループ20人余りが黄興を首領とする新たな結社を結成した。李根源(日本の陸士卒業、同盟会員、前雲南講武堂監督)が主導者となり、おりからの第一次大戦を背景に欧州事情の研究を名目として1914年8月に「欧事研究会」が組織された。明確な組織綱領はなく、責任者や指導者は明示されなかったが、軍人や湖南出身者の多かったこと、また旧同盟会・国民党の時代から孫文とならぶ人物であったことから、黄興が想定されていた。

成員には、南京討袁軍秘書長として黄興の幕下にあった章士釗など黄興の支持者をはじめ、江西の李烈鈞、広東の陳炯明、安徽の柏文蔚、四川の熊克武ら第二革命に参加した各省の軍事指導者が多くを占めた。また谷鐘秀、彭允彝、呉景濂、欧陽振声、張耀曾ら国民党中の穏健派および共和統一党の黨員もその一翼になった⁽⁶⁾。

1914年1月に上海の谷鐘秀、楊永泰、丁世嶧、孫潤宇、盧信らが月刊誌『正誼』を、同年5月には東京の章士釗が月刊誌『甲寅』を創刊し、後の新文化運動の指導者となる陳独秀、李大釗、高

一涵らの助力を得て、袁世凱政権を批判する論陣をはった。

欧事研究会にとって対処が難しかったのは、当時の中国国内の民族主義的熱気と自らの反政府運動とをどう結びつけるかであった。1915年1月にはじまる日本政府の対華21ヶ条要求と軍隊の増派による威嚇に対し、中国国内では日貨排斥、救国儲金などの抗議運動が行われ、民族主義的気運が急速に高まっていた。この熱気が休刊中の『甲寅』雑誌の再刊を促す要因となったと推測する。

袁世凱政府は、日本亡命中の革命派は日本の軍事力を導入して北京政府の打倒をはかる、(異民族である満洲軍の援助で李自成の叛乱軍を撃退した) 明末の呉三桂のような「売国党」であると宣伝し、さらに、中国の市場開放を条件にして日本政府の革命党に対する援助を求める孫文の前年5月の大隈重信宛書簡を公開した⁽⁷⁾。これに対し欧事研究会および黄興派の軍人たちは、自分たちは呉三桂ではないこと、自らは党派よりも政治を、政治よりも国家を重んずるものであること、国家を重視することと政府に反対することとは区別すべきであることを声明した⁽⁸⁾。

つづけて章士釗が起草した長文の声明が発せられた。欧事研究会の対時局通電である。この声明では、第二革命の討袁の初志が述べられ、次いで彼らが「外力を借りて」政府を転覆させようとしているというデマを否定し、私利に拘泥して国益を顧みない袁世凱の専制を批判した。「世界各国を眺めると、いずれも民族によって国を建てている。いかに悪い状況にあろうとも、民族内部のことは民族自らが処理すべきである。他民族に頼れば国は保てないことは、殷鑑遠からず、呉三桂の例がある⁽⁹⁾」と述べるこの声明は、「挙国一致し日本の無理な要求に反対すべく、反袁活動を即時停止して、袁世凱が対外問題に専念して国権を維持するようにさせる」ことを訴え、多く同志の賛同を得た⁽¹⁰⁾。章士釗は書いている。「内乱とは内政に限っていうのであって、ひとたび外侮が至れば、全国は敵も友もなく共に敵愾心を表す。これが国家の常識であり、民族の正義である」と⁽¹¹⁾。

しかしながら、21ヶ条要求は5月7日の日本側の最後通牒を経て、5月9日に北京政府により受諾されるに及び、この日を国恥記念日として全国民に訴えるなどといった国内の熱気に呼応するように、欧事研究会側も袁世凱との「停戦」を解除し、再び反袁運動を展開している。

1915年夏から、袁世凱の周囲では帝制化へ向けての世論形成が始められた。7月に総統府顧問グッドナウの「共和と君主論」が発表され、次いで1ヵ月後の8月14日には、楊度・孫毓筠・嚴復・劉師培・李燮和・胡英の6人による籌安会が結成され、楊度の「君憲救国論」、劉師培の「国情論」などの論文が中国には立憲君主制が適しており、国体を共和制から君主制に変更すべきだという主張を展開した。これによって袁世凱による国体の変更と帝制化への動きが明確となり、国体問題が議論の的となっていた⁽¹²⁾。一般に、国体とは主権の所在を指し、主権が国民と君主とのいずれに在るかによって決定される。一方、政体とは、権力行使の方法を指す⁽¹³⁾。

籌安会の主張に対し最も速く反応し、しかも影響力の大きかったのは梁啓超の論文であった。第三革命の青写真を描いたこの人物は、当時の政論家のうち最も明晰にこの国体変更に関する問題を取りあげている。梁啓超は熊希齡内閣の閣僚、幣制局総裁という官界でのキャリアから、袁世凱の帝制化を逸早く予見し、政治顧問、考察沿江各省司法教育事宜など政府要職への任命を辞退し、北京を離れ天津に隠棲していた⁽¹⁴⁾。

梁啓超は籌安会発足のわずか1週間後に「異哉所謂国体問題者」を著し、国体変更の不可を主張した。梁の論点は、国体は議論によってではなく事実によって決するがゆえに共和制から君主制への人為的国体変更には反対した⁽¹⁵⁾。

「異哉所謂国体問題者」が発表されると、章士釗は梁啓超の波乱に満ちた政治活動に敬意を表明し、梁の意図は「小人の心」で押し量りえないと強く梁を支持した。ある批判者が、国体は問うべきではないという梁の所論に対し、貴公が国体を問わないなら、袁世凱による国体変更の完了後に政治活動を再開しろと攻撃した。章士釗はこれに対し、「問う」とは英語の「question」であり懐疑的に問題視することを意味しており「論ずる」のとは異なる、梁は国体について大いに「論じ」ているが、現在の共和国体を問題視してはいない、国体「問う」べからずという主張は、フランス第一共和制憲法が国体修正案の発議を禁止し、トクヴィルがルイ・フィリップ憲法

の修正不可を宣言したように、国体の変更不可を訴えているのだ、と弁護した⁽¹⁶⁾。

1915年11月上旬、欧事研究会の会議で上海に出向いた章士釗は、旧知を訪ねては討袁のための団結と協力を求めている。例えば第二革命で湖南を独立させた前湖南都督の譚延闓を虹口に訪ね、貴君らは義憤にかられて帰国して活動しているが後ろ盾となる実力があるのかと問う譚に対し、章士釗は「義憤もあれば実力もある。袁氏の集団は分裂瓦解しており滅亡は目前である。我々は名分も言葉も正当であり、罪ある者を征伐するのである。実力を擁すると称する暴君も防ぎきれない。もちろん反袁にはまだ多くの困難がある。だが皆が一致団結し、衆知を集め力を合わせれば、困難は克服できる」と答え、躊躇する譚の説得を試みている⁽¹⁷⁾。

雲南での軍事蜂起のために天津を離れた梁啓超は、1915年12月18日に上海に到着すると、ただちに欧事研究会と接触した。翌19日に、章士釗が上海の聖母院路の自宅に梁啓超を招き会談を行なった。梁の論文「異哉所謂国体問題者」の事、袁世凱打倒後の国家建設の事、雲南蜂起を指導する蔡鍔の事などが話題になった。章士釗は梁啓超に対し「皆は以前からの知り合いで友人同士です。松坡〔蔡鍔〕は玉が砕けても白さを失わず、金が溶けても堅さは変わらないような好漢であると私たちは信じています」と語っている⁽¹⁸⁾。蔡鍔の雲南派遣は章士釗も了解していたと認められる。また、清末以来の袁世凱のライバルであり、討袁軍大元帥として第二革命に参加したため亡命中であった岑春煊が、張耀曾（同盟会員、もと雲南都督府参議、衆議院議員）とともに、ペナンから香港を経て上海に至り、梁啓超と会談している⁽¹⁹⁾。

欧事研究会と進歩党との協力関係が密接になるとともに、この時期には旧同盟会の黄興派と孫文派との関係修復が進められ、章士釗のいう討袁に必要な一致団結の局面が現実化している。

岑春煊と章士釗は翌年1月下旬、ともに日本を訪れ、梁啓超が日本に派遣した周善培をともない、孫文、張継、戴季陶、居正らと何度か会談を行なった。このとき岑春煊は、加藤高明、頭山満、犬養毅ら日本側の要人とも会い、さらには民間と軍部からの資金援助と借款、武器供与の契約を結んでいる⁽²⁰⁾。

しかしながら、旧孫文派・中華革命党との協力関係は限定的なものにとどまった。

上海から日本へ戻った章士釗は、靈南坂に孫文を訪ねたときのことを次のように回想している。孫文がため息をつき、章士釗は左に岑春煊、右に黄興を抱えているが、2人が援助してくれれば私は成功できると言うので、章はこれに答えて、岑春煊は清朝の遺臣だったが無理に（第二革命に）協力させて、その結果亡命させることになった。だが貴君らは彼を慰撫するわけでもなく、かえって（清朝の）官僚だと罵倒している。私には貴君に協力するよう彼を説得するいわれはない。だが黄興と貴君とは長い間の協力者であり、現在はまだ傷がのこっていても、貴君の命令なら彼が従うことは私が保証する。仲をとりもつ人を求めなくてよいはずだと答えると、孫文は黙ってしまったという⁽²¹⁾。

孫文個人に対する忠誠を誓い、拇印を押して入党するという中華革命党が排他的で狭隘な組織原理に束縛されていた。これが、他の政治集団との協力関係樹立の障害となってしまった。その結果、朱執信・鄧鏗が広東で、陳其美が上海で、居正が山東で武装蜂起に成功したにもかかわらず、孫文派は少数派にとどまり、孫文はその資格からいえば、独立各省の共同の指導者にまつられてしかるべきだったが、実際は、討袁運動の主流からはずされ、軍務院にも彼の席はなかった⁽²²⁾。

第2節 雲南蜂起と軍務院

(1) 護国軍の蜂起

第三革命の計画は梁啓超が主導したが、黄興および東京・上海の欧事研究会が雲南の護国軍設立に重要な役割を果たしていることは見逃せない。

歐事研究会は早くから討袁の軍事活動の根拠地として雲南に着目し、1915年8～9月には方声涛（日本の陸士出身の同盟会員で元雲南講武堂の教官）を昆明に派遣し調査を行なっている。これと前後して同年九月末、北京の蔡鍔（前雲南都督）が秘密裡に自ら西南に赴き武装蜂起するので助力を請いたい旨をアメリカの黄興に連絡して来た。これを受けた黄興は東京に手配を依頼した。

1915年11月上旬、各地に分散していた欧事研究会員が上海に集合した。アメリカから鈕永建が、昆明からは方声涛が、東京からはまず程潜と李根源が、ついで耿毅、冷遜、程子楷とともに章士釗が、相前後して上海に到着し、さらに上海在住の、谷鐘秀、楊永泰、歐陽振声、張季鸞がこれに合流した。

雲南の現状に関する方声涛の報告に基づき、張孝准が連絡役となり蔡鍔の北京脱出を援助すること、第二革命において江西討袁軍総司令であった李烈鈞（もと雲南講武堂教官、前江西都督）が雲南との連絡を始めること、宗旨や党派の違いを越えて袁世凱の帝制化に反対する勢力と一致行動することなどが協議された。旧進歩党との協力提携が承認されたわけである⁽²³⁾。

かくして、欧事研究会の張孝准、石陶鈞らが天津、長崎、神戸、上海、香港、ハノイをへて雲南に到着するまで、蔡鍔に同伴し船と護衛の便宜をはかった。また黄興は雲南都督の唐繼堯（蔡鍔の後任者）に対し、蔡鍔の雲南入りは討袁の軍事行動のためであり、雲南都督の職を奪うためではないことを電報で説明している。すでに10月に唐繼堯と連絡がとれていた李烈鈞も12月に香港経由で雲南へ向い、12月17日に李烈鈞が、19日に蔡鍔が昆明入りを果たした。この二人の有名な軍事指導者は、唐繼堯ら雲南側の大歓迎を受け、12月25日、雲南は北京政府に対し独立を宣言し、第三革命の幕が開いた⁽²⁴⁾。

李烈鈞（元江西都督）と蔡鍔（元雲南都督）の2人の著名な軍事指導者をえた雲南都督唐繼堯は、都督府において連日会議を召集し、討袁軍の組織と軍事行動の発動を決定した。共和党の軍隊だとの誤解を避けるべく「共和軍」の名称を採用する案は捨てられ、護国軍と命名された（正式宣言は12月25日）。蔡鍔が護国第1軍総司令官、李烈鈞が第2軍総司令官、唐繼堯が第3軍総司令官となり、それぞれいくつかの梯団と支隊が下屬するという構成をとった⁽²⁵⁾。

(2)軍務院の生成と消滅

雲南独立（1915年12月25日）後、護国軍の健闘によって、貴州（1916年1月27日）、広西（3月15日）、広東（4月6日）、四川（5月12日）と各省が独立した。

南方各省の独立、自らの側近たる馮国璋ら5将軍の帝制廃止勸告など、窮地に追いこまれた袁世凱は、3月22日、帝位の取消しを発表した。そもそも袁世凱の即位は、国民代表大会の決定を受け入れるという体裁がとられたため、これを返上し「大總統」に復職することで事態の収拾をはかろうとしたのである。これに対しあくまでも袁世凱の退陣を要求する西南の独立各省の指導者は、雲南に唐繼堯、広西に陸榮廷、貴州に劉顕世、広東に龍濟光・陳炯明がおり、各省が内戦によって自滅せぬよう独立後の各省を統御し連絡・統合する最高機関、つまり「政府」の設立を求めていた。

梁啓超の考えでは、臨時約法を尊重するかぎりこの政府はあくまで臨時の政府である必要があり、それを明示しなければならなかった。梁はこれを軍務院と命名した。そして軍務院は黎元洪副総統を大總統に任命しなければならなかった。袁世凱が国賊として大總統の資格を失ったからには、約法の規定によって、副総統をその後継者とするのが、軍務院の合法性を保証するからである⁽²⁶⁾。また黎を総統に据えることで、総統後継者をめぐる指導者間の内紛を予防するという効果もあった⁽²⁷⁾。

広西独立後、梁啓超と陸榮廷は岑春煊の広西入りを要請した。岑春煊はもと両広総督、雲貴總督で、広東都督の龍濟光と、広西都督の陸榮廷の都督就任は彼の抜擢によることもあり、両広を取りまとめる適任者であると同時に、清朝高官としての経歴ゆえに、また第二革命の討袁軍大元帥としても、袁世凱と対抗しうる人物として、軍務院樹立に必要な人材でもあった。

1916年4月14日、章士釗が岑春煊に随行し広東省の肇慶に到着した。温宗堯、周善培、程子楷、

楊永泰、文群、呉貫因らが同行した。梁啓超、陸榮廷、張鳴岐らも梧州から合流し、会議が開かれた。この肇慶会議により、5月1日、両広都司令部が樹立され、岑春煊が都司令、梁啓超が都参謀、李根源が副参謀、章士釗が秘書長に就任した⁽²⁸⁾。

組織令によれば、両広都司令部は広東・広西両省の軍隊を統轄し、一切の軍務を管理し、政務・財務を兼務すると定められ、組織としては、参謀部、秘書庁、参議庁、外交局、財政庁、塩務局、餉械局、副官処と各所属機関が設けられ、また広西・広東の現有兵力と各地独立軍および各路の民軍を4師2旅に編成し、約6、7千人が都司令の指揮下に入った⁽²⁹⁾。

軍務院設立に関しては、独立宣言はしたものの討袁に消極的な広東都督龍濟光の合意が得られ、5月6日、軍務院の成立が通電された。各省都督、両広都司令部参謀、2師以上の総司令を撫軍とみとめ、唐繼堯（雲南都督兼護国第3軍総司令）、劉顕世（貴州都督）、陸榮廷（広西都督）、龍濟光（広東都督）、岑春煊（両広都司令）、梁啓超（前司法総長）、蔡鍔（護国第1軍総司令）、李烈鈞（護国第二軍総司令）、陳炳焜（広西陸軍第1師師長兼護理都督）、戴戡（護国第1軍左翼総司令）、羅佩金（護国第1軍右翼総司令）、呂公望（浙江都督）、劉存厚（四川陸軍第3師長兼護国軍総司令）、李鼎新（海軍総司令）が撫軍となり、撫軍の互選により撫軍長唐繼堯、撫軍副長岑春煊、政務委員長梁啓超が選出された。章士釗は軍務院秘書長に任命された⁽³⁰⁾。

前大總統袁世凱は「国憲を紊亂し、公然と乱をとる」「謀反の大罪を犯したゆえに」、民国大總統のあらゆる資格を喪失したこと（「護国軍政府第一号宣言」）、民国2年9月公布の大總統選挙法第5条の規定により、副總統黎元洪が前大總統にかわり中華民国大總統となること（「護国軍政府第二号宣言」）、大總統が職務執行不能のさいは副總統が代理し、副總統が執行不能のさいは國務院が代替すると規定されているが、大總統たるべき黎元洪は就任できずにおり、よって副總統、國務院も存在できず、ここに軍務院を暫時設立し、國務院の正式成立まで、軍事および行政の一切の政務を撫軍の合議制によって処置すること（「護国軍政府第三号宣言」）が宣言された⁽³¹⁾。

1916年5月に軍務院秘書長となった章士釗は、その後マラリアに感染したため広東から上海に帰り入院した。軍務院秘書長の職は暫時盧鏞が代行した。ときにアメリカから帰ってきた黄興は入院中の章士釗を見舞っている（黄興は7月8日上海着）⁽³²⁾ので、章は約2ヵ月間上海に滞在したようである。軍務院のわずか2ヵ月の存在期間の大部分を章士釗は上海の病院ですごしたことになる。章の軍務院に対する貢献はその設立と解散とにどまった。

6月6日の袁世凱の早すぎる死によって軍務院は失速した。護国軍の大義名分は消失し、にわかには約法回復の問題と、軍務院廃止の問題が早急に解決の必要な問題として浮上してきた。とくに後者は、同一国家に2つの政府が存在するという、きわめて危険な状況を生み出す可能性があった。

約法回復の問題の争点は、民国元年の臨時約法と民国3年の中華民国約法のいずれに基づくべきかという点であり、実際には民3約法を支持する國務院と民元約法を支持する軍務院との対立であった。ここでいう國務院は5月8日に袁世凱の命令により政治堂を改称して成立した機関である。

発端は、6月6日の段祺瑞の國務院名義の電報で、約法第29条の規定により副總統である黎元洪が大總統の職務を「代行」として通達されたことである。ここにいる「約法」は民国3年公布の新約法を指している。これに対して6月9日に孫文が約法回復の宣言を発表したのははじめとし、黄興、梁啓超らも民国元年の旧約法を回復すべきであり、黎元洪副總統が昇格して、大總統に「就任」しなければならないことを主張した。

黄興は「わが民国の根本法とは、元年に参議院が定めた臨時約法である」と述べ、梁啓超は、民国3年の約法は袁世凱の指定した約法会議が捏造したもので、参議院を通過しておらず、「絶対に法律として認めることはできない」こと、また國務院は元年の約法で定められた機関であり、3年の約法には規定がなく、3年の約法にもとづくならば、段祺瑞の國務院は存在根拠がなくなること、そして、行政官には法を議論する権利はないことを指摘した⁽³³⁾。

段祺瑞の反論はなお続いたが、唐紹儀、伍廷芳、蔡鍔らの反駁と、6月25日の駐滬海軍司令官

李鼎新らの元年約法の回復要求をへて、6月29日、黎元洪大總統が民国元年の臨時約法の回復を公布し、約法回復の問題は終結した。

黎元洪は約法回復を次のように宣言した。共和国体は、第一に民意を重んずる。民意が依拠するのは憲法のみである。憲法の成立には国会を必要とする。わが中華民國国会は3年1月10日に停止して以後、2年の時を経ているがいまだ召集されていない。開国以後5年になるが、憲法はいまだ定まらず、根本も固まっておらず、各方面の政務を行うすべがない。すみやかに国会を召集し、憲法を定め、民の意志と力を合わせ、国の本を固めるべきである。憲法が成立しないうちは、憲法の成立まで、中華民國元年3月11日公布の臨時約法を遵守する⁽³⁴⁾、と。

軍務院廃止の問題とは、軍務院の即刻廃止論と廃止延期論との論争である。軍務院は当初から暫定機関であることが明らかにされ、組織条例第10条「軍務院は正式の國務院が成立したときにこれを廃止する」という規定により廃止する時期も明示されていた⁽³⁵⁾。

したがって即刻廃止賛成派は、政府は法律を尊重し民意に従っており、共和擁護の目的は達成されたので、軍務院は成立宣言にのっとり廃止すべきであると主張し、一方反対派は、いまだ帝制の残存勢力が中央にすわり、元首は飾りにすぎず、国会は蹂躪されているので、廃止を延期すべきであると主張した⁽³⁶⁾。

梁啓超、蔡鍔、陸榮廷らが即刻廃止を支持し、岑春煊、唐繼堯が尚早論を唱え、そして上海の国民党員、黄興、譚人鳳、章炳麟が「叛徒は死んでいない」「残存勢力がまだいる⁽³⁷⁾」という理由から廃止に反対した。袁世凱の衣鉢を継ぐ段祺瑞に対する警戒にもとづく主張であるが、後の広東軍政府設立の萌芽であるといえることができる。

厳密に言えば、國務院は未成立なので組織条例第10条の規定は適用できない。したがって、法律論としては廃止尚早論が正論である。ところが、梁啓超らの即刻廃止論は、國務總理はすでに大總統によって指名されたが、国会が召集されておらず、そのため國務院の組織は国会の承認を得ていない、だが、国会閉会時には大總統が先に總理を任命して、それを国会が追認することが許されているので、すでに成立したと同等である、という理由で軍務院組織条例第10条の規定を適用しようとしたのである⁽³⁸⁾。

梁の性急さの理由は、この機関が恒久化し軍務院の名義を利用する者が現われ、あるいは復辟派の台頭をゆるすことになることを「最も憂うべきこと」だとする危惧にある⁽³⁹⁾。

梁啓超の連日のような南北統一と軍務院の解散要求を承けた唐繼堯撫軍長は、7月14日、全撫軍の連名で軍務院を廃止し、国家の一切の政務は、元首、政府、国会の管理にゆだねることを宣言した⁽⁴⁰⁾。こうした中国は再び統一されることになった。7月21日に軍務院秘書長の章士釗が北京に赴き、軍務院廃止の事務処理にあたることになった⁽⁴¹⁾。

1916年8月1日、臨時約法第53条により北京において第1期国会第2次常会が開催された。参衆両議員519人が開会式に参加し、黎元洪が大總統の就任宣誓を行った。9月上旬、段祺瑞を國務總理とすること、および各部の総長の人事が追認され、10月30日に馮国璋が副總統に選出された。

その翌日、1916年10月31日、章士釗にとって「最も付き合いやすい⁽⁴²⁾」友人、黄興が、上海の自宅で病死した。享年42歳であった。

小結

章士釗にとって欧事研究会の結成と梁啓超・蔡鍔らとの共同による討袁運動は、自らの専制批判の思想を実践に移すことを意味していた。それは「反対の制度化」と「政治的寛容」を内実とする自由主義政治を実現するために不可欠の手順のひとつであった。

第三革命の評価は両義的である。袁世凱の帝制化は中国における議会主義政治の未熟さを印象付ける事件であり、また他方、雲南の蜂起から軍務院の生成と消滅にいたる経過は、民国元年の「約法体制」を遵守するという点で議会主義政治がある程度の正統性を発揮した事件でもあった。

「約法は民国の生命である」と梁啓超が述べたように、反袁闘争を支える論理は、共和制と臨時約法に関する一連の信条体系であり、護国軍の守るべき「国」とは、約法に基づいた正統国家としての中華民国であった。これが帝制から共和制へと「国家」体制を復元させる原動力のひとつとなった。

しかしながら、注目すべきは、この復元力の実体が「地方」の「軍事力」であったということである。第二革命では長江下流域の軍隊が中心となったのに対し、第三革命は西南の軍隊が中心となった。いずれも「地方」の「軍事力」の台頭という点で国家建設上の問題として重要であった。

1911年、1913年、1916年に起った南方諸省の独立事件は、19世紀末から20世紀にかけての中国の変動のありようを顕著に示している。地方主義は必ずしも分離主義と同義ではなく、地方自治の発展による統合の契機をも含有している。しかしこのような形の統合にはきわめて長い時間が必要となる。亡国滅種の危機意識を生むほど強烈な世界資本主義の干渉と侵略を受ける中国には十分な時間的余裕はなく、短時間で政治統合を達成し国家建設を推進する必要があった。そのひとつの方法は、社会的エリートを政治結社へ結集させ、規模は小さいが能率的で強力な政府を獲得し、後見的な立場から中国の発展へ向けて保護主義的政策を実行してゆくという議会主義的方法であった。

議会外部に強大な勢力があり政党政治を破壊するのは、民国初期の政治の特徴である。第二革命における国民党にせよ、第三革命における進歩党・欧事研究会にせよ、政党が政治問題を解決するために、結局は武力の行使に頼らざるをえなかった理由は、議会主義の原理である討論と投票によってではなく、暗殺と買収、脅迫と懐柔によって恣意的な権力行使を意図する非議会主義的な政治勢力に対抗する必要からであった。このような状況で問題解決に有効なのは、イデオロギーによって強化された組織、統一された政策と優秀な指導者のもとでの、効率的な軍事力の行使にほかならなかった。護国軍と軍務院には、軍事力と根拠地をもった政党による国家建設という現代中国政治史の一端を垣間見ることができる。

袁世凱の死後、軍務院の存在は2つの政府が出現する危機を招いた。この点で無視できないのは段祺瑞の態度であり、どの約法を回復すべきかをめぐるとの対立において、最終的には段が袁政権下で制定された約法を非合法と認めて、ようやく黎元洪が大總統命令を発し、民国元年の臨時約法を合法とすることができたという点である。

共和制の回復に寄与したのは、唐繼堯、陸榮廷ら軍務院の撫軍に名を連ねた地方実力者と、段祺瑞、馮国璋ら袁世凱の遺産継承者である。軍事力という非議会主義的方法で回復した議会は、以後の歴史においても議会外の勢力に脅かされつづけた。第三革命後に統一された政府と議会は、再度南北に分裂することになるが、その過程については次章で検討する。

[註]

(1)袁世凱に対する議会の抵抗については、宝成関「民初国会述論」『社会科学戦線』1985年第4期、を参照。

(2)程潜「護国之役前後回憶」『文史資料選輯』第48輯、中国文史出版社、1頁。

(3)程潜「護国之役前後回憶」同上、2-3頁。

(4)孫文と黄興の対立について以下を参照。狭間直樹「孫文思想における民主と独裁——中華革命党創立時における孫文と黄興の対立を中心に——」『東方学報』第58冊、1986年3月。石彦陶「黄興拒絕参加中華革命党新議」『史学月刊』1987年第3期（『復印報刊資料 中国近代史』1987年第7期、所収）。Chu'n-tu Hsu'eh, *Huang Hsing and the Chinese Revolution*, Stanford University Press, 1961, pp. 164-169.

(5)孫文「致黄興書」1915年3月、中国社会科学院近代史研究所中華民国史研究室・中山大学歴史系孫中山研究室・広東省社会科学院合編『孫中山全集』第3巻、中華書局、1984年、165頁。

- (6)章士釗「欧事研究会拾遺」『文史資料選輯』第24輯、263-264頁。楊思義「二次革命失敗後国民党人的形形色色」『文史資料選輯』第48輯、126頁。李新他主編『中華民國史』第2編第1卷、中華書局、1987年、665-667頁。成員としては、このほかに鈕永建、李書城、冷遜、章梓、趙正平、方声涛、林虎、李明揚、龔振鵬、湖南の程潜、張孝准、陳強、程子楷、谷鐘秀、彭允彝、楊永泰、徐傅霖、韓玉辰らが知られている。
- (7)王仲「黄興与欧事研究会」薛君度編『黄興新論』武汉大学出版社、1988年、211-212頁。
- (8)章士釗「欧事研究会拾遺」前掲、269-270頁。この声明は1915年2月11日付で、林虎、熊克武、冷遜、張孝準、耿毅、章梓、程子楷、陳強、龔振鵬、程潜、李根源の署名によりなされた。
- (9)章士釗「欧事研究会拾遺」同上、269-270頁。この声明は1915年2月25日付で、黄興、陳炯明、柏文蔚、鈕永建、李烈鈞らの署名によりなされた。王仲「黄興与欧事研究会」前掲、212頁。
- (10)李書城「辛亥善後黄克強先生の革命活動」『辛亥革命回憶録』第1集、中華書局、1961年、213-214頁。
- (11)秋桐「時局痛言」『甲寅』雑誌、第1巻第5号、1915年5月10日、5頁。
- (12)楊度および籌安会については、陶菊隱『籌安会“六君子”伝』（中華書局、1981年）を参照。中国において国体問題が議論されるのは、1915年が初めてではなく、すでに武昌蜂起につづく南北和議交渉の時期になされている。とくに1911年12月18日から31日の北方代表の唐紹儀と南方代表の伍廷芳との交渉は、君主立憲か共和立憲かという国体問題に終始した（野沢豊・中村義・渡部惇「辛亥革命期の指導者をめぐって」『歴史学研究』258、1961年、35頁）。
- (13)A.P.ダントレーヴ『国家とは何か』石上良平訳、みすず書房、1972年、123頁を参照。ここにはボダンの国家形態と政府形態に関する議論について整理された説明がある。
- (14)梁啓超「国体戦争躬歴談」『飲冰室合集』專集之三十三、143頁。
- (15)梁啓超「異哉所謂国体問題者」『飲冰室合集』專集之三十三、88頁。なお、「異哉所謂国体問題者」の分析については、川上哲正「梁啓超と反袁運動について」『学習院史学』15、1979年1月が詳しい。
- (16)秋桐「評梁任公之國体論」『甲寅』雑誌、第1巻第10号、1-2頁、5頁。
- (17)程潜「護国之役善後回憶」『文史資料選集』第48輯、16頁。
- (18)程潜、同上、19頁。
- (19)郭廷以『中華民國史事日誌』第1冊、中央研究院近代史研究所、1979年、214頁。
- (20)王輔宜「護国軍起義時期与日本密談借款購械的内幕」政協文史資料研究委員会ほか編『護国討袁親歴記』文史資料出版社、1985年、102-105頁。陳錫祺主編『孫中山年譜長編』第2巻、中華書局、1991年、974頁、978頁。岑春煊は、章士釗、張耀曾とともに日本に行き、個人の名義で日本円百万円と武器を借入、これによって護国軍は広東を攻撃することができたと回想している（岑春煊『樂筆漫筆』近代中国史料叢刊第66輯、文海出版社版、20頁。）。
- (21)章士釗「与黄克強相交始末」中国人民政治協商会會議全国委員・文史資料研究委員会編『辛亥革命回憶録』第2集、中華書局、1962年、138頁、148頁。
- (22)金沖及「護国運動中の幾種政治力量」『歴史研究』1986年第2期、『復印報刊資料 中国近代史』1986年第6期所収、109-111頁。黄興と中華革命党については、石彦陶「黄興拒絕参加中華革命党新議」『史学月刊』1987年第3期、『復印報刊資料 中国近代史』1987年第7期所収を参照。また、中華革命党については、寺広映雄「中華革命党と孫文革命思想の形成」『中国革命の史的展開』汲古書院、1979年。王璋琦『中華革命党之研究』（台北）正中書局、1979年。Edward Friedman, *Backward Towar Revolution: The Chinese Revolutionary Party*, University of California Press, 1974を参照。
- (23)程潜「護国之役善後回憶」『文史資料選集』第48輯、14-15頁を参照。
- (24)毛青注編著『黄興年譜長編』中華書局、1991年、453頁、456頁、460頁。董方奎『梁啓超与護国戦争』重慶出版社、1986年、87頁、101-103頁。この時期に黄興と欧事研究会員は、広西都督の陸榮廷に反袁独立の説得にあるとともに、上海在住の政界の有力者である唐紹儀、王寵惠、温宗堯、張謇、伍廷芳らとも反袁活動について協議している。
- (25)董方奎、前掲、106頁。『護国運動資料選編』上、中華書局、一九八四年、135-136頁。蔡鐸

の雲南入りは欧事研究会の援助を得て成功したが、そもそもは梁啓超の周到な計画にもとづくものであったことについては以下を参照。毛青注・李鰲・陳新憲編『蔡鍔集』湖南人民出版社、1983年、「前言」。魏明「蔡鍔出京与袁世凱的智闘及史実訂正」『中州学刊』1986年第1期、『復印報刊資料 中国近代史』1986年3月、所収。「従軍日記」『飲冰室合集』專集之三十三、121-127頁。董方奎、前掲、172-194頁。護国軍内部の政治的構成については、金冲及「護国運動中的幾種政治力量」『歴史研究』1986年第2期（『復印報刊資料 中国近代史』1986年第6期）を参照。

(26)「国体戦争躬歴談」前掲、145-146頁。

(27)呉貫因「丙辰従軍記」丁文江・趙豊田編『梁啓超年譜長編』上海人民出版社、1988年、763-764頁。

(28)李根源『雪生年録・民国五年丙辰』、『護国運動資料選編』下、前掲、564-565頁。岑らの肇慶入りは19日だという説がある（董方奎、前掲、224頁を参照）。

(29)「都司令設立始末」『革命文献』第47輯、523-526頁。

(30)「都司令設立始末」同上、783頁。鐘凜之「護国軍軍務院活動概況」政協文史資料研究委員会ほか編『護国討袁親歴記』文史資料出版社、1985年、267-269頁。軍務院の組織については、「護国軍軍政府第四号宣言」『飲冰室專集』專集之三三、9-10頁。由雲龍「護国史稿」『近代史資料』1957年第4期、存萃学社編集『護国運動』崇文書店、1973年、所収、105-7頁。

(31)『飲冰室專集』專集之三十三、7-9頁。

(32)章士釗「与黄克強相交始末」中国人民政治協商会議全国委員・文史資料研究委員会編『辛亥革命回憶録』第2集、中華書局、1962年、148頁。董方奎『梁啓超与護国戦争』重慶出版社、1986年、224頁。

(33)「黄興通電」『護国運動資料選編』下、前掲、675頁。「唐紹儀梁啓超通電」同上、687-689頁。

(34)「黎元洪恢復約法召集国会令」『護国運動資料選編』下、前掲、689頁。楊幼炯『近代中国立法史』台湾商務印書館、1935年、222-225頁。

(35)「護国軍軍政府第四号宣言」『飲冰室專集』專集之三三、9-10頁。

(36)「都司令設立始末」『革命文献』第47輯、532頁。

(37)章炳麟の7月3日岑春煊・李根源・章士釗宛電報、湯志鈞編『章太炎年譜長編』上冊、中華書局、1979年、532頁。

(38)「致各省都督各総司令電」7月1日、『飲冰室專集』專集之三三、69頁。

(39)「致各省都督各総司令電」6月28日、『飲冰室專集』專集之三三、69頁。

(40)「都司令設立始末」『革命文献』第47輯、533頁。

(41)「梁啓超復岑春煊電」『護国運動資料選編』下、前掲、751頁。

(42)章士釗「与黄克強相交始末」中国人民政治協商会議全国委員・文史資料研究委員会編『辛亥革命回憶録 二』中華書局、1962年、149頁。

第6章 南北和平会議の政治力学

はじめに

第1節 章士釗の思想的影響

- (1)『甲寅』日刊の発行
- (2)李大釗の調和論

第2節 北京安福国会と広東非常国会

- (1)安徽派の台頭と安福国会
- (2)護法運動と南方国会

第3節 南北和平会議の開催と章士釗

- (1)章士釗の軍政府秘書長就任
- (2)日本における章士釗の唐紹儀工作
- (3)南北和平会議の開催
- (4)第三の議会構想

小結

はじめに

1916年8月1日、黎元洪大總統のもとで3年ぶりに議会在復活し、519名の議員の参加を得て開会式が行われた。「共和復活時代⁽¹⁾」の開幕である。復活した議会はただちに臨時約法に代わる正式憲法の制定に着手した⁽²⁾。だが「共和復活時代」は短命であった。

対独参戦問題をめぐり大總統黎元洪と國務總理段祺瑞とが衝突し、段祺瑞は、安徽派の各省督軍とともに中央政府からの離脱を宣言、天津で臨時政府樹立を画策するという動きに出た。段祺瑞派の圧迫を深刻に受け止めた黎元洪は、大總統辞職と議会解散を条件に安徽督軍張勳の調停案を受け入れざるを得ず、北京を脱出した⁽³⁾。北京入城後の張勳は1917年7月1日を期して清朝復辟のクーデターを起こしたが、わずか半月後には段祺瑞、馮国璋らの「討逆軍」に鎮圧され、段祺瑞が北京政府を回復して國務總理に就任した⁽⁴⁾。

このような北京における安徽派の台頭に対する反撥から、広州にもうひとつの政府（軍政府）が設立された。ここに武力統一を掲げる南北両政府が分立対峙し、議会も分裂してしまった。南北間の対立が持続すれば全面的な内戦勃発と国家分裂をまねく危険があった。よってこれを防止すべく南北双方の協議による統一が模索された。

北京大学教授章士釗は、広東軍政府の招聘により軍政府秘書長に就任し、南北和平会議の南方代表として和平会議に参加した。軍政府は孫文を首長とする大元帥制から7人の總裁の協議で政策決定を行う總裁制へと改組されたが、それは武力北伐論から和平交渉促進論への政策転換を意味していた。この政府改組と、それに続く南北和平会議開催にいたる過程において章士釗は重要な役割を果たしている。

本章では、南北和平会議に参加した章士釗の視点を借りて、ふたつの政府の生成と変容、および南北和平会議挫折の原因を探究し、「約法体制」の崩壊という観点から当時の政治的環境の特徴を解明することを目的としている。

第1節 章士釗の思想的影響

(1) 『甲寅』日刊の発行

1916年5月中旬、日本留学中の李大釗は、反袁運動に身を投ずべく日本を離れ上海に到着したが、半月後の6月6日に袁世凱が急死して事態は收拾に向かった。李は7月初め、北洋法政学堂の同級生白堅武をともない、広東で患ったマラリヤ治療のため上海白克路の宝隆医院に入院中の章士釗をたずねている⁽⁵⁾。章士釗は、その後、肇慶と北京を往復し軍務院の解散事務を終え、湖南省選出の参議院議員として北京へ行き、北京東城の十条胡同に住むことになる⁽⁶⁾。李大釗も衆議院議長湯化龍の要請により北京で『晨鐘報』の主筆となった。

李大釗はやがて白堅武と『憲法公言』を創刊したが、主催者である孫洪尹の暗殺未遂事件で出版は頓挫してしまった⁽⁷⁾。このとき李大釗は章士釗から新たに発刊する『甲寅』日刊の編集者に迎えられた。『甲寅』日刊は『甲寅』雑誌の続刊として、1917年1月28日に北京で創刊された。「1917年に私は北京で『甲寅』日刊を発行した。守常[李大釗]を誘い一緒にやることにした。守常が『甲寅』日刊に書いた文章は私より多かつたし、彼は毎日出勤して仕事をし、私より勤勉であった。『甲寅』日刊は、当時の政治の偏向を正すことを目的にしており、学説や主義を問わなかった⁽⁸⁾」と章士釗は述べている。『甲寅』日刊は停刊する6月まで150期が刊行され、章士釗、李大釗、高一涵が執筆者となり、李大釗は約70篇を書いている⁽⁹⁾。

李大釗は1917年1月28日「『甲寅』之新生命」を著し、『甲寅』が日刊になったことは、『甲寅』の努力と進化であり、我が国民を奮発努力させ進化させるのが『甲寅』の唯一の責任であると宣言した。翌日、美は調和の産物であり「『甲寅』の美は、宇宙の美」と書いた⁽¹⁰⁾。

当時の李大釗の見解は多く章士釗と軌を一にする。当時、憲法制定において世論を騒がせた地方制度と対独参戦の問題に関しても同様であった。

地方制度に関する章士釗の見解は、強圧的な国家主義は分裂の芽を残してしまうゆえに、連邦制的国家主義、すなわち連邦政治を通じて国家主義を養成していくべきだと主張し、現実的には旧国民党と旧進歩党との不一致が国家にとって致命的となる可能性を指摘し、旧国民党は憲法研究会の意見を受け入れるべきであることを主張した⁽¹¹⁾。李大釗は章士釗の見解を受けて中央と地方はニュートン力学の引力と斥力のように反発しつつ引きつけあうものだとしつつ、憲法制定上の処置としては、地方制度の問題は棚上げにし、他の条文の完成を待ってから討議すべきだと主張している⁽¹²⁾。

1917年2月に始まる対独参戦問題の紛糾は結局のところ「共和復活時代」の議会を再度解散に追い込むことになる。米国の対独断交につづき、日本の支持を受ける段祺瑞内閣が対独断交と参戦準備を開始し、これによって国内世論は賛否をめぐり沸騰した。

章士釗は参戦には反対で、「わが国はアジアの勢力均衡主義のもとに生存している」のであり、「アジアの勢力均衡主義が破れると、わが国に発言権はなくなる。双方が各々の主義を維持するという観点にたてば対立はわが国に有利になる⁽¹³⁾」とし、対独断交が中国を不利な立場に追い込まないように政府は慎重に考えるべきだとした。やがて章士釗自身は、「政府の定める外交政策には、始終疑をいだく一人であるが、国家の前途から考えるとすると、己の意見に固執するわけではない⁽¹⁴⁾」と述べ、中国が中立国の地位を放棄して協商国に加入することを支持した。

李大釗の意見は明快で、対独断交と協商国加入を主張し⁽¹⁵⁾、今は全国の視線を対外関係に集中させ、拳国一致へ赴かせるべきときであり、無意味な党争をおこなってはならないと批判し⁽¹⁶⁾、章士釗が述べたように対独問題は国家的問題であり、国家存亡のときに政府を攻撃して、これを利用して連立内閣を主張し政権の一部を勝ち取るのは「愛国之士」のなすべきことではなく、「一致対外之精神」にそむくと主張した⁽¹⁷⁾。

当時の李大釗の時論は章士釗の見解と呼応していた。参議院議員でもある章は3月12日、『甲

寅』日刊の「創設特別國務會議増造不管部之國務員問題」というコラムにおいて、特別國務會議を創設して無任所の國務員を増設し、ここに在野の各派の領袖を招くことにより各派の感情を融和し、対外的意見を統一することを主張した⁽¹⁸⁾。李大釗は同じコラムにおいて章の提案を支持し、アスキス内閣、ロイド・ジョージ内閣をはじめ各国の無任所大臣増設を論じながら、それが「政権の基礎を固め一致の精神を実現する⁽¹⁹⁾」のものであると主張している。

李大釗、章士釗とともに『甲寅』日刊の編集にあたった高一涵は当時を次のように回想している。

「章士釗は北京で『甲寅』日刊を創刊し、彼に代わって社論を書くよう私たちに誘った。今日は守常 [李大釗] が書き、明日は私が書く。その翌日は守常、翌翌日は私、とかわるがわる一日おきに『甲寅』日刊に論文を書いた。私たちは文章で研究系を攻撃し、現政府を攻撃した。ところが章士釗は彼らを支持しており、私たちの主張に賛成しなかった。守常は真理だけを考える人で情実など気にしたりせず、気にいらぬものはすぐに痛罵した。章士釗は守常と交渉しにゆこうとはせず、私に相談にゆくよう頼んだ。だがどうしてこれができるか。人の主張というものは気ままに変えたりできないものだ。後になって、内政を語らずに外国のニュースだけを書くことで話しがついた。そのとき10月革命が勝利をおさめていた。そこで守常はあいついでロシア革命を紹介したのである。私たちは各新聞の比較的新しいニュースを総合して紹介した。これがまた章士釗の反対に遭った。張勳の復辟のとき、私たちは声明を掲載し、『甲寅』日刊を離れたのである⁽²⁰⁾」。

高一涵は日本留学時代からの李大釗の友人であり、『甲寅』雑誌、『晨鐘報』、『甲寅』日刊、『新青年』に参加し、北京大学の教授職をつとめるなど、その経歴も李と重なっており、たえず李の理解者であった。彼の回想は『甲寅』日刊期の李と章の関係が、かなり早い時期から齟齬をきたしていたことを示している。

だが、楊洪章は、当時の記事からは、(1)章士釗と李大釗は当時の段祺瑞政権を支持しており、高の言うように、李大釗が研究系と現政府を攻撃したことはない、(2)張勳の復辟以前に10月革命は起こっていないので、この時点で章と李の意見が分かれることはない、(3)李と高が『甲寅』日刊を離脱する「声明」は発見されていない、ことを指摘し、(1)『甲寅』日刊は調和折衷の政治的立場から研究系と国民党の過激派の政治的偏向をただそうとしたのであり、(2)張勳復辟後に章と李が上海へ逃れたので、自然に『甲寅』日刊との関係がなくなったにすぎない、と論じている⁽²¹⁾。

高一涵の回想中、ロシア10月革命とあるのは時期的には2月革命のことであろうと推察される⁽²²⁾が、その後の章と李の関係から楊洪章らの議論は支持できるものである。

(2)李大釗の調和論

李大釗の調和論は、張勳のクーデタ失敗後の段祺瑞政府と「安福国会」による「武力統一」政策が強調される政局を背景に、梁啓超ら研究会系を直接の批判対象として展開され、主に『太平洋』に掲載された。雑誌『太平洋』は、1917年3月北京で創刊され、同じく『甲寅』雑誌の参加者であった李劍農が編集長となり論陣を張った。当時の『太平洋』は、形式的にも思想的にも『甲寅』雑誌を模倣し継承するものであった。たとえば、第1巻第1号の李劍農の巻頭論文「調和の本義」は、章士釗の「調和立国論」を引用しながら、調和の意義を説いたものであり、『太平洋』の中国内政に関する主張の中心はこの「調和」の精神にあったといえる⁽²³⁾。

『太平洋』誌上に発表した論文「偽調和を斥ける」において、李大釗は章の調和論を受容しそれに依拠して政局を認識しようとしている。「政力が正しい軌道はずれてから、衝突軋轢のさまは日に日に激しい。深識の士は調和立国の論をたてた。それは政力向背の理を明らかにし、新旧の両種の勢力がそれぞれ一定の限度を守って相対立するようお願い、極端に走ることがないようにすることを意図したのである。好同惡異の性質にしたがい、禁異存同の妄挙に任せて、反動をもたらし、ついには両者とも敗れてほろんでしまい、国家も莫大な災いを被る。これは政治の良

い現象というものではない⁽²⁴⁾」(傍線は引用者)。文中の「調和立国の論」、「政力向背の理」とは、章士釗が『甲寅』雑誌に発表した論文「調和立国論」と「政力向背論」を指す。「好同惡異の性質」とは章士釗の自由主義思想の鍵となる概念であった。

李大釗は続けて次のように述べる「そもそも政治には1日として対抗がなければならず、かつ1日として調和がなければならぬことがわかる。もし対抗の力が平衡するにいたらなければ、互いに争いあうのは必然の勢いであり、調和をいってもむだである。もし2つの力がすでに相殺しあう状態に達していれば、互いに争うこともなく、調和する以外にない。この道理はスペンサー、ミル、モーリー、クリステンセンが信奉し、秋桐、劍農、一涵諸君も信奉した。私もこれを篤く信じて疑わない⁽²⁵⁾」と。秋桐とは章士釗、劍農は李劍農、一涵は高一涵を指している。

このような表現からかつて章士釗が主張した調和論を李大釗は忠実に踏襲していることが判明する。章士釗の調和論をめぐる思考は、政党、選挙、国会、政府、憲法など実際上の政治過程を軸に回転しており、調和論によって達成さるべきものは、優秀な人材の結集による国家の統一と独立であった。一方、李大釗の思考は、章士釗ほど明確なものを軸に展開するのではなく、「共和復活時代」を眼前にし、「青春中華の創造」を確信しつつ切望するという情緒的なものをも包摂しうる、より抽象的な潮流を対象に展開している。つまり李大釗の政治的なものについての言明の後景には、一種の宇宙論的哲学とも呼ぶべき次元からの発想を見いださう。李はスペンサー(厳訳『群学肄言』)に依拠しつつ次のように述べる。

「宇宙万象は対抗においてなる。また対抗によって、流転がおこる。これにより新旧が代謝し、無限に進化してゆき、天地が形成される。政治の道理もこれと通じている。ゆえに政治上の調和の目的は、すなわちこの不断に進化する新旧の問題を解決することにある⁽²⁶⁾」。

このように李大釗の調和論の特徴は、「対抗」に重点がおかれ、抽象的な「新」と「旧」が陰陽の「気」の哲学のごとく扱われ、宇宙的自然現象を政治的現象と同一視していることにある。そして李烈鈞が調和論によって主張せんとした要点は「進化」にあった。しかも注意すべきは、李が留学先の日本から帰国した1916年においてすでに萌芽していたいくつかの着想が、再び章士釗とともに『甲寅』日刊の編集に携わるようになった1917年に、調和論という枠組みを獲得しつつ、その枠組みにおいて急速に成長し発現したということである。李大釗の調和論はその直接的な着想を章士釗の政治論としての調和論から付与されたが、むしろ政治をも包摂する宇宙論的哲学を展開することにより、社会や民族や国家の「進化」を説くところに李大釗の独自性があったといえる⁽²⁷⁾。

李大釗は1918年7月1日の『言治』季刊第3冊に、「調和之法則」、「調和謔言」の2篇を発表している。宇宙には2種の力があり、この2力があい対抗しつつ調和してこそ、社会は秩序を保ちつつ進化するのであると述べ⁽²⁸⁾、再び調和論を展開してみせた。

1918年後半以降、李大釗は調和論という主題で文章を発表することはなかったが、「対抗」しあうものの「調和」による進歩という調和論的枠組みによる発想自体はなお色濃く残され、まさにロシア革命への評価とマルクス主義の解釈はこの調和論的枠組みに方向づけられることになり、調和論的基盤においてマルクス主義の思想的受容がなされることになる。

1916年反袁運動に参加すべく帰国した章士釗は袁世凱死後の国会回復において湖南省代表の参議院議員を勤めながら⁽²⁹⁾、北京大学文化部長陳独秀に迎えられ、北京大学教授兼図書館主任となるが、やがて広東軍政府の首席総裁となった岑春煊に招かれ、南方国会に参加すべく広州に向かうことになる。そのさい章士釗が自らの後任として図書館主任に推薦したのは李大釗であった⁽³⁰⁾。章の李に対する信頼の深さを示している。

第2節 北京安福国会と広東非常国会

(1) 安徽派の台頭と安福国会

北京を支配下に置いた段祺瑞は、北京脱出直前の黎元洪から再度国務総理に任命されたが、手続上議会の承認を欠いており、その法的地位は不安定であった。解散前の議会は段祺瑞に対する事実上の不信任案を可決していたことから、旧議会在再召集されれば段の総理再任を否認する公算が大きく、段は議会復活を阻止しなければならなかった。

段祺瑞が採用した国会復活阻止策は、中華民国は「復辟」で一旦中断した、それゆえ新たな中華民国を「再造」するのが北京政府の使命であるという解釈であった。それは、臨時参議院の樹立→国会組織法・議員選挙法の制定→議員選挙→新国会開催という、民国元年の国家建設過程の再演を意味していた。この計画は現実政治において次のような形で具体化された。辞職した黎元洪の後を承けた代理大總統の馮国璋が、各省に参議院議員の派遣を要請し、11月、参議院を開会、1918年2月、新たな「国会組織法」「議員選挙法」を公布、8月12日に新国会を開催した。この国会は安徽派の政団「安福倶楽部」にちなみ安福国会と通称された。

安福国会は民国2年の国会と異なり、例えば衆議院議員選挙資格は21歳以上から25歳以上に、不動産所有500元以上が1000元以上に、年納直接税が2元以上から4元以上に修正され選挙権資格制限が厳しくなっている。また被選挙人は80万人に1名であったものが100万人に1名と改変され、衆議院は596名から406名へ、参議院は274名から168名へと議員定員も削減された。そして広東・広西・四川・雲南・貴州・川辺特別行政区など西南各省区がこの北京政府の措置に反対したため、実際に選出された議員数は衆議院325名、参議院142名の計467名となり、第1期国会の870名のほぼ半数となってしまった。そして安福派議員は467名中330名あまりを占め、「安福倶楽部」が圧倒的多数の第1党となった⁽³¹⁾。

「民国」の断絶を前提とし、他派の排除によって成立したのが、1918年の北京政権であった。議会もその規模や代表構成からみて安徽派のための議会であったといつてよい。

(2)護法運動と南方国会

孫文は、段祺瑞の新国会召集を「軍閥政権」による「約法」の蹂躪であるとみなし、「民国の存亡は約法に懸っている。約法が無効となれば民国は滅ぶ」⁽³²⁾と主張し、護法運動を提起した。護法の法とは「約法」を意味している。孫文においてはなお、約法、国会、共和といった観念が中華民国の政治体制を支える正統性の根源であった。

1917年7月、復辟に反対し上海から広州へ赴いた孫文は、北京政府との対決姿勢を明確にし、広東に新たな政府と議会、すなわち軍政府と非常国会を設立した。それは辛亥革命の完遂を当面の目標とする、軍事力の時代の再来を意味しており、政府の目的は武力北伐にあった。

まもなく孫文の訴えに共鳴した国会議員が南下を始め、8月下旬には150人あまりの議員が広州に到着していた。だが法定人数不足のため国会開催は不能となり、8月19日、臨時措置として非常国会の開催が宣言され、25日の開会には議員120余人が参加した。非常国会では「中華民国軍政府組織法大綱」13条が通過し、陸海軍大元帥の選挙と、軍政府の組織が議決され、軍政府の主要な任務は叛乱の平定と「臨時約法」の回復であること、約法回復まで軍政府が西南各省の中央政府となることが規定された。9月1日、大元帥選挙会が行われ、孫文が陸海軍大元帥に当選した。翌日、陸榮廷、唐繼堯が元帥に当選したが、2人は就任を拒否した⁽³³⁾。

孫文の軍政府は、広西・広東を地盤とし湖南進出をはかる陸榮廷、および雲南・貴州を支配し四川進出を狙う唐繼堯との「連合政府」であった。陸、唐の孫文支持は、孫文の名声に依拠し段祺瑞の「武力統一」政策と対抗するためであった。だが、広東における孫文の権力の無制限の拡大は、自らの権力基盤の喪失をもたらしかねないことを意味し、決して歓迎すべき事態ではなかった⁽³⁴⁾。

軍政府の成立は内戦の開始を意味しており、1917年末までに湖南、四川で戦端が開かれ、南方軍が北方軍を駆逐していた。護法戦争に関する孫文の主張は、武漢会師を目指した分路北伐であったが、西南各省の軍隊は、戦局拡大は自軍の衰弱をまねくため、湖南、四川の各都市占領後は

北上を止め、戦争目的の解釈をめぐる孫文とはニュアンスの相違が生じていた。

軍政府内部での孫文派の影響力を抑制する動きは、西南派の軍権独占の要求として立ち現われた。すなわち西南連合会議（あるいは軍事連合会、護法各省連合会議）の結成がそれである。各省の代表は広州において連合会議結成案の条文化を進め、12月末に「中華民國護法各省連合会条例」9条が起草され、翌1918年1月に公布された⁽³⁵⁾。西南軍内部の団結強化という観点から、孫文も当初は結成に賛同していた。だが、この時点ですでに広州では孫文と広西派軍人とが武力衝突し関係修復不能の状態となっていた。

当時、非常国会には、(1)孫文擁護の民友社（謝持、馬君武、居正、林森）、(2)非常国会多数派の益友社（呉景濂、王正廷）、(3)歴史的に広西派、雲南派と関係が深く、岑春煊を領袖とする政学系（李根源、楊永泰）の3つの派閥があった。こうした動きの中で、政学系と広西派が益友社を抱き込み、4月の非常国会で軍政府改組案が可決された。改組の主眼は大元帥制を総裁制に改めること、すなわち最高指導者の座から孫文を引き摺り降ろすことであった⁽³⁶⁾。

1918年5月4日、「修正軍政府組織法案」全38条が議会を通過し、大元帥制の廃止、7総裁による合議制が規定され軍政府改組が決定した。5月20日に総裁選挙が行われ、孫文、岑春煊、陸榮廷、唐繼堯、伍廷芳、唐紹儀、林葆懌が政務総裁に選出され、岑春煊が首席総裁に推挙された。実質的には西南連合会議が軍政府の名を継承したことになる。孫文は「わが国の大患、武人の角逐より大なるはなし。南と北と、同じ穴の貉のごとし⁽³⁷⁾」と広東政権を非難し、21日、大元帥辞職を宣言し広州を離れた。

西南側が当時上海に蟄居していた岑春煊を首席総裁とした理由としては、岑が第三革命のさい広東軍務院の要職にあったこと、もと両広総督、雲貴総督という経歴から西南各省の統合の象徴として最適であったこと、日本でも名を知られており日本の外交的支持を得る可能性の高いこと、そして岑春煊は上海で直隸派との接触があり北京側との交渉経路として極めて重要であったことなどが挙げられる⁽³⁸⁾。岑春煊は第二革命の討袁軍大元帥就任以来、南京討袁軍秘書長の章士釗と交流があった。第三革命では岑春煊が両広都司令部の都司令、章士釗が秘書長に就任した⁽³⁹⁾。やがて軍政府秘書長となる章士釗が軍政府と関るのは、岑春煊の代表としてであった。

第3節 南北和平会議の開催と章士釗

(1)章士釗の軍政府秘書長就任

当時の北京政権内部には直隸派と安徽派があり、各省の督軍、省長、師旅長の大半は直隸派か安徽派かに属するという状況であった。馮国璋と段祺瑞はともに袁世凱の遺産継承者として長らく対抗関係にあり、馮段間の摩擦激化が、直隸派と安徽派の紛争に拍車をかけていた⁽⁴⁰⁾。

直隸派は馮国璋の「和平統一」政策にもとづき、西南の広西派・雲南派と連携することで、安徽派の専横を防止しようとした。当時直隸派の和平交渉の中核となったのは、長江流域に勢力をもち、南京で「和平救国会」の結成を提唱していた李純（江蘇督軍）であった⁽⁴¹⁾。

李純と西南側とは2つの連絡経路があったことが確認できる。ひとつは李純の顧問である李廷玉が1917年12月から両広に赴き、主に陸榮廷ら広西派と交渉する経路である⁽⁴²⁾。

もうひとつの経路は、李純が章士釗を通じて岑春煊と連絡する経路である。そして李純と章士釗の仲介をしたのが李大釗であり、李大釗を李純に引き合わせたのが李大釗の友人で李純幕下にあった白堅武であった。1917年10月18日、南京に到着した李大釗は白堅武を訪ね、21、22、23日と李純と会談している。一旦上海に戻った李大釗は、11月9、10日に再び南京で李純と会い、11日に北京へ出発した⁽⁴³⁾。帰京後の李大釗は、章士釗の後任として北京大学図書館主任に就任し、章の方はその後何度か上海へ赴いている。

馮国璋も、岑春煊に対し南北間調停のための出馬要請を行なうべく、停戦布告後、章士釗に岑

春煊の説得を依頼した。馮国璋の親書を携えた章士釗は、南京から帰京した李大釗と入れ替わるように、1917年12月30日早朝の列車で上海に向かった⁽⁴⁴⁾。岑春煊は「南北当局および全国の憂時の士が大いに悟り、前非を改め、真の調和を基礎とし、ふたたび国家の建設を行うべきである」という考えを述べ、調停に乗り出す意志を表明した⁽⁴⁵⁾。帰京した章士釗は1月25日、馮国璋に会見し、岑春煊の時局に対する意見を伝達した⁽⁴⁶⁾。

軍政府の改組がなされた1918年5月、再度馮国璋の委嘱を受けた章士釗は上海へ赴き岑春煊と会見した。章は、南北双方で戦線の膠着した当面の状況は調停の好機であることを述べた。章と同行して南下した張耀曾（前司法総長、北京大学教授、政学会）は、調停の条件は南方の旧国会放棄と、北方の段祺瑞辞職であるとし、旧国会を回復する必要はなく、迅速に新国会を召集すべきだと主張した⁽⁴⁷⁾と報道された。上海で岑春煊と、南京で李純と会談した章士釗と張紹曾（馮国璋の密使）が北京に帰り、5月28日に馮国璋に報告した。章は、和平の可能性があり自らも尽力するつもりであると語っている⁽⁴⁸⁾。

1918年3月、北京の安福国会開催が確実になると、広州では非常国会を正式国会とする気運が生まれ、6月12日の正式国会開会予定を宣言し、北京残留議員の南下を呼びかけた⁽⁴⁹⁾。

広州にも正式国会が成立すれば、北京政府との対立はさらに悪化する。南北統一のための和平交渉実現をねらう章士釗としては、正式国会はもちろん非常国会の存在すらも統一の障害であった。章の南北統一計画は、非常国会の解散と、見返りとしての段祺瑞辞職とによって武力統一政策を廃止させ、新議会の召集と新政府の樹立を目指すものであった。議会在政府を生みだすべきであるというのが議会主義の原理である。だがこの「国会と内閣とを交換する」説は、非常国会を拠点とする孫文派の猛反発を受けた。

例えば中華革命党系の『民国日報』は、章士釗を名指して批判し、大略次のように報じている。最近の「調和派」に章士釗、張耀曾、谷鐘秀など西南代表の資格で調和を説くものがある。個人的な野心に駆られた彼らの「調和」説は、非常国会の解散を条件としている、だがそれは護法の主旨に背くものであり、まして段祺瑞内閣を解消するという条件は段自身の認めるところではなく、決して成功しはしない⁽⁵⁰⁾。

また『民国日報』は、広東で孫文が護法北伐論を堅持し、北京の段祺瑞が主戦論を堅持しており、両者の存在は彼の派の首領の活動に不利である。そこで一方で軍政府の改組によって孫文を排除し、一方では段祺瑞を排除して馮国璋の和平交渉を推進しようとしている。章士釗らは、段を降ろし和平を行う策を唱え西南の指導者を惑わそうとしており、調和を口実にして私利を求めている、と批判した⁽⁵¹⁾。さらには、目下「調和に熱心な人」が西南代表の名義を騙り北京政府と迎合しようとして、国会を放棄して内閣と交換するという説を吹聴しており、張耀曾、章士釗、岑春煊がそれである⁽⁵²⁾、と非難した。

こういった批判記事を通して、章士釗の和平計画は、広東・北京両政府に武力統一政策を放棄させること、そのためには孫文派と安徽派とを政治の舞台から降ろすことが盛込まれたことが判明する。

広東の非常国会は、正式国会開催予定の6月になっても定足数不足のため開催できなかった。定足数の問題を解決すべく、民国2年の「議院法」を改訂し、開会后1ヶ月を超えて参加しない議員の解職と、連絡があっても開会后2ヶ月を超えて不参加の議員の解職を規定した。こうして1ヵ月後には、参議院議員51名、衆議院議員147名を解職、さらに2ヵ月後には、参議院議員58名、衆議院議員69名を解職したうえ、候補議員から正議員を補充した。後に問題となるいわゆる民八議員（広州での水増議員）がここに誕生した。定足数を満たしたことで非常国会は正式国会となり、北京で安徽派の新国会が開催された1918年8月、広州でも国会が開会された⁽⁵³⁾。

岑春煊は7月初めに上海から広州へ赴き軍政府総裁に就任。軍政府政務会議の推挙を受け、8月21日、軍政府首席総裁に就任した。岑は政学会系の人材をを優遇し、章士釗を秘書長、劉彦を政務庁長、楊永泰を広東財政庁長、鈕永建を兵工廠監督、徐傳霖を広東審判庁長、冷遜を内政部次長代理部務に任命した⁽⁵⁴⁾。

章士釗の回想によると、当時章は政治には関らず、北京大学で論理学を講義していたが、1918年夏、突然、広東軍政府が章士釗を秘書長に推挙したという特電が新聞に掲載され、章本人のみ

ならず大学当局をも驚かせたという。章士釗は、数日後、上海から海路香港に行き、列車で広州に到着し、広東軍政府首席総裁岑春煊らの歓迎を受け、軍政府秘書庁において秘書長に着任した⁽⁵⁵⁾。

第1次世界大戦の終了とパリ和平会議の開催にともない、中国国内でも南北統一の気運が生まれ、武力統一を主張していた安徽派も、和平には積極的には反対しなかった。事実、章士釗は軍政府に参加するにあたり、段祺瑞を訪ねてその承認を受けている⁽⁵⁶⁾。1918年9月、北京の国会は、安徽派の意向によって徐世昌が正式大総統に選出され、馮国璋は下野することになった。ところが徐世昌は、自らの威信を高め地位を強固にすべく、安徽派の干渉を廃除する方策を模索しはじめた。徐と岑春煊は清朝の督撫で同僚の間柄であり、また袁世凱との関係から徐と唐紹儀とは長い間の交友があった。岑春煊もこの機会を利用し、徐と和平交渉を進めようとした。結果として徐は馮国璋の政策を継承することになった。

(2)日本における章士釗の唐紹儀工作

1918年10月、軍政府は章士釗を特使として日本に派遣した⁽⁵⁷⁾。海外情勢の視察が目的であると公表されたが、日本政府に対する援助要請が真の目的であった。在南京総領事は、広東軍政府が、南北調停問題、南方承認問題、借款問題などについて協議するため章士釗を日本に派遣することを9月10日に在広東総領事に伝えている。当時の日本は、対中国政策を変更し、段祺瑞に対して武力統一政策の放棄と段自身の引退を勧告するなど北京政府支持を抑制する一方、広東政府に対する関心を強めていた⁽⁵⁸⁾。

来日した章士釗は、1918年10月13日に内田康哉外相と会見、翌14日には幣原外務次官と会見した。南北統一の問題が話題となった⁽⁵⁹⁾。16日、章士釗は就任まもない原敬首相に面会した。原は前内閣が採っていた北方派援助政策を変更したことを述べ、南北統一政府の早期樹立を勧告した⁽⁶⁰⁾。章士釗の訪日目的は、北京政府に対する援助中止、広東軍政府への支持要請に加えて、南北和平交渉実現のための国際世論の支持獲得であった。

訪日した章士釗には、軍政府に協力するよう唐紹儀を説得するという、もうひとつの使命があった。当時、軍政府総裁の唐紹儀は改組に反対し広東を離れ、熱海で静養していた。唐紹儀説得にあたり、章士釗は南北和平会議開催案を持ち出し、唐にその中枢を担うよう要請した。章によれば、当時軍政府内部では南北和平会議が話題になったことはなく、章の意見として密かに計画していたという。広東の情勢が不穏であり、時間をかけて準備しなければ、再び軍隊が侵略したり内部闘争などで、軍政府は瞬く間に崩壊してしまうことが予想されたからである⁽⁶¹⁾。上海での和平構想の具体像は章士釗の構想によるものであったとみられる。

南北和平会議開催案と唐紹儀代表就任については、章の広東帰還後、岑春煊の事後承諾を得ることができた。軍政府に対する唐紹儀の不満は、陸榮廷ら広西派の存在であった。章は広西派將校のうち岑春煊支持派を鍵として内部の意思統一をはかり、さらに岑春煊が上で主宰し楊永泰（政学系、広東財政庁長）が傍らから協力する体制を築き、ついに唐紹儀に和平会議の総代表となることを承諾させた。こうして1919年2月20日に軍政府の言う上海会議、つまり南北和平会議が開かれることになった⁽⁶²⁾。

(3)南北和平会議の開催

和平会議は上海租界の旧ドイツ総商會を会場として開催されることとなった。事前折衝では、初め北方代表を李純、南方代表を岑春煊とする案がだされたが、最終的には、北方総代表が朱啓鈴、南方総代表が唐紹儀、分代表南北各9人（後南方は10人）とされた。前者の場合、章士釗・李大釗の連絡経路が直接生かされることになったであろう。大総統が馮国璋から徐世昌へ変わったという北京側の事情で、馮国璋——李純という系統から、徐世昌——朱啓鈴という系統へと切

り替わったものとみられる。代表の姓名は次のとおりである⁽⁶³⁾。

北方総代表：朱啓鈴。分代表：吳鼎昌（安福系）、王克敏（直隸派）、方枢（安福系）、汪有齡（安福系）、劉恩格（安福系）、李国珍（研究系）、江紹傑（安福系）、徐仏蘇（研究系）施愚（直隸派李純の代表）。秘書：周詒春・賈士毅。

南方総代表：唐紹儀。分代表：章士釗（岑春煊の代表）、繆嘉寿（雲南代表、唐繼堯派）、曾彦（広西派陸榮廷の代表）、郭春森（広東莫榮新の代表、陸榮廷派）、劉光烈（四川熊克武の代表）、王伯羣（貴州代表）、李述膺（陝西代表、于右任派）、饒鳴鑾（海軍・福建代表）、彭允彝（湖南代表、譚延闓派）。秘書：鍾文耀。

朱啓鈴の保存による北方側の档案では正式会議で記録のあるものは8回あり（うち2回は談話会に変えられる）、その他の非正式の会議は20数回を数える。正式会議では総代表のみが発言し、意見のある分代表はメモを総代表に送るという形式をとった。ただし談話会ではみなが発言し討論することができた⁽⁶⁴⁾。

正式会議は、1919年2月20日の開幕から、5月14日に双方の代表が辞任するまで開催された（第1回会議が2月21日、第2回が22日、第3回が24日、第4回が26日、第5回が28日）。最初は陝西と湖南での南北両軍の停戦実施の問題、北京政府が日本と内密に締結した日中軍事協約の公開の問題で紛糾した。2月28日の第5回会議以後、陝西停戦の問題が解決できず和平交渉は1ヶ月間停止し、4月9日から非公開の会議を開催した⁽⁶⁵⁾。

非公開となった4月9日の第6回会議では、双方の総代表が議題とすべき問題を提出し、会議を談話会に切り替え、議案の統廃合を行なった。その後会議は1ヶ月間中断したが、5月6日、第7回会議が開催され、山東問題について討論がなされた。双方の総代表名義で中国領土である青島の返還を強く要求する意志をパリの中国特使に打電しすることで一致した⁽⁶⁶⁾。中国現代史上の画期的事件である五四運動が北京を皮切りに全国各地で展開されていた影響がうかがえる。

5月13日、最後となった第8回会議が開催された。まず唐紹儀が、今回の和平会議での各議案は大体同意を得たが、他に法律問題と国家が処理すべき問題が8項目あるとして、それについて説明を行った。8項目とは、(1)パリ講話会議の山東問題処理案は不承認。(2)日中秘密軍事協定の無効宣言、関係者の嚴重処分。(3)参戦軍、国防軍、辺防軍の即時撤廃。(4)不適當な督軍、省長の更迭。(5)前總統黎元洪の民国6年6月13日の国会解散命令の無効宣言（旧国会の復活）。(6)和平会議の人選による政務會議の設置（和平交渉の条件の履行はその監督を受け、統一内閣の組織はその同意による）。(7)討議審査済みの各案の個別処理。(8)徐世昌の臨時大總統就任職權行使の承認（統一国会による正式總統選出まで）。

以上の8項目を統一承認の表明とし、最大の譲歩とする。第1項から第7項までが実現して第8項が認められるのであり、第1項から第7項が実行されない限り、第8項も無効である、と唐紹儀は提案した。これに対し朱啓鈴は、第5項の国会問題に反対し、旧国会の回復という南方側の要求は受け入れられないと発言した。結局双方とも見解不一致で、唐紹儀は引責辞任の意志を表明し、朱啓鈴も国会問題はもはや調停不能であることを述べ、辞任するにいたった⁽⁶⁷⁾。

争点を確認しておけば、唐紹儀案の第5項は北京の安福国会の正統性を否認することを意味しており、朱啓鈴としては絶対に承認できない内容であり、また第2・3項はとくに段祺瑞ら安徽派にとって受諾不能の事項であった。注目すべきは、第6項において、和平会議が主体となり全国から名声高き人物を選出し政務會議を設置し、政務會議が統一国会の開催、新内閣の樹立といった新政権創出の全過程を監視するという構想である。

かくして和平会議は、開幕から3ヶ月足らずで、双方の総代表が引責辞任して閉幕した。会議記録からわかることは、会議の進展を阻んだのは、国会問題を解決できぬためであった。双方の総代表は人選を代えての会議継続を希望したが、会議は事実上これによって終焉を迎えた。その後、北方は王揖唐を、南方は温宗堯を総代表に任命したが、双方が顔を合わせることもなかった。

(4)第三の議会構想

南北和平会議の挫折は、広州における政学会系議員の立場を弱体化させる結果となった。和平交渉の障害となることを危惧した政学会は、広東の国会において憲法制定が議題となる都度、集団退席して反対し、南方のみによる憲法制定を阻止していた⁽⁶⁸⁾。

1919年11月より事実上停会していた憲法会議が、1920年1月末に再開された。唐繼堯、伍廷芳、林葆懌、李烈鈞、唐紹儀は憲法制定を支持したが、これに対し章士釗は南方国会単独の憲法制定に反対を表明し、岑春煊がこれに賛同した⁽⁶⁹⁾。章士釗としては、和平交渉を進める上で、正式国会の開催、独自憲法の制定といった、南方の自立化を極力抑制する必要があった。和平会議には南方代表の一人として参加していたが、章士釗の目的が南北両政府の統合による新政権樹立にある以上、必ずしも南方側と利害を同じくしていたわけではなかった。

1920年1月26日の参議院会議では、「章士釗は議員であり、和平会議代表であり、護法政府秘書長でありながら、約法に叛き、制憲を破壊している。まことに議会の毒虫、民国の公敵である」と章士釗を攻撃した。章の議員除名の動議が出され、採決の結果、145人中127人の起立賛成によって章士釗の除名が可決した⁽⁷⁰⁾。

1920年後半、南北両政府は大きな変動を迎え、章士釗と軍政府との関係も終幕を迎えた。北京政府では、1920年7月、安直戦争が勃発、安徽派が直隸派に敗北し、8月、北京政府は徐世昌大總統と直隸派が支配した。広東では同年10月、孫文指導下の広東軍の巻き返しに直面した岑春煊が「粵事險危」という理由で、章士釗を北京に派遣し、広東の自主自立の解消について北京政府と交渉させた⁽⁷¹⁾。章士釗は徐世昌に対しあくまでも和平交渉を要求したが⁽⁷²⁾、ときすでに遅く、20日、陳炯明の広東軍に惠州を占領された岑春煊は大勢不利とみて辞職し、翌24日、岑春煊、陸榮廷、林葆懌ら4総裁の名義で、軍政府の取消しと北京への服従を宣言、これに応じた徐世昌は、南北の「和平統一」を宣言したが、広東には孫文を大元帥とする護法軍政府が誕生し、南北分立の局面が再現された。

章士釗と軍政府との関係の結末は以上のとおりである。章士釗はその成功の困難を知りながら、自らが駒となり、あえて南北和平会議を推進した。その背後には、第三の新議会を南京に成立させるという構想が存在していたことが指摘できる。

章士釗らは南北和平交渉の過程で、南方の国会を放棄する提案をしているが、それは「事実上、国会の回復は困難であり、最終的には参議院を残して衆議院を改造することで譲歩し、交渉を容易にする⁽⁷³⁾」という提案とも関連した。

上海での南北和平会議が双方の思惑から膠着してしまっていた。これに対しふたつの議会の存在を解消する新たな方法が模索された。それは、そもそも和平交渉実現の原動力であった李純と、王克敏、谷鍾秀らが別に新旧国会議員を召集し、南京で憲法制定を行うというものであった。すなわち、ふたつの議会の存在という根本問題を解決するためには、袁世凱時代の天壇憲法制定会議が起草した憲法草案を継続完成したうえで、国民会議を開催して憲法を通過させ、そこで新たに総統を選出し、南北の争端の解決と時局の收拾を謀るという、南京国会設立計画である⁽⁷⁴⁾。

1919年5月に、章士釗と谷鍾秀が南方国会を犠牲にすることを主張したという風聞がたち⁽⁷⁵⁾、事実、章は5月末に南京へ赴いている⁽⁷⁶⁾。また翌年のことになるが、1920年8月下旬、章士釗は王克敏、李述膺、劉光烈とともに上海から南京に赴き、李純と会見し、和平について交渉したと伝えられた⁽⁷⁷⁾。上海での和平会議の事実上の終了後も、五四運動に象徴される第一次大戦終了後の中国に噴出したナショナリズムと国家統一要求を背景に、南京での国民会議の開催と新憲法制定による統一政府と新国会の樹立を通じて、章士釗の持論である「調和論」の現実化を模索したのではないかと思われる。

1919年11月より、章士釗は汪精衛、呉稚暉と上海に西南大学を設立する計画の実現に奔走する。陳独秀、蔡元培が章士釗に協力し、江蘇教育会、暨南学校、中華職業教育社、寰球中国学生会など上海の教育界もこれを支持した。章士釗は、西南大学設立の主旨は学問の独立と学者の養成であることをいい、ついで英国の教授奨学金Professorshipと学生奨学金Scholarshipの制度を説明し、そして国内外同胞がこれを提唱するよう希望した⁽⁷⁸⁾。章士釗の考えでは、西南大学を、学

問の独立と文化運動の中心とするということであった⁽⁷⁹⁾。また、章は、上海の商科大学設立にさいしては発起人となる⁽⁸⁰⁾など、後に教育総長として学校行政を担う志向がここにかがえる。こういった章士釗の教育関係者との交際も、第三議会設立の準備工作でもあったように思われる。

安直戦争の勃発と孫文大元帥による広東掌握によって、南京国会案は非現実的な計画となってしまった。章士釗は大学設立にあたりかねてよりヨーロッパへの視察旅行を計画していたが、1921年1月、ようやく政府の派遣旅費を得て出国することになった⁽⁸¹⁾。1907年に次ぐ、章士釗2度目の訪欧となった。

小結

南方にしてみると「和平会議の成功」とは、非常国会に由来する南方の正式国会（旧国会）の解消、あるいは北京移転を意味していた。そしてそれによって、小は、軍費・兵器・食糧などが北方の政府官僚に掌握され、分配は不平等となり、大は、軍民両方とも官僚の任免は北方の命令のままとなり、革職令が下されてそれに背けば「反逆」とされてしまう状況をまねくことが予想された。南方側にとって和平交渉の成功は必ずしも期待すべきものではなかった。よって章士釗が言うように、「西南は5省の地盤をもつだけで、対等に2つの中国を作ることはでき」ず、南方側にとって「和平会議の主張は、時間稼ぎと情勢の安定をねらった⁽⁸²⁾」戦略的な措置にすぎなかったといえる。

北方にとっても同様に、権力資源である安福国会（新国会）の解散をもたらし、大總統徐世昌の地位もそれにより消滅するがゆえに、「和平の成功」は自殺行為であった。よって安徽派は直隸派を牽制しつつ和平決裂を画策していた。章士釗は、呉鼎昌（北方分代表、安徽派）の朱啓鈴（総代表）への指示では「態度は強硬であるべし。つとめて決裂へ向かへ」であったことを指摘し、北方代表に和平実現の意図はなかったと述べている⁽⁸³⁾。

南北和平会議の進展を阻んだのは、南北両政府が双方とも内部に複雑な利害関係を抱えたことによる。北方にとっては軍事力の制限と参戦軍・国防軍・辺防軍の解散が実行されることになり、南方としては、逆説的に北京政府の軍政両面での行政的な影響力の強化が予想され、双方とも政府内部での派閥間力学の変容がもたらされ、敵対派閥の拡張が懸念された。しかしながらより根本的な原因としては、和平会議の成果は、両政府の正統性の基盤である議会の存亡に影響を与えるからであった。

当時の南北両政府における議会は、各政権の正統性を証明する根拠であると同時に、国家統合を行うにあたっては、その障害となった。南北双方共、派閥性の強い性格をもち、派閥主義的な原理で離合することになった。軍事力と同様に議会も党派性をもち、各派閥の従属物となっていた。第1次世界大戦の勃発と戦後の講和会議の開催と日本の台頭という国際政治を背景に、空前の民族主義的気運が醸成されていたが、そういった状況下では、国家を分断する原因となっている議会は権威ある存在ではなく、各党派の道具のごときものであり、ナショナリズムを吸収し増幅する機能を果たすことはできなかった。

1920年代初め、章士釗は中国における議会制の発展に対し極めて否定的な見解を表明した。章の目に映る中国の議員は、個人や党派の利益擁護のためには政治的理念を放棄し、自己の役職に関わるあらゆる特権を殖財の機会とみて私物化し、一旦議員に選出されれば、事実上法的資格を喪失していても、法を曲げてまでも議席にしがみつくなどの醜態を演じ、およそ国民代表の観念を体現する存在ではなく、根本的に「名望家」的な資質を欠いていた。それゆえ中国には代議制は不適であると章は論じている⁽⁸⁴⁾。

1910年代末の中国においては、ふたつの議会在各々の正統性に固執したがゆえに、和平交渉では「国会問題」が最大の障害となり、国家統一を阻害する結果となった。そして安福国会にみられるように、議会は派閥の利益擁護の道具となり、また「議院法」改正による非常国会の正式国

会化にみられるように、議会在地方的な利益の擁護者ともなった。

ふたつの議会の出現の歴史的背景には、第三革命で未解決のまま棚上げされていた南北間の軍事対立が存在していた。北方の段祺瑞、馮国璋ら袁世凱の遺産相続者と、南方の陸榮廷、唐繼堯ら護国軍の中樞を担った西南の地方実力者、および広東の孫文派といった諸勢力の重層的な対立が、南北政府の統合を目的とする南北和平会議を誕生させる要因となり、同時に和平交渉を阻害する要因ともなった。

南北和平会議の背景を探れば、議会在軍閥の政治的道具と墮した事情が判明する。根本的な政治問題が軍事力で解決される時代に、議会在おける討論は無力であった。そして派閥主義の存在と公共性の欠如という議会在内部における弊害が議会在を未成熟のままにとどめることになった。やがて民国元年に成立した「約法体制」の正統性の基盤は腐蝕してゆき、1920年代は、「約法体制」の護持（直隸派の法統論）とその否定（連省自治論、国民會議運動）との角逐の時代となる。

[註]

- (1)謝彬は、このときから張勳の復辟により国会が解散される1917年6月までを「共和復活時代」と呼ぶ。謝彬『民国政党史』文星書店版、1962年、65頁。
- (2)楊幼炯『近代中国立法史』増訂本、台湾商務印書館、民国55年、226-228頁。
- (3)徐矛『中華民國政治制度史』上海人民出版社、1992年7月、80頁。
- (4)章開沅「論張勳復辟」『辛亥革命与近代社会』天津人民出版社、1985年、399-402頁。
- (5)『白堅武日記』1916年7月5日。李大釗は2日にも章士釗を訪ねている（『白堅武日記』1916年7月2日）。張静如・馬模貞・廖英・錢自強編『李大釗生平史料編年』上海人民出版社、1984年8月、19頁。
- (6)章士釗「書甲辰三暗殺案」『文史資料選輯』第19輯、150頁。1912年4月17日、譚延闓が主宰する湖南省政務會議は章士釗を參議院議員に選出したが（毛注青編著『黃興年譜長編』中華書局、1991年、296頁）、章士釗は北上せず着任しなかったもようで、その後補充されたようである（梁漱溟「有関民国初年政史の見聞紀実」『文史資料選輯』第1輯、99頁）。
- (7)1916年9月4日、李大釗は『晨鐘報』に小説「別淚」を、5日には「辭職啓事」を發表し、後22日間編集業務に携わり、『晨鐘報』を去った。編写組『李大釗伝』人民出版社、1979年、29頁。
- (8)章士釗「李大釗先生伝章序」張次湣『李大釗先生伝』1951年8月、3頁。
- (9)『甲寅』日刊は1917年7月の張勳の復辟事件で章士釗、李大釗らが北京を逃れたため自然に廃刊になった。
- (10)「調和之美」『甲寅』日刊、1917年1月29日（『李大釗文集』上、前掲、1984年10月、257頁）。
- (11)守常「省制与憲法」『憲法公言』第4期、1916年11月10日（『李大釗文集』上、同上、237-238頁、509頁）。
- (12)同上、238頁、242頁。
- (13)秋桐「加入歐戰問題之意見」『甲寅』日刊、1917年2月11日（金淑琴「李大釗与章士釗」、中共中央党史研究室科研局編『李大釗研究文集』新華書店、1991年、282頁）。
- (14)秋桐「約法上宣戰同意之解釈」『甲寅』日刊、1917年3月10日（金淑琴「李大釗与章士釗」同上、282頁）。
- (15)守常「我国外交之曙光」『甲寅』日刊、1917年2月9日（『李大釗文集』上、前掲、276-278頁）。
- (16)守常「今後国民之責任」『甲寅』日刊、1917年2月11日（『李大釗文集』上、同上、284頁）。
- (17)守常「論国人不可以外交問題為讓權之武器」『甲寅』日刊、1917年2月17日（『李大釗文集』上、人民出版社、1984年10月、296-297頁）。
- (18)李劍農『戊戌以後三十年中国政治史』中華書局、1980年、p.262。章の意見は採用されな

- ったが、國務院は「國際政務評議會」を組織した。
- (19)守常「創設特別國務會議増造不管部之國務員問題(三)」『甲寅』日刊、1917年3月14日(『李大釗文集』上、人民出版社、1984年10月、335-338頁)。
- (20)高一涵「回憶五四時期的李大釗同志」中国社会科学院近代史研究所編『五四運動回憶錄』中国社会科学出版社、1979年、340頁。
- (21)楊洪章「早期李大釗对改良派和革命派態度的演變」前掲『李大釗研究文集』156頁。また、金淑琴も、参戦問題に関する両者の見解を検討し、基本的に相違はないことを指摘しており、大きな示唆を受けた。金淑琴「李大釗与章士釗」同上『李大釗研究文集』282-283頁を参照。
- (22)李大釗が10月革命を論評するのは「庶民的勝利」(1918年11月)、「Bolshevism的勝利」(1918年11月)であり、『甲寅』日刊に発表した「俄国革命之遠因近因」、「俄国共和政府之成立及其政綱」、「俄国大革命之影響」(いずれも1917年3月)は2月革命を論じたものである。
- (23)中共中央馬克思恩格斯列寧斯大林著作編訳局研究室編『五四時期期刊介紹』第3集、生活・読書・新知三聯書店、1959年、333-334頁。
- (24)守常「關偽調和」『太平洋』第1卷第6号、1917年8月15日(『李大釗文集』上、人民出版社、1984年10月、499頁)。
- (25)守常「關偽調和」同上、499頁。
- (26)守常「關偽調和」同上、500頁。
- (27)呂明灼「李大釗思想從進化論到階級論的發展」(『哲学研究』1982年第3期)を参照。
- (28)李大釗「調和謔言」『言治』季刊第3冊、1918年7月1日(『李大釗文集』上、前掲、555-556頁)。
- (29)劉壽林『辛亥以後十七年職官表』(近代中国資料叢刊第5輯)。
- (30)蕭超然他『北京大学校史』(上海教育出版社、1981年)では、1917年11月としている(41頁、59頁)が、ここでは『北京大学二十周年紀念冊』の「職員一覽」による1918年1月説にしたがう。これについては、『李大釗伝』前掲、34頁を参照。
- (31)徐矛『中華民国政治制度史』前掲、82-84頁。とくに張勳復辟直後の段祺瑞による新国会の召集と安福国会の開催については、李南海「北洋政府的政權轉移与政争——以民国七年總統、副總統選挙為例」『国史館館刊』復刊第16号、1994年6月、が詳細に論じている。
- (32)「反对北京政府另組織新国会重開參議院通電」1917年10月3日、中国社会科学院近代史研究所中華民国史研究室・中山大学歴史系孫中山研究室・広東省社会科学院合編『孫中山全集』第4卷、中華書局、1985年、210頁。
- (33)徐矛『中華民国政治制度史』前掲、155頁。
- (34)高橋勇次『孫文』日本評論社、1944年、125-126頁。当時の西南軍閥の事情については、池田誠『孫文と中国革命』法律文化社、1983年に詳しい。
- (35)「莫榮新等連名宣布護法各省連合会条例通電」1918年1月20日『護法運動』神鉄道場、473-474頁。
- (36)謝彬『民国政党史』前掲、88-81頁。徐矛『中華民国政治制度史』前掲、160頁。
- (37)「辞大元帥職通電」1918年5月4日『軍政府公報』第78号(『孫中山全集』第4卷、前掲、471頁)。
- (38)「李烈鈞推岑春煊唐紹儀為外交代表徵詢意見密電」1918年1月6日(『護法運動』前掲、457頁)。
- (39)李根源『雪生年録・民国五年丙辰』、『護国運動資料選編』下、中華書局、1984年、564-565頁。
- (40)葉恭綽「一九一九年南北和議之經過及其内幕」『文史資料選輯』第26輯、47頁(以下、葉恭綽「内幕」と略記)。
- (41)葉恭綽「内幕」同上、48頁。
- (42)王樹槐「国会問題与南北和会」『中華民国初期歴史研討会 1912-1927』中央研究院近代史研究所、1984年4月、347頁。また、李廷玉の李純宛電文は、「李廷玉所存電稿」、中国科学院近代史研究所・近代史資料編輯組編輯『一九一九年南北議和資料』中華書局、1962年、1-12頁を参照。

- (43)張静如・馬模貞・廖英・錢自強編『李大釗生平史料編年』前掲、45-46頁。編写組『李大釗年譜』甘肅人民出版社、1984年12月、53-54頁。李純と李大釗、章士釗については、末次玲子「五・四運動と国民党勢力」中央大学人文科学研究所編『五・四運動史像の再検討』中央大学出版部、1986年、301頁、に教えられた。
- (44)「最近之和戦形勢」『民国日報』1918年1月4日。
- (45)「岑春煊闡明調和真義電」『民国日報』1918年1月10日。
- (46)「章行敵口中之和議談」『民国日報』1918年1月27日。この章の伝達内容が報道されると岑春煊は報道の内容は根拠がないと声明した（「岑西林最近之声明」『民国日報』1918年1月26日）。章士釗が単なる伝令役ではなく、独自の見解をもって行動していたことを意味している。
- (47)「調和派之弁法乃如是」『民国日報』1918年5月16日。「調和派之真象」『民国日報』1918年5月18日。
- (48)「政聞紀要」『一九一九年南北議和資料』前掲、419頁、422頁。「岑陸又運動和議」『民国日報』1918年5月31日。
- (49)「国会自行集会啓示」『申報』1918年5月6日。
- (50)「調和難成事実」『民国日報』1918年5月23日。
- (51)「調和派活動之内幕」『民国日報』1918年5月17日。
- (52)「調和派之真象」『民国日報』1918年5月18日。
- (53)徐矛『中華民国政治制度史』前掲、163頁。「議院法」第7条では開会1ヵ月後も登院しない議院の解職と、事故による登院不能の報告がある場合は2ヶ月まで延期できることが規定されていた。
- (54)李雲漢「政学会与護法運動」『中華民国初期歴史研討会 1912-1927』中央研究院近代史研究所、1984年4月、327頁。
- (55)章士釗「我之上海會議觀為葉遐庵作」『文史資料選輯』第26輯、64-66頁（以下「上海會議觀」と略記）。
- (56)章士釗「上海會議觀」同上、64頁。
- (57)章士釗「上海會議觀」同上、66頁。
- (58)「9月11日付、在広東太田総領事ヨリ後藤外務大臣宛（電報）」『日本外交文書』大正7年、第2冊、下巻、1035頁。末次玲子「五・四運動と国民党勢力」前掲、89-90頁。
- (59)「10月13日付、内田外務大臣章士釗会談」『日本外交文書』大正7年、第2冊、上巻、48-49頁。「10月14日付、幣原外務次官章士釗会談」同上、49-50頁。
- (60)原圭一郎編『原敬日記』第8巻、乾元社、1950年、59頁、71頁。末次玲子「五・四運動と国民党勢力」前掲、90頁。李劍農『戊戌以後三十年中国政治史』前掲、294頁。
- (61)章士釗「上海會議觀」前掲、66頁。
- (62)章士釗「上海會議觀」同上、67頁。
- (63)葉恭綽「内幕」前掲、38-39頁。
- (64)葉恭綽「内幕」同上、40頁。
- (65)葉恭綽「内幕」同上、40-42頁。會議の交渉内容の詳細については、各會議の議事録（『一九一九年南北議和資料』前掲、146-183頁）を参照。
- (66)葉恭綽、「内幕」同上、42-45頁。「第六次會議記錄」「第七次會議紀事」『一九一九年南北議和資料』同上、224-229頁、254頁。
- (67)葉恭綽、同上、45-47頁。「第八次正式會議」『一九一九年南北議和資料』同上、260-264頁。「唐紹儀等致軍政府電」『一九一九年南北議和資料』同上、260-264頁。
- (68)徐矛『中華民国政治制度史』前掲、163頁。
- (69)「憲法會議之第三幕（続）」『民国日報』1920年2月2日。
- (70)「廿六日之參議院常会」『民国日報』1920年2月3日。
- (71)「專電」『申報』1920年10月8日。「章士釗北上」『申報』1920年10月9日。
- (72)「專電一」『申報』1920年10月22日。「專電」『申報』1920年10月24日。
- (73)「上海機関部報告各方有犠牲国会謀和電」『革命文献』第50輯、407頁。

- (74)朱啓鈴「關於南北和議事復葉遐庵」『文史資料選輯』第26輯、pp.62-63
- (75)「專電」『申報』1919年5月16日。
- (76)「南京快信」『申報』1919年6月2日。
- (77)「章士釗王克敏赴寧」『申報』1920年8月24日。
- (78)「四团体公宴四要人」『申報』1920年1月20日。
- (79)「西南大学之進行觀」『申報』1920年3月4日。
- (80)「上海籌弁商科大学初誌」『申報』1920年3月28日
- (81)「專電」『申報』1921年1月27日。
- (82)章士釗「上海會議觀」前掲、67頁。
- (83)章士釗「上海會議觀」同上、68頁。
- (84)章士釗「論代議制何以不適於中国（上）」『申報』1923年4月18日。章士釗「論代議制何以不適於中国（下）」『申報』1923年4月19日。

第7章 章士釗の新国家建設構想

はじめに

第1節 章士釗の連邦統一構想

第2節 ギルド社会論と農業立国論

(1) 欧州視察中の章士釗

(2) 湖南帰郷中の章士釗

(3) 北京の章士釗

第3節 「法統」論争と連省自治運動

(1) 「法統」の回復

(2) 黎元洪の失脚と章士釗の南下

(3) 章士釗と連省自治運動

小結

はじめに

世界連邦構想と民族自決といった国際的潮流による影響と、「約法体制」への失望感による各省区での制憲・自治への期待感の増大は、連邦制への志向とともに、中央政府ではなく自らの手による憲法制定とそのため代表者会議の開催気運を産み出しており、これが1920年代初めの中国の政治状況の特徴づけている。

章士釗は、民国初年にはバジヨット、ダイシーら19世紀末の英国流議会主義政治論の主張者であったが、1921年の渡欧を契機に大きな転換を迎えた。議会主義政治制度の中国への導入には否定的な見解をもつようになり、そして、工業国である西欧諸国とは異なり、農業を基幹産業とする中国にとって、より適合した政治機構を模索し、新たな国家建設案を構想するにいたった。

本章は、1920年代における訪欧直後の章士釗の思想と行動の検討を手がかりとして、章士釗による中国における代議政治発展の否定と、それに代わる新国家建設の構想とを明らかにすることを課題としている。

第1節 章士釗の連邦統一構想

ヨーロッパへ出発する4か月前の1920年9月、すでに広東軍政府の地位を失い上海・南京を往復し南北和平会議の再開（あるいはそれを隠れ蓑とした第三議会開催）を画策していた章士釗は、連邦から統一へ、という新しい政治統合の方法を提起してみせた。統合のためのあらゆる方法が行き詰まっており、絶望感が支配的となっていた当時の状況認識に対応したひとつの提案であった。

「近来政治を論ずる者は、南北のどちらかを問わず、新旧どの勢力かを問わず、どの派閥であるかを問わず、当局か否かを問わず、みなどうしようもない〔没弁法〕と言っている。……結局、

この膨大な国家を『没弁法』の3文字の間に葬り去るままにするのか⁽¹⁾」。

章士釗は、これまで「約法体制」で採用されてきた政治統合のための主要政策の無効性を次のような表現で論断している。

「今最も賑々しく語られているのは、統一、廢督、裁兵、借款、選挙ではないか。だが私の見るところでは、それらはすべて無駄なことがらだ。政府のそのようなやり方でもって統一ができるだろうか。軍閥がこれほど跋扈していて廢督裁兵ができるだろうか。新銀行団の条件がかくも苛酷なのに外債の借入が可能だろうか。可能だとしても少数の財布を膨らませるだけで国家と人民に何か益があるだろうか。大局がこれほど混乱していて選挙が滞りなく行なえるだろうか⁽²⁾」。

統一、廢督裁兵（各省督軍の廢止と軍縮）、借款、選挙といった統合のための積極策は実施不能となっている、というのが章士釗の現状認識である。「約法体制」下での政治統合の方法では、中華民國建国後10年目においても、それらは実効性を発揮できずにいることの承認である。章士釗は、それら積極策に代えて次の5つの消極策を採らざるをえないと主張する。

(1)中央政府は軍隊を保持しない。陸軍部所属の軍隊は各省に分割し、各省督軍の管轄として当地で給料を与える。

(2)各省は維持できるだけの軍隊を保持する。給料の支出については中央政府は一切不問とし、各省の民意機関と軍民長官とが協議して定める。

(3)各省は各省の予算を編成し、各省の憲法を制定する。中央および他省はこれに干渉しない。各省憲法は各省の事情に応じて制定は必ずしも一律ではない。督軍を置く省もあれば廢止する省もある。十万人の軍隊をもつ省もあれば、千人の軍隊をもつ省、軍隊のない省もある。

(4)各省の人民と軍民長官とが衝突して自治の基礎を樹立し、結着をみてから予算を計上する。そして各省が各々適当な方法によって代表を選出し、北京あるいは他の場所で連省会議を開催し、中央官制を定め中央の予算を編成する。それによって中央政府は新官制、新予算によって職権を行使する。

(5)現在から上記の職権を行使するまでの過渡期間において、中央政府はもはや統一を謀り選挙を行い官吏を任命する必要はない。内閣の各部で廢止すべきは廢止し、併合すべきは併合し、縮小すべきは縮小する。各部の人員は少なくとも3分の2に削減する。こうすれば中央の行政費は余裕が生じ借款の必要もなくなる。

章士釗のこの方法は、これまで中央政府の専権事項であった軍隊維持、予算編成、憲法制定といった権限を各省に譲渡し、各省が各省内で国政レベルの事業を達成したうえで、代表を派遣して「連省会議」を開催したのちに中央政府が組織される、しかも機能を大幅に縮小した政府として組織される、という方策である。この「消極策」について章は次のように解説する。

「こうしてみると、中央政府が行なうべき政策は、統一せず、借款せず、軍人に対処せず、…せず、…せず、…せず、であって、これを三不主義、数不主義という。もしこの主義をしっかりと実行すれば、繰り返すうちに下準備がなされて、統一せずとも自然に統一し、借款せずとも自然に資金ができ、軍人に対処せずとも軍人は自然に軌道上を進むようになる⁽³⁾」。

このように中央政府は何事もするな、という章士釗の提案は、連邦論のヴァリエーションである連省論のひとつであると見なしてよい。そしてそれは次のような形で、連邦統一論と称しうる政治論として主張されている。

「民国3、4年、わたしが東京で連邦論を主張すると、多くの人が反対した。連邦は不吉なものだと思ったからだ。だが今日連邦さえも実施できなくなるとは思いもよらなかった。現在の情勢についていえば、邦連を説くしかない。しかしよく考えてみると、邦連でもおそらくは早すぎる。さっぱりと造邦を説くほうがよい。上述した何項目は、要するに造邦の準備にほかならない。造邦から邦連へ。邦連から連邦へ。連邦から統一へ（統一と単一とは異なる。誤解してはならない）。その順序は決して乱してはならない。この道理が理解できれば、今統一を唱えることは一種の夢想にすぎない。目覚めよ。目覚めよ⁽⁴⁾」（引用文中の括弧は章士釗）。

「造邦」とは各省の政治建設をいい、「邦連」とは各省の部分的な連合体をいい、「連邦」とは全国的な連合体をさす。「造邦」から「邦連」へ、「邦連」から「連邦」へ、「連邦」から

「統一」へという段階で政治統合を達成してゆくという構想である。章士釗が「統一と単一とは異なる」と殊更に注記しているのは、「約法体制」下で追究されてきた統合の方法は、あくまでも単一国制を前提にしていたが、この「数不主義」の政府をもつ「消極策」による方法は、独立各省の多元主義的な「統一」であることを指示している。この政治統合の方法は明らかに「約法体制」を逸脱するものであること、すなわち北京政府が固執する「法統」論を否定するものであることは容易に予見できる。

章士釗は上の引用中で「民国3、4年、わたしが東京で連邦論を主張」したと述べているのは、「第二革命」敗北後亡命先の東京で発刊した『甲寅』雑誌において章士釗が盛んに鼓吹した連邦論のことを指している。民国元年、議会主権に基づく中央政府、すなわち責任内閣制を主張した章士釗は「立法集権行政分権」論を説き中央集権論に対する限定を試みていたが、亡命中の1914-1915年には、「聯邦論」、「学理上之聯邦論」、「聯邦論答潘君力山」、「聯邦論再答潘君力山」を著し、袁世凱の中央集権化政策に対抗する意図のもと、ブロック、ブルードン、デュギー、エスマイン、ブライス、フリーマン、ダイシー、バージェス、イエリネック、ボーンハック、ウィロビー、モーリーらの連邦制論を紹介してみせた。章士釗の「学理上之聯邦論」の主張は、各「邦」の絶対的独立を要求するのではなく、主権国家の統一性の内部に多元性を与えようとする相対的な連邦論であった⁽⁵⁾。

孫文、梁啓超といった清末期の連邦論の紹介者たちも民国初年には単一国制へと変貌しており、「臨時約法」は単一国制の根本法として制定された。反袁運動の際、国民党は本来綱領でもなかった連邦制をもって袁世凱政府に抵抗したが、袁死後の「共和復活時代」には単一国制による統合論へと回帰し連邦制論は下火になっていった。章士釗の『甲寅』雑誌期の連邦論は、必ずしも中国の現実政治に適用すべき具体的な政治論として展開されたわけではなく、可能な選択肢のひとつとして理論的に検討されたものであった⁽⁶⁾。

しかしながら章士釗が上述の連邦統一論を表明した当時、すなわち1920年代初めは、政治統合論としての連邦論が高潮してきた時期であった。連邦論は時代の主張であったといつてよい。

徐矛によれば、1920年前後には連邦論関係の論説が急増し、例えば『太平洋』は「聯省自治号」（第3巻第7号、1922年9月）、『改造』が「自治問題研究」と「聯邦研究」（第3巻第4期、第5期、1920年9月）、『東方雑誌』が2号連続で「憲法研究号」（第19巻第21号、第22号、1922年11月）など特集を組み、連邦制に関する論文を大量に掲載した。なかでも影響力の強かったものとして、先にみた章士釗「造邦」をはじめ、楊瑞六「時局問題之根本討論」、蔣百里「同一湖談自治的一封信」、藍公武「我的聯邦論」、李劍農「民国統一問題」（篇三）、孫幾伊「自治運動与聯邦」、寧協万「憲法宜採聯省民主制」などがあった⁽⁷⁾。

胡春恵によれば、1920年代に連邦論（あるいは連省自治論）が盛んになった理由としては、民初の連邦論と地方主義が存続していたこと、上記のような理論としての連邦思想の論説が急増したこと以外に、次のような1920年代に特徴的な内外の要因を数えている。

まず、外来思想の刺激として、ウィルソンの14ヶ条のひとつである、世界各国が連邦制の精神によって超国家的な連邦組織を樹立し各国の独立と領土保全を保障し国際紛争を調停し、世界秩序を創出するという世界連邦の構想の影響、アメリカ合衆国が50州の連邦制により一国をなすように、全国家が「連邦世界」となるという思想の影響があったこと、そして、デューイ訪中後の国内世論としてアメリカの連邦制と自由の精神とが結びつけて理解されたこと、新たに誕生したソビエト連邦が連邦制を採用していたこと、ウィルソンの民族自決論が中国人の地方自治の観念を強化したこと、デュギー、ラスキ、E.バーカーらの多元主義国家論の輸入が始まったことが外来因として指摘される。

次に、議会による憲法制定の試みがことごとく失敗したことを背景に、国民の直接参加による制憲運動が、第1次大戦後のナショナリズムの発展とともに勢いを得てきたこと、それにより省レベルでの自治と制憲の観念が醸成されていたこと、民国建国以来の長期にわたる戦乱による疲弊と厭戦気運の高まりから各省の独立と住民自治による政治的安定が期待されるようになったこと、そして上海で行なわれていた唐紹儀と朱啓鈴の「南北和平会議」が暗礁に乗り上げたことによって、武力統一と和平統一とを問わず、国家統一の実現が極めて困難であることが判明し、こ

れがもたらした深い失望から郷土愛にもとづく郷土自治に希望を見い出したこと、これらが連邦論隆盛の内因となった⁽⁸⁾。

章士釗の新たな国家建設と政治統合の模索と連邦制への着目は決して孤立した思想的営為ではなく、同時代の政治的、思想的趨向との相互関係のなかでなされたものである。そしてそれに加えて、章士釗の場合、第1次大戦後のヨーロッパに赴き、戦争による経済的疲弊と社会主義的労働運動の台頭に直面するヨーロッパの思想的対応を直接に見聞したことが、同時代に共通な精神的基盤の上に章のユニークさを載せることを可能にした。次節では章のヨーロッパでの知見について検討しよう。

第2節 ギルド社会論と農業立国論

(1) 欧州視察中の章士釗

1921年1月、章士釗は戦後の教育事情を視察すべく半年間の予定で欧州に派遣されることになり、旅費5千円の支給を受け、28日に北京を出発した。北京からは津浦線で南下し、上海にて神戸より回行して来るフランス郵船会社のオルマンベック号を待ち、2月17日フランスへと旅立った⁽⁹⁾。

この旅の途上、紅海へ向かう船中で、章士釗は章炳麟に書簡を送った。その中で章炳麟がかつて著わした「代議然否論」（1908年、『民報』第24期）に言及し、「兄の先識巨胆に敬服せざるをえません」と述べ、議会制度の中国への導入不能を論じた章炳麟の先見の明を賞賛し、中国では議会制度という「この制度ができてすでに10年になるが、あちら立てればこちら立たずで、弊害が百出しています。弟が従来所持してきた信念は跡形もなく消えました。橋も淮南に移れば枳になってしまうのです」と述べ、西欧起源の議会政治の中国への移植について否定的な見解を表明し、中国における議会制度の有効性に疑問を投げつけた⁽¹⁰⁾。

ロンドンの章士釗は作家のH.G.ウェルズを訪ね、同席したG.バーナード・ショー、A.J.ペンティらと農業国と工業国の違いについて議論する機会をもった。

ある日『世界文化史大系』を出版してまもないウェルズはその郷園に章を誘い、中国の国政を語った。ウェルズは、瀕死の民主主義に替わるものはまだ登場していないこと、代議制の伝統のない中国が英国の模倣をするのは不幸であることを語り、ショーは、演劇における制作者と享受者の比喩をもって政治を論じた。だが後の章士釗の政治論を知るうえで重要なのは社会学者ペンティの見解であった。ペンティはもとエンジニアで、労働の質と良心的生産者の保護を説く『ギルドの復興』（1906年）を著わすなどギルド社会主義論の先駆者であるとされる。

ペンティは章に対して「業治論」すなわちギルド社会主義の中国への適用可能性を指摘し、おおよそ次のように述べた。

英国では国政と民衆の利益との乖離という代議制の弊害をただすため、ギルド制が提唱された。この制度は政治を実際にもとづいて運用するものである。最初の弊害の除去策は、国民を分割することである。分割の最も自然な尺度は職業である。職業は人が命を託すものである。よってギルドはより深く個人と関わることになる。いまギルドの運動は英国から欧米にまで拡がっている。思うに、行会はまだ亡んでいない中国ではより多く業治（ギルド）を行う機会がある。中国で実行すれば、西洋を反省させる手本となる⁽¹¹⁾。

このペンティの見解に対してウェルズとショーは賛同したり反発したりした。だが代議制導入の困難に対する見解は同じだった⁽¹²⁾。こうしたフェビアン協会系のイギリス社会主義に直に触れたことが章士釗の政治的信念に与えた影響は甚大だった。とくにペンティに触発されるところが多く、章は自ら『聯業救国論』という英文の小冊子を著しペンティに送ったほどであった⁽¹³⁾。

章士釗が1921年より22年にかけて再訪した欧州でまざまざと見たその疲弊衰弱ぶりは、章に西

欧代議政治への失望をもたらし、新たな政治制度の模索へと駆り立てる刺激となった。それはペンティらの影響のもとに、代議政治の衰退から「業治」の隆盛へといたる論理をとることになった。帰国後の章士釗はそれについて次のように語った。

「業治は欧州民治の崩壊後に起った新流である」と章は言う。「民治」とは「デモクラシー」である。「近世代議政治が屍となったのは20世紀の初年である。産業問題が日増しに紛糾し、議員の徳性の墮落があらわになり、パラメントの信望が漸次失墜していった」。大戦の勃発に議会は対応できず、「軍権」が支配し、終戦後は「社会党」が起った。「議会政治はこのふたつの厄災によって、ここ10年来躓いたまま復興できずにいる」。こうして「民治が衰えると、これを継ぐのが業治であった。イギリスではギルドといい、ロシアではソビエトという⁽¹⁴⁾」。

「業治」とは「グループ制 Group System」である、と章は言う。つまり、職業を持つものはまずそれぞれの職業集団を治め、それを集めてグループをなし、そして一つの総グループとして一国を治めるのだと。章士釗はこれに基づいて、中国における「業治」を展望し、「行」「会」の組織が健在であること、中国は農業国であることなどを主要な理由として「明農建国」の農業立国を主張している⁽¹⁵⁾。

「業治」論、つまりギルド社会論に触発され、農業を基幹産業としている中国で建設すべき政治体制についての新たな構想を、章士釗は訪欧中に語っている。

1922年8月、章士釗はドイツから帰路につくが、経由地リヨンで、当地の中仏大学の北京大学同学会と湖南同郷会の依頼に応じて講演を行うことになった。これは章の愛国学社以来の旧友で当時中仏大学校長の呉敬恒（呉稚暉）の強い推薦によるもので、講演会場には多くの学生が詰めかけた⁽¹⁶⁾。

章士釗はそこで中国の産業化の重要さとこれまでの発展の緩慢さに触れながら、農業を基盤とした自給自足的な経済発展、全国の各部分の自主自立、集権的な国家建設への批判、湖南の自立を説いた。

「人びとには職業があることが大切である。中国の現状で最も恐るべきことは、人民に職業がないことである。私は英国で、中国人は無職業を職業としていてその前途には大きな危険があることを英国の学者たちと論じた。もし国民のひとりひとりに職業があつて、己れの長ずるところにもとづき努めて進歩を追求すれば、中国の生産の発達と物質文明はすぐにも期待できるだろう。湖南省は米も麦もたいへん豊かだが、人民の飢えて泣き叫ぶこと、他省よりも甚だしい。もし湖南の米と麦を他省に輸出しなければ、湖南は門戸を閉ざして自立できる⁽¹⁷⁾」。

この講演には、農業に対する関心という、1920年代の章士釗の政治論の特徴がよく表われていた。帰国後の章の論文から説明不足を補強してみよう。

欧州で章士釗が観察したのは、第一次大戦後の戦争に荒廃しまったヨーロッパの状態であった。これについて章は工業と農業という視点から説明を試みている。章は、工業国と農業国のそれぞれの特徴を次のように描いてみせた。「工業国は建設を言い、進歩を求め、物質を争う」のであり、「農業国は礼儀を説き、名分を尊び、器械をいみきらう」。すなわち、「欲寡なく、仕事は簡略、財は足り、争わない、というのが農業国の精神であり、欲多く、仕事は繁雑、陰に陽に争って財をみたす、というのが工業国の精神である⁽¹⁸⁾」と。

「いま工業は衰え、工業に代わって興るのは農業である。そこで農業復興の論が出て、私は欧州でこの論を聞いた」。だが「欧州でいう農治などユートピアにすぎない」。ところが、わが国は農業国である。「わが国の開化した原因は農業に集中したからであり、これは古先聖王の精意もたらしたもので、偶然ではない」。「全国の農村組織のほとんどは壊されていず、礼を重んじ、譲を講ずる風習の余韻はまだ見ることができる。伝統思想に接した人物もまだ跡を絶っていない⁽¹⁹⁾」。

以上のような論理によって、章士釗は農業立国論を主張する。「業」からいえば農業立国となり、組織からいえば農村立国であると解しうる。工業と農業という視点を獲得することによって章士釗が論証しているのは、中国の農村には「重礼講讓」の風習が残っているということにある。したがって、農業立国とは、礼教立国と換言しうる。章自身、中国において「変わることをなかつたものは何だったろうか。私が思うには礼と農だけである⁽²⁰⁾」と明言している。

「党治」（政党）ではなく「業治」（ギルド）に、「工業」ではなく「農業」に活路を見出そうとする章士釗が構想したのは、礼教によって善導され、礼節をわきまえた人々が農業を営み、工業国のように他と利を競わず、自給を専らとし、「グループ」として緩やかに連帯し国家を形成するというものであった。

(2) 湖南帰郷中の章士釗

1922年9月に帰国した章士釗は、同年1月に逝去した父の喪に服すべく郷里に帰った⁽²¹⁾。リヨンでの講演で湖南の自治独立を推奨したことから推測できるように、父の死を媒介にして、章の頭の中ではすでに、今回の欧州旅行で体得した「業治」論と農業立国論とが、郷里の湖南省と結びつけられていた。

章はベルリン滞在中に帰国後に実践すべき新湖南建設案を練りあげており、興にまかせて『草新湖南成放歌』を書きあげた。一句七言を主とする、五七雑言の古体詩で、全文1124字の大作である。前半では、楊篤生、黄興、蔡鍔ら湖南出身の英雄を語り、己れの過去を振り返り、後半では湖南の改革を説いた。その末尾の一部を引いてみよう。

「……湖南人は勤勉儉約で昔から農業をよくした。立国の方途はこれ以外にない。わが国の文明は農業に基づいている。ほかに匹敵するものがあるだろうか。だから湖南人よ、ともに湖南へ労働に赴くのだ。新たに宋玉〔屈原に次ぐ戦国末の文学者〕の魂を招き、再び賈生〔前漢の文学者で長沙王の太傅・賈誼〕の策を展開する。湖南人よ盆を傾けたように汗を流せ。そして軍隊には入らず、学校に入れ。湖南人よふいごのように熱い息を吐け。そして豆を煮ないで、鉄を鍛えよ。湖南人よ麻のように血の涙を流せ。そして一滴一滴と自由の花に浸透させよ。湖南人よ真珠のように才知をあらわせ。そして一粒一粒とはめ絵を仕上げてゆけ。……⁽²²⁾」。

長沙近郊の実家から省都長沙にもどった章士釗は、10月8日午後3時、省教育会において「文化運動と農村改良」の演題で講演を行った⁽²³⁾。リヨン中仏大学での講演を髣髴とさせる内容であった。この講演の主旨を要約すれば次のとおりである。

中国の工業は未熟で欧米とは比肩できない。欧米は工業立国だが、中国は農業立国である。湖南省の生産物は米が主体であり、農業が前提である。

範囲の狭い新村を組織することから始める。それには、まず職業と人口の統計をつくり、生産物と欠乏品を調査する。次に銀行と販売局を設立し余剰生産物を出荷して、その利益で欠乏品を購入する。銀行は生活券を発行する。失業者に道路建設や植樹を行わせ、その労働に対し生活券で支払う。現地の生活は現地の生産物でまかなうようにし、次第に図書館や農事研究社を設ける。基礎が固まれば文化も自ずから盛んになる。

新村の組織を全力で押し進めるべし。省政府の援助を希望する。将来他村でも模倣すれば、新村連合会を組織し、優秀な分子を一堂に集め、共同で研究する。村長は真の人材を求めて責任ある地位につけるようにする。

湖南は今まさに自治を行おうとしている。新村建設の事業は手を緩めてはならない。省が主体となり各村各県にやらせるよりは、各村各県が主体となり省へと帰納してゆくのがよい⁽²⁴⁾。

以上が章の講演の要点である。章の主張の特徴は、社会全体の経済的基礎を確立することを強調する点にある。すなわち、村を単位とする小規模な地域において、農業を手掛かりに基層から社会資本の蓄積を行うことであった。章の説く「農村立国」とは、購買局の設置による外部との交易、村内紙幣の発行と失業の解消、小学校の運営による人材育成、道路・建築などインフラ整備を各村ごとに達成し、これを県レベルから省レベルへと拡大してゆくという、まさに国家建設の細胞レベルからの再履行と呼ぶべきものであった。

講演を終えた章士釗はその夜、趙恒惕総司令の招待宴に招かれた。趙恒惕は章の講演に感動し、実地調査を行って行政に役立てるべく、李劍農、楊瑞六、彭一湖らの学者を招いて自治研究会を

設立し、章士釗に会長になるよう依頼したり、また内務司長兼省務院長あるいは教育司長に就任して湖南に貢献してくれるよう囑望したりした。趙の申し出に対し、章は、自分は政治には関わらず、社会活動に尽力するつもりであるとし、いずれも婉曲に拒絶したようである⁽²⁵⁾。李劍農らは先に見たように『太平洋』雑誌において連邦論を鼓吹した論説家たちであり、李劍農は湖南省憲法の起草にも関わっていた。趙恒惕は章士釗を湖南省憲法の起草者となった湖南省出身の留学経験を有する知識人らと同等の人材と見なし、自らのブレイン・スタッフとして抱え込もうとしたようである。

章士釗はこの後長沙の各地で1週間に4回続げざまに講演を行った⁽²⁶⁾。その主旨は湖南省教育会での講演と同様に、中国の後進性を指摘し、農業人口が8~9割を占める中国では、ゼネストといった工業国であるヨーロッパの社会主義運動の方法は適用できないこと、欧州の大問題は労働者の解放であるが、中国の大問題は農民の解放であり、農村改良が必要であること、などの諸点を訴えた。

章士釗はその農村改良の方法について繰り返し語っている。例えば学術研究会での講演の次のような表現は具体的でまことに興味深い。

「中国に必要なのは農村改良の方法である。まず小さな地域を見つける。小さければ小さい程よい。その地の生産物をすべて計算する。1年でどれだけの生産があり、どれだけの価値があるか。その価値を基準に一種の村券を発行する。これは幣制革命である。これはすでにドイツで行われている。将来は各国でも行われるだろう。この村券は金銭本位ではなく、生産物本位である。村の生産物はすべて共同で保管し、公共売買社を設立して共同に紙幣で購入し、余剰生産物は各地に販売する。村内で生産できないものは各地から購入してくる。村内の人民は、それぞれの能力に応じて分業を行う。学齢に達した児童は義務教育を受ける。人びとが仕事をもち食えるようになってから、1年の仕事の量はどれだけになるかを計算し、これを年々拡大してゆき、人びとの生活レベルを向上させてゆく⁽²⁷⁾」。

章士釗の農業立国論は決して近代科学や工業化に背を向けたものではない。「要するに、他人の帽子を自分の頭にかぶると、どんなものでも合わないものだ。われわれが新文化運動に従事するには、まず基礎を建築することから始めなければならない。決して屋上から作り始めてはならない⁽²⁸⁾」と述べて、欧米の社会制度の盲目的な模倣では中国の発展をもたらすことはできないとし、むしろ各地域が自力で運営できる限りにおいて、科学技術の応用や工業生産の向上を奨励している。例えばある講演では、農村改良の方法とは、(1)科学知識により組織的に耕作を行うこと、(2)失業者を農業に従事させること、(3)農民と知識人とを結合させることが主軸となることを主張し⁽²⁹⁾、また別の講演では、中国を改良するなら農村教育から着手しなければならず、工業は、まず小工場制からはじめ、それを各農村に広めて、日用品、必需品の供給をおこなうようにする、と指摘した⁽³⁰⁾。

章士釗のこのような農業と農村の重視、小地域の自力更正による経済建設、「公共販売社」による農産物の統一購入と余剰生産物の統一販売、自前の技術による小工場生産などは、権力関係はなお曖昧ながら、同時代の青年学生が主張した、日本の白樺派に範を取った「新村運動」や、ロシアのナロードニキに倣った「ヴ・ナロード」の運動の影響を章士釗も被っているようにもみえる。

だが、それ以上に湖南省での章士釗の演説に共通して見られる特徴の多くは、ペンティの思想の影響に負うものである。

ペンティは、章士釗訪欧の直前に刊行したその著書『ギルド、貿易、農業』において、農業のリバイバルによる共同体の理念の再生、失業問題の解決、食糧供給、都市人口の農村還流による都市のヴァイタリティの回復を説き、農業の活性化の最大のメリットは都市失業者を農業労働者として農村に吸収することであると主張している。これは、失業者を農業に従事させるという上述の章士釗の「農村改良の方法」に採り入れられている。

そしてペンティの主張であるところの、農業ギルド (Agricultural Guild) による、価格の統一、通貨管理、互助センターの設立、生産物の購入販売、さらには土地の管理と所有などは、章の説く「販売局」、「公共販売社」の機能と対応している。さらに「農業ギルドは、大工や鍛冶

屋などをも含む中世のギルドと結合し、さらに地方自治体とも融合する。そして農業ギルドは物物交換が可能な範囲で成り立ち、昔から存在する村共同体 (village commune) とも結合する」というペンティの所説は、章の農業立国論の立論根拠である、農村には「礼を重んじ、讓を講ずる風習」が残っている点の強調に符合する。

最後に、ペンティの外部世界との貿易を前提とした、生産の増大と消費の抑制 (producing more, consuming less) という主張は、既存の利益の分配ではなく、新たに利益をつくり出せという章の講演に反映されている。これらは、章の農業立国への注目がペンティのギルド社会論から生じたものであることを明確に示している⁽³¹⁾。

章士釗の農業立国論は、奇妙な融合物である。そこには伝統的な要素と近代的な要素とが結びつけられていると同時に、ヨーロッパの概念や制度が、中国の小農村の経済計画と結びつけられている。

(3)北京の章士釗

湖南滞在中の10月13日、章士釗は一等大綬嘉禾章を授与するという大總統令に接した⁽³²⁾。これが北京政府による章士釗への働きかけの第一報となった。11月には章士釗は政府教育部の要請を受けて、北京農業大学 (1922年12月に北京農業専門学校より改組) 校長に就任し、12月30日には、熊希齡、汪大燮、蔡元培、周自齊、孫宝琦、王正廷、黄炎培、李根源、饒漢祥、褚輔成とともに、章士釗を教育基金委員会委員とする大總統令が出され⁽³³⁾、さらに翌1923年1月11日には、章士釗を中央編訳館総裁とすることが報道された⁽³⁴⁾。

多くの役職をもち多忙となったにもかかわらず、章士釗は湖南での講演と同主旨の講演を以後各地で繰り返している。たとえば、1923年1月20日には、上海の徐家匯の暨南商科大学の要請により、「欧游之感想」という演題で講演を行い⁽³⁵⁾、また2月5日には同文書院の講演会で、工業国日本と農業国中国の親善合作を訴えた⁽³⁶⁾。4月8日、江蘇省教育実業連合会の南京での集会に招待された章士釗は、欧州の制度は中国に適用できないこと、経済問題解決の鍵は欧州は工業に、中国では農業にあり、よって農業立国が必要であるという持論を披瀝した⁽³⁷⁾。

脱政治志向であった1920年代初めの章士釗にとって、欧州へ旅立つ直前には主に上海で西南大学の建設準備に奔走していた経緯もあり、学校運営は自らの情熱を注ぐにたる事業であった。かつ当時農村立国を主張していた章士釗にとっては、北京農業大学の校長職は自らの国家建設理論とも無関係ではなかった。

北京国立農業大学校長に就任まもない1923年1月14日、章士釗は上海に下った。目的は、新設の農業大学の教員を物色するためであると報じられた⁽³⁸⁾。1月25日、章士釗が農業大学の教員募集を正式に発表し、「師生農民の力を合わせて合作し、将来の農村立国の基礎を樹立することを主旨とする」と述べ⁽³⁹⁾、翌26日、上海を離れ南京経由で北京へ帰った⁽⁴⁰⁾。

農業大学は1923年3月5日に開学し⁽⁴¹⁾、新校長の章士釗は学生のために尽力した。開学にあたっては学生が不満に思っていた旧教職員を罷免した。章に好感を持った農大の学生は、章の意に沿うべく、北京国立8校共同による彭允彝教育総長指弾の政治運動に不参加を表明した⁽⁴²⁾。また章は、1923年3月25日、政府の司法干渉に反発して北京を去った蔡元培を天津へ訪ね、学生運動の解決策を協議し⁽⁴³⁾、さらには元宵節の提灯行列で発生した警官の学生殴打事件のことで章は議会において政府を批難した⁽⁴⁴⁾。

だが、章士釗と農業大学との良好な関係は、1923年6月の政変で章が上海へ逃れたことで終わった。章士釗自身は上海へ逃れて以後、校長職の辞任を再三要請していたが、翌年になってようやく教育部で批准され、1924年4月7日に公文書が上海に届いている⁽⁴⁵⁾。

(1)「法統」の回復

1920年代初めの「法統」論争は、民国政治の正統性があからさまに議論される契機となったと同時に、正統性原理の形骸化の端緒でもあった。

1920年の安直戦争後、政権を掌握した奉天派と直隸派の派閥間の軋轢から紛争が生じ、民国6年の国会に依拠する直隸派の「法統」論と民国8年の国会に依拠する奉天派の「法統」論とが対峙し、それぞれの「法統」が争われた。1922年の奉直戦争の結果、奉天派に勝利した直隸派は北京政府を支配下におくや、「法統」の回復を強調することで政権樹立の正統性を獲得しようとした。

「法統」回復論の主張者は、呉佩孚ら直隸派の実力者たち、黎元洪の参謀である哈漢章・金永炎、旧国会衆議院議長の呉景濂、天津に引退していた旧国会参議院議長の王家襄らであった。直隸派主導による「法統」の回復とは、具体的には「臨時約法」と旧国会の回復、および黎元洪の大總統復職であった。このことはまず(1)安福国会選出の徐世昌は大總統の資格を失い、次に(2)北京が「法統」を回復すれば、広東は「護法」の根拠を喪失し、そして(3)漢口で第三政府、すなわち連省政府の設立を計画していた「連省自治」派は、北京の「法統回復」で計画を中止せざるをえなくなる⁽⁴⁶⁾ということを意味していた。

黎元洪が大總統に復職し、民国6年(1917年)の国会解散令を取消し、旧国会が北京で回復された(1922年8月1日)。登録者414人のうち354人が出席した。ここにおいて民六議員と民八議員とのあいだで論争が起こった。民六議員とは1917年の旧国会の議員、民八議員とは、1919年に広東の非常国会が正式国会を開催したさい補充された新議員を指す。旧国会の回復とは、南北国会の統合を意味しており、それについて、(1)民六議員で南下して民八議員となったもの(資格あり)、(2)民六議員で安徽派政府に就いたもの(資格喪失)はそれぞれ明確であったが、(3)民六議員で広州の護法国会で除名されたもの、および(4)護法国会で補選されたもの、この2つの議員資格が問題視されたのである⁽⁴⁷⁾。

7月23日、張継ら上海滞在の民八議員は「法統維持会」を結成し、北京でも一部の民八議員が「法統学会」を組織した。彼らは北京の法統を否定し、広州国会こそが合法的であると宣言し、民八議員の正統性を主張した。民八議員は孫文の激励と孫洪伊の勧誘を得て、紛々と北上し、8月30日に衆議院議場に闖入して議長を殴るなどの実力行使に及び、これによりほぼ2週間の間国会は開会できなかった。結局、1922年9月に、民八国会論の最右翼である広東派の鄒魯・謝持が陳炯明討伐のため孫文に呼び戻され、直隸派を支持する王家襄・呉景濂らの民六国会論が定着する一方、政府は政治討論会なるものを設置して失業した民八議員を吸収する策を出し、民八議員の大部分は次第に軟化して着着をみた⁽⁴⁸⁾。

章士釗は、このような「法統」という正統性原理をめぐるなされた論争を、中国における議会主義政治の発展にとってむしろ阻害要因であるとみていた。すでに述べたように章士釗自身は中国における議会政治の定着に希望をもてず、欧州にてギルド社会論を研究し、中国の政治発展にふさわしい統治機構を新たに模索し始めていた。

1922年10月の長沙の学術研究会での講演において章士釗は、中国の各種の問題が解決できないのは、「飯碗問題」が解決できないからであるとした。すなわち工業立国の欧州の議員は、資本家層の代表として、自らの経済的な背景にもとづいて政治活動をおこなっているのだから、下野しても「食べて」ゆけるが、一方、中国の議員は「食べて」ゆくために議員となっているのだから、下野すれば「食えなく」なる。よって中国では議員でいるために滅茶苦茶をするのである⁽⁴⁹⁾。章士釗がこのように述べたことは、欧州からの帰国後に直面した「法統」をめぐる中央政界での紛争、回復された旧国会内の「醜態」が彼をいたく失望させたことを物語っている。国政を論ずる以前の、議員の議席確保への見苦しい執着と、軍閥戦争の結果に左右される「法統」は、後述するとおり、章にとって議会主義政治制度の中国への導入が不適當であることを証明する事実にはかならなかった。

(2) 黎元洪の失脚と章士釗の南下

黎元洪の失脚と曹錕の大總統就任を契機に、章士釗は明確に「法統」否定へと傾斜した。

黎元洪の復職を経て、政局の安定した1年後、直隸派は自派の大總統を望み、黎元洪の任期満了を半年繰り上げて速やかに次期大總統選挙を施行すべきだと国会で主張した。黎は、直隸派の議員と閣僚の抵抗、および軍警に保護された「公民団」を名乗る遊民の威嚇を受け、1923年6月13日に天津に脱出した⁽⁵⁰⁾。

章士釗を含む曹錕の大總統選挙に反対する国会議員は、黎元洪の失脚を知った6月13日から陸統と天津に逃れ、体勢挽回を画策する黎元洪と合流した。19日までに250人あまりの国会議員が天津に到着している。議員らは19日夜8時、黎元洪宅に集合し、呂志尹、田桐、章士釗の3人を代表として上海に派遣することを決定した。計画では、まず(1)北京の国会議員が総統を選出するための法定人数を不足させ、次いで(2)南方で国会を開催し、それから(3)憲法会議を開催することになっていた。そのための議員の南下の方法としては、(1)1週間以内に先遣隊150人を上海に送り、(2)北京から陸統と天津に来る者を第2陣として上海に送り、(3)最後に天津で事務処理に当たっている議員がその他の議員とともに上海へ向かう、という順序だった⁽⁵¹⁾。

章士釗は、6月23日に天津から通電し、北京で議員を監視し選挙を強要するなどのことがあれば、それは法的に無効であり、その罪は問われねばならないと主張し⁽⁵²⁾、自身は計画どおり南下を開始した⁽⁵³⁾。

6月26日、「国会議員」代表として上海へ到着した章士釗は、各要人との連絡を開始した。最初に頼りとしたのは上海在住の旧友で義兄弟の章炳麟であった。章士釗は「今年北方の軍閥が乱をなし、元首を放逐する政変があった。釗は南に難を避け、兄の近くにいる。政治を論じては兄と協力することを頻りに求めた。最近わが『墨学談』のことでかたじけなくもお引立ていただいた。兄と知り合って20年、今ほど気持ちの通いあったことはない⁽⁵⁴⁾」と伝えている。ついで27日、章士釗は田桐、呂志伊とともに浙江督軍の盧永祥を訪ね協議を行った⁽⁵⁵⁾。天津に集合した議員を支持し南下をうながしたのは、安徽派の実力者である盧永祥であり、当時は章士釗の最大の援護者であった。

南下した議員たちにとって、北京の動向は正統から逸脱するものであった。1923年7月2日、章士釗を含む離京議員132人は、北京で開催された憲法会議(呉景濂副議長)に対し、神聖なる国会の威信が失われ法規が紊乱した現在、国家百年の根本大法を制定するのは禍根を残すゆえに、現在は延期することを求める決議を行った⁽⁵⁶⁾。

上海に集合した国会議員は、上海斜橋の湖北会館に国会の上海移転のための準備処を設け、7月14日には、220人の参加を得て国会移転の集会を開催することができた。だが、結局のところ22日までに登録を済ませたのは参議院議員110人、衆議院議員290人で、法定人数に足りずこの日の開会は不可能となった⁽⁵⁷⁾。

北京残留議員は軍警の監視によって南下を牽制され、同時に、高凌霄、呉毓麟、王毓芝ら直隸派議員の運動で「出席費」「節敬」「歳費」「票価」などの名目による買収が進んでいた。8月24日には、呉景濂が中心となり北京残留議員を召集し談話会を開催し、国会に出席した議員に対し出席の都度100元を予備費から支給すること、10月10日で任期の切れる議員の任期を延長することを提議した。これによって南下した議員たちも陸統と北京に参集し、ために章士釗らの上海への国会移転の計画は完全に挫折する結果となった。他方北京側は、新大總統を選出するための法定人数不足の恐れがなくなり、10月の選挙会で曹錕が大總統に選出された⁽⁵⁸⁾。憲政史上名高い曹錕賄選事件である。

章士釗はすでに西欧の議会制度の中国への導入には否定的な見解を表明していたが、曹錕の「賄選」という中国における議会政治が見せた負の現象を目の当たりにし、1924年4月の『申報』紙上に「代議制はなぜ中国に適さないかについて」という文章を発表し、西欧の議員と比較参照

しつつ、独特な観点から中国政治の特徴を指摘した。論旨は、1922年10月に湖南での「飯碗問題」についての講演を敷衍したものだが、江蘇省議員が省予算案の審議において教育関係費を減額する一方で自らの歳費の増額を行ったというエピソードを枕に、代議制を支える議員の経済的基盤の異常さを指摘している。章士釗の比較政治文化論として興味深い指摘である。その要点は以下のとおりである。

英国の議員は納税者の代表であり、代表と納税とは不即不離である。封建時代から産業革命をへて、現在は工業の最盛期となったが、どの時期においても代議制は資産と密接に関係していた。少数の資本家が多く資産を持ち、資産の多い階層ほど多数の議員を持った。政党設立、宴会、寄付、選挙など議員の政治活動はすべて国庫に頼らずに自前の資金で行われ、しかもその活動は東洋では想像もできぬくらい豪華で規模壮大に行われる。1912年に労働党の要求で各人400ポンドの歳費が決まったが、それは中国の参衆両院議員の歳費以下の額である。それでも英国の議員たちは歳費収入を恥辱として慈善事業に寄付してしまった。

議員が資産をもっていることは政治のあり方にも影響している。(1)政治に賄賂は不要となり、すべての主義主張は、その論理的な価値において比較される。(2)失脚しても生活の基盤は動揺しないので、朝野を問わず、ともに国家のために勤め、いずれの政党も従容と政権を交代する。それゆえ政敵を倒すことは飯を食うためではなく、犬や豚にも等しい卑劣狂暴な政争はない。(3)政治活動の設備が貧弱だったり、募集した人材が未熟だったりすることがない。(4)政党の資金は独立しているので、国民は政党を国賊だとは思わない。

だが、中国の場合はちょうどその逆となり、(1)議員の品行は悪く、豚のごとく醜悪で、自らを売り歩き、主義などは問わない。(2)政客は今日失脚すれば明日には餓死同様となる。敵を打倒するのは自分の生存のためであり、政治的主張とは無関係である。策謀をめぐらしてありとあらゆる手段を用いる。(3)どの政党も規範のととのった機関や新聞がなく、常識をそなえた主任や幹事がいない。(4)国民は議員を憎悪しており、議員は不正と傲慢、汚濁とでたらめが身に染みついている、代議の2文字には何の意味もない⁽⁵⁹⁾。

このように説く章士釗の目からみれば、中国の「富」のあり方とは、100人分の食糧を1人が食べ尽くし他の99人は餓死するという形態であった。欧州とは異なり中国では大資本家が未成熟であるので、99人分の「富」を掌握するのは、大資本家ではなく、「兵」、「官」、「議員」である、と章は言う。「兵」は員数をこまかして余分な軍糧を得て私兵を養い兵力を拡大し、城邑を焼いて民家からわずかばかりの錢糧をかすめ取る。「官」は国家の財産を奪い、官職を売り、公を騙って私利を貪るなど、看守が泥棒をするような振る舞いをする。「議員」は平民を欺き、政府を裏切り、同僚を売り、賄賂の集まる所、権益のある所は人目を憚らずむさぼりとろうとする⁽⁶⁰⁾。

章士釗の説く代議制と議員の経済的自立との関係は、そもそも1912年の段階の章士釗の政党政治論においてすでに暗示されている。章の構想する政党政治は、「一致」のための基盤を共有する社会層を担い手として、論争は「政策」上の「不一致」のみから発生すると想定され、すぐれてエリート主義的な特徴をもっていた。「政治によって生きる必要がなく、政治のために生きようということ」が「名望家(ホノラツィオーレン)」の無条件の前提条件であるとM. ウェーバーは説明している⁽⁶¹⁾が、章士釗は中国の議会主義政治を支える担い手が「名望家」的な資質を欠いているがゆえに、議会の機能不全が生ずると考えている。軍人・官僚・国会議員は、自己の役職に関わるあらゆる特権を殖財の機会とみて私物化している。議員たちは、一旦議員に選出されれば、事実上法的資格を喪失していても、法を曲げてまでも議席にしがみつくと。章士釗にとっては、こういった政治の醜悪な側面が集約的に噴出したのが曹錕の時代の政治であり、それは中国において代議制が不適であることの証左であった。

(3)章士釗と連省自治運動

直隸派の支配する北京政権の「武力統一」策に対抗する地方督軍は「省自治」あるいは「連省自治」を唱え、言論界では胡適、章炳麟ら発言力の大きい知識人の一部がこれを支持し、陳独秀、蔡和森ら共産党系の知識人が反対にまわった。

国会の上海移転が不可能となった章士釗らの選択肢としては、直隸派の脅威に対し「連省自治」策による浙江防衛を試みる浙江督軍盧永祥の庇護下で、盧永祥を中心とした新政府樹立を模索する方途が残された。当時の章士釗は黎元洪の身辺におり、各方面との連絡にあたっている。7月7日には、章士釗は、盧永祥としては黎元洪の南下には反対しないが孫文および西南との連絡には反対であることなど、章炳麟と盧永祥の間の意志伝達の仲介を行い⁽⁶²⁾、7月16日には、章炳麟、汪精衛、褚輔成、および黎元洪代理の金永炎・韓玉辰とともに、盧永祥への報告を終えて杭州から上海に戻った鄧漢祥から盧の意志を聴取し、各方の見解の調整をおこなっている⁽⁶³⁾。

各省の連席会議が具体化するのには、7月22日、黎元洪の代表である金・韓両名が時局問題で各要人と討論し、おおよその主張を、岑春煊、唐紹儀、章炳麟など上海居住の長老の発起により各省に通電したことから始まる。その主旨は「各省連合会議」の開催であった。この通電は、褚輔成が唐紹儀の、章士釗が岑春煊の説得を行って得た成果でもあった⁽⁶⁴⁾。8月上旬、章士釗は、章炳麟、汪精衛らとともに「各省連席会議」の上海召集を協議している⁽⁶⁵⁾。

1923年10月5日、曹錕が賄選で総統に選出されたのに対し、9日孫文が全国に向け曹錕討伐を宣言し、段祺瑞、張作霖、盧永祥に同時挙兵を訴えた。1924年秋に実現する反直隸派三角同盟の濫觴である。10月10日、曹錕が北京で就任すると、上海、杭州、蕪湖では反曹錕の市民デモが起こった。盧永祥は、10月12日に北京政府との公文書の交換停止を宣言して、曹錕の総統就任に反対を表明し、各省連席会議は翌13日に汪精衛らが筆頭となり「各省連席会議代表」の名義で曹錕反対の通電を行った。ここにいたり、賄選不参加の議員と黎元洪派の政客とが杭州、上海に集結し、新政府を杭州に樹立し、盧永祥を反直隸派運動の中心にすえようという動きが起こった⁽⁶⁶⁾。

章士釗としては長らく岑春煊および政学系との関係が深かった。同時に農業立国論の実践の上では湖南の趙恒惕からの支持があり、また23人の湖南議員とともに、8月9日湖南議員倶楽部を設立する⁽⁶⁷⁾など湖南側との連絡網を持っていた。また、9月によく上海へ到着した黎元洪には秘書がいなかったため章炳麟、章士釗、褚輔成の3人が一切の文書作成の任務をも果たしたことから、黎元洪とも提携することができた⁽⁶⁸⁾。

章士釗と連省運動との関わりは、人脈と連絡網の多様さにも関わらず、あるいはそれゆえに、かなり間接的なものとなった。天津から上海へ到着した直後の6月27日、章士釗は談話を発表した。南下の理由は北京の喧騒を逃れるためであり、たまたま天津で国会同人と黎元洪の委嘱を受けて上海に来ることになったにすぎず、南方での国会開会には参加するが、章自身の本意としては、一切の党派問題に関わらないで著述に専念したい、と述べていた⁽⁶⁹⁾。

1923年10月、章士釗は上海で『新聞報』の主筆となった。その論調は、連省自治を説き、曹錕を選出した収賄議員を非難し、代議制を攻撃し、旧文化の称揚に傾くというもので、「ウィルソンについて」「レーニンの死について」「マクドナルド内閣について」「農治術意」などが話題となったようである⁽⁷⁰⁾。この間に、かつての『甲寅』雑誌を継ぐ、『甲寅』週刊発刊の用意がなされた。『甲寅』週刊の創刊は1925年7月だが、1924年1月5日にすでに『甲寅』週刊の創刊と出資に関する広告が行われ、連絡先は上海威海衛路328号甲寅週刊籌備処と通知された⁽⁷¹⁾。

1924年7月28日、上海で章炳麟を主席とする「連省自治会」の準備会が開催された。民国の統一は、まず省権を蹂躪する勢力を打破し、各省を単位とすること。国憲の制定には、まず法統を掲げる国会を消滅させ、連省会議を根本解決の中核とすること。連省自治の実現には、まず偽憲法の付与する自治を棄却し、人民自決を主張すること。以上の政策を主旨とする同志を糾合し「連治社」を設立することを各省議会に宣言した。章士釗はこの「連治社」籌備処の成員に名を連ねている⁽⁷²⁾。このことは、章士釗の新構想が「自治」の性格をもつことの傍証として理解できる。

章士釗の政治論と連省自治論とは親和性の高いいくつかの接点があった。

議会政治に代替する政治論である農業立国論や「業治」論における政治統合の方法について章

士釗は次のように述べている。「中国は農業立国の制を保存するのがよしい。これからは農村〔振興〕を提唱し、一村に自衛自治させてゆく。一村がそのようになれば、一県一省もそのようにならないことはない。そして農村制を各省に押し広めれば、国は治まることができる」⁽⁷³⁾。また「業治」論においても、各ギルド・グループの総和として国家体制が構想されていた。

章士釗の新構想の本質は、全体よりも部分を優先する点にあった。章のギルド社会論とは多元主義国家を建設する方途であった。「昔の国家は土地を基礎としていた。ギルドの国家は職業を基礎としている。昔は中央集権であったが、ギルドは各職業の分権である。これを多元国 Pluralistic states という⁽⁷⁴⁾」と章は説明している。

章の所論を敷衍すれば、小地域自治体（村落）の自治を確立し、この小地域自治体を基礎単位に漸次より規模の大きな緩やかな連合体を形成し、ひとつの国家となることだと言えよう。

章士釗の農業立国論とギルド社会論は、1920年代の「連省自治」論と密接に関連している。章の「連邦統一」の構想では、まず「造邦」があり、「造邦から邦連へ、邦連から連邦へ、連邦から統一へ」と進んでゆく。「造邦」とは軍隊管理、予算編成と省憲法の制定による各省自治の確立をいい、各省の代表が「連省会議」を開き中央官制と予算を決め、これに従って中央政府が職権を行使するにいたる出発点であった。

連省自治論の主張者である李劍農は、連省自治とは、まず(1)各省が省憲法を制定し、省憲法に基づいて省政府を組織し省を統治する。次に(2)各省が代表を派遣し連省会議を組織し、連邦憲法を制定し国家統一を達成する、と説明する⁽⁷⁵⁾。翻っていえば、農業立国論とギルド社会論は、「連邦統一」論に対応した主張であった。農業立国の主旨は「外侮を防ぐ道をゆっくりと図る」ため「まず国の本を安んずる」ことにあり⁽⁷⁶⁾、統一へと向かうひとつの過渡期という性質をもっている。権力構造の不明確さの理由をこの点に求めることができる。そしてそれは現状の支配関係の温存維持を意味することでもあった。

小結

「約法体制」期における現実の政治史の動向を決定したのは実力、すなわち軍事力であったが、正統性の獲得なくして政治権力を行使することはできず、それなくしては、第一次世界大戦後の国際環境において、独立主権国家を建設し国際的にも中国を代表する政府を樹立することは困難であった。だが、「約法」であれ「法統」であれ民国前期の正統性原理自体が論争の対象となったことは、体制を維持する不可視なイデオロギーから、操作可能な道具としてのイデオロギーに転じたことを意味している。「約法体制」は統治機構の崩壊に先立ち、統合原理の正統性の腐蝕が進んでいた。

平和を希求する一般国民は、南北政府間の紛争は「法統」に原因があり、「法統」さえ回復されれば国家統一の問題は解決され天下太平となると考えており、政客も軍人もいかにももっともらしく「法統」理論を弄んだが、しかし「看板は看板にすぎなかった」と李劍農が説明しているように⁽⁷⁷⁾、辛亥革命以来の「約法体制」は、1922年の「法統」論争においてその形骸化した姿をさらすこととなった。それは、やがて到来する正統性原理としての「約法体制」崩壊の予兆であった。

章士釗の場合、反直隸派の立場から「法統」回復の主張がもつ党派性を非難するとともに、訪欧を契機に議会主義政治の中国への適用をいったんは断念し、「約法体制」を否定した。そしてそれに代替する政治論を、「連邦統一」論、あるいは農業立国論として提示した。それはいわば小地域単位を出発点とした国家建設の再履行であった。そしてその実現のひとつの手がかりが当時長江流域諸省で唱えられていた連省自治の主張であった。

英国のギルド社会主義論の影響を被った章士釗の新たな構想では、農村の重視、小地域の自力更正による経済建設、「販売局」あるいは「公共販売社」による農産物の統一購入と余剰生産の

統一販売、土地所有の管理、現物本位紙幣の発行など、郷村を単位とした社会的統合の達成を志向するものであった。章士釗の政治思想という面で重要なのは、政治改革を行なうには、制度改革ではなく社会経済的土台の改革をとまわねばならないという主張の登場である。

農業立国論は、現実に行われることのなかった構想であった。それゆえ建設さるべき政治社会の権力構造がはなはだ不明確なままとなった。そしてこのことは、この主張が「自治」の理論でありながら、「統治」を正統化する論理として既存の支配被支配関係を温存する機能をもつ可能性があったことを示唆している。

章士釗が湖南省を訪れたさい、省長の趙恒惕は、10月1日に「湖南省憲法」にもとづいた湖南省長選挙によって初の「民選」省長に選出されたばかりであり、彼の就任宣言は章士釗の起草になるともいわれている⁽⁷⁸⁾ことを勘案すれば、章士釗の演説が湖南省における趙恒惕の「統治」を正統化する意味をもっていた。

当時、湖南省における労働運動は熾烈をきわめており、とくに1922年10月は労働運動の高揚した時期であり、粵漢鉄道スト、安源炭坑スト、省営水口山鉱山スト、土建業・理髪業の賃上げ、労働条件の改善要求などがあいついだ。そしてその背景には、社会主義青年団湖南支部の結成（1920年10月）、毛沢東、何叔衡らによる中国共産党湖南区委員会の設立（1921年10月）など湖南におけるマルクス主義団体の成長が指摘できる⁽⁷⁹⁾。

章士釗の農業立国論の主張のひとつとして、農業人口が大多数を占める中国では、ゼネストといった欧州の工業諸国の社会主義的方法は用いるべきではなく、中国の大問題は、労働者の解放ではなく、農民の解放であり農村改良が必要であることが説かれた。そして農村に濃厚に残っている礼教の美風による農村再建が主張された。このような内容を含む章士釗の政治論は、趙恒惕による「統治」と労働運動の弾圧とを暗黙のうちに承認するか支持する傾向をもっていた。それは工業国の社会主義運動の導入への反対や、中国固有の文化を保護せよとの主張などとも関連している。換言すれば、章士釗の小地域の連合による国家建設という構想は、例えば当時の湖南省の支配層の権力掌握を前提とするという、現状追認的な、体制迎合的な要素をもっていたのである。

第2次奉直戦争のさなかの1924年10月、馮玉祥軍のクーデターにより曹錕・呉佩孚が追放され、張作霖の支持を得た段祺瑞が政権を樹立した。この段祺瑞政権の樹立には章士釗が関与してゆくののだが、そのことと章の新たな国家建設の構想とはいかなる関係にあるだろうか。これについての考察は第9章の課題である。

[註]

- (1)章士釗「造邦」『東方雑誌』第18巻第20号、1921年1月25日、111頁。これは行巖・弱男「造邦」『改造』第3巻第5期「聯邦研究」1920年9月、の再録である。
- (2)章士釗「造邦」同上、111頁。
- (3)章士釗「造邦」同上、112頁。
- (4)章士釗「造邦」同上、112頁。
- (5)秋桐「聯邦論」『甲寅』雑誌、第1巻第4号、秋桐「学理上之聯邦論」『甲寅』雑誌、第1巻第5号、秋桐「聯邦論答潘君力山」『甲寅』雑誌、第1巻第7号、秋桐「聯邦論再答潘君力山」『甲寅』雑誌、第1巻第9号。また民国元年においては、例えば、行巖「内閣制与聯邦制」『民立報』1912年3月8日、行巖「統一聯邦而義主之真詮（答毛君季同書）」『民立報』1912年4月4日がある。章士釗を含めた当時の連邦論については、李劍農『戊戌以後三十年中国政治史』前掲、310頁、および石川忠雄「清末及び民国初年における連邦制と省制論」『法學研究』第42巻第9・10合併号、1951年、を参照。
- (6)清末民初の連邦制論については、徐矛『中華民国政治制度史』上海人民出版社、1992年7月、とくに第12章「連邦制度」を参照。

- (7)徐矛『中華民國政治制度史』同上、433-434頁。行巖・弱男「造邦」『改造』第3卷第5期「聯邦研究」1920年9月。楊瑞六「時局問題之根本討論」『太平洋』第3卷第8号、1922年9月5日。百里「同一湖談自治的一封信」『改造』第3卷第4期「自治問題研究」1920年9月。藍公武「我的聯邦論」『改造』第3卷第5期「聯邦研究」1920年9月。劍農「民國統一問題」（篇三）『太平洋』第3卷第7号「聯省自治号」1922年9月5日。幾伊「自治運動与聯邦」『改造』第3卷第5期「聯邦研究」1920年9月。寧協万「憲法宜採聯省民主制」『東方雜誌』第19卷第21号「憲法研究号（上）」1922年11月10日。
- (8)胡春惠『民初地方主義与聯省自治』正中書局、1983年、138-168頁。
- (9)「專電一」『申報』1921年1月27日。「專電二」『申報』1921年1月31日。「章士釗行將赴法」『申報』1921年2月16日。一説に章の出国は、黎元洪の資金援助による。白吉庵「章士釗」『民國人物伝』第4卷、中華書局、1984年、57頁。
- (10)孤桐「代議非易案」『甲寅』周刊、第1卷第2号、1925年7月25日、8-9頁。これに関する1924年1月15日の章炳麟の書簡については、「与章行巖論改革国会書」『華国月間』第1卷第5期（湯志鈞編『章太炎年譜長編』下冊、中華書局、1979年、742頁、所収）を参照。またこの章炳麟の書簡は、孤桐「代議非易案」に収録されている。章炳麟の代議制については、藤谷博「章炳麟の代議政論について」『阪大法学』第49号、1969年1月、を参照。
- (11)錢基博「現代中国文学史」（沈雲龍主編『近代中国史料叢刊統編』第八十三輯、文海出版社、所収）408-409頁。
- (12)錢基博、同上、409頁。
- (13)白吉庵「風雨滄桑九二春一記章士釗先生」『人物』1985年第4期、1985年4月、102頁。
- (14)章士釗「論業治」『甲寅』周刊、第38号、1927年1月1日、4頁。
- (15)章士釗「論業治」同上、5-7頁。章士釗の農業立国論については、高田淳「章士釗について」『思想』589号、1973年（のち高田淳『章炳麟・章士釗・魯迅』龍溪書舎、1974年、所収）に多くを教えられた。
- (16)「里昂通信」『申報』1922年9月24日。錢基博「現代中国文学史」前掲、409頁。
- (17)「里昂通信」同上。
- (18)孤桐「農国辯」『甲寅』周刊、第1卷第26号、1926年1月9日、9-10頁。
- (19)章士釗「何故農村立国」『甲寅』周刊、第1卷第37号、1926年12月27日、7-8頁。
- (20)章士釗「対作篇」『甲寅』周刊、第1卷第36号、1926年12月18日、8頁。
- (21)白吉庵「章士釗」前掲、57頁。
- (22)孤桐「孤桐雜記」『甲寅』周刊、第1卷第24号、1926年12月16日。
- (23)「長沙通信 章士釗在湘之行動」（『申報』1922年10月14日）では演題は「文化運動与鄉村改良」と報じられているが、当時の章の主張においては「農村」がキーワードであり、本論では『大公報』（長沙）の記事にしたがった。
- (24)「長沙通信 章士釗在湘之行動」『申報』1922年10月14日。
- (25)「長沙通信 章士釗在湘之行動」『申報』1922年10月14日。1920年代の湖南省の自治運動、および趙恒惕政権については以下を参照。笹川裕史「1920年代前半の湖南省政民主化運動——省憲法構想をめぐる——」横山英編『中国の近代化と地方政治』勁草書房、1985年、所収。塚本元『中国における国家建設の試み——湖南1919-1923年——』東京大学出版会、1994年。
- (26)報道によれば、学術研究会では「農村自治」の演題（『大公報』（長沙）1922年10月13日）、甲種農業(?)では「注重農村生活」の演題（『大公報』（長沙）1922年10月14日）、楚工（湖南総工会か?)では「求知与自用」の演題で講演している（『大公報』（長沙）1922年10月17・18・19・20日）。第一師範では特に題を設けず講演をしている（「記章行巖先生演詞」『大公報』（長沙）1922年10月21・22・23・24・25日）。
- (27)「農村自治」『大公報』（長沙）1922年10月13日。
- (28)「記章行巖先生演詞」『大公報』（長沙）1922年10月25日。
- (29)「求知与自用」『大公報』（長沙）1922年10月17日。
- (30)「求知与自用」同上。

- (31) Arthur J. Penty, *Guilds, Trade and Agriculture*, George Allen & Unwin Ltd., 1921. 引用は部分は、pp.80-81。ギルドを中心としたコミュニティの創造を求めたペンティのギルド社会主義は、産業社会を否定し英国中世社会の復活を意図するものであったことについては、草光俊雄「柳宗悦と英国中世主義——モリス、アーツ・アンド・クラフツ、ギルド社会主義——」杉原四郎編『近代日本とイギリス思想』（日本経済評論社、1995年12月）を参照。
- (32) 「国内専電」『申報』1922年10月16日。
- (33) 「命令」『申報』1923年1月3日。
- (34) 「国内専電」『申報』1923年1月11日。
- (35) 「章行嚴演講歐游之感想 主張農業立国之制」『申報』1923年1月23日。
- (36) 「同文書院今日開演講会」『申報』1923年2月5日。講演の内容は、「章行嚴在同文書院演講記」『申報』1923年2月6日。
- (37) 「蘇省教実联合会招待各界」『申報』1923年4月10日。
- (38) 「章行嚴昨晚到滬」『申報』1923年1月15日。「章行嚴之談片」『申報』1923年1月16日。
- (39) 「徵聘農業專家特告」『申報』1923年1月25日。
- (40) 「章行嚴今日北上」『申報』1923年1月26日。
- (41) 農業大学の設立と「国立北京農業大学組織大綱草案」全29条の条文については、「北京農大籌備之経過」（『申報』1923年3月12日）を参照。
- (42) 「北京学界団結之真象」『申報』1923年2月27日。
- (43) 「国内専電」『申報』1923年3月27日。
- (44) 「政府咨復学生被毆質問書」『申報』1923年4月19日。
- (45) 「章士釗辞農大校長已照准」『申報』1924年4月8日。
- (46) 李劍農『戊戌以後三十年中国政治史』中華書局版、1980年、336頁。徐矛『中華民國政治制度史』前掲、87頁。
- (47) 徐矛、同上、90-91頁。楊幼炯『近代中国立法史』台湾商務印書館、1931年8月、299-300頁。
- (48) 李劍農『戊戌以後三十年中国政治史』前掲、340頁。
- (49) 『大公報』（長沙）1922年10月13日「農村自治」。
- (50) 徐矛、同上、125-126頁。劉紹唐主編『民国大事日誌』第1冊、伝記文学出版社、1978年、237-238頁。
- (51) 「国会議員田桐抵滬後之談話」『申報』1923年6月26日。
- (52) 「国内専電」『申報』1923年6月25日。
- (53) 「国会議員田桐抵滬後之談話」『申報』1923年6月26日。「政局紛擾中各派要人往来紀」『申報』1923年6月27日。湯志鈞編『章太炎年譜長編』下冊、前掲、712頁。
- (54) 「伯兄太炎先生五十有六寿序」『制言』第41期（湯志鈞編『章太炎年譜長編』下冊、同上、732-733頁）。
- (55) 「政局紛擾中各派要人往来紀」『申報』1923年6月27日。
- (56) 「離京議員之最近函電」『申報』1923年7月2日。
- (57) 楊幼炯『近代中国立法史』前掲、307頁。
- (58) 楊幼炯、同上、308頁。
- (59) 章士釗「論代議制何以不適於中国（上）」『申報』1923年4月18日。
- (60) 章士釗「論代議制何以不適於中国（下）」『申報』1923年4月19日。
- (61) マックス・ウェーバー、世良晃志郎訳『支配の諸類型』創文社、1970年、189頁。
- (62) 章炳麟「致李根源書」湯志鈞編『章太炎年譜長編』下冊、前掲、717頁。
- (63) 「各方代表討論時局進行弁法」『申報』1923年7月20日。湯志鈞編『章太炎年譜長編』下冊、前掲、712頁。
- (64) 「各方討論時局問題之昨訊」『申報』1923年7月22日。
- (65) 「各省聯席會議將在滬開會」『申報』1923年8月4日。湯志鈞編『章太炎年譜長編』下冊、前掲、712-721頁。
- (66) 李劍農『戊戌以後三十年中国政治史』前掲、360頁。

- (67) 「国会消息」『申報』1923年8月9日。
- (68) 「黎黄陂昨日抵滬」『申報』1923年9月12日。湯志鈞編『章太炎年譜長編』下冊、前掲、727頁。
- (69) 「章士釗之談話」『申報』1923年6月28日。
- (70) 白吉庵「章士釗」前掲、57頁。錢基博「現代中国文学史」前掲、410頁。
- (71) 「創弁甲寅週刊招股廣告」『申報』1924年1月5日。
- (72) 「聯治社籌備會記」『申報』1924年7月29日。湯志鈞編『章太炎年譜長編』下冊、前掲、758-759頁。
- (73) 「章行嚴演講歐游之感想」『申報』1923年1月23日。
- (74) 章士釗「主義屑」『甲寅』周刊、第1卷第39号、1927年1月8日、6頁。
- (75) 李劍農『戊戌以後三十年中国政治史』前掲、311頁。
- (76) 孤桐「農国辯」前掲、13頁。
- (77) 李劍農『戊戌以後三十年中国政治史』前掲、335頁。
- (78) 錢基博「現代中国文学史」前掲、410頁。
- (79) 古厩忠夫「省憲法体制下湖南の労働運動と統一戦線」野沢豊編『中国国民革命史の研究』青木書店、1974年5月。とくに第2節「1922年の労働運動と階級的労働組合の結成」194-212頁を参照。

第8章 新文化運動批判と文化的保守主義

はじめに

第1節 新旧文化に関する論争

第2節 章士釗における政治と文化

(1)章士釗の東西文化論

(2)章士釗の新文化運動批判

小結

はじめに

湖南省への愛着や農業立国論など1920年代の章士釗の政治論の背景には、東西文化論争での論戦にみるように当時の中国の社会文化面に対する強い関心があり、それを章士釗の文化的保守主義として剔出することができる⁽¹⁾。

東西文化論争とは、狭義には梁啓超の「欧游心影録」の連載と梁漱溟の「東西文化及其哲学」の講演からはじまる東西文化を論題とした論争をさしている。この論争は、第一次大戦とロシア革命の影響下で、今後中国は何処へいくのかという関心からなされ、北伐後の南京政権の成立まで続けられ、結論のないまま立ち消えとなったが、のべ数十年にわたり、数百人が参加し、千篇あまりの論文と数十冊の著作が発表された⁽²⁾。

中華民国という新しい国家体制は相次ぐ内戦でいまだ動揺を続け、他方日本を始め帝国主義の侵略的な対中国政策が展開されるという当時の状況下で、「中国固有の文化」なるものが発見され生産され続けたわけであるが、これを五四期の啓蒙主義的欧化論を屈服するためだけに現われた「復古の逆流⁽³⁾」にすぎないという評価はなお一面的にすぎる。加うるに、中国近代史においては、中国文化と西洋文化の相違というテーマに関する議論は、「西洋の衝撃」以来現在にいたるまでの通時的な普遍性をもった問題でもある。東西文化の関係に関する問題は中国近代の知識人にとっては踏み絵のごときのものであったといえる。

本章では、1920年代前半における「東西文化」論争における章士釗を対象とし、新旧文化に関する論争、東西文化に関する論争での章士釗の言説を分析し、農業立国論の背景にある章の文化論を抽出しその政治的意義を考察する。

第1節 新旧文化に関する論争

東洋文明と西洋文明に関する問題は新文化運動の提唱者の問題意識をいたく刺激したようである。運動の勃興にともない東西文化の関係が問題視され、それと重複するように新旧文化に関する論争がなされた⁽⁴⁾。やがて陳独秀、李大釗ら『新青年』の欧化論に対し、杜亜泉らの『東方雜誌』が東西文明の調和融合を主張し論争が始まった⁽⁵⁾。

こうした最中の1919年秋、章士釗は上海、広州、杭州において、新旧調和論をテーマにしてあ

いついで講演を行なった。これが論壇を刺激して、『時事新報』の張東蓀、『東方雜誌』の杜亜泉、陳嘉異らが論説を発表し、論争を招くことになった。この時期の論争の特徴は、東西文化の調和の可否をめぐるなされたという点にある。すなわち西洋の科学技術の導入と中国の精神文明、道徳文明の保護は可能かどうかという問題であった。そして同時に、東西文化の問題は、中国における新旧文化の問題へと議論の重心を移動してゆく。

1919年9月の寰球学生会での章士釗の演説は、章行敵「新時代之青年」と題され、『東方雜誌』第16巻第11号（1919年11月）に収録された（以下しばらく引用は特にことわりのない限りこれによる）。

章士釗の新旧調和論の中心的主張は、すべてのものは変化するが、変化は歴史と伝統の中から生まれるものであり、しかも漸進的におこるものだという点である。章士釗にとって「歴史は人類社会の貴いものなかでも最も貴いもの」であり、「新時代というのは、決して無から有が生ずるように天外からとんできたものではない。代代連綿と絶えることなく継承されてきたものである」。したがって、たとえば民国元年10月10日に清朝から民国に交代したなど、朝代の転換は一定の日時を指定できるが、時代の精神の場合は明確な境界線を引くことはできないのだと章は述べる。

このような章士釗の歴史的時間に関する説明は、過去は潜在的に現在に存在しているという時間的体験に特徴づけられる保守主義者のものであるといえる⁽⁶⁾。保守主義者にとっては、現存するものはすべて、それがしだいに生成してきたという理由によって積極的価値をもつと実感される。『新青年』派の過激な伝統破壊と精神領域をも含めた徹底的な西欧化の主張を前にして、章には伝統破壊による過去からの断絶に対する不安と過激な進歩主義に対する懐疑はあったが、変化そのものに対する恐怖はなかった。

章士釗の説くところによれば、胡適が白話を提唱し古典文学に反対したことは一面において正しかったが、最近の新文学運動では古いもの一切を排斥することを「新」だと称する極端な主張が登場しており、章士釗はこれに対して反感を覚え、「新」の現れ方に関する自身の見解を次のように説明している。

「およそ前進するには立脚する基盤が必要である。古いものが基盤である。旧がなければ、新もない。旧を保たなければ新をむかえることができない。新を迎えない弊害は、進化しないということだ。旧を保たない弊害は、ほとんど自殺であるということだ」。

章士釗の説く新旧問題の解決法は調和である。章によれば、どの時代にもその時代にふさわしい政治と学問があり、その最もふさわしいものを「新」という。「宇宙の進歩は2つの円が合体しただに分離してゆくようなものだ。移行するが超越ではない」。新と旧が混在していることを調和と言いい、調和こそ社会の進化の「至精之義」である、と章は説く。

章士釗は歴史的進化の結果としての新しいものの登場を否定することはない。この講演で章は「一国の優良な政治とは、国民が努力して経営することでもたらされる。こうしてこそその国は第一等の存在価値がある。このような責任は、青年諸君にある」と述べ、最近の学生と各団体の運動は、国家を少数の売国者の手に委ねるの事を否定する萌芽であると、五四事件以降の学生市民の反日運動を高く評価している。

西洋と中国の各々に優れた文化があると説く章士釗の調和論は、比較の観点から中国の悪しき伝統を発見し断罪する鏡でもあった。章は、中国人の思想では自らが君王になろうとし、社会の一分子としてみなと共同で国家を形成することができず、独善的で公共善を考えない、と「古い思想」を非難している。

この講演で、福田徳三、吉野作造ら日本の思潮の影響で、改造と解放が論壇の最新語となっているが改造も解放も古いものを基準とするゆえに調和の中に包摂される、と章士釗が述べたことに対し、『時事新報』の張東蓀が激しく反論した。張東蓀は、1919年9月に『解放与改造』を創刊したばかりで、章の指摘を自分に対する揶揄と受けとめ、社会の進化も生物の進化と同様に、ド・フリーズのいう突然変異によって起るとし、章の新旧の漸進的移行説を批判した⁽⁷⁾。

張東蓀の章士釗に対する反論が呼び水となり、賛否様々の議論が続けて発表された。潘力山と程耿が章士釗の新旧調和説に反対し、同時に張東蓀の突然変異説にも同調せず、生物進化論の社会への応用に反対した。また蔣夢麟は、調和とは新思想が旧思想に代替してゆくことであって、新思想は進化を求めて旧思想を攻撃するのが自然である。したがって調和をいうのは新に活動を停止しろというのと同じだと調和論を批判した。陳嘉異は、冷静に双方の見解を要約紹介して検討しつつ、新旧の「自然調和」を論証し、張東蓀の観点を反駁するとともに、新思想派の理論上の一面性を指摘している⁽⁸⁾。

この論争は歴史における進歩と発展はいかにして生起すべきかについてなされたわけだが、畢竟、進歩はもたらされねばならないという点に関しては、調和論と突然変異論の双方から受け入れられた。この論争を通じて、過去との連続性を重視し、秩序の混乱を避けた漸進的変革を力説する、という保守主義思想の特徴を章士釗の所論に認めることができる⁽⁹⁾。

第2節 章士釗における政治と文化

(1)章士釗の東西文化論

東西文化論争の火付け役となった梁啓超と梁漱溟の思想は、対象範囲や論証のスタイル、議論の方向など相違点はあるが、しかし同時代の中国の危機的状況に対する文化論的な反応であったという点において、多くを章士釗と共有している。

第一次世界大戦終了直後、梁啓超は欧州各国を訪問し（1918年12月末から1920年3月）、この旅の「ヨーロッパ旅行中の一般的観察および一般的感想」が「欧游心影録」の一部として『時事新報』に1920年3月3日から25日にかけて連載された⁽¹⁰⁾。

中国の文明をもって西洋の文明を補強し、双方を化合して新しい文明をつくる必要があると説く梁啓超の「欧游心影録」の主張に反発したのが、当時北京大学の若手教授である梁漱溟の『東西文化及其哲学』であった⁽¹¹⁾。『東西文化及其哲学』は出版後1年で、十数万冊売れ、百篇余りの論文と十数冊の小冊子がこれについて論評したという⁽¹²⁾。

梁漱溟の東西文化理解の特徴は、東西の相違は段階の相違ではなく、本質上の相違であることを前提に、中国文化が近い未来において世界文化の指導的地位に立つべきことを主張した⁽¹³⁾。

梁啓超は両洋文明の融合調和と相互補完を説き、梁漱溟はインド・西洋・中国の三種の文明をモデル化したうえで、将来において西洋モデルから中国モデルへと選択を変えてゆくこと、つまり西洋化の完成を経た後の孔子精神の復興を説く。しかし、一方の融合論と他方のモデル選択論と相違はあるけれども、ふたりの梁の東西文化に関する主張には、中国の西欧化と中国固有の文化の復興を同時に主張するという共通点がある。当時の東西文化論は、いわば1920年代という新しい条件下での「中体西用」論であったように見える。

梁漱溟は生涯において影響を受けた人物のひとりとして章士釗の名をあげ、順天中学堂に入学してから『帝国日報』『民立報』『国風報』『独立周报』に掲載された章士釗の文章を読んだこと、『甲寅』雑誌のころから文通を初めたこと、1916年に「軍務院」の解消の任務で章士釗が北京に来たとき初対面となったことなどを語り、「私は行蔵先生のこういった独立不羈の性格がたいへん好き」で知り合う以前から精神的に意気投合したと述べている⁽¹⁴⁾。

当時、章士釗が著した梁漱溟の『東西文化及其哲学』の書評に、最近まれに見る名著であると称賛した、「原化」がある。梁漱溟の見解のうち、とくに文化と天才の関係に関して注釈を加えながら、自身の独特の文化論を展開している。

章は、梁漱溟が世界の文化を西洋、インド、中国の3つに分け、文化は天才の創造だとし、唯物史観が環境の影響を重視しすぎるのに不満であるとしていることに賛意を表わしつつ、しかし天才も環境の産物であると補完する。「文化とは、そもそも時、地、人の3要素を合せて成り立

つ」のだが、新文化を主張するものはこの道理をわきまえていないので、固有の文明を破壊して西洋化を追求するが、それは本末転倒であると、新文化運動の偏狭さを批判している。

最後に、中国では、開国以来、「西方の工業化」の影響で東方文化が生存できるか否かという問題が出現し、西洋も最近の戦争で千万単位の死傷者を出し、戦争廃止の望みもほとんどなく、西方文化が生存できるか否かという問題が登場し、シュペングラー、ペンティらがその問題に取り組んでいることが述べられ、文化は東西に関わらず今破産に瀕しており、再び奮い立たせねばならない時期にあり、梁漱溟の提言は時宜にかなったものであること、今後は中国の農業本位による救済を考えるべきことが述べられる⁽¹⁵⁾。

ここに章士釗の文化論の簡明な概略をみることができる。歴史の変化に関する以前の見解に変わりはなく、さらに欧州旅行での見聞が、中国固有の文化に対する関心をかき立てたようである。その点は次にみる新文化運動への批判においても同様である。

(2)章士釗の新文化運動批判

1925年7月、章士釗は『甲寅』週刊を創刊する。『甲寅』週刊は1926年3月の第35号をもって停刊するが、同年12月に復刊し、1927年4月の第45号まで継続される。

1925年、いわゆる「甲寅派の反対⁽¹⁶⁾」が起った。章士釗が「評新文化運動」を発表し、胡適を直接の批判対象として新文化運動に反対したのである。「評新文化運動」は1923年、上海『新聞報』に発表されたが⁽¹⁷⁾、『甲寅』週刊に再録されたものである⁽¹⁸⁾。

新文学運動は、胡適の「文学改良鄒議」（『新青年』第2巻第5号、1917年1月）と陳独秀の「文学革命論」（『新青年』第2巻第6号、1917年2月）を契機に『新青年』派知識人を中心に展開された文学革命運動で旧文学からの脱皮を口語文による文学を主張するものであり、この文学革命と儒教批判による啓蒙運動が新文化運動と呼ばれている。これに対して最初に反撃にでたのは林紓であり、1919年『妖夢』『荊生』の短編小説を書き、新文学派を痛罵し、1921年には、胡先驕、梅光迪、呉宓らが雑誌『学衡』により文語文復活運動を起こした⁽¹⁹⁾。

「甲寅派の反対」はこのような背景においてなされた。「反対」は主に文学に関わる問題に限定されているが、その議論の内容は『甲寅』週刊を通じての章士釗の文化と政治に関する思想をうかがわせている。

「評新文化運動」では、まず章士釗の北京農業大学の校長時代の体験が動機として語られている。章士釗が前年の大学の受験生の答案を整理してみると、口語文が3分の2を占めたが、出来はよくなかった。「これはすべて胡適の責任である。彼が口語文を提唱してから5年後の今は中学生たちの大学受験の時である。それで今年は農大の受験生に口語文を禁じたら、答案は言葉も意味も明瞭なものになった」と述べ、文語文を賞揚する⁽²⁰⁾。

新文化運動に対する章の論点は次の3つである。第1に「文化」というものは突然生ずるのではなく、一民族が歴代伝わってきた特性を守り、それが環境に接して、その時代の精神となったものであり、それゆえ文化には東洋、西洋などの形容詞が付いていなければならない。つまり、過去の典章文物を切り捨てた文化など存在しない、と章は言う。第2に「新」とは旧に対して言い、新は旧の中で育まれて生まれてくるのであり、一切の旧を捨てた新などありえないと説く。第3に「運動」というのは大衆の参加が必要であるが、文化というものは精緻微妙なもので、少数の人が独占し、士民衆庶の共に語りうるものではないとしている。さらに、口語より文語が優れる点として、詩的リズムがあること、語彙が豊富であることを指摘している⁽²¹⁾。

章士釗にとって文化とは抽象的な存在ではなく歴史的に形成され現存するものであった。中国固有の文化がそうであるように、西洋各国の文化もまた数千年にわたる新旧の連続と蓄積によって形成されたものであった。東西の両文化には、共通点と相違点があるけれども、胡適らの新文化運動は中国文化全体を抹殺し西洋文化の相違点をのみ求める運動であり、歴史的な文脈を切断した皮相な模倣にすぎないと章はうけとめた。

章士釗の反論は『新青年』のあまりに過激な旧文化・旧思想への排撃に危機感を持ち、旧文化

の抹殺を防ごうとしているのであり、この意味において章士釗は守旧の立場にたつことになる。章士釗はこの点についてつとに自覚があり、「私は決して頑固守旧の者の徒ではない⁽²²⁾」と釈明しなければならなかった。

章士釗の文化論は礼教と農業を強調する当時の章の政治論をも基礎付けている。

章士釗の「評新文学運動」も胡適に反論し文語の長所を論じたものだが、中国固有の文化の特質を礼教に求め、「いにしへの聖人」が人間の自然状態に秩序を与えるべく「礼」と「文」のふたつをつくり、四千年來わが国の君相師儒がたゆまず努力して広めてきたものが「礼教」であり「文化」であると述べている⁽²³⁾。そして当時教育総長の職にあった章士釗は、農大での経験にもとづき入試改革をはじめとする大学改革に着手してゆくが、そのさい「学風整頓」の要としたのが礼教であり、また女師大事件における学生の抗議運動に対しても「学紀の大乱、礼教の荒廃⁽²⁴⁾」だという観点から対処した。

中国文化の根本精神は「調和持中」であるという梁漱溟の主張を受けて、章士釗は、中国の文化が「調和持中」の精神を有する理由は、中国が農業国であって、古代の君相師儒が農業国にふさわしい政治と道徳を作り、それを四千年間絶え間なく継承してきたためであると評した⁽²⁵⁾。すでに前章で述べたように、章士釗の文化論は、訪欧後に提唱される農業立国論と表裏している。訪欧中の章は戦争に荒廃した戦後のヨーロッパの状態を観察し、建設・進歩・競争という工業国の精神を斥けて、寡欲で礼儀を重んずる農業国の精神を賞賛した⁽²⁶⁾。

章士釗は1922年の湖南省での講演で、中国の社会的な生活基盤の全体的な向上を主張して次のように述べた。「少数者は文明にいるが、多数の人は野蛮にいる。少数者が豊かに満ちたりて、多数の人が飢えて凍えている。このような状況では価値ある文化運動などありえるだろうか。基礎ができあがってないのだから、口先でむなしく文化を強調するだけだ⁽²⁷⁾」と。章士釗にとって、胡適らの新文化運動は、欧州の、すなわち工業国の、「口先」だけの単純な模倣のように見えていたのであろう。

中国文化の特徴を農業社会であることに見出すというのは章士釗に限らず、当時の多くの政治思想家の共有するところであった。たとえば梁啓超は1920年のある演説で、西洋と中国では、政治上社会上の固有の基礎が異なり、中国は互助精神、礼教、祖先崇拜によって特色づけられ、中国は小農制度が発達し資本主義は成功していないが、現在は、農業を経済の基礎としており、中国の前途は悲観すべきでないことを述べ⁽²⁸⁾、また、のちに郷村建設理論と実践で先駆者と目される梁漱溟は、中国独自の国家建設の道を模索し郷治論を提起したが、山東曹州中学において「農村立国」について講演していることからみて、その萌芽ははやくも1923年に存在したことが知られている⁽²⁹⁾。

章士釗の反論は新文化運動に対する誤解や議論の噛み合わぬ点も見られるが、口語か文語かという文体の問題よりも、『新青年』のあまりに過激な旧文化・旧思想への排撃に危機感を持ち、中国の伝統の抹殺を防ごうとしているのだと考えられる。この意味においては、章士釗は守旧の立場に立っていると言える。

章士釗の新文化運動批判に対し、胡適は1925年『国語』週刊に、「章さんはまた謀反をおこした（老章又反叛了）」という、いかにも口語文にふさわしい題の文を書き、章君はただ腹を立てているだけで全く理屈が通ってないとたしなめた⁽³⁰⁾。

胡適と章士釗は古文と白話文をめぐる論争を行なったが、それは戦闘的なものではなく文人同士の揶揄の応酬の類に属するものであった。2人はあるとき偶然に宴席で一緒になると、ともに歓談して記念撮影を行ない、章士釗はその写真に白話詩を書いて胡適に贈った。章の詩は、「你姓胡来我姓章、你講什麼新文学、我開口還是我的老腔、双双并坐各有各的心腸。将来三五十年後、這個相片好作文学紀念看。哈、哈、我写白話歪詞送把你、總算是俺老章投降了降」（あなたは胡といい、私は章という。あなたは新文学とかを教え、私は物を言えば昔のまま。おたがいにそれぞれの考えで座っている。この写真、50年後にはいい文学史上の記念品になるだろう。は、は、は。私はでたらめな白話を書いてあなたに送る。結局この章さんが尻尾をまいたわけだ）。胡適は文語詩を書いて章に応えた。胡適の詩は「但開風氣不為師、共生此言吾最喜。同是曾開風氣人、願常相親不相鄙」（但だ風氣を開くのみにして師と為らず。共に此の言を生じ、吾最も喜ぶ。同に

是れ曾て風気を開くの人、願わくば常に相親しみ、相鄙しめざることを)⁽³¹⁾。

章士釗の「評新文学運動」も同じく胡適を直接槍玉に挙げている。中心的な主張は「評新文化運動」とほぼ同じであるが、「文化」という点について、看過しえぬ論点を提出している。すなわち、「人の本は獣であり、人性は獣性である」。そこで「いにしへの聖人」が「礼」と「文」のふたつをつくり、君子たちは人間の「天賦の自然」を「善導」したのであり、この「礼教」こそが「文化」なのであると⁽³²⁾。

この論点は最早完全に口語と文語の問題を離れているが、詩書礼楽や古聖賢の教えを媒介するのが文語であるとするれば、文語を擁護することは、「礼教」を擁護することにつながり、内面的にはむしろ深く関連しているのである。

小結

1920年代の東西文化論争で言及された問題は、さかのぼれば清末の中学西学の争いの延長上に位置する問題であり、時代を下れば、例えば1930年代の全面的西欧化論と中国本位文化建設論との論争⁽³³⁾、ひいては1980年代の「文化熱」と称される中国の伝統文化と「現代化」に関する夥しい議論⁽³⁴⁾にいたるまで、中国の国家建設と近代化を目的としている点において問題構造の枠組みは同じである。

アリットが言うように、集団的アイデンティティの危機にさらされた「後進」地域の反応として、「精神的文化的根絶に対する恐怖から、『西欧のテクノロジーをそなえた中国の（あるいは印度、日本、その他の）精神』という決まり文句がありとあらゆる形で現われる」ことがある。ドイツにおける大ゲルマン主義、ロシアにおけるザパドニキ（西欧主義者）に対するスラボフィルの観念と大スラブ主義、さらには、イラン・トルコの汎イスラム運動、日本帝国主義の支柱となった大アジア主義などもその例だとみることができる⁽³⁵⁾。1920年代の中国も同様に、文化的アイデンティティの危機に直面し、「中国固有の文化」なるものが発見され、製造されることとなった。

ニスベットによれば、シュベングレーやアダムス兄弟ら、20世紀初頭の欧州の保守主義者は、近代性の核心そのものである「進歩の哲学」に対する文化批判を行い、社会主義者以上に徹底的に、技術至上の工業社会に対する批判を展開したようである⁽³⁶⁾。章士釗は、欧州滞在中にこのような思潮に触れている。直接の影響関係は明確にできないが、確かに章士釗らの農業社会への関心の裏面には、第一次大戦後のヨーロッパの疲弊した姿とともに、「人間を労働者と資本家の2つの階級に区分する⁽³⁷⁾」競争社会という工業社会の負の側面に対する危惧があり、このことが中国の近代化のたどるべき道程についての展望を複雑なものにしている。

章士釗は歴史の発展は新文化と旧文化の連続的変化によるものだと考え、そして中国固有の文化が、実質の理解されないまま唾棄されつつあることに強い危惧を抱いていた。かくして章士釗は新文化運動に反対した。新文化運動に反対すれば守旧派だとおとしめられるのは承知の上であった。章は「新時代之青年」を「新旧」と改題して『甲寅』週刊に再録するにあたり、最近あたかも自分が職権を借りて新傾向を抑圧しているかのように復古復古の声が耳にあふれるようになったが、権力の地位は一日のこと、立論は人としての道であり、新文化運動以来、自分の考えは変わっていないと述べている⁽³⁸⁾。

章の文化論はまさしく保守主義者のものであった。その意味において、新しいものに対する欲求が皆無であったわけではない。むしろ条件にあうかぎり、新旧変化の帰結として新しいものの登場を歓迎した。北伐期における共産党の活躍に対する章の評価はそのようなものとしてみることができる。共産党員は「共産」を信じて「教」としており、回教徒がコーランを奉じ、キリスト教徒が福音を崇めるよりも勝るものがあり、中国共産党は自律心を持ち、果敢に仕事をし、悪俗を矯正し、人を助け決して己れを益することのない厳正さを持ち、上は委員から下は車夫まで

共通の念に貫かれ、党命によって軍を思うままに動かすなど、共和以来文人は武人の下に息を潜めてきたが、前清の文人が武人を操縦していた状況が共産党によって再現したのだと称賛している⁽³⁹⁾。「反動」は絶えず生まれてくるという章士釗の歴史観に符合した見方であるといえる。

[註]

(1)近代中国における文化的保守主義の系譜については、鄭大華「現代中国保守主義思潮的歴史考察」『社会科学戦線』1992年第2期、潘光偉「“五四”文化保守思潮興盛の原因及地位」『中国人民大学学報』1993年第1期（『復印報刊資料 中国現代史』1993年第4期所収）があり、それぞれは章士釗を新旧文化調和論者、東西文化調和論者と規定している。また近代中国の保守主義のひとつの特徴は、それが大体は文化的保守主義(cultural conservatism)であって、基本的に現状維持に傾倒する社会政治的保守主義(sociopolitical conservatism)ではなかった、というベンジャミン・シュワルツの見解が示唆的である。SCHWARTZ, Benjamin I., "Notes on Conservatism in General and in China in Particular", in Charlotte FURTH ed., *The Limits of Change: Essays on Conservative Alternatives in Republican China*, Harvard University Press, 1976, p.16.

(2)これについては、陳崧の先駆的な業績がある。陳は、五四期における東西文化の問題に関する論争には三つの段階があり、第一段階は1915年の『新青年』の創刊から1919年五四運動までの新文化運動の勃興期で、第二段階は1919年の五四運動以後、第三段階は梁啓超の「欧游心影録」と梁漱溟の「東西文化及其哲学」の衝撃から始まるとしている。陳崧『五四前後東西文化問題論戦文選』中国社会科学出版社、1989年3月増訂本、所収の前言を参照。また、石川禎浩「東西文明論と日中の論壇」（古屋哲夫編『近代日本のアジア認識』京都大学人文科学研究所、1994年所収）は、茅原華山と李大釗を主要な対象として1910年代の日中両国の東西文明論の影響と乖離とを論じている。

(3)劉景富「章士釗与『甲寅』周刊」王維礼主編『中国現代史大事紀事本末』上、黒竜江人民出版社、1987年、305-6頁。

(4)例えば以下を参照。陳独秀「吾人最後之覚悟」『青年雜誌』第1卷第6号1916年2月。李大釗「東西文明根本之異点」『言治』季刊第3冊、1918年7月1日、『李大釗文集』上巻、560頁。また、李のこの論文については、後藤延子「李大釗の東西文化論—東西文化論争中の位置と思想的意義—」『信州大学人文学部文学科 人文科学論集』第11号、1977年3月を参照。

(5)杜は、愷父の筆名で「静的文明与動的文明」、「戦後東西文明之調和」、「迷乱之現代人心」の諸論文を『東方雜誌』に発表した。

(6)カール・マンハイム『イデオロギーとユートピア』鈴木二郎訳、未来社、1968年、248頁を参照。

(7)東蓀「突変与潜変」『時事新報』1919年10月1日、東蓀「答章行敵君」『時事新報』1919年10月12日、前掲『五四前後東西文化問題論戦文選』192頁、196頁。

(8)東蓀「答潘力山君与程耿君」『時事新報』1919年10月26日、前掲『五四前後東西文化問題論戦文選』205頁。夢麟「新旧与調和」『晨報』1919年10月13,14日。陳嘉異「我之新旧思想調和觀—為質張君東蓀与章行敵弁論而作」『東方雜誌』第16卷第11号、1919年11月。

(9)バークに基づくこのような保守主義思想の特徴については、ヒュー・セシル、栄田卓弘訳『保守主義とは何か』早稲田大学出版部、1979年11月、42頁、および石川晃司『保守主義の理路』木鐸社1996年11月、57頁、を参照。

(10)『飲冰室合集』専集之第二十三巻には、「欧游中之一般的觀察及一般的感想」上下計24篇のほか、「欧行途中」3篇、「倫敦初旅」6篇、「巴黎和会鳥瞰」5篇、「西欧戰場形成及戦局概観」5篇、「戦地及亜洛二洲紀行」4篇、「国際聯盟評論」3篇、「国際劳工規約評論」2篇が収められている。

- (11)梁漱溟『東西文化及其哲学』商務印書館、1987年影印版（1922年1月初版）（上海商務印書館の初版と再版は本文318頁、三版以降は本文216頁の組版となっており、頁数が異なる）。
- (12)方克立・曹耀明「梁漱溟非理性主義哲学思想述評」周陽山主編『從五四到新五四』時報文化出版企業有限公司、台北、1989年、340頁。
- (13)イップ・ホンヨックは、梁漱溟にとって中国固有の文化は、人間の自主的道的な節操を開発するものにほかならず、西洋デモクラシーの個人志向のメッセージは本質的に梁の考えと一致するものであり、梁漱溟は、中国固有の強さに西洋の要素を付け足そうとしたと評価している。Hung-Yok Ip, "Liang Shuming and the Idea of Democracy in Modern China", *Modern China*, Vol.17 No.4, October 1991 ,p.474. 梁漱溟の思想については、さあたって以下を参照。木村英一「梁漱溟の思想—『東西文化及其哲学』について」『東亜人文学報』第3巻第3号、1944年1月。ALITTO, Guy, *The Last Confucian: Liang Shu-ming and the Chinese Dilemma of Modernity*, Berkeley: University of California Press, 1979.
- (14)汪東林『梁漱溟問答録』前掲、43-5頁。梁漱溟「我的自学小史」『梁漱溟全集』第2巻、山東人民出版社、1990年3月、695-6頁。アリットによれば、梁漱溟は1912年に天津国民報の記者となり、レポーターとして例えば蔡元培、章士釗など新民国の要人たちと接触したとしている。ALITTO, Guy., *ibid.*, p.45.
- (15)孤桐「原化」『甲寅』周刊、第1巻第12号、1925年10月。
- (16)近藤春雄『現代支那の文学』京都印書館、1945年、81頁。
- (17)李何林編『近二十年中国文芸思潮論』生活書店、1971年、61頁。
- (18)孤桐「評新文化運動」『甲寅』周刊、第1巻第9号、1925年9月12日。尚、「評新文化運動」は『甲寅』周刊、第1巻第14号、1925年10月17日に掲載された。
- (19)近藤春雄、前掲、73-81頁。また梅光迪については、侯健「梅光迪与儒家思想」（傅樂詩等著『保守主義』時報出版公司、民国69年、所収）がある。
- (20)孤桐「評新文化運動」前掲、5頁。
- (21)孤桐「評新文化運動」同上、5-11頁。
- (22)章行巖「新時代之青年」前掲、161頁。
- (23)孤桐「評新文学運動」前掲、4頁。
- (24)章士釗「停辦北京女子師範大学呈文」『甲寅』周刊、第1巻第4号、1925年8月8日、2頁。
- (25)孤桐「原化」前掲、6頁。
- (26)孤桐「農国辯」『甲寅』周刊、第1巻第26号、1926年1月9日、9頁。
- (27)「章行巖昨日講演記」『大公報』（長沙）1922年10月9日。
- (28)梁啓超「在中国公学之演説」『東方雜誌』第17巻第6号、1920年3月。
- (29)木村英一「梁漱溟の思想—『東西文化及其哲学』について」前掲、21-22頁。
- (30)李何林『近二十年中国文芸思潮論』前掲、61-69頁。
- (31)「胡適二、三事」『文匯報』1988年5月3日。および許金城『民国外史』近代中国史料叢刊第21輯、文海出版社、115頁。
- (32)孤桐「評新文学運動」前掲、4頁。
- (33)史微「三十年代“全盤西化論”初探」龔書鐸・劉桂生・王俊義編『民族文化虚無主義評析』中国人民出版社、1990年。
- (34)類書は多いが、さしあたって簡潔なレビューとして、呉修芸『中国文化熱』上海人民出版社、1988年を参照。
- (35)Guy Alitto, "The Conservative as Sage: Liang Shu-ming", in Charlotte Furth ed., *The Limits of Change: Essays on Conservative Alternatives in Republican China*, Harvard University Press, 1976, p.220.
- (36)ロバート・ニスベット、富沢克・谷川昌幸訳『保守主義——現実と夢』昭和堂、1990年5月、136頁。アダムズ兄弟はアメリカの歴史家。兄ヘンリー・アダムズは機械技術が人間の統御を超えて発達しつつは文明の破滅をもたらすと考え、深刻な懐疑に陥った。
- (37)「長沙通信 章士釗在湘之行動」『申報』1922年10月14日。

(38)孤桐「新旧」『甲寅』周刊、第1卷第8号、1925年9月5日、6-7頁。

(39)章士釗「論共產教」『甲寅』周刊、第1卷第43号、1927年2月19日、8頁。

第9章 臨時執政府の成立と章士釗

はじめに

第1節 「国民会議」と「善後会議」

- (1)臨時執政府の樹立と章士釗
- (2)孫文北上と「国民会議」運動
- (3)「善後会議」の開催

第2節 閣僚としての章士釗

- (1)章士釗における「法統」の否定
- (2)国憲起草委員会

小結

はじめに

1925年、代表原理の異なる2つの全国的代表「会議」が対抗していた。社団代表・職能代表から構成される「国民会議」と、各省の軍政民政の最高責任者から構成される「善後会議」である。1910年代とは異なり1920年代半ばは、五四運動と五三〇運動に象徴されるような、社会各層の政治参加要求と帝国主義的侵略の顕在化に対抗するナショナリズムの高揚、地方分権化の進展などが、新たに国家建設の重要な要因として浮上してきた時期である。新体制は、単なる青写真ではなく、台頭しつつある諸社会勢力の錯綜する利害関係を調停しうるものでなければならなかった。

ふたつの「会議」はどちらも辛亥革命以来の国家建設の再履行を目指す新たな政治統合論の提起であるという共通点を持ち、その点では双方とも「法統」の断絶を主張していた。

1923年半ば以後現実政治との関与を避けていた章士釗が、奉直戦争にさいして安徽派のブレインとして新政権樹立に参加してゆくが、本章では、その過程を明らかにし、それと章の新たな国家建設の構想との関係について考察する。

第1節 「国民会議」と「善後会議」

(1)臨時執政府の樹立と章士釗

1924年9月の江浙戦争の勃発を機に上海の章士釗は段祺瑞に招聘され天津に赴いた⁽¹⁾。段祺瑞は1920年の直皖戦争に敗北し天津に閑居していたが、段祺瑞の居所には、孫文、張作霖など反直隸派の実力者の代表が頻繁に出入りしており、段祺瑞は反直隸派三角同盟の一角として重要視されていた。江浙戦争、すなわち安徽派の浙江督軍盧永祥と直隸派の江蘇督軍齊燮元との衝突は第2次奉直戦争の導火線となり、1924年9月4日、張作霖が盧永祥に呼応して曹錕・呉佩孚に正式に宣戦した⁽²⁾。その翌日の9月5日、章士釗は前陝西督軍の陳樹藩（安徽派）とともに天津に到着した⁽³⁾。

10月23日、馮玉祥は熱河より兵を率いて北京を急襲し、曹錕を監禁した。呉佩孚は天津、上海をへて漢口へ逃れ、ここに奉直戦争が終結した。このクーデターの主役となった国民軍総司令馮玉祥、副司令胡景翼・孫岳は、段祺瑞の擁立と孫文の北上を電報で要請した。これに応えた孫文は11月13日に広東を出発した。

段祺瑞との会談のため、11月9日に馮玉祥が、翌10日に張作霖（鎮威軍総司令）と盧永祥（浙滬聯軍総司令）が天津に到着し、段祺瑞、馮玉祥、張作霖、盧永祥の「天津会議」が開催されたが、合意に達することはできなかった。呉佩孚はすでに北京からの独立を表明しており、11月13日には南京で会合していた齊燮元、孫伝芳、蕭耀南ら直隸派の各督軍も、長江流域の8省独立の通電を行った。これによって北京における全国的な規模での新政権の樹立が危ぶまれ、11月15日午後1時、張作霖、馮玉祥、盧永祥、胡景翼、孫岳が天津曹家花園で緊急会議を開き、3時間の討議をへて、段祺瑞を中華民國臨時執政に推戴することを決定し、ただちに段宅へ赴き臨時政府の組織を要請した。漢口の呉佩孚、南京の齊燮元ら直隸派は足並みが揃わず、情勢は段祺瑞側に有利に推移した⁽⁴⁾。

段祺瑞をどのような称号で擁立するかは新政権の性質を占う重要な要素であった。「聯軍統帥」「大元帥」の称号は軍政府が用いたことがあり、軍政のみにとどまって、国政全体を含まないうえ、和平の主旨とも合わないので棄却された。とくに「大元帥」は孫文が現在使用している称号であるゆえ避けられた。また、「臨時大總統」の名義は臨時約法と曹錕公布の憲法を承認する嫌いがあるので採用されなかった。結局、3時間の討論の結果、「中華民國臨時總執政」とすることとなった⁽⁵⁾。

章士釗によれば、段祺瑞政権を臨時執政府と命名したのは章士釗の建議によるものであった。1924年の天津において元首の名称を協議したさい、章士釗と段祺瑞の秘書である姚震は「執政」の語を用いることを強く主張した。

「最近人びとは毀法造法を主張しており、約法が崩壊し新法がまだ成立しないこの時期には、總統の旧称は用いることはできず、別に名称を造らなければならないと考えている。以前の軍務院の撫軍長、軍政府の總裁などは、一地方に限定した呼称のようである。北京に位置して、軍民ともに統治するには、その意味の上からもふさわしくない。紀元前のヨーロッパ史を読むと、ローマに初めて民主制が敷かれたとき、コンスルを置いた⁽⁶⁾」と章士釗は言う。そして章はこの「コンスル」に「執政」の訳語を当てたのである。

黎元洪が曹錕ら直隸派によって天津に駆逐された1923年、上海に移り政府を樹立しようと主張する黎に対して、章士釗は「執政」の名称を用いることを主張していた。黎に対し「私は法統の説を取らず、臨時執政の制を以て進言した。成立することはなかったが、そのとき執政の語はわが国の政治と関係ができた。これが嚆矢である。段祺瑞が登場し、この以前の語を再び提案したにすぎない」と章は述べる⁽⁷⁾。

「執政」の名称は『春秋』、『史記』、『漢書』など中国の古典にも見える語であるが、段祺瑞臨時執政の称号は、古代ローマのコンスルに由来するものであった。これにとどまらず段祺瑞政権の成立には章士釗の存在がその構想に大きな影響を与えたようである。上述の11月15日の天津における緊急会議のさい、段祺瑞は自宅に居り、その階下では段宅に寄宿中の章士釗が段の長子である段駿良と終日会談していた⁽⁸⁾。同日の報道では、天津の段宅に弁事処が組織され、章士釗が秘書長となるとあり⁽⁹⁾、11月22日の段の上京にあたっても章士釗が軍府秘書など段祺瑞政権の要職に着く模様である⁽¹⁰⁾と報じられた。段祺瑞としても夙に名を知られる章士釗を智囊として抱えることは望ましいことであった。

11月22日に天津から北京に移った段祺瑞は、24日「中華民國臨時執政」に就任し、翌25日、臨時執政令により章士釗が司法総長に任命され、即日就任した⁽¹¹⁾。政府秘書長と目された章士釗にあえて一閣僚のポストだけが与えられたことになるが、その背景には段祺瑞の意向とは別に、安徽派内部に、章の影響力拡大を懸念する動きがあったようであるが、これについては次章で詳述する。

(2)孫文北上と「国民会議」運動

1910年代の孫文の「護法運動」が臨時約法と国会の擁護を目的としていたのとは異なり、国共合作期の孫文の「国民革命」は帝国主義と軍閥の打倒を目的とする農民と労働者を主体としており、それは「護法運動」の清算と総批判とを理論的根拠としていた⁽¹²⁾。

この「約法体制」の否定を目指す運動の出発点となるのが「国民会議」であり、その開催を要求する全国的な運動は、1924年10月の孫文の「北上宣言」を直接の契機として勃興した。

第2次奉直戦争開始後、孫文と段祺瑞および奉天派とが連合して北京の直隸派を討伐する計画は10月初めの段階で合意されており⁽¹³⁾、直隸派を追放した北京政変後の1924年10月25日、馮玉祥は各実力派の参加による和平会議の召集を提案し、孫文の北上を要請し、ついで馮玉祥、段祺瑞、張作霖らも孫文の早期入京を要請した。孫文はこれを承けて、国民党内の異論を抑え、北上して「ともに統一建設の方略を計る」ことを決定し⁽¹⁴⁾、「北上宣言」（11月10日に発表した「對於時局之宣言」）で「国民会議」構想を表明した⁽¹⁵⁾。

「北上宣言」では、「北伐宣言」と「中国国民党第一次全国代表大会宣言」の主張を繰り返し、「13年来、軍閥自身は新陳代謝したが、その性質と機能は袁世凱から曹錕、呉佩孚まで同じである」。したがって軍閥とその後盾である帝国主義を打倒し、不平等条約を撤廃することが北伐と国民革命の目的であると述べた。そして時局についての主張として、「国民会議を召集し、中国の統一と建設を計る」こと、「国民会議」召集以前に、「現代実業団体」「商会」「教育会」「大学」「各省学生連合会」「工会」「農会」「共同で曹呉に反対する各軍」「政党」の9方面の代表の参加する予備会議を召集し、「国民会議の基本条件と召集期日、選挙方法を決定する」ことを要求し、最後に「国民の命運は国民の自決にあり、本党がもし国民の援助を得れば中国の独立、自由、統一の目的は、奮闘して完全に達成することができる」と宣言した⁽¹⁶⁾。

ここにみる孫文の「国民会議」構想は、いわば1912年の南京での臨時参議院の召集と臨時約法の制定という中華民国の樹立にかかわる手続きを、各省の代表にとどまらず職能集団へと拡大した形での再演を目指しているようにみえる。

「北上宣言」発表後、孫文は宋慶齡をとめない広東を出発し、香港、上海、神戸を経て、12月4日、天津に到着した。各地で大歓迎を受け講演会が設けられ、「国民会議」構想が演説された⁽¹⁷⁾。

孫文の「国民会議」構想（職能団体代表会議による全国統一構想）は、1923年1月26日の「和平統一宣言」を継承したものとみられるが⁽¹⁸⁾、「国民会議」という呼称と共に、その具体的な構想は、もともと陳独秀の提起を受けた形になる。1923年2月に陳独秀は、西欧の議会政治が中国では実現できないことを指摘し、各職能代表の選出からなる「国民会議」が、議会にかわり職権を行使することを主張していた。

陳独秀は、中国の議会政治の腐敗と墮落は、中国社会の状況に適合しない欧米の議会制度を無理に模倣したためであるとし、「これを救済する方法は、革命的手段を用いて現行の各級議会の組織法および選挙法を廃棄し、現存する団体（工会、商会、教育会、律師公会など）の選挙で成立する国民会議、市民会議、県民会議によって、現在の職業議員の国会および各級の地方議会に取って替わることであり⁽¹⁹⁾」と主張した。陳独秀の場合、革命手段の行使、都市型の団体を担い手とする点で相違するが、中国における議会政治の否定と、政權創出議会の召集など章士釗の業治論との論理的な類似性には驚くべきものがある。

陳独秀の「国民会議」の見解は、1923年の「中国共産党對於時局之主張」（第2次）において共産党の方針として宣言された。そこでは同年6月の三全大会での国共合作の決定と、曹錕による黎元洪の駆逐という政局の急変を踏まえ、新たな代表者会議の開催による局面の打開を狙う上海総商会などの動きを評価しつつ、「北京の国会はすでに軍閥の傀儡」とあり、「われわれの主張は、国民革命の使命を帯びた国民党が全国の商会、工会、農会、学生会およびその他の職業団体によびかけ、多数の代表を推挙し、適当な場所において国民会議を開催することである。……国民会議こそが国民を代表し、憲法を制定することができ、新政府を建設し中国を統一することができる。そして国民会議こそが民意を仮託して政府を組織し、中国を支配する各方面の権

力を否定することができる」と述べられていた⁽²⁰⁾。

孫文の「北上宣言」は、孫文が共産党の「国民会議」の主張を受入れることの宣言でもあった。これによって共産党は孫文を支持し、第4次「時局之主張」においては、直面している危機を救済する方法は「各省の軍閥の和平会議や国是会議」でもなく「数人の元老の善後会議」でもなく、「国民党が現在呼びかけている国民会議」であるとし、「このような国民会議こそが中国の政治問題を解決することができる」と指摘し、国民党への支持、国民会議予備会議の北京開催、「臨時国民政府」の樹立を表明した⁽²¹⁾。

共産党が「国民会議」運動の一環として「臨時国民政府」の樹立を掲げたことは、この運動が新政権樹立による中国全土の平和統一を目的とする政治統合の試みであると同時に、現実に段祺瑞を中核とする臨時執政府樹立を宣言した天津の張作霖、段祺瑞、馮玉祥ら奉天派、安徽派の勢力と対抗関係に入ることをも意味していた。共産党は孫文の北上と同時に、「国民会議」の召集と不平等条約の撤廃を要求する大衆運動を起こした。11月から12月まで、上海、南京、徐州、安徽、浙江、湖南、湖北、北京、天津、済南、石家荘、張家口などの人民団体がしきりに通電、宣言を出し、中共と孫文の主張を支持し、「国民会議促成会」を設立した。共産党はこの運動を党の社会的基盤建設の好機ととらえ、労働者、学生の参加を促し、運動の拡大を提唱してゆく。

むろん孫文ら国民党と共産党の説く「国民会議」案には相違点が存在していた。孫文の「国民会議」は西欧の三権分立思想の影響を受けた、五権分立の共和政体を志向していたが、これに対し共産党は、ソ連のソビエト政権、レーニンの植民地半植民地の労働者のソビエト政権の思想の影響を受け「議政合一」の国家を志向しており、新政権の性質について認識を異にしていた⁽²²⁾。

しかしながら双方とも「国民会議」が「約法体制」下の旧国会に替わるものであることで見解は一致しており、直隸派が支配する北京政府の正統性を否定するという点においも共通していた。

(3)「善後会議」の開催

臨時執政就任を声明する11月21日の段祺瑞の電文では、「法統」は最早崩壊していること、徹底的改革を行うべく全国の智恵と力のすべてを結集する必要のあることを述べ、その方法を提示した。すなわち「現在2種類の会議の組織を考えている。一つは善後会議といい、時局の紛糾を解決し、建設方案を準備することを主旨とし、1カ月以内に召集する。……二つ目は国民代表会議といい、アメリカのフィラデルフィア会議の先例にならぬ一切の根本問題を解決するもので、3カ月以内に召集する」。その開催要領は「善後会議」が決定して公布する、と述べた⁽²³⁾。

「善後会議」の開催要領である「善後會議條例」は梁鴻志が起草にあたり、北京東四三条の段祺瑞宅で開催される閣議において煮つめられ、章士釗をはじめ龔心湛、吳光新、葉恭綽ら主だった閣僚9人が参加した2回目の会議で、議題とすべき問題と、参加人員の資格の問題を解決し、全13条が逐条討論のうえ通過した⁽²⁴⁾。

「善後會議條例」は12月24日に公布され、参加資格者は、(1)国家に大きな功績のあるもの、(2)今回の賄選討伐と内乱制止をした軍事最高首領、(3)各省区および蒙・蔵・青海の軍民長官、(4)特殊な資望、学術経験を有する者で臨時執政の要請と特派によるもの（ただし30人を越えないこと）、の4種類であると規定され（第2条）、また会議の議題は、(1)国民代表会議の組織の方法、(2)軍制の改革に関する事項、(3)財政の整理に関する事項、(4)その他臨時執政が提出した事項、の4項とされた（第五条）。会議は北京で開催され、期日は1カ月とされた⁽²⁵⁾。

この規定に基づき、参加資格の「(1)国家に大きな功績のあるもの」として、孫文と黎元洪の2名が、「(2)今回の賄選討伐と内乱制止をした軍事最高首領」として、張作霖、盧永祥、馮玉祥、胡景翼、孫岳、唐繼堯、閻錫山、鄭士琦ら各地の軍事指導者68名が、「(3)各省区および蒙・蔵・青海の軍民長官」として各省の督弁と省長など56名が、「(4)特殊な資望、学術経験を有する者で臨時執政の要請と特派によるもの」として補充3名を入れて、唐紹儀、章炳麟、岑春煊など33名が「善後會議」代表として指名された（何人かは重複している）⁽²⁶⁾。第(2)類の「軍事最高首領」が多数を占めることは一目瞭然であり、その多くは第(3)類の「各省区の軍民長官」と

同一人物か同一派閥の人物である。

1924年12月30日に病をおして北京入りし、市民10万の大歓迎を受けた孫文は、1925年1月17日病床にて汪精衛に口述筆記させ、段祺瑞に宛て電報を打った。孫文は段に対し、「国民会議」のほかに「善後会議」を開くのは誤っていること、妥協案として(1)「善後会議」には実業団体、商会、教育会、大学、各省学生連合会、工会、農会など人民団体の代表を入れること、(2)「善後会議」は軍政、財政を議論するけれども、最終決定は「国民会議」に任せることを条件に、「善後会議」と「善後会議条例」に賛成すると通知した⁽²⁷⁾。

1月29日、段祺瑞は孫文宛の書簡において、「善後会議」を目前に控えて「にわかに条例を改め開会を延期すれば、おそらく平和統一の前途に支障がでてくる」という理由で孫文の条件を拒否した。ただし孫文の意見を尊重し、「善後会議」に専門委員をおくことを決定し、各省省議会議長、教育会、農会、商会の各会長、および北京・天津・上海・漢口の総商會会長を専門委員委員として会議に招聘することを決定した⁽²⁸⁾。段祺瑞は「善後会議」の後に開催が予定されている「国民代表会議」を孫文の提唱する「国民会議」と同一視する一方、「善後会議」と「国民会議」との職権の相違を強調した。だが、孫文の要求する各団体代表の「善後会議」参加は拒否され、専門委員会には工会（労働組合）と学生会の代表は含まれず、また専門委員となるのは各省行政長官の所在地の団体に限られた。そして専門委員は意見を陳述することはできたが議決権はなかった。

1月31日、国民党中央執行委員会は、段祺瑞執政政府の「善後会議」召集は軍閥の延命策にすぎず、「善後会議条例」は「人民の公意」に背くものであって、それは段祺瑞が「軍閥勢力を連合し以前の割拠の状況を復活させようとする鉄証」であるという理由から、「善後会議」に反対すること、人民の自主的な代表選出による「全国国民会議促成会聯合会」を北京で開催することを主張した⁽²⁹⁾。

「国民会議促成会」運動は孫文の「北上宣言」以後隆盛し、1924年12月、上海の143団体の400名余りの代表による「上海国民会議促成会」の結成を皮切りに、各省、各都市、各県に促成会が成立し、その多くは「善後会議」の開催反対を主張した。

例えば、「天津国民会議促成会」は、学生連合会、学術講演会など21団体によって12月18日に結成され⁽³⁰⁾、「広東国民会議促成会」は、省教育会、総商会、工人代表会など11団体を執行委員とし12月12日に成立した⁽³¹⁾。そして、北京では「北京国民会議促成会」が、1月4日、北京大学第3院大礼堂で成立大会を開催した。200余りの団体から400人余りの代表が参加し、易培基（全国国立大学聯合会代表）、顧孟余（北京教育会代表）、王中箴（京兆教育会代表）、雷殷（民国大学代表）らが出席し、「国民会議」開催の緊要性を訴えた⁽³²⁾。

中国共産党は、こういった「国民会議促成会」の運動を共産党の社会的基盤建設の好機ととらえ、促成会という名称を各地で統一して用いること、一地方に促成会を複数組織しないこと、労働大衆、中小商人を促成会の重要な構成員とすることを運動方針とし⁽³³⁾、段祺瑞の「善後会議」を批判して「もし国民が段氏が開催しようとする善後会議に自己の代表を参加させるのであれば、段氏の国民会議の召集は虚偽の宣言であることを暴露する。国民会議促成会は人民の真の機関であり、善後会議中、最大多数の国民代表を有することを要求すべきである」とした。共産党は即刻、全国の労働者、農民、学生、手工業者に「ただちに組織し、軍閥の陰謀を制止し、善後会議に最大多数の国民代表を参加させるよう要求し、国民会議の召集に努力する」ことをよびかけ⁽³⁴⁾、国民党との協力の下、北京での「国民会議促成会聯合大会」の開催準備を行なった。

かくして3月1日に北京で開催された「国民会議促成会全国代表大会」は20余省区と120余の各地方「国民会議促成会」の代表と来賓計200人以上の出席を得て、「善後会議」を非難し、「善後会議」に提出された「国民代表会議条例」に反対した。会議は1ヶ月あまり開かれ、4月16日に閉幕した。

一方、「善後会議」は2月1日より開催されたが、出席すべき166人のうち出席者は86人で法定人数に不足し、13日になってようやく第1回会議が開催された。3月16日の第7回会議までに奉天派と齟齬をきたし、一旦休会して3月31日に再開し、4月20日の第22回会議を最後とし、21日に閉会となった。「善後会議」においては、結局「国民代表会議条例」、「軍事善後委員会条例」、

「財政善後委員会条例」の3条例が通過し、4月24日に公布された。段祺瑞は、京師警察庁に命じ「北京国民会議促成会」および付設の「全国連合会」など5団体を解散させた⁽³⁵⁾。

会議の期間中の3月12日、孫文が北京で逝去した。北京郊外の西山で行われた慰霊祭には数十万人の弔問客が訪れた。「国民会議の開催と不平等条約の廃止は最短期間で実現しなければならない」という孫文の遺囑を達成することが国民党の機関決定とされた⁽³⁶⁾。

こうして北京における「国民会議」の運動は一旦頓挫することになった。しかしそもそも「国民会議」とは民衆に政治活動の経験を与える機会であり、民衆を政治闘争に参加させる手段にすぎないと考えていた共産党は、ついに「国民会議促成会全国代表大会」の決議は一切段祺瑞に採用されることはなく、人民の合法的要求は無駄に終わらうと予測しており、党の政策体系のうちのもうひとつの選択肢である段祺瑞政府に対する暴力革命、武装闘争へと切り替えていった⁽³⁷⁾。

第2節 閣僚としての章士釗

(1) 章士釗における「法統」の否定

章士釗は1924年12月1日、段祺瑞は「法統」を踏襲するのではなく完全な革命を行うものであると表明⁽³⁸⁾、12月4日には、自宅を訪ねた新聞記者たちの質問に対し逐一答え、次のように執政政府の立場を説明している⁽³⁹⁾。

〔記者:〕今度の段氏の臨時執政就任は、完全に張作霖、盧永祥、馮玉祥、胡景翼、孫岳ら5人の擁立によるものであり、決して法律に基づくものではない。自ら革命を行なったわけでもないにも関わらず、どうして革命政府を組織し、執政府大綱を公布して「法統」を継承するのか。その理由を聞かせてもらいたい。

〔章士釗:〕段祺瑞が臨時執政となったのは、多数の希望に基づいているのであり、張作霖、盧永祥、馮玉祥、胡景翼、孫岳ら5人の電報に基づいているのではない。この5人は今回の革命の発動者であるにすぎない。臨時執政府というものは、革命をするものであり「法統」とは無関係である。段祺瑞が「革命政府」なるものを組織しなかったのは、第一に、自らを革命の事業を行うものだとみなしていないからであり、また第二に、このような政府は暫時の過渡的な性質をもち、多くの問題を紛糾させるよりは、むしろ粗末なありあわせのもので簡単にすませ、将来の二つの会議が解決するのを待つ方がよい。これに「法統」をこじつけようという意図はない。

.....

〔記者:〕執政府はもともと一時的な権力として設立されたのなら、執政府が存在する間は、中国には正式政府がない状態におかれることになる。今執政府の内部ではどのように正式政府を設立し、いつ執政府を解消するかについて考慮がなされているのか。

〔章士釗:〕正式政府については国民会議が組織の方法を議決する。このことについては段祺瑞の馬電〔11月21日の電報で、善後会議と国民代表会議の召集を主張〕がすでに略述している。現在の見込みでは、半年後には正式政府が成立しているだろう。

〔記者:〕世論は今、各勢力がそれぞれできることをやり、一致の精神により分業して役目を果たすことを望んでいる。たとえば、各紙が毎日、段祺瑞が軍事問題の解決を担当し、孫文が民主精神の発揚と民主政策の計画を担当することを主張しているなどは、その顕著な例である。今執政府内部の人にはこういった覚悟はあるのかどうか。

〔章士釗:〕正式政府の組織は、国民会議の議決による。国民会議は善後会議の決定による。善後会議の召集方法と召集大綱は、孫文先生が北京に到着するのを待ち、再び協議して決定する。

最後に、章士釗は次のように結論を述べた。要するに、執政府の挙動およびその組織に関しては、率直に言えば、執政府内部にも不満に思っている者がいる。だがこのように暫時人を満足させられない点は、将来きっと国民の公意によって正してゆけば、重大な問題とはならないであろう、と⁽⁴⁰⁾。

「善後会議」の構想がいかほど章士釗の意向を反映したものであるかは、今のところ確証できないが、各代表による「善後会議」に依拠する「国民代表会議」の開催とその決議に基づく憲法の制定および政府の組織という国家建設の計画は、9月に天津の段祺瑞のもとで時局の推移を睨みながら練り上げた章の構想とも齟齬のないものであると思われる。上のインタビューからうかがう限り、孫文・国民党との決裂が明確化する以前の段階では、章士釗は、段祺瑞と孫文の合作を中心とする大同団結的政治統合を考えていたようである。これは直隸派を駆逐するクーデターを行った馮玉祥の国民軍の行動原理でもあった。すなわち章士釗が段祺瑞支持を決意したのは、主に1924年11月の段階での反直隸派同盟の団結を前提とした政治統合が実現可能であるという想定のもとにおいてであった。

司法総長就任直後の章士釗の「仕事」は、「善後会議」開催へ向けた地ならしとして、臨時執政府の正統性を補強する作業であった。

そのひとつとして、賄選関係議員の検挙がある。1924年11月29日、司法総長章士釗は閣議において賄選事件の検挙を提議して全体一致の承認を受け、これにより翌30日、司法機関に賄選議員の検挙を命じた。京師地方検察庁は公開された90数名の議員名簿にもとづき、多くの人員を派遣して賄選議員の私宅および関係銀行を捜索し、証拠の収集を行った。賄選に関与した議員はこれによって逃亡せざるをえなくなり、国会は事実上解散した。一方、賄選不参加の「護法」議員は1924年11月22日、北京に「国会非常会議」を設立する旨の宣言を行い「臨時約法」の擁護を掲げ、25日には「国会非常会議組織大綱」11条を制定しその正統性を主張した。これに対し天津に難を逃れた多数の賄選議員は、12月1日、国会はすでに天津に移転したことを宣言した⁽⁴¹⁾。

1924年12月2日の段祺瑞宅での國務会議で、章士釗が賄選議員の検挙の経過状況と国会の天津移転事件の消息を報告し、討論の結果、賄選の検挙は、議員個人の問題であり、国会全体とは無関係であって、天津に移ったかどうかは問題視しない⁽⁴²⁾、として章士釗をはじめ閣僚全員の合意として、国会移転の宣言を否定した。

この直後、章士釗は新聞記者を招待し次のように声明した。曹錕の賄選事件は全国を混乱させ、国会が刑事事件を製造し国家を擾乱する総機関となった。臨時政府はつとに革命を標榜しており、現在「善後会議」開催の日程も発表され、賄選に対しては責任を課するほかない。現在、検察に事実関係を捜査させているが、今回自分が司法総長になり、友に累を及ぼすこと計り知れない⁽⁴³⁾と述べ、「善後会議」開催による政権の正統性獲得に言及し、正統政権による賄選議員の徹底究明を行う決意表明を行った。

段祺瑞政権は、政権の合法性が保証される「善後会議」の閉幕（1925年4月21日）直後の4月24日、「国民代表会議条例」の公布とともに「法統取消令」を出し、曹錕の時代に制定された中華民国憲法の廃止と「臨時約法」の無効を宣言した。こうして「臨時約法」と、曹錕のもとで制定された「中華民国憲法」とが廃止されたわけである。章士釗は司法総長として、「曹錕の憲法は臨時約法の命を革め、執政府が曹錕の憲法の命を革める」のであると述べた。「法統」廃止が命令された2日後の4月26日、国会非常会議の議員らは参議院において抗議の集会を行ったが、執政府の派遣した軍警に散会させられ、内務部によって国会の印信、書類、器具が接収された⁽⁴⁴⁾。

賄選議員の検挙は「法統」の廃止と表裏しており、新政権の正統性強化のために章士釗は「法統」否定に関する理論的な補強を行っている。「法統は民国政治史の汚点である」と説く章士釗は、「法統」論が依存しているのは(1)「臨時約法」と(2)呉景濂（曹錕賄選時の衆議院議長）の存在であるとし、各々について大要次のように論評している。

(1)まず「臨時約法」は民国元年に各省都督が代表を南京に派遣して成立した根本大法であるが、「約法」は、破壊されては復活し、復活しては破壊された。そのため条文に精通するものは極少数、その主旨を熟知するものも少数であった。こうして「約法」の権威はすべて失われた。

この法は変乱の際には宣言の材料にされ、政客たちはこれに依存しなければ存在できなかった。護法、護法と大声で叫んでは人の耳目を塞ぎ、その裏で陰險悪辣な謀略をおこなった。こうして転覆するたびに国家の元気は損なわれた、と。

(2)そして呉景濂ら「法統」論の鼓吹者が、「約法」の破壊と復活を繰り返した。呉景濂は、国会を巢窟とし10年以上にわたり「約法」を売り歩きつづけた。去年は、国会の天津移転を主張するなど、「約法」の大安売り行った。その醜聞は今でも伝わっている。そもそも法とは、無色透明であって、これをもてあそぶのは人間である。現在、呉景濂は参衆両院を召集して、再び「法統」を売り出そうしているが、これもまた廉恥の破壊と、政治の攪乱を拡大する企てにすぎない。

以上のとおり章は「法統」論の根拠を分析し「臨時約法」を楯に取った国会の復活を否定した(45)。

陳志讓によれば、中国の政治文化における伝統的な行為準則は「道」であり、「有道」か「無道」かが判断基準とされ、「合法」か「違法」かという法家的な「法」は、儒家的な「道」を補助するものであるという。すなわち法はすべて道徳に保護されているべきなのであって、単独の法は危険きわまりないものとされていた(46)。

章士釗も同じく、中国においては古代より「中夏立国の道」としては歴代、儒家の「治」である儒道が排他的に崇拜されており、法家はその説を補強するにすぎないと理解されてきた、と説く。そのため、英国の「Rule of Law」の観念を「法治」と訳出しても、真の法治の精神ではなく、儒道を補完する法家の統治策という意味での「法治」であると誤解されてしまう、と章は指摘する。それは「法」が政治権力者の従属物であることを意味している。章士釗が呉景濂らの「法統」論を名指して批判しているのは、章にとって呉景濂らの行動はその事例にほかならなかったからである(47)。

(2)国憲起草委員会

「善後会議」の閉幕後、臨時執政府では「法統」否定を具体化する作業が始められ、とくに新憲法制定はその実質的かつ象徴的な意味をもっていた。憲法制定については、まず(1)「国民代表会議条例」にもとづき国家憲法起草委員会を組織し、この委員会が憲法を起草する。次いで(2)国民代表大会が憲法を議決するという手順が定められた。

こうして1925年4月18日に「国民代表会議条例」39条が「善後会議」を通過し(公布は24日)、8月と9月の代表選挙を経て、1926年1月15日に「国民代表会議」を開催する予定となった。これにともない憲法制定の計画も進展し、1925年5月3日に「国憲起草委員会規則」9条が公布され、各省区の軍民長官および臨時執政の指名する委員70名から組織される「国憲起草委員会」が8月3日に北京で開会されることが声明された(48)。

司法総長である章士釗はこの憲法制定に深く関わり、5月31日の臨時執政令で憲法草案の制定を命じられ、梁士詒、林長民、湯漪、許世英、黄郛、江庸、姚震、李家駒、汪榮宝、汪有齡、施愚、徐佛蘇、余燦昌、馬君武、方樞、劉恩格、江亢虎、齊振林、梁龍、林行規らとともに国憲起草委員に指名された(49)。

章士釗自身は、憲法制定には大いに意欲をみせた。章士釗は、「革命」を行う執政政府が「造法」すなわち「法」の制定を行うのであると述べ(50)、また「毀法」すなわち「法の破壊」の例として、袁世凱の約法修正(1914年5月1日)、袁世凱・張勳の国会解散(1914年1月10日・1917年7月1日)、曹錕の賄選憲法の公布(1923年10月10日)を挙げ、執政政府は「無法の末運」において「造法の初基」を開くものであることを説き、曹錕の憲法を否定し、臨時執政府による新憲法制定を積極的に擁護している(51)。

8月3日午前10時、国憲起草委員会が開会し、章士釗を含む48人が参加した。委員会は梁士詒を主席に選出し、以後4ヶ月にわたり、憲法草案の制定作業が始められ、(1)総綱(国体、国土、主権、国籍)、(2)国民之権利義務、(3)国権之分配、(4)国会、(5)大總統、(6)政府(旧称では国

務院あるいは国務員)、(7)法院、(8)法律、(9)経済(旧称は生計)、(10)教育、(11)軍事、(12)財政、(13)監察、(14)審計、(15)地方制度、(16)憲法之修正及解釈の各項について討議が重ねられた⁽⁵²⁾。

12月に公布された憲法草案は、1923年の「中華民国憲法」以上に連邦的色彩が濃厚となった。

「中華民国は永遠に民主共和国である」と規定し、「統一」という語を用いず「共和」の語を用いたことは、「単一」国制ではなく「連合共治」の意味を込めた連邦制の表現であると理解された⁽⁵³⁾。省自治について大きな権限を付与した憲法草案は、連省自治論に歩みよった1920年代の章士釗の国家建設構想にとっても歓迎すべきものであった。

近代中国における憲法制定の歴史を回顧すれば、先に袁世凱の新約法と称される大總統の権限が強化された「中華民国約法」(1914年5月1日)、1913年の通称「天壇憲法草案」を完成させた責任内閣制の「中華民国憲法草案」(1919年8月12日)、曹錕の賄選憲法と俗称される「中華民国憲法」(1923年10月10日)があった。

そして段祺瑞執政時代のこの連邦制的な「中華民国憲法草案」(1925年12月11日)が完成をみたわけである。だが、この憲法草案は「国民代表會議」での承認が必要であり、結局「国民代表會議」の召集以前に臨時執政体制が崩壊したため、この憲法も発布・施行されないままとなった。

小結

世界連邦構想と民族自決といった国際的潮流による影響と、「約法体制」への失望感による各省区での制憲・自治への期待感の増大は、連邦制への志向とともに、中央政府ではなく自らの手による憲法制定とそのための代表者會議の開催気運を産み出しており、これが1920年代初めの中国の政治状況の特徴づけている。

「国民會議」の運動こそ、1920年代がそれに先立つ時代と異なることの象徴であり、同時に「国民革命」(北伐)の実現とそれに引き続く「訓政体制」の時代を導く新たな潮流であった。

「国民會議」(または「国民會議促成会」)は、政治的統合の運動であるという側面を持つと同時に、現体制(張作霖と馮玉祥の支持を得た段祺瑞の政權)に対する条件闘争を行う運動であるという側面をも有していた。

孫文は、軍事力を統合した和平統一のプログラムを用意し、不平等条約の撤廃をあるべき政權の任務として掲げた。だが、胡漢民や廖仲愷など孫文の側近の間では、「国民會議」の召集は中国の現状においては実現困難であり、不平等条約撤廃の要求も達成至難であることを充分認識しつつ、これらの目標を掲げることは民意にかなうことであり、党勢拡張に有利であるという党略上の観点からその宣伝を行うのであって、孫文の政策が段祺瑞に容れられないさいはただちに段政府との闘争を開始することを決意していた模様である⁽⁵⁴⁾。

また、広東での和平會議の開催を主張していた共産党側が、孫文の北上を支持するに転じた理由として、地域的な政權としてではなく、全国的な宣伝と動員を展開する戦略を重視するにいたったためであった。「国民會議」を召集せよ、不平等条約を廃止せよ、「国民政府」を組織せよといったスローガンは最も大衆を刺激するものとして重視されたのであって、共産党としても「国民會議」が実現可能だとは考えていなかったようだ⁽⁵⁵⁾。

統一国家建設へ向けての「善後會議」は、大軍閥の合同、各省の実力者の連合による憲法制定會議であり、その憲法のもとで「国民代表大會」という議会在が召集され、議会を通じて政府が組織されるという構想であった。このような構想である限り、章士釗にとっては連省自治論の延長において理解し支持することのできるものであった。だが現実の進展は参加代表の問題をめぐる、段祺瑞は孫文の参加を排除してしまう結果となり、共産党が「善後會議」を評したように「軍閥主宰の各省軍民長官會議⁽⁵⁶⁾」とみなされ、その開催と同時に全国各地で反対運動が巻き起こった。

政治的理念の実現という点では、孫文の死によって章士釗が臨時執政府にとどまる理由はなくなった。1925年5月以後、章士釗はしきりに辞意を表明している。だが、政治的統合を達成する一縷の望みはなお臨時執政府には残っていた。その点、章士釗には躊躇する余地があった。章士釗がたび重なる段祺瑞の慰留を受け入れ、閣僚として政府に参画した理由である。だが、段祺瑞には、国民党や共産党とその指示を受けた学生、市民、商工業者の政治参加の要求と民族主義的な感情の発現を、政治の現場へと反映させることはできず、「国民革命」遂行の口実を与えることになり、次章で述べるように、武装革命を標榜する示威運動に対処しなければならなくなった。

[註]

- (1) 孤桐「大愚記」『甲寅』周刊、第1巻第1号、1925年7月18日、7頁。
- (2) 季宇『段祺瑞伝』前掲、412-413頁。
- (3) 「国内専電」『申報』1924年9月7日。
- (4) 「時事述評 北京臨時政府成立」『東方雜誌』第1巻第23号。李劍農『戊戌以後三十年中国政治史』前掲、366-367頁。
- (5) 「段祺瑞決定入京之経過」『申報』1924年11月24日。「時事述評 北京臨時政府成立」『東方雜誌』第1巻第23号。「在天津吉田総領事ヨリ幣原外務大臣宛（電報）」『日本外交文書』大正13年、第2冊、11月16日、477頁。
- (6) 孤桐「孤桐雜記」『甲寅』周刊、第1巻第1号、1925年7月18日、25頁。
- (7) 同上、25頁。
- (8) 「国内専電」『申報』1924年11月16日。
- (9) 「国内専電」『申報』1924年11月16日。
- (10) 「段祺瑞決定入京之経過」『申報』1924年11月24日。
- (11) 「国内専電」『申報』1924年11月26日。閣僚人事は、唐紹儀・外交総長、龔心湛・内務総長、李思浩・財政総長、呉光新・陸軍総長、林建章・海軍総長、章士釗・司法総長、王九齡・教育、楊庶堪・農商総長、葉恭綽・交通総長と決定した。章士釗は、翌1925年4月14日に王九齡教育総長の病気休暇によって教育総長を兼任し、五七事件の糾弾により一旦教育総長兼任を退いたが、王九齡の辞任によって7月28日、正式に教育総長に就任し、同時に司法総長は辞任した（後任は楊庶堪農商総長）。だが、後任が就任を拒んだため4日後の7月31日には再び司法総長を暫時兼務することとなり、8月18日には正式に司法総長に就任した。時局柄、火中の栗を拾うがごときポストであった。女師大事件の紛糾の責任を負い、1925年11月10日には教育総長の辞任を願い出て、1925年12月31日に、司法総長、教育総長を免職となった（後任は司法が馬君武、教育が易培基）（錢実甫編著『北洋政府職官年表』華東師範大学出版社、1991年9月、28頁）。
- (12) 高橋勇治『孫文』日本評論社、1944年、122-123頁、172頁。
- (13) 段祺瑞の代表許世英が10月上旬に孫文と直接会談のうえ合意し（陳錫祺主編『孫中山年譜長編』下巻、中華書局、1991年8月、2015-2019頁）、また奉天常駐の呉光新を通して段祺瑞は張作霖の資金援助を受けている（季宇『段祺瑞伝』安徽人民出版社、1992年6月、412-413頁。）。
- (14) 「肅清余孽綏靖地方通令」1924年11月3日、『孫中山全集』第11巻、中華書局、1985年、278頁。
- (15) 孫文の北上、および「国民会議」構想については、野沢豊「中国における統一戦線の形成過程——第一次国共合作と国民会議——」『思想』477号、1964年3月。波多野善大「孫文北上の背景——孫文の晩年における『和平会議』の構想——」『中国近代軍閥の研究』第6節、河出書房新社、1973年7月。野沢豊「中国の国民革命についての序論的考察」『中国国民革命史の研究』青木書店、1975年5月。野沢豊「第一次国共合作と孫文——国民会議の運動を中心として——」辛亥革命研究会編『中国近現代史論集——菊池貴晴先生追悼論集——』汲古書院、1985年9月。劉曼容（貴志俊彦訳）「1924年の孫中山の北上と日本との関係」日本孫文研究会編『孫文とアジ

ア』汲古書院、1993年6月。

またとくに中国共産党側からの「国民会議」運動への対応については、李世平・陳廷湘「論大革命時期我党關於“国民会議”主張」『近代史研究』1984年第2期。王金錡「論国民会議運動」

『吉林大学社会科学学報』1985年第5期。横山英「国民革命期における中国共産党の政治的統合構想」横山英・曾田三郎編『中国の近代化と政治的統合』溪水社、1992年12月。とくに坂野良吉

「国民会議の構想ならびに運動と陳独秀主義——1923年から1926年までの推移に焦点を合わせながら——」『名古屋大学東洋史研究報告』18号、1994年3月は、中国共産党のみならず、孫文・国民党、上海等各都市商工業者の動勢をも視野に入れた包括的構造的な把握を行っている。また、陳独秀を首唱者とする1920年代の「国民会議」運動の1930年代における継承形態を論じたものとして、菊池一隆「『国民会議』を巡る政治力学——一九二〇年代から三〇年代への連動——」

(狭間直樹編『一九二〇年代の中国』汲古書院、1995年9月)を参照。

(16)「北上宣言」1924年11月10日、『孫中山全集』第11巻、前掲、294-298頁。

(17)北上当時の孫文については、劉曼容(貴志俊彦訳)「1924年の孫中山の北上と日本との関係」前掲を参照。またとくに大アジア主義演説については、藤井昇三「1924年の孫文の訪日と大アジア主義講演」藤井昇三『孫文の研究』勁草書房、1966年4月を参照。

(18)波多野善大「孫文北上の背景——孫文の晩年における『和平會議』の構想——」前掲、353頁。

(19)陳独秀「中国之大患——職業兵と職業議員」『嚮導』第19期、1923年2月7日。陳独秀のこの論文が「国民会議」の濫觴であることについては、野沢豊「中国の国民革命についての序論的考察」(前掲)を参照。

(20)「中国共産党對於時局之主張」『先驅』第24号、1923年8月1日(中央档案馆編『中共中央文件選集』第1冊、1989年8月所収、178頁)。

(21)「中国共産党對於時局之主張」『嚮導』第92期、1924年11月19日(『中共中央文件選集』第1冊、前掲、304-305頁。)

(22)呂剛「大革命時期国共兩党“国民会議”主張之比較」『中共党史研究』1992年第6期、63頁。

(23)「段祺瑞擬臨時執政電」1924年11月21日、中国第二歴史档案馆編『善後會議』档案出版社、1985年3月、3頁。

(24)「段執政之第二次閣議」『申報』1924年12月8日。

(25)「善後會議条例」前掲『善後會議』4-5頁。

(26)「善後會議會員暨代表姓名住址冊」同上、41-48頁。

(27)「孫先生对善後會議之主張」『民国日報』1925年1月28日。「復段祺瑞電」解題、『孫中山全集』第11巻、前掲、560頁。

(28)「段祺瑞復孫中山函」1925年1月29日、中国史学会・中国社会科学院近代史研究所編・章伯鋒主編『北洋軍閥』第5巻、武漢出版社、38-39頁。

(29)「中国国民党中央執行委員会關於實現国民會議及巡行示威反对善後會議函」前掲『善後會議』13-14頁。

(30)「天津国民會議運動」『民国日報』1925年1月5日(前掲『北洋軍閥』第5巻、44頁)。

(31)「広東国民會議促成会成立」『民国日報』1925年1月6日(同上、44-45頁)。

(32)「北京促成会成立大会之盛況」『民国日報』1925年1月11日(同上、51-53頁)。

(33)「中共中央、青年団中央通告」1924年12月、『中共中央文件選集』第1冊、前掲、309頁。

(34)「中国共産党第4次全国代表大会宣言」『嚮導』第100期。

(35)劉紹唐主編『民国大事日誌』第1冊、伝記文学出版社、1978年、281-288頁。

(36)「国事遺囑」1925年3月11日『孫中山全集』第12巻、中華書局、1986年、639-640頁。陳錫祺主編『孫中山年譜長編』下巻、前掲、2134-2135頁。

(37)李世平・陳廷湘「論大革命時期我党關於“国民會議”主張」前掲、35頁。

(38)「国内專電」『申報』1924年12月2日。

(39)「章士釗關於段政府之談話」『申報』1924年12月5日。

(40)同上。

- (41)楊幼炯『近代中国立法史』台湾商務印書館、1931年8月、321頁。劉紹唐主編『民国大事日誌』第1冊、前掲、274頁、288頁。徐矛『中華民國政治制度史』前掲、95頁。
- (42)「段執政之第二次閣議」『申報』1924年12月8日。
- (43)「国内專電」『申報』1924年12月9日。
- (44)劉紹唐主編『民国大事日誌』第1冊、前掲、288頁。徐矛『中華民國政治制度史』前掲、98頁。
- (45)孤桐「合法辨」『甲寅』周刊、第1卷第16号、4-5頁。
- (46)陳志讓『軍紳政權—近代中国的軍閥時期』生活・読書・新知三聯書店、1979年、106-109頁。
- (47)孤桐「合法辨」前掲、5頁。章士釗の目を通して見る呉景濂の姿はかなり誇張があるかもしれない。呉景濂については、管美蓉『呉景濂与民初国会』民国人物伝記叢書2、国史館、1995年6月、を参照。
- (48)楊幼炯『近代中国立法史』前掲、322頁。
- (49)「国内專電二」『申報』1925年6月1日。「国内專電」『申報』1925年7月5日。
- (50)孤桐「合法辨」前掲、5頁。
- (51)孤桐「毀法辨」『甲寅』周刊、第1卷第1号、9頁。1925年7月18日
- (52)「国憲起草委員会開幕」『申報』1925年8月6日。「憲草会十四日開会記」『申報』1925年8月17日。
- (53)楊幼炯『近代中国立法史』前掲、323頁。
- (54)「在広東天羽総領事ヨリ幣原外務大臣宛（電報）」12月16日、『日本外交文書』大正13年第2冊、前掲、512-513頁。
- (55)「中共中央第三次對於時局的主張」『嚮導』第82期、1924年9月10日。野沢豊「中国の国民革命についての序論的考察」前掲、14-15頁。呂剛「大革命時期国共両党“国民会議”主張之比較」前掲、64頁。
- (56)「中国共産党對於時局之主張」『嚮導』第92期、1924年11月19日（『中共中央文件選集』第1冊、前掲、304-305頁）。

第10章 臨時執政府の崩壊と章士釗の挫折

はじめに

第1節 女師大事件と章士釗の挫折

(1)国恥記念大会

(2)女師大事件

(3)標的としての章士釗

第2節 三一八事件と臨時執政府の崩壊

小結

はじめに

章士釗に対する負の評価が与えられる歴史的根拠の多くは、段祺瑞臨時執政のもとで司法総長兼教育総長という顕職にあった時代の出来事に由来している。愛国的青年学生にとって、新文化運動に反対し口語運動を批判していた権力者章士釗は「頑固守旧の徒⁽¹⁾」にほかならなかった。章士釗が生涯で最も大きな権力を握ったとき、章は最大の危機に向かわねばならなかった。

執政府閣僚章士釗は、反体制運動の攻撃目標となり、その「悪行」の多くが取り沙汰されることになった。政府当局者としての章士釗に対する攻撃は、その人格をも含めた全面否定であり、はじめは罷免を、そして最後には銃殺による処刑までもを要求するにいたった。しかしながら、そういった「仇敵」としての章士釗のイメージの相当部分は、親日政権である段祺瑞政府に対する反政府運動が排日気運の上昇とともに熾烈になってゆく過程において、反政府側の宣伝によって作り出されて増幅された結果でもあったことは否めない。また安徽派政権内部の諸派閥間の拮抗も派閥をもたない章にとっては不利な材料となった。

とくに、後の時代に聖地延安の芸術学校にその名を冠せられるほど、共産党内部においても尊敬をかちえた作家魯迅と対立していたことが、当時においてのみならず、今日にいたるまでも、章士釗を「仇敵」の位置においておくことが当然視される原因となった。

本章では、女師大事件から三一八事件にいたるまでの章士釗批判の形成をたどり、政治家としての章士釗の挫折の過程を解明する。

第1節 女師大事件と章士釗の挫折

(1)国恥記念大会

司法総長兼教育総長としての章士釗が直面した最大の問題は、学生運動への対処であった。章士釗の国家建設論は、それ自体とは直接的な関連のうすい、だが無視できない時代の大きな特徴でもある潮流によって、頓挫することになる。

1915年の日本の21カ条要求の最後通牒の通告日（5月7日）と北京政府の受諾日（5月9日）は国

恥記念日とされ、毎年、学生・市民による反帝国主義デモが行われていた。10周年にあたる1925年の5月7日は、とくに大規模なデモと集会が予想され、政府教育部は学生の参加を予め禁止した。だが当日、デモと集会の禁止に抗議する学生デモ隊が、章士釗宅へ押しかけ、警官隊と衝突して数十人が負傷し、18人が逮捕されるという結果となった⁽²⁾。

翌日の重傷学生の死を契機に章士釗は学生たちの攻撃対象となり、5月9日、北京30余校の学生隊が鉄獅子胡同の執政府および吉兆胡同の段祺瑞宅に対し、国恥を忘れるな、軍閥を打倒せよ、自由を勝ち取れとシュプレヒコールを叫び抗議デモを行なった。デモ隊は段祺瑞に対し、逮捕学生の釈放・死亡学生の国葬・集会出版の自由とともに章士釗の罷免処罰を要求した⁽³⁾。

名指しの罷免要求が出た章士釗は、9日午後には学生との衝突を避けるべく、教育部には出仕せず、夜も帰宅せずに中央飯店に宿泊せざるをえなかった⁽⁴⁾。高まりつつある学生運動の攻撃目標とされた章士釗は早々に辞意を固め、5月12日には辞表を提出し、北京を離れることにした⁽⁵⁾。

章士釗の辞意の背景には、学生からの攻撃のみならず、政府内部の派閥関係に由来する章に対する反発と、総長職追放の空気が存在していた。

段祺瑞を取りまく派閥は複雑であったが、大きく安福派（王揖唐・曾敏雋）、元老派（許世英・勞仙舟）、太子派（段駿良）が数えられる。馮玉祥の北京クーデターで段祺瑞の再出馬が決定すると、段の長子段駿良の招きを承けて天津を訪れた章士釗は「古今東西を融合する大政策」を発表し、段祺瑞側近の「小物」たちの献策を吹き飛ばしてしまった。段祺瑞の寵愛を争う安福派は章の存在に不満であり、そして許世英ら元老派は章の台頭を最も危惧していた。重要機密に関与する章は、当初秘書長就任予定であったが、内部の干渉で司法総長へと「降格」となり、後に王九齡の休職後章が教育総長を兼任したため、その勢力は段祺瑞代表として孫文との直接交渉にあたった許世英をも凌ぐほど増大し、章士釗への嫉視も甚だしくなっていた⁽⁶⁾。

学生たちの章士釗罷免要求は、派閥内部の力学的関係に対し大きな作用を与えた。段祺瑞は直ちに慰留の命令を準備したが、章の復活に反対する意見が現われ、章の慰留命令は暫時留め置かれることになった。この消息を聞いた章は憤懣をあらわにし、5月18日午後、執政府に赴き直接辞表を出し天津に向かった。天津到着後、章は黎元洪や政学系の健将某某とともに別の道を切り開くだろうといった風聞が伝えられた⁽⁷⁾。

段祺瑞の章士釗慰留策を阻止させるにいたった理由としては、派閥構成員から総長職の「分配」が求められたことがあげられる。直隸派を駆逐するために、多くの「政客」たちが奔走したが、論功行賞が思い通りにならなかった者も多数いた。章が辞任すると、手にできる閣僚の席が2つ残されることになる。そこで彼らは学生運動に対処するさいは、常に章に対する不満を述べて学生におもねる論調をとり、四面楚歌の章士釗は引退を表明することとなった⁽⁸⁾。

5月24日には、章士釗の辞意は固く段も無理に留めない趣で、目下後任を物色中であり、湯漪、林長民、邵瑞彭らの名が出ていると伝えられていると報道された⁽⁹⁾が、しかし人材難に苦しむ政府は、その4日後の5月28日の執政会議において、章士釗の司法総長兼教育総長の辞任を慰留することが決定された⁽¹⁰⁾。

天津から北京に帰った章士釗は、6月13日には再度辞表を提出し、教育総長を辞任し司法部問に専念することを願っている。これに対し段祺瑞が自ら章士釗との会見を申し出て復職を要請するにおよび章は再考を承諾し⁽¹¹⁾、6月下旬には司法総長に復職した（ただし教育総長は兼任せず）ようである⁽¹²⁾。

段祺瑞の閣僚人事は、当初より各実力派の代表から構成されていたが、西南の唐繼堯との関係断絶から唐繼堯の代表である王九齡が1925年7月28日に教育総長を正式に辞職したこと、そして農商総長に任命されてはいたがこれまで閣議に参加したことのなかった楊庶堪が孫文の死去で北京に来たこと、これらを好機として、閣僚人事の異動が試みられた。鍵となるのは章士釗であり、まず7月28日の閣議で章士釗を王九齡を継いで教育総長専任とし、司法総長の後任には楊庶堪を任命することとなった⁽¹³⁾。楊は実入りのいい農商総長に執着し、章士釗は司法総長に執着し、資金難・学生騒動など問題の多い教育総長就任に抵抗したようである⁽¹⁴⁾。辞令は28日に出たが章は出仕せず、翌29日に段の意を受けた張伯英が魏家胡同の章宅に赴き説得するにおよび、章は30日早朝ようやく教育部に着任した⁽¹⁵⁾。ところが孫文派である楊庶堪の司法総長就任工作は成

功せず、急転直下、7月31日より章士釗が司法総長を暫時兼務することになり、8月18日に正式に司法総長に就任し⁽¹⁶⁾、こうしてこの人事をめぐる騒動は一段落した。章士釗は再び司法総長兼教育総長となったわけであるが、結果の如何に関わらず、段祺瑞執政政府内部における章士釗の位置がかなり不安定であることを印象付ける出来事であった。

正式に教育総長に就任することになった章士釗は学風の整頓に取りかかることを決定し、これについて北京大学代理校長の蔣夢麟と連日協議を行った⁽¹⁷⁾。だが、7月9日には女師大、法政大、工業大、医科大、北大の国立5校の各学生会が、章士釗は愛国的学生を圧迫して国恥紀念を禁止し権力におもねった、それゆえ章が復職すれば再び愛国運動を弾圧するだろうという主旨の反対宣言を提示し、章の教育総長復職に反対を表明していた⁽¹⁸⁾。上海で勃発した五三〇事件は直ちに全国的に拡大した。北京、南京、漢口、広州など全国に波及し多くの都市で労働者、学生、商人が大規模なストライキに突入し、デモやボイコットがおこっていた。章士釗の教育総長就任はふたたび学生の政治運動の批判対象となることを意味していた。事実、復職した章を待っていたのは、女師大の学生騒動であった。

(2)女師大事件

1924年2月、許寿裳のあとを継ぎ北京女子師範大学の女性校長となった楊蔭榆はアメリカ留学を経験していたが、その教育方針はかなり「封建的」であつたらしく、4月には15名の教員が連名で辞職するなど着任当初から教職員、学生の不満が高まっていた。楊蔭榆校長の排斥気運は、1924年秋の3名の学生の除籍処分を契機に表面化し、1925年1月18日の全校学生緊急会議で「驅羊運動」（楊と羊をかけた表現で、楊蔭榆の追放運動）が提起され、5月9日の学生自治会の幹部学生6名の除籍を経て、校長側と学生側との対立が本格化し、学生側は校長の追放を目的に校長室を占拠し学校を封鎖した⁽¹⁹⁾。処分を受けた学生には、後の三一八事件の犠牲者・劉和珍、後の魯迅夫人・許広平が含まれる。

教育部僉事という官職にあった作家魯迅（周樹人）は、1920年より北京大学、北京師範大学に、1923年からは女師大に出講し中国小説史等を講義していた。魯迅が女師大事件において学生側に立ち、校長の楊蔭榆と対立したことはよく知られた事実である⁽²⁰⁾。楊蔭榆の着任後まもない1924年8月、楊と対立した魯迅が招聘状を突き返し、学生の懇請で教務に復帰するという事件があった。以後、魯迅と楊蔭榆、章士釗との対立は拡大する一方であった。

デモにでかけた学生が死傷した1925年5月8日夜、魯迅は段祺瑞と章士釗に警告の文章を書き、学生に集会を許可すれば集会だけですむものを、強引に圧迫するので集会以上の騒動になるのであり、ロシアの革命もこのような経緯で起こったのではなかったか、と弾圧者側の非を咎め⁽²¹⁾、10日には凶獣（列強）に対しては羊となり、羊（学生）に対しては凶獣となる「凶獣のような羊、羊のような凶獣である」と非難し⁽²²⁾、13日には章士釗を批判する『京報』の記事で「章士釗」と誤植されたことを話題にして章士釗を揶揄した⁽²³⁾。5月27日、魯迅（署名は周樹人）、馬裕藻、沈尹默、李泰棻、錢玄同、沈兼士、周作人の7名の女師大教員が連名で「對於北京女子師範大学風潮宣言」を発表し、女師大校長楊蔭榆に反対した6人の自治会学生の除籍処分は不当であると主張した⁽²⁴⁾。

章士釗は、7月28日付の辞令により30日に教育総長に着任していたが、その翌日7月31日に、楊蔭榆が教育部に赴き章士釗と会い、「驅羊運動」の中心となっている4つのクラスを解散させることを報告して章の承認を受けてから、京師警察庁に赴き保安警察3、40人の派遣を要請した。翌8月1日朝、警官を率いた学校側は、学生の強制排除を強行した。一部の学生が学内にたてこもったが、楊校長側は校門を封鎖し、電線を切り、水道を止め、炊事も止めさせた。女師大学生自治会は「緊急宣言」を発表し校長を非難し、女師大の窮状を広く訴えた⁽²⁵⁾。

8月3日、全国学生総会が全国各地各学校各教育機関ならびに全国同胞に通電し、章士釗の学風整頓令は学風の破壊であり「中国の教育を回復不能の厄運に陥らせる」ものであり、「女師大学

生は、校内に留まり絶食し、この中国の教育を破壊する老いぼれとたたかっている」と述べ、章士釗に反対し章と結託する楊校長を嚴重処分することを要請した⁽²⁶⁾。また8月5日、上海各界婦女連合会が、北京女師大学生全員、章士釗教育総長、北京女師大楊校長宛の電報で、武装警察が女師大を脅迫したことは「教育界の奇恥大辱」であるとし、章と楊を厳しく非難した⁽²⁷⁾。

楊蔭楡は8月3日、警察総監朱深に対し自ら書簡を出し女師大からの学生排除を依頼した。その措置は例えば「警察が全責任を負い、校門を監視し、如何なる人間も如何なる物も（食糧、道具、書簡）、出校のみを許可し、入校は認めないようにする」といった徹底したものであった⁽²⁸⁾。

章士釗をはじめ政府側の対策は女師大の廃校という単純で高圧的なものであった。8月6日章士釗が國務會議において女師大の解散を提議し、10日女師大の解散に関する教育部の命令が出された。

楊蔭楡および章士釗を非難攻撃する当時の学生側の決議や檄文では、楊蔭楡と章士釗とを同一視するものが多い。だが章士釗と楊蔭楡との間には懸隔がある。女師大廃校の上申書においてさえ章士釗は楊蔭楡を庇おうとしていない。楊蔭楡が警察総監に出動を要請した8月3日、章士釗は女師大事件の妥当な処理を命令する一方、下僚の陳任中に調査させ、その結果楊があまりに性急すぎることが判明したので、家族会議の開催によって解決の方法を協議する方針を出している⁽²⁹⁾。章士釗が楊の独走を抑制しようとしている様子がうかがわれる。

上申書の最後で章士釗は、女師大の学生たちの、その「行為」は罰すべきだが、その「実情」は憐れむべきであると述べ、学生たちは各省から選抜されており家族や親戚が北京にいないものが多いため、大学を解散するとしても性急すぎてはならないとし、教育部の部員を派遣して各学生の保証人とよく協議させ妥当な処置をとり、決して警察に干渉させてはならないことを訴えている⁽³⁰⁾。

だが、女師大の解散措置を知った学生たちは7日の緊急會議で、解散の拒絶、章士釗と楊蔭楡の追放、校務維持会の成立を決め対決姿勢を明確にした。一方教育部は、8月17日、解散した女師大に替わり北京女子大学を設置することを決定した。これを承けて8月19日、教育部専門教育司司長劉百昭が武装警官と教育部職員を率いて、接收のため女師大に赴いた。劉に挑発された学生たちは、劉を包囲して、唾を吐き、罵倒し、劉の上着を破くなど狼藉に及んだという。劉の危機を伝え聞いた章士釗はただちに警察総監朱深に警官隊の派遣を要請し劉の救援に当たさせた。このときの警官導入が学生たちの章士釗に対する反感をひどく増大させる結果となった⁽³¹⁾。

19日について、20日、22日と劉百昭による強制的な女師大接收がおこなわれた。22日の接收では、劉百昭が軍警と三河県の「老媽子（女ごろつき）」百数十人を引き連れて来た。夏期休暇中で多くの学生は帰省しており、学校に残っていたのは40数人だった。劉百昭は4人の老媽子に1人の学生を引き摺り出させ公安局へ連れていき、その後、逗留先のない学生は報子胡同の補習学校に住まわせることにした⁽³²⁾。

当時、農村女性の多くは纏足をしていたが、三河県の貧しい家庭の女性は纏足をしておらず、伝統的に多くが北京や天津で女中をしていた。三河県の「老媽子」が雇われたゆえんである⁽³³⁾。

こうして8月23日、石駙馬大街の旧女師大に「国立北京女子大学籌備処」の看板がかけられ、新大学としての整備が開始された⁽³⁴⁾。一方、女師大の解散に反対する教員と学生は、校務維持会を中心に教務活動を行い、9月21日、臨時に宗帽胡同で開校し、学生の受け入れを続けた。女師大の学生たちは看板の「国立北京女子師範大学」の「国立」の2字を消し、そうすることで教育部との関係離脱を表明した⁽³⁵⁾。

この一連の女師大事件において、章士釗が北京各校を始め全国各学校の「公敵」となったことは重要である。

8月18日、北京大学評議会は章士釗の女師大解散に反対し、教育部との関係を断絶することを議決し独立を宣言した⁽³⁶⁾。ついで8月19日、北京の50余りの学校が、「驅章同盟」すなわち章士釗追放同盟を結成し、「驅章運動」を開始した。北京学生聯合会は、上海、天津、広州に通電し、女師大への声援を呼びかけ、8月20日には、42団体の代表が北京中央公園において女師大の救援と「驅章」の方法を協議し、臨時驅章委員会を設立し、愛国運動大同盟の組織が計画された。

劉百昭の強制接收の直後の8月23日、愛国運動大同盟臨時委員会は、章士釗と劉百昭を起訴し、各校連絡のもとで「回復教育運動」という呼称で「驅章大デモンストレーション」を実施することが決定された⁽³⁷⁾。

愛国大同盟の結成は、帝国主義者と国内の反動的勢力が結託して愛国的国民運動を粉砕しようとしているという認識にもとづく。そして章士釗が女師大学生の「驅羊運動」を「抹殺した」ことはその典型的な例であると判断された⁽³⁸⁾。愛国大同盟は「驅章運動」と各校の教育部からの離脱とを同時に進めるとともに、五三〇運動以来の反帝国主義運動をこれに接合しようとしていた。9月21日には北京愛国大同盟、各校滬案後援会、学生聯合会、民憲主義同志会、雪辱大会、救国団工人雪恥会の各団体が合同で大規模なデモを計画した。この計画は政府の禁止令と数百名の武装警察の動員による実力行使によって中止せざるをえなかったが、集会予定地の天安門に向かう沿道では「帝国主義を打倒せよ」、「上海事件の究明に反対せよ」、「関税自主を要求する」とスローガンを叫ぶものがあり、また「領事裁判権を回収せよ」、「九七惨案を争え」、「章士釗を打倒せよ」と書かれた旗幟を手を持ちデモを行おうとするものがいた⁽³⁹⁾。このように章士釗は雪達磨式に拡大する大規模な抗議運動の具体的な標的となっていたのである。

教育部の女師大解散の方針に反対し、1925年8月8日、魯迅らが校務維持会の組織を発起した。これに対し章士釗は教育部僉事の職に背く行為として魯迅の罷免を上申し、段祺瑞の批准をへて14日に免職令を下した⁽⁴⁰⁾。許寿裳、齊寿山ら友人らと善後策を協議した魯迅は、北京の50余校が「驅章運動」を開始していたさなかの22日、罷免の不当を訴える訴状を自ら平政院に提出した⁽⁴¹⁾。

8月26日、魯迅は、許寿裳、齊寿山ら北京大学教員40人の連名で、「章士釗に反対する宣言」というピラを發表した（署名は周樹人）。その内容は冒頭からたいへん痛烈に章士釗を非難したものであった。

「章士釗の思想は陳腐で、行為は卑劣である。彼が司法総長兼教育総長として最初に行なったことは各校に続けざまに訓令を出し、学生の国恥記念集会を禁止することだった。次に行なったのはでたらめもはなはだしい復古運動を提唱し、新思想を圧迫して時代の精神を抹殺することによって寵愛と職位を固めようとしたことである。彼は追放されても悔い改めることを知らず、英国と日本が同胞を虐殺し、外交関係が緊迫したのに乗じて、こそこそと教育総長に復職した。まことに厚顔きわまりない。……彼は捲土重来して以後、学風を整頓するという名目で教育を破壊する計画を行なった。女師大の騒動に対して、公認された方法で解決するのではなく、武装警察の力で脅迫し該校を解散した。また巡警と女中を使って無理矢理女子学生を引っ張り出した。女師大を直接圧迫し、教育界を間接的に威嚇した。こうして種々の愛国運動を押しつぶすことで一網打尽にするという彼の目的を達成しようとしたのである⁽⁴²⁾」。

このように影響力の大きな作家や教授たちが一斉に章士釗を非難したことで愛国大同盟など学生たちの批判行動はさらに拍車がかかった。

政府側は、国民との合作を行う政権であるという建前上、愛国的運動に対してはなるべく干渉しない方針を採ってきたが、この9月の大デモンストレーションに対しては、これを禁止する措置をとることに踏みきった。第1に、ワシントン会議の決定で中国の関税を引き上げる関税会議の開催を10月にひかえており中国政府としては内政を安定させ諸外国に有利な口実を与えないようにする必要があったこと、第2に、この運動では章士釗個人に対するさらに大規模な攻撃が予想されるので章自身が禁止措置を訴えていたこと、そして第3に、運動の背後には当局が「洪水猛獣」として恐怖する「共産党」の存在があったことなどがその理由であったようだ⁽⁴³⁾。章士釗は五七事件に鑑み、居所を中央飯店から鉄獅子胡同の執政府内の西院に移し、許可証を持つ政府職員以外は中に入れられないように、衛兵に厳重に護衛させていると報道されている⁽⁴⁴⁾。ここで抑圧された学生たちの章士釗追放運動は、やがて11月の「首都革命」において再燃することになる。

(3)標的としての章士釗

章士釗が学生運動の「悪役」に祭り上げられていくもうひとつの要素が、金フラン問題への関与であった。

辛丑条約（北京議定書）の賠償金支払いにあたっては、担保となっていた関税と塩税から毎年の償還分を差し引いた剰余は「関余」「塩余」と称されて中国に返却されることになっていた。軍備拡充の経費を必要とする政府は「関余」と「塩余」の回収を条件にフランスと秘密交渉を行い、國務會議において、賠償金を金フラン換算で支払う金フラン案を通過させ、中仏間で正式に協定を締結した（正式公布4月21日）⁽⁴⁵⁾。この協定は、外交部とフランス公使との協議にもとづき、財政部の専門委員が協定素案を作成し、これを司法部に送り逐条審査をおこない、妥当と認めたものであった⁽⁴⁶⁾。

ところが、司法部が審査したさいに司法總長章士釗が贈賄を受けたという嫌疑がかけられ、半年後の10月初に總檢察庁官翁敬棠が財政總長李思浩、外交總長沈瑞麟を検挙し、その後、財政部の書類を審査したことから章士釗をも検挙する意向である、と報道された⁽⁴⁷⁾。翁敬棠の上申書では、章士釗が司法部内の意見調整を行なわないまま独断で越権行為を行ない、その結果8千万元以上もの国庫の損失を招いたことが章士釗の検挙理由だとされた⁽⁴⁸⁾。

章士釗としては金フラン問題への関与は、官僚としての責務を果たしたにすぎなかった。章は、李思浩の後任の財政總長陳錦濤宛の書簡において、財政總長の閣僚會議での報告にもとづく処理であって、一國務員としてはこれを拒否して責任を回避するという道理はなく、政府全体の責任であることを訴えている⁽⁴⁹⁾。

当時の報道によると、翁敬棠自身は外交財政兩總長を検挙した後から休暇をとっており、この検挙自体が段祺瑞に反対する直隸派の運動による政治的陰謀の可能性があると観測された⁽⁵⁰⁾。しかしながら金フラン償還協定自体は、ヴェルサイユ条約以後敏感になってきた国民の民族主義的感情を大いに傷つける問題であった。それゆえ反政府側にとっては政府攻撃の格好の口実となった。真偽のほどはともかく、この嫌疑によって章士釗自身が金フラン案締結の張本人、すなわち「帝国主義の犬」と目されるにいたったのである。

おりしも章士釗追放運動のさなかにあり、世評では、章士釗への賄賂は30万円を最高額に、20万、17万5千、12万、少ないもので5万だ、3万だと興味本位にとりざたされた。章士釗にしてみれば、自ら無実を釈明しても信じてもらえるあてもなく「誹謗を止める方法は、何も言わないことである。争いを止める方法は、争わないことである」という姿勢をとらざるをえなかったようである⁽⁵¹⁾。この事件自体は、1926年3月6日になって北京高等檢察庁が、李思浩、沈瑞麟、章士釗の3人を不起訴としてようやく結着した。だがこれによって、汚職政治家章士釗というイメージが世に知られることとなった。

「驅章運動」は、1925年10月26日の「関税特別會議」の開催を焦点に関税自主権の回復と不平等条約の取消しを求める民衆団体の政治運動の高揚と連動し、さらに熾烈になった。この高揚の背景には、「国民會議促成會」の回復と「国民會議」の開催による新政権の樹立を目的とする共産党北方区委員会を中心とした「首都革命」の実行計画の推進と、奉天派との戦争へ向けて動き出した国民軍を支持する計画とが作用していたようである⁽⁵²⁾。

時局の紛糾を招いた責任を負い、章士釗は11月10日、國務總理許世英、警察總監朱深、財政總長李思浩、交通總長葉恭綽、農商次長莫德惠とともに段祺瑞に対して辞表を提出した。一方、「関税特別會議」に対して関税自主運動が起こり、章の辞表提出の同日、全国学生總會と広州外交代表団などの団体が北京で「関税自主示威運動籌備會」を組織したうえ、デモを計画し、段祺瑞の辞職を要求した。11月22日、北京各界は「関税自主国民示威大運動」を挙行し、数万人が参加した。章士釗に対する個人攻撃はこうした大衆運動に組み込まれていった。

1925年11月28日、北京各団体各学校学生教職員が、「現政府を打倒し眞の国民政府を建設する」をスローガンとする大規模な民衆運動をおこし、章士釗、梁鴻志、李思浩、朱深らの私宅を襲撃

し、段祺瑞の辞任を迫った⁽⁵³⁾。後世「首都革命」と呼ばれる事件である。梁鴻志は臨時執政府秘書長で「善後會議条例」を起草した人物であり、李思浩は財政総長として金フラン問題に関与しており、朱深は警察総監として国恥記念日のデモと女師大事件において軍警を派遣し学生を弾圧した当局側の責任者であった。

この大規模なデモは、集会を開き、行進を行い、決議文を出し、スローガンを叫ぶという、五四運動以来の中国における学生運動の方式を踏襲していた。

北京の各団体は、11月28日午前、国民大会開催の布告を各学校の壁に張り出した。布告には、集合場所と集合時間が記され、「政局が突変し、現政府は根本から動揺している。北京はすでにわれわれ民衆（学生、労働者、兵士）のものである。われわれはこの機会に乘じ、大規模な民衆運動を行う」、「国民大会を開き、段祺瑞に辞職を迫り、朱深、章士釗、姚震、李思浩の犯罪者を逮捕処刑する」ことが訴えられていた。

神武門に集合した参加者数万人のうち大多数が学生であった。朱家驊を総指揮兼主席とし、先の尖った棍棒をもち決死の覚悟の北京学生革命敢死隊、自転車による連絡を行なう交通隊、医大女子学生の看護自動車隊、工場労働者一万人あまりからなる工人保衛団などが組織された。

集会では主席の朱家驊が開会を宣言し、革命の事業は民衆の努力にあること、今日の開会の目的は売国政府の打倒と国民政府の建設であることが述べられた。宣言が終わると群衆は大声でスローガンを叫び、総指揮の命令でデモ行進に出発した。(1)総司令旗、(2)総副指揮団、(3)学生軍、(4)敢死隊、(5)工人保衛団、(6)各学校、(7)各団体、(8)市民、(9)救護隊の順序であった。ときに各種のピラが雪のように空に舞った。ピラは「北京共産党宣言」「国民軍に告ぐ」「北京総工会宣言」「国民大会のスローガン」などが書かれており、5、60種を下らなかった。予め周到な準備のもとでの抗議集会であった。

神武門を出発したデモ隊は、鉄獅子胡同の執政府へ向かった。先導は「首都革命」の大旗でデモ参加者は各々木の竿の旗幟をもっていった。これは従来のデモや示威運動ではなかったことだった。旗幟には「売国奴を殺せ」、「安福派の生き残りを排除しろ」、「民衆大暴動」などと大書された。労働者、学生の多くは手に巨棒、長いす、戸の枠、窓の格子など、種々の武器を持っていた。学生軍は軍服軍帽で北京大学隊の人数が最も多く、民国大学がそれに次いだ。敢死隊は約200人だった。京畿警衛司令部は拳銃と大刀の2連隊をデモ隊につけて秩序維持にあたった。

鉄獅子胡同（執政府）から移動し吉兆胡同（段祺瑞宅）に到着したデモ隊は、警備担当の国民軍との軟硬様々な交渉を行い、いくつかの要求項目を議決し吉兆胡同を撤退した。次の目標は、魏家胡同の章士釗宅であった。章宅の門戸は固く閉じられていたが群衆は門を破り中に入った。門内には下僕数人がいるだけだった。群衆は窓や器具をことごとく破壊した。貴重品はすでに運び去られており、残されているのは粗末な家具ばかりであった。客室に長さ2尺あまりの章士釗の肖像があったのでこれを持ち出し、毀した器具とともに焼き払った。

章宅の他に、南兵馬司の李思浩宅、北池子の朱深宅、西四小蔣坊胡同の劉百昭宅、東四四二条の姚震宅、大紅羅廠の葉恭綽宅、表章庫の曾毓雋宅も襲撃の対象となった。

翌11月29日、執行部（国民示威運動委員会）は天安門で国民大会を開会した。国民党が宣言を発表し、奉天派軍閥の打倒と国民軍の支持を訴え、(1)民衆の指揮する革命政府の樹立、(2)結社集会言論出版の自由、(3)労働法の公布と8時間労働制の確立、女性労働者・弱年労働者の保護、(4)農民の保護と不当な徴税の撤廃、(5)各階級代表の参加する国民会議の召集、(6)北京政府と南方の革命政府との連合、(7)帝国主義に反抗し、不平等条約を取消し、関税自主を実現すること、以上の各項が人民の希望と要求であるとし、これを実現することが新政権の唯一の存在理由であると述べ、「革命運動万歳。人民の自由万歳。革命政府万歳」と宣言を締め括った⁽⁵⁴⁾。

以上が11月28日および29日の「首都革命」と称される事件の顛末である。

国民会議の開催、国民政府の樹立といったデモ隊の要求項目を見るかぎり、この運動の主旨は孫文の国民会議運動の精神を踏襲するものであることがうかがえる。デモ隊の旗幟の中には国民党旗があったことから、当時の国共合作期の国民党の北京市党部（徐謙など）がいかにか「革命化」していたか、換言すれば、いかに共産党化していたかが判明する。孫文死後に西山会議派な

どが発生する一因となる国民党の「左傾化」に対する危機感の種がすでに十分に成長しているようすがうかがえる。

またこの「首都革命」にみるような民族主義的熱気が、約半年後の1926年7月に始まる北伐（「国民革命」）を成功させる背景としてあり、こういった大衆的政治参加の要求の噴出こそが、エリート主義的な「約法体制」がすでに時代に不適切なものとなっていたことを証明している。

章士釗は自宅を「寒家」と称している。その寒家は魏家胡同13号にあり、木材商の所有で、1918年に十条胡同から転居してきたままである。家賃は月額50元、20間余りの普通の四合院であった。夫妻は正房、左廂は書齋、右廂は客間、後照は子どもの勉強部屋にあてていた。各団体による11月28、29両日の示威運動は、11月30日に北京警衛司令部が集会を禁止してようやく下火に向かったが、章士釗はこの日、自宅を襲撃されたことについて次のように書いている。

五七記念日の事件でわが家は一度破壊されたが、その程度はあまりひどくはなく、妻子は北戴河に一月あまり避難していた。今度の場合、11月28日早朝のうちに、被害は免れないという知らせがあり、妻子は車で北海公園に避難していた。午後5時すぎ、千人あまりが吉兆胡同から移動してきた。学生か、流氓か、渾然としてよくわからなかった。どっとおしよせて門や窓、箆筒、机、椅子にいたるまで打ちこわされ、わずかな時間に家族5人の家庭が破壊された。「ああ、秀才、暴をなし、佳籍を覩るも、心を動かさず。書生、仇を尋ね、名蹟を燬きて、事なきがごとし」と章は嘆き、突如として政変が生じ、北京は漸らく恐怖時期に入った。人は自らを守ることができず、國務院は犬のように卑屈であった、と述べている⁽⁵⁵⁾。

報道では章家の被害は僅少であるように伝えているが、実際のところ避難に十分な時間がなく、章によれば、多数の洋書を含む書籍と、章家に残っている岳父呉保初の墨跡の多くがこのときに失われたようである。高等教育を受ける青年知識人が平然と「佳籍」を焼き捨てる振る舞いは大いに章を驚かしたようだ。「11月28日29日の2日間、北京では暴民が蠢動し、百年前のパリ恐怖〔フランス革命〕の様子であった」と章は述べている⁽⁵⁶⁾。

章士釗は11月10日にすでに教育総長を辞任していた（後任は易培基）が、12月31日になって章士釗の教育総長職と兼任司法総長職の辞任が承認された（司法の後任は馬君武）。その間、夏以来教育部と対立を続けていた北京女子師範大学が復校している。章の辞職は女師大の「勝利」を意味していた。デモの余韻のさめやらぬ11月30日、旧女師大の教員・学生が宗帽胡同の仮校舎から石駙馬胡同の女子大学の校地へ復帰した。校門内外に3、400人が集まり、章士釗の筆になる「国立北京女子大学校」の看板がはずされた⁽⁵⁷⁾。

魯迅の免職に関する訴訟も、1926年2月23日には魯迅の勝訴となり、教育部の処分取消を記した裁決書が3月23日に魯迅のもとへ送付された。3月31日に國務總理賈德耀の署名で教育総長（馬君武）に下された訓令（臨時執政訓令第13号）によって、教育部は魯迅の復職令を頒布し、処分取消しが承認された⁽⁵⁸⁾。

第2節 三一八事件と臨時執政府の崩壊

11月28日以後、章士釗は東交民巷に避難した。段祺瑞の閣僚は四散してしまい、閣議は内務総長の龔心湛が主宰していたが、もはや政府とはいえない状態であった⁽⁵⁹⁾。章士釗はその後しばらくは人との往来を避けていたが、やがて北京市内も戒嚴が解け、車で市内に出ることにし、2、3日に一度吉兆胡同で段祺瑞に会い、3、4時間ばかり文墨のことを話すという日常であった⁽⁶⁰⁾。

「首都革命」を標榜した1925年11月末の北京の大衆運動は、国民党北京党部と連携した李大釗ら共産党北方区委員会の計画にもとづくものであった。このことは当時対立が顕著になった親日の奉天派と馮玉祥の国民軍の軍事衝突を背景に、国民軍を支持し、同時に反奉天派の軍を率いる郭松齡の軍事行動を支援することを意味していた。馮玉祥と密接な連絡関係がある李大釗は、

使者を介して郭松齢の軍事蜂起を促しており、郭と馮との間にも同盟関係が成立していた。11月22日、郭松齢軍は「東北国民軍」と改称し瀋州で蜂起を起こし、同日、北京では数万人規模の「関税自主国民示威大運動」が開始され、段祺瑞の下野を要求し「国民政府」の樹立を狙った28、29両日の大デモンストレーションが行われている。馮玉祥は宋哲元の部隊を熱河へ派遣するなど郭の軍事行動を援助し、李大釗は11月の大衆運動を指揮して集会やデモの陣頭に立ち、段祺瑞政府の打倒、帝国主義への反対、関税会議の解散を叫んだ⁽⁶¹⁾。

郭松齢の戦死が、関東軍の援助を受けた張作霖軍に敗北したことから、中国国民の反日感情に火をつけた。中国共産党の指導下で、上海、南京、武漢、福州、厦門、長沙、杭州など各地で、日本の出兵と張作霖の売国的行為に反対する集会が行われた。12月27日の上海での集会には200余りの団体と6万人の群衆が参加した。北京では翌年1月に北方区委の組織による「北京国民反日大会」が成立し、1月13日、14日、27日と集会とデモ行進が行われた。さらに英国の支援を受けた呉佩孚軍が国民軍を攻撃するにおよび、大衆のデモには反英国・反呉佩孚のスローガンが加わり、数万、数十万人の規模の集会が挙行された。2月27日には天安門前で開かれた「反英討呉」の「国民大会」には130万人が参加した⁽⁶²⁾。

郭松齢の蜂起以来、国民軍と奉天軍との間で軍事衝突が頻発していたが、1926年3月はじめ国民軍の軍艦が天津の入り口にあたる大沽を封鎖すると、3月12日、奉天派を支持していた日本の軍艦が大沽砲台を砲撃した。さらに3月16日には、米、仏、伊、蘭、比、西、日の8カ国が連合し、段祺瑞政府に対し軍事行動を中止せよとの「最後通牒」を出し、回答の期限は48時間以内、つまり3月18日正午までとした。

共産党北方区委書記李大釗らは、3月14日に30万人の反日国民大会を開き日本軍の大沽砲撃に抗議し、3月17日には国民党市党部、北京学生連合会、北京総工会、反日討呉張大同盟など150余りの団体代表200名が北京大学三院で緊急連席会議を開催し、請願デモを行ない負傷者を出した。

「最後通牒」の期限が切れる3月18日にも、天安門前で「列強の最後通牒に反抗する国民大会」と称する抗議集会が開かれ、段祺瑞の暴力の証拠として前日の負傷者の血染めの衣服が大会主席台の前に懸けられ、参加者を奮い立たせたという。会后、再度政府に請願を行った。約2000人のデモ隊が鉄獅子胡同の執政府門前に達すると、数百名の兵士にとりかこまれてしまった。報道によれば、代表数名が賈德耀総理との会見を要求したが、その間に、群衆は総理との直接会見を求めて國務院に侵入しようとし、これを制止すべく警備隊が威嚇のため空砲を撃つと（警察側は学生が先に発砲したという）、群衆は拳銃、爆弾、棍棒で衛隊に抵抗したため、警備隊は実弾を発射し、多くの死傷者がでた⁽⁶³⁾。結局、47人が死亡し、200人あまりが負傷した⁽⁶⁴⁾。三一八事件である。

この「民国以来もっとも暗黒なる日⁽⁶⁵⁾」の47人の死者のなかには女師大の学生である劉和珍（23歳）と楊徳群（26歳）が含まれていた。魯迅は教え子である彼女らの死を悼み追悼文を書いている。

「聞けば、彼女、劉和珍君は、そのとき機嫌よく出かけていった。当然、単なる請願にすぎないのだ。少なくとも、まともな心の持主なら、こんな網がはられているとは想像もつかないだろう。しかし、事実、執政府の前で弾丸にあたった。背中から入り、斜めに心肺を貫き、すでに致命傷であったが即死ではなかった。同行した張静淑君が彼女をたすけおこそうとしたとき、4弾をうけた、その一つはピストルであり、その場に倒れた。同行した楊徳群がさらに彼女をたすけおこそうとして、撃たれ、弾丸は左肩から入って、胸を貫き右寄りに出て、やはり、その場に倒れた。それでも彼女は、まだ身をおこすことはできたのだが、一人の兵士が棍棒で彼女の頭部と胸部に2回強打を加え、その結果、死んだのである⁽⁶⁶⁾」。なお、このとき張静淑をはじめ女師大の学生9人が負傷している⁽⁶⁷⁾。

李大釗らはその晩、中共北京党組織と共青团組織の緊急連席会議を開催し、闘争の続行と死傷者への慰問を決定し、3月19日、北京の各学校は一斉に授業ボイコットに入った⁽⁶⁸⁾。

一方、段執政は18日夜、段宅で緊急会議を開催し、徐謙、李大釗、李煜瀛、易培基、顧孟余（顧兆熊）の5名を國務院前大惨劇の首謀者と認め、19日逮捕を下令した。この臨時執政令では「徐謙等5名は共産学説の名を借りてしばしば事件を起こした。……徐謙等5名はその所在が北京

の内外であるかを問わず逮捕して法により処罰する」と記され、賈德耀（國務總理兼陸軍總長）、屈映光（内務）、賀德霖（財政）、盧心（司法）、龔心湛（交通）の5人の閣僚が署名した⁽⁶⁹⁾。この署名者に名を連ねてはいないが、章士釗は当時臨時執政府秘書長の職にあり、ほかならぬ章が18日夜の段宅での緊急会議に参加し逮捕令を起草したと報道された⁽⁷⁰⁾。

3月17日の『世界晩報』は、國務院門前の惨劇の主謀者は執政府秘書長章士釗であり、國務院の警備隊が執政府に指示を要請したとき、章士釗が「必要なら発砲してよい」と答えたと報道した。これに対し章士釗は、その記事は捏造であり、警備隊が指示を仰ぐのは直屬長官か國務總理であって、自分は警備担当の李鳴鐘が執政府に報告を行なったさい、会議の席上ではじめて事件のことを知ったのであり、「発砲」に関して言われていることは事実ではなく、自分は無実であると抗議した⁽⁷¹⁾。だが、『世界晩報』は再度章士釗を非難し、章に対する弾効は激しさを増した⁽⁷²⁾。

ことのほか辛辣な個人攻撃を行なったものに、湖南省出身者朱自強、李晴嵐ら15人の連名による公開書簡があった。この批判文では、三一八事件はあたかも章士釗の単独犯であるかのように扱われている。この長大な書簡では4つの項目についてそれぞれ膨大な理由を付してまことに辛辣に章士釗を非難している。非常に長大な書簡であるが、その要点を拾えば次のとおりである。

(1)青年学生の虐殺に関与しながらも罪を段祺瑞、賈德耀に転嫁しようとするなど「おまえの人格は完全に破産している」。(2)口を開ければ論理だ論理だと言うくせに、おまえの話はまったく論理的でなく「おまえの思想はあいまいきわまりない」。(3)おまえは農村立国だとかいっているが、それほど農村を重視するなら粗食をして田舎の農夫と一緒にすることだ。だがおまえは農村に行かないばかりか、ロンドン製のぴかぴかの靴を穿いて、陰謀を企み、人にへつらい、ついに古今東西空前の虐殺を演出して、帝国主義者に仕える首切り役人となっている。よって「おまえの政治観念はうそ八百である」。(4)現代の教育思想は啓蒙を重視し、客観に基づくものだが、おまえはおまえの主観的独断を青年の頭脳に注入しようとするなど「おまえには教育の常識はまったくない⁽⁷³⁾」。

やがて章士釗に対する非難は、執政府全体に対する攻撃と連動してゆき、「段祺瑞、章士釗は軍閥の走狗となり、帝国主義の首切り役人となった⁽⁷⁴⁾」として章士釗を帝国主義と軍閥政府のシンボルとする認識が流布してゆく。

たとえば、「北京平民大学学生会」は「段祺瑞、章士釗、賈德耀ら主謀者の銃殺」を闘争目標として掲げることを通電し⁽⁷⁵⁾、「中俄大学全体学生」は(1)段祺瑞と賈内閣の犬に迫り24時間以内に辞職させること、(2)國務院秘書長、執政府秘書長の鄧漢祥、章士釗ら主謀者を銃殺すること、(3)愛国的同胞を射殺した執政府の警備隊を処刑することなどの要求を決議した⁽⁷⁶⁾。

章士釗が批判対象として象徴化された証拠としては、「段祺瑞、章士釗、賈德耀」の3人がひと組みとなり、悪逆政府の代名詞、反政府運動のシンボルとして使用されることにかがえる。

「段祺瑞、章士釗、賈德耀が愛国同胞を虐殺して後、海軍部の門前には屍が累々と横たわり……」、「北京の愛国的民衆および本党同志は、……段祺瑞、章士釗、賈德耀等に包圍殺戮され……」、「段祺瑞、章士釗、賈德耀等はもともと帝国主義の走狗であり、……⁽⁷⁷⁾」という中国国民党北京市党部の表現や、「このたびの3月18日の愛国運動では、無辜の民衆が帝国主義の走狗——売国奴段祺瑞、章士釗、賈德耀等に虐殺され、……⁽⁷⁸⁾」という表現、また「段祺瑞、章士釗、賈德耀等は民衆を虐殺することで帝国主義者の歓心を買おうとし……⁽⁷⁹⁾」といった表現がそれである。魯迅も、三一八事件との関連で章士釗を名指して非難したさいは、段祺瑞・賈德耀と組にしている⁽⁸⁰⁾。

こうして三一八事件を直接の契機として段祺瑞臨時執政府は民心を失い、政権を維持する資源を失った。執政府は徐謙らに対する「逮捕令」を執行させることもできず、魯迅は「逮捕」とは「追放」のことであるか、と政府を揶揄してみせた⁽⁸¹⁾。

こういった状況下で、国民軍のソ連人顧問団は政府の武装解除の好機であると判断し、国民党および共産党の北方区執行部会議を主宰する李大釗を通じて馮玉祥に働きかけ、当時天津前線総指揮の鹿鐘麟を北京衛戍司令に任命し、執政府を占拠させた。4月9日深夜より執政府の包圍を開始した鹿鐘麟の国民軍が、10日未明、段祺瑞執政府を占拠し、ここに臨時執政府は消滅した⁽⁸²⁾。

イタリア兵營に避難していた章士釗は11日午後、段祺瑞の避難先である公使館区域のフランス商會に到着した⁽⁸³⁾。

クーデターで段祺瑞を追放した国民軍も、4月15日の奉天派・直隸派の連合軍の攻撃により北京を撤退したが、呉佩孚、張作霖の支配下においては、もはや段祺瑞政府の復活はありえず、4月20日、退陣を表明した段は専用車で天津に向かい、章士釗もこれに同行した⁽⁸⁴⁾。章士釗は段祺瑞政権と心中することになったといつてよい。

小結

大衆の示威運動における章士釗批判の多くは、運動のなかで展開された宣伝によって増幅された「仇敵」イメージにもとづくものである。

章士釗は「臨時執政」の要職に就いたが、だがそれゆえに多くの政敵を抱えることとなった。古参の段祺瑞側近たちからは嫉視の対象となった。国民會議促成會運動を通じて民衆運動を指導していた共産党からは運動の標的とされ、さらには国民党内部の派閥分裂にさいしても犠牲の羊として攻撃されてしまった。

11月末の章士釗宅破壊事件の背景には、共産党の台頭に対抗する国民党右派の思惑が働いていた。国民党改組当時から国民党内には孫文の容共政策に反対する幹部たちがおり、孫文の逝去後、彼らは国共合作を放棄すべく、1925年8月に国民党左派のリーダー廖仲愷を暗殺したが、逆に広州では孤立してしまい活動の拠点を北京に移し、林森、鄒魯、謝持らが中心となり、11月23日、北京郊外の西山において「国民党1期4中全会」を開催し、共産黨員の国民党籍を取り消すことを議決した⁽⁸⁵⁾。西山會議派の成立である。

1925年11月の「首都革命」は予定した国民軍の呼応が得られぬばかりか、国民軍が段祺瑞を支持したため所期の目的を達成できなかった。共産党側の論評によれば、国民軍がこのような態度に出たのは、(1)当日早朝、鄒魯、林森らが自ら鹿鐘麟を訪ね、今度の運動は共産党が指揮をしており共産党は即刻北京に労農政府を樹立し中国を赤化するつもりだと「密告」したこと、(2)国民軍の馮玉祥が段祺瑞を追放する決心がつかず最後まで躊躇したことがその理由であった。国民党右派は、「首都革命」の当日、集会にごろつきを紛れ込ませ、さらに章士釗ら政府閣僚の私宅を襲撃して破壊させ、その翌日に各新聞社に共産党の暴動的行為であると通報した⁽⁸⁶⁾。

11月の章士釗宅の襲撃が、共産党の撲滅を目的に国民党右派が故意に仕組んだものであると解釈すれば、5月の襲撃の被害が少なく、11月の被害が徹底したものだだったことの説明となり、章士釗が犠牲の供物とされたことの証左ともなる。章士釗への個人攻撃が段階を追って拡大・増加するにさいしては、こういった政治的な背景が影響を与えていた。

「臨時執政」の名付け親としての章士釗の政治論、国家建設論は、出発点から挫折していたといえる。段祺瑞が孫文の国民會議構想を拒否し、新政権樹立に際して国民党を排除した段階で「臨時執政」は全国的な政権ではなく、党派的な政権として攻撃の対象となった。そして段祺瑞が諸外国の在華權益の尊重を表明し、孫文の不平等条約撤廃論と対立したことは、帝国主義の傀儡だという批判を浴びる一因となった。段祺瑞政権には依存できるイデオロギーがなかった。それは章士釗の政治論の特徴でもあった。新国家を建設する使命を帯びた新政権の正統性の基盤は脆弱で、政治的統合を進める凝集力としてのナショナリズムを「臨時執政」は利用することができなかった。ワシントン体制当時の中国におけるナショナリズムは排外運動へと短絡しており、それは国民党と共産党がより過激に主張していたものであった。そして依拠すべき軍力は、張作霖、呉佩孚、馮玉祥など軍閥の実力者のものであった。かくして段政権を支える力は何一つなかった。最後には、三一八事件で最少限の正当性も道義的に喪失し、国民軍と奉天派との戦闘で抛るべき軍隊を失っていた。

近代中国の歴史において、排外的ナショナリズムの発現が反政府運動になってしまうことがし

ばしばある。本来、統合の論理であるべきナショナリズムを、領袖たちは自らに対する対抗勢力と見なしてしまい、これを憎悪する。また逆に排外的なナショナリズムの担い手にとって、「帝国主義」の援助を受ける領袖の存在が不道德なものとして観念され批判攻撃の対象とされるために、ナショナリズムが排除の論理になってしまう。結局、ナショナリズムの統合機能は抑制され、純粋なイデオロギーではなく党派的なイデオロギーであると認知されてしまう。

帝国主義と軍閥の犬という「仇敵」イメージは反体制運動の中で増幅されたものであったが、しかしこれが全くの「冤罪」であったわけではない。19世紀後半の英国をモデルとした統治機構論に大きな特徴をおく章士釗の政治論にあつては、国家建設にあたって、民衆的なナショナリズムを利用する十分な枠組みがなかった。またギルド社会論の導入にあつてもそのエリート主義的な嗜好を強く残すことになった。そのため章士釗は、流動的な国内外の諸関係を視野からはずし、不安定な政権の教育行政の担当者としては、ナショナリズム拡大の一翼を担う五三〇事件以後の学生運動、大衆的示威運動に対して、きわめて硬直した反応をすることになってしまった。これが1925年後半の章士釗追放運動を招く、最大の理由であり、時代の潮流を読み誤った政治思想家としての章の限界点であった。

本章の最後にあつて、その後の章士釗と李大釗のエピソードを記述しておこう。それは不合理な理由から迫害される政治運動家を保護するという、以後の章士釗の経歴上の特徴の最初の事例でもある⁽⁸⁷⁾。

李大釗は段祺瑞政府の打倒運動を指導し、三一八事件では自ら負傷しつつ退却の指揮をとり、政府の要職にある章士釗は、李大釗らの逮捕令を起草していた。二人の政治的立場は対極的であった。だが、両者の家族の交際はいよいよ親密になり、章士釗の三人の息子はみな李大釗の生徒として政治学を習い、李大釗の長女李星華は章士釗夫人の呉弱男の義理の娘となったという。李大釗夫人とその子女もしばしば魏家胡同の章士釗宅を訪ねて飲食談笑し、一家族のようであった⁽⁸⁸⁾。

1927年4月6日、ソ連大使館に潜んでいた李大釗が治外法権を侵して侵入した張作霖軍に逮捕された。張作霖は逮捕した李大釗をいかに処置するか逡巡していた。そこで章士釗と呉弱男が李大釗の救済に奔走した。章士釗は、張作霖の側近である総参議楊宇霆に働きかけ、楊宇霆を訪ねた章は「一時の勢いでこの国土を殺せば、その悪名は永遠に残る」と述べた。楊はこれを聞いてひどく驚き張作霖に次第を述べると、張も動揺したようであった。ところがはからずも政客曾琦が李を極刑に処すべきであることを進言し、また山東を支配する張宗昌が前線から電報で共産党を根絶すべきであると訴えたため、章士釗らの努力もむなしく、4月27日李の処刑が行われた⁽⁸⁹⁾。

李大釗の処刑後、納棺された遺体は彰儀門内下斜街の長椿寺の一室に移された。翌日、李と同郷の白眉初、李時らとともに、章士釗と呉弱男が蠟燭や紙銭をもち供養を行なった。呉弱男は遺族を慰撫し、章士釗は遺族のために友人たちと募金を行った⁽⁹⁰⁾。

1933年4月中旬、中国共産党北京市党部は、ひそかに章士釗、呉弱男、白眉初および北京大学の学生たちと連絡をとり、李大釗の公葬を計画し、23日を実施日と決めた。前日の22日に宣武門外下斜街の妙高漸寺で多数の人を集めて供養を行い、翌23日に香山の万安公墓に向かった。見送りには北京大学の教授も多数いたが、棺桶には共産党旗が掛けられていたため早々に退散し、共産党同志、大学生、白眉初ら旧友と呉弱男がともに香山へ赴いた⁽⁹¹⁾。

1926年4月、章士釗は段祺瑞と共に失脚した。章士釗の政治家としての生涯は段祺瑞執政府の崩壊と共に終焉を迎えたと言ってよい。以後の政治史において章士釗が政治的事件や変動の中心に位置することはなかった。天津に引退した段祺瑞は、日本軍に利用されることを避け、1933年に上海に移り1936年に病死した。魯迅は1926年に北京を離れ、厦門、広州をへて上海に落ち着き、中国左翼作家連盟の実質的指導者として活躍し、1936年に上海で病死した。前執政府の高官は南京政府から逮捕命令がでており、北伐軍の北京占領後の1928年末、章士釗は家族と共に欧州へ旅立ち、英国、ベルギー、ドイツを訪問した⁽⁹²⁾。1907年、1921年に続く、章士釗3度目の訪欧であった。

[註]

- (1) 章行巖「新時代之青年」『東方雜誌』第16卷第11号、1919年11月、161頁。
- (2) 劉紹唐主編『民国大事日誌』第1冊、伝記文学出版社、1978年、286頁。「北京通信」『申報』1925年5月13日。
- (3) 「北京通信」『申報』1925年5月13日。
- (4) 「北京通信」『申報』1925年5月13日。
- (5) 「北京通信」『申報』1925年5月26日。孫瑛「一九一二年至一九二六年教育部總次長的更迭情況」北京魯迅博物館魯迅研究室編『魯迅研究資料(15)』天津人民出版社、1986年4月。
- (6) 「北京通信」『申報』1925年5月26日。
- (7) 同上。
- (8) 同上。
- (9) 「張作霖來京中之政局觀」『申報』1925年5月28日。
- (10) 「二十八日之執政會議」『申報』1925年6月1日。
- (11) 孤桐「往事」『甲寅』周刊、第1卷第23号、1926年12月9日、8-9頁。「国内專電」『申報』1925年6月14日。
- (12) 6月23日の執政會議では、私立大学への補助金分配の問題で発言し（「二十三日之執政會議」『申報』1925年6月26日）、6月27日には金フラン案の処置の件で発言し（「金佛郎案之政潮」『申報』1925年7月3日）、6月30日には各高等檢察庁書記官長の任免を行っている（「公電」『申報』1925年7月3日）。
- (13) 「国内專電」『申報』1925年7月29日。
- (14) 「国内專電」『申報』1925年7月30日。
- (15) 「教章通告就職」『申報』1925年8月2日。
- (16) 「北京通信」『申報』1925年8月1日。錢実甫編著『北洋政府職官年表』華東師範大学出版社、1991年9月、28頁。
- (17) 「教長章士釗將整頓學風」『申報』1925年8月2日。
- (18) 「京學生反對教章復職宣言」『申報』1925年7月9日。
- (19) 曾慶瑞『魯迅評伝』四川人民出版社、1981年5月、385頁。傅棠「關於女師大事件的一束書信」北京魯迅博物館魯迅研究室編『魯迅研究資料(4)』天津人民出版社、1980年1月、338頁。
- (20) 女師大事件における魯迅の言動については、丸山昇『魯迅』平凡社、1965年7月、特に168-185頁。魯迅博物館魯迅研究室編『魯迅年譜』第2卷、人民文学出版社、1983年4月。曾慶瑞『魯迅評伝』前掲、374-425頁。林非・劉再復『魯迅伝』中国社会科学出版社、1981年12月、156-178頁などを参照。
- (21) 「北京通信」1925年5月8日『魯迅全集』第3卷「華蓋集」前掲、53頁。
- (22) 「忽然想到(七)」1925年5月10日『魯迅全集』第3卷「華蓋集」前掲、60頁。
- (23) 「忽然想到(八)」1925年5月13日『魯迅全集』第3卷「華蓋集」前掲、61-62頁。
- (24) 「對於北京女子師範大学風潮宣言」1925年5月、倪墨炎編著『魯迅署名宣言与函電輯考』前掲、18頁。
- (25) 王永昌「歴史的見証——档案所見女師大学生運動高潮」前掲『魯迅研究資料(15)』134-135頁。「京女師大解散四班風潮擴大」『申報』1925年8月5日。「女師大被解散學生與楊校長相持」『申報』1925年8月7日。
- (26) 「学總會通電討章」『申報』1925年8月4日。
- (27) 「婦女會電援京女師學生」『申報』1925年8月6日。
- (28) 王永昌「歴史的見証——档案所見女師大学生運動高潮」前掲、135-136頁、140頁。
- (29) 「教育消息 專電」『申報』1925年8月3日。

- (30)章士釗「停弁北京女子師範大学呈文」『甲寅』周刊、第1卷第4号、3頁。
- (31)王永昌「歴史的見証——档案所見女師大学生運動高潮」前掲、137頁。「京女師大生与教部對抗」『申報』1925年8月11日。「女師大停弁令正式発表」『申報』1925年8月13日。「女師大改組女子大学」『申報』1925年8月20日。「女師大学生不許教部接收」『申報』1925年8月22日。「女師大風潮之拡大」『申報』1925年8月22日。「二十日之執政會議」『申報』1925年8月23日。
- (32)「劉亜雄同志談女師大風潮」北京魯迅博物館魯迅研究室編『魯迅研究資料(2)』文物出版社、1977年11月、159頁。「教育部尚難接收女師大」『申報』1925年8月24日。「教育部以武力接收女師大」『申報』1925年8月25日。
- (33)章含之「我与父親章士釗」戴晴・鄭直淑・章含之『梁漱溟、章士釗与毛沢東』香港達芸出版社、1988年10月、57頁。
- (34)「教育消息 專電」『申報』1925年8月24日。
- (35)「劉亜雄同志談女師大風潮」前掲、159頁。
- (36)「北大宣布独立事件尚難解決」『申報』1925年8月26日。
- (37)倪墨炎編著『魯迅署名宣言与函電輯考』書目文獻出版社、1985年4月、25-26頁。
- (38)「女師大訴訟事件与驅章運動」『申報』1925年8月30日。また各校の教育部からの離脱については、「北大宣布独立事件尚難解決」『申報』1925年8月26日、「北大脱離教部事件」『申報』1925年9月5日、「章士釗力謀解散北大」『申報』1925年9月6日、「教育部敦促蔡元培回国」『申報』1925年9月8日を参照。「九七惨案」とは、1925年9月7日の辛丑条約の締結記念日でのデモにさいし上海で起きた租界警察による流血事件である。
- (39)「京団体大示威未能举行」『申報』1925年9月24日。
- (40)『魯迅全集』第14卷「日記」、人民文学出版社、1981年、559頁、561頁。
- (41)陳漱渝「魯迅与章士釗的一場訴訟」北京魯迅博物館魯迅研究室編『魯迅研究資料(7)』天津人民出版社、1980年12月、179頁。
- (42)「反对章士釗宣言」1925年8月、倪墨炎編著『魯迅署名宣言与函電輯考』前掲、24頁。
- (43)同上。
- (44)「女師大訴訟事件与驅章運動」『申報』1925年8月30日。
- (45)周玉和「金法郎案」『中国現代史大事紀事本末』黒竜江人民出版社、1987年、300-302頁
- (46)「北京政府國務總理段祺瑞關於弃理金法郎案的通電」(1925年4月21日)程道德、鄭月明、饒戈平編『中華民國外交史資料選編 1919-1931』北京大学出版社、1985年11月、246頁。
- (47)「金法郎案涉及章士釗」『申報』1925年10月12日。
- (48)「翁敬棠檢拳章士釗呈文」章伯鋒主編『北洋軍閥』第5卷、武漢出版社、177-178頁。
- (49)孤桐「与陳瀾生論金法郎書」『甲寅』周刊、第1卷第23号、1926年12月9日、6頁。
- (50)「金法郎案涉及章士釗」『申報』1925年10月12日。
- (51)孤桐「与陳瀾生論金法郎書」前掲、6頁。
- (52)この間の中共中央の動きについては、坂野良吉「国民會議の構想ならびに運動と陳独秀主義——1923年から1926年までの推移に焦点を合わせながら——」『名古屋大学東洋史研究報告』18号、1994年3月、107-108頁を参照。
- (53)「北京市民迫段氏下野」『申報』1925年12月5日。
- (54)『申報』1925年12月5日「北京市民迫段氏下野」
- (55)孤桐「寒家再毀記」『甲寅』周刊、第1卷第21号、1925年12月5日、6-7頁。また、自宅を破壊された章士釗は「民国14年11月28日、北京市民が暴をなし、わが家は破壊される。私と同僚数人は国賊と呼ばれて法の外に置かれた(outlawed 法律の保護をうけないこと)」(孤桐「釈言」『甲寅』周刊、第1卷第27号、1926年1月16日、4頁)とも述べている。
- (56)孤桐「再論敗律」『甲寅』周刊、第1卷第25号、1926年1月2日、5頁。
- (57)「京女師大学生之復校大運動」『申報』1925年12月12日。「劉亜雄同志談女師大風潮」前掲、160頁。
- (58)陳漱渝「魯迅与章士釗的一場訴訟」前掲、185-186頁。
- (59)「北京通信」『申報』1926年1月6日。

- (60) 孤桐「釈言」前掲、4頁。
- (61) 李大釗、馮玉祥、郭松齡の関係については主に、閻稚新『李大釗和馮玉祥』解放軍出版社、1987年4月、92-124頁を参照。
- (62) 閻稚新『李大釗和馮玉祥』同上、111-128頁。
- (63) 「北京軍警槍殺請願団之大惨劇」『申報』1926年3月20日。
- (64) 閻稚新『李大釗和馮玉祥』前掲、129-140頁。江長仁編『三一八惨案資料彙編』北京出版社、1985年5月、493-500頁。当時の請願運動の対象は許世英ではなく、賈德耀総理となっているのは、3月4日臨時執政府の人事異動があり賈德耀が内閣総理（陸軍大臣兼任）に任命されたことによる。
- (65) 魯迅「無花的薔薇之二」『魯迅全集』第3巻「華蓋集統編」、人民文学出版社、1981年、264頁。
- (66) 「記念劉和珍君」1926年4月1日『魯迅全集』第3巻「華蓋集統編」、人民文学出版社、1981年、276頁（引用部の邦訳は、相浦杲訳（代表）『魯迅全集』4 華蓋集・華蓋集統編、学習研究社、1984年11月、314頁の中川俊訳によった）。
- (67) 「“三・一八”受傷者調査表」江長仁編『三一八惨案資料彙編』北京出版社、1985年5月、121-122頁。とくに三一八事件における当時の魯迅については、相浦杲「魯迅の論戦——現代評論派との論戦そして三・一八事件——」『中国研究』1957年6月（相浦杲『求索——中国文学語学』未来社、1993年、に収録）を参照。
- (68) 「北京軍警槍殺請願団之大惨劇」『申報』1926年3月20日。
- (69) 「臨時執政令」『政府公報』命令、1926年3月20日第3570号（前掲『三一八惨案資料彙編』、42頁所収）。徐謙（55歳）は国民党北京特別市党部代表、李大釗（47歳）は共産党北方区委書記、易培基（46歳）は女師大校長、李煜瀛（47歳）は中国国民党中央政治委員、顧孟余（38歳）は中国国民党中央執行委員。
- (70) 「北京軍警槍殺請願団之大惨劇」『申報』1926年3月20日。当時の章士釗の職名は「張之江主張“整頓學風”致段祺瑞電」1926年3月6日および「張之江復章士釗電」1926年3月15日（前掲『三一八惨案資料彙編』、4頁、7頁）から知ることができるが着任時期は未詳である。
- (71) 「章士釗啓示」3月26日（原載『京報』1926年3月20日）前掲『三一八惨案資料彙編』55頁。
- (72) 「『世界晚報』答章士釗」（原載『世界日報』1926年3月21日）前掲『三一八惨案資料彙編』55-56頁。
- (73) 「致章士釗一封公開的信」3月23日（原載『国民新報』1926年3月25日）前掲『三一八惨案資料彙編』56-59頁。
- (74) 「北京外国語専学生会宣言」1926年3月23日（原載『国民新報』1926年3月24日）前掲『三一八惨案資料彙編』166頁。
- (75) 「北京平民大学学生会通電」1926年3月20日（原載『国民新報』1926年3月22日）前掲『三一八惨案資料彙編』150頁。
- (76) 「中俄大学全体学生為屠殺案泣告全国民衆書」1926年3月20日（原載『京報』1926年3月21日）前掲『三一八惨案資料彙編』156-158頁。
- (77) 「中国国民党北京市党部告被難同志家屬書」1926年3月21日（原載『世界日報』1926年3月22日）前掲『三一八惨案資料彙編』163頁。
- (78) 「売国賊及其走狗之妖言」『国民新報』社論（原載『国民新報』1926年3月21日）前掲『三一八惨案資料彙編』231頁。
- (79) 徐謙「“三・一八”惨殺案一部之真相」（原載『国民新報』1926年3月24日）前掲『三一八惨案資料彙編』347頁。
- (80) 「空談」「から談義」1926年4月2日『魯迅全集』第3巻「華蓋集統編」前掲、279頁（引用部の邦訳は、相浦杲訳（代表）『魯迅全集』4 華蓋集・華蓋集統編、学習研究社、1984年11月、317-318頁の中川俊訳によった）。
- (81) 魯迅「可慘与可笑」『魯迅全集』第3巻「華蓋集統編」前掲、370頁。なお引用部は相浦杲訳（代表）『魯迅全集』4 華蓋集・華蓋集統編、前掲、308頁の中川俊訳に拠った。
- (82) 閻稚新『李大釗和馮玉祥』前掲、139頁。季宇『段祺瑞伝』前掲、438-439頁。

- (83)「各社要電」『申報』1926年4月14日。
- (84)「本館要電」『申報』1926年4月21日。
- (85)郭緒印主編『国民党派系鬭争史』上海人民出版社、1992年9月、1-10頁。
- (86)敬「北京民衆反段運動与国民党右派破壞陰謀」『嚮導』140期。
- (87)政治的または社会的改革の過程で個人に加えられる不正を心の底から憎み、非難するのは、保守主義政治思想の大きな特徴である。ヒュー・セシル、栄田卓弘訳『保守主義とは何か』早稲田大学出版部、1979年11月、42頁。
- (88)章士釗「李大釗先生伝章序」張次溪『李大釗先生伝』神州図書公司、1951年8月、4-5頁。
- (89)章士釗「李大釗先生伝章序」同上、74頁。張静如・馬模貞『李大釗』上海人民出版社、1981年5月、164-165頁。
- (90)章士釗「李大釗先生伝章序」同上、79頁。章含之「我与父親章士釗」前掲、89頁。
- (91)章士釗「李大釗先生伝章序」同上、85頁。
- (92)白吉庵「章士釗」『民国人物伝』第4卷、中華書局、1984年、59頁。

第11章 「訓政体制」と章士釗の政治的位置

はじめに

第1節 東北大学における章士釗

第2節 陳独秀裁判と章士釗

(1)陳独秀の逮捕と裁判

(2)章士釗の弁護

(3)『中央日報』との論争

第3節 冀察政務委員会における章士釗

小結

はじめに

中華民国の政治状況は1927-8年をもってその基本的枠組が変容し、それまでの「約法体制」に代わり「訓政体制」が登場する。1930年代の中国政治を特徴づけるのは、「訓政体制」下における憲政移行をどのように実現するかという問題と、抗日ナショナリズムをいかに政策的に吸収するかという問題である。

1927年4月南京に中華民国国民政府を樹立した中国国民党は、全土の武力統合を達成した1928年に「軍政時期」から「訓政時期」への移行を宣言し、訓政期の根本法である「訓政綱領」を公布した。全文6条からなる「訓政綱領」の前文では「中国国民党は総理の三民主義を実行し、建国大綱の訓政時期にてらして国民を訓練し政権を行使し、憲政の開始までに全民政治を完成する」と規定された。

しかしながらこの南京の新政権はいまだ不安定であった。反蒋介石系の地方実力者の内乱を平定し、さらには瑞金に成立した共産党の臨時政府に対し大規模な軍事行動を展開しなければならなかった。そして日本軍の脅威の増大と満州事変の勃発は新政権の威信をはなはだしく傷つけることになった。国民党内部にも派閥があり、元老派、西山会議派、広西派、左派など、各派閥間の利害と正統性をめぐり拮抗していた。

南京政権が北京政府から継承した遺産は、不完全な国家の自立、莫大な負債、地方軍閥の残存と制度化の未熟による国内の混沌という状況であり、政権はこういった課題の解決を迫られていた。訓政は民主化の延期にすぎず、党中央執行委員会常務委員会および蒋介石といった党内中枢の一部に多大な権力が集中することは、袁世凱や段祺瑞の北京政府のような軍事独裁の道を歩む危険性があり、他方、あまりに性急すぎる民主化と憲政体制化は、国家統一は名目的なものにすぎず実質的な支配地域が限定されている国民党政権にとっては、党の統治能力と問題解決の能力を減退させ、各派閥がよりいっそう地方的な軍事力への依存度を高め、いわば政治統合なき民主化によって憲政移行のプログラム自体が破産してしまう可能性をともなっていた⁽¹⁾。

章士釗は東北大学教授として奉天にあったとき、中国の抗日運動の隆盛の契機となった九一八事件に直面し、日中戦争の開始を告げる北京郊外の蘆溝橋事件を、冀察政務委員会委員として迎えた。1930年代における章士釗の思想と行動にとって重要なのは、陳独秀裁判における弁護活動である。裁判では章士釗が、国家と政府と国民党との概念的な関係をどう理解するかに関する議論を展開し、訓政国家の理論に疑問をなげつけている。本章では、九一八事件から蘆溝橋事件に

いたるまでの1930年代の章士釗を対象とし、陳独秀裁判を通して「訓政体制」の特徴について考察する。

第1節 東北大学における章士釗

1930年春、章士釗は張学良の要請で帰国し、東北大学において文学院院长として教鞭をとることになった。これを契機に国民政府から出ていた逮捕令は張学良の尽力によって抹消された⁽²⁾。

亡父張作霖の後を継ぎ東北保安総司令に就任した張学良は、1928年8月、東北大学校長となり、莫大な私財を投じて大学の発展を計画した。東北大学は、1922年に張作霖の命令で設立された東三省の最高学府であった。日本の脅威を感じていた張学良としては、侵略に対抗すべく東三省の発展を促すことが急務であり、そのための人材養成という見地からも、父の遺産である東北大学の発展に意欲を注いでいた⁽³⁾。

反日派の張学良は、1929年12月、東北易幟に反対した学校幹部を免職処分にし学内の人員刷新を行うとともに、教授陣の方も優秀な人材を獲得すべく、金に糸目をつけず、張学良自らが全国各省の当時の有名な学者の招聘に努めた⁽⁴⁾。

その結果、文法学院には、梁漱溟をはじめ、文学者の唐蘭、歴史学者の傅岳芬、そして法学者で内閣司法総長でもあった羅文幹、中国文学の黄侃のほか、林損、李光忠、余啓昌などが招かれ、紛々と瀋陽に来て講義を行なった。また理工学院には数学者の馮祖荀、中国でも有名な建築学者梁思成、林徽音、有名な機械工学者劉仙洲が招かれ、教育学院には、イギリス留学の心理学者陳雪屏、アメリカ留学の体育学の郝更生などがいた⁽⁵⁾。

学内では、高亨の「先秦諸子研究」、梁漱溟の「儒家思想体系」、陳雪屏の「自然与教養」らの学術講演会が催され⁽⁶⁾、1929年には、中華職業教育社の黄炎培、河北省定県での平民教育で有名な晏陽初などが東北大学を訪れて講演を行なうなど⁽⁷⁾、学術活動も活発に行われた。

章士釗が東北大学に着任したのは1930年初めであるが、すでに1928年の張学良の校長就任のときに招聘を受けていたようである⁽⁸⁾。章士釗は、月額800元の高給で迎えられたほかに、校内に一戸建の家族用の宿舍が与えられるなどたいへんな優遇ぶりであったようだ⁽⁹⁾。東北大学の教授の月給は400元であり、他大学より高給であったが、章士釗はその2倍の待遇であったことになる。経費が充実していたので張学良の関係した学校はとくに条件がよく、ちなみに当時の同澤中学教員の月給は80～120元、主任や校長で180～240元であり、これが一般の公務員の収入の3、4倍であったという。また新民小学の教員は小額のもので月収35元であったが、これは、最低で18元であった国民政府所属の小学教員の2倍近い額であった⁽¹⁰⁾。

章士釗は、「中国政治思想史」、「形式論理学」などの講義を担当した。当時の章士釗の評価を知るうえで興味深いエピソードが伝えられている。1930年に章が「中国政治思想史」を講義したさい、学生の理解の程度を測るため、各人に用紙を配り、理解できたものには「+」記号を、理解できなかったものには「-」記号を書かせて提出させたところ、ある用紙に「『三一八』罪魁」（三一八事件の張本人）と書かれていた。やがてこれを書いた学生には、翌年大学側から退学を通知する文書が届いたという⁽¹¹⁾。学生たちの目からみて、段祺瑞政権時代の「帝国主義の走狗」「売国奴」というレッテルが消滅していたわけではなかったが、学校側は大学者章士釗を鄭重に保護したことがわかる。

1931年4月、章士釗は11人の大学委員会委員の一人に任命され⁽¹²⁾、学校行政の役職を担うにいたったが、9月18日の柳条湖事件（九一八事件）勃発を契機に、章士釗は奉天を去り上海へ避難せざるをえなくなった。瀋陽の校舎が日本軍の兵営となってしまう、東北大学は北平へ移転することになったためである⁽¹³⁾。

東北大学は中国の一地方大学ではなく、日本に抵抗する東北地方と張学良の威信の象徴であっ

た。章士釗自身の声明として日本の中国侵略に対する批判や反対意見の表明があったことはいまのところ確認できないが、ともかく反日の張学良に重用されることによって、章士釗もまた反日の陣営に入ったといえる。

1932年1月13日、章炳麟、熊希齡らが上海において「中華民国国難救済会」を組織し、章士釗もその呼び掛け人となっている。「救済会」は東北地方の喪失という状況に対し日本軍との戦闘を回避して自軍を撤退させた南京政府の政策を非難し、国防の責任を全うするためには全国民の動員が必要であり、そのためには政権を国民に返還し、「国民会議」を召集して「救国政府」を樹立することを、国民政府および蒋介石に対して要求している⁽¹⁴⁾。

反日救国を憲政化と、すなわち政治参加の拡大要求と関連づける動きは、「国難会議」召集に対する章士釗の態度にもうかがえる。「国難会議」は、国家危急の時にあたり挙国一致の救国体制を樹立すべく、全国各地の声望ある学識経験者を政府が招聘し、1932年4月7日に洛陽で開催されたが、憲政移行が議題とならないことを不満として招聘者の過半数が欠席した。このとき章士釗は、張耀曾、黄炎培、史量才、左舜生、陳啓天、李璜、沈鈞儒、王造時、馮自由ら上海の有識者62人とともに政府に電報を打ち、憲政実施の案件を議題としないなら出席しても意味がないので敢えて参加しないことを声明した⁽¹⁵⁾。

さて、奉天から上海に転出した章士釗は1931年11月より弁護士としての活動を始めている。

当時、「律師章程」の規定では司法官の資格を有する者は試験免除で弁護士の資格が得られることになっていた⁽¹⁶⁾。章士釗には北京政府司法総長という経歴があり、おそらくこの職歴が該当したのであろう、1931年11月、章士釗は弁護士の証書を受取り、「上海律師公会」（弁護士協会）に加入して会員となり、蘇州と上海で弁護士の職務に当たっている⁽¹⁷⁾。章士釗の弁護士としての出発は順調であったようだ。遅くとも1932年1月には四川路72号の東亜銀行3階に自前の弁護士事務所を開設するにいたっている⁽¹⁸⁾。そしてまもなく章士釗は旧友陳独秀の弁護を担当することとなる。

第2節 陳独秀裁判と章士釗

(1)陳独秀の逮捕と裁判

1932年10月15日、トロツキー派の会合が特務に洩れ、会場で彭述之、濮一凡、王兆群、王武、謝少珊の5人が逮捕され、同日夜、陳独秀が逮捕された⁽¹⁹⁾。初代の中国共産党総書記であった陳独秀は、国共合作期の失策が原因で党内から右翼日和見主義として批判され、1927年8月7日、漢口で開催された中共中央の緊急会議において正式に総書記を解任された（後任は瞿秋白）。陳独秀はこの会議に参加せず密かに上海に赴き、トロツキーの政治的主張を支持して新党派「中国共産主義左派反対派」の結成にあたり、自らは中央執行常務委員として上海に潜伏していたところであった⁽²⁰⁾。

南京護送後の陳独秀らは一旦軍政部軍法司に移送されたが、処遇については蒋介石の判断を待つことになり、24日朝の国民党中央談話会（陳果夫が主席、褚民誼、陳立夫、陳公博ら20数人が列席）の席上、蒋介石が電報で、司法の独立と尊厳を維持すべく、陳独秀らの事件を法院の公開裁判にゆだねるよう電報で提案してきた。談話会はこれを承けて、法院の裁判にゆだねることに決定し⁽²¹⁾、軍政部も、陳独秀らは軍人ではなく、地点も危害民国緊急治罪法第7条前段の規定（すなわち戒厳区域内では当該区域の最高軍事機関が裁判する）に合わないので、軍法司の管轄ではないと判断し、先例に倣い江蘇高等法院（蘇州）の管轄とし、手続の簡素化のため南京に臨時法廷を設けて（江寧地方法院看守所）審理することとなった。⁽²²⁾

最終的な判断は蒋介石が下したが、中央談話会に対して提案を行い、その承認を受けるという、合議制の体裁がとられている点は興味深い。汪蔣合作政権の派閥力学的な一断面である。またこ

の判決は南京政権が法治主義の確立へむけて歩を進めようとした努力のひとつであったとも理解できる。

裁判は、逮捕からほぼ半年後の1933年4月14日から始まった。検察側の起訴根拠は、危害民国緊急治罪法第2条第2款および第6条、すなわち「第2条 民国に危害を与えることを目的に、左に列する行為の一がある者は死刑あるいは無期徒刑に処す。(1)他人を煽惑し治安を擾乱し、あるいは叛徒と結託する者、(2)文字、図画あるいは演説により叛国（国家への叛逆——引用者註、以下同じ）の宣伝をなす者」。「第6条 民国に危害を与えることを目的に、団体を組織し、あるいは集会し、あるいは三民主義と相い容れない主義を宣伝した者は、5年以上15年以下の懲役に処す」が適用された。

初めに陳独秀が訊問され、裁判官と陳独秀の問答が新聞に掲載された。この事件に対する世間の関心の強さがうかがえる⁽²³⁾。

例えば、裁判官の「なぜ国民政府を打倒しなければならないのか」という問いに対して、陳独秀は、(1)現在の国民党の政治は「銃剣政治」である。人民にも黨員にも発言権はなく、民主政治の原則に合わない。(2)中国人の貧困は極点に達する一方で、軍閥と官僚は帝国主義の銀行に預金することしか知らない。人民は困窮して飢えている。これは亡国の現象である。(3)全国の人民は抗日を主張しているが、政府は一步一步後退している。上海事変では十九路軍が日本軍に抵抗したが、政府はこれを救援せず、長期抵抗は宣言のみで実際は不抵抗である。「以上の3点によって、人民はこの民主主義に背き民権の実質のない政府に反抗する義務を有するのだ」と答えたという⁽²⁴⁾。

茶館の壁にさえ「莫談国事」の紙が貼られ、政談が禁じられる時代にあって、かくも明快に政府を批判する発言が、法廷の裁判記録としてではあれ、新聞紙上で報道されたこと自体に驚かされる。

翌15日に2回目、20日に3回目の公判があり、26日に判決が下され、「陳独秀・彭述之は協力して文字による叛国の宣伝を行い、各々懲役13年、公権剥奪15年に処す。……裁判確定前の拘留日数は、2日を懲役刑1日と換算する。事件のうちで犯罪に関する文件および発禁の書籍は、いづれも没収する」と宣告された⁽²⁵⁾。

陳独秀の逮捕と裁判は、裁判自体が政治的な見せ物であったといってよく、わずか3日で結審した。だが陳独秀にとっては、トロツキー派の機関誌とはことなり、マスメディアを通して時局と政府に対する自己の主張を公に宣伝する機会とすることができ、読者としても興味本位な関心以外に、陳の政府批判には共感を覚えたことであろう。性急な裁判の中では問題は充分議論されなかったが、当時の政治的環境で批判的な言論がどの程度まで可能であるかを知る標本でもあったといえよう。

(2) 章士釗の弁護

章士釗は、陳独秀逮捕の消息が伝わるや早速に陳独秀の弁護を申し出た⁽²⁶⁾。これを承けて陳独秀と彭述之は11月3日、彭望鄴、呉之屏、章士釗を弁護人として招聘することにした⁽²⁷⁾。

章士釗と陳独秀は30年前の1903年、『蘇報』事件の後、陳と章は上海の一室に蟄居し『国民日日報』の発行に没頭していたことがあった⁽²⁸⁾。また、第二革命後日本に亡命した二人は、1914年5月に月刊誌『甲寅』雑誌を刊行し反袁世凱の論陣を張ったこともあった。1920年代以降、両者の政治的立場は乖離してゆくが、両者は政治主張を越えた旧友の間柄であった。

それに加えて「訓政体制」に反感を覚えた章士釗の、国民党政府を攻撃してやまない陳独秀に対する共感も、陳独秀救済活動を動機付けていた。段祺瑞の失脚とともに政界を引退していた章士釗は、中国国民党内における蒋介石の台頭と北伐軍の優勢が顕著になってきた時期に、国民党のもつ専制的体質とその「以党治国」説に対し、強い嫌悪感を表明していた。

例えば、章士釗は「党治」とは「party politics」であると説き、章の持論である政党政治の

原則をあげて、国民党を指弾している。すなわち、(1)「党治」は「力治」であってはならないが、国民党の方法は「力治」である。(2)英国のトーリー党とウィッグ党のように政党は複数あるべきだが、国民党は他党を抹殺しようとしている。(3)政党には「党徳」がなければならず、反対意見の存在を容認することが原則だが、国民党は自党以外の人間の異議を認めない。(4)政党は世論の動静にもとづき交替で政権を担当するものだが、国民党は永久執政であって人民の意志を入れて政権を放棄することはありえない。このような観点から章は「訓政体制」と国民党とを非難している⁽²⁹⁾。

また、孫文の主張した「以党治国」論は封建政治の現代版たるソ連の共産党独裁やイタリアのファシスト独裁とは異なるもので、国民党は絶対に「国民党独裁」を主張するものではないと述べた国民党長老張繼の「以党治国」論弁護を受けて、章士釗は「以党治国」がスターリンやムッソリーニの独裁と異なるというならば、それは「欧州のデモクラシー体制下の政党政治 party politics」であるにほかならない。ならばその党は政党政治の原則に従い、主義を異にする他党の存在を容認すべきである、したがって「以党治国は今日維持し難い論である⁽³⁰⁾」と主張した。

かつて章士釗は、直隸派による北京政府支配を次のように批判したことがあった。「一部分が全権を壟断すべきではないし、一党派が全国を支配するのによくない。……孫文であろうと黎元洪であろうと、もし一人が支配するのであれば、彼らに学問や能力がどれだけあろうとも、結局は役に立たない⁽³¹⁾」。1927年当時の章士釗の政治論は、以前の自由主義的な見解へと回帰していることが認められる。専制に対する抵抗の論理としての自由主義思想の存在が、陳独秀弁護の動機の一部となっているとみられる。

当時章士釗は全国に名声の聞える弁護士であり、普通の訴訟では高報酬で依頼しても引き受けてもらえぬほどであったようだが、このときは、章士釗自身が無報酬のボランティアで陳の弁護を願い出たので、人々は「いにしへの義士の風格がある」と賞賛したという⁽³²⁾。

さて、4月20日の章士釗の弁護は、約一時間の長大な弁論となった。章は起訴状の文言を手がかりに弁護の論を組み立て、各罪状が陳独秀には該当しないことを論証しようとしている。その要点は次のとおり。

第一に、言論と行為とは異なり、言論により政府を攻撃するのは、いかなる国においても罪とはならない。共産主義を語ることが犯罪なら、孫文も陳独秀と同罪である。陳独秀の暴動の主張は言論と理想の範囲内であって、現実に行ったわけではない。危害民国緊急治罪法の「行為」には相当しない。

第二に、起訴状に「叛国」、「危害民国」とあるが、そもそも国家とは何であるか。(a)国家とは、国家を主宰する機関（つまり政府）または人物（領袖）とは異なる。よって機関や人物を言論により攻撃しても国家に危害を与えたことにはならず、民国という主権在民の国体には抵触しない。(b)陳独秀の主張する共産主義は、孫文が民生主義の別名は共産主義であると述べたように、三民主義と相い容れる主義である。(c)陳は国民党政府に反対したことは認めたが、彼の政府批判の理由3点は、共産党員でなくとも主張していることである。(d)陳には国民党員としての経歴がある一方、江西の共産党「幹部派」に反対するトロツキー派であり、国民党の最前線の敵を敵としている。

したがって、以上のことから、起訴状の「叛国」、「危害民国」、「三民主義と相い容れない主義を宣伝した」は根拠がなく、被告は無罪である、と章は主張した⁽³³⁾。

マスコミの注目を浴びるこの裁判は、陳独秀にとっては自説開陳の絶好の機会であった。陳の発言には、例えば「国民党は全国の人民の膏血を吸って軍隊を養い、全国の軍隊を擁して人民の財物を搾り取り、己れに逆らうものを殺戮する⁽³⁴⁾」など、まことに辛辣な国民党・国民政府批判が盛り込まれた。

政治犯としての陳独秀の弁護とは、すなわち確信犯の弁護であり、章士釗ならずとも容易ではなかったであろう。逆に陳独秀としては章の弁護は手緩いものと思えたであろう。はたして陳独秀は法廷で声明を出し、章士釗の弁護の言葉は彼の意見にすぎない、私の政治的主張は私自身の「弁訴状」にもとづいてほしい、と述べる。これを聞いた傍聴席からは「さすが革命家だ」と声援が上がったという⁽³⁵⁾。

このときの章士釗の弁護の言葉は、陳独秀の「弁訴状」とともに、後に2つのミッションスクール（上海の滬江大学、蘇州の東呉大学）で法学部の教材として使われたと伝えられている⁽³⁶⁾。

陳独秀が逮捕された理由は、起訴状で「危害民国」と規定されたように、「党＝政府」を批判したことによる。陳独秀が死刑とならなかった要因は、そもそも「共産党の首領」として手配されていたが、実は江西の共産党に対する反対派であり、章士釗が弁護したように「国民党の最前線の敵を敵としている」ことが判明したからであった。

(3) 『中央日報』との論争

章士釗の弁護の言葉は、「以党治国」を看板とする「訓政体制」の大前提たる国民党の代表原理に対する攻撃であると受けとめられた。当時中央日報社社長の程滄波は『中央日報』に社評「今日中国の国家と政府——陳独秀および章士釗に答える——」を執筆し、章士釗の法廷での発言に反駁を加えた⁽³⁷⁾。『中央日報』は国民党中央委員会の機関紙であり、党の見解を直接に反映していると見なしてよい。

程滄波の反論はまことに几帳面なもので、章士釗の主張に対し逐一論駁を行っており、論点は多岐にわたる。この反論の中心となる、国民党と国家との関係についての主張の要旨のみを取り上げれば、以下のとおりである。

今日の中国の現行の根本大法は、「中華民国訓政時期約法」である。この約法の効力は一切を超越している。「約法」第30条に「訓政時期は中国国民党全国代表大会が代表して中央統治権を行使する。中国国民党全国代表大会が閉会しているとき、その職権は中国国民党中央執行委員会がこれを行使する」とあるように、法律上、国民党はすでに中央統治権を行使する団体である。そして「国家は統治権を行使する団体である」という原則にのっとれば、国民党は、少なくとも現行の法律、現存の制度にあっては、国家である。したがって、訓政時期約法が合法的に廃止される以前においては、国民党に反対し、転覆しようとすることは、国家に反対し、転覆しようとすることであり、危害民国、叛国である⁽³⁸⁾。

『中央日報』の社説において、章行嚴君は法律を学んだ人だが、現行の法律を知らないばかりか、根本法をも忘れていて、これでは万言の弁護も法律上の価値はない、と非難された章士釗は、「国民党と国家」を著してこれに反論し、大要次のように述べている⁽³⁹⁾。

「約法」の冒頭には「国民會議が中華民国訓政時期約法を制定した」とある。「国民會議」は、中山先生（孫文）が、曹錕・呉佩孚が権力を掌握した時に提唱し、『遺囑』ではこれを重要事項のひとつに挙げた。国民は党籍により差別されないはずだが、国民党員が大多数を占めた（1931年5月の）「国民會議」は、国民党會議であった。約法の第30条は、「訓政時期は、中国国民党全国代表大会が国民會議を代表して中央の統治権を行使する」となっている。「国民會議」を代表するというのが、本条の最もすぐれた箇所である。『中央日報』の記者は、これを引用しながら、軽率にも文中の「国民會議」の4文字を削除している。一体どういうつもりなのであるか。

代表されるものの資格と地位は、代表するものより一段高くなければならないということが、選挙政治の意味である。国民党が現行の法律の上では国家ならば、「国民會議」は、同一の法律にあって、どういうものとして語られるべきなのか。呼び名を換えるとして、国家のほかに、更に太上国家が認められるのか。蛇にヌケガラがあり、魚にウエ（魚を捕える道具）があるように、そういったものが生ずる源泉は、すべて惜しげもなく捨て去ってしまうべきなのだろうか。

そもそも主権は国民全体に属し、治権（統治権）は政府が掌握し、政府組織の下の中央制度に定められる。主権は国民全体に属しており、カメラのように全国民の姿を写し少しも遺漏がないようにしてこそ、統治権を独占行使する名義を得る。これがすなわち、孫先生が声を大にして呼びかけた「国民會議」である。「国民會議」以外に、内容、形式ともにこれに並ぶものはなく、「国民會議」内部の党派は、それと同等などではない。『中央日報』の記者は「国民會議」を蔑

視し、主権と治権の境界を曖昧にしている⁽⁴⁰⁾。

ここでの章士釗の論点の特徴は、「国民会議」を議会制国家における立法機関としての議会と同一視することにある。したがって、この「国民会議」を党大会が代替する段階が訓政であるという理解に立つ。それゆえ章は、『中央日報』が約法第30条の引用で「国民会議」の4文字が抜けているとしている。しかし、実際の条文では「国民大会」（憲政開始期の代議機関）が正しい。訓政時期約法が制定されたのは1931年5月の「国民会議」においてであり、その旨が約法冒頭に示されていることから、章の誤解も無理からぬことである。だが逆に、このように一般の議会制原理から類推して、章のような「誤解」を容易に生ぜしめるような奇怪な論理構成をとる点が、「訓政体制」の法的根拠の難解さを物語っている。

『中央日報』は「再び今日中国の国家と政府を論ず」で再反論し、章士釗が「国民会議」と「国民大会」とを混同していることを指弾し、各々について解釈を加えている。

訓政時期約法を制定した「国民会議」は、全国人民の代表と国民党の代表から構成されたが、代表には党籍の制限はないので、「国民会議」は全国人民の代表から構成されたといえる。したがって「国民会議」の議決により通過したこの約法において本党に賦与された権限はすべて民意により授与されたものである。国民党と国家の関係は「訓政時期は、中国国民党全国代表大会が国民大会を代表し中央統治権を行使する」（約法第30条）と定められている。

このように『中央日報』の社説は、章の誤解を正し、国民党と国家は一体であることを強調し、さらに「国民会議」と「国民大会」の相違について大概次のように説明している。

まず、「国民会議」について。「国民会議」は、総理の北上宣言（1924年11月10日）で使われた語である。「国民会議」とは、全国国民がある一時期に「時局に対し中国の統一と建設を謀る」一種の会議であり、したがって、「国民会議」を召集する最大の動機は、中国の統一と建設を謀ることにある。その理論的根拠は、①時局の発展を国民の必要に適應させること、②国民が自らその必要を選択することにある。総理の「曹錕・呉佩孚が権力を掌握したとき」の主張、及び『遺囑』（1925年3月11日）にいうのはすべて「国民会議」であり、「国民大会」ではない。

「国民会議」は時局を臨時に解決する会議である。時間的に暫時のもので、その対象も暫時の時局問題である。「国民大会」とは性質も職権も異なる。

次に、「国民大会」について。「国民大会」の語は、総理の遺教にみえ、その最も具体的な説明は、建国大綱（1924年1月23日）にある。建国大綱第23条には、「全国の過半数の省が憲政開始時期に達すれば、つまり全省の地方〔自治〕が完全に成立した時期に達すれば、国民大会を開催し、憲法を定め、これを発布する」とあり、第24条には「憲法発布の後、中央統治権は国民大会に帰し、これを行使する。国民大会は中央政府の官員に対して選挙権、罷免権を有し、中央の法律に対して創制権、複決権を有する」とある。その職権は、まず憲政時期の開始にあたり「憲法を定め、これを発布する」ことであり、憲政時期において中央統治権を行使することである。したがって、「国民大会」は、訓政時期の完成以後に誕生する。換言すれば、全国の過半数の省が憲政時期に達するまで、つまり全省の地方自治完成の時期に達するまで、訓政時期が存続し、その間は中国国民党が中央統治権を行使する、ということである。この時期は各省はまだ地方自治を完成しておらず、国民はまさに保育訓導の内にある。訓政時期の主権は、根本大法により国民党に賦与されている。国民党以外のいかなる団体も名を列ねることはできない。したがって訓政時期においては「国民大会」なるものは存在しえないし、訓政時期の最中に「国民大会」が誕生することはありえない⁽⁴¹⁾。

以上が『中央日報』の主張であった。章士釗は、国民主権の国家にあつては、「党＝政府」と「国民会議」との関係、蛇とそのヌケガラ、魚とウエの関係であつてはならないと主張したが、それに対して『中央日報』は、「訓政体制」にあつては、「国民会議」は暫定的な存在にすぎず、もはやその効力を喪失していると答えた、と解釈できる。章士釗は、「国民会議」とは国民党会議にすぎなかった、と評したが、これに対して『中央日報』は、「国民会議」が国民党会議にすぎないのなら、「約法」は全国の「約法」ではなく、党の「約法」にすぎず、国民党が国家を代

表する資格は法的な根拠がなくなる、だが、章君は、国民党と国家とが一体であることは、全国の民意が授与したものであることを知らない、と答えて、「訓政体制」の大前提は、党と国家の一体性にあること、訓政期間中に憲法制定会議である「国民大会」の開催はありえないことを主張したのである。

行政的な実力をともなわぬ政府が国家の利益にもとると判断されたとき、党が国家であるという「訓政体制」の土台が動揺する。「訓政体制」を支える法的論理は閉鎖回路であり、政権の正統性根拠が動揺するにつれ、「党＝政府」は「国民大会」の開催を標榜する必要に迫られたが、しかし、「訓政体制」の性質上、開催の主導権は「党＝政府」にあり、正統性が疑問視され、威信に欠けた政府には、開催を実行する十分な指導力さえ発揮できなかった。

これ以降、政府は、絶えず憲政移行の意志を表明し、「国民大会」の開催をうたいあげねばならなかった。だが、開催はその都度延期された。1946年11月15日に「国民大会」が開幕するまでには、おおよそ次のような経過をたどっている。

1934年12月2日に、1936年11月12日の「国民大会」開催が決定されたが、1936年10月15日に延期となった。1937年2月20日には1937年11月12日の開催が議決されたが、7月の抗日戦開始で延期された。1939年11月、1940年11月12日の開催を決定したが、1940年9月18日に召集期日が延期となり、太平洋戦争勃発により延期期日が不明となった。1943年9月、戦後1年以内の開催を決定、1945年8月には、1946年5月5日の開催を宣布したが、1946年4月24日に延期された。同年7月3日、11月12日の開催決ったが、その当日の11月12日、中共と民盟の問題のため再度延期し、1946年11月15日、ようやく「国民大会」が開幕した。

第3節 冀察政務委員会における章士釗

章士釗はその後も弁護士として上海にあり、1934年には上海政法学院院長にも就任したが⁽⁴²⁾、1936年秋、冀察政務委員会委員長宋哲元の要請で北上し、法制委員会主任に就任した。章士釗が反日派の人物と見なされた証左であるとみてよい⁽⁴³⁾。

満洲建国後の日本は、河北省（冀）・察哈爾省（察）・山東・山西・綏遠の華北5省を南京政府から分離させる「華北工作」を実施し、1935年10月ごろから、土肥原賢二（奉天特務機関長）が宋哲元に華北自治を要求するなど、日本の華北自治工作が本格化していた。すでに日本の工作により、11月下旬には殷汝耕（国民党薊密、灤榆両区行政督察公署専員）を主席とする「冀東防共自治委員会」が成立し（12月には冀東防共自治政府と改称する）、中央からの離脱と自治を宣言するにいたり、南京政府は、それ以上の「華北自治」の拡大を阻止すべく、12月上旬、「冀察政務委員会」の設置が決定した⁽⁴⁴⁾。

「冀察政務委員会」は名義上は南京国民政府に隷属していたが、人事行政の権力は宋哲元が掌握しており、また財政面でも、関税、塩税、鉄道収益などは完全に「冀察政務委員会」の掌中にあった。委員会の人事問題がこの「政権」の特色を表わしている。組織大綱公布前に宋哲元と何応欽は各方と「冀察政務委員会」委員の人選を協議した際、多田俊（天津駐屯軍司令官）が呉佩孚、齊燮元を含む30人の名簿を提出するなど日本側は人事配置を手段として委員会の支配を企図したが、「冀察政務委員会」中、29軍系統は、宋哲元、秦徳純、張自忠、石敬亭、門致中、蕭振瀛の6人、東北軍系統は、万福麟、劉哲、胡毓坤、程克の4人で、この10人中、日本との関係が曖昧な蕭振瀛を除けば、9人が反日の実力派であり、彼らが「冀察政務委員会」の一切を決定していた⁽⁴⁵⁾。

その後日本側は何度か親日派の委員を任用するよう提議したが、宋の対処法は、親日派の委員を増加する都度、同時に反日派の人士を増員することであった。1936年7月、日本側が湯爾和、曹汝霖の任命を提議すると、宋哲元は戈定遠、劉汝明を任命し（『国民政府公報』第2214号）、そして1937年4月に、李廷玉、王克敏、冷家驥が辞職すると、宋は馮治安、鄧哲熙、章士釗によ

って欠員を補充した（『国民政府公報』第2318号）⁽⁴⁶⁾。

国民政府は冀察政務委員会が必要とするなら各種の専門委員会を設置して各項の問題を討論することを認めていた。冀察政務委員会はこれにより、前後して経済、外交、交通、建設、法制の5つの委員会を設置した。その職権からいえば確固たる行政部門であったとみられる⁽⁴⁷⁾。

「冀察政務委員会」では宋哲元が決定権を握り、宋とその側近が実権を掌握していた。いくつかの重要な部門はみな宋の側近の掌中にあった。例えば、経済委員会は29軍の蕭振瀛、秦徳純、過之翰が順次就任し、法制委員会は鄧哲熙、章士釗が前後して責任を負った。親日派の陳中孚、陳覚生、潘毓桂らは外交委員会主席、交通委員会主席、政務処長を担当したが、宋は日本との矛盾を緩和すべく彼らを利用したにすぎず、重要事項に関する最終決定権は自らが掌握していた⁽⁴⁸⁾。

1937年7月7日、支那駐屯軍と29軍の衝突事件（蘆溝橋事件）が勃発した。7月28日兵力を増強した日本軍が北平総攻撃を開始するや、城内の29軍と宋哲元は北平を撤退し、これにより「冀察政務委員会」は消滅した。

「冀察政務委員会」における章士釗自身の具体的な言動や思想を知ることはいまのところ困難であるが、章が法制委員会主任に招聘された意義が、日本側の人事攻勢に対抗するために取られた措置であり、章が「反日」派と目されたことは確認できる。

小結

九一八事件が南京政府・国民党の正統性を切り崩しはじめていた。陳独秀裁判と時期を同じくして、日本軍の熱河侵攻（1933年2月）、塘沽協定の締結（5月）があり、満洲国の承認と第4次包囲掃蕩作戦の頓挫は、蒋介石の威信を傷つけ、国民政府・国民党の正統性根拠を脆弱なものにする結果をもたらした。正統性をめぐる抗争は、党内派閥間から、党外の問題へと拡大した。陳独秀の見解にみるように、正統性の源泉は、「抗日」という政策を遂行する政権であるか否か、国民の福利をはかる民主的な参加型の政権であるか否かに求められていた。

陳独秀裁判は、マスメディアを通して、「叛国」、「危害民国」とは何を意味し、国家とは何か、政府とは何かを問う契機となり、国家と政府と党との関係を考えさせ、議論させる手掛かりを与えることになった。

章士釗の弁護とそれに引き続く程滄波との論争は、訓政時期約法の定める「国民大会」が国民党主導で召集される閉鎖的な性格をもつものであることを明らかにした。それは「訓政体制」下では「抗日」に向けての体制内部からの政策転換が不可能であることを意味していた。

陳独秀の国民政府批判はそのことを雄弁に語っているのであり、それは小さなトロツキスト集団にとどまらず、民権保障同盟をはじめより広範な社会層も共有できる点であった。陳独秀裁判と章士釗の論争は、政府批判運動としての「抗日」ナショナリズムの発展に一石を投じ、第三勢力の台頭を大いに促進したといえる。陳独秀の逮捕と裁判の間に中国民権保障同盟（1932年12月29日本部成立、1933年1月17日上海分会成立）が成立しており、宋慶齡・蔡元培・楊杏仏・林語堂・胡適・蔣夢麟など陳独秀救済に奔走した著名人はいずれも同盟の中核人物であった⁽⁴⁹⁾。社会の関心を浴び、日々鳴り物入りで報道される、この陳独秀という記念碑的な人物の裁判は、彼らにしてみれば、九一八事件を契機に活気づく抗日ナショナリズムの凝集核の源泉として後の救国会結成へと繋がる同盟の活動をより組織的なものにする絶好の機会であったであろう。宋慶齡らの運動は、やがて「救国会」の運動を経て、抗日民族統一戦線へと結実してゆくことになる。

国民党側としては、国民党と国家の一体性を保持すべく、以後、「党=政府」は訓政の終結と憲政への移行の意志表明として「国民大会」を開催しなければならなかった。しかもそれは「党=政府」の主導によるものでなければならなかった。

「約法体制」が、国家建設が未完成であることを前提にし、その完成（憲法制定）のための方

法をめぐる解釈同士の争い（法統論争）を産み出すというジレンマをかかえたように、「訓政体制」は、自らの支配（一党独裁）の終焉を約束し、かつその終焉の時期（「国民大会」の開催）を決定するのは国民党（内部は領袖としての蒋介石の家父長制的支配）であることを強要する体制であった。

この「訓政体制」固有のジレンマに加え、抗日政策の遂行がより重要なものとなるに及んで、「党=政府」はより大きな挑戦を受けることになる。こういった文脈上に西安事件が位置付けられよう。

1931年の「満洲事変」から1937年の「日中戦争」開始まで、中国国内では抗日ナショナリズムの形成が加速されていた。すでに政治の第一線から引退した章士釗は奉天・上海・北京において中国の抗日戦争史上の記念碑的事件である柳条湖事件と蘆溝橋事件を間近に見聞することになった。反日の張学良に重用されたことは、章士釗が反日の陣営に入ったということを意味しており、陳独秀裁判の弁護は、抗日政策をとらず遅々として憲政化を実行しない南京政府への批判であると受けとめられた。そして、宋哲元の「冀察政務委員会」への参加は、章に反日派の烙印が押されたことを意味している。

「国民大会」開催の欺瞞性を指摘し、「以党治国」論の不適切さを批判するという、「訓政体制」に対する章士釗の姿勢からは、自由主義思想への回帰をうかがうことができる。また陳独秀の裁判における章士釗の弁護士としての活躍は、中国の弁護士制度に関する今日を理解できる。1930年代の章士釗の思想と行動を特徴づければ、決して過激なものではなかったが、抗日ナショナリズムへの傾斜であるということができよう。

[註]

(1) こういった憲政化の問題にともなう南京政権のジレンマについては、BEDESKI, Robert E., *State-Building in Modern China: The Kuomintang in the Prewar Period*, Institute of East Asian Studies Univ. of California, 1981, chap.4. を参照。

(2) 白吉庵「章士釗」『民国人物伝』第4巻、中華書局、1984年、59頁。

(3) 王振乾・丘琴・姜克夫編著『東北大学史稿』東北師範大学出版社、1987年3月、7頁。東北大学の創立にあたっては、理工科ならずすでに旅順工科大学が、医学なら南満医科大学があり、法文系なら日本国内の帝大留学があるという理由で日本の奉天総領事が強く反対していたが、これに発憤した張作霖が日本側の反対を押して設立に踏み切ったという経緯があった（『東北大学史稿』同上、2頁）。はじめ文、法、理、工の4科が設置され、南校と北校とに分かれていたが、1929年初め北陵に新校舎を建設し教育学院を増設し、さらに半年後には農学院が増設された。張はこのために私財150万元を投じたという。こうして1929年7月新校舎への移転が終了し、これより九一八事件にいたるまで東北大学はその最盛期を迎えることになった（武育文・王維遠・楊玉芝著『張学良將軍伝略』遼寧大学出版社、1987年3月、310頁。『東北大学史稿』前掲、3-8頁）。

(4) 王振乾「張学良時代の東北大学」方正・俞興茂・紀紅民編『張学良和東北軍』中国文史出版社、1986年12月、296頁。遼寧省の教育経費全体は、1928年の528万元から1929年には1635万元へと3倍に増額され、東北大学の経費も1926年には51.7万元だったが、1929年には133万元となった（張魁堂『張学良伝』東方出版社、1991年5月、52頁）。当時、北京大学の経費は90万元、清華大学は120万元であった（『東北大学史稿』前掲、10頁）。1929年8月には3階建の大図書館を建設し、これにともないこれまで毎年1万元に満たなかった図書経費は、1929年には約10万元に増額された（趙守仁「張学良与東北大学」漢笛編『張学良生涯論集』光明日報出版社、1991年11月、98頁）。

(5) 王振乾「張学良時代の東北大学」同上、296頁。王振乾・丘琴・姜克夫編著『東北大学史稿』前掲、10-11頁。趙守仁「張学良与東北大学」漢笛編『張学良生涯論集』光明日報出版社、1991

年11月、99頁。

(6)趙守仁「張学良与東北大学」同上、99頁。

(7)王振乾・丘琴・姜克夫編著『東北大学史稿』前掲、13頁。

(8)李宗穎「東北大学校長張学良」方正・俞興茂・紀紅民編『張学良和東北軍』中国文史出版社、1986年12月、290頁。

(9)王振乾・丘琴・姜克夫編著『東北大学史稿』前掲、11頁。

(10)張魁堂『張学良伝』『張学良伝』東方出版社、1991年5月、54頁。

(11)李宗穎「東北大学校長張学良」前掲、290頁。

(12)王振乾・丘琴・姜克夫編著『東北大学史稿』前掲、16-17頁。および同書183頁の「1931年4月東北大学委員会名録」。1930年3月、張学良は副校長制を廃止し、寧恩承を秘書長として校長の職権を代行させ、これより秘書長制が行われたが、その後、南開大学校長の張伯苓の建議により「大学委員会」制が実施されることになり、1931年4月、11人の委員が指名された。

(13)李宗穎「東北大学校長張学良」前掲、288頁。北京移転後の東北大学は、西直門内の陸軍大学の跡地を借りて文法理工各学院の校舎とし、また彰儀門内の北京師大研究院を教育学院の校舎として授業を継続したが、根拠地の奉天を離れてしまったために財源が早々に枯渇してしまい、1932年、張学良が財政部長孔祥熙の同意を得て国立大学とするなど継続の努力が重ねられた。章士釗は完全に東北大学と絶縁したわけではなく、1934年には宋子文、于右任、孔祥熙、陳公博らと東北大学委員として名を連ねており、相応の援助をしていたようである（王振乾・丘琴・姜克夫編著『東北大学史稿』前掲、184頁）。

(14)「本埠新聞 国難救済会請政府決大計」『申報』1932年1月15日。湯志鈞編『章太炎年譜長編』下冊、中華書局、1979年、915-916頁。1930年代の中国知識人の政治的選択に関していかなる議論をしていたかを概観したものとして、黄道炫「30年代中国政治出路的討論」『近代史研究』1992年第5号を参照。

(15)徐矛『中華民国政治制度史』上海人民出版社、1992年7月、227頁。何萍「民国廿一年国難会議与訓政憲政之爭」『国立台湾師範大学歴史学報』第20期、1992年6月。

(16)展恒举『中国近代法制史』台湾商務印書館、1973年、293-294頁。

(17)『民国日報』民国20年11月5日。

(18)『民国日報』民国21年1月24日（および25日、26日）の章士釗の広告。

(19)濮清泉「中国托派的產生和滅亡」王樹棟・強重華・楊淑娟・李学文編『陳独秀評論選編』下、河南人民出版社、1982年8月、399-400頁。

(20)陳独秀の経歴についてはさしあたって以下の各文献を参照。鄧玉汝編著『陳独秀年譜』竜門書店（香港）、1974年。横山宏章『陳独秀』朝日選書、1983年。王光遠編『陳独秀年譜』重慶出版社、1987年。唐宝林『陳独秀伝（下）：從總書記到反对派』上海人民出版社、1989年。陳独秀の裁判については、王健民「陳独秀下獄章士釗出廷」上・下『中華月報』1973年7月号・8月号、および強重華他編『陳独秀被捕資料匯編』河南人民出版社、1982年を参照。陳独秀の逮捕事件については、拙稿「陳独秀裁判と訓政体制」（『現代中国』第67号、1993年6月）を参照。当時のトロツキー派の状況については、菊池一貴「中国トロツキー派の生成、動態、及びその主張——一九二七年から三四年を中心——」『史林』第79巻2号、1996年3月、を参照。

(21)「陳独秀 押解致京 暫押軍法司待審」『大公報』民国21年10月21日。「陳独秀案決交法庭公開審判」『大公報』民国21年10月25日。「陳独秀案決交法院審判」『申報』1932年10月25日。

(22)「陳独秀等昨移江寧法院」『晨報』1932年10月27日。「審訊陳独秀 照牛蘭案弁理」『晨報』1932年10月26日。

(23)裁判長は胡善儒。判事は張秉慈、林哲民。檢察官は朱携。書記官は沈育仁ほか。弁護士は章士釗、呉之屏、彭望鄴、蔣豪士、劉祖望である。「陳案再訊記」『申報』民国22年4月17日。

「陳案聽審記 陳彭等承認為共党不諱 陳供奪政權乃当然目的」『大公報』民国22年4月17日。

(24)「陳独秀案開審記」『国聞周報』第10巻第17期、1933年5月1日（強重華他編『陳独秀被捕資料彙編』河南人民出版社、1982年6月、所収、164頁）

(25)「陳独秀案昨日宣判 陳独秀彭述之各処有処(マ)徒刑十三年」『申報』民国22年4月27日。

- (26) 「各方積極營救」『晨報』1932年10月26日。
- (27) 「陳独秀 聘任弁護律師」『大公報』民国21年11月4日。
- (28) 劉惠吾編著『上海近代史』上、華東師範大学出版社、1985年、307頁
- (29) 章士釗「党治駁義」『甲寅』周刊、第1卷第36号、1926年12月18日、4-6頁。
- (30) 章士釗「国民党周刊後題」『甲寅』周刊、第1卷第40号、1927年1月15日、5頁、8頁。
- (31) 「里昂通信」『申報』1922年9月24日。
- (32) 濮清泉「我所知道的陳独秀」前掲、352頁。
- (33) 「陳彭案弁論終結 定本月二十六日宣判」『申報』民国22年4月22日。
- (34) 「弁訴状」前掲『陳独秀評論選編』下、510-515頁。「陳独秀自撰弁訴状」前掲『陳独秀被捕資料彙編』212-217頁。
- (35) 濮清泉「我所知道的陳独秀」前掲、352頁。陳独秀は、1933年2月20日に自らの年来の主張を明確に公表すべく「弁訴状」をしたため4月17日に高等法院に提出した。たいへんな名文で、陳独秀の「正気の歌」であるとも評される(鄧朝敏「再談陳独秀」『昆明師專學報』1981年第1期、『複印報刊中国現代史』K4-81-24所収)。濮清泉の回想ではこの「弁訴状」は4月20日の章士釗の弁護に発憤して書いたことになっているが、それ以前に完成していたようである。「弁訴状」の出版については、沈寂「關於陳独秀自撰的《弁訴状》」(前掲『陳独秀被捕資料彙編』212-217頁)を参照。
- (36) 濮清泉「我所知道的陳独秀」同上、354頁。
- (37) 唐宝林・林茂生『陳独秀年譜』上海人民出版社、1988年12月、438頁
- (38) 「今日中国之国家与政府 答陳独秀及章士釗」原載:南京『中央日報』4月26日社評、『大公報』民国22年4月30日。
- (39) 「国民党与国家 律師章士釗」『申報』民国22年5月4日。
- (40) 同上。
- (41) 「再論今日中国之国家与政府 中央日報」『申報』民国22年5月9日。
- (42) 白吉庵「章士釗」前掲、54頁。
- (43) 冀察政務委員会は、その成立にあたって日本の侵略とその「華北自治」要求に反対する一二九運動の攻撃対象となったことから、日本の意志で樹立され日本に操縦されたという傀儡説、日本の侵略の要求に答えたが完全に日本の傀儡となったわけではなかったという半傀儡説が支配的であったが、しかし近年の研究では冀察政務委員会は南京政府に属する比較的大きな独立性をもった地方実力派の政権であり、その主体となった宋哲元の29軍は日本を仮想敵としていたと評価される(龍岱「論冀察政務委員会及其主持者宋哲元」陳世松主編『宋哲元研究』四川省社会科学院出版社、1987年12月、所収、194頁、221頁。例えば、傀儡説には、鄭玉純「從“華北五省自治”策劃到“冀察政務委員会”成立的始末」『北京師範大學學報』1985年第5期があり、半傀儡説には、常凱・蔡徳全「試論冀察政務委員会」『近代史研究』1985年第4期がある)。宋哲元についても「反日」を貫徹した愛国的軍人である(張子清「宋哲元再起及其日人之周旋」『天津社会科学』1993年第2期)と見なされている。一二九運動のさいは「冀察政務委員会を打倒せよ」、「売国奴宋哲元を打倒せよ」と叫んだ学生たちも、「八一宣言」後の抗日民族統一戦線の進展と、劉少奇が北方局を指導して極左的傾向を批判し宋哲元と29軍を擁護するよう支持するにおよび、1937年6月13日の北平でのデモ行進では、「宋哲元將軍の抗戦を支持する」、「29軍の抗戦を支持する」というスローガンに変化している事実も指摘されている(呂偉俊主編『宋哲元』山東大学出版社、1989年5月、219頁、224-225頁)。一二九運動については、平野正『北京一二・九学生運動——救国運動から民族統一戦線へ——』研文出版、1988年、を参照。
- (44) 宋哲元と何応欽との協議によって「冀察政務委員会暫行組織大綱」12条が制定された。「冀察政務委員会」は国民政府の設置した行政機構であること、その管轄範囲は、冀察両省と平津両市(北京市、天津市)とすること、委員17~27人で、1人が委員長となり、3~5人が常務委員となり、いずれも国民政府の直任であること、会内に秘書、政務、財務の3処を設け、処長を各1人おき該処の業務を主管すること、必要に応じて専門委員会を設置することが定められた。国民政府は、委員の人数を17~20人と変更したうえでこれを批准し、12月11日に宋哲元を委員長とする

「冀察政務委員会」の組織を命令し、12月12日に正式に発足することとなった。「冀察政務委員会」は、一二九運動の反対で設立を延期せざるをえなくなり、12月18日ようやく成立した（呂偉俊主編『宋哲元』同上、168-169頁）。

(45)呂偉俊主編『宋哲元』前掲、169-171頁。その他、王揖唐、王克敏、賈德耀は、旧段祺瑞派、高凌蔚は旧直隸派であり、周作民は金城銀行総理、李廷玉と冷家驥は地方の紳商であり、この7人は、親日的であるか、日本人と親密な関係にあったが、蒋介石および宋哲元とも親密な関係にあり、漢奸とはみなせない。王揖唐、王克敏が漢奸となるのは後のことである（同書、172頁）。

(46)李雲漢『宋哲元与七七抗戰』伝記文学出版社、1978年9月、125頁。「冀察政務委員会」の人事配置において、宋哲元にはもう一つの原則があった。各省市の首長の地位は必ず反日の29軍の軍官が担当し、その任命にあたっては日本人の干渉を受けない、ということであった（同上、125頁）。

(47)同上、125頁。

(48)呂偉俊主編『宋哲元』前掲、173頁。

(49)陳漱渝『中国民権保障同盟』北京出版社、1985年、23頁、28頁。

(50)王申『中国近代律師制度与律師』上海科学院出版社、1994年8月、145-155頁。

(51)鄭燦輝他編『宋慶齡与抗日救亡運動』福建人民出版社、1986年、52-53頁。

第12章 抗日戦期の章士釗と議会主義政治論への回帰

はじめに

第1節 国民参政会参政員

(1)国民参政会と憲政運動

(2)章士釗の政党結成案

第2節 「国民大会」と新憲法草案

(1)政治協商会議の開催

(2)国民大会の開催

(3)議会主義政治論への回帰

第3節 漢奸裁判における章士釗

小結

はじめに

本章では1940年代の章士釗の思想と行動とを主な対象としている。抗日戦期の章士釗は臨時首都重慶にあって国民参政会参政員の職務を果たしていた。国民参政会は将来の憲政化を睨んで設置された政府の諮問機関であった。よって超党派的な合議機関としての国民参政会と章士釗の位置についての検討が本章の課題のひとつである。

やがて抗日戦争が終了し、中国における国家建設の事業再開の時期が到来した。それは従来棚上げになっていた憲政移行の問題、すなわち国民大会の開催と中華民国憲法の制定とが実現されなければならないことを意味していた。かくして中国の統合と憲政実施に向け、政治協商会議（重慶）と国民大会（南京）が開催された。それらは抗日戦終了後の政治史上の画期となる出来事であると同時に、章士釗の人生における画期ともなった。とくに国民大会において、代表のひとりとして憲法草案の審査に関った事実は無視できない。

1946年には対敵協力者の裁判が始まり、章士釗は周仏海ら南京政府要人の弁護を行なっている。弁護士としての活動も1940年代の章士釗のひとつの側面である。

そして、最も重要な事は、抗日戦終了後の憲政気運の中で、章士釗が1910年代の議会種議政治論をまったく同じ形で主張し始めたことである。章は、バジヨットの議会主権論、メイの政党論、ミルの自由論、「好同惡異」論を再び提起して「訓政体制」の終了を受け止めようとしている。このいわば議会主義政治論への回帰を正当に評価しておかねばならない。

第1節 国民参政会参政員

(1)国民参政会と憲政運動

1937年7月の蘆溝橋事件以後、章士釗は上海に逃れ、そこで南京陥落を迎えた。当時、国民政

府はすでに武漢をへて重慶に移転しており、日本の占領地域にはやがて傀儡政権が樹立された。北平では1937年12月に王克敏を行政委員長とする中華民国臨時政府が設立され、華北5省を支配下においた。そして長江下流域では、1938年3月に南京で中華民国維新政府が組織された。維新政府の首長となったのは、かつての章士釗の同僚で、段祺瑞臨時執政府秘書長として「善後會議組織条例」の起草にあたった梁鴻志であった。章士釗は梁鴻志から政府への参加の誘いを受けたが拒絶し、まもなく上海を離れ香港へ赴いた⁽¹⁾。維新政府は1940年3月に汪兆銘を行政院長として成立した中華民国国民政府に吸収、統合され、梁鴻志は監察院院長、立法院院長の職に就いた。

香港での章士釗は杜月笙の保護を受けた。杜月笙は上海事件直後すでに香港へ逃れていたが、杜は章が漢奸となるのを心配し、章を自宅に住ませた。章士釗夫婦は杜家とともに香港に住み、西北旅行にも同行するなど家族ぐるみの交際をもった⁽²⁾。

1939年2月、章士釗は香港から重慶へ赴いた⁽³⁾。章が国民参政会参政員となり、2月12日から重慶で開催される国民参政会第1期第3次大会に参加するためであった。その後章士釗は重慶と香港を往来するようになり⁽⁴⁾、太平洋戦争の勃発による戦乱を避けるべく陥落直前の香港から重慶へ移住した杜月笙の求めに応じ香港を引き揚げ、杜月笙と同居することになった。住居は銭新之（交通銀行董事長）の手配により交通銀行が用意したもので、2庁2房からなった。重慶の嘉陵江南岸の汪山（重慶から10キロの距離）の梅林のある閑静な土地であった⁽⁵⁾。

抗日戦期に、章士釗が国民参政会参政員に指名されたことは、中国政治における彼の位置がやはり無視できないものであったことを示している。

国民参政会は、国民大会開催以前の国民政府の諮問機関として設置された。1938年3月、武漢での国民党臨時全国代表大会で「抗戦建国綱領」が制定されたさい、「非常時期の国民参政会を開催し、国民の意志を統一し、抗戦力を増加させる」ことが決議され、「国民参政会組織条例」15条が公布された（4月12日）⁽⁶⁾。

国民参政会の職権は、(1)重要な施政方針は実施前に参政会で議決する（議決権）、(2)建議案を政府に提出する（建議権）、(3)政府の報告を聴取し質問を提出する（諮問権）、(4)調査委員会を設置し政府の委託事項を調査する（調査権）（第2期から追加）、(5)国家予算を決定前に審査する（国家総予算の初審権）（第4期から追加）、の5つであった。権限のうえからは国民政府の諮問機関であり、議会主義国家の議会とはまったく異なるものであった。

国民参政会参政員は国民政府が「選抜」し、国民党員が大多数を占め、共産党とその他の党派の代表は少数派であった。第1期参政員のうち国民党員は89人、共産党7人、青年党7人、国家社会党6人、社会民主党1人、第三党1人であった（党派代表としての参加は認められなかった）。

参加資格に（甲）（乙）（丙）（丁）の4種類あり、（甲）各省市の公私機関、（乙）蒙古西藏の公私機関、（丙）海外華僑、（丁）重要な文化団体と経済団体、のそれぞれから指名された。章士釗は（丁）種の資格で参政員に指名された。各種代表の定員は、時期ごとに変動した。定員は初めは150名とされたが、第1期会議の開催直前に200名（甲 88、乙 6、丙 6、丁100）に修正された（その後も増額された）。

国民参政会に参加した参政員の顔ぶれを眺めると、例えば、共産党からは、毛沢東、陳紹禹（王明）、秦邦憲（博古）、董必武、呉玉章、林祖涵、鄧穎超がおり、青年党からは、曾琦、左舜生、李璜、余家菊、陳啓天、常乃惠らが、国社党からは、張君勱、羅隆基、胡石青、徐傳霖、梁実秋らが、第三党（民族解放行動委員会）からは章伯鈞が出ていた。また、救国会からは、沈鈞儒、陶行知、王造時、史良、張申府、鄒韜奮がおり、ほかに職業教育会の黄炎培、江恒源、冷遹ら、「村治派」の梁漱溟などがいた⁽⁷⁾。抗日戦期から国共内戦期にかけて中国の政界や論壇を指導する人物たちが集合していることがわかる。

参政会は、1938年7月から1947年6月まで計4期13回の大会（1期5回、2期2回、3期3回、4期3回）が開催された。

武漢で開催された第1期第1回大会では汪兆銘が議長となり、「抗戦建国綱領」を支持した他は、「省県参事会を設け行政を推進し自治を完成する」という提案を行なった。次いで、1938年10月、重慶で第2回大会が開催され、蒋介石の「全面抗戦および持久戦」の方針が支持された。その後汪兆銘が重慶を脱出したため、1939年2月の第3回大会からは蒋介石が議長となり、同年9月9日に

第4回大会が開催された。

この第1期第4回大会が国民参政会の転換点となった。この大会では、政治の民主化を求める意見が噴出し、9月15日には深夜に及ぶ「舌戦」が行われ、翌日、参政会は政府に対し、国民大会の召集、憲法の制定、憲政の実施を要求する決議を行った。これを契機に国民党に対し憲政の実施を求める世論が沸騰し、この勢いに押された国民党は、同年11月の国民党5期6中全会において、1940年11月12日に国民大会を開催することを決定した⁽⁸⁾。

またこの第4回大会では、国民大会開催の要求と抱き合わせで、「議長が若干の参議員を指名し国民参政会憲政期成会を組織し政府の憲政を促成する案」が通過した。これにより議長の蒋介石は、張君勱、周炳琳、褚輔成、黄炎培、左舜生、周覽、傅斯年ら19人を憲政期成会委員に指名した。章士釗も委員の一人に指名され、憲法草案の作成に従事することになった⁽⁹⁾。

国民参政会内の「憲政期成会」結成にみられるように、当時は憲政体制移行を睨んだ憲政運動が大後方で活性化してきていた。潘梓年、鄒韜奮、石西民、張友漁、張志讓、韓幽桐らは重慶、成都、昆明で憲政化を求める文章を発表し、また張瀾、沈鈞儒、董必武、呉玉章ら国共両党を除く中間諸党派の参政員が憲政座談会を開催、「憲政促進会」を結成した。彼らは、この第4回大会での憲政運動の興隆を背景に、のちの中国民主同盟へと発展する「統一建国同志会」をも結成している。また毛沢東、林祖涵、呉玉章、陳紹禹ら共産党系の参政員が延安で「各界憲政促進会」を、成都で「国民憲政座談会」を開催した。国民参政会憲政期成会の昆明の会員、羅隆基、羅文干、傅斯年、陶孟和らは独自に「五五憲草修正案」を完成し発表するなど⁽¹⁰⁾、憲政移行が盛んに議論されるようになった。

(2)章士釗の政党結成案

章士釗は国民参政会丁種選抜の参政員100人の1人であり、また憲政期成会のメンバーともなったが、第1期から第4期の全期間にわたって顕著な発言や活動をした形跡は見出し難い。国民参政会は諮問機関でありながら、ある程度民意を政策決定へと反映させることができた。規定では各参政員は党派を代表するものではなかったが、参政会内でも多数をたのむ際には、各党派は政党のごとき存在であった。何ら後ろ盾となる党派のない章士釗の場合、すべての活動において不自由であったであろうと推測する。党派的背景がなかったこと、これが章が参政会内で大きな発言力を持たなかった一因であろうと考える。

章士釗としても自らの理念を実現すべく自前の政治勢力を欲しなかったわけではない。生涯にわたり政治的党派を結成せず参加することもなかった独立独歩の章士釗であったが、一度だけ自己の政党を結成しようとしたことがあった。

抗日戦の勝利を目前にした1944年秋、章士釗は、政治協商会議の準備期間に、恒社の人員の杜月笙に対する忠誠を利用し、政党を組織しようとした。恒社とは杜の部下の陸京士が発起した公開の結社である。章の構想では、杜月笙を新党の党首にし、章士釗が背後で操作するというものであった。杜月笙は章に迫られ、「良厦」で恒社の会議を行った。良厦は恒社社員の張裕良の重慶宅で、嘉陵江の畔にあった。会議では章士釗が一方的に新党組織を訴えた。

会議の席で杜月笙は「最高領袖」（蒋介石）がいれば国家に希望があるから、組党は不要だと説く。また、抗戦初期、上海抗日後援会の成立の日に、陶百川、呉開先、潘公展、童行白の国民党幹部4人が次のようなスローガンを出した。「1つの組織・国民党、1つの主義・三民主義、1人の領袖・蔣委員長。これらの指導で全民抗戦をすれば、最後の勝利を奪取できる」と。そのとき自分はこのスローガンを支持した最初の間人であると杜は述べた。杜は実際は無党派であったが、しかし恒社同人の多くは国民党籍だった。それで杜は、われわれは蔣先生を支持すればよいので党をつくる必要はないと主張した。章はなお新党結成に固執するので、結局、杜は、章士釗が組党したら、章を党首にして自分は最初の党員になる。恒社社員が入党するかは各自にまかせる、と結論した。章の顔を立てた婉曲な拒否であった。こうして章の政党結成案は実現しないままとなった⁽¹¹⁾。一説に、章士釗の政党組織案は、そもそも程潜を仲介者とする蒋介石の依頼を契機

としていたが、最終的に章が提示した構想に蒋介石が満足せず沙汰済みとなったという経緯があった模様である⁽¹²⁾。

抗日戦後のことではあるが、1947年3月に章士釗は「中興学会」なるものを組織し、初めは学術活動を専らにするが、将来は政党に発展させるつもりであり、また近々、『甲寅』週刊も復刊させて、やがて章士釗が司法部長になる、という風聞もあった⁽¹³⁾。

章士釗は過去、大政治家の参謀として政権の中枢に関与することしばしばがあった。だが、1940年代には、もはやそのような形では、政党その他の組織的背景のない個人が、政界に大きな発言力をもつことは困難な状況となっていたと考える。それが、章士釗が自らの政党を欲するにいたった動機であり、かつその成就をみなかった理由でもあった。

国民参政会は「諮問的機関」ではあったが、共産党と他政党の参加が認められなかった1931年の「国民会議」とは異なり、国内各党派が政治上合作し、国事を討論できる公的空間となり、また野党が執政党を監督し批判する「議会」的な機構となった。その頂点が第1期第4回大会であった。

だがその後、国共間の摩擦が国民参政会の変質をもたらした。1940年4月、国民参政会第1期第5回会議の席上、何応欽（政府軍政部長）が国共間の軍事衝突の責任をめぐり共産党を攻撃し、董必武がこれに反駁するという応酬があった。摩擦の背景には、中央政府から独立状態の陝甘寧辺区が存在があった。国共間の対立は悪化する一方で、皖南事変後の1941年3月に開催された国民参政会第2期第1回大会に、中共は出席を拒否した。それ以後、参政会は、国民党の反共宣伝の組織となり、そのため共産党の批判対象ともなった。こうして参政会は事実上、一致団結のための「民意表明機関」としての役割を終えた⁽¹⁴⁾。

第2節 「国民大会」と新憲法草案

(1) 政治協商会議の開催

1945年8月28日、延安を離陸した毛沢東が重慶に到着した。再三にわたる蒋介石の要請に応じて国共間での和平会談を行うことが目的であった。会談はその翌日から約1年半にわたって続けられ、10月10日に「政府と中共代表との会談紀要」（通称「双十協定」）が発表された。この協定では12項目の問題に関する双方の見解と合意とが記された。

解放区の軍隊の取り扱いに関する「軍隊の国家化の問題」、「解放区の地方政府の問題」など、解決困難だが極めて重大な問題が存在した。双方が合意した国家の再建とその後の政治的方針にとって重要な事項は以下の数点であった。(1)「和平建国の基本方針について」では、和平建国にむけて蒋介石の指導下で長期的に合作し内戦を避けること、(2)「政治の民主化の問題について」では、「訓政」を終了し「憲政」を実施すること、そのために国民政府が「政治協商会議」を開催し、各党派代表、学識経験者ととも和平建国法案と国民大会の開催について協議することが合意されたが、(3)「国民大会の問題について」では、代表の選出と憲法草案の修正の問題で双方の合意がとれず、将来の「政治協商会議」での解決に委ねることとなった⁽¹⁵⁾。

のちに毛沢東が章含之（章士釗の娘）に語ったところによると、毛が重慶での和平会談に赴いたさい、各界の愛国民主人士と接触したが、あるとき毛沢東が章士釗に状況をどう見るか聞いたところ、章士釗はしばらく考えてから、紙に「走」の字を書いてみせ、「三十六計、走為上計」（三十六計逃げるにしかず）と言った。章士釗は毛沢東に、蒋介石は和平交渉には誠意がなく陰では内戦の準備をしているゆえ、重慶を離れ変事を避けるべきだと勧告したという⁽¹⁶⁾。

重慶での毛沢東はいわば宴会漬けの毎日で、国民党、青年党、民主同盟など各党派の要人を始め、新聞記者やソ連大使、米国大使などとの宴会や茶話会に参加している。だが、無党派である章士釗には毛と交渉すべき案件もなく、同席する宴会などもなかったように思われる。ただ、10

月8日に開かれた国民党主催の毛沢東一行の歓送宴では、国民参政会参政員と重慶の文化界、新聞界、党、政、軍の各方面から500人あまりが招待されたというが⁽¹⁷⁾、これには参政員の章士釗も参加したと考えられる。上で述べたような会話が取り交されたのは、このときであろうと推測される。毛沢東はその後、9日10日の両日、蒋介石主催の宴会に参加し、11日延安へ向けて離陸した⁽¹⁸⁾。

やがて国共停戦協定が締結され、1946年1月10日、将来の国民大会の開催と政府の組織とについて協議すべく、「双十協定」にもとづき政治協商会議が重慶で開催された⁽¹⁹⁾。出席者は各党派代表と学識経験者の38人で、国民党8人、共産党7人、青年党5人、民主同盟9人、無党派9人という構成で、それぞれ、政府改組、施政綱領、軍事、国民大会、憲法草案の5組に分かれ協議を進めた⁽²⁰⁾。

章士釗は初めは政治協商会議の無党派代表に選出されたが、その後国民党内部からの反対で取消しとなったようである。

1946年、国民政府が政治協商会議開催の準備で無党派代表の名簿を起草していたとき、蒋介石は最初に章士釗の名を出し、張群と呉鉄城が賛成した。だがCC系がこれに反対し「章某を代表にするなら、あなたは彼が加担するのは重慶だと思いかそれとも延安だと思いか。この重要な時期に政府がこの人物を出席させるのはたいへんまずいことではないのか」と蔣に進言し、これにより章士釗の代表指名は取消された。章士釗に対しては、政府は上海『申報』社の接収にあたり、章士釗を総主筆とすることと引き換えに新聞社の独立経営を保証する予定であるという理由で章を上海に行かせることにした。当時重慶上海間の飛行機は切符の入手が困難で、特別の名目でもなければ購入できなかった。章士釗は上海行きの航空券を入手するために、国民党側の申し出を承諾したということである⁽²¹⁾。

政治協商会議は1月31日に5項目にわたる「政治協商会議の決議」を発表して閉幕した。政協決議のうち、「政府組織案」に関しては、国民大会挙行以前に憲政実施準備のため、国民党内外の40名からなる国民政府委員会をおくことが規定され、「国民大会案」については、1946年5月5日に国民大会を召集し、第1回大会は憲法制定を使命とすること、代表は、地域・職能代表1200名、台湾・東北等の地域・職能代表150名、各党派・学識経験者代表700名の計2050名とすることが規定された⁽²²⁾。

政協決議の「憲法草案」に関しては、12項目におよぶ憲法の修正原則が定められた。特に「立法院」に関しては「国家最高の立法機関であり、選挙民によって直接選挙する。その職権は各民主国家の議会に相当する」とされ、そして「行政院」は「国家最高の行政機関であり、行政院長は總統の指名により、立法院の同意を経て任命される。行政院は立法院に対して責任を負う」とされたことは注目に値する⁽²³⁾。1936年5月の「五五憲法草案」では立法院と行政院は監察院・司法院・考試院などと併設される「中央政府」の一機関に過ぎなかった。

この行政院と立法院との関係についての憲法草案修正原則は、行政院と立法院とを議院内閣制における内閣と議会の関係と同様のものとし、總統が実際の政治責任を負わない名目上の元首の地位となることを意味している。政治協商会議の閉幕後まもなく、国民党は政協の憲草修正は孫文の「五権憲法」と「建国大綱」に背くとしてこれに反対し、最初の「五五憲法草案」で規定された總統制の維持を主張、政協の修正原則に盛り込まれた責任内閣制に反対した。1946年3月の国民党第6期2中全会では、政協決議での「五五憲法草案」の修正はその実施の過程で和平建国の障害となるものは極力廃除してゆくべきであるとし、国民大会を常設化し、立法院の行政院に対する不信任権、行政院の立法院に対する解散提議権を否定した⁽²⁴⁾。国民党はあくまでも「訓政体制」の原理にのっとった憲政化を進めようとしたのである。

政協決議では、国民大会の召集期日は1946年5月5日としたが、その直前の4月24日に国共間の紛糾から政府は召集延期を宣言した。6月には国共間の内戦が本格化し、それと同時に、国防最高委員会常務会議（7月3日）は、11月12日に国民大会を召集することを決定した。国民党軍が張家口占領に成功した10月11日、政府は「国民政府令」として11月12日の国民大会召集を宣言した。

青年党と民社党は国民大会に参加する意志を明らかにしたが、共産党・民主同盟は、国民党主導の国民大会開催に反対し、代表名簿の提出を拒否した。名簿の提出を拒否するにあたり、張瀾

・沈鈞儒・黄炎培・張君勱・張東蓀・張申府・章伯鈞・梁漱溟・羅隆基ら民主同盟代表は連名で蒋介石に対し「国民大会召集の唯一の目的は、憲法を制定して憲政を実施し、中華民國の民主統一の基礎を固めること」であるはずだが、「もし国民大会を挙げるのに全国各党派がすべて参加・合作することを求めず、権力の座にある国民党が単独でこれを行うのであれば、一党専制の状態は改められず、全国統一は達成されず」、それゆえ憲法の尊厳も、憲法の効果も失われ、「11月12日の国民大会が、国家を長期分裂、永久内戦の状態に陥れたことになり、国家・人民の運命は永遠に救われるときがなくなる」と訴えた⁽²⁵⁾。

(2) 国民大会の開催

1946年11月15日、国民大会が予定より3日延期されて開催された。すでに同年5月に政府は首都南京に移転しており、南京の国民大会堂が会場となった。参加者1600名のうち国民党が85%を占めた。章士釗は学識経験者代表のひとりとして、この南京の国民大会に参加した。

最初に憲法の制定が議題となり、11月28日、国民党は「政治協商会議憲法草案」を国民大会に提出した。この「草案」の由来をたどると、この年2月に政協決議にもとづいて政協憲法草案審議会が設立され、35人の委員が協議を行ない、「起草小組」が修正意見を作成したが、5月の南京遷都と内戦の勃発で協議不能となり、「基本国策」については議論しないまま残され、結局、政協の「憲草修正案」は未完成のままとなっていた。国民党はこれを「政協修正案」として提出すべく、国民大会の予備会議において、孫科が政協憲草審議会召集人の肩書きで、35名の審議会成員のうち8名を召集し再度修正を行なった。これが国民党がいう「政協憲法草案」であった⁽²⁶⁾。

国民大会では、第1読会で草案に関する代表の意見収集を行い、第2読会で第1読会の修正案に基づき逐条討論し、第3読会で表現の修正を行い、各条文間の調整を行うという手続きを踏んだ。草案提出の翌日の11月29日から6日間代表が427件の意見を提出し、12月5日より、9つの審査委員会を設け提出された意見の整理と審査が始められた⁽²⁷⁾。

各審査委員会の分担は、第1審査委員会が前言・総綱・人民の権利義務・選挙、第2審査委員会が、国民大会・憲法の施行修正および解釈、第3審査委員会が、総統・行政・立法、第4審査委員会が、司法・考試・監察、第5審査委員会が、中央と地方の関係、第6審査委員会が、省県制度、第7審査委員会が、基本国策、第8審査委員会が、蒙蔵地方制度、総合審査委員会が、各審査委員会の調整と全文の整理を行うというものであった。審査委員会の人選は大会代表団が行い、各組の人数は、第1組412人、第2組449人、第3組255人、第4組137人、第5組184人、第6組238人、第7組522人、第8組90人となった。さらに大会主席団は各組毎に5人から9人の召集人が指名された⁽²⁸⁾。

章士釗は第5審査委員会の筆頭召集人に指名され、羅卓英、黄季陸、白海峯、伍藻地、劉鵬九、許孝炎、張棟華ら他の召集人を率いて、憲法草案の第10章「中央および地方の権限」について審査することとなった⁽²⁹⁾。

章士釗が主席となった第5審査会は蘇州旅京同郷会を会場として審査が重ねられ、他の審査会と共に12月14日までに審査を終えた。14日から21日まで総合審査会が開催され、憲法草案総合審査整理小組が併設され、審査結果の整理が総合審査と平衡して進められた。整理小組の人員は、孫科、孔庚、陳啓天、王世傑、陳誠、徐傅霖、奚玉書、何基鴻、白雲梯、張知本、邵力子、王寵惠、高一涵、褚輔成、傅斯年、白崇禧、洪蘭友、雷震、蔣勺田、徐漢豪、林彬とともに、章士釗が指名されている⁽³⁰⁾。

21日から24日まで第2読会が開始され若干の修正が行われ、25日の第3読会で字句の変更と整理を行なったうえ、表決に移り、出席者全員の起立拍手により草案が通過し、ここに「中華民國憲法」が成立した。憲法は翌1947年12月25日より施行されることとなった⁽³¹⁾。

1947年3月、国民大会で通過した「憲法実施の準備程序」により憲政実施促進委員会が成立し、関係法規とともに「訓政結束程序法」が公布され、4月には青年党・民社党を組み入れた、国民

政府の改組を行なった。新憲法に基づく第1回国民大会に向けて、11月21日から国民党支配区で普通選挙が実施されたが、12月25日召集予定の国民大会は選挙の混乱のため延期となり、翌1948年3月29日に開催された。この大会において蒋介石が大総統に当選し、5月20日、蒋介石と李宗仁がそれぞれ正副総統に就任した。これにともない蒋介石、孫科の、国民政府正副主席は解任となり、新旧の五院政府も交替し、ここに訓政期の国民政府が終了し、「訓政体制」は終焉を迎えた⁽³²⁾。

(3) 議会主義政治論への回帰

政治協商会議開催直前の1945年11月25日、章士釗は来る政協会議をフランスの三部会と対置して捉え、国民政府・中国共産党・民主諸党派の三者に対し、(1)国民政府は全国の真の力量を認識し「開誠布公」(誠心誠意に公平を持す)の4文字を会議の礎石とし、この会をハイフンであること、(2)共産党は武器を放棄し真の愛国心を示すこと、(3)民主諸党派と無党派人士は、至誠の心をもち独立した見解を堅持すべきことを説き、この三者がフランスの三部会の失敗に鑑みて「調和立国」の真意を失わないことを希望した。そして洛陽の国難会議の轍を踏まないようにと釘を刺した⁽³³⁾。

1932年4月の国難会議は、挙国一致の救国体制を樹立すべく学識経験者を招聘して開催されたが、招聘者の過半数が欠席し政府の御用会議となってしまう、政府外部の意見が反映されなかった。1946年1月の政治協商会議が14年前の国難会議のように形骸化してしまうことを章士釗は危惧していた。そして一方では民国初年のように再び調和論が必要とされる時期がようやく到来した、と章は感じ、各勢力が自立しつつ譲歩することを望んでいた。この時期章は民初の政治論を再度主張している。

章士釗は、1946年1月に発表した「言論の自由を解釈する」という論文で、「訓政体制」を言論の自由という点から批判し、新たに到来するはずの憲政の時代に大きな期待を寄せている。この論文においても、民国初年の章士釗の政治論が復活していることがうかがえる。

章はまず「祖国復興の1年目となり、列強国の仲間入りをし、憲政の開始が発せられ、国民はまさに今から自由の権利を享受しようとしている。まことに盛大な事業でなないか」と大戦終了後の新たな国家建設を祝福する。だが続いて章は、「自由とは何か。享受するとはどういうことか」と問題を提起する。そして主にダイシーに依拠しつつ英国における諸自由の発展の歴史を解説し、儒家の経典を引きつつ「名は自由だがその実はきわめて不自由である」中国における不自由の歴史を検討した後、「訓政体制」における自由の消滅を論じ、「上の者が善しとすることは、きっとみな善しと認め、上の者が善くないとすることは、きっとみな善くないと認め」、「君主が国中の正義を一つに統一できる⁽³⁴⁾」ことが政治秩序維持の原則であるとする『墨子』の「尚同篇」を引用し、墨子の「尚同の術」こそが「訓政の極致」であったと述べる。

章士釗の説く自由とは訓政体制とは相反する。それは「尚同」ではなく「尚異」、異質さの容認を前提とする。

「およそ宣伝機関が専念する目的とはこれにほかならない。だが自由というものはそれとは反対である。自由とは、尚異を生み出すものである。私はかつて『政本』を著しその冒頭でこう述べた。『為政に本有り。本は何くにある。曰く、容有るに在りと。何をか容有りと謂ふ。曰く、好同悪異ならずと⁽³⁵⁾』」。

そして章士釗は自説を補強すべく、バジヨット、メイ、J.S.ミルの主張を引用している。章士釗は次のように説く。

「バジヨットはパーラメントを重視し論鋒鋭くこう述べている。英国の政治は、実に世界に先んじて政治批判を以て政治としている。政治用語では、政府党を王の僕といい、野党を王の反対党と称している⁽³⁶⁾。国王を基準にして意見を明確にするのであり、これによって国王は政治問題を処理するのである。これはわが国の墨家の、君主に同ずるといふ原理とは異なるのみならず、彼の国の君主が誤りを犯すことがありえないという原理においてまた期せずして反対になっている。この言葉が最初に登場したとき、世間ははなはだ驚愕したが、しかし英国人は結局これを法

律として運用しているのである。

メイはこう述べている。『政党の徳は、まず反対党の意見が広まるままにさせることにある』と。

ミルはこう言っている。『これら二つの考え方のいずれもが効用をもっている所以は、相手方に欠陥が存在しているためであるが、しかしまた、二つの考え方のいずれにも、理性を失わさず常軌を逸させないものは、主として相手方の反対というものなのである⁽³⁷⁾』と。

英国人が運用している所の自由は上述のとおりである。これを一言で述べれば、私が述べた不好同惡異〔同をこのみ異をにくまず〕の5文字につぎるのだ⁽³⁸⁾」。

このとおりかつての調和論がそのままの形で繰り返されていることが判明する。民国初年に主張した政治論が30年後においても妥当すると章士釗は考えている。民初の議会主義政治論に対しようやく中国の現実政治が追い付いてきたというべきであろう。

章士釗はこの「言論の自由を解釈する」という論文の末尾において、「種々な構成分子の明白な相違を常に念頭においていない哲学や、これを絶えず強調しない哲学は、重要な現実を無視しているので、理論としては根本的にまちがっている⁽³⁹⁾」というバジヨットの表現を引用して政治社会の構成分子の複雑さ多様さ不均等さを強調し、今後の中国の憲政も危機を迎えること一度や二度ではないだろうが、「朝野賢達之士」が公共心と誠意とをもち、たとえ進歩はわずかでも決して退歩しないように願う、と訴えている⁽⁴⁰⁾。そのエリート主義的な政治観の色彩ははまだ濃厚であるが、1946年の憲政開始を迎えた中華民国に必要なのは、自由主義的な政治原理の定着であると章士釗は考えている。章士釗の目から見て、1946年は議会主義政治論への回帰の年であった。

第3節 漢奸裁判における章士釗

政治協商会議を目前にし、これに背を向けるように重慶から上海へ戻った章士釗は、現在の延安中路達巷7号を事務所とし弁護士としての活動を再開した⁽⁴¹⁾。

当時、章士釗が弁護士として扱う事件の多くは漢奸事件であった。1946年4月には、それまでに逮捕されていた漢奸に対する裁判が一齐に始められた。とくに汪兆銘の南京政府要人の処遇は注目的であった。周仏海、梁鴻志らは章士釗の友人で、その家族が弁護を依頼しに章士釗を訪ねてきた。

南京政府立法院長で、章にとってはかつての臨時執政政府の同僚である梁鴻志は、敗色濃厚な1945年7月15日に重慶政府に「自首書」を提出し蘇州に引退していたが、10月20日に当局に自首して逮捕されていた。翌1946年6月5日に上海高等法院において公判が行われ、章士釗、朱鴻儒、李国珍の3人が弁護を行なったが、6月21日死刑の判決を受け、11月9日、上海の提籃橋監獄内の刑場で処刑された⁽⁴²⁾。章士釗はこの事件の弁護を引き受けたが、胸のうちは複雑で、梁鴻志の死刑の判決の当日は気が重く、遺骸の写真を前にすすり泣いていたという⁽⁴³⁾。章は殷汝耕のためにも奔走した。殷は、1918年に章が日本で外相内田康哉と会見したときの通訳で、1935年に冀東防共自治政府を設立した人物である。殷も1947年に処刑されてしまった⁽⁴⁴⁾。

漢奸裁判とくに汪兆銘政府関係者の裁判はたいへんなスピード裁判で、南京政府主席陳公博の場合、公判1回で1週間後に死刑の判決が下った。褚民誼も公判は1回で1週間後に死刑の判決、林柏生と梅思平も公判1回で6日後に死刑の判決、梁鴻志は公判2回で裁判開始後16日目に死刑の判決を受けている⁽⁴⁵⁾。

章士釗が弁護を担当した周仏海の場合、事情が少々異なっていた。抗戦中は国民政府行政院副院長兼財政部長、中央儲備銀行総裁、上海市長の職にあった周仏海は、すでに1943年に重慶側に服従する意志を伝えており、日本降伏後は上海地区特別行動隊総司令に任じられ上海の治安維持

を命じられていた。1945年10月2日、上海地区を接收した第3方面軍總司令湯恩伯軍の手によって逮捕されたのち、そのまま重慶に護送され国民党の保護を受けていた⁽⁴⁶⁾。汪兆銘の南京政府が英米に宣戦していた関係から、国際世論上、周仏海の戦争犯罪の責任を問わないわけにゆかず、国民党としては保護する意志はあったが周が有名すぎて公的な援護はできなかった。そこで世論を静めるべく一旦周を重慶に軟禁し、のち南京へ移し法院の判決に委ねることにした⁽⁴⁷⁾。

周仏海は1946年9月に重慶から南京の軍監房に移され、9月20日、軍から首都高等法院檢察処へ引き渡されて、老虎橋監獄に収容された。その後数回にわたり首都高等法院檢察官による訊問を受け、10月7日に「起訴書」が作成され、10月21日首都高等法院第1法廷で公判が行われた。この裁判では、周の妻楊淑慧がとくに章士釗・王善祥・楊嘉麟の3人に弁護を依頼した⁽⁴⁸⁾。

章士釗らは周仏海に有利な証拠を収集し、これを整理したうえで、第1回目の公判に合わせて高等法院に提出している。(1)中国人の財産を守るなど人民に有利な処置をとった証拠、(2)軍統局を通じて中央に自首した証拠、(3)自首後は重慶の命令で行動した証拠として、無線局の設置、情報の提供、重慶側と連合で軍事反攻を手配したこと、李士群など敵側漢奸を抹殺したこと、顧祝同(第3戦区司令官)と連絡があったこと、何応欽、陳立夫と連絡があったこと、そして(4)上海の保安に尽力した証拠であった。証拠を提供したのは、顧祝同、何応欽、杜月笙、周鎬、陳立夫、蔣伯誠、呉紹樹、呉開先など、陸軍總司令(顧祝同)や軍統関係者、国民党中央委員が含まれていた⁽⁴⁹⁾。

11月2日に2回目の公判があり、章士釗が弁護に立った。章士釗の弁護の中心は、周仏海が「策反工作」、つまり敵(汪兆銘政権)の内部に潜り込んで、蜂起と帰順を扇動する任務に従事していたという点であった⁽⁵⁰⁾。

11月7日に判決が下り、敵国に共同通謀し、本国に反抗を図った罪で死刑に処す、公権は終身剥奪、財産は家族の必要生活費を除き全部没収する、という主文であった。12月14日に妻楊淑慧が再審請求を行なったが、翌1947年1月20日、原判決を支持する最高法院の判決が下された。1月25日、陳果夫と陳立夫が連名で蒋介石に対し書状を送り、周仏海(上海市長)、羅君強(当時、南京政府司法行政部長、上海副市長)、丁默邨(浙江省政府主席)(いずれも逮捕後は暫時重慶で保護されていた)らの抗日戦最後の1年間の行動は、南京・上海一帯で密かに周密な軍事配置を行い、終戦後は浙江・江蘇両省が共産党の手に落ちないようにするという、軍部の計画に従ったものであったことを指摘して、減刑を要求した⁽⁵¹⁾。

章士釗は他の漢奸裁判の傍ら、獄中の周仏海をしばしば見舞っていたが、おりから開催されていた最後となった国民参政会の第4期第3回大会(1947年5月20日-6月2日)において、珍しく果敢な行動をとった。5月31日の会議において章士釗は、国内外の過去の政治犯の釈放の方法にならない、漢奸事件で拘留されている罪人を判決の軽重に関わりなく一律に釈放することを提案した。提案は他の参政員46名の連名で、「政府が大赦の範囲を拡充し、眩古の大典を昭らかにし新機を啓くことを請う案」として提示された⁽⁵²⁾。

だが、章士釗にとっては悲しい結果となった。6月2日、章の提案が大会に提出されたときは特に異議もなく通過したが、突然ひとりの女性代表が反対を表明し、これに付和するものが続出した。章士釗が40分ほど説明に立ったところ、拍手して賛成するものがいたが、反対するものもあり、折衷派が保留案を出して、決議は次回の大会まで保留となった(内戦勃発のため次回の大会は開催されなかった)。章の提案に反対したのは、北京女師大出身の張邦珍で、昆明南菁中学校長、第4期国民参政会参政員、国民大会代表を歴任した人物で、当時国民党中央監察委員張邦翰の妹ということであった。彼女は、章士釗が1925年に段祺瑞臨時執政府の教育總長の職にあったさい、女師大事件で校舎に籠城したが、雇われた「老媽子(女ごろつき)」百人余りに強制的に離校させられ、これを恨みに思っていた。参政会の中には他にも数人の当時の女師大生がおり、私憤を晴らすべく反対に回ったという。公の場で私憤を晴らすことは反理性、反道徳の行動であり、民意機関が代表する民意がこのようなものであるなら、私は中国の民主の前途のために哭く、と周仏海は嘆いている⁽⁵³⁾。周仏海は、1947年3月、国民政府の特赦により無期懲役に減刑となったが、1948年2月28日に獄中で病死した。

小結

章士釗は、その生涯において不当に政治的な処罰を受ける者に対する救済を行なうことがしばしばあった。李大釗の救済運動や、陳独秀裁判における弁護活動などはその顕著な例である。漢奸裁判における章士釗の弁護活動の動機もそういった政治的な理由で不遇な境地にある人物の救済活動を行うということであった。人民共和国建国以後のことになるが、章士釗は1951年9月28日、毛沢東に宛て書簡を出し、張之洞と段祺瑞の遺族の生活の困難を訴えその改善を要望した⁽⁵⁴⁾。また章は1954年12月9日にも毛に書簡を送り、王冷齋（盧溝橋事件のときの延平県県長で日中交渉の中国側の首席代表）を第2期政治協商会議の委員にするよう提案している⁽⁵⁵⁾。冷遇されている人々を救済しようとした小さな例である。

国民参政会において章士釗が憲政期成会の一員となり、国民大会では憲法草案審査委員会の召集人の一人となったことは、法律問題の専門家、あるいは国家建設の理論家としての経験と能力とが評価された結果であったと理解できる。だが、現実政治に参加し、自説を主張し、影響力を発揮するには、たんなる専門家や、理論家ではなく、具体的な党派の勢力を背景とすることが必要であった。鄒韜奮、黄炎培をはじめ、張瀾、沈鈞儒、章伯鈞、羅隆基といった人物は、党派代表として国民党に対して、そして共産党に対して、相応の主張を行うことができたのである。

「訓政体制」と自由主義とは相容れないものだと考えていた章士釗が国民政府についてどれほど批判的な見解をもっていたかは、残念ながらその全体像は確認はとれないが、少なくとも国民政府主導による内戦の停止と、憲政の発展には賛成していたであろうと思われる。「訓政体制」の終了をもたらすはずの憲法草案の審査で重要な役割を担ったことがその証拠である。だが、やはり章士釗は国民党内部の人間ではなく、政治協商会議の指名においては、共産党側に組するのではないかと目されて敬遠されてしまった。確かに、章士釗には毛沢東、周恩来をはじめ直接の知己が多かったし、それが後の和平交渉団代表としてもふさわしい資格を与えていた。

抗日戦終了当時、章士釗が自己の政党を欲していたことは重要である。それは党派性なくしては政治的存在ではありえないという中国政治の特徴をあらわにするとともに、章が来る憲政の時代において、政党政治が、すなわち議会政治が行われると確信していたことをも意味していると解することができるからである。青幫（開香堂）という秘密結社を母体にした恒社を、多元主義を前提とする議会政党とすること自体が無理であったように見受けられる。章士釗は孤立無援であったが、しかし彼の意図するところは明確であった。

1943年6月、章士釗は重慶において『邏輯指要』という大部な論理学の書物を出版した。中国の論理学史上に残る成果であった。アリストテレスの論理学の体系を用いて中国古代の論理学の成果を分析し新たな解釈を加え、中国においても西洋の論理学に匹敵するほどの確たる論理学の体系が存在することを証明したことで賞賛を受けた。本書は北京大学（1918年）と東北大学（1931年）での章の論理学の講義が土台となったが、蒋介石の依頼を受けたことが執筆の直接的契機となった⁽⁵⁶⁾。

政治の場ほど華々しくはないが、『邏輯指要』を執筆したことの意義は大きく、中国の論理学史上に残る業績であるといつてよい。そしてその政治史上の意義もまた、より広く総動員体制下の文化政策のひとつとして蒋介石など政策担当者の目から眺めてみることもできるだろう。同時代の書評の多くが、中国文化を発掘した業績として『邏輯指要』を評価していたことを思い起こせば、蒋介石の狙いはほぼ達成されたのではないだろうか。この書物が毛沢東の賞賛を受けることについては次章で述べる。

[註]

- (1)章含之「我与父親章士釗」戴晴・鄭直淑・章含之『梁漱溟、章士釗与毛沢東』香港達芸出版社、1988年10月、36頁。
- (2)章君毅著、陸京士校訂『杜月笙伝』第四冊、伝記文学出版社、1989年6月再版、203頁。当時香港に逃れていた上海『文匯報』筆政の徐鏘成が、1940年8月の杜月笙の生誕記念の宴会に招待されたとき、章士釗がホスト役のひとりであったと回想している。徐鏘成『杜月笙伝』浙江人民出版社、1982年6月、6頁。
- (3)白吉庵「章士釗」『民国人物伝』第4巻、59頁。章含之「我与父親章士釗」前掲、36頁。
- (4)章士釗『邏輯指要』「自序」時代精神出版社、1943年6月、15頁。1939年、江津（重慶の南西40キロ）に居を定めたばかりの陳独秀（盧溝橋事件直後に出獄）との交際が復活しており、陳独秀の書簡から章士釗の住所が重慶市中三路聚興新村5号であることがわかる（如水編『陳独秀書信集』新華出版社、1987年11月、486頁、511頁）。また章は1940年には重慶上清寺の居所で、董必武の訪問を受けたりもしている（章士釗「書某江獄」『文史資料選輯』第7輯、64-65頁）。
- (5)楊威『杜月笙外伝』金陽出版社、1968年3月、49頁。
- (6)徐矛『中華民国政治制度史』上海人民出版社、1992年7月、292-297頁。陳茹玄『中国憲法史』近代中国史料叢刊第44輯、文海出版社、239頁。また、国民参政会については例えば、周永林・周勇・劉景修「論国民参政会」重慶市政協文史資料研究委員会・中共重慶市委党校編・孟広涵主編『国民参政会紀実』続編、重慶出版社、1987年、を参照。また「参政員名簿」等公文書については、重慶市政協文史資料研究委員会・中共重慶市委党校編『国民参政会紀実』重慶出版社、1985年8月、および重慶市政協文史資料研究委員会・中共重慶市委党校編・孟広涵主編『国民参政会紀実』上下巻、重慶出版社、1985年、を参照。
- (7)鄒韜奮「“來賓”中的各党派人物」重慶市政協文史資料研究委員会・中共重慶市委党校編・孟広涵主編『国民参政会紀実』上巻、前掲、69頁。
- (8)陳茹玄『中国憲法史』前掲、241頁。
- (9)陳茹玄、同上、240-241頁。徐矛『中華民国政治制度史』前掲、298頁。
- (10)徐矛『中華民国政治制度史』前掲、301-302頁。
- (11)章君毅著、陸京士校訂『杜月笙伝』第四冊、前掲、203-204頁。楊威『杜月笙外伝』前掲、74-76頁。
- (12)餘子「章行敵的『党運』及其他」『明報月刊』第8巻第9号第93期、1973年9月、67-68頁。高田淳「章士釗について」『章炳麟・章士釗・魯迅』龍溪書舎、1974年、320頁。
- (13)公安部档案館編注『周仏海獄中日記』中国文史出版社、1991年9月、61頁。
- (14)周永林・周勇・劉景修「論国民参政会」前掲、32-39頁。
- (15)「政府与中共代表会談紀要」（原載、重慶『新華日報』1945年10月10日）中共重慶市委党史工作委員会・重慶市政協文史資料研究委員会・紅岩革命紀念館編『重慶談判紀実（1945年8-10月）』重慶出版社、1983年、250-254頁。
- (16)章含之「我与父親章士釗」前掲、74頁。
- (17)張治中「回憶重慶談判」前掲『重慶談判紀実（1945年8-10月）』236頁。
- (18)「毛沢東同志返回延安前与蒋介石繼續晤談」（原載、『解放日報』1945年10月12日）同上書、132頁。
- (19)王干国は、政治協商会議の起源については、国民参政会起源説、国民党提案説、延安6参政員説、双十協定説があることを指摘し、そのいずれをも退けて、党派国事會議の召集と民主連合政府の樹立を要求した1944年9月の国民参政会における中共の提案に由来すると結論している。王干国『政治協商會議史略』成都出版社、1991年8月、42-49頁。重慶会談から政治協商會議にいたる国民党の政策体系と戦後政權構想については、山田辰雄「平和と民主主義の段階における中国国民党の戦後政權構想」『石川忠雄教授還暦記念論文集 現代中国と世界——その政治的展開』慶應通信、1982年、を参照。
- (20)重慶市政協文史資料研究委員会・中共重慶市委党校編『政治協商會議紀実』上巻、重慶出版社、1989年10月、123-126頁。

- (21)章士釗「《〈申報〉与史量才》書後」『文史資料選輯』第23輯、246頁。
- (22)「政治協商會議の決議」（原載、『華商報』1946年2月5日）日本國際問題研究所中国部会編『新中国資料集成』第1巻、日本國際問題研究所、1963年12月、196-197頁。徐矛『中華民國政治制度史』前掲、339-341頁。
- (23)「政治協商會議の決議」前掲、204頁。
- (24)「中国国民党6期2中全会對於政治協商會議報告之決議」前掲『政治協商會議紀實』上巻、639頁。
- (25)「国民大会開催に関する民主同盟代表の蒋介石主席あて書簡」（原載、『大公報（上海）』1946年10月1日）前掲『新中国資料集成』第1巻、310頁。国民大会開催を目前にした民主同盟の動揺については、平野正『中国民主同盟の研究』研文出版、1983年12月、とくに第4章第3節を参照。
- (26)徐矛『中華民國政治制度史』前掲、341-342頁。
- (27)荊知仁『中国立憲史』聯経出版事業公司、1984年11月、457頁。
- (28)荊知仁、同上、457-458頁。張士超編『国民大会録』近代中国資料叢刊第79輯、文海出版社、95-96頁。
- (29)楊家駱主編『大陸淪陷前之中華民國』第二冊（国学名著珍本彙刊・政書彙刊之一）鼎文書局、1973年9月、224頁。
- (30)張士超編『国民大会録』前掲、119頁。
- (31)荊知仁『中国立憲史』前掲、461頁。張士超編『国民大会録』前掲、129頁。第2読会での大きな修正としては首都の問題あった。原案の南京を第1読会では北平に変更したが、蒋介石（主席団代表）の提議により首都の位置について憲法に盛り込まないこととし、首都を北平とする1条は削除された。
- (32)徐矛『中華民國政治制度史』前掲、356-364頁。
- (33)章士釗「政治協商會議」『申報』1945年11月25日。
- (34)引用の訳文は、金谷治訳「墨子 尚同篇上第十一」『世界の名著10 諸子百家』中央公論社、1978年、85-86頁、による。
- (35)秋桐「政本」『甲寅』雑誌、第1巻第1号、1頁。原文は、「為政有本、本何在、曰在有容、何謂有容、曰不好同惡異」。
- (36)この部文は、実際のバジヨットの表現では、「イギリスは、『陛下の野党』という言葉を発表したといわれている。またイギリスは、政治の批判を政治そのものにするとともに、政治体制の一部にした最初の国家であるともいわれている。このような批判する野党の存在は、議院内閣制の所産である」（バジヨット「イギリス憲政論」小松春雄訳、『世界の名著72』中央公論社、1980年、79頁）となっている。
- (37)章は嚴復訳の『群己權界論』商務印書館、1981年版、51頁を使っている。ここでは塩尻公明・木村健康訳『自由論』岩波文庫、1971年、97頁に依っている。
- (38)章士釗「專論 釈言論自由」『申報』1946年1月2日。なお読みやすさを考慮し引用者が適宜改行を行なった。
- (39)バジヨット「イギリス憲政論」前掲、70頁
- (40)同上。
- (41)章含之「我与父親章士釗」前掲、36頁、39頁。章士釗「《〈申報〉与史量才》書後」前掲、246-247頁。
- (42)益井康一『漢奸裁判史 1946-1948』みすず書房、1977年4月、105-120頁。また逮捕拘禁中の梁鴻志については、金雄白「梁鴻志死前兩憾事——細說汪偽之一章——」『伝記文学』第65巻第2期、1994年8月、が詳しい。
- (43)章含之「我与父親章士釗」前掲、41頁。
- (44)「殷汝耕、章士釗申請復判理由状」1947年1月20日、南京市檔案館編『審訊汪偽漢奸筆録』下巻、江蘇古籍出版社、1992年7月、1280頁。
- (45)益井康一『漢奸裁判史 1946-1948』前掲、293頁。

- (46)同上、221頁。
- (47)梅臻韶『海上聞人杜月笙』河南人民出版社、1987年8月、235頁。
- (48)南京市檔案館編『審訊汪偽漢奸筆錄』上卷、江蘇古籍出版社、1992年7月、142、150頁。梅臻韶『海上聞人杜月笙』前掲、235頁。
- (49)「章士釗等為呈送、調閱周案有關証摺致首都高等法院函」1946年10月21日、南京市檔案館編『審訊汪偽漢奸筆錄』上卷、江蘇古籍出版社、1992年7月、163-193頁。
- (50)章士釗の弁護は「首都高等法院審判筆錄」1946年11月2日、同上『審訊汪偽漢奸筆錄』上卷、206-207頁。
- (51)「周楊淑慧等補陳復判理由書」、「最高法院特殊刑事判決」、「陳果夫、陳立夫為對周仏海減等處罪致蔣介石呈」「首都高等法院審判筆錄」1946年11月2日、同上、251-273頁。
- (52)公安部檔案館編注『周仏海獄中日記』前掲、115-117頁。
- (53)公安部檔案館編注『周仏海獄中日記』同上、118-119頁。
- (54)「對章士釗反映張之洞、段祺瑞遺族情況來信的批語」『建國以來毛沢東文稿』第2冊、中央文獻出版社、1988年11月、461-2頁。翌日毛沢東は章士釗に書簡にもとづき彭真に指示を与えその措置をまかせた。
- (55)「給章士釗的信」『建國以來毛沢東文稿』第4冊、中央文獻出版社、1990年9月、630頁。12月17日の毛の返信では、何人かが反対していると述べている。
- (56)章士釗『邏輯指要』「自序」前掲、15-16頁。『甲寅』周刊、第1卷第24号に掲載された孤桐「邏輯」は『邏輯指要』の最初の章の原形であることから1925年12月には『邏輯指要』の萌芽ができあがっていたと思われる。「邏輯」という訳語の問題をも含めて、中国近代論理学史における章士釗の位置については、高田淳「中国近代の『論理』研究」宇野精一ほか編『講座東洋思想 4 中国思想Ⅲ』東京大学出版会、1967年、第3章第1節、および高田淳「章士釗について」『思想』589号、1973年、彭猗漣『中国近代邏輯思想史論』上海人民出版社、1991年5月、郭湛波「抗戰期間中国邏輯的演變」（原載『新思潮』月刊第1卷第1期、1946年8月）郭湛波『近五〇年中国思想史』龍門書店、1965年2月、香港影印版を参照。

第13章 国共和平交渉における章士釗

はじめに

第1節 上海和平代表団の章士釗

- (1)上海人民和平交渉代表団の成立
- (2)章士釗の代表団参加の理由
- (3)上海代表と中共の和平交渉

第2節 南京政府和平代表団の章士釗

- (1)南京政府代表の人選
- (2)国共和平交渉の経過

第3節 章士釗の「統一戦線工作」

小結

はじめに

国共間の全面内戦の開始によって国民政府による憲政化の実現は不可能となった。内戦ではアメリカの援助を受けた国民党軍が圧倒的な優勢を示したが、1947年6月から人民解放軍の反攻が始まり1948年には形勢が逆転していた。1948年9月から1949年1月までの遼瀋、淮海、平津の「三大戦役」に中共軍は勝利をおさめ、北京、天津を占領し、長江以北の広大な地域を「解放」していた。人民解放軍が渡河し長江対岸の南京へ進攻するのは時間の問題となっていた。

こうした状況下で、章士釗の言動の逐一が再度全国の注視的となる事件が起こった。中共との和平交渉を模索し始めた国民党の依頼により、章士釗は1949年2月と4月の前後2回、初めは上海市民として、2度目は政府代表として、共産党との和平交渉のため北平に赴くことになったのである。

本章では、非国民党員の章士釗が政府代表に指名され、やがて共産党の下で「統戦工作」に従事するにいたる章士釗の政治的位置について考察する。

第1節 上海和平代表団の章士釗

(1)上海人民和平交渉代表団の成立

1945年から1946年までに国民党が大きな政策転換を行ったことはよく知られている。抗日戦後の中国では国家建設の方法をめぐる各党派の角逐が始まった。1945年10月の国共両党の合意（双十協定）により、戦後の国家建設上の諸問題の解決はきたる政治協商会議（1946年1月）での討議に託された。そして政治協商会議の成果である「政協決議」には憲法制定のための国民大会開催が盛り込まれた。

だが国民党にとって国民大会の開催は自らの正統性に関わる問題であった。「訓政時期は、中

国国民党全国代表大会が国民大会を代表し中央統治権を行使する」（「訓政時期約法」第30条）。

「全国の過半数の省が憲政開始時期に達すれば……、国民大会を開催し、憲法を定め、これを発布する」（「建国大綱」第23条）。「憲法発布の後、中央統治権は国民大会に帰し、これを行使する」（同第24条）。すなわち将来の国民大会を代表して統治権を行使するのが国民党による訓政実施の正統性根拠であった。国民大会の召集、憲法の発布、統治権の返還という憲政移行までの一連の過程は国民党が主体となって実施しなければならなかった（国民大会路線）。ところが各党派との平等な政権樹立を志向する「政協決議」方式の国民大会開催（政治協商会議路線）では、蒋介石の指導権は保障されるものの、批判勢力との共存という事態を招くこととなり、それによって国民党の正統性が侵食される危険があった。したがって当時の国民党にとっては政治協商会議路線を国民大会路線に引き戻し、党の支配権を強化することが急務であった⁽¹⁾。かくして国民党は「政協決議」を放棄し、1946年11月、共産党と民主党派の多くを排除した国民党主導の国民大会を開催した。しかし内戦の本格化によって南京政府による憲政の早期実現は困難となった。

内戦では当初国民党軍が優勢を示したが、1947年6月から解放軍の反攻が始まり、1948年には形勢が逆転していた。1949年1月までには中共が長江以北の広大な地域を占領し、解放軍の南京進攻は時間の問題となっていた。ここに国民党内部から停戦と和平を求める意見が現われ、米政府がこれに同調した。国民党は再び政策の転換を模索し始めた。広西派の反蔣活動が活発化し、まず白崇禧が蒋介石に停戦を要求、次いで李宗仁が共産党との和平交渉案を提出するにいたった。停戦を実現して和平交渉を行い、長江を境界に中国の南半を支配地域として確保する、というのが広西派の方針であった⁽²⁾。

蒋介石は、党首脳部を召集し意見聴取のうえ、1949年の元旦の文告で、共産党と停戦し平和回復の具体的方法を協議することを表明した⁽³⁾。これに対し中共側は1月14日の毛沢東の声明で和平交渉実施の8項の条件を提示した。8項とは①戦犯の処罰、②偽憲法の廃止、③偽法統の廃止、④民主原則による一切の反動的軍隊の改編、⑤官僚資本の没収、⑥土地制度の改革、⑦売国的条約の廃止、⑧反動分子の参加しない政治協商会議の開催、連合政府の成立、南京国民党反動政府（および各地方政府）の全権力の接收、である⁽⁴⁾。やがて国民党内では和平論が主戦論を凌ぎ、1月21日、蒋介石が引退を宣言し南京を離れ、職権は李宗仁副総統が「代行」することになった⁽⁵⁾。以後、国民党の政策は李宗仁主導のもとで和平交渉の実現へと傾斜していった。

中共軍の長江渡河を目前に控える緊迫した状況下で、李宗仁は中共が政府代表を受け入れるかどうかを確認する事前工作を行なう必要に迫られており、正式な政府代表団を送り出す前に、段階をおって（あるいは使える駒をかき集めて手当たり次第に）中共側との連絡網を築き上げようとしていた。李宗仁は1月下旬、まず黄啓漢（政府立法委員）と劉仲華（華中剿匪総部参議）を北平に派遣し、葉劍英と接触することに成功した（劉仲華はのち北平に残留して章士釗一行を出迎えることになる）⁽⁶⁾。

次に李宗仁は民間人代表団を北平に派遣することにし、まず南京在住の大学教授を構成員とした「南京人民和平代表団」を2月6日に北平へ派遣した。代表団は5日間滞在し、葉劍英ら共産党側幹部と2度会見した⁽⁷⁾が、南京側はこれを大きな成果とは受けとらなかつたと思われる。

南京代表派遣と同時に、李宗仁は上海代表の人選を始めた。まず李の参謀格である甘介侯を上海に派遣し、宋慶齡、陳銘枢、張瀾、張君勱、黄炎培、章士釗、羅隆基らを訪問させた。李宗仁自身も宋慶齡、李濟深、沈鈞儒、章伯鈞、張東蓀、顧孟余、梁漱溟らに書簡と電報で協力を要請している⁽⁸⁾。

続いて和平推進派の邵力子と張治中が上海を訪れ、民主同盟指導者の張瀾、羅隆基らと協議を行なった⁽⁹⁾。邵力子と張治中は甘介侯と情報交換をおこなったうえ、銭新之（交通銀行董事長）の同伴で杜月笙を訪問して上海工商界の和平交渉についての意見を聴取し、さらに宋慶齡、民社党の張君勱と相次いで会談した。一方、甘介侯も陳銘枢と章士釗を再度訪問し協力を仰いでいる⁽¹⁰⁾。

代表団派遣は、流動的な人選と共産党側の意向との兼合いから、最後まで手探りの状態で準備が進められた。南京政府が最初に接触し、協力を要請した顔ぶれを眺めると、大部分が民主同盟

の指導的メンバーであることが注目される。中共側との調停役として民盟など第三勢力に頼ろうという南京側の発想は自然なものであった。

だが、政府は民主同盟からの協力を得ることはできなかった。1947年10月に政府により非合法化された民盟は、国民党に対してなお厳しい警戒心を持っており、大方針としてすでに中共との合作が固まっていたからである。民主諸党派の構成員は中共の要請で、1948年末から哈尔滨市・河北省平山県李家荘などの拠点へ移動を始めており、1949年3月までに香港から東北、華北に入った民主人士は350人を数えた⁽¹¹⁾。北平解放後は北平への移動がなされ、北方の同志から張瀾、黄炎培、羅隆基ら上海残留組に対する呼びかけも熱を帯びてきていた。1月22日、李濟深、沈鈞儒、馬叙倫ら55人が声明を出し、中共の指導下で革命を完成し新中国を創設すること、中間路線の存在は許されないことを訴えた⁽¹²⁾。

民盟のほかに国民党が呼びかけたのは上海在住の名望家たちであった。1月31日朝、李宗仁自らが上海へ赴き、顔惠慶、章士釗、冷遹、陳光甫、江庸らの学識経験者・各界名士（多くは無党無派）20数人と談話会を行ない、協力を仰いだ。政府はこの日の談話会で会見した無党派の「社会領袖」である、顔惠慶、章士釗、冷遹、陳光甫、江庸の5人に「上海人民和平代表団」を委嘱することにした⁽¹³⁾。

顔惠慶、章士釗、江庸は快諾したが、冷遹（江蘇省参議会議長）は議会開会中のため参加不能、陳光甫（重慶上海商業儲蓄銀行、中国投資公司などの経営者）は金融の専門家であるが政治には疎いという理由で辞退した⁽¹⁴⁾。その後、代表には凌憲揚（滬江大学校長）、欧元懐（大夏大学校長）、侯德榜（水利公司總經理）らを加えられ、甘介侯と邵力子が同行することになった⁽¹⁵⁾が、2月7日夜、中共側から章士釗等が私人の資格で来るなら葉劍英が接待するが、甘介侯の北平訪問は拒否するという正式回答があり⁽¹⁶⁾、甘の仲介した凌、欧、侯の3人が健康や業務を理由に辞退した。

中共の回答に驚愕した李宗仁は再度上海へ飛んで協議を続け、最終的に顔惠慶、章士釗、江庸の3人を代表とすることで着落した⁽¹⁷⁾。また邵力子が個人の資格で同行し、連絡役の黄啓漢、張豊胄ら秘書4人、南北通航の任務をもつ金山（共産党地下党員）らが随行することになった⁽¹⁸⁾。

結局、李宗仁が上海の名望家を集めた談話会が人選の場となった。指名された5人のうち、章士釗と江庸は無党派、顔惠慶（駐英、駐ソ大使）と陳光甫（国民政府委員）は国民政府の要職にあり、冷遹は民盟常務委員で、中国民主建国会の創設者の1人、1945年7月に黄炎培等と延安訪問を果たした親中共派であった。いずれも国民参政会参政員の資格を持ち、共産党が受入れ可能な人物である。最終的に陳と冷は参加を辞退したので、李宗仁の要請に応えたのは、非民盟の親国民党的立場にある社会的な名望家（70歳前後の国民参政会参政員）であったといえる。

(2)章士釗の代表団参加の理由

章士釗が上海代表団への参加依頼を受諾した理由としては、①李大釗、陳独秀という友人をもつ章にとっては、毛沢東、周恩来といった共産党の指導者たちとは旧知の間柄であり、まして「敵」ではなかったこと、②杜月笙などやはり旧知の上海の実業家たちのために中国の将来を占う情報を収集すべく共産党の実勢を視察する好機会であったこと、③すでに当時から共産党の秘密党員が章士釗宅に出入りしており、章と共産党とはすでにある程度の連絡が可能となっていたこと、がまずあげられる。章士釗の娘の回想によれば、1948年から1949年初めの章士釗には家人に会わせない来客がしばしばあった。それは章士釗とともに北平に行った金山で、当時は国民党のブラックリストにも掲載の地下共産党員だったという⁽¹⁹⁾。

章士釗が和平交渉の上海代表就任を承諾したもうひとつの理由は、それが自らの政治理念の実現の場だと考えたからだと思われる。

政治協商会議を1ヶ月後に控えた1945年11月下旬、章士釗はこの会議をフランス革命前夜の三部会と対置して捉え、南京政府・中国共産党・民主諸党派の3者に対し、三部会の轍を踏まぬよ

う「調和立国」の精神を發揮すべし、と主張した⁽²⁰⁾。

「調和立国」の精神とは、反対意見の存在を許容し、政敵との共存を可能にする政治制度を追求する精神である。それは多元主義的議会政治の確立を主張し、専制と独裁に反対する、民国初期の章士釗の政治論の一部であり、「調和論」と称される⁽²¹⁾。政協会議前夜の章は、「調和論」が必要となる時の再来を感じていた。章は各政治勢力が独立しつつ協調することを希望し、言論の自由の視点から国民党の「訓政」を批判し、新たな「憲政」の時代に大きな期待を寄せた⁽²²⁾。だが内戦勃発によって、フランス三部会の例に言及した章の危惧が現実のものとなってしまった。

1949年1月、国民党広西派が打ち出した和平政策は、章士釗には国民党が再び政治協商会議路線へと復帰し、他党派との合作を求めるものと見えたであろう。李宗仁が国民党内で提起した和平交渉案には、政治犯の釈放、言論集会の自由の承認とともに、上海を自由市とし政府は軍を撤退、各党派人士が上海で連合政府を設立、国民政府と中共代表が上海で和平交渉を行うことが盛込まれていた⁽²³⁾。李宗仁が上海で章士釗らの説得にあたったさいも、これと類似した和平案を提示したはずであり、章としては自己の理念である議会主義政治を具体化する絶好の機会が到来したと理解したと考えられる。それはかつて宋教仁の政党政治論と責任内閣政論を支持した『民立報』期の章士釗の政治論の復活であった。

章士釗は意気揚々とこの北平行に臨んだ。2月1日夕刻、顔惠慶宅での打合わせ終了後、章は記者団に対し、上海代表の出発はまったく私人が和平を試みる性質のものであり、和平交渉の大計は政府代表に全権がゆだねられるのを待たねばならないと語り⁽²⁴⁾、またその翌日、章は『申報』記者に対し、自分は和平のために奔走することを請け負ったが、心中は1枚の白紙であって、いかなる成算もない。北平に赴いてからこの白紙に書かれたことはすべて持ち帰り、当局の参考にしてもらおう、と語っている⁽²⁵⁾。いずれにせよ政府代表が正式な交渉の席に着けるようにすることが章士釗の使命であった。

議会主義の主張者である章士釗の政治論の下地には、社会契約論的発想があった。章はルソー『社会契約論』第3編第11章の後半を引きながら、国家の解散について次のように指摘したことがある。奸悪な権力者がわが総意を奪い、われに自分の意志を捨てて他者の意志に従えと強要するならば、われは社会契約の成立以前の自由を回復して、再び自然状態へと踏み入るだけである。「したがって国家を解散するとは社会契約を破棄し、もとの自己を回復することである⁽²⁶⁾」。

袁世凱死後の1916年9月、中華民国再建のための憲法制定会議が開催されたさい、章士釗は「新国家の組織は、昨日すでに出来上がっているというのではなく、まさに今日より始まろうとしているのである。これを絵画にたとえると、わが国はまっさらな白紙であり、配色も構図も画家の思いのままである。……このまさに千載一遇の機会を失ってはならない⁽²⁷⁾」と、国家の解散によって政治体制は白紙に還元され、国家建設が再履行されるという自身の政治論を絵画の比喩をもって表明したことがあった。1920年代の挫折にも関わらず、30年の時を隔てて章の政治論は一貫している。

このたび上海代表として北平に出発する前夜の章士釗にとっても、一切の国家建設構想は白紙還元されており、いかに国家建設を進めるかは全てが和平交渉から誕生すると理解されていた。章士釗としては1946年の政協会議に引き続き、1949年の和平会談でこそ「調和立国」の精神を發揮すべきと考えたのではないだろうか。「調和論」において章士釗は次のように説く。「今日の政局の唯一の解決の方法は、機会をみつけて、全国の人の聡明才力を進発させ、情感と利害を融和させて、国憲を規範として、国俗を変容させ、それを共に信奉して、欺きあうことのないようにすることである⁽²⁸⁾」。章にとって和平交渉の成功とは合議制という平和的方法による国家統合の実現を意味していた。

「上海人民和平代表团」の一行19人は2月13日、国民党要人の見送りを受け、上海を出発した。空港では記者団に対し、顔惠慶：「中共側に和平交渉の日時を決めさせられたら大成功だ」。章士釗：「今度の旅では和平を呼びかけるほかに、中共側の提案を随時南京に知らせることとしたい」。江庸：「共産側と協議して南北の通郵問題を解決する」。邵力子：「今回陣笠役をやるのは、まだ政府の代表が行って話をする時期ではないからだ」とコメントした。一行は青島経由で

翌14日午後、北平に到着した⁽²⁹⁾。

(3)上海代表と中共の和平交渉

北平に到着した代表団一行は、葉劍英（北平市長兼北平軍事管制委員会主任委員）、徐冰（北平市副市長）、連絡役として北平に残留していた劉仲華らの歓迎を受け、ただちに全員が東交民巷の六国飯店に投宿した⁽³⁰⁾。

2月20日午後、北京飯店で、林彪、董必武、葉劍英らが民主諸党派を招待して北平・天津解放の祝宴を開催した。各党派、各専門分野にわたり400人余りが参加し、顔惠慶、章士釗、江庸、邵力子も招待された。まず林彪が発言し、北平が和平解放された意義、全国の人民の平和への希望、米帝に依存して抵抗する国民党の陰謀について触れ、邵力子等に永久の平和のために努力してもらいたい、と述べた。続いて葉劍英が次のような演説をした。和平、民主、統一の新中国の建設が各党派の目的であるが、その方法には天津方式と北平方式のふたつある。天津方式は、軍事力で反動派の軍隊を粉砕し和平民主統一の障害を排除する方法、北平方式は、談判を通して平和に問題を解決する方法である。このふたつの方法のどちらになるかは国民党次第であると述べた⁽³¹⁾。

葉の演説は、共産党の目的はあくまでも中国全土の支配であり、交渉の余地があるのは、北平方式か天津方式かという、その方法についてであるという立場の表明であった。林彪や葉劍英の語る和平交渉とは、国民党の和平派が想定している中国の分割支配の条件交渉とはまったく異なるものであったことを示している。

21日夜、代表団に朗報がもたらされた。4代表の石家荘における毛沢東との直接会談が決まったというのである。22日以降、代表団は石家荘で毛沢東と会見し、周恩来一同とも会談した。会談はなごやかな雰囲気で行われ、中共側の和平交渉参加者と会談の場所については3月15日ごろに決定する見込みであると通知された。上海代表団は24日午後北平に帰ったが、石家荘出発の際、毛沢東の李宗仁宛親書が託された⁽³²⁾。これがこの代表団の最大の成果となった。

黄啓漢の回想によれば、北平に上機嫌で帰って来た章士釗は次のように述べた。自分は生涯で多くの大人物に会ったが、毛沢東は最も自分を感服させた偉大な領袖である。今度の旅行で得た総体的な印象では平和の障害は南方にあるのであり、北方にあるのではない⁽³³⁾。章士釗がこの交渉において中共側に共鳴し、好意を抱いていた様子がうかがえる。

北平での任務を終えた代表団は、26日中共幹部一同への答礼宴を開き、27日、葉劍英らの見送りを受け西苑飛行場を離陸した。黄啓漢だけは連絡役として北平に残った⁽³⁴⁾。

一行は、南京到着後、李宗仁への報告と歓迎宴のために3日間南京に滞在し、3月2日、上海に帰った。章士釗はその足で杜月笙を訪ね、会談した。話題は上海の未来、すなわち共産党が武力攻撃するかどうかを中心となった。翌日昼、杜月笙は潘公展（上海市参議会議長）、徐寄昉（副議長）、錢新之（交通銀行董事長）ら上海の有力者とともに、自宅で章士釗ら3人の和平代表を慰労した。『申報』はこの日の3人の口調からは中共が上海を武力攻撃する考えはない模様であると報道した⁽³⁵⁾。

章士釗自身は、北平での感想を『申報』記者に対して次のように漏らしている。

章士釗：和戦の問題に関して中共側の意見はまだ一致していない。おおよそのところ文人は和平論、武人は主戦論である。周恩来は將軍を称しているが文人たるを失っておらず、彼も和平論である。

記者：今日の中共はあくまでもマルクス主義を実行するのか、それとも新民主主義を実現するのか。

章士釗：自分はまだ北平に特殊な変化があるとは思わない。物価は南京・上海より高いが、彼らは粟を標準としているので変動は大きくない。そして物資の流通に努めているので物価を下げることができるだろう。

記者：中共が北平で実施している措置を上海でも採用することができるだろうか。

章士釗：できる。なぜなら北平の措置は温和なものであるからだ。まだ戸口の調査もしていない。新聞統制に関して、すでに中共支持に態度を変えた新聞の活動をも停止させたことについて訪ねたところ「間違いであった」という答えだった。……

記者：傅作義本人の自由の問題はどうか。

章士釗：我々はまだ不自由な状況を見ていない。傅作義は彼らの宴会に何度も参加している。また自分の北平での行動も自由であった。ただ中共当局は安全のために常に憲兵を派遣して「保護」してくれた⁽³⁶⁾。

以上からは、中共軍入城から半月後の北平に大きな変化はなかったことがうかがわれる。また、ここで重要なのは、中共がマルクス主義か新民主主義かという記者の問いに章士釗がふさわしく回答していないことである。当時の流動的な状況下では、章を含めて共産党外部からは共産党の政策方針がどうなっているか捉え難かったとみることができる。

第2節 南京政府和平代表団の章士釗

(1) 南京政府代表の人選

章士釗は3月6日から8日まで再度南京に出向き、程潜（湖南省政府主席）、邵力子、白崇禧、顧祝同らと意見交換を行なった⁽³⁷⁾。章の南京行は政府に和平交渉を督促するためであった。3月7日、章士釗は記者に対し、中共との正式交渉を迅速に開始すべきであって、さもなくば上海和平代表団の中共領袖との意見交換の成果が失われる恐れがある、と語っている⁽³⁸⁾。そして章のもうひとつの目的は、程潜に中共側への寝返りを勧める毛沢東の意志を伝えることであった⁽³⁹⁾。これが後の程潜の国民党離脱の伏線となる。

政府代表の人選作業は1月22日の行政院臨時政務會議ですでに終了しており、邵力子、張治中、彭昭賢、黄紹竑、鍾天心が代表指名を受けていたが⁽⁴⁰⁾、上海代表団の場合と同様に人選は二転三転し、最終的には3月末に張治中（西北軍政長官公署長官、行政院政務委員）、邵力子（国民政府委員）、黄紹竑（戦略顧問委員会委員、監察院副院長、立法委員、国民政府委員）、章士釗、李蒸（三民主義青年団中央幹事、党中央執行委員）、劉斐（国防部参謀次長、戦略顧問委員会委員）が指名され、張治中が首席代表となった。張治中と邵力子は重慶国共会談代表として「双十協定」に署名した経験があった。

章士釗が政府代表に選出された理由としては、2月の上海人民和平代表団の経験と、その高い社会的知名度、国共和平統一に対する積極性、共産党側にも歓迎される人物であったことがあげられる。さらに章の指名には党内環境の変化と何応欽の意向が働いた。

章の南京滞在中に、孫科内閣が総辞職する事件が起こり、これに連座して政府代表に指名されていた鍾天心（水利部長）が代表を辞任した⁽⁴¹⁾。彭昭賢（内政部長）は中共の反対ですでに辞職しており⁽⁴²⁾、黄紹竑、張治中も各々代表辞任を申し出て慰留されていた⁽⁴³⁾。政府和平代表団の派遣計画は頓挫しかけていた。

南京では新行政院長の何応欽を中心に組閣工作が行われた。新内閣は中共との和平交渉を遂行する使命を持つ関係上、広く国民党外からも人材が求められた。上海代表として北平に赴いた実績のある顔惠慶、江庸は高齢と健康を理由に入閣要請を拒否した⁽⁴⁴⁾。章士釗の場合は、一時司法行政部長就任説が流れたが、章の拒絶により入閣報道は誤報であることが判明した⁽⁴⁵⁾。だがこういった経緯からその後も何応欽が和平交渉の政府代表となるよう章に要請し、章の同意を得て24日の行政院會議で了承された⁽⁴⁶⁾。章士釗の参加により代表団の目的達成の可能性が高まった。

章士釗自身は共産党との和平の成否については楽観的な見方をしていた。

政府関係者との協議に参加すべく24日南京に向かう章士釗は、上海駅で次のような主旨の談話

を行なった。党外人士にも和平代表を委ねる何応欽の今度の要請は、国民党の雅量を示しており、深く敬服する。このような公平な態度で和平を求めれば成功の希望が大きいと深く信ずる。自分はこの機会を借りて全国人民のために奉仕し、国共代表間の調停役を務めて和平交渉を成功させたいと願っている。

また、記者の、今度の和平交渉に第三方面の人士が参加するかどうかという問いに対し、今回は国共間の直接交渉であって他の党派および民意代表は参加しないけれども、和平が実現すれば、その他の党派をも含めた政治協商会議を開催するだろう、と答えた。そして章士釗は今回の和平交渉には双方とも誠意があることを強調し、個人的見解としては、和平交渉が進行する期間内は共産党軍は渡江しないと考える、と述べた⁽⁴⁷⁾。

この談話から判明するとおり、章士釗は国民党の「公平な態度」を評価した。そして交渉成功後に第三勢力の参加する政治協商会議の開催を想定していた。国共内戦を振り出しに戻し、全党派参加の政治協商会議によって国家建設の再履行を模索するというのが章士釗の構想である。25、26日の両日にわたる政府国防部での会議を終えた章士釗は記者団に対し、双方とも和平を求めているので自分は基本的には楽観している、と感想を漏らしている⁽⁴⁸⁾。

一方、中共中央は、3月26日の北平新華社の放送で、4月1日より北平で交渉を開始すること、周恩来、林伯渠、林彪、葉劍英、李維漢を代表とし、周恩来を首席代表とすること、毛沢東の8項条件を基礎とすることを決定したと通告してきた⁽⁴⁹⁾。27日、急遽上海に帰る章士釗は、今度の北平行きでは最初に停戦について討論するののかという記者の問いに、変わらぬ楽観的な口調で「理論上はそうだ」と答えた⁽⁵⁰⁾。

30日朝、章士釗は出発のため再度南京入りした⁽⁵¹⁾。31日、代表団の先発隊として盧郁文ら秘書処の人員など計17人が北平へ向かった。章はあくまでも楽観的であったが、政府内部はひどく緊迫し悲観的であった。31日、顧祝同（参謀総長）が立法院で軍事報告を行い、交渉決裂の場合は、初夏までに兵力400万を擁する中共軍が渡江するだろうと予想を述べ⁽⁵²⁾、同日夜、何応欽の官邸で催された歓送宴の出席者は和平交渉について話題にすることも少なく、総体としては軍事的敗北による講和要求であり、形勢不利であるという認識から、皆重く沈んだ気分であったという⁽⁵³⁾。

各代表はそれぞれ異なる派閥を代表しており、各々の動機と目的をもち、基本的には同床異夢であって一枚岩ではなかった、と余湛邦（張治中秘書）は記している。張治中と邵力子は蒋介石派、黄紹竑と劉斐は広西派に属し、李蒸は派閥色が希薄で、章士釗はまったく無党派の「社会賢達」（学識経験者）であった。余湛邦の観察では、彼らの和平交渉に対する態度もそれぞれ違っており、章士釗と邵力子は2月に上海人民代表団として北平に行った経験があり、国民党のねらう長江を境界とした分割支配を実現するのは不可能であることを認識していたため、南京には帰らない覚悟をしていた。張治中は長期間中共との和平交渉に従事し、南京側の党・軍・政の腐敗について知悉していた。道理からいえば考えは決まっており、今度の談判は不可能を実行するのであると出発前に語っていた。だが張は蒋介石との関係が深く、それで分割支配にも固執していた。黄紹竑と劉斐は李宗仁、白崇禧の委託を受けており、当然、分割支配を実現しようとしていた⁽⁵⁴⁾。

(2) 国共和平交渉の経過

政府和平代表団は、4月1日、南京を離陸、午後北平に到着した。一行は首席代表張治中、代表の邵力子、黄紹竑、章士釗、李蒸、劉斐、顧問の李俊龍、屈武、秘書の潘伯鷹、余湛邦、陳樹華、蕭錦屏、袁永竹、嚴北溟ら、計19人であった⁽⁵⁵⁾。中共側の対応はよそよそしいものであった。空港での出迎えも少なく、かろうじて中共代表団秘書長の齊燕銘、北平市政府秘書長の薛子正らが来ていたが、首席代表周恩来の出迎えはなかった。さらに一行は全員の携行荷物も検査されたことにも不愉快を覚え、投宿先の六国飯店には「真の平和を歓迎し、偽の平和に反対する」の標語が貼られてあり、疑念を一層大きくしたという⁽⁵⁶⁾。

1日夜、双方の協議が行われた。周恩来は始めから厳しい口調で、張治中が出発直前に蒋介石との協議に赴いたことを非難した。すでに中共には蔣と合作する意志はなく、蔣の引退は偽りで実際は背後で操縦しており、国民党の和平政策は内戦再開の時間稼ぎにすぎないとも見ていた。こういった中共側の不信感が、南京代表団冷遇の一因であった⁽⁵⁷⁾。

周恩来の要請で黄啓漢が和平交渉の前提となる8項条件受諾の確認のため南京に戻るようになった。その間政府代表たちは2日から7日まで個別に意見交換を行なった。主に周恩来と張治中、葉劍英と黄紹竑、林伯渠と章士釗、李維漢と邵力子、聶榮臻と李蒸、林彪と劉斐が組になった。8日からは毛沢東が代表全員と個別に香山で会見した。初日は張治中、2日目は邵力子と章士釗、3日目は黄紹竑と劉斐、4日目は李蒸と盧郁文であった⁽⁵⁸⁾。

南京に帰る黄啓漢に対し周恩来は、解放軍が平和への障害を排除するに十分な実力を有することを李宗仁と白崇禧に告げるよう要請し、次の伝言を託した。すなわち①解放軍は和平交渉期間中は渡江しないが、その後は和平の成否に関らず渡江すること。②白崇禧は武漢で国民党軍を指揮し、漢口北部より南へ撤退すること。③白崇禧は安徽省安慶を出ること。④李宗仁はいかなる状況でも南京を離れず、多数の国民党の人員を南京に留めておき、広西派の軍隊を南京に進駐させ蒋介石軍の攻撃に備えること。以上の4点であった。3日午後、南京へ帰った黄啓漢は、李宗仁、何応欽と協議し、4日にはアメリカ大使と会見、5日に漢口へ行き白崇禧と会見するなど連絡と調整に奔走した⁽⁵⁹⁾。

共産党としては内戦はほぼ勝利したと考えており、すみやかな江南接收のため南京・武漢の和平解放を実現すべく国民党広西派を取り込み、さらに広西派が共産党と連合し反蔣の軍事活動を行うよう求める政治的eworkの機会として和平交渉を位置づけていたことがうかがえる。

黄啓漢の奔走、および李宗仁と毛沢東の電報の往復により和平交渉の条件が整い、「中国人民の解放と中華民族の独立を基準として、早期に戦争を終結し、平和を回復する」（毛沢東4月8日）という主旨にもとづき、10日中共は軍事進攻の停止を命令した。国民党側の当面の要求は双方の停戦であったので、『申報』はこれが代表団の北平での最初の成果であると報道した⁽⁶⁰⁾。

和平交渉の正式会議が中南海勤政殿を会場に2回開催された。第1回会議は13日夜9時に開会した。中共起草の「国内和平協定」草案を周恩来が朗読し、南京側はこれを持ち帰り検討することになり、ただちに閉会した。周恩来提示の「協定」草案は、前文、「戦争責任は国民党にある」。第1条、戦犯問題。第2条、偽憲法の廃止。第3条、偽法統の廃止。第4条、軍隊の改編。第5条、官僚資本の没収。第6条、土地制度の改革。第7条、売国的条約の廃止。第8条、政協会議の開催、民主連合政府の設立、南京政府の接收。以上8条24項であった⁽⁶¹⁾。

14日、南京側代表団は40数件の修正意見を含む修正案を作成、張治中がそれを周に渡し、長時間会談した。国民党の敗北と共産党の勝利は必然であるというのが代表団の共通した見解となっていた⁽⁶²⁾。

第2回会議は15日夜9時から開かれた。最初に周恩来が発言を行い、今回の「国内和平協定」は変更不能の決定稿であること、4月20日を署名の期限とし、南京政府の同意と署名がなければ、4月21日にただちに長江渡河作戦を開始することを述べた。周恩来は、さらに修正箇所の説明として、連合政府と軍の整編委員会は双方の合作とすること、国民党軍の即時改編を求め、解放軍が渡江し地方政権を接收することを述べ、次に具体的な修正点が指摘された。そして最後に、人民解放軍の渡江と接收に関しては、協定成立後、長江流域の10県で解放軍が渡江し江南地区を接收する、反乱や協定破壊者は南京政府と共同して平定する、南京政府が署名に同意すれば李宗仁、何応欽、于右任、居正、童冠賢の5人が北平の署名式に参加する旨が告げられた⁽⁶³⁾。

会議終了後、南京代表団は宿舎にもどり検討を続けた。決定稿では修正意見40数件のうち半数が採用され、戦犯問題や軍隊改編に関して大きな譲歩を得たことから、最後に皆が「協定」承認で一致した。そこで黄紹竑と屈武（顧問）がこの最終案を南京に持ち帰り、李宗仁と何応欽に受諾を勧告することにした⁽⁶⁴⁾。

16日、黄紹竑と屈武が南京に飛んだ。署名期限の20日までの間、政府の返答を待つ代表たちの心境について、余湛邦は次のように書いている（引用中の括弧は余湛邦）。

「その数日間、代表の心境は複雑だった。出発当初の予想に違わず、任務は異常に困難で、不

可能を実行するようなものであった。『国内和平協定』を読んだ後は、任務をまっとうする可能性はきわめて小さいことがわかった。万一を願っていた代表たちの心に一種の敗北感が満ちていた（章士釗先生のような少数者は例外だった）。南京の返答を焦燥して待ちつつ、各人が今後の処世を考え、厳しい試練に直面していた⁽⁶⁵⁾。

章士釗は例外だったと余が述べているように、章士釗にとっては南京政府が「国内和平協定」に署名しないことがむしろ不思議であった。李宗仁をよく知る劉斐には李が署名しないことが予想でき、その旨を章士釗に伝えたところ、章は、元来不利な条件でも署名すると述べていた李宗仁が、条件が大分改善されたにもかかわらず署名しないのは、度胸がなさすぎると憤慨したという⁽⁶⁶⁾。

屈武の回想によると、劉斐が出発前の黄紹竑・屈武に口頭で授けた方策は、第一に、李宗仁、白崇禧、黄旭初の3人の広西派首領に協定を承認するよう説得すること、この和平協定を拒否することは戦端の再開を意味し、それは国民党と広西派の敗北を意味していること、第二に、決然と主戦派を封じ込めること、第三に封じ込めが不可能なら、あらゆる犠牲を払っても広西派は連共反蔣の策をとり、共産党と共に国家建設にあたること、という明快なものであった⁽⁶⁷⁾。

中共側は、国民党に対する姿勢として、以下のことを考慮していた。背後で実権を掌握している蒋介石は和平協定を受け入れない。そこで交渉相手を李宗仁に限り、国民党内での影響力が大きい李宗仁（代理総統）、何応欽（行政院長）、于右任（監察院長）、居正（司法院長）、董冠賢（立法院長）の5人に北平で協定署名をさせ、国民党内部の分裂をはかる。そして広西派巨頭の1人黄紹竑は対李宗仁工作に有利、屈武は于右任の娘婿で国民党元老派の説得に適役、よって黄と屈は南京への連絡役として適任であった⁽⁶⁸⁾。国民党首脳部も中共の統戦工作の対象となっており、共産党の政治的な配慮は重層的であった。

南京に帰った黄紹竑と屈武は「国内和平協定」を示し、交渉経過について報告を行なった。白崇禧は締結に強く反対したが李宗仁は躊躇した。結局、蒋介石の意志を汲んだ国民党中常会と中央政治会議は、4月19日、20日の協議で、受諾拒否の決定を下した。

李宗仁・何応欽の返電は21日早朝、北平の代表団に届いた。電文の要点は、①中共の協定の基本精神は不平等、不合理で、和平交渉の態度ではなく、政府は受諾できない。②中共は人民の利益に基づいて再考慮し、まず停戦、その後和平交渉の継続とすべきである。中共の「協定」は征服者が被征服者に対する態度であり、20日を期限として受諾を求めるのは最後通牒と同じである、というものであった⁽⁶⁹⁾。ここに和平交渉は決裂し、ただちに人民解放軍による長江一帯にわたる大規模な渡河攻撃作戦が開始された。

北平に残った南京政府代表団にとっては、その後の身の振り方が大きな問題となった。交渉決裂当日の深夜、代表団を慰勞し、専用機で南京へ帰還するよう促す李宗仁と何応欽の電報が届けられた。南京に帰るか、北平に留まるか。代表団が苦慮した問題であった。

余湛邦によれば代表たちの態度は次の3つとなった。第一は、北平に留まり状況に応じて和平交渉を継続する。これは大多数の主張であり、邵力子と章士釗もすでにそう決意していた。第二は、それぞれの理由から、南京、新疆、その他の地に帰るという案であった。第三は、首席代表張治中の意見で、和平交渉が決裂したからには政府派遣の代表団は（少なくとも首席代表は）復命しに返るべきだという態度であった⁽⁷⁰⁾。

24日、南京から専用機が到着した。だが、そのときすでに周恩来の粘り強い説得、中共の援護による家族の北平到着などがあり、張治中も残留を決めていた。よって何応欽への返書では、任務が未達成であること、共産党の慰留を受けたこと、あくまで暫時の北平逗留であることが記された⁽⁷¹⁾。代表団は全員北平に留まり、専用機で帰還したものは1人もなかった。この後、南京にいた黄紹竑は上海・香港経由で北平に戻った。屈武は新疆の蜂起を援助すべく暫く新疆に帰ることにした。南京政府は、27日午後の行政院会議で、政府和平代表団の解消を決定し、その旨を宣言した。「政府代表」の名称を「悪用」されることを防止する処置であった⁽⁷²⁾。

第3節 章士釗の「統一戦線工作」

人民解放軍の長江渡河後、5月20日までに南京、武漢、上海、西安、榆林、太原、大同、青島、杭州、蘇州、九江、南昌の各都市が相ついで陥落した。李宗仁は一旦桂林に逃れ、まもなく広州に移った。

5月18日、章士釗は邵力子と連名で李宗仁宛ての長大な書簡を書き、中共は大いに譲歩したが国民党が講和を拒んだと国民党側の非を指摘し、次のように述べた。「中共の今回の和平論は完全に公（李宗仁）を対象としたものであった。主戦分子については、鎮圧するのであれ、招致するのであれ、公の力を借りてこそ実施できたのだ」。だが「公は私共の意見を採用せず、主戦分子の脅迫と誘惑に負けて翻然と広州に赴いた」と李宗仁の広州行きを痛罵し、中共は新民主主義を掲げて連合政府を樹立し、各党派と討論を行なおうとしていることを強調した。また章は5月20日にも、張治中ら代表5人の連名で李宗仁に書簡を出し、上海方面での戦闘を中止し、速やかに国家の和平統一に協力するよう呼び掛けた⁽⁷³⁾。

当時章士釗が従事していた活動はまさに「統一戦線工作」であり、国民党関係者を説得し大陸に引き戻す任務であった。その手はじめが李宗仁の説得であった。李の帰国は14年後ようやく実現した。1965年7月20日、章士釗を始め、邵力子、黄紹竑、李蒸、盧郁文、屈武ら前南京政府代表団が北京空港に李宗仁を出迎え、再会を果たした⁽⁷⁴⁾。

次に章士釗は程潜（湖南省主席）および陳明仁（湖南省政府委員、第一兵団司令官）に働きかけた。1949年6月上旬、毛沢東・周恩来の依頼を受けた章士釗は、劉斐とともに香港に赴き、長沙の程潜に書簡を送った。程潜が湖南省で国民政府に反旗を翻し、湖南省を和平解放するように勧めたのである。また章はとくに陳明仁に対し、第一兵団司令としての過去の戦闘は帳消しにするという毛沢東の意向も伝えた。毛沢東自らも程潜に密電で「蜂起」歓迎の旨を訴えた。程潜は同年8月、陳明仁とともに国民党を離脱した⁽⁷⁵⁾。

毛沢東の要請による程潜・陳明仁の獲得工作に南京政府和平交渉代表の2人が従事したことは、共産党にとって重要な意味をもっていた。「程潜將軍蜂起」のニュースは新聞紙上でも大いに報道され、新華社は和平代表団が中共起草の「国内和平協定」を受け入れ、その成果として湖南の和平解放を位置づける論評を発表した⁽⁷⁶⁾。多くの都市は天津方式の武力解放となったが、湖南省の場合は「国内和平協定」を局部的に適用した和平解放の事例としてひとつの模範となった。当時長江以南の国民党各部隊の將校たちによる対国民党「蜂起」が増加していた。同じく南京政府代表であった黄紹竑は劉斐とともに、香港に脱出した国民党の軍政関係の有力者42人を結集し「蜂起」した。彼らの9月の声明では国民党陸海空軍の全將校兵士に対し「程潜・陳明仁両將軍の義拳」に倣うよう呼びかけている⁽⁷⁷⁾。

章士釗には香港に脱出した杜月笙を説得するという任務もあった。杜月笙の伝記作者は大略次のように香港における章士釗の状況を記述している。

章士釗は杜月笙宅でしばしば国民党要人と同席した。たとえば呉開先（国民党中央執行委員）は、杜に大陸復帰を勧める章士釗に対し、自分は20年間共産党と戦い、そのやり口はよく知っているとし、共産党は今のところ党外人士に遠慮しているが、陳独秀、張国燾、瞿秋白など自らの「元老」や「領袖」でさえ打倒するからには、彼らに随わない同伴者の党外人士も打倒されるにちがいないと説く。やがて杜は、章に対する逆説得を開始した。当時共産党の監視下にあった章に、杜は台湾かその他の地への逃亡を勧め、ついに章は杜の熱心な説得に耳を傾けるようになった。

章士釗の香港滞在中、毛沢東が北平で「人民民主独裁」のスローガンを出した。章はこれについて疑念を抱き、杜宅で王新衡（モスクワ中山大学に留学、軍統に属し、当時香港で国民党南方執行部籌備委員）と同席したさい、「民主」と「独裁」とは両極端のものが毛沢東はこれを一緒にしていると述べた。王新衡はこれに対し、共産党が提唱しているのはレーニンの基本理論にほかならない。英米とは異なり、共産党の場合は「民主」と「独裁」は一つになる。口では「民主」をいうが、なすことはすべて「独裁」である、との見解を語った。続いて杜月笙がソ連に傾

倒するより英国に傾倒するほうがよしとし、章にこのまま香港に住むように勧めた。章士釗が杜月笙の説得に迷い出すと、章を監視する共産党特務が疑念を抱き始め、ある日、章が1人自宅にいるときを見はからい、大陸へ連れ去ったという⁽⁷⁸⁾。

杜月笙の伝記作者が語る香港での章士釗の活動に対する評価は一面的ではあるが、相応の真実を告げているように思われる。少なくとも章士釗には「人民民主独裁」に対する疑念があったというエピソードは興味深いものがある。章士釗をも含めた非共産党の知識人はあくまでも統一戦線工作の対象であったことは注目しておくべきであろう。

1949年9月、中国人民政治協商会議開催の直前に章士釗は北平に帰り、第1回中国人民政治協商会議に参加した。この会議には南京政府和平代表の全員が参加していた。

小結

共産党が和平交渉に求めたものは、李宗仁・白崇禧ら国民党広西派の獲得であった。それにより北平方式によって江南各地の和平解放を実施する作戦であった。程潜ら国民党湖南派の獲得によって湖南和平解放に成功したように、李宗仁を第二の傅作義にすることで南京の和平解放を実現し、やがて武漢、上海など局部的な和平解放を達成してゆくこと、つまり戦力の喪失を避けつつ全国支配を達成するというのが共産党の狙いだった。共産党にとって和平交渉とは統一戦線工作の一部であったといえる。政府の代表団人選では中共の承認可能な人材が選ばれ、また中共から代表就任を拒否される例があったなど、そもそも張治中ら代表団自体が中共の統戦工作の対象であったといえる。

国民党広西派にとっては、和平交渉に成功すれば、長江以南を支配領域として割拠することができ、さらには共産党との合作により蒋介石派を軍事的に排除する可能性もあると見込んでいた。だが広西派は、国民党全体を支配するにはいたらず、党内分裂を引き起こしてまで和平交渉を完遂する判断がつかないまま、蒋介石の最終決定により和平交渉は決裂した。

章士釗にとって和平交渉代表となることは自己の政治理念実現の好機会であった。

国民党は政治協商会議路線から国民大会路線へと路線を変換し、「政協決議」を否定した。国民党の独裁強化を狙うこの転換は、いわば頭数を数える代わりに頭を叩き割る方針への転換であった。だがやがて戦局の極端な悪化によって和平交渉への政策転換を余儀なくされた。章士釗には、限定的ながら、再び頭数を数える方針への復帰、すなわち政治協商会議路線の復活であったと見えたであろう。和平交渉に臨む章士釗にとっては、南京政府の存続ではなく、大同団結による新国家の建設こそが自らの任務であった。これが章士釗が南京政府の代表として和平交渉に参加した理由である。

一方、共産党の政権構想にも2つの流れが存在していた。ひとつは連合政府論（1945年4月）であり、もうひとつは人民民主独裁論（1949年7月）である。連合政府論は、一党独裁を否定する複数政党の連合政権構想で、その精神は「双十協定」、「政協決議」に反映されている⁽⁷⁹⁾。人民民主独裁論は、社会主義建設に先立ち、労働者階級の指導下での統一戦線による政権樹立を目指す方法で、その構想は「中国人民政治協商会議共同綱領」（1949年9月）に貫徹されており、やがて1950年代半ばには、労働者階級の独裁が共産党の独裁と等質視されてゆくことになる⁽⁸⁰⁾。

軍事的勝利が明白になった和平交渉当時の共産党の政権構想は、国民党・民主諸党派との協力による連合政府論ではなく、「共産党の指導と人民独裁の国家権力」を国家建設の条件とする人民民主独裁論への転換途上にあった。当時の中共の構想は党内でも完全に理解されていたわけではない。まして非党員で議会主義政治の枠組で発想する章士釗の場合、共産党の構想（人民民主独裁論）を連合政府論（政治協商会議路線）として理解する余地は充分にあった。

2月に上海代表として北上した章士釗は石家荘で毛沢東と会見したが、そのさい中共側の要望として、迅速に新政協を召集し民主連合政府を樹立すること、南京政府は新政協および連合政府

の人選に参加し中共（民主人士を含む）と南京政府がこれを協議決定することなどが提示されており⁽⁸¹⁾、また和平交渉で提示された「国内和平協定」第8条も同趣旨の内容であった。章士釗は中共の政策を、持論の議会主義的政治論と符合した、各政治党派の合議による国家建設の再履行、つまり政治協商会議・憲法制定・議員選挙・政府発足という計画であると理解した。これが和平交渉の成否について政府代表のうちただ章士釗のみが始終楽観的だった理由であった。

きたる中国人民政治協商会議を目前にして章士釗が国民党関係者に対する政協参加（大陸復帰）の説得に奔走していたさいに、毛沢東の人民民主独裁論に接して困惑したことが事実であるとするれば、それは、当時の中共の政権構想を、章自身は連合政府論であると見なしていたことを物語っている。「労働者階級が（共産党を通じて）指導し、労農同盟を基礎とした人民民主独裁」とは「反動派の発言権を奪い、人民にだけ発言権を与えることである⁽⁸²⁾」とし、強制労働や思想改造が方法として組み込まれている毛沢東のヴィジョンは、（エリート主義的で保守主義的ではあるが）多元主義的かつ自由主義的な政治体制を目指す章士釗の政治論とはまったく異質な政治論であったといわねばならない。厳密に言えば、特定政党の指導を原則とする統一戦線的な多党合作ですら、三権分立を前提とする章士釗の議会主義とは異なる思想である。

政治発展のためには反対意見が存在しなければならないという信念、それこそが章士釗の政治論のラディカルな本質である。それは皇帝専制、一党独裁といった領袖個人に権力が集中する中国の伝統的な政治秩序観とは相容れない思想である。章士釗は、1914年と1946年という異なる時期に、J・S・ミル『自由論』の同一箇所を引用してみせた。すなわち、保守と革新という「これら二つの考え方のいずれもが効用をもっている所以は、相手方に欠陥が存在しているためであるが、しかしまた、二つの考え方のいずれにも、理性を失わさず常軌を逸させないものは、主として相手方の反対というものである⁽⁸³⁾」と。和平交渉に参加した章士釗を動機付けていたのはこういった自由主義的な信念であった。

独自の組織とイデオロギー・自前の軍隊と根拠地をもつ「政党」同士の敵対という問題は、武力行使を放棄すれば、公開の自由なる討論で解決できる、と章士釗は楽観的に捉えすぎたために、そして中共側の政権構想自体が、連合政府論と人民民主独裁論という二面性を持ち、それが渡江攻撃直前の「和平交渉」の席上、状況的なレトリックをもって描かれたために、章士釗は中共の論理を誤読した。だが中共体制下で議会政治は実現困難であることも予想されていた。

共産党の主張する「連合政府」の構想がすでに二段階革命を踏まえた人民民主独裁論の文脈に置き換えられているを悟ったとき、すでに統戦工作に従事していた章士釗の現実主義的な観点からは、自己の理念の譲歩後退と引き替えに、中共の優遇が保障されている大陸へ戻る事が最善の選択肢であった。人民共和国建国後は毛沢東の手厚い保護を受け、その後の政治の季節を乗り切ることができたが、最早民初の政治思想を表明することはなく沈黙を守り続けた。

章士釗は政協路線の実現を求めて和平交渉に参加したが、交渉決裂と中共軍の江南進攻がその実現を不可能にしてしまった。章の統戦工作参加は、中共指導下での新政協を国家建設の基盤とする次善の選択であった。やがて人民民主独裁論の登場が章の政治的理念をさらに後退させたが、その後も国内外の統戦工作の象徴的存在であり続けた。

[註]

- (1)当時の国民党の政権構想を国民大会路線・政治協商会議路線と概念化し論証した、山田辰雄「平和と民主主義の段階における中国国民党の戦後政権構想」（『石川忠雄教授還暦記念論文集—現代中国と世界—その政治的展開』慶応通信、1982年、所収）に多くを教えられた。
- (2)広西派の台頭と蒋介石に対する党内闘争については、莫濟傑・陳福霖主編『新桂系史』第3巻、広西人民出版社、1995年8月、第4章を参照。
- (3)「総統発表元旦文告 和戦關鍵繫於共党」『申報』1949年1月1日。
- (4)「中国共産党中央委員会 毛沢東主席発表關於時局的声明」『人民日報』1949年1月15日。

- (5)「總統毅然宣布引退 職權交副總統代行」『申報』1949年1月22日。李宗仁の権限に関する李と蒋介石との角逐については、李宗仁『李宗仁回憶錄』広西人民出版社、1980年11月、922頁、を参照。
- (6)李宗仁、前掲、930頁。
- (7)「京滬兩和平代表團 明日分自青滬飛平」『申報』1949年2月5日。「留平五日數晤葉劍英等 京代表團返抵首都」『申報』1949年2月12日。「以私人資格來平商談國是 南京人民代表團即將南返」『人民日報』1949年2月13日。
- (8)「李大總統派甘介侯來滬 邀主和人士入京」『申報』1949年1月23日。「甘介侯自京抵滬 邀孫夫人等晉京」『申報』1949年1月24日。「李代總統昨致電 邀顧孟余等晉京」『申報』1949年1月25日。
- (9)「邵力子張治中 聯袂由京抵滬」『申報』1949年1月25日。
- (10)「邵力子張治中 在滬接觸頻繁」『申報』1949年1月26日。
- (11)陳志遠主編『中国民主党派史』天津大学出版社、1993年9月、218-219頁、227-228頁。
- (12)「李濟深等五十五人 發表時局聲明 支持毛沢東八項條件」『申報』1949年1月24日。
- (13)「李代總統一度莅滬 訪孫夫人及何応欽後乘飛行機返京」『申報』1949年2月1日。
- (14)「京滬兩和平代表團 明日分自青滬飛平」『申報』1949年2月5日。
- (15)「上海代表團人選決定 任務為和談敲門」『申報』1949年2月6日。
- (16)「顏惠慶等赴平商談問題 中共昨有正式答覆」『申報』1949年2月8日。「中共電台廣播原文」『申報』1949年2月8日。中共の甘介侯拒否の理由は「中共發言人聲明 和平談判準備工作尚未做好」『人民日報』1949年2月9日を参照。
- (17)代表になった顏惠慶(1877-1950年)は、アメリカ留学の経験をもつ上海出身の外交官で、北洋政府の外交部次長、総長、内務部総長などを歴任、段祺瑞失脚後の1926年には國務總理として、大總統の職權を代行した。南京政府成立後は、駐英、駐ソ大使、國際連盟大会出席の首席代表となり、抗日戦争開始後は、国民参政会参政員、国民政府委員、立法院立法委員を務めた。また江庸(1877-1960年)は、福建省長汀の出身、早稲田大学卒業後、京師法政専門学校校長、京師高等審判庁庁長などをへて1917年には司法総長となり、その後、修訂法律館総裁、北京法政大学校長、朝陽大学校長、故宮博物院古物館館長などを歴任した。
- (18)「滬代表團今晨飛平」『申報』1949年2月9日。張豊胄「一九四九年国共和談的有關史料」『文史資料選輯』第32輯、72頁。黄啓漢「一九四九年“和談”的回憶」『文史資料選輯』第67輯、16頁。
- (19)章含之「我与父親章士釗」(戴晴・鄭直淑・章含之『梁漱溟、章士釗与毛沢東』香港達芸出版社、1988年10月)42頁。
- (20)章士釗「政治協商會議」『申報』1945年11月25日。
- (21)秋桐「調和立國論上」『甲寅』雜誌、第1卷第4号、1914年11月10日を参照。章士釗の政治思想については、拙稿「民国初期における章士釗の議會主義政治論」『史境』第17号、1988年10月、を参照。民初の調和論については、丸山松幸「民国初年の調和論」『関西大学中国文学会紀要』第2号、1969年3月、を参照。
- (22)章士釗「專論 稟言論自由」『申報』1946年1月2日。
- (23)申曉雲・李靜之『李宗仁之一生』河南人民出版社、1992年、298頁。
- (24)「顏惠慶等五代表 赴平行期尚未定」『申報』1949年2月2日。
- (25)「甘介侯奉命再度來滬 敦促顏惠慶等赴平」『申報』1949年2月3日。
- (26)秋桐「国家与我」『甲寅』雜誌、第1卷第8号、1915年8月10日、5頁。
- (27)秋桐「理想之一院制」『甲寅』日刊、1917年2月19日(章士釗『甲寅雜誌存稿』上、文海出版社版、1977年、16頁)。
- (28)秋桐「調和立國論上」前掲、28頁。
- (29)「顏惠慶等一行抵青島 今日繼續飛赴北平」『申報』1949年2月14日。「顏惠慶邵力子一行自滬經青飛抵北平」『人民日報』1949年2月17日。「李代總統對監委表示」『申報』1949年2月15日。張豊胄「一九四九年国共和談的有關史料」『文史資料選輯』第32輯、72頁。

- (30)黄啓漢「一九四九年“和談”的回憶」前掲、16頁。
- (31)張豊胄「一九四九年国共和談的有關史料」前掲、73頁。
- (32)張豊胄、同上、74-75頁。「顏惠慶邵力子等四氏抵石家莊 毛主席周恩来將軍予以接見 傅作義 宝珊同來接洽公務」『人民日報』1949年2月26日。
- (33)黄啓漢「一九四九年“和談”的回憶」前掲、17頁。
- (34)「李濟深等一行 廿五人抵北平」『申報』1949年2月27日。張豊胄「一九四九年国共和談的有關史料」前掲、75頁。
- (35)「顏惠慶在機上告吳市長 与他談上海問題」『申報』1949年3月3日。「上海為全國精華所在 共軍不致襲攻」『申報』1949年3月4日。
- (36)「章士釗談北平情形」『申報』1949年3月5日。
- (37)「京滬區控制權問題 將成和談要題之一」『申報』1949年3月7日。「政府和談代表 鍾天心辭職 章士釗昨夜離京返滬」『申報』1949年3月9日。
- (38)「今日立院將有質問戰 決定孫科內閣命運」『申報』1949年3月8日。
- (39)唐純良主編『中共与国民党地方實力派關係史』人民出版社、1995年2月、229頁。
- (40)「折衝和平代表人選」『申報』1949年1月22日。「政院昨開臨時政務會議 推定和談代表團」『申報』1949年1月23日。
- (41)「政府和談代表 鍾天心辭職 章士釗昨夜離京返滬」『申報』1949年3月9日。
- (42)「關於南京偽行政院重新決定 派代表向中共進行談判問題 中共發言人發表談話」『人民日報』1949年1月26日。国民党「CC」系的主要幹部であるというのが共產党の彭昭賢参加に反対する理由であった。
- (43)「張治中辭和談代表 俟在蘭公畢將赴新疆一行」『申報』1949年2月12日。「李代總統定明晚廣播 重申政府謀和決心」『申報』1949年2月13日。
- (44)「在滬初步接合告段落 何院長定今晨晉京」『申報』1949年3月15日。
- (45)「新內閣可能一新耳目 何應欽奔走組閣中 司法章士釗正副秘長黃少谷倪炯聲」『申報』1949年3月17日。「政院組織法或將覆議 新閣組成可能有待」『申報』1949年3月18日。
- (46)「增加和談代表名額 今日首次政務會可決定」『申報』1949年3月24日。張治中「北平和談前的幾個片斷」『文史資料選輯』第13輯、4頁。
- (47)「政府和談代表決定 即日舉行會商討論和談程序問題」『申報』1949年3月25日。
- (48)「和談四一在平開始 政府代表期前啓程」『申報』1949年3月27日。
- (49)同上。
- (50)「政府代表定期飛平 準備充足資料不携方案」『申報』1949年3月28日。
- (51)「和談代表增一人 加推劉斐着重軍事商談」『申報』1949年3月30日。
- (52)「和平代表團秘書處人員 盧郁文等今飛平」『申報』1949年3月31日。「中共軍現有兵力總數約四百万人」『申報』1949年3月31日。
- (53)余湛邦「一九四九年国共北平和談始末記」『文史資料選輯』第67輯、53頁。交渉に参加した余湛邦の回想録は当時の政府内部の議論、代表団の状況をよく伝えている。「始末記」は加筆訂正され余湛邦『張治中与中国共產党—張治中機要秘書回憶錄』（中共中央党校出版社、1991年10月）、余湛邦『張治中—張治中機要秘書的回憶』（吉林文史出版社、1992年8月）に収録された。
- (54)余湛邦「一九四九年国共北平和談始末記」同上、55頁。
- (55)「政府代表飛平 和談之幕正式揭開」『申報』1949年4月2日。
- (56)余湛邦「一九四九年国共北平和談始末記」前掲、56頁。
- (57)余湛邦、同上、57頁。
- (58)余湛邦、同上、58頁。
- (59)黄啓漢「一九四九年“和談”的回憶」前掲、26-32頁。
- (60)「代總統致毛沢東電」『申報』1949年4月9日。「毛沢東電覆李代總統 說明和平談判標準」『申報』1949年4月10日。「李代總統接獲平電 中共下令停止進攻」『申報』1949年4月11日。
- (61)余湛邦「一九四九年国共北平和談始末記」前掲、70頁。
- (62)余湛邦、同上、73頁。

- (63)余湛邦、同上、74-76頁。「和平協定」は「国内和平協定（最後修正案）全文」として4月22日に『人民日報』紙上に発表された。「国内和平協定」の修正内容については、楊圭松『失去的機會？ 戦時国共談判実録』広西師範大学出版社、1992年12月、294-300頁、を参照。
- (64)余湛邦、同上、79頁。
- (65)余湛邦、同上、80頁。
- (66)劉斐「一九四九年北平和談の片断」『文史資料選輯』第32輯、105頁。
- (67)王序平・劉沈剛『劉斐將軍伝略』湖北人民出版社、1987年6月、128-129頁。
- (68)余湛邦「一九四九年国共北平和談始末記」前掲、90頁。
- (69)「政府拒絶中共要求」『申報』1949年4月21日。
- (70)余湛邦「一九四九年国共北平和談始末記」前掲、84-85頁。
- (71)「和談代表团未能南返 行政院宣布真相」『申報』1949年4月29日。
- (72)「对中共区郵局匯兌 政院決一律停止」『申報』1949年4月28日。
- (73)王序平・劉沈剛著『劉斐將軍伝略』前掲、167-168頁、172頁。張豊霄「一九四九年国共和談の有關史料」前掲、69頁。「邵力子章士釗致李宗仁信」『文史資料選輯』第32輯、85-91頁。
- (74)程思遠『李宗仁先生晚年』文史資料出版社、1980年12月、190-191頁。
- (75)章含之「我与父親章士釗」前掲、44頁。李揚・吳志葵「毛沢東和中華人民共和國的創建」『淮北煤師院学報（社科版）』1991年3期（中国人民大学複印報刊資料『中国現代史』1991年11期、175頁）。唐純良主編『中共与国民党地方実力派關係史』人民出版社、1995年2月、233、235頁。
- (76)「接受国内和平協定宣布脫離反動集团 程潛陳明仁率部起義 華中我軍解放長沙」『人民日報』1949年8月6日。「新華社時評 湖南起義的意義」『人民日報』1949年8月26日。
- (77)王序平・劉沈剛著『劉斐將軍伝略』前掲、144-145頁。
- (78)以上の記述は、章君毅著、陸京士校訂『杜月笙伝』第4冊、伝記文学出版社、1989年6月再版、199-207頁による。なお杜月笙は1951年香港で逝去した。
- (79)「連合政府論」が三権分立の議会政治を採るブルジョア民主政体（旧民主主義の性質の政権）を目指したものであるとする見解については、彭煥才「評抗戰勝利前後中共關於“聯合政府”的主張」『湘潭大学学報（社科版）』1991年第2期（中国人民大学複印報刊資料『中国現代史』1991年第6期）を参照。
- (80)49年の「共同綱領」（新民主主義）とたとえば54年「憲法」との相違面（新民主主義の放棄、独裁強化）を強調して理解する考え方がある（天兒慧「『新民主主義共和国』の展望と挫折」宇野重昭・天兒慧編『二〇世紀の中国——政治變動と国際契機』東大出版会、1994年3月、所収）が、ここではむしろ「連合政府論」（一党独裁の否定）と「共同綱領」（人民民主独裁）との相違を意味あるものと考えたい。
- (81)楊圭松『失去的機會？』前掲、284頁。
- (82)毛沢東「人民民主主義独裁論」1949年7月1日、『新中国資料集成』第2巻、日本国際問題研究所、1964年、531、527頁。
- (83)秋桐「政本」『甲寅』雑誌、第1巻第1号、1914年5月3日、9頁。章士釗「專論 釈言論自由」『申報』1946年1月2日。章は嚴復訳『群己權界論』を引用するが、ここでは塩尻公明・木村健康訳、岩波文庫版、1971年、97頁による。

第14章 中華人民共和国における章士釗

はじめに

第1節 北京における章士釗

第2節 反右派闘争と章士釗

第3節 『邏輯指要』の再刊

第4節 文革の中の章士釗

第5節 『柳文指要』の出版

第6節 章士釗の死

小結

はじめに

1949年9月、香港から北京に戻った章士釗は、中国人民政治協商会議に参加した。10月1日の開国大典に際し章は毛沢東の招待により天安門上で中華人民共和国の成立に立ち会うこととなった。同年冬、章はやはり毛沢東の招待により中南海の頤年堂での晩餐会に赴いた⁽¹⁾。人民共和国での章士釗の立場を理解するには、毛沢東との関係を明らかにする必要がある。

人民共和国における章士釗は、第1期全国人民代表大会代表、第2期全人大代表、第3期全人大常務委員、中国人民政治協商会議第1期全国委員会委員、同第2期全国委員会常務委員、同第3期全国委員会常務委員を勤め、政務院法制委員会委員、中央文史館館長の職を歴任した。また中国人民大学漢語教研室で「柳文」の講義を行なったこともあった⁽²⁾。

中央文史館館長として歴史資料の編纂に対しては、相応の影響力を発揮できたであろうが、しかし章士釗の職歴は名誉職が多く、政治的実権を賦与されることはなかった。

政協会議の発言が原因で反右派闘争では批判の対象となり、文革初期には自宅を紅衛兵に襲撃された。いずれも毛沢東の保護により事なきを得ている。

1961年に章士釗の『邏輯指要』が三聯書店から再刊された。1943年に蒋介石に所望され執筆したこの書物が再刊されるには、毛沢東の意志が関わっていた。また、文語で書かれた、およそ「革命」的ではない章士釗の柳宗元研究の大部な書物が、党内部からの反対があつたにもかかわらず、出版されることになった背景にも毛の配慮があつた。

本章では、中華人民共和国における晩年の章士釗の足跡を明らかにしたい⁽³⁾。

第1節 北京における章士釗

元来章士釗と毛沢東との関係はかなり親密なもので、章は毛に直接意見を述べることのできる数少ない非共産党員の一人であつた。毛の岳父楊昌濟と章は同郷の友人で、北京大学では同僚であつた。北京大学時代の毛沢東は楊を通して章士釗を知ることになった。

このような縁により建国後の章士釗はしばしば毛沢東に招かれた。娘章含之は次のような逸話

を伝えている。1962年12月26日も章は、毛沢東の古希の祝宴に招かれた。毛は4人の同郷の湖南出身の老人を招待したのである。章のほかに、程潜、葉恭綽、王季範（弟毛沢民の義父）が招かれた。毛は予め子女も同伴するように言ってあったので、程潜は長女を、王季範は孫娘の王海容（毛の姪）を、章士釗は当時外語学院英語科の教師であった娘章含之を連れていった。それがきっかけとなり、翌週毛の秘書林克から章含之に依頼があり、彼女が毛に英語を教えることになった。章士釗は蔵書が多く、毛はしばしば本を借りていた。そのとき章士釗は線装本の『智囊』を娘に届させた。章含之が定期的に毛沢東のところへ行くようになってからは、彼女が両者の図書運搬係になった。

あるとき毛と章含之との間で章士釗のことが話題になった。章含之が、彼は古い搾取階級を代表する愛国民主人士であり、共産党員の自分にとっては父であると同時に、統戦対象であると答えた。その理由としては、魯迅が批難したこと、教育総長となり学生を鎮圧したこと、蒋介石と関係があったこと、国民党を代表して共産党と談判したことをあげた。毛沢東は「彼の一生は相当なもの」で、章含之の見方は誤っていると指摘し、辛抱強く『蘇報』事件に始まる革命家としての章士釗の経歴を説いたという⁽⁴⁾。

1963年初め、毛は章含之に「還債十年」の話を持ち出した。1920年に毛沢東が湖南から上海へ赴き、章士釗に勤工儉学運動の資金援助を依頼したことがあった。このとき章士釗が各界から募った2万元によって、蔡和森、徐特立、李富春らがフランス留学をはたし、毛の湖南への旅費も賄えた。毛はこの負債を、年額2千元、10年かけて返済したいと申し出た。数日後、秘書が最初の2千元を届けて来て、今後毎年春節に2千元ずつ返すと告げた。章士釗はこれを不安に思い、当時の金は義捐金で、本来自分のものではないのだからやめるよう毛に伝えた。これを聞いた毛は、金は章士釗に対する感謝の念から与える生活補助費で、自分の原稿料から支払われることを告げた。これ以後毎年2千元が届けられた。10年目の1972年に満額になったが、1973年以後は、利息の還付をするという名目で、章士釗が健在である限り支払われることになった⁽⁵⁾。

以上のことは、毛沢東と章士釗とが家族ぐるみの交際をしていたこと、毛が与えた援助は破格なものであったことを示している。

第2節 反右派闘争と章士釗

1957年、整風運動が始まり、民主党派の意見を求める政協の座談会で、章士釗は熱心に発言した。その主旨は、中国共産党が、廉潔に奉公し私利を求めないというすぐれた伝統を、永遠に保持することを願うというものであった。章は、「物必自腐而蟲生」の古語を引用し、果物は表皮が腐っても中身は果物の味がする。だが、芯が腐敗して虫がわけば、表面は光沢があっても、しだいに中から腐蝕がすすみ、最後には食えなくなってしまう。果物の芯のように共産党は国家繁栄の柱石である。社会のその他の面の欠点は治しやすいが、ただ共産党の核心が健全であることが重要である、と説いた。

反右派闘争が始まると、政協の一部の人が、章士釗のこの言葉を猛烈に批判し、これは党と社会主義を攻撃する反党の言論であると指弾した。その結果、章は自己批判を書くよう迫られた。当時の政協内部の状況では、章士釗を章（伯鈞）羅（隆基）連盟と同じ「大右派」とされかねなかった。

章の自己批判文はいつも通過せず、章への批判はしだいに激しくなっていった。あるときたまりかねた章は、毛沢東に手紙を書き、党に意見を出した誠実さに対する批判の不公平さを訴えた。書簡を受け取った毛沢東は、自ら政協に指示を出し、章士釗は座談会で過激な言葉を使ったが、その意図するところはよい、これ以上彼を批判してはならない、と述べた。この指示のおかげで章は難関を乗り切った。章含之が毛沢東に礼状を出すよう章士釗に勧めたが、章はそれに従わなかった。幸い自分は助かったが、まだ多くの人が「右派」にされていることに深い心痛を抱いて

いたという⁽⁶⁾。

反右派闘争の処理と同様、章士釗の住居に対する配慮も、毛沢東の庇護と、そして周恩来の厚意とに関係していた。

1949年に北京に来た章士釗は、朱啓鈴宅の後院の半分に住んだ。1919年の「南北和平」会議のとき章士釗は南方分代表となったが、そのときの北方総代表が朱啓鈴であった⁽⁷⁾。

章含之の回想によれば、1959年、章士釗宅を訪問した周恩来は、住居の粗末さを申し訳なく思い、國務院機関事務管理局に言いつけて燈市口史家胡同の家を用意させた。史家胡同の建物は1年かけて修理され、1960年冬に完成した。引っ越しに際して周恩来は章を食事に招待し、「行者は中国共産党に多くの援助を与えてくれた。この家は行者の必要に応じて建てた、われわれからの贈り物である」と言う。章は「あなたがたは無産階級だ。私は一生涯、動産もなく、不動産もなかった。もしこの家を受けとれば、わたしは解放後に却って有産階級の家持ちになってしまう」と笑った。周は「それでよい。家は永遠にあなたとあなたの家族のもので、私が管理します」と答えたという⁽⁸⁾。

第3節 『邏輯指要』の再刊

1961年に章士釗の『邏輯指要』が三聯書店から再刊された。章によれば「北京解放後のある日」の毛沢東との問答が再刊の契機となった。まず毛が章に『邏輯指要』の借用を願い出た。章はそれが重慶時代の蒋介石の依頼による出版物であることから返答に躊躇したが、毛の再三の要請で一部を提供した。3ヶ月後、毛が章に告げて曰く、「この書物を一字も残さず読んだ。長年にわたりこの分野の著作をたくさん読んでいるが、大抵は洋書を訳したもので専著とは言えなかった。だが、あなたは古籍より材料を取り、それを論理学の枠組みの中に配置している。類書の中でも読むに値する。私はこれは今日の参考資料として刊行すべきだと思う⁽⁹⁾」と。

唯物弁証法全盛の当時、周谷城が形式論理学を擁護する論説を発表した（「形式邏輯与弁証法」『新建設』1956年2月号）。ソ連の「雪解け」に対応した動向であると解される。これに対し馬特が修正主義路線であると周谷城を批判し（「關於邏輯問題的討論」『人民日報』1958年4月15日）、両者の間で論争が展開した⁽¹⁰⁾。まもなくこの論争は政治的闘争の前哨戦の様相を帯び始めた。

毛沢東は過去数十年にわたる論理学の業績を保護する必要を感じていた。1959年7月の康生宛書簡では「中国の過去数年、過去数十年の論理学に関する文章や小冊子、いくつかの専著（内容の如何を問わない）をなるべく早く編集して出版する」という希望を述べている⁽¹¹⁾。

こうした動きをうけて、中共中央馬恩列斯著作編訳局が論理学に関する論文集の編集を、中共中央政治研究室が論理学「専著」の選択と編集を担当し、出版の作業が開始された。論文集の方は、姜椿芳（馬列著作編訳局副局長）が担当し、1959年8月に、姜椿芳等編『邏輯学論文集』（全150篇、6集）が印刷された⁽¹²⁾。

「専著」編集作業はすでに5月には着手されていたようである。章士釗は、1959年5月には『邏輯指要』全文の検討を終わっており、再刊の序文（手稿）では、中央政治研究室と人民出版社哲学組の「同志」との協議にもとづき、章自身が加筆訂正を行なったことが述べられている⁽¹³⁾。

毛沢東は、1959年6月7日付の章士釗宛書簡において、章からの書物の贈呈に感謝しつつ、『邏輯指要』について説明をつけたほうがよいと述べ、自らその「説明」を代筆した。この書物は昔の作品だが、1959年に中央政治研究室から出版を求められたこと、校勘に1ヶ月かかり苦労したこと、時勢に合わない点など全体の5%を削除し若干の増補を行なったこと、近年の論理学界の論争に裨益する参考材料となるかもしれないこと、などが記された。その1週間後の6月14日に、章士釗は、新たに「再刊の説明」文を書いた。執筆経過といささかの自己批判を加え、基本的に毛

沢東の「説明」の内容を盛り込んだものであった。1961年に正式に刊行された『邏輯指要』で序文に採用されたのはこの「説明」である⁽¹⁴⁾。

こうした経緯をへて、章士釗の『邏輯指要』は中央政治研究室邏輯組編『邏輯叢刊』三聯書店、全11冊の一部として刊行された。他の10冊とは、潘梓年『邏輯与邏輯学』、金岳霖『邏輯』、張子和『新論理学』、屠孝実『名学綱要』、傅汎際訳義・李之藻達辞『名理探』、穆勒原著・嚴復訳述『穆勒名学』、耶方斯著・嚴復訳『名学浅説』、耶方斯著・王国維訳『辨学』、十時弥著・田呉炤訳『論理学綱要』、齊亨等著・王憲鈞等訳『邏輯史選訳』であった。毛はそのすべてを手もとに保存しておいたようである⁽¹⁵⁾。

第4節 文革の中の章士釗

文化大革命の開始後、章士釗は真っ先に批判の対象となった1人であった。

1966年8月29日、夜10時半ごろ、章士釗宅の門が破られ、「新北大紅衛兵」の腕章を付けた2、30名の男女が庭に入って来た。女の紅衛兵が章を庭に引き出した。紅衛兵は2時間ほど「革命行動」を行ない「戦利品」をもって引き上げた。半時間後、寢室を出て机に向った章士釗は、毛沢東に手紙を書き北大紅衛兵の破壊ぶりを訴えた。31日、総理辦公室から電話があり、毛沢東が章士釗の手紙を周恩来に渡して処理させることにしたので、北大紅衛兵は厳しく批判され、奪った物品を即刻返却するよう命令された、と伝えてきた。さらに9月1日、総理は2名の私服の警衛を章士釗宅に派遣し宿直させた⁽¹⁶⁾。

8月30日、周恩来は、知名人士は「保護を与えるべきである」という毛沢東の指示に基づき「保護すべき幹部の名簿」を作成した。章の書簡とともに周に与えた毛の指示は「総理に送り処置をまかせる。保護を与えるべきである」であったという。

これに応じた周恩来は、章士釗以外にも保護すべき民主人士と幹部の名簿を作成した。すなわち、宋慶齡、郭沫若、章士釗、程潜、何香凝、傅作義、張治中、邵力子、蔣光鼐、蔡廷鍇、沙千里、張奚若。そのほかに(1)人大副委員長、人大常委、副主席、(2)部長、副部長、(3)政副(政協副主席)、(4)国副(國務院副主席)、(5)各民主党派負責人、(6)両高(最高人民法院院長、最高人民檢察院檢察長)、李宗仁、が保護の対象に挙げられた⁽¹⁷⁾。

9月1日、毛沢東の章士釗宛の書簡が届いた。「行嚴先生：手紙を戴きました。たいへん気がかりです。すでに総理に手配するよう要請しました。どうかご心配なさらぬよう。健康をお祈りします。毛沢東 9月1日」。同日、章士釗、程潜、傅作義、蔡廷鍇、李宗仁らを三〇一医院に收容し保護するよう周恩来の指示が出された⁽¹⁸⁾。

1965年に帰国したばかりだった前南京国民政府代総統の李宗仁は宴会続きの生活を送っていたが、すでに被害にあった章士釗は8月31日に李宗仁に忠告の書簡を送り、李宗仁と程思遠に対し、日々賓客を呼び酒宴を開いていると大衆に疾視されてしまうこと、毛沢東と一緒に写った写真を客間に掛けておくこと、紅衛兵が来た場合は機関事務管理局に救援を要請すること、運動が進展しているので李宗仁先生は用心深く慎重に振る舞うこと、などを勧告した。やがて李宗仁も9月半ばに周恩来の指示で軍の病院に保護された⁽¹⁹⁾。

3ヶ月後の1966年12月、章士釗は三〇一医院から自宅に戻り、平静のうちに1967年の元旦と春節を迎えた。だが、文革の闘争の矛先が「劉鄧司令部」に向けられ、「二月逆流」への攻撃と「打倒劉少奇」のスローガンが全国に広まった。章士釗は娘に紅衛兵小報を買って来させて、ひがなそれを読んで国家の前途を憂えていた。

3月初め、章士釗は「この運動がこれ以上続けば、国はおしまいだ。劉少奇を打倒してはならない。こやつら(江青一派をさす)は中国を破壊してしまう」と言い、「毛主席に手紙を書こう。そして劉少奇の打倒をやめさせてもらおう。毛劉の分裂は国家の分裂だ」と主張した。娘の制止を振り切り章士釗は毛沢東に書簡を送った。章士釗はさらに劉少奇に宛て、誠意を尽くして毛沢

東に謝罪するよう長文の書簡をしたためたがこれは劉のもとには届かなかった⁽²⁰⁾。

3月10日、毛沢東から章士釗へ返信があった。「行蔵先生：書簡を拝受しました。大局のために計ることでは、彼我、心を同じくしておりますが、若干の人の状況は複雑で、すぐには肯定しがたいものがあります。お考えはじっくりと実現させるつもりです。安寧をお祈りします。毛沢東 3月10日」⁽²¹⁾。ここにいう「若干の人」とは劉少奇を指している。

毛は劉少奇関係の資料を章士釗に届けて閲覧させた。届けた人は、これらの資料はまだ公開されていない党内機密であること、章士釗が劉少奇問題に関心があるので毛沢東が特別に指示を出し例外的に章に閲覧させることを伝えた。読み終えた章士釗は、劉少奇に被せられた「罪状」は彼を死地に追いやるものだと落胆し、「国家が難に会おうとしているのに、私は老いてしまった。私の意見は役に立たない。ただ国のために憂えるだけだ」と語ったという⁽²²⁾。

第5節 『柳文指要』の出版

1960年、史家胡同の新居に移った章士釗は、生涯にわたる柳宗元研究の取りまとめを開始し、5年後の1965年に『柳文指要』として完成した。毛沢東は最初からこの仕事を援助し、自ら原稿を精読した。この著作は1966年に出版する予定であった⁽²³⁾。上・體要之部が全41巻、下・通要之部が全15巻の大作であった。だが、出版にあたっては党内からの反対を受けることになった。

『柳文指要』の完成した6月に、章士釗は毛沢東に上の部を送り届けたと推測される。1965年6月26日の、毛沢東の章士釗宛書簡では、「行蔵先生：大作を受け取りました。正当な道理を踏まえ、言葉遣いも厳しく、敬服の至りです。古人曰く、桃を送られたら詩文でお返しをします。今桃と杏を5斤ずつ献上します。どうかご笑納ください。送るのとお返しとが反対になりますが、ご了解ください。含之同志は元気ですか。よろしく伝えてください。彼女が努力して進歩するよう願っています。毛沢東 1965年6月26日」⁽²⁴⁾と綴られている。

章が上の部に続けて下の部を毛に送ったことが、7月18日付けの毛の章宛書簡から窺える。書簡において毛は、下の部をすでに一読し、上の部ともども再読するつもりであること、他の友人にも読んでもらいたいこと、大きな問題としては唯物史観の問題があり、それは主に階級闘争の問題であること、だが世界観のすでに固まった老先生にそれを求めることはできないので改める必要はないことを語っている⁽²⁵⁾。

1965年8月、章士釗の『柳文指要』の改定稿が毛沢東のもとに届けられた。毛沢東は1966年1月12日付けの書簡で、「大著『柳文指要』は康生同志がすでに読み終え返してきたので、ここに送ります。若干の字句について意見があるので、妥当かどうか適当に決めてほしい」と伝えた。毛沢東は康生が出版に反対しているのを知り、1965年暮れに自ら康生に書簡を書き、本書の出版に賛成であることを記したメモを『柳文指要』の原稿に附しておいた。これで康生も出版に同意し、毛の8月5日の書簡でのこの書物に対する評価はまったく正しいこと、だがこの書には欠点があり、著者は唯物弁証法の観点をういて柳文を解釈していないこと、柳宗元という人物に対しても階級分析が欠けていること、社会の進化に対して、新と旧は円環のようであるのが進化の必然の道理であると考えていることを毛に対して指摘した。毛沢東はこの康生の書簡を章士釗に送った。これで章士釗は、『柳文指要』の印刷を妨害していたのが誰であるかを知った⁽²⁶⁾。

『柳文指要』は文革の開始で出版が遅れたが、1970年に章士釗は再び出版を要請した。すでに毛沢東が同意批准し中華書局も排版していたのだが、康生は「中央文革」の要職にあり、マルクス・レーニン主義・毛沢東思想による書き換えを要求して来た。章士釗は再び毛と康生に書簡を送り、書き換えの意志のないことを明確にした。本来なら政治的に危うい結果をまねく書簡であったが、そのときも毛の支持を得て、翌1971年に出版することができた。章士釗は自ら100部を購入し、毛沢東、周恩来はじめ各方面に贈呈した⁽²⁷⁾。

この『柳文指要』には次のような後日談がついている。1972年2月、ニクソン訪中のおり、周

周恩来は『柳文指要』を紹介し、随行の一人、國務院のフリーマン（後のアメリカ駐華公使）に『柳文指要』を1セット贈呈することとした。27日の中米共同声明発表（上海）後、上海友誼大廈で晩餐会が行われ。周恩来はフリーマンが中国語をよくし、『史記』、『二十四史』を読んでいることを知り、章含之に一部贈呈するように言った。章含之は北京から送ることになると、周は上海で探してすぐに贈るように手配した。だが、当時上海は四人組の牙城で、容易には手に入らないことが予想された。

宴会終了後の10時、章含之は上海の外事弁公室の責任者に、夜を徹して1部探すように依頼した。翌朝の1、2時に彼は探し出して来たが、新刊ではなく中古であった。葉がはさんであり、魯迅の引用がある。この書の所有者は魯迅の「水に落ちた犬を打つ」（魯迅が章を批判したときのことば）の精神で章士釗を攻撃する準備をしていたところであったことが予見された。結局、章含之はこれをフリーマンに贈らないことにした⁽²⁸⁾。

章士釗の著作が、文革期の貴重な文化遺産として言及されたことは、政府首脳部の『柳文指要』に対する評価がいかなるものであったかをよく示している。

第6節 章士釗の死⁽²⁹⁾

章士釗は生涯3人の妻をもった⁽³⁰⁾。最初の妻である呉弱男とは1909年にロンドンで結婚した。呉弱男は青山女学院への留学経験をもち、「同盟会の英文書記で、孫中山博士と議論を上下し、極端な欧化説を持し、気炎万丈たり」と章は書いたことがあった⁽³¹⁾。呉弱男は『蘇報』の章士釗の論説を集めて英訳して「自由鐘」と名付けており、これが2人を結びつける因縁となったと章士釗は回想している。章可・章用・章因の3男をもうけた。章とは20年代末に別居し、3人の息子とヨーロッパへ行くが、戦争の勃発で帰国し、その後は上海に住み続けた。

2番目の夫人は奚翠貞で、20年代末に章士釗と結婚し、娘の章含之を生んだ。抗戦中は上海に住み、1949年に章とともに北京へ移り、1970年に逝去した。3番目は殷徳貞で、章士釗が重慶にいる間に結婚し、娘章眉をもうけた。抗戦後は一時上海に住んだ。章士釗が重慶から上海に帰ったとき、3人の夫人はともに上海に住みしばしば往来したが、1949年に章士釗が奚夫人を同行して北京に移ったのち、呉弱男は上海に残り、殷夫人は香港に移った。

長男の章可は、幼いころ北京で育ったので北京の歴史古跡をよく知っており、1930年代はその母呉弱男にしたがってヨーロッパにおり、ドイツ・イタリアで油絵を学んだ。1949年に章とともに北京に住み、1950年当時は京華美術学院院長を務めたが、文革中、友人の告発で隔離審査を受け、院長を辞職した。徐女士と結婚したが子どもはなく、1987年に逝去した。

次男の章用はその才能を李大釗に愛されたが、抗戦時期浙江大学在学中に逝去し⁽³²⁾、三男の章因も青年時代に病死したようである。

章眉は幼いときから母殷氏とともに海外に住み、アメリカに居住した。

章含之は奚夫人の娘で、抗戦中は母とともに上海で育ち、49年以後は北京に住んだ。1952年に青年団に加入し、1957年には共産党員となった。高校卒業後は、北京外国語学校（1954年北京外国語学院と改称）へ入学、洪君彦と結婚し娘洪晃を生んだ。1971年11月の国連総会に中国代表団として出席。1972年外交部でニクソンの訪中の受け入れにあたった。1973年に喬冠華と再婚した。

章士釗は1962年と1964年に香港へ赴いたが、1972年の終わりには、香港へ行き祖国統一のために最後の力を注ぎたいという考えをもらしていた。また、9年間会っていない香港の殷徳貞夫人に会ってみたい旨も口にしていた。章含之がこれを周恩来に取り次ぐと、周恩来は高齢で長い旅行に病身が耐えないのではないかと心配した。章士釗は、一旦香港行きをあきらめるが、国共和平交渉と祖国の統一を見ないのは最大の遺憾事であることを常に訴えていた。章含之は台湾の復帰が章士釗の人生最後の望みであることを悟ったという⁽³³⁾。

1973年の春、毛沢東は章士釗が香港に行き国共和平交渉を行ないたいという希望をもっていると言い出した。章含之と周恩来は高齢で無理ではないかと考えていることを告げるが、毛は専用機を提供するなどしっかり準備をすれば行けるといい、周に章の香港行きを周到に準備させた(34)。

1973年5月25日、章士釗は、周恩来が手配した中国民航のトライデント専用機で香港に出発した。北京空港では、関係方面の責任者、親族、友人、廖承志、経普椿、喬冠華らが見送った(35)。警衛と医師、看護婦、章含之と章可と孫娘、秘書、料理人、生活係の女中が随行した(36)。

一行は、同日午後、香港啓徳空港に到着し、殷徳貞夫人、李菊生と朱毅の新華社香港分社両副社長、チモシー・ジョージ香港英当局副政治顧問らの出迎えを受けた(37)。

当時、台湾籍の航空機は香港に飛来していたが、中国民航はまだ航路が開かれていなかった。このときの章士釗の専用機が、香港啓徳空港に着陸した中華人民共和国の最初の航空機となった。香港イギリス政庁と外交部間であらかじめ細かな打ち合わせがなされていた。

前国民政府和平交渉団代表の章士釗が専用機で香港を訪れ親族を訪問するということが、台湾に対する大きな和平交渉の信号となり、香港を驚かせた。当期中米関係は好転して来ていたが、「文革」はまだ終結しておらず、全体的には中国はまだ外国とは接触の少なかつた時期であった。長年、闘争と暴力にあけくれた人びとには、祖国の和平統一というスローガンは馴染みの薄いものであった。到着した最初の数日間は、香港の中文英文の新聞が大きな紙幅をさいて章士釗の香港訪問のニュースを報道し、その多くは、「章行蔵は台湾との和平交渉の使命を帯びている」と評論した。まさに毛沢東の予想した影響を与えたようである(38)。

英字紙『サウスチャイナ・モーニング・ポスト』は「蒋介石氏の側近である張群氏が近く香港を訪れることになっており、章氏と会談することも考えられる」と報じた。台湾に対するAALA（アジア、アフリカ、ラテンアメリカ）卓球大会への参加招請と同様の方針にもとづくもので、台湾の要人との会談、和平工作を進めるためではないかと観測された。また香港で統一戦線結成が熱を帯びてきている時期に、中共側要人が異例の来訪をしたこと、かつ新華社通信がこれを公表したことは、関係方面に大きな影響をあたえらるうと推測された(39)。

章士釗は到着の翌日から各方面の旧友との会見を手配し、章含之と殷夫人を心配させた。1週間後、用務のため北京に帰る章含之に対して、章士釗は長くても3ヶ月後には北京に帰る予定であることを周恩来に伝えるよう依頼した(40)。

だが章士釗は、6月末に倒れ、李菊生（新華社香港分社副社長）、費彝民（『大公報』社長）らの見舞を受けた(41)。北京の外交部では6月28日に章士釗重病の連絡があり、周恩来は専用機と医師、看護婦を用意し7月2日に香港に迎えに出すことにしたが、その矢先、7月1日早朝に、章士釗の逝去が伝えられた(42)。享年92才であった。

翌2日、周恩来のもとで葬儀委員会が組織され、政協の講堂で会合が行われた。連貫（人大常務委員会副秘書長）が人大常務委員会を代表して香港に行くことが決まり、章含之および章士釗の友人黎明暉らとともに7月4日香港に到着した。全人代の実質的な秘書長とみられる連貫のような大物が香港入りするのは人民共和国成立後初めてのことであった。遺体は香港で荼毘に付された(43)。

香港での章士釗の葬儀は、香港・澳門の各界人士140人が葬儀委員会を組織し、7月7日午前、香港殯儀館で行われ、各界代表1300名あまりが参列した。

葬儀では、葬儀委員長の費彝民が、朱徳、周恩来、傅作義（政協全国委員会副主席）、人大常務委員会、國務院、政協全国委員会、中共中央統戦部が7月1日に章士釗の遺族にあてた弔電を朗読し、新華社の李菊生が哀悼の辞を述べた(44)。

章士釗の遺骨は、周恩来が派遣した専用機で親族・関係者とともに7月11日北京に帰った。北京空港では、廖承志、喬冠華らが遺骨を出迎えた。周恩来と鄧穎超が24年ぶりの帰郷をはたした殷夫人と章眉と会見した(45)。

追悼会は翌7月12日午後、北京の八宝山革命公墓礼堂において行われた。章士釗の肩書は「第3期全国人民代表大会常務委員会委員・中国人民政治協商会議第4期全国委員会委員・中央文史館館長」であった。追悼会には、朱徳、周恩来、葉劍英、李先念、鄧小平、郭沫若、アペイ・アワ

ンジンメイ（阿沛・阿旺晋美）、周建人、傅作義、許德珩らが参加した。傅作義が司会をつとめ、郭沫若（全人代常務委員会副委員長）が弔辞を述べた。

「20余年来、章士釗先生は中国人民の偉大な指導者毛主席を熱愛し、中国共産党を擁護し、社会主義建設と内外の情勢に関心を寄せ、晩年には又高齢にもかかわらず、祖国の文化遺産の整理と著述の仕事に熱心にうむことなく従事し、学術問題では異なった見解を受け入れるにやぶさかでなかった。こうした精神は敬服に値するものである。章士釗先生は国家統一の大業のために、労苦をいとわず、全力を尽くされた。また、終始台湾省の解放に関心をもち、祖国統一の早期実現を心から待ち望んでおられた。」

「章士釗先生はわれわれと永別された。われわれは悲しみを力に変え、積極的に仕事に取り組み、学習にはげみ、毛主席のプロレタリア革命路線の導きのもとに、毛主席をはじめとする党中央の指導の下に、社会主義祖国の繁栄富強のため、帝国主義の侵略陰謀に反対するため、台湾同胞を含めた全中国人民の、一致団結し、心をつ一つにして協力し、さまざまな妨害を排除して、台湾省を解放し祖国を統一するという歴史的任務を実現するために、奮闘努力しなければならない」。

章士釗の遺骨は八宝山革命公墓に安置された⁽⁴⁶⁾。

小結

人民共和国における章士釗は毛沢東の庇護のもとにあった。それなくしては建国初期のうちに打倒されていたであろう。章は、北洋政府の閣僚、南京政府代表、魯迅の批判対象であったなど、政治的動乱を生き延びるには「傷」を負い過ぎていた。

毛沢東が章士釗を保護する理由としては、まず毛沢東自身にとって章は同郷の先輩であり、かつての義父の友人であり、経済的援助を受けた恩人であった。また、たとえば論理学や柳文など、章士釗が豊富な学識を持っていたことは、文人皇帝たる毛沢東には学問上からの敬意を払うべき対象であったであろう。そして章士釗はその経歴ゆえに共産党以外の勢力、とくに中国国民党の内部に友人を多くもつゆえに、対台湾の統一戦線工作の展開上重要な駒でありつづけた。

章士釗の青壮年時代の政治思想が、毛沢東に魅力あるものと見なされたようには思われない。民主同盟の自由主義的な政治論が抑圧される状況にあって、章は「ブルジョア」的な政治思想を表明したこともなかったし、党派を組むこともなかったことは、抑圧を免れるのに有利であった。

死の直前の香港行は、専用機の手配、香港政庁との連絡など、やはり毛沢東の意志のもとでなされたことであった。それも毛の章に対する個人的な好意からなされたことであるよりも、むしろ米中国交回復以後の共産党の対外政策の展開と大きく関わるものであったと理解すべきである。

章士釗は毛沢東存命中の中華人民共和国にとっては、過去の歴史を代表する人物であり、その意味において「保護」すべき存在であったのであり、もはや政治的存在ではありえなかったといえるのではないだろうか。

[註]

- (1)王序平・劉沈剛著『劉斐將軍伝略』湖北人民出版社、1987年6月、153頁。
- (2)白吉庵「章士釗」『民国人物伝』第4巻、中華書局、1984年、60頁。
- (3)本章では、建国後の章士釗について多くを章の娘である章含之の回想録に負っている。章含之「我与父親章士釗」（戴晴・鄭直淑・章含之『梁漱溟、章士釗与毛沢東』香港達芸出版社、1988年10月、所収）は、もともと同名の標題で『文匯月刊』1988年第3期・第4期に連載されたも

のである。

- (4)章含之「我与父親章士釗」戴晴・鄭直淑・章含之『梁漱溟、章士釗与毛沢東』香港達芸出版社、1988年10月、66-68頁。
- (5)章含之「我与父親章士釗」同上、71-73頁。
- (6)章含之「我与父親章士釗」同上、63-64頁。
- (7)章含之「我与父親章士釗」同上、49頁。
- (8)章含之「我与父親章士釗」戴晴・鄭直淑・章含之『梁漱溟、章士釗与毛沢東』香港達芸出版社、1988年10月、75-77頁。
- (9)高路「毛沢東与邏輯学」龔育之、逢先知、石仲泉編『毛沢東讀書生活』北京、三聯書店、1986年、144頁。
- (10)高路「毛沢東与邏輯学」同上、124-129頁、132-135頁。加地伸行『中国人の論理学』前掲、121頁。
- (11)「致康生」1959年7月28日、『毛沢東書信選集』人民出版社、1983年12月、564頁。
- (12)高路「毛沢東与邏輯学」前掲、140頁。『邏輯学論文集』は公開されなかったようである。
- (13)高路「毛沢東与邏輯学」同上、139頁。
- (14)「致章士釗」1959年6月7日『毛沢東書信選集』人民出版社、1983年12月、559-561頁。高路「毛沢東与邏輯学」前掲、146頁。
- (15)高路「毛沢東与邏輯学」同上、141頁。
- (16)章含之「我与父親章士釗」前掲、79-82頁。彭友今主編『当代中国人民政協』当代中国出版社、1993年3月、237頁。
- (17)『周恩来選集』下卷、人民出版社、1984年、450-451頁。陳志遠主編『中国民主党派史』天津大学出版社、1993年9月、338頁。
- (18)章含之「我与父親章士釗」前掲、82頁。『周恩来選集』下卷、前掲、450-451頁、註。
- (19)程思遠『李宗仁先生晚年』文史資料出版社、1980年12月、210-211頁。
- (20)章含之「我与父親章士釗」前掲、83-84頁。劉少奇宛書簡の全文は同書85-87頁、および、「章士釗上劉少奇書」金習広主編『位卑未敢忘憂国 「文化大革命」上書集』湖南人民出版社、1989年、pp.100-101、を参照。また、このエピソードについては、陳東林・杜蒲主編『中華人民共和国実録』第3卷（上）、吉林人民出版社、1994年、245頁、『中国文化大革命事典』中国書店、1997年1月、536-537頁、を参照。
- (21)章含之「我与父親章士釗」同上、84頁。
- (22)章含之「我与父親章士釗」同上、87-88頁。
- (23)章含之「我与父親章士釗」同上、82頁。
- (24)「致章士釗」1965年6月26日、『毛沢東書信選集』前掲、601頁。
- (25)「致章士釗」1965年7月18日、『毛沢東書信選集』同上、602-3頁。
- (26)章含之「我与父親章士釗」前掲、91-92頁。
- (27)章含之「我与父親章士釗」同上、92-93頁。
- (28)章含之「我与父親章士釗」同上、96-97頁。
- (29)章士釗の死については、高田淳「章士釗の死」（高田淳『章炳麟・章士釗・魯迅』龍溪書舎、1974年、所収）が当時の論評をよく収集し詳細に記述しており多くを教えられた。
- (30)以下の記述は主に次の文献に基づいている。章含之「我与父親章士釗」前掲、39頁、51頁、54頁、61頁、64頁、95頁、97頁。海魯徳等編著『生活中的毛沢東』華齡出版社、1989年12月、277頁。海魯徳等では章の子女として、章達尚、章蘊如の名を挙げているが、未詳である。章の家族については、高田淳「章士釗の死」前掲、330頁、を参照。
- (31)章士釗「党治駁義」『甲寅』周刊第1卷第36号、1926年12月18日、4頁。
- (32)章士釗「李大釗先生伝章序」張次溪『李大釗先生伝』神州図書公司、1951年8月、5頁。
- (33)章含之「我与父親章士釗」前掲、97-98頁。
- (34)章含之「我与父親章士釗」同上、98頁。
- (35)『毎日新聞』1973年5月27日。

- (36)章含之「我与父親章士釗」前掲、98頁。
- (37)『毎日新聞』1973年5月27日。
- (38)章含之「我与父親章士釗」同上、98-99頁。
- (39)『毎日新聞』1973年5月27日。『朝日新聞』1973年5月27日。
- (40)章含之「我与父親章士釗」前掲、99-100頁。
- (41)『人民日報』1973年7月8日。
- (42)章含之「我与父親章士釗」前掲、101頁。
- (43)『朝日新聞』1973年7月5日。章含之「我与父親章士釗」前掲、101-102頁。
- (44)『人民日報』1973年7月8日。
- (45)『人民日報』1973年7月13日。章含之「我与父親章士釗」前掲、103頁。
- (46)『人民日報』1973年7月13日。

終章

1. [民国時期における政治統合論]

民国時期における中国政治の課題は、国家建設のための政治統合の達成にあり、それは前近代的伝統社会を近代的な国民国家へと編成してゆくこと、国際的にも主権国家としての政治的自立を達成することであった。そして政治統合を達成するための政治的凝集力を産み出す場を用意すること、これが民国時期の政治発展の条件であった。

民国初期という時点では、清朝の遺産継承者でもある袁世凱の、軍事力と官僚制による伝統的政治体制の回復という政治統合の方法、孫文のように強力な指導権をもった領袖を有する革命政党による軍事的一党独裁体制の樹立という方法、そして一元的政治体制を否定し競合する政治勢力の協議による共存という過去の中国にはまったく未経験の方向を目指す議会主義政治の方法が存在していた。

2. [章士釗の議会主義政治論]

章士釗の場合、中国の国家建設と政治発展のモデルは留学先で体得した英国の政治制度であった。すなわち議会主権にもとづく責任内閣制であり、ダイシーやバジヨットの所論がそれを理論づけていた。それは軍事力や一党制による統合とはことなり、国民代表による公開の討論によって達成される統合であった。換言すれば、異質性の暴力的な排除による同質性の獲得という方法ではなく、不一致を前提として一致可能な場を獲得する方法であり、頭数を勘定する方が頭を叩き割るよりよいという原理の表明であった。

章士釗の理念である議会主義の本質は自由主義であり（必ずしも民主主義ではない）、それは国内の政治上の紛争を議会（公開の討論）を通じて解消しようとする立場であり、具体的には政党政治、議院内閣制、憲法の制定といった主張となって現われ、すぐれて法治化、制度化を志向するものであった。

この議会主義の定着を阻害したのが、反自由主義的、権威主義的な政治運営の伝統であった。その伝統は、領袖個人への恭順、領袖による家父長制的支配、前近代的な価値体系、暴力行使による紛争解決、党派主義、派閥主義、軍閥主義、専制政治または独裁制を志向するといった特徴を有する。それは「敵」との共存を可能にする政治体制を望まぬ思想であった。

20世紀中国の政治史を振り返りみて気付かされるのは、公的領域としての「政治」の未確立である。登場する政治権力の多くは、その私権性において非難攻撃されてしまった。清朝に代わって成立した中華民国は、家産制国家からアジア最初の共和制国家（レス・プブリカ＝共同のもの）へ移行する、すなわち君主の私物としての政治社会ではなく、構成員全体の共同の利益を保護する政治社会を樹立するという課題を担った。中華民国から中華人民共和国にいたるまでに樹立された政権の多くは軍事力によって作られたが、専制君主に代わり、公共性の観念が国家を持続させる核として共有されねばならなかった。その意味において、今世紀の中国の歴史は、私的な政治権力とは異なる公共性の獲得を目指す歴史であった。章士釗の説く、政党政治と責任内閣制、反対の制度化と政治的寛容という議会主義政治論による国家建設の主張は、「政治」というものに公共性を付与する努力であったと評価することができる。

しかしながら、章士釗の説く議会主義的方法による統合論は、軍事力管理の問題を捨象したう

えて成立するという大きな欠点をもっていた。その意味において、章の説く「統合」はまさに harmonizationとしての「調和」であった⁽¹⁾。その点、孫文、蒋介石、毛沢東の「統合」論が、統合を実現する権力中心を問題視し軍事力掌握を重要課題となったのとは対照的であった。

章士釗の統合の方法にはエリート主義という特徴があった。そのエリート主義的発想ゆえに、国民国家の担い手となる国民の創出（ネイション・ビルディング）の問題はなおざりにされた。章士釗の議会主義による国家建設の試みは、王朝体制から近代国家への転換にあたり、まず法的構造体としての国家を確立すること（ステイト・ビルディング）が優先され、政党や議会のもつ啓蒙的機能によって将来的に漸次国民形成をおこなってゆくという方法の提起であった。それゆえ、骨組みとしての国家を内部から充填し、共通の文化・歴史・民族意識に根差す政治的共同体としての国家を建設する主体となる国民を創出する問題は彼の政治思想の主要な対象とはならなかった。だが、それは当時の知識人の大多数と共有可能な思想と方法であった。章士釗の場合、清末民初の政治変動の担い手となった社会階層（財産と教養をもった名望家層）を具体的な政治主体とすることが想定されていた。名望家は、社会正義の体現者として社会の公共性を担ってゆく階層であるはずだった。民初の議会主義の担い手として名望家層が想定されていた点を踏まえて言えば、「臨時約法」を国家の法的枠組とする「約法体制」とは、中華民国を名望家共和国として建設する構成原理であったといえるであろう。

しかしながら、章のエリート主義は、逆に、民族自決論を背景とした第1次世界大戦後の学生運動、市民運動、労働運動といった大衆民主主義的参加要求が噴出した際には、彼にきわめて硬直した対応をとらせることとなった。ここに章士釗の自由主義思想のもつ保守主義的な特徴の顕在をみる。1920年代の農民運動・労働運動によって名望家支配は「土豪劣紳」として攻撃され瓦解するにいたるが、ために民初議会主義はその基盤を失ってしまったと考えられる。

3. [武力解決と議会主義政治論の挫折]

民国初年において、政党が組織され、議員選挙が行われ、正式国会が召集されたが、議会政治の発展が順調だと思われたのは、民国の最初の1年間にすぎなかった。宋教仁の暗殺から第二革命にいたる過程は、議会主義制度の直輸入による政治統合が困難であったことを意味していた。その後、章士釗は、議会主義政治が成立する原理を考究し、「政治的寛容」と「反対の制度化」という多元主義的な政治論へと到達した。そしてそれは調和論として概括された。真実は反対意見との論争を通じて現れるという自由主義的な哲学と歴史観とがその前提となっていた。章としてはこの原理の成立を阻害する専制的権力は、実力をもってでも排除し、共和国と公共性を擁護しなければならなかった。

第二革命と第三革命は、直接的な武力行使であったという点では、反議会主義的行動であり、民初の議会主義政治はここに挫折することになった。章士釗は最初は江蘇討袁軍総司令部秘書長として、次には軍務院秘書長としてこの内戦に直接参加した。参戦にあたって、章士釗は「国家の解散」という契約論的理論を展開した。圧政への抵抗は主権を有する国民の権利であり、一旦国家を白紙に還元し、一般意志の獲得と代表の選出、議会と根本法の獲得という、国家建設のプログラムを示してみせたのである。したがって専制政治に対する武力による抵抗は、章士釗にとってはなお議会主義的政治統合の一部であると理解されていたのである。

第二革命・第三革命の参加者は、専制政治の攻撃から約法を防衛するという観念に鼓舞されていた。この点においてこの武力行使は非議会主義的な方法による議会主義政治の確立を目的とした事件でもあった。第二革命は失敗してしましたが、帝制復活を阻止しえた第三革命の場合、約法と国会を復活させ再び民国元年の状態へ回帰することに成功した。

しかしながら、契約が成立する土壌と、成立した契約の遵守を義務づける権威とが未成熟であったために、辛亥革命以来たびたび繰り返された国家建設の試みは、挫折するのが常であった。清末以来の政治社会内部の「分裂」を克服することなしに、「法の支配」の確立は不可能であった。第二革命と第三革命が意味するのは、「国家の解散」と国家建設の再履行であると同時に、

地方の軍事力、すなわち「地方主義」と「軍閥主義」の顕在化であった。

現実問題が議会主義の枠内で解決しうる領域を越え、「一致」のための基盤すら獲得できないとき、基本的に「不一致」を前提とする議会主義政治は、利害調整と紛争解決の手段たる資格を喪失した。そして議会主義的方法に代わり、武力による統合が出現することになる。かくして対抗しあう各政権は軍事力の拡充に努めることになった。

「約法体制」の特徴は、各政権の行政的実行力が、軍事力のみではなく、議会から選出された大総統であり政府であることによって保障されていた点である。だがその場合、張勳の復辟事件後、段祺瑞が旧国会を回復せず安福国会を新規召集したように、また南北和平会議において北方と南方の各々が自らの議会の製造したように、議会は軍事力同様政治的党派の従属物に墮してしまっていた。そのような意味において、「約法体制」の原理はなお維持されていたが、しかしその機能は形骸化せざるをえなかった。国民形成を棚上げし実質的な担い手不在のまま形式論理的な国家論を強調し、当為を所与とみなしたところに「約法体制の虚構性」を求めることができる。

4. [議会主義の挫折と代替する統合論の台頭]

第一次世界大戦後、北京政府と広東政府との間で、内戦を停止し双方の合議による統一の実現を目指す和平会議が開催され、章士釗は広東政府代表として参加した。世界大戦の講和会議において中国の主権が尊重されなかったことに反発する民族主義的・愛国主義的な気運が全国に弥漫しており、中国の再統合が強く求められていた。だが和平会議は南北両政府の法的正統性の衝突の場となり、何ら成果のないまま立ち消えとなった。かくして軍事力による統合も議会主義による統合も現実の中国においては有効ではないことが判明し、それを克服する新たな統合の方法が模索された。

章士釗も中国における議会主義政治の導入には悲観的な見解を抱き、それに代替する方法として連邦統一論を説くにいたった。そして訪欧後の章士釗はギルド社会主義を踏まえた農業立国論を主張し、国家レベルの政治統合に先んじて省以下の地域的統合と政治経済的な発展を経由する必要があると考えた。このような観点から湖南省の発展に期待した章士釗は当時の連省自治推進派と同じ軌道を歩もうとしていた。

孫文の場合、当時の国内の政治党派を次のように批判していた。①「立憲派」は憲法による国家統一を主張するが、民衆の支持を欠いており、列強と軍閥が存在するかぎり、紙に書いた条文にすぎない。②「連省自治派」の主張では軍閥主義的分裂をもたらすにすぎない。③「和平会議派」の主張も実現困難であり、実現しえてもそれは軍閥間の利益の調和にすぎず民衆とは関わりのないものであり、その調和も軍閥同士の勢力均衡という暫時的なものにすぎない。④「商人政府派」の主張では、軍閥官僚の支配を資本家の支配に代えるだけであり、商人政府が民衆を代表し外国と結託しないという保障はない⁽²⁾。

この孫文の批判の多く（とくに①から③まで）は章士釗の主張にも当てはまる。孫文にとって章士釗の政治論は自らの批判対象にほかならないと見えたであろう。

5. [章士釗の挫折]

章士釗が段祺瑞側に加担したのは、政治的实力者の智囊を自負してのことであった。また、保守主義者である章士釗は急激で大規模な変革を望まず、都市計画立案者のように社会工学的な発想をするのが常であったことも、段祺瑞支持に傾く要因であった。段祺瑞政権の閣僚としての章士釗にとって「善後会議」とは、自説である「邦連」から「連邦」へという地域的統合の漸次的拡大を実現するものであったと考えられる。段祺瑞政権は民国初年の「約法体制」の正統性を破壊しようとしたが、近い将来の「国民代表会議」の開催と憲法の制定を謳う「善後会議」構想は、新たな「約法体制」の樹立でもあった。

章士釗としては孫文との合作は望ましい事態であったが、共産党の支持を受けた孫文の「国民会議」運動とは対立関係に陥ってしまった。確かに、伝統文化を擁護し大衆の政治参加の拡大を望まないエリート主義志向の章士釗は、時代の潮流を読みとれぬ政治思想家としての限界点を露呈しており、帝国主義批判と民衆の政治参加とを高らかに宣伝する孫文の前ではくすんでみえた。事実、反帝国主義、反軍閥支配を掲げた大衆運動の政府攻撃のさなか、行政当局を担う章士釗は恰好の攻撃目標となり、追われるように政治の舞台から降りることになった。

孫文の「国民会議」構想と自党の軍隊による「国民革命」、および中国国民党の「訓政体制」こそが1920年代以後の中国の国家建設を可能にする方法であった。章士釗の挫折は、北京政府（袁世凱、段祺瑞、直隸派）が担った「約法体制」と、民国前期を特徴づける構成原理としての「約法体制」と、二重の意味での「約法体制」の終焉を意味していた。

6. [政治と知識人]

民国政治を特徴づけるのはその派閥性である。党派政治においては、党派的存在のみが政治的でありうる。政治的でありえないものは重要なものとはみなされなかった。公的領域の不明確な政治空間では、軍隊はもちろん、議会も憲法も党派の従属物になってしまっていた。「訓政体制」に対する批判は、その「以党治国」論、すなわち国家建設のあらゆるプログラムが一党派の占有物となっている点を指摘した。地方自治完成時期の認定、国民大会の代表指名とその召集、憲法草案の作成と審査、そして公布と実施。すべてが一党派とその領袖の私有物となっている、と見なされた。

陳独秀裁判において国家建設論としての「訓政体制」を批判することはあったが、すでに「水に落ちた犬」（魯迅）として政治生命を失った章士釗は、その後は政治問題に直接介入することはなかった。また、章士釗は自ら新聞雑誌を発行したが、自前の政治勢力は形成しなかった。その結果、政敵や権力中枢に敵視され葬り去られることはなかったが、逆に、自己の政治理念を実現するには、時の指導者・政治的領袖の保護が必要であった。1912-13年には袁世凱に、1924-26年には段祺瑞に、1930-31年には張学良に、1930年代と1940年代には杜月笙に、それぞれの程度で保護を受け、1949年以後は毛沢東に保護された。毛の庇護なくしては反右派運動や文革を生き延びることは困難であったであろう⁽³⁾。

このことは逆に、領袖たちにとって章士釗は保護するにたる能力や価値をもつ人物であったことを意味している。章が近代的政治制度、政治思想に通暁しており、とくに憲法制定など法制度の確立には重要な知見をもっているとみなされたこと、そして墨子や柳宗元の研究などまことに広範な学識を具えた中国の学術文化の担い手とみなされたこと、これらが章士釗保護の理由となった。文人章士釗の価値は政治的党派性をこえて尊重された。1949年の国共和平交渉の代表に指名されたゆえんである。

中華民国の歴史を通じて「親日」的な政治家は批判攻撃の対象となりほとんどが失脚した。民国政治の特徴としては、袁世凱の時代から反日、排日の気運や政治運動が底流に存在し続けたことが指摘できる。

帝国主義の廃除と国内の政治統合を要求するナショナリズムは、議会（代表者会議）を派閥の道具と捉え政治統合の阻害要因だと敵視した。日本の援助を受けた段祺瑞政権、安内攘外を政策とする蒋介石の国民政府、対日和平論をとる汪兆銘の南京政府など「親日」的政策を実施すると見なされた政権は、その派閥性ととも批判され正統性の獲得が困難になった。

とくに1930年代以降、章士釗は党派的存在でもなく政局に大きな影響を与えるような発言力もなかったことに加えて、決して「親日」的ではなかった。そのために章士釗は、段祺瑞政権の閣僚としては批判を被ったが、その後政治的批判を被り粛清されることはなかった。1949年に南京政府代表となった経歴は、中国共産党首脳部にとっては、対台湾・旧国民党人士を視野にいたれた統一戦線工作の有力な人材であることを意味した。章士釗は、毛沢東・周恩来の意向により文革の迫害をまぬがれたが、同様の人物にはほかに宋慶齡、郭沫若、程潜、何香凝、傅作義、張治中、邵力子、蔣光鼐、蔡廷鍇、沙千里、張奚若、李宗仁がおり、章は民主党派・旧国民党幹部に並ぶ

重要人物であったといえよう。

7. [議会主義政治の土壌の問題]

議会主義的な方法は、結局は国家統一を達成し、中国の政治的近代化を醸成してゆくという成果をもたらすことに成功しなかった。章士釗としては1920年代半ばまでには、議会主義政治の中国への適用を一旦否定していた。

章士釗はある演説において、中国人の思想ではみな自らが君王になろうとし、社会の一分子として他者と共同で国家を形成することができず、独善的で「公共善 *comon good*」を考えない、と「中国の道徳の墮落」が公共善の欠如をもたらしていることを指摘している⁽⁴⁾。

議会政治進展の最大の阻害因は、中国社会の内部にあった。すなわち、政党を結成すれば朋党となって党派主義に流れてしまい、政党指導者は獵官に走る。人民はこのような政党を批判することもできず、議会外の特別な勢力が政権の独占をはかり私権化してゆく、という中国の政治社会の負の側面である。章は「一致」が成立するための基盤を縮小することで、エリートの集結に活路を求めた。しかしエリートすらが政治というものに公共性を与えることができなかつたことは、議会主義政治の定着にとっては悲劇であった。

とはいえ、議会主義政治論が民国初期の一時期においてその歴史的役割を終えたと断言することはできない。民国時期の国家統合は、北伐と訓政という、一党体制下において、軍事力を起点に国家建設を敢行する試みによって進展をみた。そして抗日戦をへて台頭してきた共産党にみるように、同質的な人民の存在を前提とする人民主義的なナショナリズムを獲得したとき、中国の自立を達成しうるほど強力な政治的凝集力を産み出すことに成功したといえよう。いずれも全国的なレベルでの代表原理を標榜したが、その本質において、非議会主義的な国家建設であった。

だがしかし、民国後期の歴史的展開に見るように、一党体制下での国家建設が兵站建設と同一視され、政治統合の原理が、異質分子の廃除を原則とすると認知されたとき、一党制に対する信念の危機とともに参加拡大の要求が噴出する。抗日戦勝利後の新たな政治環境を展望することが可能となった一時期に、章士釗は議会主義政治の到来を待望した一人であった。

8. [章士釗の政治論の現代的意義]

章士釗の政治思想の本質をあえて簡潔に概括すれば、反対意見の存在が必要とされ、政権の制度的交代を可能にするような、自由主義の主張であるといえる。

例えば、章士釗が段祺瑞臨時執政の崩壊を目の前にして述べた次のことばに、その具体的な表現が見い出せる。

「近代の憲政では執政権が交代するのが根本的意義をもつ。この根本的意義が成立すると、国民で政治に従事する者の道徳・知識・能力が一律に水準以上にあれば、どの派閥が国政を担っても、いずれも国を治めることができる」。

そして「権力を掌握して敗北を認めない者は、かならずや心の潔白でない者である。敗北を認めず敵と対決してゆくことは、他人の政治的人格を抹殺することである」。章の過去の経験からいって、敗北できる者と敗北できない者とは、重要な違いがあった。敗北できる者は、「敗北してからも政略を立てて、堅い友情を保ち、堂々と国民に示してみせ、時機がくれば再挙する用意をする」のであり、一方、敗北できない者は、「人に提示できるような十分な政略がなく、友人関係はすべて利害を同じくするものであり、時の世論には非難され、敗北後は自身でも慚愧にたえない。いったん敗北すれば道理も勢力も回復できない」のであると章は説いた⁽⁵⁾。

専制や独裁といった一元的な政治支配の危険性を章士釗は熟知していた。その背景には「人間が不完全である間は、異なった意見の存在していることが有益である⁽⁶⁾」というJ.S.ミルの言葉を自己の論文中に引用するような、自由主義に対する信念が存在した。

章士釗の自由主義の主張は、民国初年における政党政治論と責任内閣制論の根拠となった思想である。興味深いことに章士釗は、中国において権力の制度的交替が行われない理由について考察し、権力者が、(1)汚職により私腹を肥やしており、その露呈を恐れていること、(2)とくに抱負もなく、時流に乗じて位に就いたので流れが変わっても転向の余地がないこと、(3)極端な政策によって敵党を押さえてきたので、権力の掌握と生命の維持とが一つになっていることを指摘している⁽⁷⁾。政治家としての経歴を終えるにあたり、章士釗としては、自らをも含め、上の3つのいずれでもないことを証明するために、いったんは「敗北」することが必要であった。

章士釗の生涯をたどることは、上の主張を中国に定着すべく奮闘し、挫折した経過をたどることである。第二革命の勃発、南北和平会議の決裂、善後会議の破産などは、章が想定するような、最低限度の「一致」の基盤さえ確立されていないことを意味している。また、それは1949年の国共和平交渉の失敗にも通じている。

章士釗は「反対の制度化」と「政治的寛容」の必要を、異なる形でことあるごとに表明して見せた。それは「専制」を「野蛮」とみる文明論的な見地から、中国の後進性を脱却する方法の提示でもあった。「敵と、それどころか、弱い敵と共存する決意を宣言する」ことを「地球上にこたえましたもっとも高貴な叫びである」とオルテガは賞賛した⁽⁸⁾。

これまでみてきた章の主張は、いわば章士釗の「高貴な叫び」であり、それは絶えず多元化を拒む中国政治に対する鋭い批評であった。

小さな例であるが、張振武の不当逮捕事件に際して、章士釗は、約法には人身保護の規定はあるが手続きについての規定がない点を指摘し、不当逮捕をなくすために参議院は「出廷状」案を可決すべきであると提唱した⁽⁹⁾。イギリスのヘビラス・コーパス (habeas corpus、人身保護法) の導入を求めたのである。その後、胡適・蔣夢麟・陶履恭・王徵・張祖訓・李大釗・高一涵ら北京大学教員らが連名で発表した「争自由的宣言」は、中国において市民的政治的諸自由(リバティーズ)の要求を明確にしたという点で画期的な意義をもつ文書であった。彼らは当時の不当逮捕、不当拘留に反対し「人身保護法」を実施すべきであるとして、これは章士釗の「出廷状」であると言及している⁽¹⁰⁾。以来、人身保護法が顧みられることは稀であった。だが決して不要となっただけではない。

専制や独裁に抵抗する章士釗の自由主義は、保守主義的な歴史観・文化観に支えられていた。パークを近代的保守主義の父とする英国においては、自由主義と保守主義とはともに個人主義(自由放任主義)と権威主義(社会主義)との中間を歩み、密接な関係にあった⁽¹¹⁾。章士釗の政治論の基底には、伝統文化の規範に対する憧憬と、エリート主義的発想が横たわっており、それが学生運動など人民主義的な大衆運動に背を向けさせることになった。それは、従来章士釗に対する低い評価を産み出す要因であった。

確かに章士釗は急進主義的な伝統破壊に反対し、大衆の無原則な政治参加を嫌悪したが、しかし章の保守主義は政治的反動主義とは異なるものであった。章は、旧から新への必然的な変化はむしろ歓迎していた。例えば、38歳の章士釗は、ある講演の最後にあたって、五四時期の学生運動を鼓舞して、次のように述べた。

「今日の国家の存亡は、社会全体によって占われる。国政がどのようになり、社会道徳がどのように涵養されるかは、いずれも社会の自決によっている。したがって、これまでのように、ある人が生きているうちは政治が行われ、その人が死ぬと政治もすたれるという昔からの言い方は、もはや通用しない」と述べ、バランスのとれた市民社会の発展をうたいあげた。そして「一国の優良な政治とは、国民が努力して経営することでもたらされる。こうしてこそ、その国は第一等の存在価値がある。そのような責任は青年諸君にある」と期待を披露した⁽¹²⁾。

従来の歴史記述では1949年に国家建設の問題は解決したように理解され評価されてきたが、しかし本研究の視野から見ると、国民党と共産党の両政権に共通する未解決の問題があることが指摘できる。それは、上の小さな例に見るような「人身保護法」の実施要求など、従来重視されることのまれであった近代国家建設を遂行する諸要因の重要性であり、章士釗が固執した、議会、憲法、政党政治、責任内閣制と、それを成り立たせる政治的多元主義(自由主義)と「法の支配」の確立である。

今後、中国の政治体制を法的構造として考察するさい、近代国家としての発展の歴史が回顧されることになるであろう。そして、議会主義的統治機構による国民国家建設の主張者としての章士釗の業績が再検討されるはずである。章士釗の主張した議会主義政治は、中国における経済発展のための政治的環境要因として、今後いよいよ必要とされて来るであろう。

[註]

(1)政治的統合とharmonizationについては、さしあたって矢野暢「国民形成への『文化主義』の接近」日本政治学会編『年報政治学1978年 国民国家の形成と政治文化』岩波書店、1980年、所収、2頁、を参照。

(2)「中国国民党第一次全国代表大会宣言」『孫中山全集』第9巻、中華書局、1986年、116-118頁。高橋勇治『孫文』日本評論社、1944年、176頁。

(3)章士釗と各庇護者については、嚴静文「大清客章士釗的一生」『明報月刊』第8巻第8期（総第92期）、1973年8月、を参照。

(4)章士釗「新時代之青年」『東方雑誌』第16巻第11号、1919年11月、163-164頁。

(5)孤桐「再論敗律」『甲寅』周刊、第1巻第25号、1926年1月2日、5頁。

(6)秋桐「調和立国論上」同上、16頁。訳文は塩尻公明・木村健康訳『自由論』岩波文庫、1971年、114-115頁。章士釗は自分の訳ではなく、嚴復訳『群己權界論』を使用している。

(7)孤桐「再論敗律」『甲寅』周刊、第1巻第25号、1926年1月2日、4頁。

(8)オルテガ「大衆の反逆」寺田和夫訳、『世界の名著68 マンハイム オルテガ』中央公論社、1979年、443頁。自由主義を評するさいのオルテガのことばを借りた。引用部を含む一節は次のとおりである。「自由主義は——今日、次のことを想起するのはたいせつなことだ——最高に寛大な制度である。なぜならば、それは多数派が少数派に認める権利だからであり、だからこそ、地上にこだましたもっとも高貴な叫びである。それは、敵と、それどころか、弱い敵と共存する決意を宣言する。人間という種族が、これほど美しい、これほど逆接的な、これほど優雅な、これほど軽業に似た、これほど反自然的なことを思いついたとは、信じがたいことだ」。

(9)行巖「張振武案解決法」『民立報』1912年8月20日。「出廷状」について、後藤延子「民立報期の章士釗（完）」（『信州大学人文学部人文科学論集』第23号、1989年3月）に教えられた。

(10)「争自由的宣言」『東方雑誌』第17巻第16号、1920年8月25日。

(11)ヒュー・セシル、栄田卓弘訳『保守主義とは何か』早稲田大学出版部、1979年、205頁。イギリス政治思想における自由主義と保守主義とが密接な関係にあったことについては、栄田卓弘『イギリス自由主義の展開——古い自由主義の連続を中心に——』早稲田大学出版部、1991年、を参照。

(12)章士釗「新時代之青年」『東方雑誌』第16巻第11号、1919年11月、164頁。

文献一覧

- (1)註において直接言及したものに限定した。
(2)言語別に五十音順、またはアルファベット順に配列した。ただし定期刊行物は年代順とした。
(3)参考文献においては章士釗に関する文献を先にあげた。
-
-

1. 【史料】

a. [定期刊行物]

- 『蘇報』(1903年4月-6月)
『民立報』(1912年2月-8月)
『申報』(1912年10月-1949年4月)
『民国日報』(1917年7月-1925年1月)
『晨報』(1919年10月-1932年10月)
『大公報』(長沙)(1922年10月)
『大公報』(天津)(1932年10月-11月)
『人民日報』(1973年7月)
- 『甲寅』雑誌(1914年5月-1915年10月)
『東方雜誌』(1916年2月-1943年9月)
『青年雜誌』(1916年2月-1915年12月)
『新青年』(1917年4月-1918年5月)
『甲寅』周刊(1925年7月-1927年3月)
-

b. [資料集]

- 王杖主編『嚴復集』第2冊、中華書局、1986年。
中国社会科学院近代史研究所中華民国史研究室・中山大学歴史系孫中山研究室・広東省社会科学
院合編『孫中山全集』全11巻、中華書局、1981-1985年。
強重華他編『陳独秀被捕資料匯編』河南人民出版社、1982年。
『建国以来毛沢東文稿』第4冊、中央文献出版社、1990年9月。
倪墨炎編著『魯迅署名宣言与函電輯考』書目文献出版社、1985年4月。
黄中黄『黄帝魂』(中央文物供应社、台北、1968年)。
公安部档案馆編注『周仏海獄中日記』中国文史出版社、1991年9月。
江長仁編『三一八惨案資料彙編』北京出版社、1985年5月。
故宮博物院明清档案部編『清末籌備立憲档案資料』中華書局、1979年7月。
湖南省社会科学院編『黄興集』中華書局、1981年。
『周恩来選集』人民出版社、1984年。
朱宗震他編『民初政争与二次革命』上海人民出版社、1983年。
章炳麟『太炎先生自定年譜』文海出版社。
重慶市政协文史資料研究委員会・中共重慶市委党校編・孟広涵主編『国民参政会紀実』上下巻、
重慶出版社、1985年8月。

如水編『陳独秀書信集』新華出版社、1987年11月。

中央檔案館編『中共中央文件選集』第1冊、中共中央黨校出版社、1989年8月。

中共重慶市黨委史工作委員會·重慶市政協文史資料研究委員會·紅岩革命紀念館編『重慶談判紀實(1945年8-10月)』重慶出版社、1983年。

中共中央馬克思恩格斯列寧斯大林著作編譯局研究室編『五四時期期刊介紹』第3集、生活·讀書·新知三聯書店、1959年。

中國科學院近代史研究所·近代史資料編輯組編輯『一九一九年南北議和資料』中華書局、1962年。

中國國民黨中央委員會黨史史料編纂委員會編『戴季陶先生文存三統編』中央文物供應社、1971年。

中國史學會·中國社會科學院近代史研究所編·章伯鋒主編『北洋軍閥 1912-1928』全6卷、武漢出版社、1990年。

中國社會科學院近代史研究所·文化史研究室丁守和主編『辛亥革命時期期刊介紹』第一集、人民出版社、1982年7月。

中國人民政治協商會議湖北省暨武漢市委員會·中國社會科學院近代史研究所·湖北省博物館·武漢市檔案館編『武昌起義檔案資料選編』上卷、湖北人民出版社、1981年。

中國第二歷史檔案館·雲南省檔案館合編『護法運動』檔案出版社、1993年12月。

中國第二歷史檔案館編『善後會議』檔案出版社、1985年3月。

張士超編『國民大會錄』近代中國資料叢刊第79輯、文海出版社。

張枬·王忍之編『辛亥革命前十年時論選集』全3卷、生活·讀書·新知三聯書店、1960年、1963年、1977年。

陳旭麓主編『宋教仁集』上下冊、中華書局、1981年。

陳錫祺主編『孫中山年譜長編』上下卷、中華書局、1991年8月。

陳崧『五四前後東西文化問題論戰文選』中國社會科學出版社、1989年3月。

程道德、鄭月明、饒戈平編『中華民國外交史資料選編 1919-1931』北京大學出版社、1985年11月。

南京市檔案館編『審訊汪偽漢奸筆錄』上下卷、江蘇古籍出版社、1992年7月。

馮自由『革命逸史』全5卷、台灣商務印書館、1969年。

毛澤東『毛澤東書信選集』人民出版社、1983年12月。

毛青注·李鰲·陳新憲編『蔡鍔集』湖南人民出版社、1983年。

李希泌他編『護國運動資料選編』上、中華書局、1984年。

李大釗『李大釗文集』上下、人民出版社、1984年10月。

劉紹唐主編『民國大事日誌』第1冊、傳記文學出版社、1978年。

梁啟超『飲冰室合集』上海中華書局、1936年(中華書局、1989年、影印版)。

『魯迅全集』第3卷「華蓋集」「華蓋集統編」、人民文學出版社、1981年。

『魯迅全集』第14卷「日記」、人民文學出版社、1981年。

『魯迅全集』4 華蓋集·華蓋集統編、相浦杲訳(代表)、學習研究社、1984年11月。

c. [回想錄]

歐陽武「江西光復和二次革命的親身經歷」中國人民政治協商會議全國委員會文史資料研究委員會編『辛亥革命回憶錄』第4集、中華書局、1965年。

王輔宜「護國軍起義時期與日本密談借款購械的內幕」政協文史資料研究委員會ほか編『護國討袁親歷記』文史資料出版社、1985年。

龔師曾「辛亥革命前後的回憶」中國人民政治協商會議全國委員會文史資料研究委員會編『辛亥革命回憶錄』第4集、中華書局、1965年。

黃啓漢「一九四九年“和談”的回憶」『文史資料選輯』第67輯。

高一涵「回憶五四時期的李大釗同志」中國社會科學院近代史研究所編『五四運動回憶錄』中國社會科學出版社、1979年。

- 耿毅「癸丑討袁回憶錄」中国史学会主編『中国近代史資料叢刊 辛亥革命』第6集、上海人民出版社、1957年。
- 伍毓瑞「湖口起義的回憶」中国人民政治協商会議全国委员会文史資料研究委员会編『辛亥革命回憶錄』第4集、中華書局、1965年。
- 周寒僧「記李烈鈞先生」『文史資料選輯』第16輯。
- 蔣維喬「中国教育会之回憶」『東方雜誌』第33卷第1号。
- 鄒魯「回憶錄」第3冊（朱宗震他編『民初政争与二次革命』所収）。
- 卓仁機「我所知道的李烈鈞」『文史資料選輯』第16輯。
- 卓仁機「辛亥革命的幾個片断回憶」中国人民政治協商会議全国委员会文史資料研究委员会編『辛亥革命回憶錄』第4集、中華書局、1965年。
- 張治中「北平和談前的幾個片断」『文史資料選輯』第13輯。
- 張豐胄「一九四九年国共和談的有關史料」『文史資料選輯』第32輯。
- 張篁溪「蘇報案實錄」中国史学会主編『中国近代史資料叢刊 辛亥革命』第1集。
- 陳雪涛「二次革命時的第八師」中国人民政治協商会議全国委员会文史資料研究委员会編『辛亥革命回憶錄』第8集、中華書局、1965年。
- 程潜「護国之役善後回憶」『文史資料選集』第48輯。
- 鄧漢祥「我赴江西了解李烈鈞反袁動向的經過」中国人民政治協商会議全国委员会文史資料研究委员会編『辛亥革命回憶錄』第8集、中華書局、1965年。
- 包惠僧「我所知道的陳独秀」王樹棣·強重華·楊淑娟·李学文編『陳独秀評論選編』下、河南人民出版社、1982年8月。
- 彭程万「江西光復和光復後的政局」中国人民政治協商会議全国委员会文史資料研究委员会編『辛亥革命回憶錄』第4集、中華書局、1965年。
- 濮清泉「我所知道的陳独秀」王樹棣·強重華·楊淑娟·李学文編『陳独秀評論選編』下、河南人民出版社、1982年8月。
- 由雲龍「護国史稿」『近代史資料』1957年第4期、存萃学社編集『護国運動』崇文書店、1973年。
- 俞子夷「回憶蔡元培先生和創草時的光復会」『文史資料選輯』第77輯。
- 余湛邦「一九四九年国共北平和談始末記」『文史資料選輯』第67輯。
- 楊思義「二次革命失敗後国民党人的形形色色」『文史資料選輯』第48輯。
- 葉恭綽「一九一九年南北和議之經過及其内幕」『文史資料選輯』第26輯。
- 「劉垂雄同志談女師大風潮」北京魯迅博物館魯迅研究室編『魯迅研究資料（2）』文物出版社、1977年11月。
- 李書城「辛亥革命前後黃克強先生的革命活動」中国人民政治協商会議全国委员会文史資料研究委员会編『辛亥革命回憶錄』第1集、中華書局、1961年。
- 梁漱溟「有關民国初年政史的見聞紀實」『文史資料選輯』第1輯。
- 岑春煊『樂筆漫筆』近代中国史料叢刊第66輯、文海出版社版。
- 程思遠『李宗仁先生晚年』文史資料出版社、1980年12月。
- 余湛邦『張治中—張治中機要秘書的回憶』吉林文史出版社、1992年8月。
- 余湛邦『張治中与中国共產党—張治中機要秘書回憶錄』中共中央党校出版社、1991年10月。
- 李根源『雪生年錄·民国五年丙辰』、『護国運動資料選編』下。
- 李宗仁『李宗仁回憶錄』廣西人民出版社、1980年11月。

d. [年譜]

- 王光遠編『陳独秀年譜』重慶出版社、1987年。
- 高平叔編著『蔡元培年譜』中華書局、1980年。
- 張靜如·馬模貞·廖英·錢自強編『李大釗生平史料編年』上海人民出版社、1984年8月。

丁文江・趙豐田編『梁啓超年譜長編』上海人民出版社、1988年。
唐宝林・林茂生『陳独秀年譜』上海人民出版社、1988年12月。
湯志鈞編『章太炎年譜長編』上下冊、中華書局、1979年。
編写組『李大釗年譜』甘肅人民出版社、1984年12月。
毛注青『黃興年譜』湖南人民出版社、1980年。
毛注青編著『黃興年譜長編』中華書局、1991年。
魯迅博物館・魯迅研究室編『魯迅年譜』第1卷、人民文学出版社、1981年。
魯迅博物館・魯迅研究室編『魯迅年譜』第2卷、人民文学出版社、1983年。

e. [その他]

黄中黄「沈蓋」中国史学会主編『中国近代史資料叢刊 辛亥革命』第1集。
康有為「廢省論」『民国經世文編』卷16第2葉。
鐘凜之「護国軍軍務院活動概況」政協文史資料研究委員会ほか編『護国討袁親歴記』文史資料出版社、1985年。
沈寂「關於陳独秀自撰的《弁訴状》」（強重華他編『陳独秀被捕資料彙編』河南人民出版社、1982年6月）。
「争自由的宣言」『東方雜誌』第17卷第16号、1920年8月25日。
愴父「静的文明与動的文明」『東方雜誌』第13卷第10号（1916年10月）。
陳英士「致黄克強勸一致服從中山先生繼續革命書」民国4年2月4日、中国国民党中央委员会党史委員会編『陳英士先生文集』中央文物供应社、1977年。
陳独秀「蔡子民先生逝世後感言」（原載『中央日報』1940年3月24日）『陳独秀文章選編』下、生活・讀書・新知三聯書店、1984年6月、所収。
梁啓超「在中国公学之演說」『東方雜誌』第17卷第6号、1920年3月。

f. [章士釗關係]

高承元「高序」章士釗『邏輯指要』時代精神出版社、1943年6月。
吳稚暉「章士釗、陳独秀、梁啓超」『吳稚暉先生全集』卷10、中国国民党中央委员会党史史料編纂委員会、1967年。
章含之「我与父親章士釗」『文匯月刊』1988年第3期・第4期（のち戴晴・鄭直淑・章含之『梁漱溟、章士釗与毛沢東』香港達芸出版社、1988年10月、所収）。
章行巖「新時代之青年」『東方雜誌』第16卷第11号、1919年11月。
章士釗「《〈申報〉与史量才》書後」『文史資料選輯』第23輯。
章士釗「歐事研究会拾遺」『文史資料選輯』第24輯。
章士釗「我之上海會議觀為葉遐庵作」『文史資料選輯』第26輯。
章士釗「書甲辰三暗殺案」『文史資料選輯』第19輯。
章士釗「書某江獄」『文史資料選輯』第7輯。
章士釗「新時代之青年」『東方雜誌』第16卷第11号、1919年11月。
章士釗「疏『黄帝魂』」中国人民政治協商会議全国委員会文史資料研究委員会編『辛亥革命回憶錄』第1集、中華書局、1961年。
章士釗「与黄克強相交始末」中国人民政治協商会議全国委員会文史資料研究委員会編『辛亥革命回憶錄』第2集、中華書局、1962年。
章士釗「蘇報案始末記叙」中国史学会主編『中国近代史資料叢刊 辛亥革命』第1集。
章士釗「李大釗先生伝章序」張次溪『李大釗先生伝』神州圖書公司、1951年8月。
張君勱「張序」章士釗『邏輯指要』時代精神出版社、1943年6月。

梁漱溟「訪章行巖先生談話記」戴晴・鄭直淑・章含之『梁漱溟、章士釗与毛沢東』香港達芸出版社、1988年10月。

章士釗『邏輯指要』時代精神出版社、1943年6月。

章士釗『柳文指要』（上41卷、下15卷）中華書局、1971年。

2. 【邦文】

後藤延子「民立報期の章士釗」（信州大学人文学部特定研究報告書『文化受容とその展開』1985年3月）

後藤延子「民立報期の章士釗（続）」（『信州大学人文学部人文科学論集』第20号、1986年3月）

。

後藤延子「民立報期の章士釗（完）」（『信州大学人文学部人文科学論集』第23号、1989年3月）

。

高田淳「中国近代の『論理』研究」宇野精一ほか編『講座東洋思想4 中国思想Ⅲ』東京大学出版会、1967年。

高田淳「章士釗について」『思想』589号、1973年（のち高田淳『章炳麟・章士釗・魯迅』龍溪書舎、1974年、所収）。

高田淳「章士釗の死」高田淳『章炳麟・章士釗・魯迅』龍溪書舎、1974年。

高田淳「蘇報事件の章士釗」『季刊とうてん』2号、1975年。

味岡徹「南北対立と連省自治運動」中央大学人文科学研究所篇『五・四運動史像の再検討』中央大学出版部、1986年。

石川禎浩「東西文明論と日中の論壇」（古屋哲夫編『近代日本のアジア認識』京都大学人文科学研究所、1994年所収）。

石川忠雄「清末及び民国初年における連邦制と省制論」『法学研究』第42巻第9・10号、1951年。

マックス・ウェーバー、世良晃志郎訳『支配の諸類型』創文社、1970年。

オットー・キルヒハイマー、岩永健一郎・高木誠訳「議会主義の政治体制における反対（派）機能の衰退」、岩永健一郎『西欧の政治社会〔第二版〕』東大出版会、1977年。

オルテガ「大衆の反逆」寺田和夫訳、『世界の名著68 マンハイム オルテガ』中央公論社、1979年。

金子肇「1920年代前半における各省『法団』勢力と北京政府」横山英編『中国の近代化と地方自治』勁草書房、1985年4月。

川上哲正「梁啓超と反袁運動について」『学習院史学』15、1979年1月。

菊池一隆「『国民会議』を巡る政治力学——一九二〇年代から三〇年代への連動——」狭間直樹編『一九二〇年代の中国』汲古書院、1995年9月。

菊池一貴「中国トロツキー派の生成、動態、及びその主張——一九二七年から三四年を中心に——」『史林』第79巻2号、1996年3月。

木村英一「梁漱溟の思想—『東西文化及其哲学』について」『東亜人文学報』第3巻第3号、1944年1月。

楠瀬正明「梁啓超の国家論の特質」『史学研究』第132号、1976年。

楠瀬正明「清末における立憲構想——梁啓超を中心として——」『史学研究』第143号、1979年。

久保田文治「辛亥革命と孫文・宋教仁—中国革命同盟会の解体過程—」『歴史学研究』408号。

後藤延子「李大釗の東西文化論—東西文化論争中の位置と思想史的意義—」『信州大学人文学部文学科 人文科学論集』第11号、1977年3月。

坂出祥伸「梁啓超の政治思想——日本亡命から革命派との論戦まで」『関西大学文学論集』23-1、1973年。

笹川裕史「1920年代前半の湖南省政民主化運動——省憲法構想をめぐって——」横山英編『中国の近代化と地方政治』勁草書房、1985年4月。

篠崎守利「楊篤生小論——ナロドニキの彷徨と絶命——」『响沫集』第2集、1980年。

末次玲子「五・四運動と国民党勢力」中央大学人文科学研究所編『五・四運動史像の再検討』中央大学出版部、1986年。

田中比呂志「宋教仁の『革命』論」『歴史学研究』609号、1990年8月。

田中比呂志「民国元年の政治と宋教仁」『歴史学研究』615号、1991年1月。

田中比呂志「近代中国における国家建設の模索——天壇憲法草案制定時期を中心として——」『歴史学研究』646号、1993年6月。

土田哲夫「南京政府期の国家統一——張学良東北政権（1928～31年）との関係の例——」中国現代史研究会編『中国国民政府史の研究』汲古書院、1986年。

寺広映雄「中華革命党と孫文革命思想の形成」『中国革命の史的展開』汲古書院、1979年。

永井算巳「所謂呉孫事件に就いて」『史学雑誌』第62篇第7号、『中国近代政治史論叢』汲古書院、1988年、所収。

中村英勝「バジヨットの『イギリス国制論』について」『イギリス議会政治史論集』東京書籍、1976年。

中村義「南京臨時政府とその時代——宋教仁・胡漢民論争を中心にして」『東京学芸大学紀要（社会科学）』24号、1972年。

野沢豊・中村義・渡部惇「辛亥革命期の指導者をめぐって」『歴史学研究』258、1961年。

野沢豊「民国初期の政治過程と日本の対華投資——とくに中日実業会社の設立をめぐって——」『史学研究』第16号、1958年3月。

野沢豊「中国における統一戦線の形成過程——第一次国共合作と国民会議——」『思想』477号、1964年3月。

野沢豊「中国の国民革命についての序論的考察」『中国国民革命史の研究』青木書店、1975年5月。

野沢豊「第一次国共合作と孫文——国民会議の運動を中心として——」辛亥革命研究会編『中国近現代史論集——菊池貴晴先生追悼論集——』汲古書院、1985年9月。

狭間直樹「孫文思想における民主と独裁——中華革命党創立時における孫文と黄興の対立を中心に——」『東方学報』第58冊、1986年3月。

狭間直樹「宋教仁にみる伝統と近代——《日記》を中心に——」『東方学報』第62冊、1990年3月。

バジヨット「イギリス憲政論」小松春雄訳、『世界の名著72』中央公論社、1980年。

坂野良吉「国民会議の構想ならびに運動と陳独秀主義——1923年から1926年までの推移に焦点を合わせながら——」『名古屋大学東洋史研究報告』18号、1994年3月。

古厩忠夫「省憲法体制下湖南の労働運動と統一戦線」野沢豊編『中国国民革命史の研究』青木書店、1974年5月。

藤谷博「章炳麟の代議政論について」『阪大法学』第49号、1969年1月。

丸山松幸「民国初年の調和論」『関西大学中国文学会紀要』第2号、1969年3月。

松本英紀「孫文とその周辺」狭間直樹・森時彦編『中国歴史学の新しい波——辛亥革命研究について——』霞山会、1985年。

山田辰雄「平和と民主主義の段階における中国国民党の戦後政権構想」『石川忠雄教授還暦記念論文集 現代中国と世界——その政治的展開』慶應通信、1982年。

横山英「国民革命期における中国共産党の政治的統合構想」横山英・曾田三郎編『中国の近代化と政治的統合』溪水社、1992年12月。

横山宏章「孫文の憲政論と国民党独裁」（藤井昇三・横山宏章編『孫文と毛沢東の遺産』研文出版、1992年4月、所収）。

横山宏章「中国における議会政党政治の挫折——民国初期の革命政党と議会政党——」『法学研究(明治学院大学)』第50号、1993年3月。

劉曼容「1924年の孫中山の北上と日本との関係」（貴志俊彦訳）日本孫文研究会編『孫文とアジア』汲古書院、1993年6月。

阿部洋『中国の近代教育と明治日本』福村出版、1990年。

阿部洋『中国近代学校史研究』福村出版、1993年2月。

池田誠『孫文と中国革命』法律文化社、1983年。

石川一雄『エスノナショナリズムと政治統合』有信堂、1995年。

栄田卓弘『イギリス自由主義の展開——古い自由主義の連続を中心に——』早稲田大学出版部、1991年。

加地伸行『中国人の論理学』中公新書、1977年9月。

木下秀明『兵式体操からみた軍と教育』杏林書院、1982年1月。

巖安正『日本留学精神史—近代中国知識人の軌跡』岩波書店、1991年。

近藤邦康『辛亥革命』紀伊國屋新書、1972年。

近藤春雄『現代支那の文学』京都印書館、1945年。

佐藤三郎輯『民国之精華』近代中国史料叢刊第5輯、文海出版社版。

サルトーリ『現代政党学Ⅰ——政党システム論の分析枠組——』岡沢憲英・川野秀之訳、早稲田大学出版部、1980年。

島田虔次、小野信爾編『辛亥革命の思想』筑摩書房、1968年。

章開沅、藤岡喜久男訳『張謇伝稿——中国近代化のパイオニア——』東方書店、1989年。

鈴江言一『孫文伝』岩波書店、1950年。

ヒュー・セシル、栄田卓弘訳『保守主義とは何か』早稲田大学出版部、1979年。

ダイシー『ダイシーと行政法』猪股弘貴訳、成文堂、1992年。

ダイシー『憲法序説』伊藤正己・田島裕共訳、学陽書房、1983年。

ダイシー『法律と世論』清水金二郎訳、法律文化社、1972年。

高橋勇次『孫文』日本評論社、1944年。

A.P.ダントレーヴ『国家とは何か』石上良平訳、みすず書房、1972年。

中央大学人文科学研究所編『五・四運動史像の再検討』中央大学出版部、1986年。

J.チェン、守川正道訳『袁世凱と近代軍閥』岩波書店、1980年。

塚本元『中国における国家建設の試み——湖南1919-1923年——』東京大学出版会、1994年。

中村哲夫『同盟の時代——中国同盟会の成立過程の研究——』人文書院、1992年3月。

日本国際問題研究所中国部会編『新中国資料集成』第1巻、日本国際問題研究所、1963年12月。

日本政治学会編『年報政治学1978年 国民国家の形成と政治文化』岩波書店、1980年。

西村成雄『中国ナショナリズムと民主主義——20世紀中国政治史の新たな視界——』研文出版、1991年。

R.ニスベット、富沢克・谷川昌幸訳『保守主義——現実と夢』昭和堂、1990年5月。

波多野乾一『中国国民党通史』大東出版社、1944年。

波多野善大『中国近代軍閥の研究』河出書房新社、1973年7月。

S.ハンチントン、内山秀男訳『変革期社会の政治秩序』サイマル出版会、1968年。

バーカー『イギリス政治思想Ⅳ』堀豊彦・杉正夫訳、岩波現代叢書、1954年5月。

バーク、中野好之訳『現在の不満の原因・崇高と美の観念の起源』（バーク著作集1）みすず書房、1973年。

平野正『中国民主同盟の研究』研文出版、1983年12月。

平野正『北京一二・九学生運動——救国運動から民族統一戦線へ——』研文出版、1988年。

藤井昇三『孫文の研究』勁草書房、1966年4月。

益井康一『漢奸裁判史 1946-1948』みすず書房、1977年4月。

丸山昇『魯迅—その文学と革命』平凡社、1965年。

カール・マンハイム『イデオロギーとユートピア』鈴木二郎訳、未来社、1968年。

宮本吉夫『ブライスの「近代民主政治」』井上書房、1959年。

モンテスキュー『法の精神』全3巻、野田良之・稲本洋之助・上原行雄・田中治男・三辺博之・横田地弘訳、岩波書店、1987-1988年。
横山宏章『陳独秀』朝日選書、1983年5月。
横山宏章『孫中山の革命と政治指導』研文出版社、1983年10月。
横山宏章『現代アジアの肖像1 孫文と袁世凱 中華統合の夢』岩波書店、1996年。
吉富重夫『政治的統一の理論』有斐閣、1955年。
G.ヨネスク、I.マダリアーガ『反対党の研究——制度としてのその過去と現在——』宮沢健訳、未来社、1983年。
若松繁信『イギリス自由主義史研究——T.H.グリーンと知識人政治の季節——』ミネルヴァ書房、1991年。
和田英夫『ダイシーとデュギー』勁草書房、1994年。

3. 【欧文】

ALITTO, Guy, "The Conservative as Sage: Liang Shu-ming", in Charlotte Furth ed., *The Limits of Change: Essays on Conservative Alternatives in Republican China*, Harvard University Press, 1976.
COLEMAN, James S., "The Problem of Political Integration in Emergent Africa", *The Western Political Quarterly*, Vol.VIII No.1 1955 March.
FURTH, Charlotte, "Culture and Politics in Modern Chinese Conservatism", in Charlotte FURTH ed., *The Limits of Change: Essays on Conservative Alternatives in Republican China*, Harvard University Press, 1976.
GEERTZ, Clifford, "The Integrative Revolution: Primordial Sentiments and Civil Politics in the New States", in C. Geertz ed., *Old Societies and New States: The Quest for Modernity in Asia and Africa*, The Free Press, 1963.
IP, Hung-Yok, "Liang Shuming and the Idea of Democracy in Modern China", *Modern China*, Vol.17 No.4, October 1991.
LIN, Yu"sheng, "Radical Iconoclasm in the May Fourth Period and the Future of Chinese Liberalism", in B.SCHWARTZ ed., *Reflections on the May Fourth Movement*, Harvard University Press, 1972.
McCORD, Edward A., "Militia and Local Militarization in Late Qing and Early Republican China: the Case of Hunan", *Modern China* vol.14 no.2, Apr.1988.
SCHWARTZ, Benjamin I., "Notes on Conservatism in General and in China in Particular", in Charlotte FURTH ed., *The Limits of Change: Essays on Conservative Alternatives in Republican China*, Harvard University Press, 1976,
WEINER, Myron, "Political Integration and Political Development", *The Annals of the American Academy of Political and Social Science*, March 1965.

ALEXANDER, Edward, *John Morley*, University of Washington, 1972.
ALITTO, Guy, *The Last Confucian: Liang Shu-ming and the Chinese Dilemma of Modernity*, Berkeley: University of California Press, 1979.
BEDESKI, Robert E., *State-Building in Modern China: The Kuomintang in the Prewar Period*, Institute of East Asian Studies Univ.of California,1981,
DEUTSCH, Karl W., *Tides among Nations*, New York:The Free Press, 1979.
ETZIONI, Amitai, *Political Unification: A Comparative Study of Leaders and Forces*, Holt, Rinehart and Winston, Inc.,1965.
FRIEDMAN, Edward, *Backward Toward Revolution: The Chinese Revolutionary Party*,

- University of California Press, 1974.
- HOBHOUSE, L.T., *Democracy and Reaction*, New York, G.P. Putman's Sons, 1905.
- HSU"EH, Chu"n-tu, *Huang Hsing and the Chinese Revolution*, Stanford University Press, 1961.
- KUHN, A.P., *Rebellion and Its Enemies in Late Imperial China: Militarization and Social Structure, 1796-1864*, Harvard University Press, 1970.
- LOWELL, A.L., *Governments and Parties in Continental Europe*, London, Longmans, Green and Co., 1896.
- LIEW, K.S., *Struggle for Democracy: Sung Chiao-jen and the 1911 Chinese Revolution*, California University Press, 1971.
- MORLEY, John, *On Compromise*, Watts & Co., 1946.
- PENTY, Arthur J., *Guilds, Trade and Agriculture*, George Allen & Unwin Ltd., 1921.
- REYNOLDS, Douglas R., *China, 1898-1912: The Xinzheng Revolution and Japan*, Harvard University Press, 1993.
- SHERIDAN, James E., *China in Disintegration: the Republican Era in Chinese History 1912-1949*. Free Press, 1975.
- WRIGHT, M.C.ed., *China in Revolution: the First Phase, 1900-1913*, Yale University Press. 1968.
- YONG, E.P., *The Presidency of Yuan Shih-K'ai: Liberalism and Dictatorship in Early Republican China*, The University of Michigan Press, 1977.

4. 【中文】

- 王森然「章士釗先生評伝」（『近代二十家評伝』杏齋書屋、1934年6月）。
- 夏鷺「对一個人要看他全面的一生——毛沢東和章士釗」（鐘辰·夏鷺·葉蘭編『領袖交往實錄系列 毛沢東』四川人民出版社、1992年）。
- 金淑琴「李大釗与章士釗」、中共中央党史研究室科研局編『李大釗研究文集』新華書店、1991年。
- 嚴静文「大清客章士釗的一生」『明報月刊』第8卷第8期（總第92期）、1973年8月。
- 吳相湘「章士釗倡『新旧調和論』」（吳相湘『民国百人伝』（三）、伝記文学出版社、1982年10月）。
- 施光享「章士釗」《中国語言学家》編著組『中国現代語言学家』第1分冊、河北人民出版社、1981年11月。
- 錢基博「近百年湖南學風」八 譚嗣同 蔡鍔 章士釗（錢基博·李肖聃『近百年湖南學風·湘學略』岳麓書社、1985年）。
- 錢基博「現代中国文學史」（沈雲龍主編『近代中国史料叢刊統編』第83輯、文海出版社、所収）。
- 陳漱渝「魯迅与章士釗的一場訴訟」北京魯迅博物館魯迅研究室編『魯迅研究資料（7）』天津人民出版社、1980年12月。
- 白吉庵「記章士釗先生」『長沙県文史資料』第3輯、1986年。
- 白吉庵「章士釗」『民国人物伝』第4卷、中華書局、1984年。
- 白吉庵「風雨滄桑九二春—記章士釗先生」『人物』1985年第4期。
- 劉景富「章士釗与『甲寅』周刊」王維礼主編『中国現代史大事紀事本末』上、黑龍江人民出版社、1987年。
- 殷海光「自由主義的趨向」『中国文化的展望』第8章、中国和平出版社、北京、1988年。鄧朝敏「再談陳独秀」『昆明師專學報』1981年第1期（『複印報刊中国現代史』K4-81-24所収）。
- 鄧朝敏「再談陳独秀」『昆明師專學報』1981年第1期（『複印報刊中国現代史』K4-81-24所収）。
- 王永昌「歷史的見証——档案所見女師大学生運動高潮」北京魯迅博物館魯迅研究室編『魯迅研究

資料(15)』天津人民出版社、1986年4月。

王金銘「論國民會議運動」『吉林大學社會科學學報』1985年第5期。

王健民「陳獨秀下獄章士釗出廷」上·下『中華月報』1973年7月号·8月号。

王樹槐「國會問題與南北和會」『中華民國初期歷史研討會 1912-1927』中央研究院近代史研究所、1984年4月。

王振乾「張學良時代的東北大學」方正·龔興茂·紀紅民編『張學良和東北軍』中國文史出版社、1986年12月。

王仲「黃興與歐事研究會」薛君度編『黃興新論』武漢大學出版社、1988年。

何萍「民國廿一年國難會議與訓政憲政之爭」『國立台灣師範大學歷史學報』第20期、1992年6月。

樂正「從學堂看清末新學的興起」『中華近代文化史叢書』編委會編『中國近代文化問題』中華書局、1989年。

元冰峯「清季梁啟超的言論及其轉變」中華文化復興運動推行委員會編『中國近代現代史論集』第16編清季立憲與改制、台灣商務印書館、1986年。

金沖及「護國運動中的幾種政治力量」『歷史研究』1986年第2期、『復印報刊資料 中國近代史』1986年第6期。

金雄白「梁鴻志死前兩憾事——細說汪偽之一章——」『傳記文學』第65卷第2期、1994年8月。

魏明「蔡鏗出京與袁世凱的智闖及史實訂正」『中州學刊』1986年第1期、『復印報刊資料 中國近代史』1986年3月。

胡春惠「辛亥前後的地方分權主義」『辛亥革命研討會論文集』中央研究院近代史研究所、1983年。

胡春惠「民初反袁運動與地方主義之消長關係」『中國近代現代史論集』第20編台灣商務印書館、1986年。

侯健「梅光迪與儒家思想」傅樂詩等著『保守主義』時報出版公司、民國69年。

洪喜美「李烈鈞先生與二次革命」『近代中國』第21期、民國70年2月28日。

洪喜美「民立報與辛亥革命」『國史館館刊』復刊第16期、1994年6月。

高平叔「蔡元培與“蘇報案”」『南開學報』哲社版、1985年第6期。

高路「毛沢東與邏輯學」龔育之、逢先知、石仲泉編『毛沢東讀書生活』北京、三聯書店、1986年。

黃遠生「最近之大勢」『黃遠生遺著』卷2、文星書店、1962年。

黃道炫「30年代中國政治出路的討論」『近代史研究』1992年第5號。

濮清泉「中國托派的產生和滅亡」王樹棣·強重華·楊淑娟·李學文編『陳獨秀評論選編』下、河南人民出版社、1982年8月。

史微「三十年代“全盤西化論”初探」龔書鐸·劉桂生·王俊義編『民族文化虛無主義評析』中國人民出版社、1990年。

朱啓鈴「關於南北和議事復葉遐庵」『文史資料選輯』第26輯、pp.62-63

周永林·周勇·劉景修「論國民參政會」重慶市政協文史資料研究委員會·中共重慶市委黨校編·孟廣涵主編『國民參政會紀實』統編、重慶出版社、1987年。

周玉和「金法郎案」『中國現代史大事紀事本末』黑龍江人民出版社、1987年。

徐輝慶「論第一屆國會選舉」『近代史研究』1988年第2期。

常凱·蔡德全「試論冀察政務委員會」『近代史研究』1985年第4期。

石彥陶「黃興拒絕參加中華革命黨新議」『史學月刊』1987年第3期、『復印報刊資料 中國近代史』1987年第7期。

宋德華「論“君民共主”」『華南師範大學學報』社科版、1987年第1期。

孫瑛「一九一二年至一九二六年教育部總次長的更迭情況」北京魯迅博物館魯迅研究室編『魯迅研究資料(15)』天津人民出版社、1986年4月。

張玉法「國民黨與進步黨的比較研究」『中央研究院近代史研究集刊』第10期、1981年。

張國淦「孫中山與袁世凱的鬭爭」『北洋軍閥史料選輯』所收。

張子清「宋哲元再起及其日人之周旋」『天津社會科學』1993年第2期。

張朋園「清末民初的兩次議會選舉」『中國現代史專題研究報告』第5輯、中華民國史料研究中心、1976年1月。

- 張朋園「進步黨之結合與權力分配」『中華民國史料研究中心十周年紀念論文集』中華民國史料研究中心、1979年。
- 張朋園「立憲派的『階級』背景」『中央研究院近代史研究所集刊』第22輯、中央研究院近代史研究所、1993年6月。
- 陳崧「前言」陳崧編『五四前後東西文化問題論戰文集』中國社會科學出版社、1989年增訂本。
- 趙守仁「張學良與東北大學」漠笛編『張學良生涯論集』光明日報出版社、1991年11月。
- 趙矢元「辛亥革命與“二次革命”之間的孫中山」『東北師大學報』1981年第5期、復印報刊資料『K3中國近代史』1981年第10期所收。
- 趙矢元「論“二次革命”與辛亥革命」『紀年辛亥革命七十周年學術討論會論文集』（上冊）中華書局、1983年。
- 丁偉志「重評“文化調和論”」（中國社會科學院科研局·『中國社會科學』雜誌社編『五四運動與中國文化建設一五四運動七十周年學術討論會論文選』上、社會科學文獻出版社、1989年10月、所收）。
- 鄭玉純「從“華北五省自治”策劃到“冀察政務委員會”成立的始末」『北京師範大學學報』1985年第5期。
- 鄭大華「現代中國保守主義思潮的歷史考察」『社會科學戰線』1992年第2期。
- 潘光偉「“五四”文化保守思潮興盛的原因及地位」『中國人民大學學報』1993年第1期（『復印報刊資料 中國現代史』1993年第4期）。
- 傅棠「關於女師大事件的一束書信」北京魯迅博物館魯迅研究室編『魯迅研究資料（4）』天津人民出版社、1980年1月。
- 武育文·王維遠·楊玉芝著『張學良將軍傳略』遼寧大學出版社、1987年3月。
- 方覺「“通下情”與“開民智”的歷史作用——從清末變法運動的議會觀看中國近代議會史」『政治學研究』1986年3月。
- 方克立、曹耀明「梁漱溟非理性主義哲學思想述評」周陽山主編『從五四到新五四』時報文化出版企業有限公司、台北、1989年。
- 寶成閔「民初國會述論」『社會科學戰線』1985年第4期。
- 寶成閔「論辛亥時期西方政治學說的引進與傳播」『近代史研究』1992年第6期。
- 毛振堯「論“二次革命”的幾個軍事問題」『辛亥革命史叢刊』第3輯、中華書局、1981年。
- 楊洪章「早期李大釗對改良派和革命派態度的演變」中共中央黨史研究室科研局編『李大釗研究文集』新華書店、1991年。
- 李雲漢「政學會與護法運動」『中華民國初期歷史研討會 1912-1927』中央研究院近代史研究所、1984年4月。
- 李益然「宋教仁力主責任內閣制及其失敗」『史學月刊』1981年第5期。
- 李國俊「梁啟超與辛亥革命」『史學月刊』1981年第5期。
- 李宗穎「東北大學校長張學良」方正·俞興茂·紀紅民編『張學良和東北軍』中國文史出版社、1986年12月。
- 李世平·陳廷湘「論大革命時期我黨關於“國民會議”主張」『近代史研究』1984年第2期。
- 李南海「北洋政府的政權轉移與政爭——以民國七年總統、副總統選舉為例」『國史館館刊』復刊第16號、1994年6月。
- 劉振嵐「黎元洪、袁世凱謀殺張振武內幕」『歷史月刊』第79期、1994年8月。
- 龍岱「論冀察政務委員會及其支持者宋哲元」陳世松主編『宋哲元研究』四川省社會科學院出版社、1987年12月、所收。
- 呂剛「大革命時期國共兩黨“國民會議”主張之比較」『中共黨史研究』1992年第6期。
- 呂明灼「李大釗思想從進化論到階級論的發展」『哲學研究』1982年第3期。
- 韋慶遠·高放·劉文源『清末憲政史』中國人民大學出版社、1993年。
- 鄔昆如『五四運動與自由主義』先知出版社（台北）、1974年5月。
- 袁偉時『中國現代哲學史稿』上、中山大學出版社、1987年6月。

閻稚新『李大釗和馮玉祥』解放軍出版社、1987年4月。

王干国『政治協商會議史略』成都出版社、1991年8月。

王樹棟·強重華·楊淑娟·李学文編『陳独秀評論選編』上下、河南人民出版社、1982年8月。

王序平·劉沈剛著『劉斐將軍傳略』湖北人民出版社、1987年6月。

王振乾·丘琴·姜克夫編著『東北大學史稿』東北師範大學出版社、1987年3月。

王申『中國近代律師制度與律師』上海科學院出版社、1994年8月。

王璋琦『中華革命黨之研究』（台北）正中書局、1979年。

汪東林『梁漱溟問答錄』湖南人民出版社、1988年4月。

郭緒印主編『國民黨派系鬭爭史』上海人民出版社、1992年9月。

郭湛波『近五〇年中國思想史』龍門書店、1965年2月、香港影印版。

郭廷以『中華民國史事日誌』第1冊、中央研究院近代史研究所、1979年。

戈公振『中國報學史』商務印書館、1927年（戈公振『中國報學史』台灣學生書局版、1982年）。

管美蓉『吳景濂與民初國會』民國人物傳記叢書2、國史館、1995年6月。

季宇『段祺瑞傳』安徽人民出版社、1992年6月。

許金城『民國外史』近代中國史料叢刊第21輯、文海出版社。

金冲及·胡繩武著『辛亥革命史稿』全4卷、上海人民出版社、1980年7月-1991年9月。

荊知仁『中國立憲史』聯經出版事業公司、1984年11月。

胡偉希·高瑞泉·張利民著『十字街頭與塔—中國近代自由主義思潮研究—』上海人民出版社、1991年10月。

胡春惠『民初地方主義與聯省自治』正中書局、1983年。

谷鐘秀『中華民國開國史』近代中國資料叢刊651。

吳修芸『中國文化熱』上海人民出版社、1988年。

吳相湘『宋教仁—中國民主憲政的先驅』傳記文學出版社、1971年5月。

謝彬『民國政党史』文星書店、1962年。

朱建華·宋春主編『中國近現代政党史』黑龍江人民出版社、1984年。

周天度『蔡元培傳』人民出版社、1984年。

章開沅『辛亥革命與近代社會』天津人民出版社、1985年。

章君毅著、陸京士校訂『杜月笙傳』第四冊、傳記文學出版社、1989年6月再版。

蕭超然他『北京大學校史』上海教育出版社、1981年。

徐矛『中華民國政治制度史』上海人民出版社、1992年7月。

鄒魯『中國國民黨史稿』台灣商務印書館、1965年。

薛君度編『黃興新論』武漢大學出版社、1988年。

錢實甫編著『北洋政府職官年表』華東師範大學出版社、1991年9月。

曾慶瑞『魯迅評傳』四川人民出版社、1981年5月。

張魁堂『張學良傳』東方出版社、1991年5月。

張玉法『中央研究院近代史研究所專刊(49) 民國初年的政黨』中央研究院近代史研究所、1985年。

張晉藩·曾憲義『中國憲法史略』北京出版社、1979年。

張靜如·馬模貞『李大釗』上海人民出版社、1981年5月。

張枬·王忍之編『辛亥革命前十年間時論選集』第1卷下冊、三聯書店、1960年。

張仲禮『近代上海城市研究』上海人民出版社、1990年12月。

張朋園『梁啟超與民國政治』食貨出版社、1978年5月。

陳旭麓·何沢福『宋教仁』江蘇古籍出版社、1984年。

陳志遠主編『中國民主黨派史』天津大學出版社、1993年9月。

陳志讓『軍紳政權—近代中國的軍閥時期』生活·讀書·新知三聯書店、1979年。

陳漱渝『中國民權保障同盟』北京出版社、1985年。

陳茹玄『中國憲法史』近代中國史料叢刊第44輯、文海出版社。

丁文江·趙豐田編『梁啟超年譜長編』上海人民出版社、1983年。

鄭燦輝他編『宋慶齡與抗日救亡運動』福建人民出版社、1986年。

展恒拳『中国近代法制史』台湾商務印書館、1973年。

唐宝林『陳独秀伝（下）：從總書記到反对派』上海人民出版社、1989年。

董方奎『梁啓超与護国戦争』重慶出版社、1986年。

陶菊隱『籌安会“六君子”伝』中華書局、1981年。

梅臻韶『海上聞人杜月笙』河南人民出版社、1987年8月。

皮明和『唐才常和自立軍』湖南人民出版社、1984年。

費成康『中国租界史』上海社会科学院出版社、1991年

方漢奇『中国近代報刊史』山西人民出版社、1981年。

彭漪漣『中国近代邏輯思想史論』上海人民出版社、1991年5月。

熊月之『中国近代民主思想史』上海人民出版社、1986年。

楊威『杜月笙外伝』金陽出版社、1968年3月。

楊家駱主編『大陸淪陷前之中華民國』第二冊（国学名著珍本彙刊・政書彙刊之一）鼎文書局、1973年9月。

楊幼炯『近代中国立法史』增訂本、台湾商務印書館、1966年。

李雲漢『宋哲元与七七抗戰』伝記文学出版社、1978年9月。

李何林編『近二十年中国文芸思潮論』生活書店、1971年。

李劍農『戊戌以後三十年中国政治史』中華書局版、1980年。

李新他主編『中華民國史』第2編第1卷、中華書局、1987年。

劉惠吾編著『上海近代史』上、華東師範大学出版社、1985年。

劉壽林『辛亥以後十七年職官表』（近代中国資料叢刊第5輯）。

梁漱溟『東西文化及其哲学』商務印書館、1987年影印版。

林非・劉再復『魯迅伝』中国社会科学出版社、1981年12月。

林茂生・王維礼・王檉林『中国現代政治思想史』黑龍江人民出版社、1984年。

呂偉俊主編『宋哲元』山東大学出版社1989年5月。